



日本随筆大成

第二期 巻五

日本随筆大成第二期巻五

収載書目

玉石雑誌 栗原信充
二川随筆 山川素石 細川宗春
飛鳥川 著者不詳
続飛鳥川 著者不詳
江戸雀 著者不詳
積翠閑話 中村経年
閑窓筆記 西村遠里
尾崎雅嘉随筆 尾崎雅嘉

宮内省御用掛
文學博士 關根正直先生

東京帝國大學史料編纂官
文學博士 和田英松先生

宮内省圖書寮編修官 田邊勝哉先生

監修

日本隨筆大成

第二期第五卷目次

日本隨筆大成第二期第五卷

凡例

本集には、先進繡像玉石雜志、二川隨筆、飛鳥川、續飛鳥川、江戸雀、積翠閑話、尾崎雅嘉隨筆、閑窓筆記の八種を收む。

先進繡像玉石雜志　九卷　栗原信充

こは正編にして九卷を十冊に分てり。著者は本邦の典故に精しく、古人の肖像を摹搨するを喜ぶ。この書、南朝の忠臣權大納言北畠親房卿以下贈從三位藤原爲子に至る二十四人の肖像を摸寫し、その小傳を掲げ、或はその筆跡を摹し、或はその居室什器及戰處游躅を圖して、これを附記す。書名を玉石雜志といへるは、その賢不を擇ばざるを以てなるべし。天保十四年六月藻海川田興の序あり。見返に東都書林尚友堂發兌とあり。卷尾に男信兆圖畫幷校、天保十四年壬九月廿三日、栗原孫之丞信充藏板とあり。續編五卷（十冊）あり。

著者の略傳は、第一期卷九所收の又樂庵示蒙話の解題下に記述せり。

二川隨筆　二卷　山川素石・細川宗春

織田信長時代以來の雜事を漫錄したるものなり。山川、細川兩人の合著なるにより、「二川隨筆」と稱す。享保七年乙巳三月成れりと云ふ。群書一覽に、「洛下の醫師青山玄黛俊現の序あり」とあれど、この

書の天保十五年孟秋蟫癡道人長祚の跋には「此本白藤鈴木氏ノ許ニ借得テ、鈴木氏コレヲ閑叟新樂氏ニ借ヨシシルサレタリ、然ニ青山玄黛ノ序ナシ、豈初ヨリ脱失セシモノカ」と見えて序文無し。所收本は無窮會神習文庫本に據れり。

著者山川素石は信意と號し、細川宗春は季明と號す。共に京師の醫師なり。

飛鳥川　一卷　著者不詳

續飛鳥川　一卷　著者不詳

飛鳥川は、主として享保年間より文化年間に至る、江戸の風俗を記したるものにて、柳亭の隨筆其の他に多く引用せられたり。文化七年八十九翁の撰とあり。その何人なるかを詳かにせざれど、書中に、「昔我等如き御目見以上云々、」とあれば、旗下の士なるべし。

續飛鳥川は、前書の續編なり。多く江戸の名物及び當時流行せし振賣の風俗呼聲等を記述せり。共に江戸風俗研究の好資料なり。書名は、世態の定まりなく變遷するよりとりたるなるべし。二書共に帝國圖書館本に據れり。新燕石十種にも收めたり。

江戸雀　十二卷　著者不詳

この書は、京雀、難波雀と共に、俗間に三雀と稱して喧傳せらるゝものゝ一なり。御城之初幷年中御規式之事より始めて、方角順道の事を亘細に說明し、間に寺社の緣起、名所舊跡の說明を記し、著者の和歌俳句をも附記せり。挿繪は、有名なる菱川師宣の筆にして、江戸の風俗を描寫せるものなれば、當時の風俗を研究するの好資料なり。序に「我に等しき旅人の下著して後、寺社名所、武家屋敷、町小路

を一見仕侍らんと云ども、第一方角を知らず、殊に道筋喎斜として竪横直ならず、去るに依て往來しがたし。汝我ために是を教へてんやと云。予答て云、我もと當地の者にあらず。貴邊と同國たり、此地へ來て星霜をふる事十餘年に及べり。故に有まし所々の順道を知れり。我朋友の案内に、武家屋敷民家の町等をしるさん、又寺社名所舊跡を入て、見ぬ世の友になりもやせんと、雜紙のしわをひきのばして、をづ〳〵筆を取そめて大路をしるすにぞ云々。漸々かきつゞけてこそ一部の書となしてんげり。國の人いへるは、汝よくしれり。江戸雀にやといひてければ、去ば燕雀鴻鵠の心を知らずといひて、はかなき縦に上たれば、百になれども踊忘れずして、よしなき笑草をつくり、しかあれば此題號を、譽友の言葉に付て江戸雀と名付けんとて、傍にさし置「ーと見えたり。奥附に、延寶五年丁巳仲日、武州江戸之住繪師菱川吉兵衞、江戸大傳馬町三丁目鶴屋喜右衞門板とあり。所收本は帝國圖書館に據れり。近世文藝叢書にも收めたり。

積翠閑話　四巻　　中村經年

小説家松亭金水の漫筆にして、遊女の異名、歌の德、茶の能否、應報等十八條あり。挿繪は歌川國芳の門人なる梅の本鶯齋の筆に成る。書名は著者の別號を積翠と云ふに據れり。嘉永二乙卯孟夏鸎溪樵夫の序あり。奥附に、安政五戊午初春刊、中村氏藏版とあり。同年立春發行、書肆は京都俵屋孫兵衞、吉野屋仁兵衞、大坂河内屋茂兵衞、河内屋藤兵衞、江戸丁子屋平兵衞なり

著者中村經年は、戯作者なり。江戸の人、名は保定、通稱は源八、松亭金水と稱す。別號積翠道人と云ふ。手跡を教授して活業とす。文久二年一五二二〇十二月十二日歿す。年六十六。太平樂皇國氣質、日本百將傳一夕話、松亭隨筆、其の他戯作數種あり。

尾崎雅嘉隨筆　一卷　尾崎雅嘉

博覽なる著者の考證隨筆にして、人をあがめて樣といふ、人々御中、つぼね等三十餘項あり。著者の略傳は、第一期卷二所收の蘿月庵國書漫抄の解題下に記述せり。

閑窻筆記　五卷　西村遠里

自序には庭の落葉と題せり。卷一開帳參、殺生放生、卷二貨殖之善惡、瓦の紋、卷三難產之不審、志賀寺上人、卷四飛鳥川、上京七社、卷五上口下口、余所之夢、無言棲遑の十一條を揭げて、自己の所思を舒べ、世俗の敎訓の料としたるものなり。安永八年己亥夏四月の自序あり。奧附には、文政七年冬十月發行、浪速書林、心齋橋通南久太郎町鹽屋山本長兵衞と記せり。

著者西村遠里は、京都の國學者にして、雨中問答、居行子等の著あり。

官許

柳菴栗原氏編

先進繡像

玉石雜誌

先進繡像玉石雜誌目錄

余齠齔より文武聞人達士奇伎名工の名を集錄することを好み、長ずるに及て、系譜に就て年齒行狀生卒を劄記し、又肖像墨蹟より其遺愛の器械を圖寫簏中に收め、時々牀頭に貼着し、焚薌して其高風餘韻を歆羨し、其胸襟心情を追慕すること久し。是歳秋、尙友堂岡村生、川尻氏を介して余家に來り、梨棗に壽せんと云。孟子の所謂一鄕の善士の天下の善士を友として足らず。古の人を尙論すと云を學ばんとには非ず。たゞ小兒輩溫故の階梯ともならば、幸甚と云。

柳蒼陳人栗原信充誌。



北畠權大納言源親房卿像



北畠入道宗玄准三宮像

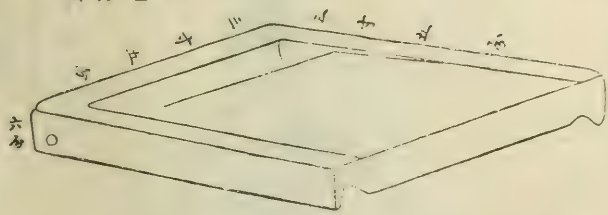
親房卿入道して宗玄と云

北畠親房卿銅硯

伊勢國松坂小野田氏所藏

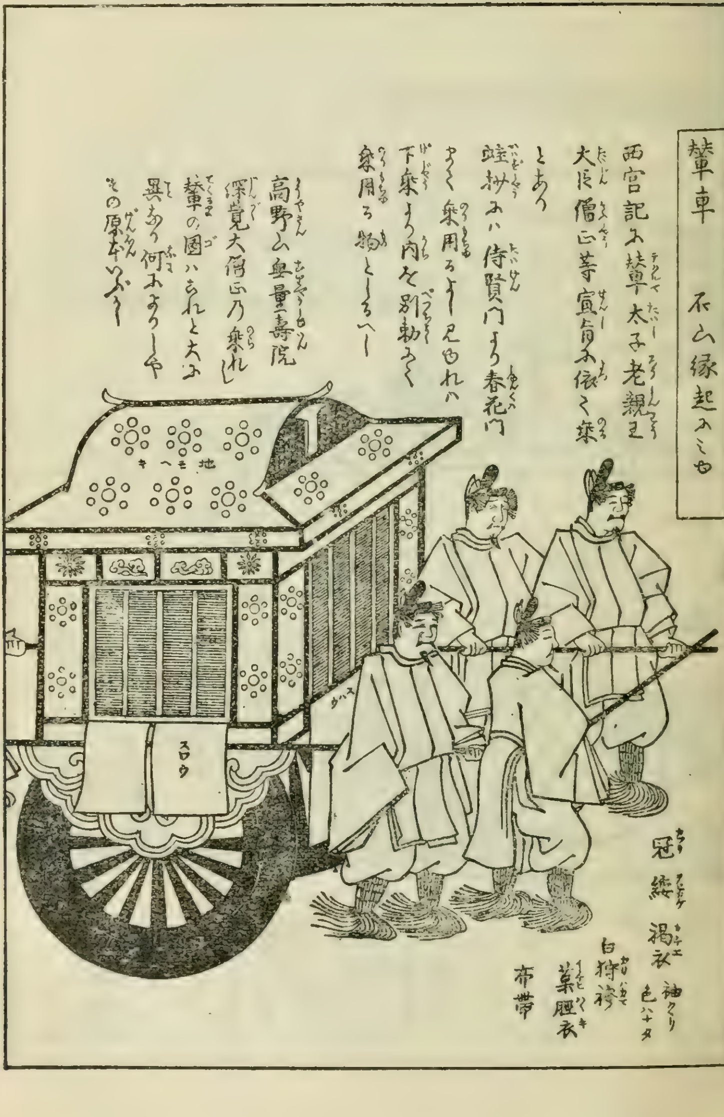
小野田某ハ北畠親房卿に
仕へ忠功ありしかば大
湊出張乃時に此銅硯及
宝を與へてやがて松坂に
住まへと命ぜられしといふ

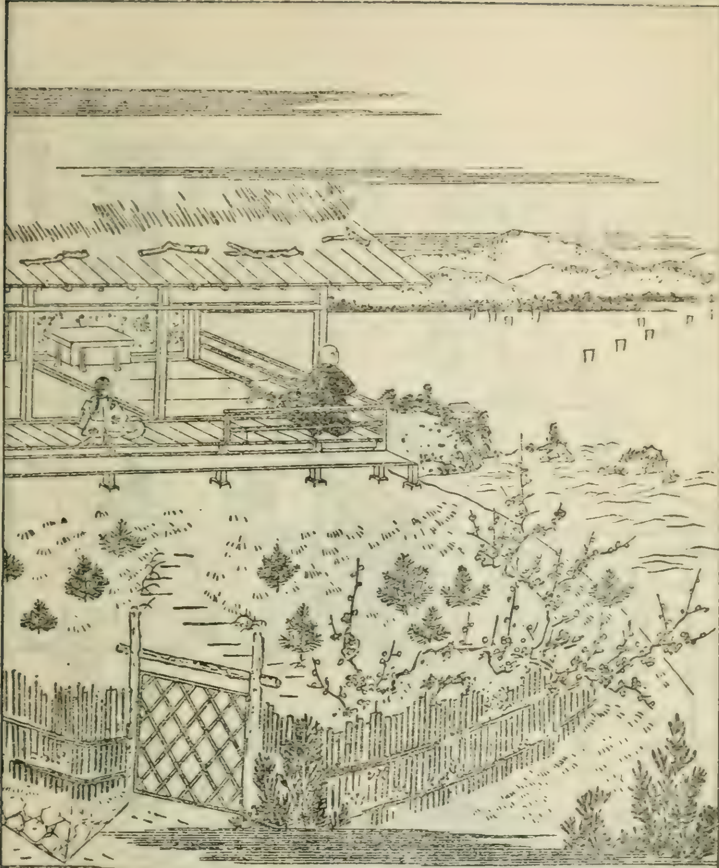
表



裏




輦車　本山縁起にミゆ
西宮記に輦車太子老親王
大臣僧正等宣旨に依て乗
とあり
蛙抄には待賢門より春花門
まて乗用るよし見えたれハ
下乗より内を別勅にて
乗用る物としるへし
高野山無量寿院
深覚大僧正乃乗れし
輦車の図ハこれと大に
異あり何によりしや
その原本いぶかし
スロウ
冠
緌
褐衣
袖くり
色ハナタ
白狩袴
藁脛衣
布帯



北畠入道准后樵葛軒を営しくあふ閑居し常に南山を望んで軍機をめぐらされしとかや

先進繡像玉石雜誌 第一

栗原信充 編

北畠入道宗玄准三后〔親房卿〕は、村上天皇第七皇子中務卿具平親王十二代の孫なり。父入道前權大納言正二位源師重卿、母は入道左少將隆重朝臣女、永仁元年誕生ありけるを、祖父大納言師親卿の養子として、其年六月廿四日從五位下に叙し、嘉元元年正月十一歲にて左少將、やがて右近衛中將にうつり、德治三年十六歲にて從三位、延慶三年正三位して參議に任じ、同四年左兵衛督にて檢非違使別當になされ、「その年權中納言に任じ、正和四年四月十六日、祖父入道大納言師親卿薨ぜられしかば、父の喪に准じ籠居給ひ、權中納言を解かせられき。然るに同五年正月五日正二位に叙せらる。〔割註〕喪葬令には、父母服紀一年、養父母五月とあり。父の喪に准ぜらるゝと云は、一年の服なり。正月はいまだ服の內なれども、遠くは慶雲二年十二月紀男人、父の服中百五十四日にて叙位せし先蹤、近くは德治三年四月十二日、菅三位在兼卿の父在嗣卿薨ぜられて後、二百三十三日にして正三位に叙せられし先例と同じかるべきにや。」文保二年權中納言に還任あり。〔割註〕親房卿權中納言を解き給ひし闕に、三條公秀卿ならせ給ひき。當時服者の闕を補任あることとなれば也。是も應永の頃よりは、服者の闕を任ぜらるゝに及ばずなりき。」同三年中納言に轉じ、元應二年十月淳和院別當に補せられ、元亨二年正月十三日、實父師重卿の喪に遭と云ども、「亡祖父の遺命に依て、重服の儀を用ひられず。たゞ五旬の內籠居ありて、三月六日除服出仕の宣下あり。〔割註〕正和四年九月廿五日、入道左大臣公衡公薨ぜられし後、中納言實衡卿服解ありしか共、六十一日にして十一月廿五日復任ありしを速なりと云つるに、親房卿は五十四日にて出仕あり。是ぞ今の父母五十日と云ことのはじめなるべき。」同三年正月、權大納言に轉任ありて奨學院別當を

兼給ふ。〔割註〕兩院別當は、源氏公卿第一たる人、補せらるゝと云ども、鳥羽院勅定に依て、中院右大臣雅定公の家に付せらるゝよし、職原抄に註せらる。」正中二年正月、内教坊別當に補せられ、元德二年九月十七日、卅八歳にて出家あり。法名宗玄、齢いまだ四十にも滿たざる人の、何事か意に協はで世を遁れ給ふにやと云に、太宰帥世良親王早世ありし哀みの餘りとかや。〔割註〕世良親王は、後醍醐天皇第四皇子にて、母は民部卿三位局と申、親房卿妹なり。護良親王と同母に在ます。太平記に三位局を阿野公廉女とし、准后宣旨ありし新待賢門院のごとくするは誤なり。」外戚の親みにては甥におはしますのみならず、幼稚の御程より預り奉りて養育しまいらせける恩愛は、ことはりとぞ聞えし。されども親房卿は、伏見、後伏見、後二條、花園、當今五代に歷仕し、有職の聞え高く座しければ、此卿の致仕隱遁は、偏に朝家の衰ふべき先兆と傾け申人も多かりけるとぞ。然るにいくほどもなく、元弘の亂出來て、主上、隱岐國へ遷幸ましまし、宸襟を荒服の外に傷ませ給ひ、兇悍無賴の叛臣に苦しめられ玉ふこと、承久の往迹にひとしく、大塔宮尊雲親王は、智謀たくましく御座て、獨り東夷の辱を受させ玉はず。晝は野草の蕉にかくれ、夜は孤村の衢に彳み、千辛萬苦を盡され、遂に四方の義兵を帥ひ、中興恢復の洪業を開かれしも、親房卿の陰に籌策を旋らされし功鮮しといふべからず。元弘二年、准大臣の宣下有て從一位に叙せらる。〔割註〕出家の後は、有位も無位になることとなり。三代實錄に、貞觀元年、四品人康親王出家と記されて、十四年の條に、无品人康親王薨とあるにて知べし。然るに仁和寺の覺行法親王の三品に叙せられしを始として、後のちはめづらしからず。人臣にて出家の後叙位ありしは、親房卿を以て初と云べきか。入道の後、准大臣も此卿を以てはじめとすと云。」同三年八月五日、子息參議從三位顯家卿、陸奥守を兼玉ひ、義良親王を具し奉りて任國に下向ありし時、入道一位相共に陸奥國へ下らせ玉ひ、東夷鎭撫の威嚴を指揮して、また京へ歸り登られける途中、前代蜂起して都鄙もの騷がしく成り、足利尊氏卿討るべしなど評定ありし時、その罪いまだ明らかならざるに、忽ち元弘の忠勤を棄てらるべきに

あらずと宣ひしをば、勲功の勇士等、深く志を通はして喜びあへり。然るに尊氏卿、護良親王を弑し奉りしこと、たしかに都へ聞えしかば、さらば尊氏卿追討有べしと定められ、新田左中將義貞朝臣を節度使として、關東へ下されけるに、義貞朝臣、箱根竹下の合戰利なくして都へ還り登りし跡を追て、尊氏〔割註〕朝敵となりし後は卿の字をはぶく。」大軍を引率して上洛せしにより、延元元年正月十日、主上、山門を憑ませられて臨幸ありける時も供奉せられて、西塔の淨土院に住せられしとなり。〔割註〕皇居は東坂本大宮の彼岸所なり。淨土院は餘り路嶮しく程遠く便宜あしゝとて、後は坂本へ移られしと、淨土院の舊記に見ゆ。」主上、尊氏の申に從はせられ、謀て還幸ありければ、入道一位は、伊勢國へ下向ありて度會郡に坐ましき。其年主上、芳野山へ臨幸なりしかば、入道一位、伊勢國より芳野殿へ參られて、朝敵追討の籌策を補佐有しに、鎭守府將軍顯家卿、阿倍野にて討死し、新田左中將、足羽にて流矢に中て命を殞し玉ふ由聞えしにより、君臣みないろを失へり。然るに結城上野介宗廣入道道忠が勸め奉る旨に同ぜられ、義良親王に鎭守府將軍顯信卿、〔割註〕親房卿三男、顯家卿の弟。」結城入道等をさし添、入道一位を補弼として、延元三年閏七月廿五日、伊勢國へ下向ありて、八月十七日、兵船五百餘艘に乘り、伊勢國大湊より纜を解て、萬里の雲波に帆を揚げられしに、九月十一日の宵より、俄に海上波高く風すさまじく、天龍灘をもみにもふて、伊豆の三崎、大島、めらの湊、かめ川、三浦、由井の濱、浦々津々へ吹よせられ、みな散々になり行きける中に、義良親王のめされたる御舟たゞ一艘、風に逆ふて伊勢國へ吹返しけるこそ不思議なれ。入道一位の船は東海はるかに吹流し、常陸國内海の湊に吹着たり。此邊は小田治久が知處なり。即小田城に入て關東の官軍を招き、逆徒誅戮の謀を盡されけるに、八月十六日、主上芳野殿にて崩御ましまし、義良親王踐祚ありつれども、山中の皇居といひ、爭亂の際、即位の朝儀闕けたること多かりけむを、入道一位心憂く思ひ玉ふの餘り、神皇正統記を著はして、三種の神器を帶し給ひて、天照大神の正統は、芳野皇居におはします由を、明らかに論辨せられたり。その後また、

職原抄を著はして、芳野殿へ進らせ玉ふ。

神皇正統記、今猶世に傳はる。慶安二年二月の刊本あり。群書類從の本なり。櫻雲記に、興國元年、北畠源大納言親房卿、神皇正統記を作りて、常陸國より吉野へ獻上すとあり。興國元年は北朝曆應三年なれば、天保壬寅より五百四年前なり。親房卿四十七歲の時なり。職原鈔は、興國二年吉野に於て編集す。一卷の文書をも考へずして筆記せりと云說あれども信じがたし。櫻雲記に、「興國二年、〔割註〕北朝曆應三年。」新帝、〔後村上天皇〕吉野を帝都とすといへども行宮殿閣なく、月卿雲客微少昇進除目殆と斷絕せんとす。於是二月下旬、源親房、常陸小田城に居して、職原鈔二卷を作りて吉野へ獻じ奉る。百官諸位職掌を指すが如し。末代に至て帝都の龜鑑と云つべし。親房卿、博識才學あり。今東國に在りて、文書の一卷も不讀して輙くこれをあらはす。只凡人の所作に非ず云々とあるに從ふべし。

奥州下向の官軍、遠江灘にて難風に逢て漂流せし由聞えたりしが、入道一位は、小田城に入て義兵を集め、宇都宮綱世が籠りたりし城を攻落し、「鎭守府將軍顯信卿は、奥州に下向ありて白河城に楯籠り。其勢漸く國中に振ふと云程に、「吉原、佐竹の一族馳向ひて合戰を致しけるが、寄手打負て引退き、興國三年八月、宇津峯宮、春日中將顯時、一條少將具信、唐橋肥後守經泰、刑部大輔秀仲等小田城に來り、入道一位に力を合せ、奥州にては伊達宮内少輔行朝、〔割註〕山蔭中納言十六代の孫にして、中納言政宗卿十一世の祖なり。」田村庄司南部滴石の輩宮方になり、斯波、岩手兩郡へ打て出、稗貫出羽守幷に一族多く討死し、あくれば興國五年三月廿九日、佐竹、結城、相馬の一族、小田、關兩城へ押寄て戰ひけるが、四月二日の戰に、寄手の大將結城直朝をはじめとして、佐竹が一族百餘人討死して引退く。おなじく五日、春日中將顯時朝臣、關、小田兩城加勢のため、伊佐城より出て野伏を驅催し、寄手の兵糧を取きらんとせしにより、寄手終に打負て引返す。爰に於て鎌倉の執事高三河守師冬、五月廿二日、關、小田兩城を攻んため發向し、六月十四日、常陸國方穗庄に陣をとり、同じき十五日、小田の近處なる三村山に

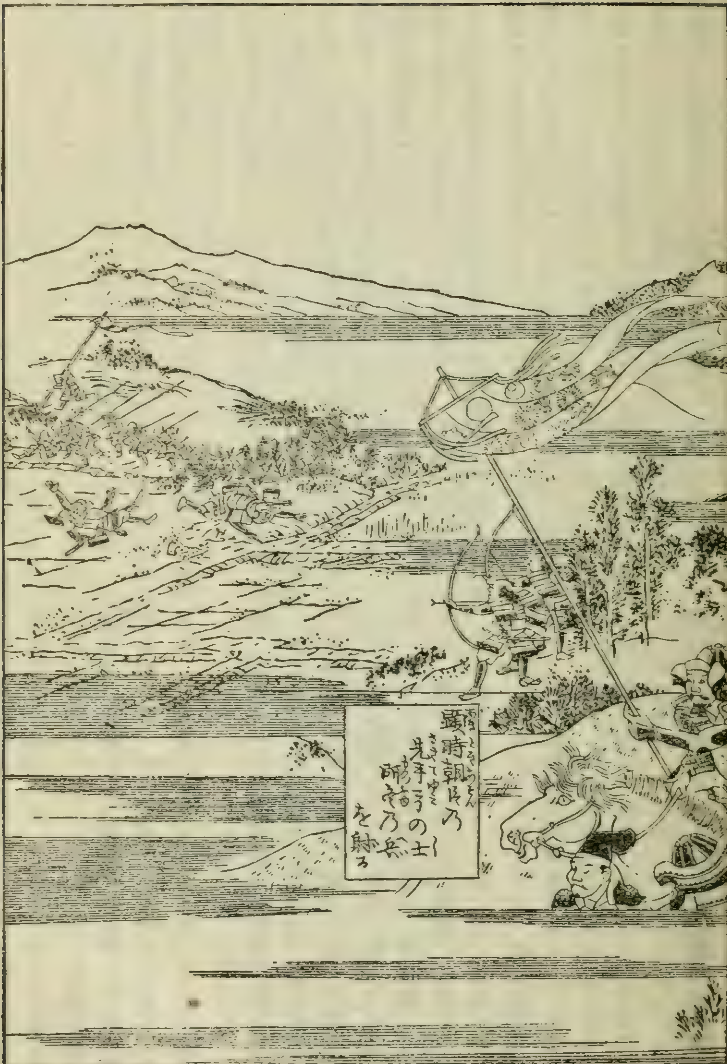
打上り、大軍の押寄る勢を見せて、矢合もなく數日を送る。鎌倉より小田に至る國は、相模、武藏、下總、常陸と四國に渉ると云ども、行程三十里餘に過ず。然るを五月廿二日より六月十四日迄廿三日を經て、はじめてその城に迫るものは、親房卿名家英雄の公達として、朝儀の典故に精しくおはしますのみならず、胸に太公望、管敬仲が志を蘊め、孫呉が兵法に鍛錬にましますを以て、師冬もいかなる智謀やめぐらし給ひけんと、其軍立を計りかねて速に進まず。たゞ遠寄にして、籠城の士卒の鋭氣を挫かんことを謀りしとしらる。

おなじき月廿三日、入道一位、士卒を勇めて、師冬が三村山の陣へおし寄て、短兵急に攻玉ひしほどに、師冬が兵千餘人討死す。これを見て師冬、三村の要害を引退く。あくれば廿四日の早天に勝ほこりたる官軍、師冬が陣へ押寄ると云ども師冬出合ず。野伏軍して引返す。

高三河守師冬、小田城に寄來るを、興國四年の夏なりと云説もあれども、南朝紀傳に日次を追てこれを記すこと詳なり。依て是に從ふ。師冬は高武藏守師直の猶子にて、是より後七年正平四年、〔割註〕北朝貞和五年なり。」尊氏の三男左馬頭基氏の執事として、上杉民部大輔憲顯と共に鎌倉に下向有しなり。其頃は播磨守と云。

七月七日、武藏國住人吉見彦次郎頼武、〔割註〕蒲冠者範頼朝臣玄孫、吉見次郎爲頼の三男なる由系圖に見ゆ。」入道一位の招きに應じ味方に馳來る。師冬、官軍に新手の加はるを見て、駒楯城に引退く。廿七日、師冬が謀にて、夜に乘じ闘、小田兩城を襲ふと云ども、入道一位、かねて此事を知て用意ありしかば、寄手却て利を失ふ。廿八日、入道一位の兵進て、師冬が軍兵を籠たりし八町目垣木鷲宮善光寺山四ケ所の城々を燒拂ひ、また飯沼の舘を攻落し、その夜、師冬が陣屋を燒討にす。師冬、沒落して行方をしらず。九月、師冬ふたゝび大軍を起して寄來る。時に長沼駿河守宗干、〔割註〕佐藤太秀郷四代小山兼光の五代孫、小山四郎政光二男長沼淡路守宗政七代の孫なり。父は淡路守秀行と云。」忽に凶徒に與し


関の城
頼將朝臣師冬を
討て関城乃
圖たとく
信光寫


顕時朝臣乃
先手弓の士し
を射る

て、却て味方を射る。此頃、入道一位幷に顯時より、陸奥國白河の結城親朝父子に加勢を請ふと云ども、親朝、内々志を凶徒に通はすが故に催促に從はず。十月に及で小田治久も、師冬にかたらはれて凶徒にくみす。こゝに於て入道一位、宇津峯宮、春日中將具信以下關城に入給ひしが、一所に籠城は謀なきに似たりとて、宮と顯時朝臣とは下妻城へいらせ給ひ、下妻正員が幼稚にして軍務に堪へざるを助け玉ふ。〔割註〕下妻氏は、小山下野守朝政の孫、小山出羽守長村を祖とす。長村、小山と稱するに至て、弟の修理亮長政、下妻の家を嗣ぐ。其子三人長子政泰、次男景政、三男を下妻入道長光と云。正員は何人の子と云ことをしらず。」

十一月三日、師冬、小田治久、佐竹上總介貞義、〔割註〕新羅三郎義光十代孫、常陸水戸城主。」等を催して、作田庄に着陣す。同八日、師冬、關の城の大手に押寄二手にわけ、師冬は大寶沼の邊北寺山に打て出、關、下妻兩城の往還路を塞がんと擬し、師冬の一族三戸七郎は、大平、高橋、武州、常州の勢數千騎を率し、大寶の城の南長峯に打上て、城を眼下に見て、戰を一時に決せんとす。此時、關東大かた、逆徒〔尊氏方〕に與力し、常陸國も小田、佐竹逆心せしかば、國中大かた敵に馳加はり、今は關、下妻、伊佐、眞壁、西明寺、中郡の六城のみ、入道一位の味方として、勇氣凛々たること、異國、本朝にかゝるためしを聞ず。こゝに春日中將顯時朝臣、一條少將具信、城中の勇士をすぐりて打て出、師冬が陣へ馳向ひ、息をも續がせずもみにもふて攻たりしかば、師冬が手の者、立足しどろになりて、右往左往に敗軍す。官軍たゞ一時に打勝ぬといへども、敵は次第に勢加はり、味方に馳參る官軍もなかりけるにより、入道一位、使を白河へ遣はし、速に勢を率し、後卷せらるべき由、一封の書翰に千萬の意をこめて言贈りけるに、親朝無勢の由を申て、出陣の催もなかりけるは、父上野入道道忠、兄の太田判官親光が亡魂、いかにくやしと思ふらんと、餘所の袂を濕ほせり。十二月に至り、師冬何とかおもひけん。人數を引あげ、小田の城へ引籠り官軍に屬し、關、下妻の城々に籠れる兵を味方にせんために、其等が一族共

の師冬が陣にあるものをして、時々これを誘はせければ、忠義篤き勇士等も籠城に退屈して、結句官軍を疎む色をあらはし、顯信卿の陸奥國におはして、官軍を催促せらるゝといへども、國人半は逆徒に與し、剰へ結城親朝こゝろ替りして、師冬に志を通はすよし聞えければ、白川の路ふさがりて、宮方の城々次第に落失けるにより、二月十五日、一位入道より親朝の許へ書翰を送られける。〔割註〕此書翰を關城書と云。忠心義膽文面に顯はれ、讀むもの、涙を落さゞるはなし。諸葛孔明の出師表に比すべし。」然るに正月十三日に、親朝は官軍合體の旗を卷て、凶徒一味の誓紙を、師冬が陣へ遣りけるぞうたてかりける事共なり。

結城修理大夫藤原親朝は、鎭守府將軍藤原秀鄕朝臣八代小山下野判官政光、〔割註〕下野判官とは下野椽を云。下野守を長官と云、下野介を次官と云、下野椽を判官と云なり。」次男結城上野介朝光と云。下野國結城に住しければ、結城とは名乘しなり。朝光の嫡孫上野介廣綱、これ左衛門督晴朝十五代の祖なり。廣綱の弟彌七左衛門祐廣、陸奥國白川郡に住してければ、白川結城と號す。祐廣長男宗廣上野介に任じ、後には入道して道忠と云。元弘の初より二心なき官軍にて、建武四年五月、伊勢國阿濃津にて病死しける。今はの際に、われ死とも佛を供養すな。佛を作るな。たゞ朝敵の首をとつて、わが墓の前に切かけよと、苦しき氣を繼もあえず遺言せりと、太平記に見えたる結城入道が嫡男なり。然るに父が言葉のいまだ絕えざるに、不義不忠の凶徒に與せしは、孝なく忠なき人非人とは、是等をこそ云べかりけれ。

師冬、あまたの礦夫をやとひ出し、關城を堀らせけるに、礦夫ども夜晝息をもつかずほりける程に、關城の塀際ちかく堀ぬきたらんとおもふ時、大地震動して、數千人の礦夫ども、一人も殘らず壓にうたれ、地道の中に死けるこそふしぎなれ。かくて後は、寄手、城の近きほどに柵をふり、鹿垣をかまへ、但遠卷にこそしたりければ、城中より兵を出して、柵を引のけ鹿垣を燒拂ひなどしけるといへども、凶徒日

々に勢加はり、官軍夜々落失ければ、入道一位、今は是迄なりとて、宇津峯宮を供奉し奉り、城を開いて芳野殿へ歸り參らせ給ひ、時々紀州あるひは伊勢國へ打て出、官軍の勇氣をはげまし、方便を千里の外にめぐらされける内、正平五年、足利直義入道惠源、高武藏守師直と中あしくして、終に尊氏と合戰に及ばんとて、芳野殿へ降參を請申せし時、諸卿僉議ありて許さるまじき由定申せしを、入道一位、漢高祖と楚項羽と鴻溝を境ふて和睦せし故事を引て、僞て勅勘御免の綸旨を申出しけるをば傾け申人もありとかや。同六年、准三宮の宣旨ありて、輦車にのり宮中に出入ことを許され給ふ。

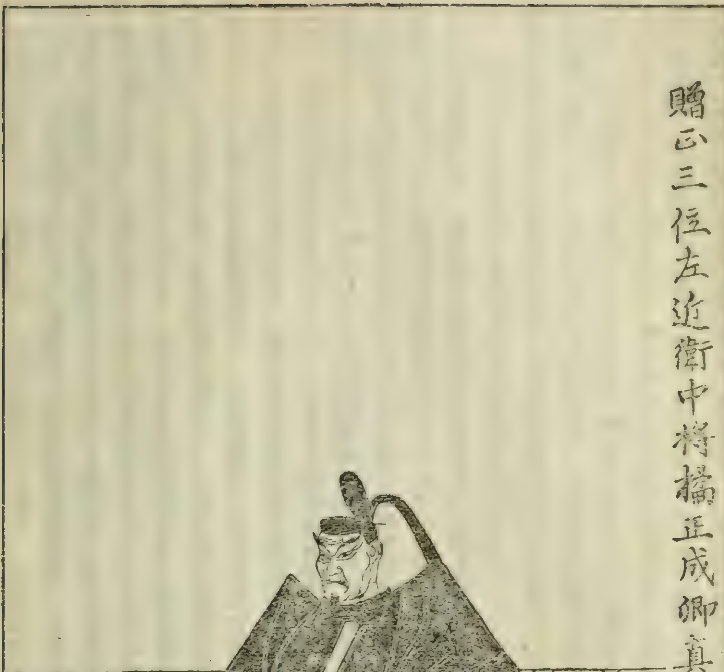
准三宮とは、太皇太皇后宮、〔割註〕天子の御祖母。」皇太后宮、〔割註〕天子の御母。」皇后宮、〔割註〕天子の御妻。」を云。人臣を以て此三宮に准ぜられしは、染殿大臣忠仁公〔良房公〕を初とす。文德天皇崩御の後、淸和天皇即位、幼稚に在を以て、忠仁公攝政の宣旨蒙らせ給ひしに、太皇太皇后宮〔割註〕藤原順子、仁明天皇の后、文德天皇の御母后なり。」は忠仁公の妹、皇太后宮〔割註〕藤原明子、文德天皇の后、淸和天皇の御母后なり。」は忠仁公の女なれば、三宮に准じて食封を賜はりしなり。後々外祖たる人、多く宣下ありてめづらしからず。准后とも畧しては云なり。但入道の後に准后の宣下ありしは、東三條攝政關白大相國〔兼家公〕を初とす。東三條殿は一條院の外祖に在す。

おなじき七年閏二月十五日、主上、〔割註〕南朝後村上天皇、北朝崇光院の文和元年。」芳野殿より天王寺へ行幸なる。入道准后〔親房卿〕の指揮により、中院右衛門督顯能、〔割註〕親房卿三男、伊勢國司の祖なり。或は中院貞平の子なりと云。」伊賀伊勢軍兵三千餘騎を率して馳參りければ、同十九日、八幡へ行幸成て、田中法印の坊を皇居になされ、同廿七日、官軍京へ打入、足利義詮、忽に近江路さして落行ければ、入道准后および顯能卿まづ京に至り、萬事の成敗を執行はれ、持明院本院、〔光嚴院〕新院、〔光明院〕主上、〔崇光院〕東宮、〔後光嚴院〕を吉野の奥賀名生と云處へ移し奉り。梶井二品尊胤法親王をば、金剛山の麓へおしこめ奉る。

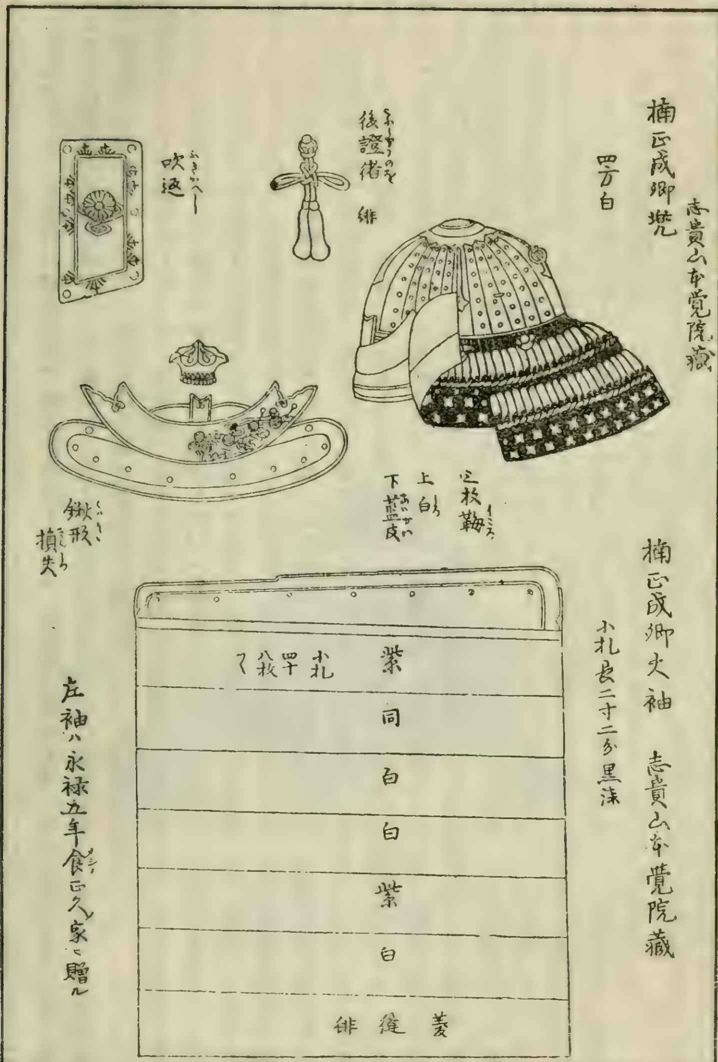
後醍醐天皇芳野へ臨幸の後、光明院即位ましまし、南北兩朝と分れたりしが、正平七年二月に至迄十六年、新田楠以下の官軍、晝夜をいはず長幼を論ぜず、何事に心を勞し力を勵ますぞや。たゞ鳳輦を帝都に還幸なし奉り、宸襟を休め奉るべき謀のみ。然るに准后〔親房卿〕父子の忠誠により、官軍義勇の篤に依て、北朝の天子を南山に幽閉し奉ること、多年の鬱懐一時に開くと云べし。

帝都舊に復して僅に十四五日、東夷西戎王化に服せず。足利義詮に與力しければ、三月十一日、義詮都へ攻寄る。其勢數万騎に及ぶ由聞と等しく、官軍八幡の御陣へ引返され、八幡にもこらへさせ玉はず。五月十一日、河内國まで還幸なる。入道准后、これを見て官軍戰の罪にあらず。偏に帝德の至らせ玉はざるが故とおもはれしにより、紀伊國名草郡和歌浦の北山に草菴を營み、林鶯軒と名付、憶西翁と名を改め、終焉の地に定められけるは、功なり名遂て身退きし、陶朱公が跡を慕ひ、侃山子の〔藤房卿〕志を摸さるゝと云べけれども、實は知レ幾者吉之先乎といふ繫辭の聖旨に從はれしなるべく、文事あるもの必ず武備ありと云言の信ずべきをしる。かくて正平十四年〔割註〕北朝延文四年。」四月十八日庚辰、春秋六十七歲にして、林鶯軒に薨ぜられしとかや。〔割註〕林鶯軒は、即紀州和歌山御小人町に、今林鶯山憶西院長覺寺と云。東本願寺御坊留守居是なり。寺中に師重卿御墓あり。」天保壬寅に至て四百八十四年、〔割註〕正平九年薨と常樂記にあるは信じがたし。」

贈正三位左近衛中將橘正成卿は、左近大夫將監正玄の長男にして、永仁二年甲午歲、河内國石川郡金剛山の麓に誕生あり。〔割註〕河内名所圖會に、石川郡水分村の領内山の井と云處なり。水分神社より戌亥の方二町計にあり。田圃の中に大將軍の祠あり。今方三間の舊跡をのこす。是れ正成卿誕生の地なり。」正玄の父を正俊と云、金剛山麓七鄕を領し、舘の四方に楠を多く植たりしにより楠殿と稱せしとなり。〔割註〕正俊を、或は掃部助盛仲と記せし系圖あり。」正俊は敏達天皇四代孫井手左大臣橘諸兄公十三代孫なりと云。〔割註〕或は十五代苗裔と云。太平記には、敏達天皇四代孫井手左大臣橘諸兄公の後胤たりと云ど


贈正三位左近衛中将橘正成卿真影
廣嚴宝蔵
禅寺安置

も、民間に下て年久しと見えたり。」正玄の妻わかゝりし時、志貴山の毘沙門に百日詣て、夢想を感じて設けたればとて、正成卿の幼名を多門丸とは申せしなり。〔割註〕今按に、河内國石川郡より大和國志貴山に至る行程凡十里餘に及ぶ。百日詣られしこと勇烈女丈夫と云べし。」元弘元年八月廿四日、後醍醐天皇、笠置山へ遷幸ありしのち、萬里小路中納言藤房卿を楠の館へ下され、東夷征伐のこと、一向正成を憑（たのみ）思召るゝよしを仰られしにより、正成卿、とりあえずしのびて笠置の皇居へ參られ、合戰の機密を言上ありて河内國へ歸り、赤坂千早の城廓を取立られ、一族所從を駈催し、官軍與力の義兵を擧られしかば、九月十一日、河内國より早馬を立て六波羅へ注進す。〔割註〕今考に、後醍醐天皇、笠置へ入御ありしは八月廿九日の由、笠置寺の舊記に見ゆ。又太平記に、九月三日笠置合戰と有。然る時は藤房卿の楠の館へ行向はれ、正成卿の笠置往復等を、地圖に依て推考するに、笠置より柳生、南都に出て當麻にかゝり、葛城山を越て石川郡なり。其道十八九里に餘れり。其日次（ひなみ）八月廿五日より九月二日迄八日の際にあるべし。赤坂の營築、九月二日より十日まで僅に八日の際に成就せしと見ゆ。其神速なること人力に非るがごとし。」六波羅にては、在京の武士大かた笠置へ馳向ひ、折節無勢なるにより、關東の勢を請ひけるに、足利治部大輔高氏、大佛陸奥守貞直を始め廿萬七千六百餘騎、九月廿日鎌倉を立て、同じく晦日先陣既に美濃尾張兩國につけば、後陣は猶いまだ高師、二村の峠にさゝへたり。〔割註〕今考に、九月上旬に笠置、赤坂の注進鎌倉に聞え、下旬に大軍鎌倉を發す。兵馬の設いかなればかく速に整へるにや。心をひそめて是を思ふべし。また高師、二村と云は、遠江國二川白須賀の間にある高師山と、參河國岡崎の二村山とを云。兩山の間今道十二里餘あり。美濃、尾張とは墨股、熱田邊を云なるべし。此間今道八里半あり。然る時は先陣後陣の間、今道三十里に及ぶ。廿萬七千六百餘騎を三十里に押行には、一里に九千二百騎に當る。一町に二百五十五騎なり。壹間に四騎並びとしらる。是けだし皇朝行軍の古法を伺ふに足りと云べきなり。」かゝるほどに、笠置の城既に落ぬと聞えし〔割註〕九月廿八日戌刻、笠置城放火、


楠正成卿兜
志貴山本覚院藏
四方白
後證符
緋
吹返
三枚鞠
上 白
下 藍皮
鍬形
損失
楠正成卿大袖
志貴山本覚院藏
小札長二寸二分黒漆
紫
小札四十八枚
同
白
白
紫
白
菱縫 緋
左袖ハ永禄五年食正久家ニ贈ル

烽遠篝

軍防令に、凡置レ烽皆相去四十里。〔割註〕今の四里廿二町四十間なり。」若有二山岡一隔絶。遂レ便安置者、但使レ得二相照見一不三必要限二四十里一。若須レ放レ烽者。晝放レ烟。夜放レ火。其烟盡二一刻一。火盡二一炬一といふ。義解に、炬は束薪なりとあれば、薪を燒て火をしめすとしるべし。また置レ烽之處相距各二十五歩とあり。一處のみにあらずと知べし。烽長は烽を守る長なり。烽子は烽をつかさどる丁なり。火炬は乾葦作レ心。葦上用二乾草一。節二縛處々一。周回挿二肥松明一とあり。後世の遠篝も、この類にて推て知べし。

河内國葛城山中、元弘年間楠正成卿遠かゞりを燒し跡を、今は鍋釜石といふ。



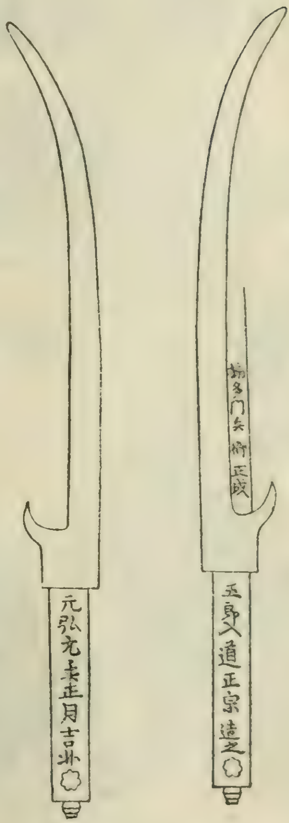
其位置かくの如し

此石の立處正成卿よりも前にて上古の烽の跡か。




楠正成卿
聖徳太子乃宝前へ
神馬を献し
画

楠正成卿兜割鐵刀



此刀世人よく知處にして、摹造せしものまた多くめづらしからずといへども。元弘元年は、正宗、鎌倉を去て上方に遊びし年なり。正成卿もいまだ河内國赤坂に龍潜のころなり。しかれば此事いつはりならんとも定めがたし。姑く存して後の訂正をまつ。

廿九日沒落」により、關東の大勢京都へは入者なく、直に赤坂の城へ馳向ひて合戰し、十月下旬雨烈しき夜に、正成卿僞て自害せし體にもてなし、赤坂城を燒。〔割註〕正成卿卅八歲、正行八歲の時なり。」赤坂すぐに落城し、正成自害せし由注進有しかば、六波羅にてもこれを實と思ひ、湯淺孫六入道定佛を地頭に居置たりければ、今は河內國に於ては、こと成ことあらじと心安く思ひける處に、元弘二年四月三日、正成卿五百餘騎を率し、俄に湯淺が城へ押寄て、息をもつがせず攻戰ふ。折節、城中に兵粮用意ともしかりければ、湯淺が所領紀伊國阿瀨川〔割註〕紀伊國有田郡阿瀨川村に、湯淺定佛の城跡あり。最湯淺氏は有田郡の人なり。」より兵粮を夜中に入れんとする由を、楠、ほのかに聞出し、路次にて是を奪ひ取、其俵に物の具を入、兵二三百人兵粮を運ぶ夫に出立て城中へ入らんとするを、楠が兵共、これを止めんと同志軍を仕たりける。湯淺城よりこれを見て、實に我兵粮を運ぶ夫とおもひたがへ、敵の兵を城中へぞ引入ければ、楠の兵、おもひのまゝに城中に入すまし、俵の中より物の具を出し、則時の聲を上たりける。城の外には楠同音に時を作り揉に揉て攻入ければ、定佛かなはず降人に出づ。楠此勢を合せて七百餘騎、和泉河內を切靡け大勢になりければ、五月十七日、住吉天王寺に陣をとる。此由六波羅に聞えしかば、隅田次郎左衛門通治、高橋又四郎宗康を軍の奉行として、五千餘騎を天王寺へさし向らる。同廿日、京都を立て尼が崎神崎柱松の邊に陣を取、遠かゞりを燒て明る遲しと待あかす。楠此由を聞、二三が所に燒せて相向へり。明れば廿一日、朝霧のはれまより見渡し、隅田高橋人ませもせず、橋より下を一文字に打渡し、手取にせんとぞはやりける。楠が勢これを見て、一矢射違ふる迄にて一戰もせず、天王寺の方へ引退く。隅田高橋勝にのり、人馬の息をもつがせず、天王寺の北の在家迄追たりける。楠よきほどに六波羅勢をつからして、勝りたる軍兵二千餘騎を三手にわけて、一手は天王寺の東より敵を弓手にみて駈出つ。一手は西の門の石の鳥居より魚鱗かゞりに駈出、一手は住吉の松の蔭より鶴

翼にひらき合す。隅田高橋これを見て、此邊は馬の足立あしきぞ。廣みへ敵をおびき出しかけ合せかけ合せ、勝負を決せよと下知しければ、五千餘騎渡邊の橋をさして引返す。楠、これを追駈て、渡邊の川岸にて戰けるに、隅田高橋打負て、はふ〳〵京へ引返す。其翌日、何者かしたりけん。六條河原に高札を立て、

渡邊の水いかばかりはやからんたかはし落て隅田流るとは

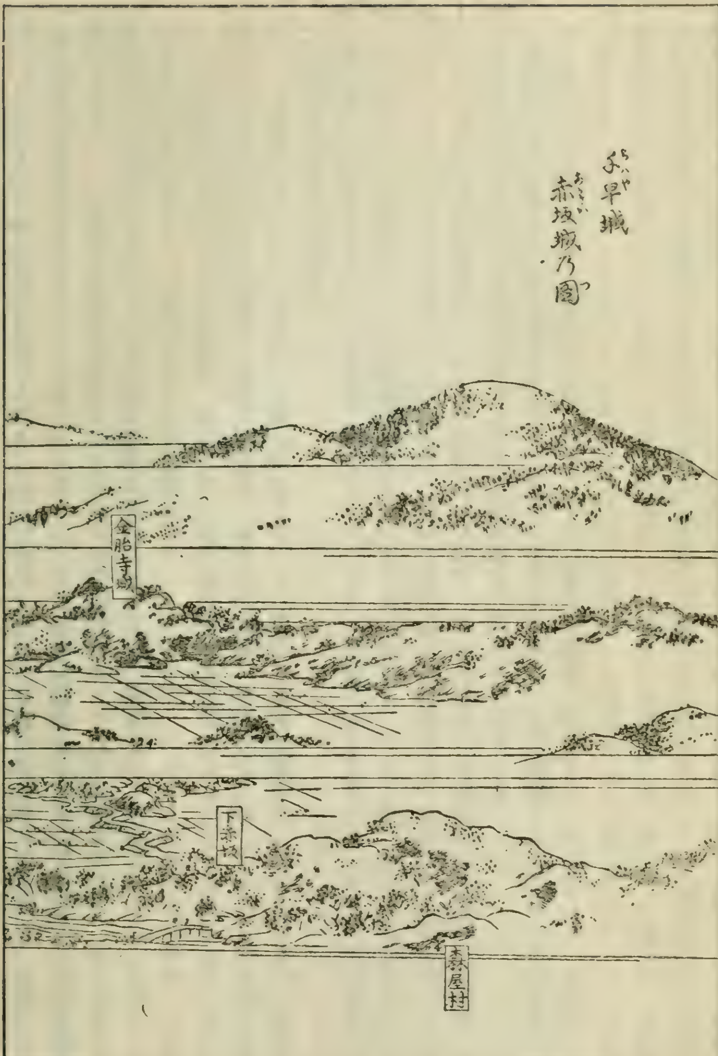
と云落頌を書たりければ、隅田高橋面目なくやおもひけん。虚病して暫く出仕をとゞめけり。六波羅の越後守仲時は、宇都宮治部大輔公綱に楠退治を議せられければ、公綱一議にも及ばず、七月十九日午刻に、都を立て天王寺へぞ向ひける。〔割註〕楠天王寺へ打て出しは五月十七日なり。隅田高橋の軍は廿一日なり。夫より七月十九日に至て五十七日なり。此際に楠、此邊を追補せしこと宜なる哉。」楠、これを聞て、大敵を見ては是を欺き、小敵を見てはおそれよと云ことありとて、廿日の早旦に、楠、和田、湯淺、河內國へ引返す。公綱天王寺に押寄て、時を作ると云ども、敵なければ出合ず。かくて四五日過る程に、大和、河內、紀伊國の山々峯々に、夜な〳〵遠かゞりを燒けるを見て、公綱、此小勢にて大敵に圍れなばかなふまじきぞ。いざや京都へ引返さんとて、廿七日の夜半に公綱、京へのぼりければ、その曉に楠やがて入替る。誠に宇都宮と楠と相戰はゞ、兩虎二龍の勢にて、いづれも共に死を同じくすべきに、一度は楠引退きて、謀を千里の外に旋らし、一度は宇都宮引返し、名を戰はざるに全くす。良將の智謀符を合せたるが如しと、感ぜぬ人はなかりけり。

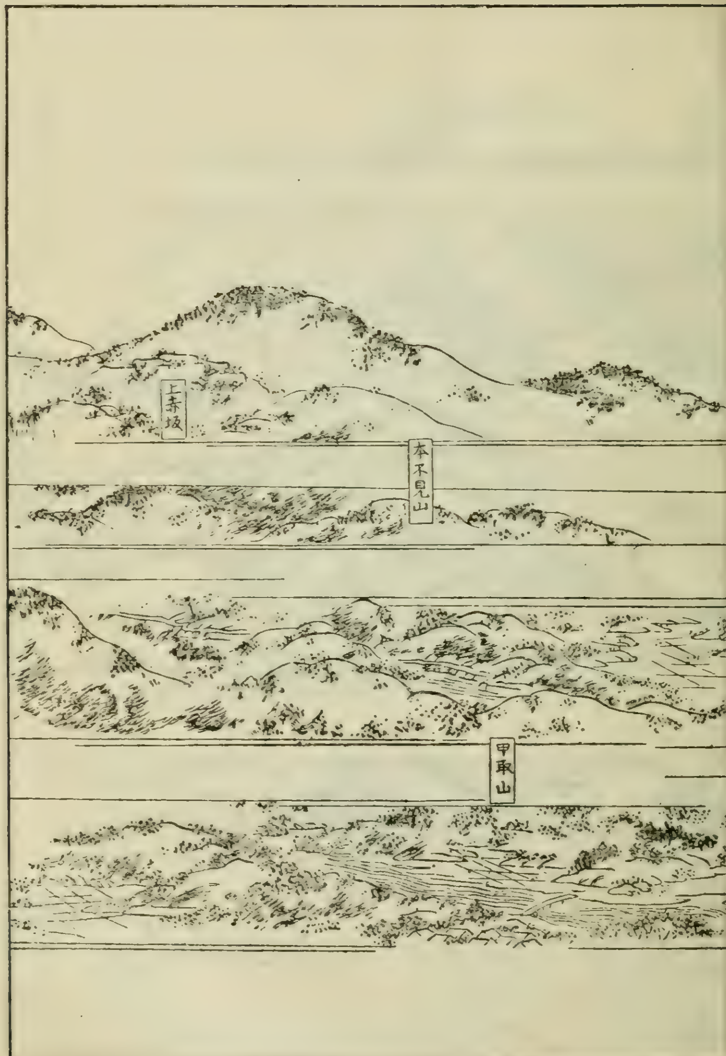
宇都宮治部大輔公綱は、粟田關白道兼公の曾孫に、宇都宮座主宗圓〔割註〕讃岐守兼房の四男なり。」に九代の孫なり。抑宗圓、權門勢家の曾孫として、東山邊鄙へ下向ありしいはれいかにと尋ぬるに、下野國宇都宮は、延喜式にいはゆる二荒山神社なる上に、慈覺大師の本居神と云を以て、天台の別院を置て神宮寺とす。神領の田畠數百町ありけるを以て、別當撿校上座等の綱務、いづれも富饒なりけ

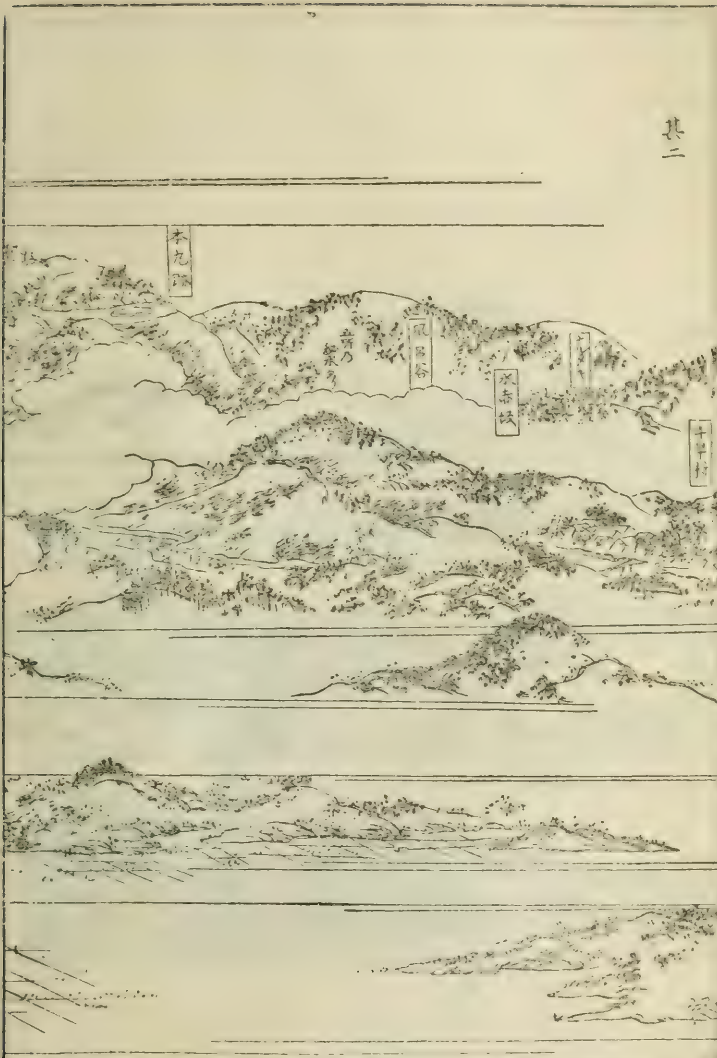
れば、宗圓を以て座主に補せられしなり。〔割註〕座主と云は、比叡山第三世慈覺大師を、仁壽四年延暦寺座主に補せられしを初とす。其より今に至て、天台座主御相續あれども、實は座主と云は、寺務を執行ふ由にて、寺領の勘計堂塔の修造以下俗務を執行ふ役なり。されば金剛峯寺座主、彥山座主など餘多あり。〕宗圓の子宗綱、はじめ叔父相模守兼仲の子として、其家を嗣て子息宗房を生しむ。さて宗房を以て兼仲の子とし、宗綱は大外記中原廣致の壻となりけるが、また實父宗圓が許にゆき、宇都宮の座主職相傳したり。その子朝綱、鎌倉右幕下賴朝卿に從ひ勳功ありしかば、小山結城と同列たり。朝綱の子成綱、成綱の子賴綱、賴綱の子泰綱、泰綱の子景綱、景綱の子貞綱、すなはち公綱の父なり。一族には上條、中山、鹽屋、山鹿、鹿生を始とし、郞等には紀淸兩黨の勇士あり。故に北條家にても賞罰他に異なりしなり。

正成卿、内に慈愛を厚くし、外に威猛を逞くすといへども、民屋に煩をなさず、士卒に禮を盡されし間、その勢、日々に馳加り。今は攝河泉の間に楯つく人は無りけり。八月三日、住吉に參詣有て神馬三疋を引れ、四日、天王寺に參詣して鞍馬一疋、綾威の鎧一領、白覆輪の太刀を奉て、大般若經を轉讀せしめ、太子の未來記を拜見して、天下の反復久しからず、主上〔割註〕後醍醐天皇。〕隱岐より還幸、明年の春の比なるべしと、諸軍に敎訓し、千早、赤坂兩城の經營をぞ急ぎける。

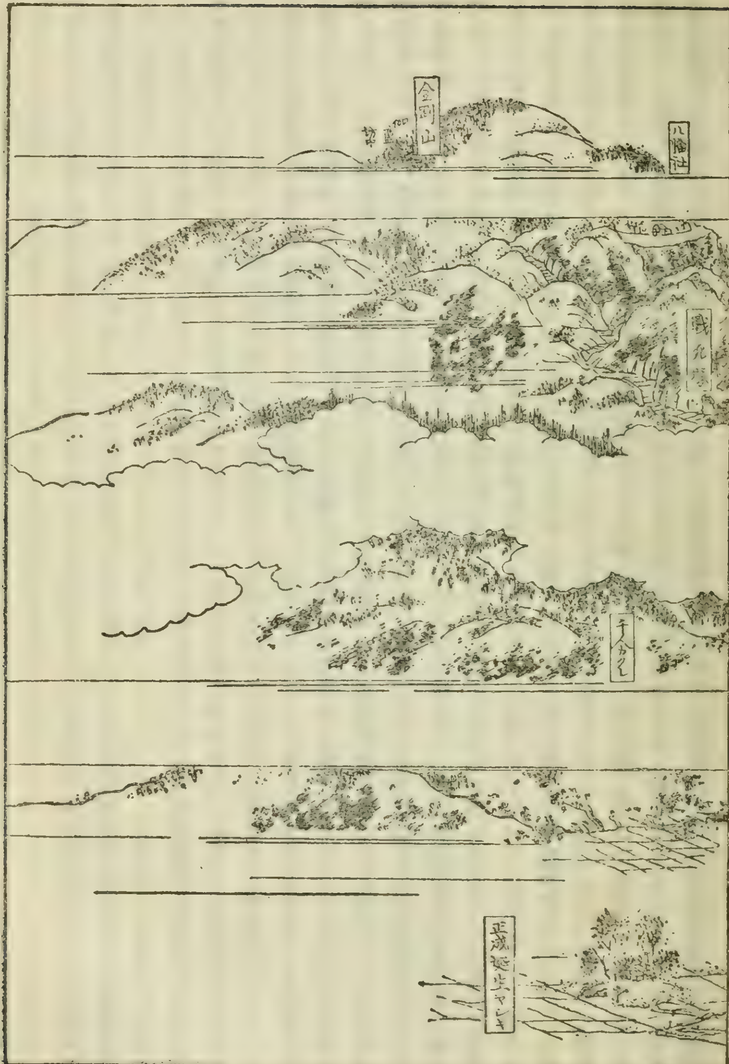
千早城は、河内國石川郡千早村の上にて、金剛山の半腹にあり。山勢巍然として四面の溪深き事、東は百丈、西は七十五丈、南は八十丈、北は三十丈、東南の間に一徑ありて、坂路嶮しく、金剛の山峯へ攀登る事廿八町、中途に國見山あり。天守の跡と云處は、一段高くして古松三株あり。いづれも大木にして枝葉地に垂たり。本丸二丸の跡礎石多し。櫓の跡なども數々見ゆ。風呂谷と云あり。水船を作りし處と云傳ふ〔割註〕本丸跡の巽の方に、正儀の墳墓と云五輪石塔有。〕と、河内名所圖會に見ゆ。國花萬葉記には、東の高さ百五十六間、西の高さ百廿五間、南の高さ百三十間、北の高さ五十四間あ


千早城
赤坂城乃圖
金胎寺城
下赤坂
森屋村


上赤坂
本不見山
甲取山



其二


金剛山
八幡社
千人かくし

り。城の長さ百六十五間、乾より辰巳へなり。城の根廻り九百四十間ありとかや。五所の祕水一日に
三石六斗計出る。下の赤坂へ千早より六十一町、金剛山本堂へ十八町と云。

十月の初、正成卿、紀伊國隅田庄へ發向し玉ひ、度々合戰に及ぶ。〔割註〕紀伊國伊都郡隅田庄葛原氏所藏文書に見ゆ。」元弘三年正月晦日、千早の城へ大佛右馬助高直〔割註〕大佛修理大夫維貞の子陸奥守貞直の從弟達なり。」廿萬騎にて向ひ、二月三日の合戰に寄手打負たりしかども、同廿日、阿曾彈正少弼治時、赤坂の城を金澤右馬助に讓り、千早の寄手に加はり、同廿四日、赤坂の城落たりしかば、金澤も千早に加はり、二階堂出羽入道道蘊は吉野城を落して、これも千早に馳加はり、都合八十萬騎にて入替いれかへ攻たりしに、正成卿防戰の術、實に機に應じ、地利人和共に相應せしほどに、寄手討死、日々に五六千人に及び、手負共を實檢するに、執筆十二人、夜晝三日が間、筆をおかずしるせり。または名越越前守、水の手に番して幕旗を奪はれ、あるは藁人形に鎧きせて寄手を欺きなどせしにより、寄手は向城を取て、但遠卷にのみしたりけり。然るに三月四日、關東より對陣に日を送ること然るべからずと下知せられければ、諸大將評定して堀にわたすべき橋を作り、城の切岸の上に打懸しを、拋續松のために燒落され、凶徒〔割註〕北條方を云。」五六千人、たゞ一時に滅びけるは、八大地獄の有樣を眼前にあらはせり。かゝりける處に、大塔宮は大和、河内、紀伊國に御旗を靡かせられ、赤松入道圓心は播磨國に旗を上げ、主上は隱岐國を御出ありて、舟上に臨幸なりぬる由聞えしかば、寄手は日々に色を失ひ、城中次第に勢を得て、寄手追々に落失、はじめは八十萬騎と聞えし軍勢、今は僅に十萬餘騎に成にけり。去程に赤松が軍日々に強く、山門大塔宮の令旨に從ひ、六波羅に押寄るなど聞えしかば、大佛、金澤の大將もみな六波羅へ引返す。五月廿三日、主上船上より還幸、同廿七日、播磨國書寫山へ臨幸、六月二日、正成卿七千餘騎にて兵庫へ御迎に參る。〔割註〕今の兵庫門口町福嚴寺を以て御座所とす。」さて先陣に供奉して京師へ還幸なし奉り。六日に東寺へ入御。七日大内に入らせられければ、去年配流の卿相雲客は、

官位元の如くたるべしと勅定ありて、みな舊の肩を開き、先帝〔光嚴院〕拜趨の公卿は官を止め祿を奪はれて、篳門圭窬に肩を聳む。七月九日には、千早の寄手十五人の大將等を東山にて誅せらる。かくて元弘も四年になりぬ。三月、北條の一族に憲法僧正と云者あり、前代の餘類を催して飯盛山にたて籠り、近郷を追補すと聞えしかば、〔割註〕河內國讃良郡北條村の東の飯盛山なりと云。或は紀伊國伊都郡飯盛山なりと云。」正成卿馳向て忽にこれを討平らぐ。かくて正成卿、笠置より以來の勳功莫大なりとて、檢非違使に補し左衞門尉に任じ、攝津、河內、和泉三國の守護職となされけり。

檢非違使廳は、淳和天皇天長年中にはじめてこれを置る。その職、衞府の追捕と、彈正の糺斷と、刑部の判斷と、京職の訴訟をすべて使廳にて兼行ふが故に、國家の樞機として、歷代もつて重職とすと職原抄に見えたり。使廳の別當〔一人〕參議以上衞門兵衞督を兼る人、これに補し、〔割註〕大理と云。」佐〔二人、〕左右衞門權佐かならず使宣旨を蒙る尉、〔割註〕四人これを判官と云。」左右衞門尉かならずこれに任ず。使廳にても衞府にても、尉のことを判官と云故に補判官と稱せしなり。守護職は國中の盜賊謀叛の輩を追捕の職にして、今の國守の如く全く知行するにあらず。但段別五升の米を收納する定なれば、攝津國田一萬六千五百卅七丁、河內國田萬九百七十七町、和泉國田四千百廿六町、合せて三萬千六百四十町、此兵粮米一萬五千八百廿石なり。此頃の升、今の九合六勺九撮七抄に當る時は、今升に直して一萬五千三百四十石六斗五升四合なり。四斗俵三萬八千三百五十一俵貳斗五升四合を收むべし。

建武二年、足利尊氏、關東にて謀叛せし時、新田左中將は討手の使として東國に下向し、正成卿は內裏守護のため京に留められけるが、同三年正月、新田左中將合戰に打負上洛する跡を追て、尊氏大軍にて攻上ると聞えければ、同月十日、主上〔割註〕後醍醐天皇。」山門に臨幸なる。正成卿、五千餘騎にて宇治へ向はれけるに、此由を聞て直に坂本へ參上す。廿七日、京を攻らるべきに定められし時に、正成卿

は三千餘騎にて西坂を下て、出雲路糺の邊に放火し、一枚橋の轉がるとして懸引自在なるを以て、上杉畠山が五萬餘騎を採立らる。此日の合戰、官軍忽に打勝、尊氏丹波路をさして落ゆきぬ。正成卿と義貞朝臣と評定して、此夜は官軍、山門へ引返しければ、尊氏また京へ引返す。明れば廿八日の早旦に、正成卿謀て律僧を二三十人作り立て、戰場の死骸を求めさせて、義貞、顯家、正成等の大將七人迄討れたりと泣々行路人にかたらせければ、尊氏、これを聞て實とし、似たる頸を獄門に懸たり。又この夜、正成卿、下部共に燒松燃させて、二三千小原鞍馬の方へ下しけるを、尊氏、山門の勢の落行くぞとおもひて、軍勢を四方へ引わけて、京中には無勢なるのみならず、皆油斷して居たる處へ、廿九日の卯刻に、正成卿以下の諸大將一同に押寄、時の聲を擧しかば、尊氏大に驚て、あはてふためき丹波路をさして引退きければ、官軍北るを追て、二月六日、攝津國豐島郡豐島河原にて合戰せしに尊氏打負、九州さして落行けり。主上京都へ還幸なりつれども、內裏は正月十日に回祿にかゝりぬれば、花山院へぞ入御ましましけり。〔割註〕花山院と云は、高倉の西、近衞の南一町を云なり。今の京にては出水の南、高倉の西に當る。」去程に尊氏、九州をなびかし、四月廿六日、太宰府を打立て、陸路をば直義を大將にて廿萬騎、尊氏は兵船七千五百餘艘にて海路を攻上るよし聞えしかば、新田左中將を大將として、是を討平らぐべき旨、宣旨を帶して西國に下向せらる。正成卿にも同じく馳向て、義貞に力を合すべきと仰下されければ、正成卿畏て奏し申けるは、尊氏、筑紫の軍勢を率して上洛なれば、荒手の軍兵定めて雲霞の如くぞ候べき。官軍機疲れて候へば、對揚の合戰定めて難儀に及び候はんか。正成が存ずる旨に就せられ、新田左中將を召返され、前の如く山門へ臨幸なり候べし。正成も河內へ罷下り、河尻をさし塞ぎ兵糧をとゞめ候程ならば、筑紫九州の勢ども次第に落下り候べし。その時新田左中將山門より、正成河內より大手搦手二手に分れて戰を致し候はゞ、尊氏、直義を誅戮せられ候こと、仲時、〔割註〕六波羅の北條越後守。」時益〔割註〕同左近將監。」を亡されし時の如く候はんと、理を盡して諫奉りしかども、坊門清忠

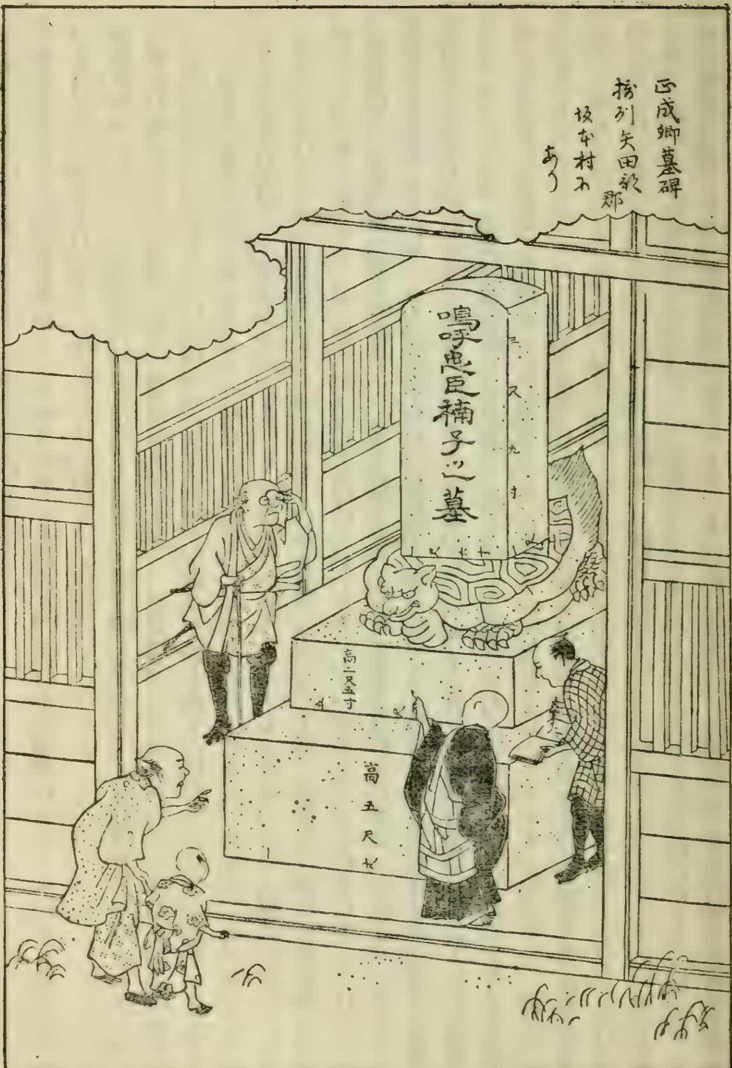
卿、強て正成下向すべき由を執し申せしにより、正成卿此上はとて、五月十六日、都を立て五百餘騎にて兵庫へぞ下られける。正成卿、是を最後と思定められしかば、嫡子正行今年十一歳にて供したりけるを、櫻井の宿より河内へ返し遣はしけり。〔割註〕事は正行の傳に詳なり。」さて正成卿、義貞朝臣に對面して軍評定あり。五月廿五日、正成卿は湊川の西の宿に七百餘騎にて控えて、陸路の敵に相向ふ。直義の兵共、菊水の旗を見て、よき敵なりと思ければ、取籠て是を討んとしけれ共、正成卿と舍弟正季と東西南北へ追なびけ、七度合て七度わかれ、直義が五十萬騎、楠の七百餘騎に駈なやまされ、須磨の上野へ引退く。直義が兵に藥師寺十郎次郎踏止て戰ひける間に、漸落延にしと聞て、尊氏、吉良、上杉、高、石堂の人々六千餘騎に下知して、楠が勢の跡を切んと馳向ふ。正成卿、是を見て又取て返し、三時が間に十六度迄戰ふて、味方をみれば七十三騎に成にけり。此勢にても打破て落は落べかりけれども、正成卿、京を出しよりおもひ定めし旨有ければ、今はこれ迄ぞいざや腹を切んとて、湊川の北に當て、在家の一村有ける中へ走り入て、一族十三人、手の者六十餘人、六間の客殿に二行に並居て、正成卿、正季に向て、抑最後の一念に依て、善惡の性を引くといへり。九界〔割註〕佛、聲聞、緣覺、天、人、地獄、餓鬼、畜生、修羅なり。」の間に、何れか御邊の願なると問ければ、正季、七生迄もたゞ同じ人間に生れて、朝敵を亡さばやとこそ存候へと申ければ、正成卿もいざさらば、同じく生を替て此本懷を達すべしと、兄弟共に差違ておなじ枕にふし給ふ。春秋四十二歳、〔割註〕天保壬寅迄五百七年。」主上、この由聞しめし深く悼ませ給ふのあまり、正三位左近衞中將を贈らせらるゝぞ、せめての御志なれや。

攝津國矢田部郡湊川坂本村に、醫王山廣嚴寶勝禪寺あり。開山は佛日焰惠禪師明極和尚、正成卿遺骸を葬り菩提のために、當寺を開基すと云傳ふ。〔割註〕明極和尚、建武三年九月廿七日化。」當寺に正成卿書翰あり。年月文章疑ふべし。故に錄さず。正成卿墓は坂本村田の中にあり。舊は一堆の塚のみにて松梅の二木を栽たり。元祿四年、水戸中納言光圀卿、石碑を建立せさせ給ひ、佐々助三郎これを奉

會等にくはし。」

楠正成卿、攝州湊川の戰場を逃れ、東國にかくれて姓名を櫻井左兵衞と更められし由、兵家茶話に見えたり。たゞしき證ありやしらず。また此頃梓行せし理齋隨筆に、正成卿の弟越前平泉寺の惠秀律師の行ひしける處へ、正成卿、紺地の錦の直垂に黑糸威の鎧、同じ毛の甲鍬形打たるに、枝菊の前立物金作りの太刀を帶、采旆を肱にかけ其側に立たり。惠秀律師いかにして來り給へると問へば、補陀落の淨土より來れりとて消失ぬ。ふしぎに覺え、上方へ人を遣はし尋ければ、延元元年五月廿五日未刻討死のよし、平泉寺へ來れると時刻すこしもたがはざりしと、或寫本に見えたりとあれども信じがたし。采旆は正成卿の頃いまだ無きものなり。かつ最期の言葉に、幾度も人間に生れて朝敵を亡ぼさばやと云れたれば、補陀落の淨土より平泉寺あたりを迷ひあるかるべき樣はなし。さらば惠秀律師の許へ見えたると云は、例の浮屠氏の勸誘の誕にして、正成卿これを快とせらるまじきなり。又枝菊の前立物といふもいかゞあらん。菊水にてあるべきなり。たゞし正成卿の前立は獨鈷にて有しぞかし。または正成卿、元の僧明極楚俊に參禪せられし由いふ說あり。明極は元德二年太宰府に來り、元弘元年京に至り、後醍醐天皇を拜し、直に鎌倉に下向し、建長寺に住し、後南禪寺に住し、兵庫廣嚴寺を開きたりしが、延元元年九月廿七日に遷化なり。〔割註〕明極の傳に委し。」

河內國河內郡六萬寺村岩瀧山往生院に楠公塔あり。銘に從五位上楠朝臣正成、靈元寺大圓義龍大居士、塔中石棺に圓鏡一面を藏む。銘文に楠正成靈、源光圀造立とあり。碑陰文は明朱舜水撰す。十行跋文二行、都合字數三百三十字あり。


正成卿墓碑
播州矢田部郡
坂本村にあり
嗚呼忠臣楠子之墓
高一尺五寸
高五尺

於攝州兵庫湊川戰死とあり。〔割註〕河內名所圖會。」

又錦部郡觀心寺に楠公首塚あり。尊氏より贈りし首級を、正行中院瀧覺に命じて葬埋せし處と云。東西八尺五寸、南北九尺五寸、高さ三尺の石柵あり。〔同上〕

賴襄日本外史に云、余數攝播の間を往來する時に、櫻井驛を尋ねしに、山崎通りの小村にして、今は昔驛路の跡もなし。足利、織田、豐臣の世々を經て、道里驛程の改まりしことゝしるし。此處に至て徒に去るに忍びず。見わたせば金剛山雲に聳え、楠公の義兵を揚られしはじめ、笠置の皇居に參上ありて、合戰の勝負は時の運によることに候へば、强ちに叡慮を煩はすに及ぶべからず。たゞ正成いまだ生て有と聞召候はゞ、聖運終に開かるべしと思食され候へと申せしとかや。夫一兵衛尉を以て、天下の重を自の任となしつる言、豈この時にはや、身命を國の爲に易しと云べきなり。實にも正成卿の日本國を引受て戰を致されしは、赤手にて江河を障ゆる如しと見しに、果して天日を旣墜に回してけり。楠公の金剛山に日本國の軍兵を聚めて、京も鎌倉もはか〴〵敷勇士なかりしかば、新田足利も容易く京鎌倉を攻落せしぞかし。さらば還幸の日、爵を酬ひ職を任ずる、楠公を以て首となさるべきに、纔に結城名和と肩を比ぶる如きに至ては、主上の御誤と云べし。これにて中興の帝德はか〴〵しからぬこともしられたり。足利尊氏の叛するに當て、新田氏を上將軍とし、楠公はたゞ其下風に立らるゝことは、其宗筋の新田氏に及ばぬがためなるべし。然れども京鎌倉を亡して天下を一統せしは、楠公の策によれり。されば新田氏に代て公を用ひられなば、必ず大に勝ことあるべきなり。討死と思ひ定めて遺言に、我死なば天下悉く尊氏に歸すべしと宣ひながら、子孫を戒しめて天子を守護せしめしことは、古の大臣と雖も何ぞ及ぶべき。子孫庭訓を守り、三朝五十餘年の久しき際、彈丸黑子の地に正統天子を仰ぎ奉り、楠亡て足利氏はじめて其志を天下になしつるは、主上、大に楠公を用ひ給はねども、楠公自ら天子の御護となりしこと多しと云べし云々といへり。〔割註〕今按に、此論賛、盡せるに似て小疵あり。日

本國の勇士金剛山に集て、京鎌倉空虚なりと云は、恐くは非なり。京に越後守仲時が爲に死を共にする者四百三十餘人、鎌倉に相模入道の爲に死を潔くする者八百餘人あり。金剛山の寄手擒れて誅せらるゝとき、一人の其家に自刎するなし。然る時は衆しと云共何ぞ憑にたらん。又結城、名和、楠と肩を並べしむと云は大なる誤なり。主上還幸の日、諸將に先て、攝河泉の守護を賜ふ時は、主上の寵遇も他に異なることしるし。三木一草は京童の言葉なり。何ぞ取にたらん。新田足利の確執は、楠公の與る所にあらず。いかで尊氏討手に正成卿上將軍となるべきや。」

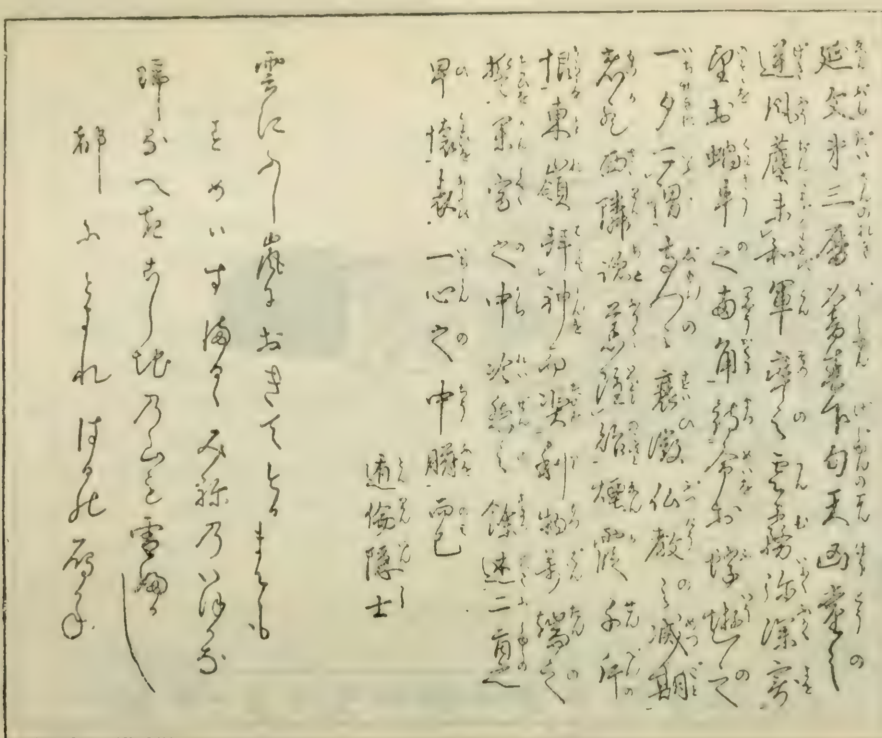
正成卿贊に、正成、鑾輿を迎奉る初に推萃を蒙る。これ則諸將に異なり、而るに廟謨よからず、元凶踵を接し、主驕り臣諛ひ、老成持重の計を用ひず。自ら萬里の長城を壞る。以て强敵の勢をなし、中興の業此より去矣。嘆に勝ゆべけんや。正成、正季生を代て敵を滅さんと云し言葉の、唐の張巡厲鬼となりて賊を亡さんと云ると何ぞ相似たるやと記されしは、穩當の正論と云べきなり。

先進繡像玉石雜誌 目錄

卷之二



萬里小路中納言藤房卿真像　集古十種原本



萬里小路藤房卿眞蹟　大千記圖會所載

延文三年は藤房卿六十三歳、花園に在て關山惠玄に隨ふ。此文意を考ふるに、寺門之衰微〔割註〕三井寺を寺門と云ふと云、西隣跡舊云々。〔割註〕山門は三井の西に當る。東嶺拜神云々〔割註〕三井寺新羅明神のことなりといふ。必是三井寺衆徒の隱倫なるべし。かつ藤房卿北朝の延文の號を用ひ給ふべからず、正平十三年と有べきなり。

先進繡像玉石雜誌　卷之二

萬里小路中納言藤房卿は、吉田大貳資經卿の孫、權大納言宣房卿の二男、永仁四年丙申歳誕生あり。はじめ惟房、嘉元三年十歳にして　春來品物都春容。木母花開香正濃。今日太平三朝恩。家々醉賞更飛レ鍾。と云詩を賦し、後二條院に奉られけるに叡感浅からず。此稚者よろしく學問を勸めしむべしと、父卿の許へ宣旨ありしかば　螢雪の勉等閑ならず。博覽の聞　等倫に秀給ひしにより、文保二年三月廿九日、年廿三にし　、先坊大進資明の替に五位藏人に補せられ〔割註〕職原鈔に　五位藏人三人、名家譜代殊撰ニ其器用一所レ補也と云。唐名仙郎　或夕郎と云。」その年、右少辨に任じ、やがて右大辨に轉じ、〔割註〕此官も亦才名ある輩　清撰に依て任ずと云り。」中宮亮を兼、元亨三年正月、廿八歳にして藏人頭となり、〔割註〕藏人頭を夕郎貫首と云。殿上人の中清撰の職、古來重職として、非器無才の輩競望にあたはずと職原鈔に見ゆ。」正中元年四月、參議に任じ、同三年二月　權中納言に轉任の時は、上座三人、〔割註〕正三位冬定、平惟繼　源親賢三人を超越せしなり。」を越させ玉ふ。元弘元年八月廿四日、主上、〔後醍醐天皇〕俄に内裏を出御あつて、笠置の宿へ遷幸ましまし、姑く東夷の暴戻を避させ玉ふ時も、此卿、智謀ふかく、中宮の夜に紛れ北山殿へ行啓のよしにもてなし奉りて、御門守護の武士を欺かれしとぞ。其九月、河内國の住人楠正成を笠置の皇居へめされしも此卿なり。十月三日、笠置城軍敗れ、三日、大和國多賀縣有王山の麓迄潛幸なし奉りし際、此卿隨ひまいらせて、

いかにせんたのむ影とて立よれば猶袖ぬらす松の下露

と詠ぜしは、世あまねく知る處なり。十三日、六波羅に還幸なし奉りては、此卿を武藏左近大夫將監泰家〔割註〕相模入道の弟。」の宿所に止め置、千種忠顯朝臣と共に主上に附けまいらせたりけるが、同二年三

月七日、主上隱岐國へ遷幸ありし後は、小田民部大輔高知、〔割註〕系圖に、八田右衛門尉知家は、八田下野權守宗綱の子として、藤原氏に改なると云ども、實は左馬頭源義朝子と云を以て、右幕下賴朝卿、崇敬大かたならざりしにより、其子知重、その子泰知、その子時知、その子宗知、其子貞宗、その子知久、その子高知なり。高知の曾孫持家の時に至り、鎌倉公方持氏朝臣より、千葉、小山、里見、佐竹、小田、結城、那須、宇都宮、八家を關東八將と定められたり。」此卿を具し奉り、常陸國に下向して、小田城に同三年五月迄居參らせけるなり、京、鎌倉一時に滅亡し、主上、都へ還幸まし〳〵ければ、藤房卿も常陸國より上洛ありて、五月十七日、本の如く正二位中納言になさせ給ひ、權中納言源通冬卿の左衛門督使〔檢非違使〕別當たりしと、權中納言經顯卿の右衛門督たりしを止められて、此卿を右衛門督使別當に補せられしは、笠置供奉の忠を賞せられしなるべし。かくて建武元年、官軍勳功の賞行はれけるに、此卿も恩賞方番文三番〔寅午戌日〕畿內、山陰、山陽兩道の別當にて、淸廉の沙汰を致されんとすれば、女謁內奏にさまたげられて、中興の帝業姦猾の利口に傾きなんとするを傷み、內々諷諫を奉らるゝと云ども、良藥口に苦く、忠言御耳に逆ひしかば、三月十一日、石淸水行幸のありけるに、これぞ最後の供奉と思はれしにより、時の大理にて花やかに裝束して御供せられ、還幸の後十四日には、致仕の後、龍顏に近づき奉ることも難かるべければ、流石御名殘のおしさに參內し、十五日未明に退出し、北岩倉と云處にて不二房と云僧を戒師として、多年拜趨の儒冠を解て　十戒持律の法體に成玉ひけり。行年三十九。

　　すみ捨る山をうき世の人とはゞ嵐や庭の松に答へん

棄恩入無爲眞實報恩者　白頭望頭萬重山　曠刧恩波盡底乾　不是胸中藏五逆　出家端的報親難

と破れたる障子の上に書殘して、諸國修行のためにとて、足にまかせて出給ひけり。〔割註〕公卿補任、

太平記、南朝紀傳、建武記等による。太平記金勝院本に不二房仁戒とあり。山城名勝志には、北岩倉大雲寺東北に福泉寺舊蹟あり。福泉寺の東に不二房の舊跡ありと見ゆ。又寛政二年三月樹下灌祖芳と云者、大雲寺觀音堂に上る石階の東一町計林中に、高五尺餘の石塔を立。此卿の髮塔なりとかや。」

吉野拾遺に、刑部卿義助朝臣の越前よりおはして物語に、越前國鷹巣山は高くそば立て城廓に然るべき所なりければ、畑六郎左衛門尉時能と云者に守らせけるに、案内を知んがために猶奥深く分入にけるに、谷川の音清く流れけるを、其源を尋に登りけるに、さし出たる岩をかたどりて、松の葉にて葺たる庵のみえけるを、かゝる所にも住人のありけるにやと立寄て見侍れば、木葉を集て莚とし、平なる石の上に法華經を置ける外には何も見えず。しばしありけるに、山路をたどりくる人をみれば、痩衰たる僧の樒を手に持てり。いかにし玉ふにやと物のかくれよりみけるに、谷川の水を結びて庵の内に入て、經の紐をときけるほどに、讀始め玉はぬ先にと急ぎ行て、かゝる御住居こそいと貴く覺候へ。いかなる人の世をそむかせ玉ひけるにやと問奉るに、そこにはいかにと尋させける程に名乘をしつれば、いと本意なき樣して、東の者にこそとばかり宣ひて、經を讀給ひし程にかへりて侍らへ。藤房卿の御面影して侍るといひしまゝに、いとゆかしくて一條少將を伴ひて參りけるに、庵はその儘有て僧は見え玉はず。經の有つる石と聞えしに、

こゝもまた浮世の人の問くれば空行雲に宿求めてん

と書付玉へる筆の跡を、少將の能く見知玉ひて、其邊の山々を尋ねさせ玉ひけれ共、更に見え玉はねば、最本意なくてと宣ひしを、人々聞もあへ給はで皆涙を落してけり。〔割註〕太平記、南朝紀傳等に依て考ふるに、義助、興國二年九月十八日、美濃國根尾城を落て伊勢路を經て、芳野内裏へ參られし由を記し、畑時能が鷹巣城に居て、尾張守高經と戰ひしは、興國元年の事とす。此山居の僧藤房卿ならんには、四十四五のときにあたれり。」

又同じ頃、大納言實世卿の御許へ、童の御文もて來りけるをみたまはせければ、

君かすむ宿のあたりをきてみれば昔にぬらす墨染の袖

御手もさなから昔にかはらぬを、哀と驚かせ給ひて、御使の童をめしよせて問せ給へれば、今朝西なる野に出て草を刈りはべるに、痩衰へたる修行者の、此文届けてよと仰候ひしと云に、急ぎ皇居へ參り玉ふて、大和、紀伊國、河内隅々に詔して、修行者を止めたれども、それと覺しきもあらざりけらし。中納言藤房入道の御手にて有けり。〔割註〕實世卿は、洞院相國の長子、南朝に伺候して左大臣に任給ひ、延文三年八月十九日薨ぜられし由、系圖に見ゆれば、藤房卿六十三歳の時に當る。」

妙心寺六祖傳云、天授授翁宗弼禪師嗣二關山一。姓藤氏。勸修寺大臣家花族也云々。康暦二年三月十八日遷化。世壽八十五。闍維收二設利一、建二塔於正法山西頭一、名曰二天授院一。〔割註〕康暦二年は、南朝天授六年にて、藤房卿八十五歳なり。天授院と云も南朝の年號なれば、授翁の藤房卿たること疑なきにや。天授院の說には、正平十一年六十一歳にして、關山國師の法を嗣ぐ。妙心第二世に陞り。後八十歳の時、天授院を草創すといへり。」

或云、藤房卿侃山子と號し、雙丘の東なる池尻の杉菴にましまして、花園の關山國師に參禪せられしが、或日國師、裝束して笠を戴き侃山子を呼、相携て風水泉の頭に至り、松樹に依て出世の始末を立談し、畢て消然として化去。侃山子、遂に一衆に告て丈室に昇入、全身を本山の艮隅に瘞み、塔を建てゝ微笑庵と名付と云。〔割註〕關山國師行狀には、宗弼禪師一人嗣二師法一。宗弼藤房卿也と云。關山入寂延文五年十二月十二日なれば、宗弼六十五歳にして、妙心寺第二世となり、八十五歳にて二十一年の際住持せしか。」

一書に、近江國綿向神社大宮司出雲氏は、南朝方なりしかば、萬里小路藤房卿遁世の後、しばし此家に住給ひけるが、諸國修行に出立給ふとて、蜑の焼さしと云香に、

余所よりも夕々は風そよぎ月影すゞし篠の谷川

と云歌を添て、出雲氏に殘し置れたりと云。

又江州妙感寺の傳說には、康暦二年四月廿八日藤房卿薨。行年八十五、關山國師法嗣授翁宗弼。〔割註〕妙心第二世、妙感第三世。」とあり。

又明和元年正月廿八日「下野國都賀郡西美濃町長光寺境内の古塚を發きたりしに、銅塔一基と古鏡及び古錢を得たり。其鏡の銘に、整衣冠整瞻視と云六字を識し、表には當塗王經一字三禮一品一錢千部、寶祚與久井藤三位資通卿公冥福、藤從一位宣房卿公福壽不二行者授翁敬白。興國四年壬午正月吉日とあり。〔割註〕興國四年は、北朝の康永元年なり。宣房卿建武三年七十九歳にて出家ありつれば、此歳現存ならば八十五歳にならせ玉ふべし。」古錢は皇宋元寳〔二錢、〕皇宋通寳〔四十二錢、〕宋元通寳〔一錢、〕開元通寳〔四錢、〕咸平通寳〔五錢、〕太平通寳〔二錢、〕淳化通寳〔一錢、〕至道元寳〔二錢、〕景德通寳〔九錢、〕太中通寳〔廿二錢、〕天僖通寳〔十二錢、〕天聖元寳〔廿八錢、〕明道元寳〔二錢、〕至和元寳〔五錢、〕嘉祐通寳〔一錢、〕嘉祐元寳〔五錢、〕治平通寳〔二錢、〕治平元寳〔十五錢、〕凞寧元寳〔四十九錢、〕元豐通寳〔百十九錢、〕元祐通寳〔八十錢、〕紹聖元寳〔十六錢、〕元符通寳〔十六錢、〕政和通寳〔十五錢、〕宣和通寳〔二錢、〕至元通寳〔三錢、〕磨滅錢〔五百十六錢〕九百七十六錢ありしなり。

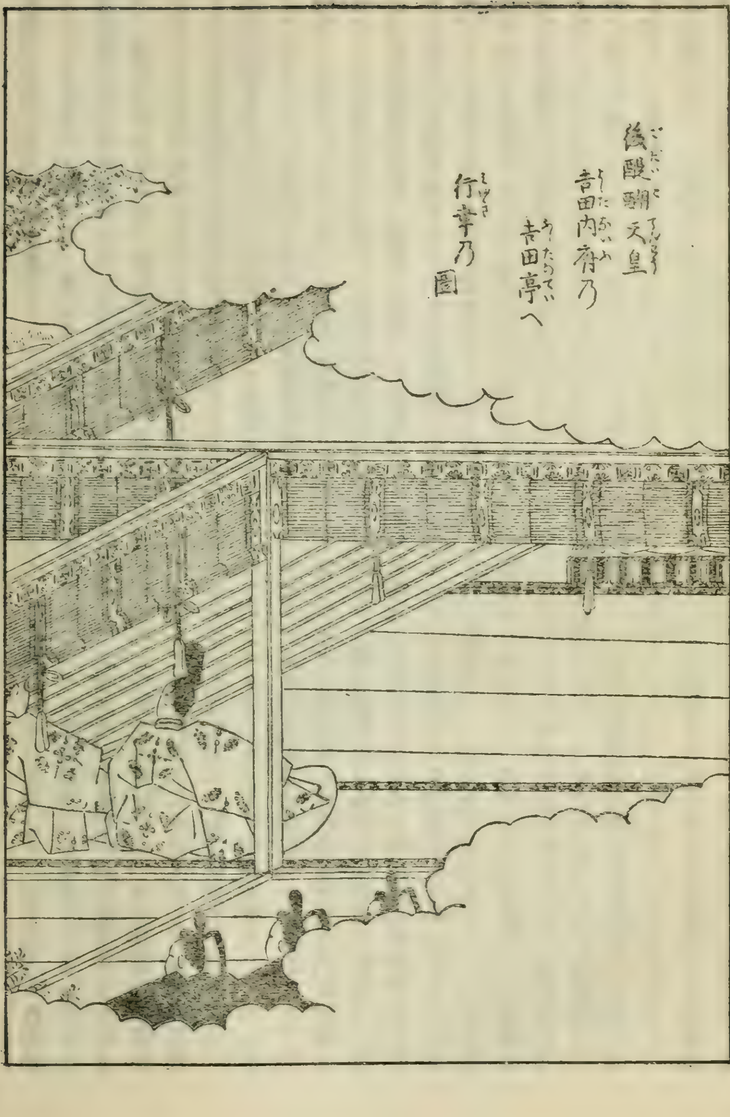
吉田内大臣定房公は、權大納言經房卿五代孫、權大納言經長卿の長男なり。〔割註〕權大納言經房卿の記を吉記と云、廿二卷あり。又吉部祕訓抄三卷あり。經長卿の記を吉續記と云、廿三卷あり。定房卿の纂られし所と云。」有職の聞え高くして、世に萬里小路宣房卿、北畠親房卿と吉田定房公を三房と稱せしとなり。その家、吉田にありければ、吉田内府と稱せしなるべし。〔割註〕經房卿はじめて吉田の神樂岡の麓近衞坂の邊に別業を造營ありしより、代々相傳せられたり。」抑承久三年、鎌倉の義時が計らひとして、後鳥羽、土御門、順德の三上皇を、隱岐〔後鳥羽院、〕阿波〔土御門院、〕佐渡〔順德院、〕の國へ遷し

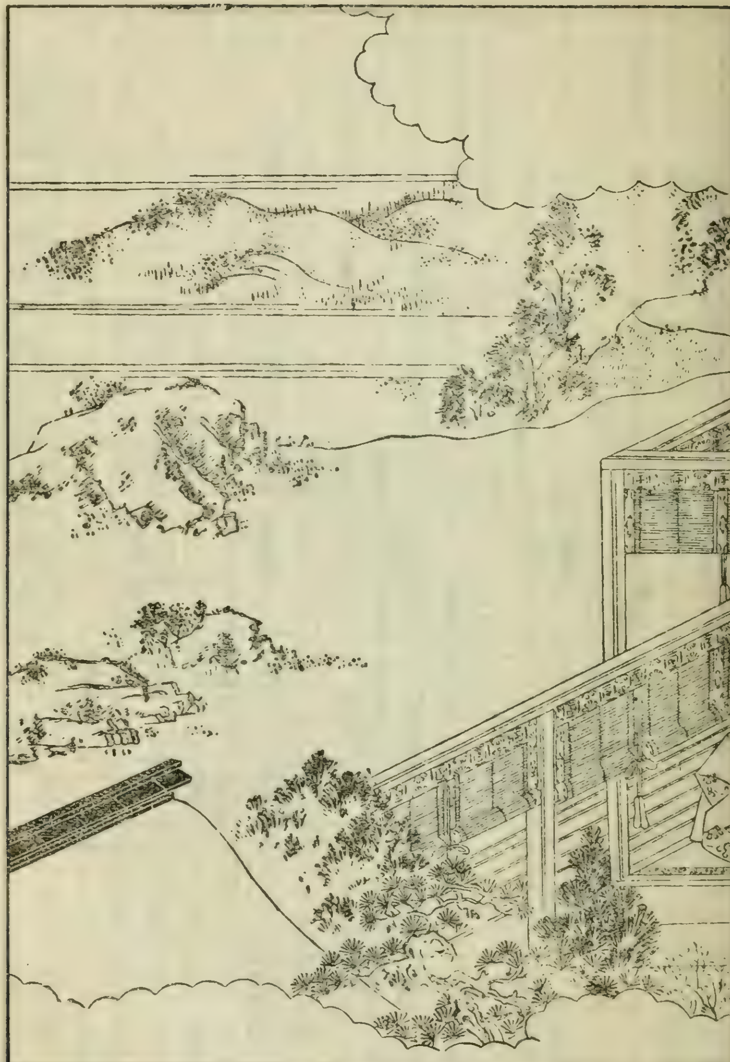

吉田内大臣定房公真影
清閑寺家祖

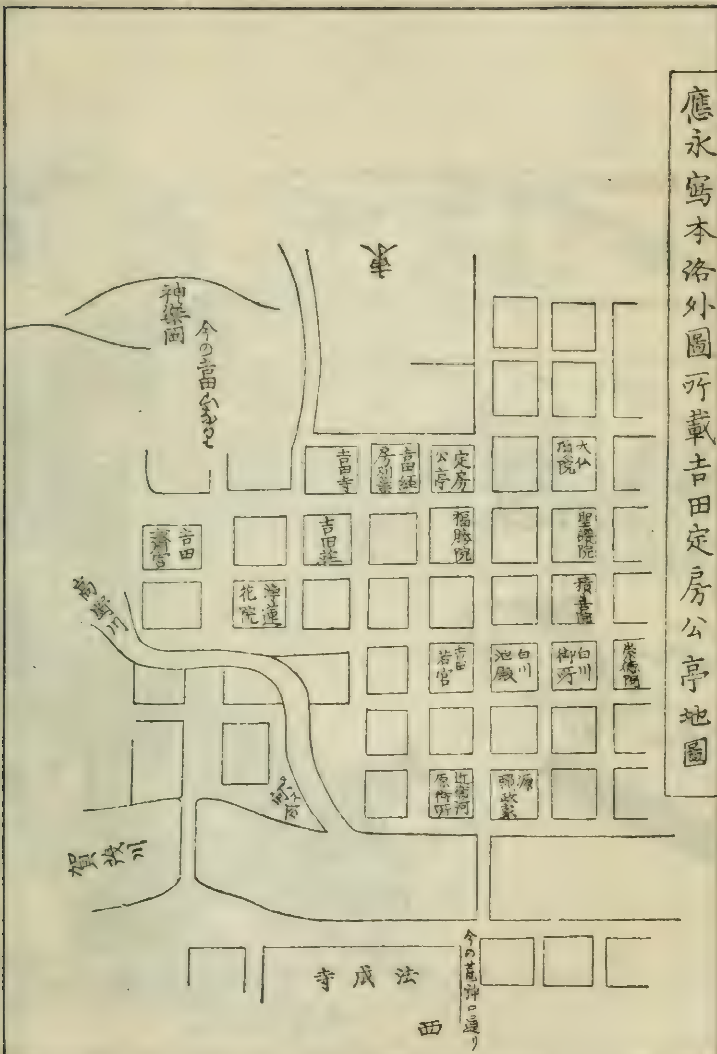
奉りしは、闘諍の餘勢にして、東夷悍暴の致す處と云つべし。それさへ末代の不思議と聞ものゝ耳を驚かせしに、後嵯峨院〔割註〕人王八十七代、御諱邦仁と申す。是より國人をくにたみと讀ことになれり。○承久三年四月廿日、順徳院御位を懷成親王に讓らせられしが、在位四ケ月にして義時これを廢し奉り。是を九條廢帝と申す。さて高倉院第二宮行助法親王の在俗の時の御子茂仁王と申せしを、御位に即奉り。後堀河院と稱す。其御子四條院、仁治三年崩御の後皇子もましまさず。皇統斷えんとせしに、鎌倉の計にて、土御門院の御子邦仁親王を御位に即奉る。これ後嵯峨院なり。」御即位の後は、立坊立后のことまでも、皆關東にて議らひ申すことゝ成ぬるぞ、冠履その處を易しと云人も多かれど、時の勢止こと得さるぞ憂悒き。加之後嵯峨院の后腹の一宮久仁親王、〔後深草院なり。〕二宮恒仁親王〔龜山院、〕とておはしますに、二宮の御流に皇統相續せさせ給ふべき叡慮を、相模守時賴に內々仰られしかば、正嘉二年、二宮御歲十にて東宮に立せ給ひ、〔割註〕後深草院御年十六なり。」やがて後深草院をおろし奉り。東宮御位に即せ給ふ。これ龜山院なり。然るに文永四年御宇多院誕生ましくければ、鎌倉時宗、父時賴が志をつぎて東宮に立奉る。〔割註〕後深草院の二宮熈仁親王の四歲になり給ふをさしおき、後宇多院の二歲にましますを東宮に立奉るを、後深草院恨みおぼしめしければ、長講堂領を後深草院に附まいらせて、永く此御流に傳えさせらる。」同九年、後嵯峨院崩御の時に、御位は永く龜山の御流に相續あらせらるべき由を、大宮院〔割註〕御嵯峨院中宮藤原姞子、後深草、龜山兩院の御母后。」に遺詔ありしほどに、代々の御守に置せられたる田村麿の太刀を大宮院とりて、龜山院に傳え奉りしかば、後深草院ふかく恨みさせ給ふごとくなりけるとかや。同十一年、龜山院御讓位ありて、後宇多院即位ありけるに、後深草院より時宗へ仰らるゝ旨ありしかば、熈仁親王を東宮に立奉る。〔割註〕後嵯峨院崩後ありしによリ、後深草院父帝の遺詔を引たがへ、我御子を東宮となし給ふ。」弘安十年、後宇多院御讓位ありて熈仁親王御位に即せ給ふ。伏見院これなり。さて一宮胤仁親王〔伏見院皇子、〕を東宮とす。〔割註〕龜山、後

宇多と父子御相傳ありし例にて、「又伏見、後伏見と父子御相傳ありしなり。」こゝに於て後宇多院より定房公を御使にて、關東の貞時〔割註〕時賴の孫、時宗の子、〕へ、後嵯峨院の貞時が祖父時賴へ憑仰られし遺詔をば、早も忘却せしかなと恨み仰られしにより、貞時が議ひとして、東宮〔胤仁親王、〕を御位に即奉る。後伏見院これなり。後宇多院皇子邦治親王を東宮とし、かつ後深草院〔割註〕此御流を持明院殿と云。今京上立賣北新町の西安樂小路と云處、持明院仙洞の舊跡なり。此院はじめは中納言基家卿の家なり。基家卿の女陳子は、後堀河院の御母にて、北白河院と云。後堀河院讓位の後は、御母后の御所と云を以て、持明院を仙洞となされたり。此後終に代々の仙洞になりしなり。〕の御流と、龜山院〔割註〕後嵯峨院の作らせ玉ひし龜山殿を仙洞となさる。後宇多院は大覺寺を中興なされておはしませば、此御流を大覺寺殿と太平記にしるせり。但此時、後深草院五十六歲、龜山院五十歲、後宇多院卅二歲、伏見院卅四歲、當今十一歲、東宮十四歲にまします。〕の御流と替るがはる即位ありて、御治世は十年宛と定めさせらるべき由を、定房公に復奏申さるべしとありて、幾程もなく後伏見院おりさせ給ひ、東宮〔邦治親王、〕即位あり。坊には邦良親王〔割註〕邦治親王の一宮。〕立玉ふべきを、持明院殿の御流より立せらるべしとて、伏見院第二皇子富仁親王を東宮と定められき。然るに後二條院〔邦治親王、〕崩御ましまし、花園院〔富仁親王、〕即位の時、東宮は大覺寺殿の御流にては、邦良親王をと世擧りて思居たりしに、師宮〔割註〕尊治親王、後宇多院の第二宮なり。〕をなさせ玉ふ。是は龜山院の定房公を御使にて貞時へ仰られし故とぞ聞えし。定房公もまた師宮の傅にましませば執申よしも有しならむ。文保二年は花園院治世十一年にならせらるれば、御讓位あるべき由にておろし奉り、師宮位に即せ給ふ。東宮は持明院殿の御方にて、後伏見院第一皇子量仁親王〔時に七歲、〕を立奉るべきに、後宇多院は邦良親王を坊に立まいらすべき由を强て仰られしにより、遂に邦良親王を東宮となされたり。〔割註〕邦良親王十九歲。〕師宮の御心には、一宮尊良親王〔御年十三、〕さなくば護良親王〔御年十一、〕をと思召つれ共、法皇〔後宇多院、〕

と高時〔貞時の子、〕と心を合せて支奉りしかば、力なくそれに從はせられしかども、深く恨みおぼしめしけるとなり。正中元年、後宇多院崩御の後、邦良親王を廢して、一宮尊良親王を東宮に立まいらせんとおぼしめし立れけれども、邦良親王廢し奉るべき故おはしまさずとて、高時したがひ奉らざりしにより、御心のまゝならず、嘉曆元年、東宮〔邦良親王、〕薨ぜられしとき、此度は一定、尊良親王を東宮にと思召れしに、高時まことは量仁東宮に立せ玉ふべきを、後宇多法皇の強ちに邦良親王をと仰られし故におはしませば、此度は持明院の御方にこそと申て從ひ奉らず。こゝに於てまた、定房公を御使にて、高時へ仰下されけるは、後嵯峨院の長講堂領を持明院殿へ附させ玉ひしは、永く皇統相續なさせ玉ふまじきためにて、龜山院の御流にて皇統は相續あるべき叡慮を、高時が曾祖父時賴に仰合せられしを、高時が父貞時ひが心得して、皇統を二流に分つ。たゞし持明院殿にて即位あれば、長講堂領と內裏御領と合せて所務せさせ玉ふ故に、持明院殿御流は次第に富饒に、大覺寺殿御流は殊なる所領も在まさず。さらば持明院殿御流にて治世の間は、長講堂領を大覺寺殿御流へ渡しまいらすべき樣に議らひ申せと有しに、高時、長講堂領はたしかに後嵯峨院の御讓にて候へば、取放し奉るべき謂なしとて仰にしたがはず。これに依て高時を討亡ぼさばやとは思召たゝれしなり。定房公、三度關東へ下向ありて、一度は皇統兩流の東議を受て、永く後嵯峨院の叡慮を挫き、一度は帥宮を申定めて、皇統を一流に歸し、一度は長講堂領の奪ふべからざるを知るといへども、知らざるもの〻如くして、高時をはかられしは、其心を得ずと傾ぶけ申人も有ときけり。されども後宇多法皇には無雙近習者にて、元應三年正月一日、立春なりし時、節分の御方違とて、大覺寺より吉田亭へならせ給ひしとかや。〔割註〕御幸部類抄に見ゆ。行程三里に近し。〔後醍醐天皇は帥宮と申せし御時より、親しくおぼしめしければ、即位の後、元亨二年十二月、節分御方違に、吉田亭へ行幸あり。〔割註〕公卿補任に見ゆ。〕この勸賞に定房公從一位に叙し、長男宗房近衛少將に補せられき。正慶元年、後醍醐天皇、隱岐國へ遷幸ありし後は、都に止められて光嚴院に仕


後醍醐天皇
吉田内府乃
吉田亭へ
行幸乃圖





應永寫本洛外圖所載吉田定房公亭地圖

玉ひつれども、後醍醐天皇遷幸の後、建武元年九月九日、內大臣に任ぜられ、十二月十七日、民部卿を兼玉ひけるが、同二年二月十六日、內大臣を上表ありつれども、民部卿は元の如しとぞ。延元元年正月、後醍醐天皇、山門へ行幸ありつる御跡へ參內し、明星日札二間の御本尊等を取收めて、山門へ登山ありつるは、此公の力なりと申き。其後芳野へ臨幸なりしかば、定房公もまた、芳野へ參候せられて、同三年正月廿三日、吉野山にて薨ぜられき。春秋六十五と云。〔割註〕天保壬寅まで五百五年なり。」長男は大納言宗房卿、新葉集の作者なり。次は從一位大納言守房、女子は龜山院の堀川と云。後には大炊御門內大臣冬信公の室家にて、氏信の母と系圖に見ゆ。

菊池次郎武時入道寂阿は、肥後國菊池郡の地頭なり。其先祖を尋ぬるに、中關白道隆公の三男太宰權帥藤原隆家の子を對馬守政則と云。寛仁三年四月、異賊襲來の時、博多松原を警固し異賊と合戰し、大將の首を獲たりしにより、勳功の賞として九州兵士の頭たるべき宣旨を賜はり、其子太宰少監則隆、延久二年に菊池郡を賜はりて屋敷所とせしかば菊池とは名乘しなり。則隆十二代の孫を菊池三郎隆盛と云。これ武時の父なり。武時に一人の姉あり、無雙の美人なりしかば、二條關白道平公にめされて姫君一人を儲く、此姫君は後醍醐天皇の安福殿女御榮子と申せしなり。〔割註〕肥後國菊池庄は、二條關白師忠公の御封なり。師忠公は道平公の祖父にまします。御封とは菊池郡の民戶三百戶にあれ五百戶にあれ、其民の口分の租と正丁中男の調庸を合せて賜ふなり。されば租調庸は二條殿に納め、地と民とは菊池氏の有なり。依て二條家は領家と稱し、菊池は地主とも地頭とも云。二條家の領の下司職となりしなり。」武時、はやく薙髮して寂阿と稱す。男子十五人あり。長男肥後守武重、次男掃部助武敏、三男肥後三郎賴隆、四男對馬守武茂、五男八郎經重、六男阿日房隆舜、七男七郎武吉、八男豐田十郎武光、九男彥次郎武義、十男武尙、十一男豐田武豐、十二男肥後次郎武士、十三男肥前守武隆、十四男肥後守武澄、十五男武方と云。元弘三年、後醍醐天皇、隱岐國より伯耆國船上山に臨幸なりしとき、寂阿入道、子息を

菊池次郎武時入道寂阿真像



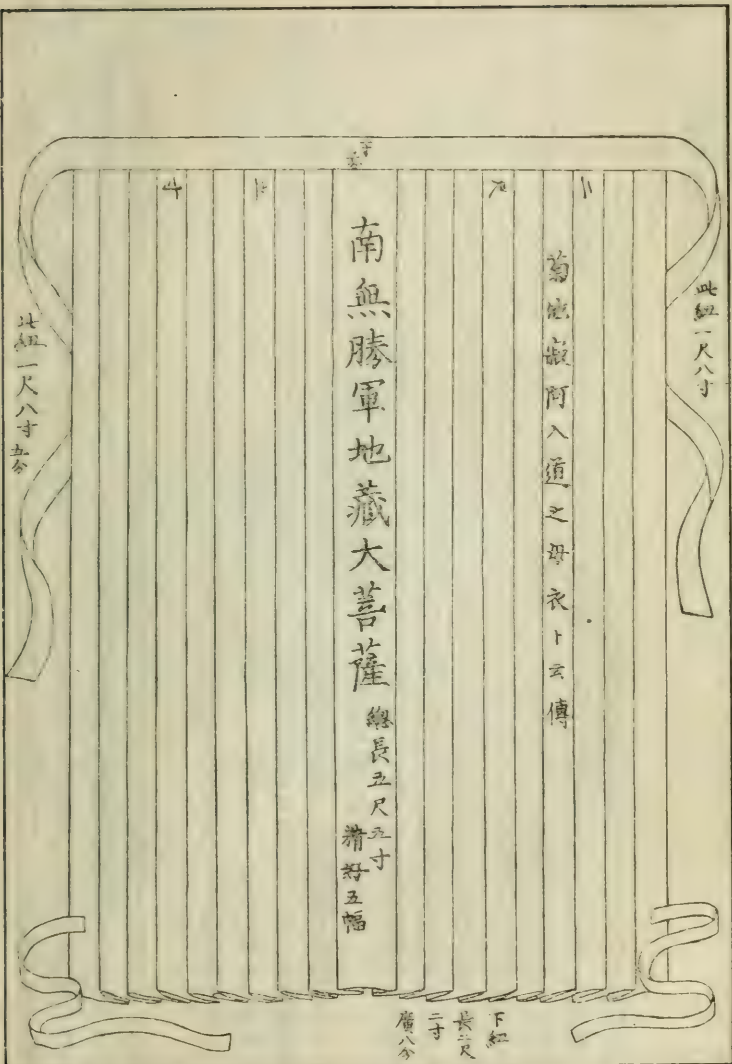
使として綸旨を請申せしに、主上叡感ありて、錦の御旗を綸旨にそへて下されけり。寂阿大に喜で少貳貞經、〔割註〕筑前國人、本姓は武藤氏七代の祖頼兼はじめて太宰少貳たりしより、子孫代々少貳に任じて、太宰府に住せしなり。」大友貞宗、〔割註〕五代の祖左近將監能直、豐前豐後の守護職たりしより以來、代々兩國の守護職たり。」と共に、まづ鎭西探題北條英時を討亡ぼし、然して後船上に馳參らんとせしに、

鎭西探題は、弘安五年北條遠江守爲時〔割註〕北條義時の三男相模守重時の長男。」を鎭西奉行として下されしを始とす。爲時九州に下向し、筑前國姪濱に十二年居住し、永仁元年、鎌倉へ歸る。其跡へ越後守兼時、〔割註〕時頼の五男修理大夫宗頼の長子にて、六波羅の北方より九州へ下向。」兵庫頭時家〔割註〕名越左近將監公時の嫡子。」を探題として下されたり。其後元亨元年、北條英時を探題となすに及で、一人になせしなり。此時は博多津に城を築きて住せりと鎭西要略にみゆ。

いかにしてかは洩れたりけん。探題英時、これを聞て菊池をよぶ。菊池よばれてはや此事露顯せしと思ひしかば、少貳大友が許に使節を立て、急ぎ博多へ推寄すべしと牒じ合せけるに、大友は定かなる返事もせず。小貳は忽ち心替りして、菊池が使者を斬て英時と一手に成ぬ。寂阿大に怒つて、家子郎等百五十餘人にて博多をさして打立ける時、櫛田宮の前を馬にて打けるに、俄に馬すくんで動かず。寂阿上さしの鏑矢を取て打番ひ、いかなる神にもおはしませ、一天萬乘の君の綸旨に依て、朝敵退治に罷向ふ寂阿が乘打咎め給ふべき謂なしとて、祠の扉を射たりしに、馬は常にかはらず進みけり。後に見れば大なる蟒矢に當りて死てけり。櫛田神の車の凶を示されけると云人も有き。寂阿は討死と思ひ定めてければ、故郷へ形見を贈るとて、

故郷に今宵ばかりの命とも知らでや人のわれを待らん

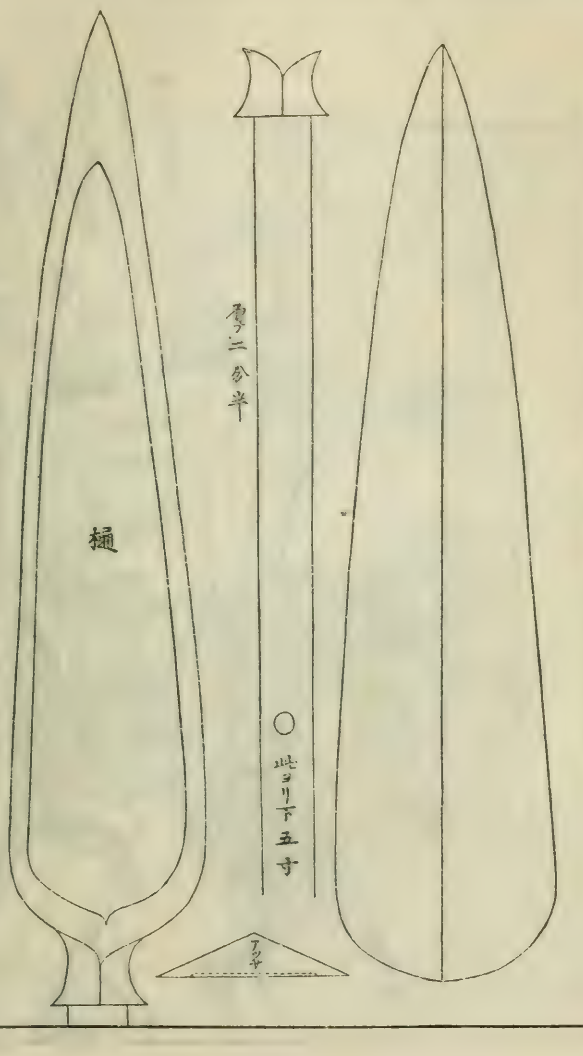
その明の日、博多へおしよせ息をも繼せず責めたりしかば、英時、今は是までと既に自害せんとせし處


南無勝軍地藏大菩薩
總長五尺五寸
此紐一尺八寸
此紐一尺八寸五分
下紐
長二尺二寸
廣八分


菊池寂阿
櫛田宮へ箭を
放りとく
武士乃やたけ心乃
つ附助みおもひ切とハ
弥ハあらすや
信兆圖

鎗

菊池寂阿所ㇾ贈二於楠正成卿一云　間宮氏藏



へ、少貳大友が軍兵數千騎にて英時に力を合す。寂阿これを見て、嫡子武重に五十餘騎を引分て菊池へ歸し、ふたゝび軍を起し朝敵を亡ぼし、父が仇をも報ぜよと無らん跡の事迄も、細々と教訓し、元弘三年四月廿五日、筑前國博多津にて行年四十二歳討死し、名を九原の苔の上に殘し、譽を万代の後の世に傳へけり。〔割註〕天保壬寅まで五百十年なり。」

信光嘗て九州地圖を見しに、肥後國菊池郡と筑前國博多津と、其相距ること凡三十里に及ぶべし。河内國石川郡の六波羅を隔ると相比するに頗遠く、英時と仲時時益の勢と相較ぶるに、英時は又劣弱なり。正成卿は其疆城に割據して、始終の勝を全くす。寂阿入道は、其郷里を奮發して、一旦の鋭氣を振ふ。事就るに至らずして身殞すること痛惜に堪ず。然りといへども、死に臨て長子に後事を託する正成卿と全く同じく、子孫累世官軍の魁首として、正統天子を匡翼することもまた甚相似たり。寂阿傳贊に、志操凛然として崑山の玉の如く、秋の霜に似たりと、至言盡せりと云べきなり。

大坪左京亮有成入道道禪は、桓武天皇九代野與六郎基永五世澁河左太郎有家の男なり。武藏國秩父郡黑谷村に住す。〔割註〕今黑谷村に鑄錢坊、鑄錢澤など云處ありと、武藏野話に見ゆ。道禪坊、道禪澤と云しを唱誤しなり。」鎌倉將軍家に仕て、弓馬の故實殿中の禮儀に精しかりしかば、元弘三年鎌倉の滅し後、足利殿の御內なりける伊勢伊勢守貞繼入道照禪、まづ我家に請じ入れて、懇に弓馬鞍鐙殿中故實を尋問たりしにより、道禪入道も其志の深切なるを喜び、底を拂て相傳す。〔割註〕鞍鐙規矩相承記、伊勢系圖、武藏七黨系圖等併考べし。○伊勢照禪の長子伊勢守貞信の長男貞行は、殿中禮儀を奉行し、次男貞長は鞍鐙規矩を相承し、各其子孫代々相傳すること、世に普ねく知る處なり。」但道禪入道の鞍鐙を作る規矩は、鹿島大明神に祈りて自得せし處と云。應安年中より在京して、大樹〔義滿公、〕に師範し、應永十二年十二月、鞍鐙制作の規矩を、伊勢七郎勘解由左衛門尉貞長に相傳し、同十四年十月十七日卒す。

一書に、道禪入道と大坪式部大輔慶秀及び、大坪彥三郎吉利入道直弟三人を混雜して一人とするもの



大坪左京亮有成入道道禅真像　伊勢氏藏

大坪入道道禅真作鞍　伊勢因幡貞當所傳

前輪馬夾一尺九分　爪長六寸六分

中墨より八寸三分半

山高三寸二分　鐙口二寸六分

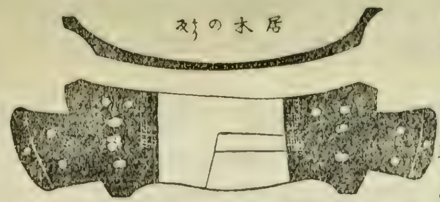
手形一寸五分

後輪馬夾一尺二寸四分

爪長八寸五分　中墨より一尺二分

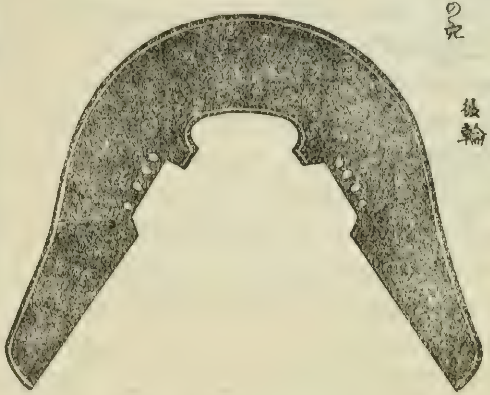
山高三寸七分

折目五寸六分　總高一尺九分



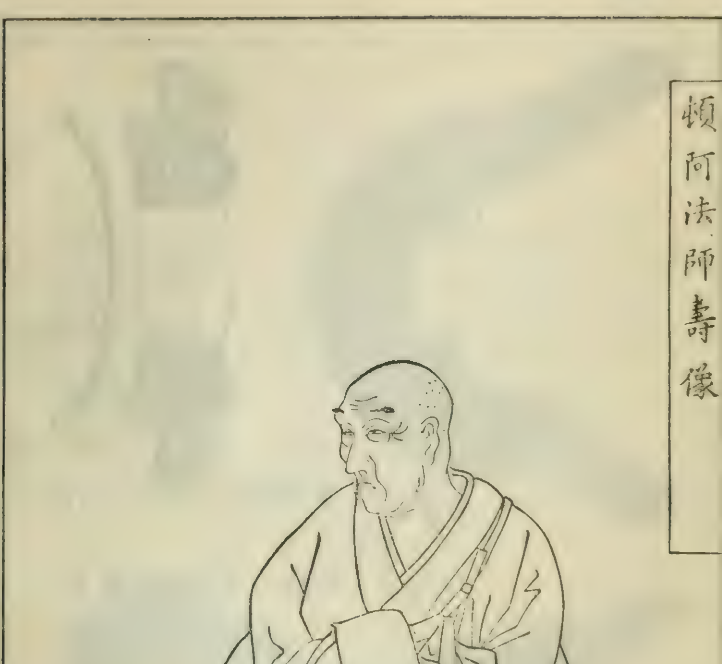
居木

取付の鋲付の穴



後輪





頓阿法師壽像

あり。今案に、式部大輔慶秀は明應元年五月十四日八十四歳にて卒す。しかれば應永十六年己丑歳に生れし人なり。道禪入道歿後第三年に當れり。大坪彦三郎吉利入道直弟は、永享九年に夢想之卷を書たれば、道禪の歿後三十一年に當る。此等を以て一人ならざることを知べし。猶詳に鞍鐙新書に録出す。

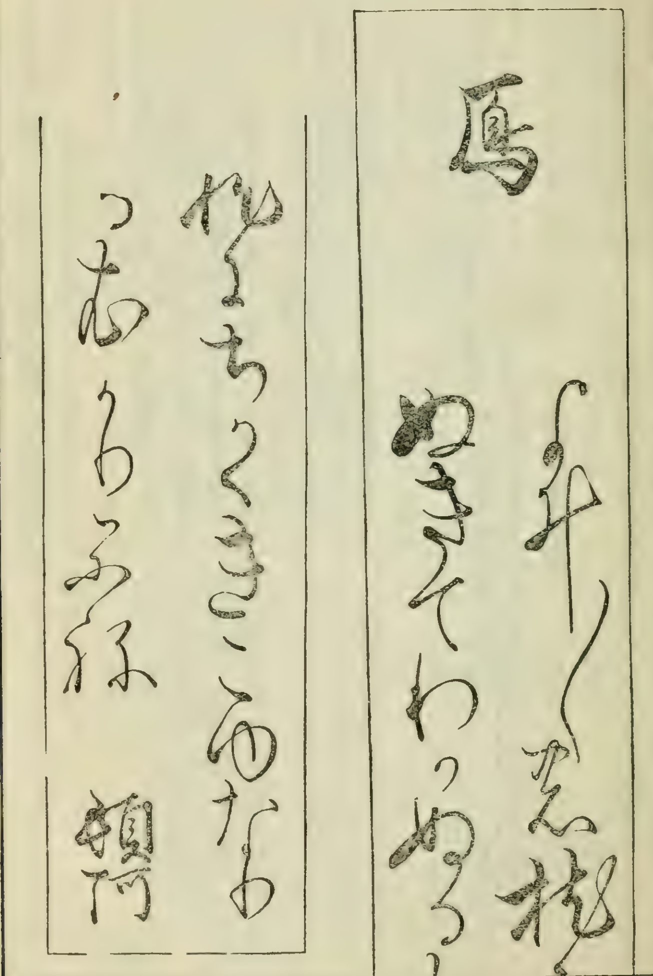
頓阿法師、父を良阿と云。梶井執當法印源圣〔割註〕蹇驢嘶餘に、梶井は坂本に梶井の芝とてあり。御代々宮門跡なり。攝家將軍家御一代もなしとあり。同書に、三綱堂衆公人下僧妻帶衆禁ニ四足二足ヲ不レ禁レ魚と云。三綱は輪番に執當職に任ずるなり。執當は山門ノ諸堂ノ司ヲ知ルナリ、とあるにて思べし。」の二男なり。源圣は京極攝政師實公〔割註〕御堂關白道長公の嫡孫なり。」の四男小野宮大納言能實卿の子、梶井別當忠頼五代の孫なり。〔割註〕忠頼、長承元年九月九日、六十八歳卒と云は、梶井仁豪僧正住持の頃にあたる。」忠頼の子圣春は、靑蓮院の御留守職にて中納言上座と云。圣春の子を梶井執當法印仁圣と云。仁圣に二人の子あり。兄を執當法眼承辨と云。即源圣の父なり。弟を執當法眼仁尋と云。〔割註〕大日本史に、頓阿の父を仁譽と云。仁譽は仁尋の子なり。今暫く和歌所の系圖にしたがふ。」頓阿、初名は泰尋、山門に住す。後に高野山に登り、大納言爲世卿の住せ給ふ小田原谷の花折院に入て薪水に給仕し、名を感空と改む。〔割註〕爲世卿は、頓阿和歌の師なり。公卿補任に、嘉曆四年八月廿五日、爲世卿咳病に依て出家、八十歳、時に前權大納言正二位にてましみます。高野山花折院に傳ふる處は、嘉曆四年登山と云。頓阿四十一歳の時にあたれり。」爲世卿薨じて後、いまは世に知る人なしとて、和歌の道思ひ絶なんとまで歎きしとかや。〔割註〕爲世卿薨年、系圖に見えず。公卿補任に、嘉曆四年九月廿六日權中納言爲定卿敍ニ從二位ニ、同日辭、と見え、元德二年正月十三日還任とあり。籠居五ケ月に及ぶ。これかならず爲世卿の喪に依て辭されしなるべし。」その後、高野山を出て京に歸り、仁和寺の邊に住しけるが、猶世を厭ふ心ふかくて時宗になり、四條道場金蓮寺に入て頓阿と改め、意を風月に遊はしめ、思を泉石に樂しましめ

て、元弘、建武の喪亂を安らかに過されけるに、等持院將軍家、〔尊氏公〕寶篋院將軍家、〔義詮公〕みな和歌の道を慕はれて、常にめされけること草菴集にみゆ。また後普光園攝政良基公、〔割註〕二條關白道平公息。〕和歌の讀かた不審を條々しるし出して、是を尋ねられけるを、一々批判して上られしを、愚問賢註と名付て、世に披露されけるは、貞治二年の事なり。〔割註〕愚問賢註奥書に、貞治第二の暦姑洗強半之春云々。五湖釣翁とあり。五湖釣翁は良基公の作り名にして、此年四十四歳、頓阿は七十五歳なり。〕同じ年二月廿九日、後光嚴院の宣旨にて、民部卿爲明卿、新拾遺和歌集を撰ばれしに、同三年四月廿日、四季の歌六卷を奏覽し、返納以前おなじき十月廿七日、爲明卿薨逝によつて、戀雜部をば頓阿に撰進せしめらる。時に淨辨、〔割註〕青蓮院の執當法印。〕慶運、〔割註〕淨辨法印の子、同く法印。〕兼好と共に名を等くして、世に和歌四天王と稱せしなり。あるとき四天王打寄て、探題六首の歌よみける時、頓阿題を見てそと立出ける後にて、慶運、頓阿のとりたる題とあらぬ題と取替て、しらぬさまにて居たりしに、頓阿座にかへり、わが題を見て靜に六首詠出たり。その歌、ことによかりしとて、人みな譽のゝしるとき、慶運がいふ、これは更に頓阿が手柄に非ず。慶運が取かくしつるによりて、その名譽も有なれ。さらば慶運が功にこそといひけるとなり。後には靈山に住し、〔割註〕靈山は今靈鷲山正法寺と云、東山にあり。はじめは傳教大師開基にして、天台の別院たりしが、中興國阿上人より時宗に改む。國阿上人は文和四年に出家なり。頓阿六十七歳の時なれば同宿せしか。〕あるひは雙林寺にも住せしと云。西行の舊跡をしたはれたりとも云にや。文中元年、八十四歳にて終る。墓は雙林寺にあり。〔割註〕天保壬寅迄四百七十一年たり。〕

草菴集に、西行上人すみ侍ける双林寺といふ處に庵結びてよめる。

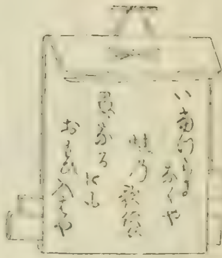
あとしめてみぬよの春を忍ぶかなその二月の花の下蔭

〔割註〕金玉山双林寺は、洛陽東山高臺寺の北にあり。傳教大師の開基にて、天台の別院なり。頓阿の



頓阿法師真蹟短冊

歌袋　頓阿法師所造　嵯峨隠士蔵



第一折

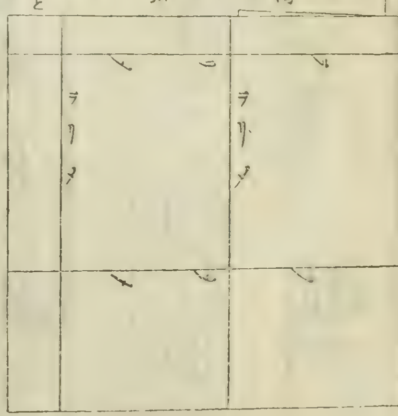
図のことく大高ふくら織紙にて折てまく第二折乃ことく折くハここに△印の所を○印の所へとはさむへしそのつゝみ袋となる也

上をおく水引にて結ひ枝にかくるとし

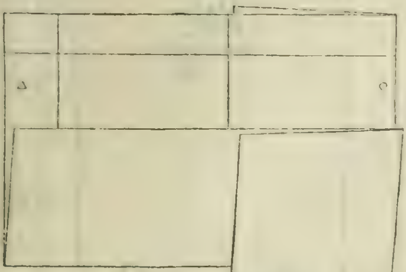
裏に山吹あれをかくへし

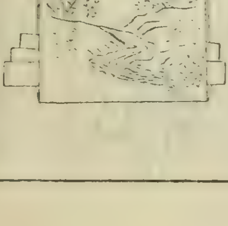
詠草をはさむ也

図のことし



第二折





住ける頃は、勝行房と云僧住せしが、頓阿の失にし後、至德元年に此僧の寺を國阿上人に附屬して、自は寶珠菴に移り住ける。今の時宗には改めしなりといへり。」

又西行上人後の双林寺に住はべりし頃、二月十六日、人々來りて佛事行ひ歌よみはべりしことを思ひ出て、

昔とぞまたしのばるゝ跡とひしそのきさらぎの春の面影

〔割註〕西行忌を行ひしなるべし。たゞし此歌にては、のちには双林寺にも住ざりしと見えたり。」

又花の頃、關白殿蔡花園（さいけをん）に入せ給ひて、山家花と云ことをよませられしに、

今日かゝる老の春にやあはざらん花咲く山の陰に住ずば

またの日、かしこまり申入はべりしに、

庭の面にしばしな消そ花の雪ためし稀なる跡を殘して

御かへしに故太閤、双輪寺に御入のことなど被仰て、

古もわけゝる跡とおもふにぞ猶色ふかき花の白雪

〔割註〕蔡花園は、山城名勝志に迎陽文集を引て、抑蔡花園は、平生棲息の閑地、終身安山之幽莊也云々。應安五年四月日、弟子法印大和尚位權少僧都經賢敬白と、頓阿五旬の願文に見ゆと記せしを考ふれば、二三月の內の終焉にして、然も蔡花園にてと聞ゆ。さて爰にいふ關白殿とは良基公なるべく、故太閤とは道平公なり。道平公建武二年二月薨ぜらるゝ時は、頓阿の双林寺に住しは、建武より前かとしらる。猶考ふべし。」

又靈山に住はべりし頃、御子左大納言、〔于ㇾ時中將〕花ちりて後尋おはして、

たづねきて青葉の後も見つる哉さかばと待し宿の櫻を

返し

花ざかりとはぬつらさぞ忘れぬる雪ふみわけし今日を待得て

〔割註〕爲世卿の中將なりし頃、頓阿はや靈山にすみしと聞ゆれば、いまだ十七八歳の時としらる。然る時は大日本史に、後は靈山に住とあるはいかゞあるべき。」

又御子左入道大納言かくれ給ひし後、この道ものうく侍りてさし置侍りしを、内裏にきこしめされて、〔割註〕爲世卿、嘉暦四年薨逝と云は、後醍醐天皇の勅定としらる。」當時の明匠なり。道を抛事然るべからず教訓し仰らるべきよし、關白殿〔于レ時大殿〕承らせ給て、つたへ仰下されし御文に、

勅なればおもひなすてそ敷島の道に懶き心ありとも

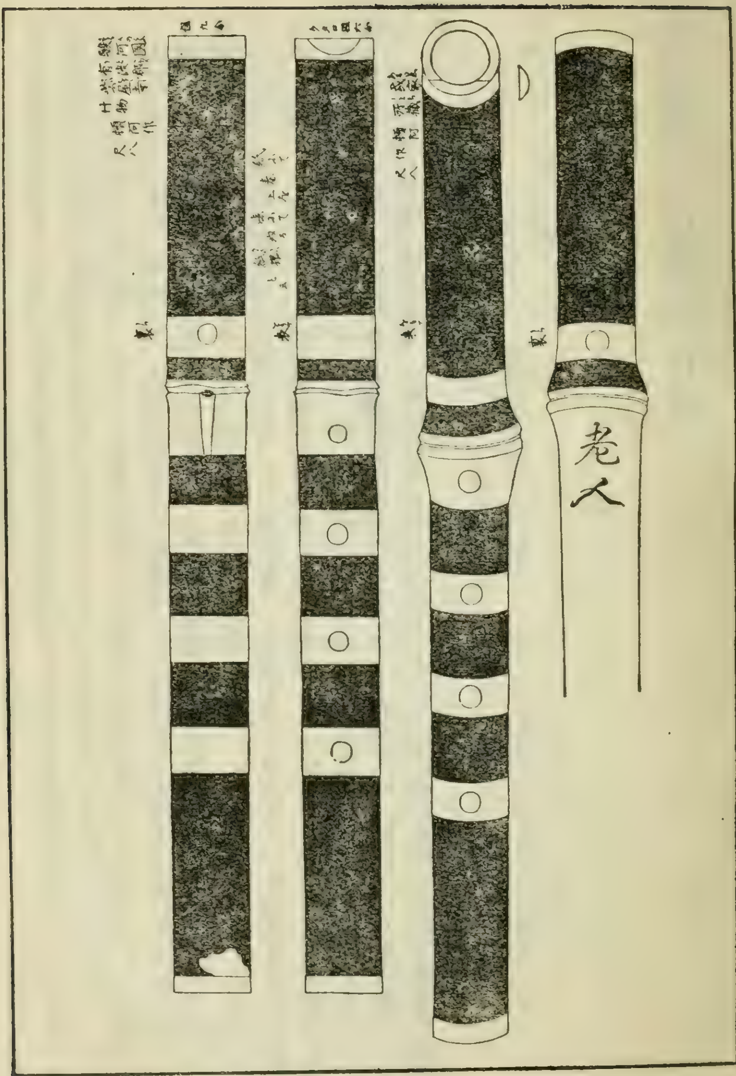
御かへし

雲井迄聞えけるかな和歌の浦の芦間の鶴の音にも立ぬを

〔割註〕時に大殿とあるを以て考ふれば、元德二年正月廿六日、道平公關白を罷られし後と聞ゆれば、いよ／＼この勅定は、後醍醐天皇なるなり。」

頓阿の子を經賢と云。梶井の執當法印を相續す。經賢の子を堯尋と云。おなじく執當法印たり。堯尋の子を堯孝と云。和歌所の開闔として權大僧都法印に任ず。詠歌のほまれ曾祖にはぢず。新續古今和歌集の作者たり。後々別に傳あり。

柴屋軒什物頓阿作の尺八は、宗長法師宇津山記に、老人と名付て吹出ることとは無れども、うそ笛にはしかしの尺八眼の邊りを避ず、老人と云二字は行成の筆の朗詠の題の中を南鐐にすき寫し、押手の穴の下に彫入て侍りし。此一管は山名霜臺携へ給ひけん二管の一にて、頓阿作、應仁の亂に攝津國池田の陣にして、池田氏申請給ひし。或時酒の中の戯に懇望せしなり。去々年の春匠作〔割註〕今川修理大夫氏親朝臣を云。」に参らせて罷り登りぬとある物なるべし。山名霜臺とは、彈正大弼持豐入道宗全のことなり。宗全は頓阿歿後三十三年に生れし人なれば、頓阿作と云傳も正しく受る所ありしなるべ


老人

し。老人と銘あるかたは、宗長より今川氏親朝臣へ参らせしと云管なるべし。〔割註〕氏親朝臣は、上總介義忠朝臣の長子にして、氏輝及び義元朝臣の父也。」或家にて傳ふる説は、頓阿作にして足利民部少輔所持の處、應仁の亂に故ありて宗長の手に入し由なり。足利民部少輔と云人考ふる所なし。山名氏清、はじめ民部少輔と稱す。もしくは氏清、頓阿より相傳せしか。氏清亡びて後、宗筌入道の手に入しにもあるべきか。猶考べし。抑尺八は唐にて林鐘籥と云る管なり。されば筒音を黄鐘調に切ことと傳へたり。黄鐘調はすなはち林鐘の宮なり。〔割註〕鳧鐘鸞鏡の筒音なるも稀にはあれども、大抵は黄鐘調なり。」唐の張文收が製せし尺八短笛と〔割註〕唐書樂志に出。」いふも是なり。呂才が製れる尺八十二枚と〔割註〕唐書呂才が傳。」云は、十二律に各々一管づゝ製りたるなり。今現に日本に、林鐘尺八と黄鐘尺八〔割註〕これは大和國法隆寺、東大寺に一管づゝ傳はれり。其説は豐筑後守統秋が傳にいふ。」とを傳へしに依て、宋、元、明、清朝の人の詳にすることゝなき唐代の樂器を翫弄することを得るは、百王一姓萬國に勝れたる皇朝の神德たるは云に及ばず。慈覺大師〔割註〕尺八を吹給ひしこと、東齋隨筆に見ゆ。」懷良親王、〔割註〕尺八を吹せられしこと、吉野拾遺に見ゆ。」頓阿法師等の愛翫せられし餘興によると云べきなり。

先進繡像玉石雜誌 目錄



岡崎五郎正宗真影　鎌倉大巧寺藏

先進繡像玉石雜誌　巻之三

岡崎五郎正宗入道は、相模國鎌倉の人なり。父を藤三郎行光と云。正宗、文永元年甲子歳鎌倉今小路に生る。〔割註〕鎌倉志に、鍛冶正宗の屋敷は、今小路の南に勝が橋と云あり。其橋の南の西側なり。今は町屋となる。今も此處に刄の稲荷と云小祠有。正宗が祠りたる神なりと云傳ふ。」十七歳にして父行光に別れ、新藤五國光の弟子となる。〔割註〕國光は、建長二年庚戌歳生る。正宗に長ずること十四年なり。行光は正治元年己未歳生る。國光に長ずること五十一歳なり。行光、國光の弟子となること疑ひ少なからず。かつ國光の父國綱が傳及び國光の師國宗の傳を參考する時は、をのづから會通を得るに似たり。」粟田口國綱は、大和國林の甲冑工國賴の孫なり。父を林彌九郎國家と云。大和國城上郡珠市に住す。國家に男子六人あり。長子國友、〔割註〕藤左衛門尉、老ては藤林と云。番鍛冶とて、後鳥羽院にめされし廿四人の内なり。建保元年六十七歳にて歿す。天保壬寅まで六百三十年なり。」次は久國、〔割註〕藤次郎大隅權守と云。番鍛冶の内建保四年歿す。六十七歳。」次は國安、〔割註〕藤三郎山城守、番鍛冶なり。」次は國清、〔割註〕藤四郎正治頃。」次は有國、〔割註〕藤五郎神次とも云。」次は國綱なり。國綱、長寛元年粟田口に生れ、小字は藤六と云。四十二歳〔割註〕元久元年甲子の歳。」の時、鎌倉へ下向し、山内に住して藤六左近入道と稱す。承久三年七月十三日、後鳥羽院隱岐國へ遷幸なりて、海部郡苅田郷に御座ける時に、則國〔割註〕粟田口藤右馬允、正月二月。」景國〔割註〕粟田口久國子、三月四月。」國綱、〔五月六月、〕宗吉、〔割註〕備前福岡左近太郎、七月八月。」延正、〔割註〕中原權守、九月十月。」助則〔割註〕備前國住人、十一月十二月。」の六人、二ケ月宛御番を勤めしと云。〔割註〕後鳥羽院、隱岐國にては岩穴に依て御所を作り、茅の簷松の椽、はづかに雨風をさゝふばかりの御住居と、増鏡に

昔しより、皇年代略記よりして、みな此說に從ひ、賴襄の日本外史も、これに從て論を立たり。岩穴の御所にましまして鍛冶を遊ばされ、十七葉の菊銘の宸作、六人の鍛冶の結番あるべけんや。是太宰權帥に任ぜられし人を流刑に處せられしと云と同日の論にして、能思ざる謬なり。」これ國綱五十九歲の時なり。かくて隱岐國に在こと十九年、延應元年二月廿二日、後鳥羽院崩御ましましける後に、國綱も山內に歸りけり。その頃、鎌倉は賴經將軍の時にして、執權は北條武藏守泰時なり。國綱年旣に七十七歲、齡古稀に踰て鐵心金腸、壯年の者に勝れりとて、幕府の勇士爭て其作を賞美せしほどに、執權相模守時賴、これを聞て、國綱に囑して太刀を作らしむ。國綱八十六歲の春二尺五寸九分亂燒に鑄上て、時賴朝臣に贈りしかば、時賴朝臣大に喜びて鬼丸と名付て祕藏せらる。〔割註〕或は泰時の太刀とも云。北條高時の亡びける時、新田義貞卿の手にいり、義貞卿討死の後、京都將軍家に傳はり。秀吉公より本阿彌光德へ預けられてより、本阿彌代々是を守護す。」建長二年、國綱八十八歲にして男子を儲け、國光と名付て、其伎を傳へんことを樂みて生長をまちけれども、人壽限りある習ひなれば、建長七年、九十三歲にして山內にて終焉を示せしとぞ。〔割註〕古今銘盡大全及び萬寶全書等による。」長子國光六歲のときなり。〔割註〕天保壬寅まで五百八十八年。」此時、山內に國眞〔國綱の弟子〕あり。正宗の父行光は五十七歲なり。

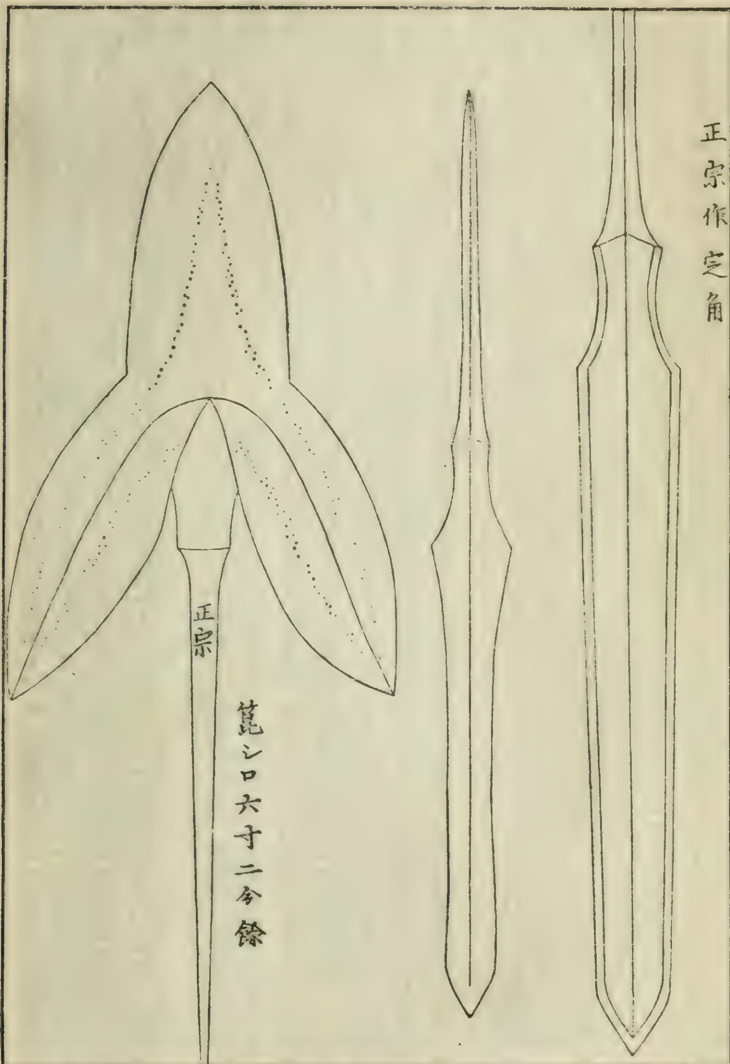
備前三郞國宗は、備前國眞の子と云。國眞は中原權守延正の子なり。國宗、治承四年備前國福岡に生れ、廿歲の時〔正治元年〕鎌倉に下向し、山內に住す。〔割註〕國綱より五年前に下向せしとしらる。」然るに六十歲の時〔延應元年〕父延正隱岐國より本國備前へ歸りしと聞て、國宗も鎌倉より備前國へゆきて、父に對面せしなり。〔割註〕古今銘盡大全に、五十九歲備前へ歸ると記せしは、六十歲の誤にして、父延正に遇ふことを佚せり。」備前に住すること廿二年。弘長元年、相模守時賴朝臣の招に應じて、ふたゝび關東に下向し、また山內に住す。時に八十二歲、その頃國綱すでに歿し、國光生れて十

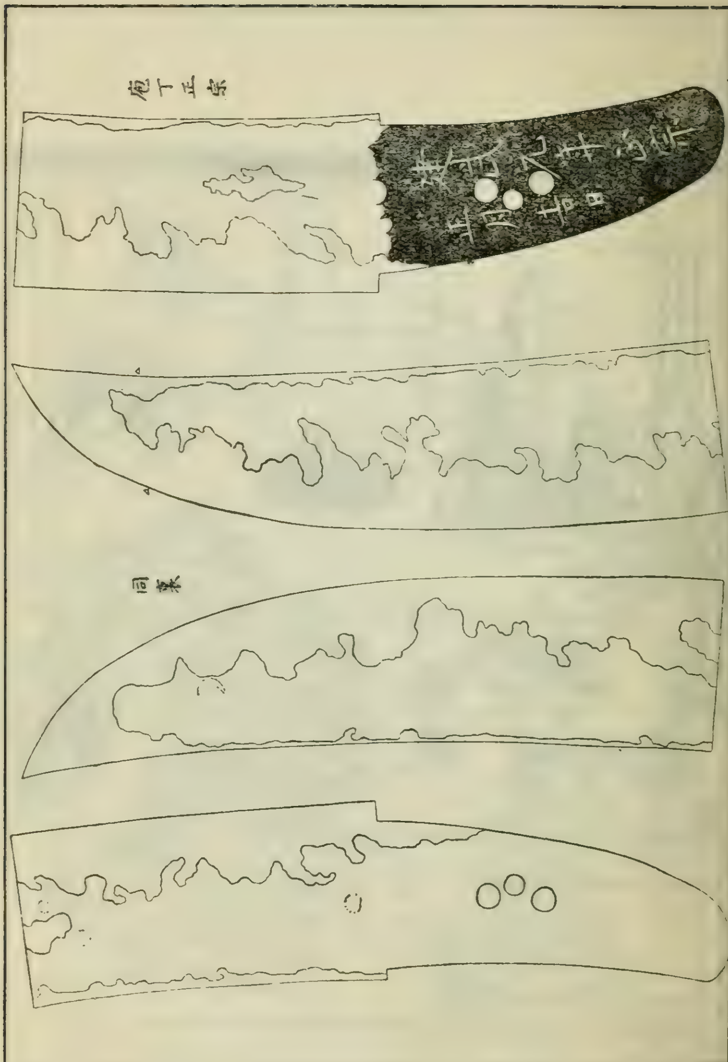
二歳なり。字を新藤五と云。〔割註〕國光の叔父に藤五有國あり。依て新藤五とよべるなり。新藤と云苗字なりとおもふは誤なるべし。」國宗、その名工の子として孤弱なるをあはれみ、弘長二年、國光十三歳の時より弟子として、その藝を教育せしが、文永十年、九十四歳にて國宗山内の家に歿す。〔割註〕天保壬寅迄五百七十年。」國光時に廿四歳、行光時に七十五歳なり。〔割註〕行光は、國綱、國宗の弟子たること自然と蹟らかなり。」

行光がうせにし弘安三年に、國光生れて三十一歳、その子新藤五太郎國重十歳、新藤五次郎國廣八歳、新藤五三郎國泰六歳なるに、正宗は十七歳なれば、國光の實子に代て教へ傳へしも理りなり。正和元年、國光六十三歳にて歿す。〔割註〕國重はすでに歿し、國廣は四十歳、國泰は三十八歳のときなり。」正宗四十九歳、その伎當代に比類なかりしほどに、世の覺えもまた等倫に超過せり。然るに元弘三年、正宗七十歳の時に、九代の榮花忽に亡びて、北條の門葉地を掃ふが如くなりしかば、正宗、鎌倉を出て京都に上り東山に住して、楠正成卿のために織刀を作りたるは、建武年中のことにして、世普ねくこれをしる。暦應三年七十七歳の時、また鎌倉に歸り、康永三年八十一歳にて歿す。〔割註〕天保壬寅迄四百九十九年なり。」比企谷妙本寺の山に葬れり。

伊勢宗五大草紙に、御物に成候太刀の銘、神息　天國　眞守　宗近　正恒　信房　行平〔紀新太夫〕友成　三池傳太　久國　國吉　有國　吉光〔藤四郎〕　國綱　正宗　貞宗　國俊　包平　則國　安國國友　菊〔割註〕十六葉あるべし。」國次なども成候かと見ゆ。〔割註〕此草紙は、大永八年に書たれば、天保壬寅より三百十五年前にして、足利義晴公の時にあたる。正宗歿して百八十六年になる。凡此二十三作の内にして、正宗、貞宗の兩作新作にて、神息天國と並び賞せらるゝこと名譽と云べし。」

矢鏃銘鑑〔割註〕原本撰者しれず。尼州の近松彦之助茂矩、佐枝叔三郎種吉、二人同じく校正す。」に、上古の名作よりして、中古近代に至る迄、諸國の鍛冶の作りたる鏃數百種を集錄せしに、正宗の鏃三


正宗作
定角
正宗
篦シロ六寸二分餘


庖丁正宗
同裏


美濃國関住人金重
六十一歳の時
相模國へ下り
正宗ふ従ふ


信兆

本を載せたり。左に鈔出す。〔割註〕正宗の太刀は、世普くこれを賞すといへども、矢鐵の如きは、人いまだ心付ざる處なり。」

庖丁正宗、あるひは北條正宗とも、いまだ孰れか是なるをしらず。建武元年は、正宗七十一歳の時なり。鎌倉志に、荏柄天神寶物の正宗、無銘長一尺三寸五分、廣三寸五分、今の世に小刀と云製なり。指表に梅、裏に天蓋不動の梵字倶利伽羅をほる。大進坊が彫物なり。鞘は黑塗なり。梅の蒔繪ありと云ものと似よりたる刀なり。〔割註〕大進坊は建久五年誕生、安貞二年、三十五歳にて出家し、日光山に住し、祐慶と云。後鍛冶となり。國光に學ぶ。彫物の名人なり。正中元年、百三十一歳にて歿す。正宗六十一歳の時なり。

貞宗は正宗の養子なり。正安元年、近江國高木と云處に生る。彦四郎弘光と云。また榎と云處に移り、榎彦四郎助貞と改め、元弘三年三十五歳にして相模國に下り。正宗に隨ひ學ぶ。正宗齢七十歳いまだ男子なし。助貞の伎、衆に勝れたるを見て、正宗養て子とす。爰に於て貞宗と改む。貞和五年、鎌倉にて死す。行年五十一歳。〔割註〕天保壬寅を距ること四百九十四年前なり。」貞宗の子秋廣、實は九郎次郎廣光の弟なり。正和四年、鎌倉に生ると云ば、貞宗より若きこと十六歳なり。正宗歿する時、秋廣三十歳、應永五年、八十四歳にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百四十五年なり。」

國次は正宗の弟子、寶治元年京に生る。三右衛門尉と云。來國俊の壻なり。文永十一年、二十八歳にて鎌倉に下向し、居ること十四年、正應元年、四十二歳にして正宗の弟子と成。〔割註〕正宗時に二十五歳。」乾元元年、五十六歳の時京に上り、嘉暦二年、八十一歳にて京に歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと五百十六年なり。」

金重は、正宗の伎を慕ひ。正應五年、美濃國關より鎌倉に下向し弟子となる。時に六十一歳〔正宗廿九歳〕なり。その年關へ歸り、應長元年、八十歳にてまた鎌倉へ下向す。〔割註〕正宗四十八歳。」かく

て鎌倉に留ること八年、元應元年、八十八歲の時より諸國を廻り、越後國にて元亨二年、九十一歲の春歿すと云。〔割註〕正宗五十九歲。」

國重は、文永七年大和國に生る。長谷部長兵衞と名乘り、大和、河內、京都猪隈所々に住して、頗る鍛冶の術に精しかりしが、元應元年五十歲にして、初て正宗の伎に及ばざるをしり、鎌倉に下向し弟子となり、從ひ居ること十五年、元弘三年五月、鎌倉の北條家滅亡せし後、正宗鎌倉を出て諸國を遊歷す。國重も相伴なふて京攝の間に徘徊し、曆應元年よりまた猪隈の舊居に住し、貞和三年、七十八歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百九十六年なり。」

兼光は、弘安元年備前國に生る。孫左衞門尉と稱す。父を左近將監長光と云。兼光、元應元年、四十二歲にして鎌倉に下り、正宗に伎を學び、同じく二年、備前國に歸り、延文五年、八十三歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百八十三年なり。」

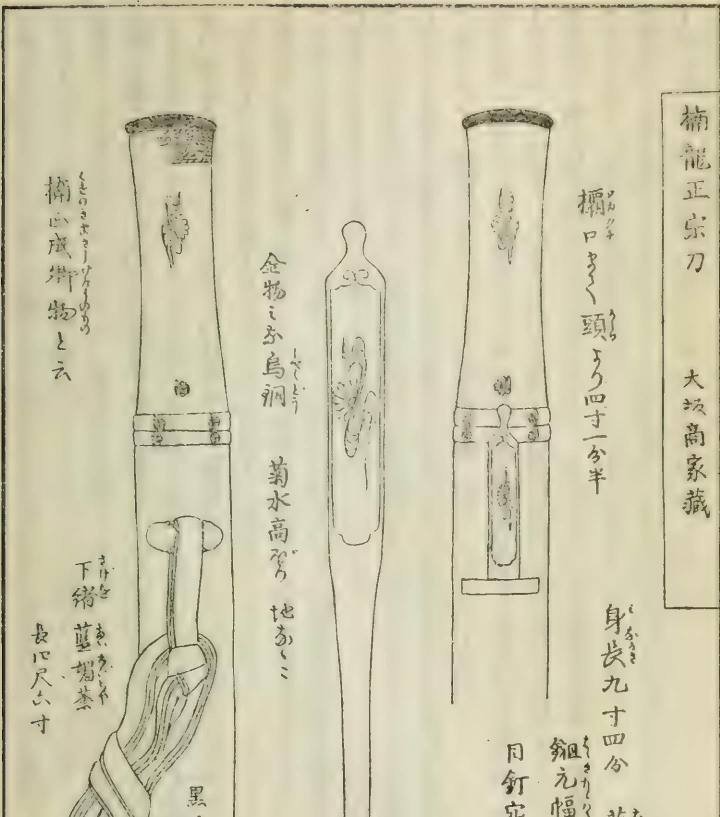
兼氏は、志津三郎と云。美濃國多藝郡志津山に住す。始め大和に在て包氏と稱す。元應元年、三十六歲の時、美濃より鎌倉に來て正宗に學ぶ。元弘三年、正宗鎌倉を去とき、共にさりて美濃に歸り、康永三年、六十一歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百九十九年。」

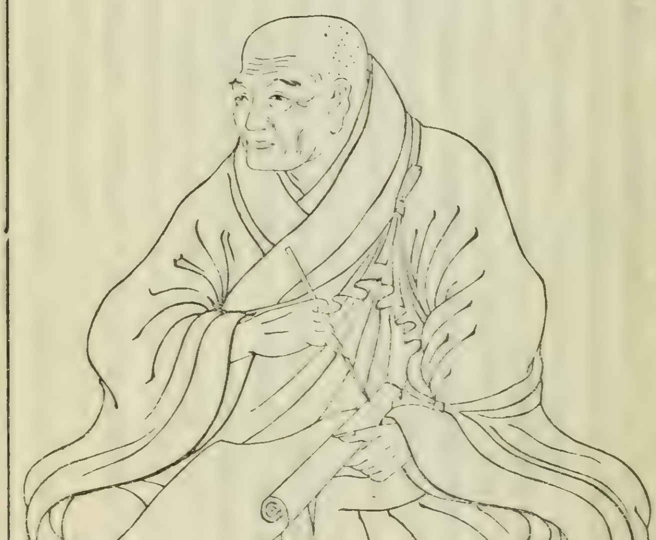
廣光は、鎌倉の人、文保元年、廿五歲にして正宗の弟子となる。〔割註〕永仁元年の生なり。次郎九郎と稱す。延文四年、六十七歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百八十四年。」秋廣の兄なり。

義弘は、越中國松倉の人、鄕右馬允と云。元應元年、廿一歲の時來りて正宗に學び、正中二年、廿七歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと五百十八年なり。」

則重は、越中國御服山佐伯の人、元應元年、三十歲の時義弘と共に來て正宗に學び。貞治五年、七十七歲にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百七十七年なり。」

直綱は、石見國紫綱の子にして久右衞門と稱す。延元元年、五十七歲にて正宗に學び、貞和四年、六


楠龍正宗刀　大坂高家蔵
欛口まて頭より四寸一分半
身長九寸四分
茎二寸九分
鎺元幅一寸一分
目釘穴二
金物は烏銅
菊水高彫　地なゝこ
楠正成御物と云
下緒　藍媚茶
長四尺六寸
黒漆



高雄神護寺圓乘坊寬耀真像

十九歳石州に歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百九十五年。」
長義は、備前國長船の人なり。建武元年、四十七歳の時、正宗に遇て弟子となり、應安三年、八十三歳にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百七十三年。」
左は、筑前國隱岐濱の人なり。建武元年、五十八歳にして正宗に學ぶ。左衞門尉と稱す。文和五年、八十歳にて歿す。〔割註〕天保壬寅を距こと四百八十八年なり。」

右正宗の弟子十二人の傳記、古今銘盡大全及び本阿彌光悦の記に從ふ。

新刀辨惑錄に、正宗、伏見院御宇三河守と受領せし由記せり。たしかなる據あるにや。伏見院は正宗卅五歳の時に即位、卅五歳の時に讓位なり。もし此頃受領せしが實ならば、元弘元年正月、楠多門兵衞正成のために作れる刀に、五郎入道正宗造レ之とあるは誤なるべし。〔割註〕三河入道正宗とあるべきなり。」

又云、或祕傳書に、相州正宗は、我打物に於ては末世に至ても紛れあるべからずと云て、銘を打ことなしと云々。されども直刄に銘あることは、亂刄よりは見紛ふ故にもあらんかとあり。但これも、武器に銘をうつことは、延喜式より以來朝家の定めなれば、祕傳書に云が如くはあるべからず。

高雄神護寺寛耀僧都は、其俗姓を詳にせず。暦應四年辛巳の歳正月十九日、陀羅尼講に初參して後は、四乘坊に住して高雄山寺の交衆たりし由、交衆次第に見えたり。〔割註〕高雄神護寺交衆次第一卷、石山座主禪守僧正の本とて、御室の眞光院家に傳はれり。信光、故ありて傳寫することを得たり。依て寛耀僧都の履歴をしる。奇と云べし。觀應二年六月、法身院傳領阿とも見ゆ。後は法身院にすまれしなるべし。」頓阿法師の此僧都の坊にて紅葉を見て歌よまれし時、頓阿の、

ことし猶降こそまされ老らくのかしらの雪も友や待らん、

と讀たるも、寛耀僧都に締をあつらへて侍りしをかきて贈りはべりし返事に、

難波津の風の心の通ひてや繪島が磯の浪もかくらむ
など草庵集に見えたるは、即暦應四年より後のことと知べし。

傳聞。山城國葛野郡栂尾高山寺閼伽井坊に、寛耀僧都の畫きし兩界曼荼羅の粉本數種あり。また別に當時顯密の諸碩徳の肖像を畫きし草本も頗る多しと云ども、彼山の庫中多くは御寺務の宮〔仁和寺〕の御封印にして、虫拂の時には、御室より御代官として何某僧正御房登山あることにて、高山寺禪堂院〔割註〕明惠上人御影堂。」に出席して點檢せらるゝ嚴重の式なれども、閼伽井坊の藏は格外の事にて、方便智院慧友護闍梨の寫して示されし寛耀僧都の稻荷の神影あり。

三位局藤原廉子は、右近衞中將公廉朝臣女なり。公廉朝臣は、新大納言成親卿五代の孫にして、父を左中將公仲と云。元應元年八月、西園寺太政大臣〔實兼公〕の御女藤原禧子御年十七にして、後醍醐天皇の后に立せ給ふ。これは主上いまだ春の宮におはしましける時より御參ありて、皇女一所ましましき。懽子内親王と申奉る是なり。されば御即位の初に立后の宣旨を下されしなり。此頃三位局は、后の御許に上臈女房のやうにて候はれしを、主上いかなる玉簾のひま求め得玉ひけん。ほの御覽じて、他にことなる御覺えあり。三千の寵愛一身にありと申せしはなか〳〵なることにして、六宮の粉黛はよそへども見るかげもなく、百年の歡樂は長生殿の裏に春秋を共にし、比翼の鳥も雲井の外に妬み、連理の枝も雨風に歎くといへども、君恩日に增し、榮爵忽に加はらんとせしかば、洞院相國〔公賢公〕養子にせられけるとかや。正中元年、第六の皇子恒良親王誕生ありしのちは、いよ〳〵重き御もてなしに有けるに、同じき二年、第七の皇子成良親王誕生ましまし、嘉暦三年、第八の皇子義良親王打つゞきて誕生ありつるにより、元徳三年、從三位に叙して内侍三位と申てけり。しかるに此年八月、主上〔後醍醐天皇〕笠置へ臨幸なりて、彌勒の靈場乍に修羅の衢と變ぜしかば、三位局は所緣に付て、北野の側に忍ておはしけり。笠置の戰官軍利なくして、九月卄日、城遂に落ければ、主上は楠が赤坂城を御心當に潜幸なりける

稲荷神影



寛耀僧都畫



三位局藤原廣子真影

に、それまでたどり付せ給はで、大和國有王山の麓より六波羅の凶徒等を御供にて、十月三日、左近將監時益が亭へ入御なりて、今まで昵近伺候の公卿殿上人、官をとゞめられ出仕を禁ぜられし後、御介錯に參仕へ奉るは、三位局と頭中將忠顯朝臣、一條頭大夫行房朝臣、萬里小路中納言藤房卿のみなりしに、元弘二年三月七日、隱岐國へ遷幸なし奉りけるときは、三位局と行房、忠顯の兩人のみなり。

恒良親王は、元弘二年八歲におはしましけるを、中御門中納言宣明卿〔割註〕中御門とは、大內裏の待賢門を云。此門の東の大路を中御門大路と稱す。今の椹木町通これなり。此通りを東行し、賀茂川を渡り、なを東行して吉田山の麓に、權大納言經繼卿の亭あり。此を中御門の亭と稱す。宣明卿は經繼卿の孫なり。預り奉りて、吉田の中御門の亭に御座ありけるが、主上の御座あんなる白川は、程近しと聞に、宣明はなど我を具して御所へは參らぬぞと仰有ければ、宣明卿〔割註〕此時三十一歲。涙を押へて、皇居程近くおはしまし候はゞ、御供仕て參ぜんこと子細有まじく候が、しら川と申候は能因法師が、

　都をば霞と共に立しかど秋風ぞふくしらかはの關

と讀し處にて、路遠く隔たり候所なる上に、人を止る關ありと思召しらせ給へと申されければ、宮〔恒良親王〕聞食て、さては宣明は我を具足して參らじとて、左樣には申ぞかし。能因法師の歌を本歌にて、津守國夏が、

　東路の關までゆかぬ白川も日かず經ぬれば秋風ぞふく

又最勝寺の櫻の枯れたりしを植替るとて、藤原雅經朝臣、

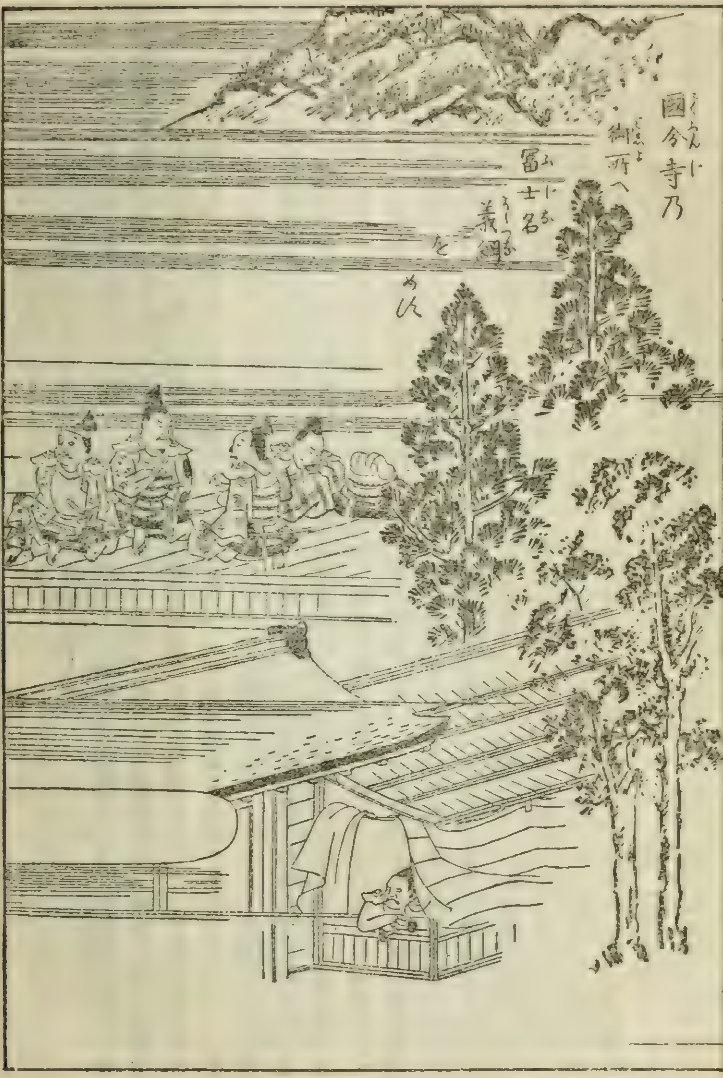
　なれ／＼てみしは名殘の春ぞともなどしら川の花の下かげ

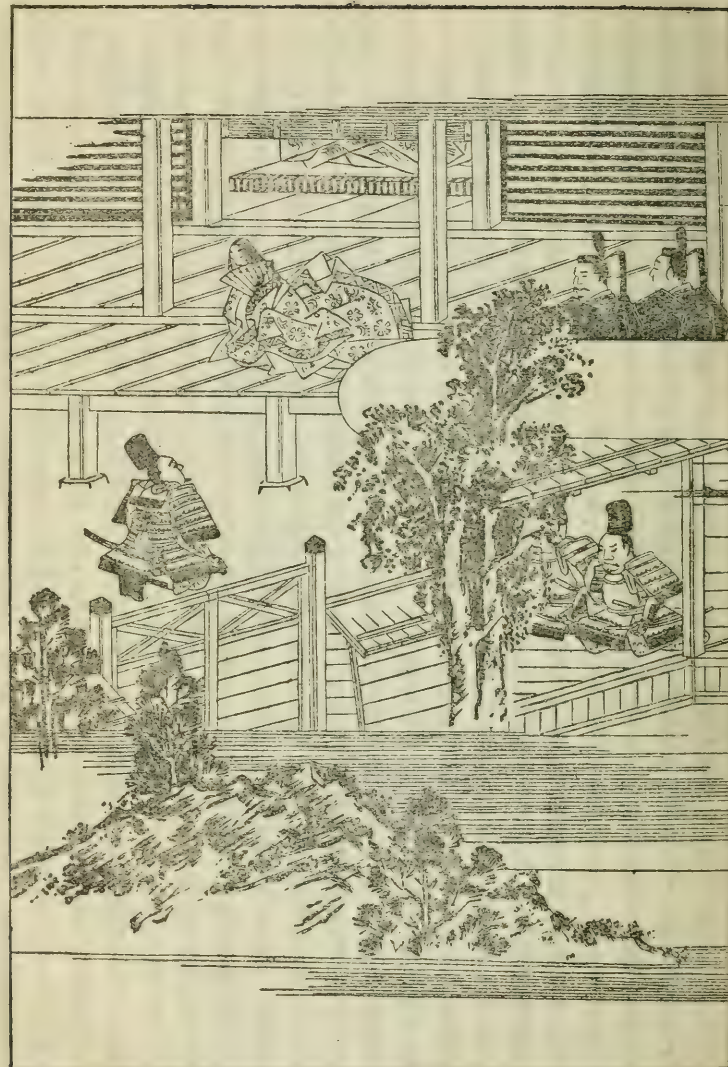
と詠たるは、洛陽消水の白川にして、東山陸奥の白川關にあらず。よしや今は具してと仰せられしと、宣明を恨み仰られ、それよりしては中々に戀しとも仰られず、萬思召入たる御氣色にて、中門に

たゝせ給へる折ふし、遠寺の入相かすかに聞えければ、

つく〴〵とおもひくらして入相の鐘を聞くにも君ぞ戀しき

と口號ませ給ふを、誰とはなしに聞つぎ語りつぎ、是こそ八歳の宮の御歌よとて、帖帋扇子にかゝぬ僧俗男女は無りけり。誠に心内に動き、詞は外に露る、御歌の長々しさ類まれなる御事なり。其後主上、隱岐島を御出ありて、船上に臨幸ましまし、諸國官軍都へ攻上る由聞えしとき、但馬守護太田守延、官軍に加はり。此宮を大將軍にし奉り、千種忠顯朝臣と共に六波羅を攻落されたりしかば、主上の鍾愛わきて渥く思召上に、御母三位局隱岐島に從ひ參らせし忠節といひ、かた〴〵等閑ならず叡慮をめぐらされ、建武元年正月廿三日、皇太子にたゝせ給ひき。此宮も孝行篤くおはします御事はさることながら、建武中興の大業をなされしは、大塔宮護良親王の英武と智略とにあらずば、義貞卿よりして赤松圓心、足利尊氏以下の勇士も誰によりてか、義兵を揚げ官軍に屬し、太白の旗をば靡かすべき。抑北條高時が斧鉞の誅を蒙りしその罪、何ごとぞと尋ぬるに、一宮尊良親王もしくは三宮護良親王を東宮に立給ふべきとの叡慮をもとき奉りしと、長講堂領を大覺寺殿御流にて、御位に就せ給はぬ時、御所務あらんとの勅詔を返し奉りしことゝ、僅に二ケ條の御心のまゝならざりし御憤とこそ承はりつれ。東夷天威の戮に伏し、萬聖斷に任せられ、王道蕩々の春を待得ては、一宮を春宮になし參らせられんに、誰かは傾け申べき。これは其母早く世を去給ひしかば、御愛情もわきて篤かるべきに、さもおはしまさぬぞあぢきなき。三宮の御事は、前坊〔邦良親王〕薨御の後、此宮にこそと思召たりし程なれば、この度は必ずと宮も人も思居たりしに引替て、恒良親王の東宮に立給ひしは、三位局の三宮の功高く勢たけくましますを嫉ませ給ひし故なるべし。されども少長を踰、〔割註〕三宮は此年御歳廿七なり。恒良親王は御年十一。」庶嫡を奪ふは、天の疾む處なればにや。幾程なく天下ふたゝび大にみだれ、東宮、山門より新田一族以下を從へられ、北國へ御下向ありて、撥亂反正の計策を旋ら


國分寺乃
御所へ
冨士名
義綱を
めん

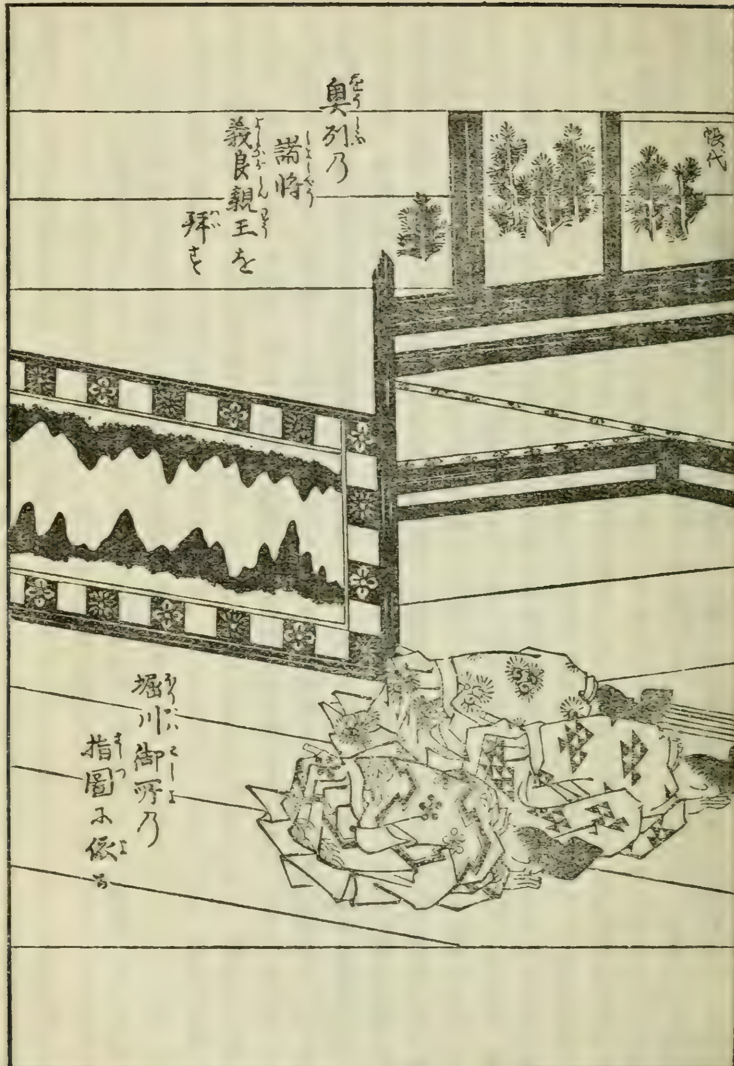


されしかども、天運機に應ぜずして、金崎の城遂に沒落し、東宮、逆徒に要せられ、都へ還御なりしかども、尊氏、直義、これを一室に幽閉し奉り、興國元年四月、直義が奉る御藥を聞食てより、御心地例ならずと聞えしが、その月十三日、御年十六にて薨御まし〳〵き。直義が弑し奉りしなるべし。

成良親王は、正中二年誕生ましまして、元弘元年七歳にならせ給ふ。御幼稚にましませばとて、主上、〔後醍醐天皇〕隱岐島へ遷幸の後も、猶都に止め置奉りけるに、還幸ありし後、同三年十二月廿八日、東國の守護として鎌倉に下向ましまし、足利直義を執事として關東を鎭撫せさせ給ひけるに、兵亂の後いまだ一年をも過さず、御所の經營すこぶる民を煩はすに似たりとて、二階堂小路なる山城美作守が亭を御所となさる。然るに建武二年、相模次郎時行が諏方、三浦、本間、葦名を語らひて、直義を攻んとて鎌倉を襲ふ由を聞て、直義拒ふし、無勢なるにより、七月廿三日、親王を具足し奉りて、鎌倉を落ることゝて、淵邊伊賀守をして護良親王を弑し奉りぬ。〔割註〕事は護良親王傳にくはし。」直義、こゝかしこにて戰ふごとに利なく、淵邊は駿河國手越河原にて討れてけり。親王は、大江時古ばかりを御供にて京都へ還御ましましき。おなじき三年、山門臨幸の時は、鸞輿に侍して共に四明の旭日に春秋の富るを迎へ、五臺の文殊に智慧の增進を祈らせ給ひけるにや。この年の冬、光嚴院重祚〔割註〕後醍醐天皇の皇太子におはしましけるを、正慶元年、北條高時の議らひに依て即位ありけるを、同二年、後醍醐天皇隱岐島より還幸ありては、重祚の議を用ひ玉はずありしかば、光嚴院を廢し奉りしに、今また尊氏が議らひにて踐祚まし〳〵き。重ての踐祚なれば重祚と申奉る也。」ありければ、此宮を以て東宮に立參らせけるに、十二月廿一日、後醍醐天皇、花山院を御出ありて、ひそかに南山へ臨幸なりつれば、曆應元年八月十五日、東宮〔成良親王〕を廢し奉りて、恒良親王と一所に押籠置奉りしが、猶も直義心安からずおもひければ、興國元年四月、粟飯原下總守氏光をして鴆毒を奉りしかば、終に其毒にて薨御なりき。御年十五、世には黄疸の御病と披露せしとかや。

義良親王は、嘉暦三年誕生ましまし、元弘元年は四歳にてましましき。同三年十月、陸奥出羽の國々を鎭撫せられんために、參議陸奥守顯家卿及び親房入道と共に入部あり。時に六歳。あくる建武元年夏、陸奥國に在て親王になさせらる。その年十一月、陸奥の國津輕の凶徒時如、高長寺、親王に降參し、陸奥出羽大かた王化に伏しけるに、建武二年八月、相模入道の餘類一揆を企たてければ、伊達行朝、御旗をさゝげて行向ひ、忽に是を討平らげ、兩國平均に堯風を仰ぎ、六郡の押領使〔割註〕押領使は國々にあり。下野押領使秀郷、北陸道七ヶ國押領使爲輔、陸奥押領使秀衡の類なり。陸奥は六郡に一人の押領使を置かれて、一國九人にて國中の兵士を領し闘諍を鎭めしむるなり。」渇仰し奉りける處へ、足利尊氏、その一族なりける陸奥守家長〔割註〕尾張守高經の長子なり。」を以て、奥州の管領としてさし下しければ、國人また二心を懐くものもやう〳〵出來ぬれど、親房入道の智謀と顯家卿の忠烈潔よく、結城入道の義勇猛くして、よく官軍を統領し給ひ、まづ家長を討亡して後、尊氏を誅せらるべき由にて、十二月廿三日、陸奥國高野郡に於て合戰に及びしに、親王の先鋒相馬胤平兄弟よく軍しければ、家長一戰に討負て、行方郡へ引退く。親王これを追て、同月廿六日の合戰に打勝玉ひしほどに、官軍いよ〳〵競進て、遂に家長を鎌倉の杉本觀音堂にて誅せらる。然らば尊氏を一戰に討亡せよとて、尊氏上洛の跡を追て攻上られ、處々の軍に打勝て、あくる三年正月十二日、近江國に着せ給ひて、去十日に主上、山門へ臨幸成て、さしも莊嚴かりし大内裏は、兵火のために燒失ぬと聞しめし、さらば佐々木氏賴〔割註〕六角時信の嫡子、今年十一歳なり。」が籠りたる觀音寺山の城〔割註〕近江國武佐宿と高宮宿との間にあり。衣笠山觀音正寺と云寺の山つゞきなり。今に石壁礎石城趾に多し。」を、たゞ一時にせめ破り、直に東坂本へ參向ありて、三井寺京都の合戰に、いつも荒手なれば、强からん方へのみ向はれて、官軍しば〳〵勝にのりければ、尊氏打負九州へ落行けり。かくて親王は三月十三日御元服ありて、憲良と御名を申しゝが、後に義良と改られき。三品に叙し、陸奥大守に任ぜ


腰繪障子
こしゑのしやうじ


奥州乃諸將義良親王を拜す
堀川御所乃指圖ニ依る

られて、同月廿四日、奥州へ下向ましましぬ。然るに主上、尊氏の爲に花山院の古御所へ押籠られ御座ます由、陸奥國人等傳承はりて、多く歎き奉りしかば、顯家卿と共に靈山の城に入て籌策を旋らされけるに、主上、芳野山へ臨幸なりぬと聞て、また親王に從ひ奉る國人も多かりければ、それらを引率して、まづ鎌倉をせむべしとて、延元二年八月、陸奥の鎭守府を打立て、十二月鎌倉へ打入玉ふとて、利根川、薊山、安保原の戰、官軍いつも利を得しかば、その氣奮ふて山をも抜つべし。降參の軍兵は朝夕に隨ひ付奉りしほどに、其勢すぐに野山に滿ぬ。十二月廿四日、小坪、杉本、前濱、腰越の戰も味方勝利となりしかば、尊氏の代官として、足利義詮鎌倉に居たりけるが、高、上杉の者ども具足して、何方へか落たりけん。親王の御勢に怖懼て首さし出す兵も無りしにより、正月八日〔延元三年〕鎌倉をたゝせられ〔先陣すでに美濃國に付けば、官軍次第に勢加はりて、六十萬餘騎垂井赤坂に陣をはれば、關東より上杉民部大輔憲顯、桃井播磨守直常、江戸葛西、三浦、鎌倉、武藏七黨、〔割註〕兒玉、横山、猪股、野與、村山、西、丹黨等なり。〕下野國にては清黨の旗頭に、芳賀兵衛入道禪可等八萬餘騎、親王の御跡を追て攻上る。爰に美濃國住人土岐彈正少弼賴遠、〔割註〕賴光九代孫土岐隱岐孫次郎賴貞の七男なり。別に傳あり。〕その頃在國して居たりけるが、目前を通る敵を大勢に怖れて、箭の一つをも射かけぬと云法やある。賴遠に於ては、日に餘る大勢に馳向ひ、命を際の一合戰し、勇士の志を戰場の苔の下、九原の尸に遺すべきとて、僅に其勢一千餘騎、渺々たる青野が原に打て出、親王の六十萬騎に驅むかふ。顯家卿は桔梗の旗を見玉ひ、これは名に負ふ土岐賴遠なるべし。餘すな兵共とて、六萬餘騎を引分て、青野原へ打臨み、土岐が勢を見玉へば、四方十里に餘る廣野の中に、僅の小勢にて控へたるは、必定討死と思切たる者共よ。侮て打漏すなと味方を諫め、時の聲を合せ、半時ばかり戰ふて、三百餘騎は討死し、賴遠、のこる七百餘騎にて、春日少將顯時朝臣〔割註〕顯家卿の弟也。〕の二萬餘騎に馳かゝる。顯時朝臣これを見て、賴遠を討て親王の御感にあづかれとて、士卒を

勸め、自ら眞先に駈られしかば、義を重じ名を惜む勇士等、われ前にと叫喚で責戰ふほどに、賴遠左の眼の下右の口脇まで鋒深く切付られ、七百餘騎の勢も廿八騎に打なされ、今は是迄ぞとて、長森の城へ引籠る。鬼神の如く名高かりける桃井直常も、三十餘ケ度戰ふて七十六騎に打なされ、馬の三途平頸二太刀きられ、その身、草摺のはづれ三處つかれて引退く。その外芳賀禪可は、顯家卿の手の者伊達信夫の一族ども三千餘騎と戰ひしが、禪可散々に打負て殘り少なに討れてけり。上杉一家の人々は、新田徳壽丸、宇都宮の紀淸兩黨と相戰ひけるが、上杉立足もなく打負て行方しれず。これを吉野が原の合戰と、後の世迄も語り傳へけり。たゞし處々の合戰に打勝玉ふこと、官軍の義を鐵石に比し、名を竹帛に遺さんことを思ふが故に、死力を致せし勳功は宜なれ共、親王いまだ幼沖にましまして、〔割註〕義良親王御年十一。」主上の南山に光を韜で、荊棘に路を塞がれましますを深く悼ませ給ひ、御自身甲冑を被玉ひ、利兵を取せられ、三軍の勇士と共に霜雪に起臥を同じくなされ、凶徒誅戮を以て御心となされし御孝心を、皇大神宮の憐ませ玉ふ冥應加被の神力にこそ。かくて親王は南都を經て、芳野殿へ入せ給ひ、閏七月また奥州へ御下向あるべしとて、八月十七日、伊勢國大湊より出船ありけるに、九月十一日、伊豆國三崎の澳にて、風荒く浪高く、官軍の船處々へ漂沒せしに、親王の御船ばかり風に逆ひて、勢州篠島の里へ吹返され給ふ。吉野より日野僧正賴意を御使にて、姑芳野へ還御あるべき由仰られける。時に賴意、

　神風や御船よすらん奥津浪賴をかけし伊勢の濱べに

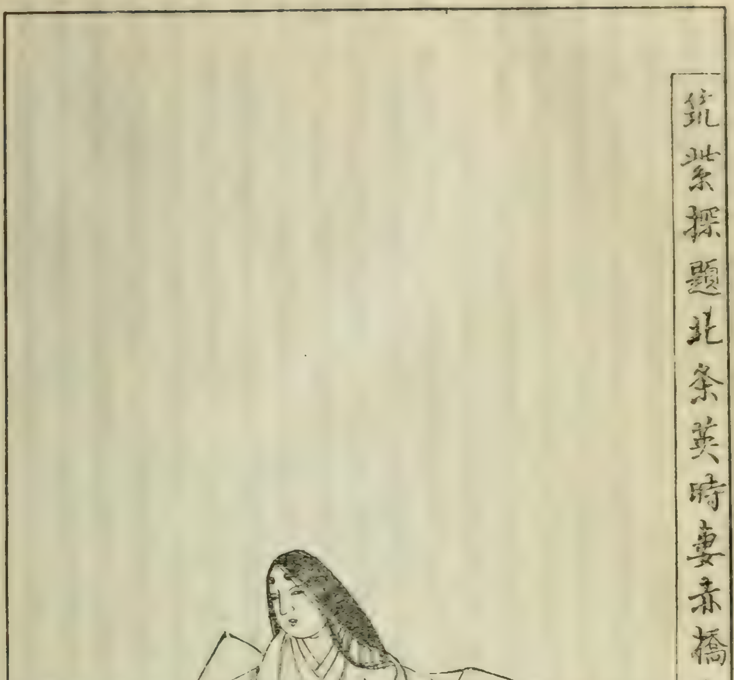
實に大神宮の御はからひなるべきにや。明る年の三月、芳野殿へ還御ありて、十五日、皇太子にたゝせられ、その日讓位受禪の儀おこなはれ、十六日、後醍醐天皇崩御ましまし、十月五日、芳野殿にて即位あり。御年十二、〔割註〕後村上院の御事なり。」

主上、〔後醍醐天皇〕隱岐の島へ遷幸なりて、元弘二年四月二日、國分寺の御所に入せ給ひしかば、隱岐

前司清高、近國の一族を催ふして守護し奉る。〔割註〕明年閏二月廿四日まで、此御所に三百四十八日ましましき。」然るに四方の官軍、楠の千早の城強くして、戰ふごとに寄手每度敗北し、大塔宮の能く士卒を養ひ謀略を施し給ふにより、京鎌倉を追討して、隱岐島へ御迎に參るべきなど風聞せしかば、清高、宮門を嚴重に警衛し奉りけるに、元弘三年二月下旬、富士名判官義綱が番にて、中門の警固に在けるが、あはれ此君を奪取奉り、謀叛を興さばやとおもふ心の付たる折節、御前より官女を以て御盃を下されたり。義綱よき便なりと思ふて、出雲、伯耆の方へ臨幸ならせらるべき由を奏聞せしかば、猶義綱が志の程を御覽ぜらるべきために、かの官女を義綱に下されければ、義綱彌忠烈の志を顯はし、まづ出雲國へ立越、同心すべき一族どもをかたらひ、御迎に參るべき由申て、出雲國へ立かへる。〔割註〕中門の御番と云へば、中門も有しと知らる。宮門の警固とあれば、宮門も有しと聞ゆ。官女を以て御盃を下され、また官女を義綱に給はる。此外にも鹽冶高貞に下されし西臺あり。隱岐の御所の大抵を考ふるにたれり。」廿三日の夜に至て、三位殿の御產の期近付たれば、他所に移らるゝ由にて御輿にめされて、やがて伯耆國へ還幸なりければ、近國の官軍雲霞の如く集り、隱岐判官清高、一戰に打負けると聞て、隱岐國人忽に心替りしてければ、三位殿も御心ゆたかに船上に移ろひ玉ひ、都へ歸り入せられしかば、遠島の憂りし御住居、美里の囚れに等しかりし昔話を、再會の花の春の慰めに樂みを共になさるべきとて、大佛貞直が所領を賜はりて、其粧飾の料に充られ、建武二年四月、准三宮の宣旨を下されけり。是より准后の御勢抑て皇后、中宮に超過し、師範儀形の大臣より、〔割註〕職員令に、太政大臣は一人の師範四海の儀形と見ゆ。」重寄清撰の〔割註〕職原抄に、大納言を重寄とし、參議左右辨官等を清撰と云と有。」卿相と云ども、朝に轝を贈り、夕に湌を獻りて、其顧眄を喜びしかば、誰に趨るとなしに賂貨さかんに行はれ、是が爲と云ことはなけれども、內奏の路ひらけて、汗馬の勞そゞろなる。絲竹管絃の頑童に妨られ、報國の忠いたづらに解語傾城の侍女に奪はれけるを以て、義士は冠を掛て伯夷が淸きを慕ひ、勇士は怒を

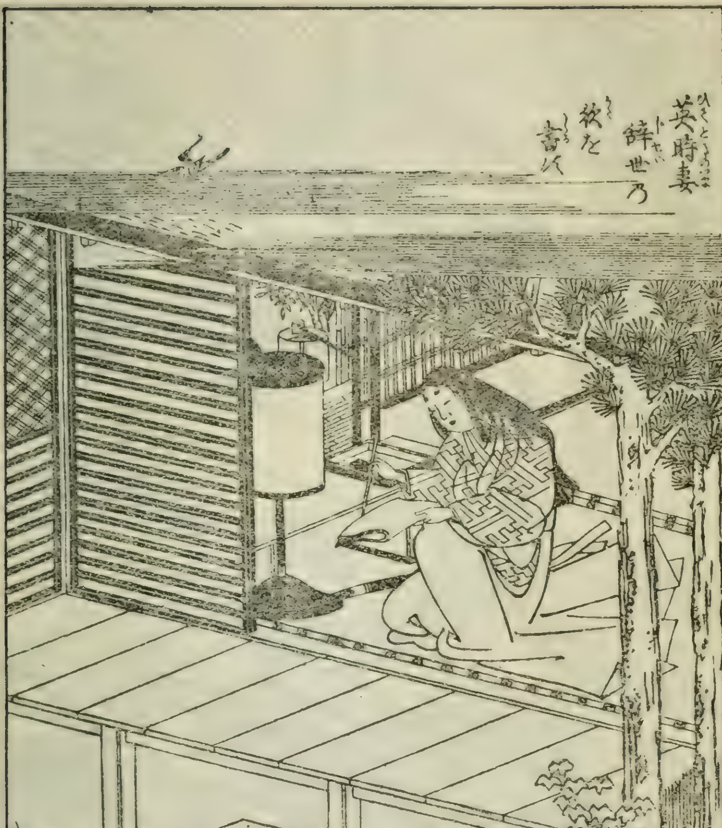
押へて准陰の志を銜む。すべてこれ准后の口入と云にもあらざれども、天下皆准后の周旋に歸しけるこそ憂たけれ。中にも兵部卿親王〔割註〕大塔宮護良王」のはじめより皇太子にたゝせ給ふべかりしを、相模入道が支申つるに依て、一乘止觀の眞諦をば學ばせられき。今還俗の御身として、征夷大將軍に補せられて、中興の大勳は四海おなじく知る處なれば、終には幕府の外衛を解て、儲闈の內宮に備はらせ給はんに、誰か傾け申べきなれば、准后も心安からずおぼしめされし處へ、尊氏、直義さま〴〵に親王の御ことを讒言申せしを、女儀の心あさくして、主上へ親王御謀叛のよし申されしぞ淺猿き。主上の御心にも、兵部卿親王を皇太子となされずしては、發軫の叡慮にたがひ、親王の勳功に報ふるにたらざることをしろしめしつれば、御謀叛必定まことゝ思召しなり、傳きく。唐の高祖は大勳功の三男秦王世民を立て、二人の兄を棄しか共、三百年の洪基を開かれしに、建武の今は幼稚の鍾愛のために、閭閻の長子を疎くして、百王無疆の平安城を出、一目千本の芳野山に櫻の雲を分られて、南北五十餘年の春秋に、いくばくの忠臣孝子命を塵芥よりも輕くし、名を鐵石よりも重しとなし、夫に別れし妻、父に捨られし孤、朝夕のたつきを失へる。その源そも誰爲にしかなれるぞや。是みな中興の聖斷、牝鷄の晨により、小辨の詩の起れる所以と知べきなり。さても兵部卿親王をば黜給ふと云ども、尊氏、直義が姦計を糺さるべき力なく、主上、二度山門に臨幸ありて、東宮、北陸の雪にさまよひ、却て南宮を無悪の鴆毒に弑さるゝこと、爾に出る者爾にかへるとや申べき。主上南山に巡狩なりて、永く還幸の儀なかりしほどに、准后もおなじく從ひ參られて、登遐の後、義良親王即位ましましつれば、皇太后にあがらせ給ひ、正平六年十二月廿八日、尊號御定ありて、新待賢門院と申き。同十三年四月廿八日、芳野殿にて崩御なり。御年五十七と云。〔割註〕乾元元年壬寅の生なれば、隱岐島へ供奉せられしは、三十一歳の時なり。」御墓は如意輪寺にあり。

藤原皇后廉子傳賛に、曹大家云、婦德才明かに絕異たるを必とせず。婦言便口利辭を必とせず。婦容



筑紫探題北条英時妻赤橋氏影像


英時
博多の城に
火をかけて
自殺を


英時妻辞世乃
歌を書す

顏色美麗を必とせず。婦功工功人に過るを必とせず。藤原皇后此四者を兼て、大家の論する所に反す。〔割註〕德は明らかにましまさゞれども、言は巧に容は美麗に功も人に勝れたまへり。」宜なるかな寵をかたくし房を專にして、主上の聰明を蔽ふことを得たりしこと、足利尊氏のために護良親王を離間し、建武中興の政を毒害せしこと、何如と爲ん哉。然れども后元良を誕育し、尊きこと國母となり、偏安の業六宮の盛ことを備えずといへども、甘毳の奉、殆ど四海の美をつくす。幸なるかな〔割註〕甘毳の奉とは、柔美の物を云。史記の聶政傳に、旦夕甘毳を以て親を養ふことを得たりと云を以て考知べし。」と云り。然れども隱島の隨逐は、尋常女子の及ぶべき處にあらず。女丈夫と稱せんも溢美とせず。護良親王を間せしは齡相伯仲〔割註〕后三十一歲の時、親王二十五歲。」せし上に、主上〔割註〕時に四十五。」自ら親王を疎くなされしが故なるべし。

筑紫探題北條英時の妻は、赤橋相模守盛時〔割註〕盛時は、北條義時の三男、陸奧守重時の二男、武藏守長時の孫なり。鶴岡赤橋の傍に家ありしかば、赤橋と稱せしなり。」の女にして、等持院贈左大臣〔尊氏公〕家の室家の妹なり。英時、九州の探題として下向せしかば、妻も從て筑紫に赴きけるが、元弘三年、肥後國菊池次郎寂阿入道官軍に屬し、英時が博多の館へ寄來て合戰し、寂阿戰敗れて討死しけると云ども、九州の地頭甲乙人、〔割註〕地頭とは、其鄕村の地主等の內に就て、分限あるものを擇て補任せらるゝなり。甲乙人は、國々の軍團兵士の先鋒に甲乙を分たるゝこと、軍防令に見えたり。」大かた官兵に加はりて、二度博多の館へ押寄て合戰し、茂時が軍戈を倒にし、寄手に牒し合て、英時を射けるにより、同年五月、英時妻子を關東へ還し、その身こゝろよく軍して、廿五日と云に自害して失ぬるよし聞えければ、妻かなしみにたえず、おなじく刄に伏て死んとせしを、𠫤く人々にとゞめられて、徒然に日を過しけるに、關東も六波羅も滅び、父の盛時も自害せしと聞て、まもる人のひまを求め淵川に身をなげんと泣哀みぬるを、足利尊氏卿の北方、〔割註〕義詮將軍の母公、登眞院贈一品大夫人定海大禪定尼、貞

治四年五月四日逝去。」然にとゞめ給ふ由ありて、尊氏卿の亭に申預りてをかれけるに、よにもたのもしげなく世を恨みて、

しらざりし心づくしの古へを身のおもひでと思ふべしとは

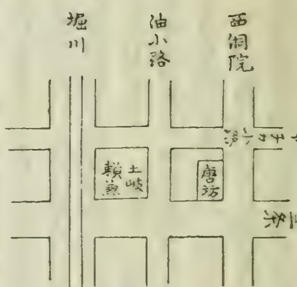
と打ながめて、建武元年五月廿四日、修理亮英時の一周忌の作善かたの如く營みて、その夜いさぎよく自害して失にけるを、夜明て人々これを見て驚きさわげどもかひなし。終に衣笠山の麓にて烟となし、卒都婆を造立ありつれども、天正の末の亂にあふて、卒都婆倒れ墓壊られて、今はその地も定かならずとかや。〔割註〕等持院舊記に見ゆ。」

或云、鎌倉に往て東勝寺の舊跡を觀るに、北條九代の繁昌たゞ、一瞬の烟と立昇り、一族門葉八百餘人共に死を此地に潔くし、尸は秋霜と消失れども、名は萬年の後に朽ず。然るにその人の妻妾いかに成ゆきけん。その影響を知に因なし。赤橋氏獨自刄して、夫を黄泉の中に慕ふ。然もその筑紫を去ときに死せざるは、夫の命辭すべからざる處ありしなるべく、父盛時、尊氏卿の縁者たればとて、衆に先じて自盡し、義を萬卒に勸む。果して尊氏卿北方の縁により、赤橋氏を我亭に入て、其生を全くせしむ。此時、北條の氏族一人の存するものなし。たれかその生を貪るを笑ふものあらんや。誰が其死を遁れたるを恨るものあらんや。其志氣徐々として、一周の歳月を過し、訪ふ人の絕たる親、夫の追薦を修し、心淨く終を七星の鋒に早くす。遼の耶律求者妻蕭氏、名は訛里、夫死して裏に居哀毀を極め、既に葬て後、蕭氏の云、夫婦の道は陰陽表裏の如し、陽なくば陰いづくにたゝん、表なくば裏いづれに附ん。妾今不幸にして所天を失へり。更に何をか恃んと云、自刄して卒ると云り。赤橋氏の一周の追福をなして後、舒に自害せしと、蕭氏が葬埋の事終りて理を明らかに說て、自刄せし、共に一轍に出たるが如し。

先進繡像玉石雜誌　目錄


土岐十郎頼兼真影

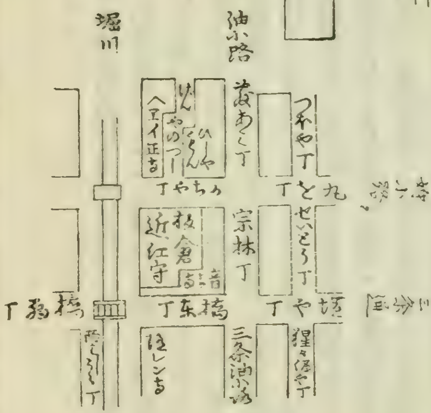
應永寫本京繪圖所載土岐頼兼亭圖



堀川の東三条の北なり即太平記に頼兼か宿所三条堀川とあるに符へり今の京繪圖をこれに左の如し

元禄京繪圖

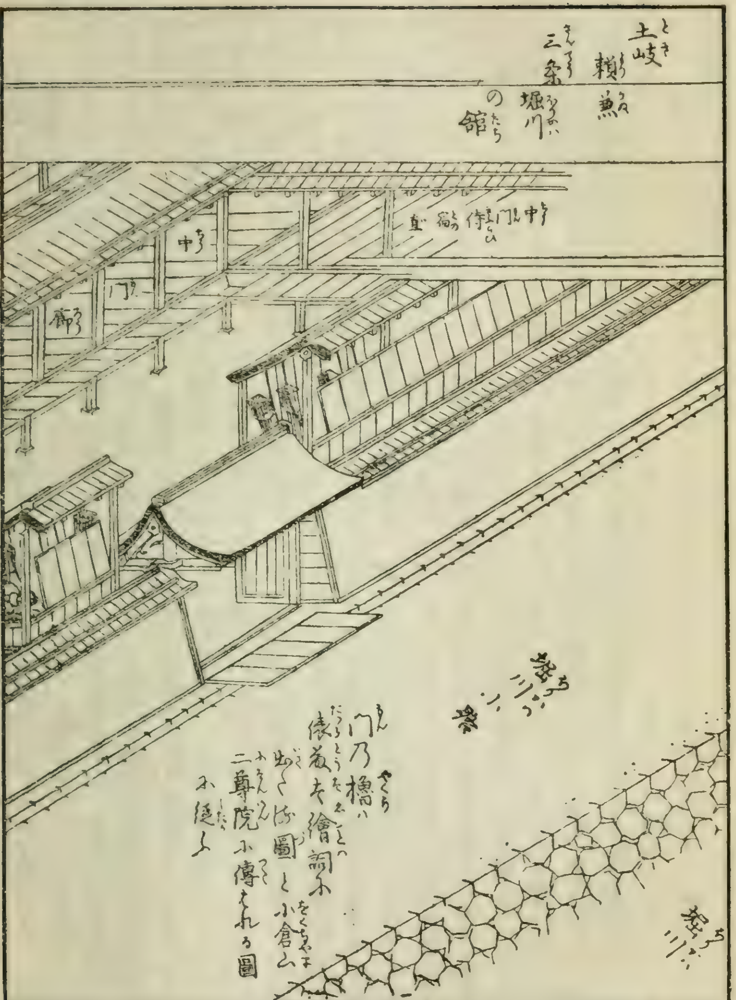
堀川は昔も今もかはらん三条の通りも又同しく昔のまゝなれは頼兼の亭の地推して知へし

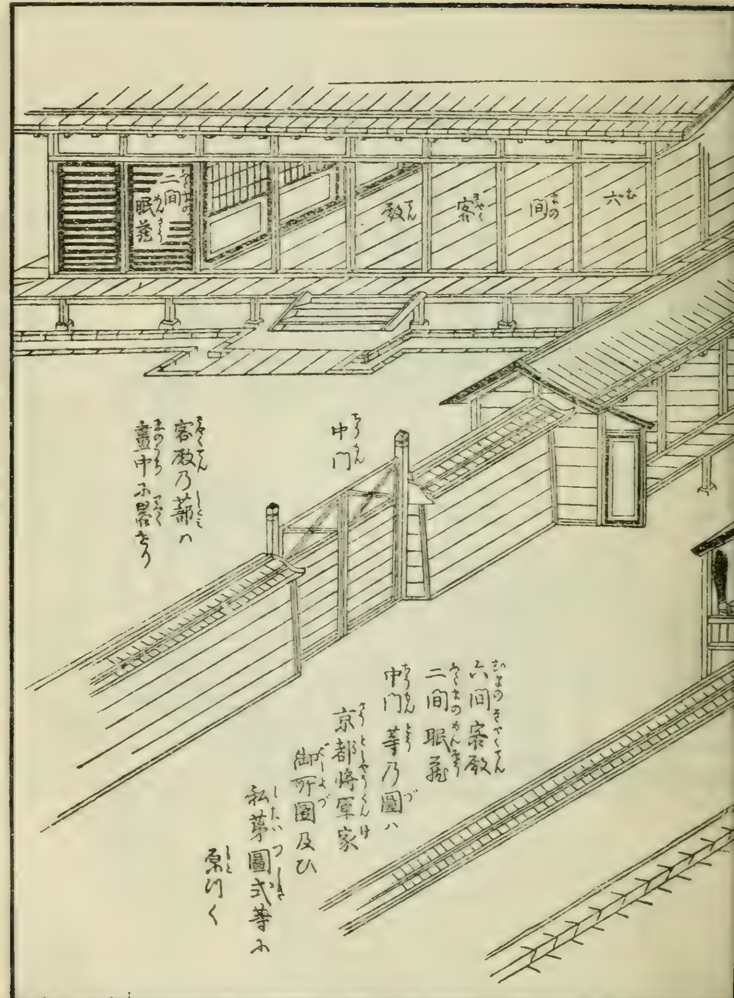


先進繡像玉石雜誌　卷之四

土岐伯耆十郎賴兼は、美濃國源氏にて、美濃守賴光朝臣の嫡子美濃守賴國六男伊豆守國房八代の孫に、伯耆守賴貞の十男なり。〔割註〕伯耆守の十男故、伯耆十郎と稱す。」後醍醐天皇、いまだ帥宮と申奉る頃より參り仕まつりしほどに、御位に即せ給ひては、藏人になされて御惠み深きが上に、宿所は三條堀川にて、內裏〔割註〕冷泉萬里小路御所。」は近くありければ、常に昵近したりけり。正中元年、御宇多院崩御の後、皇太子邦良親王を廢して、今上〔後醍醐天皇〕の三宮〔大塔宮〕を東宮になし參らせんとの叡慮を、相模守高時障り申せしにより、さらば高時一家を滅さるべしと思召たゝれしに、其謀速に漏れて、俊基、資朝の兩卿關東へ囚はれ給ひき、その後嘉曆元年、東宮〔邦良親王〕薨御ありしかば、一定三宮を東宮にと、誰もたれも思たりしに、後伏見院第一皇子量仁親王〔割註〕光嚴院これなり。」を東宮にと、關東頻に擧し申せしかば、此ことを得られず、高時入道が申旨に從がはせられ、加之高時入道が父貞時が議らひ申せし持明院殿と大覺寺殿と、代々御位に即せ給ひ、御治世は十年づゝと申によれば、程なく御讓位の期近づきぬるを以て、ふたゝび關東滅さるべきと宸襟を惱まされ、賴兼等に仰合されければ、賴兼が從弟十郎藏人賴春、〔割註〕賴兼が父賴貞の弟、船木右衛門藏人賴重の長子。」多治美四郎次郎國長、〔割註〕土岐賴貞の伯父光俊の孫、土岐又太郎國純の二男。」足助次郎重範、錦織判官代俊政以下、大和、河內、美濃、三河の勇士、宣旨に從ふもの日々に馳加はりければ、近日六波羅の常盤駿河守範貞、〔割註〕元亨元年より元德元年迄、六波羅の北方に住し、中國の成敗を司る。範貞は北條義時の三男陸奧守重時の三男常盤陸奧守時茂の長子備前守時範の長男なり。」金澤武藏守貞將〔割註〕正中元年より元德元年迄、六波羅南方に住す。貞將は義時の六男實泰の孫、越後守顯時の長子修理大夫貞顯の長男、別に傳

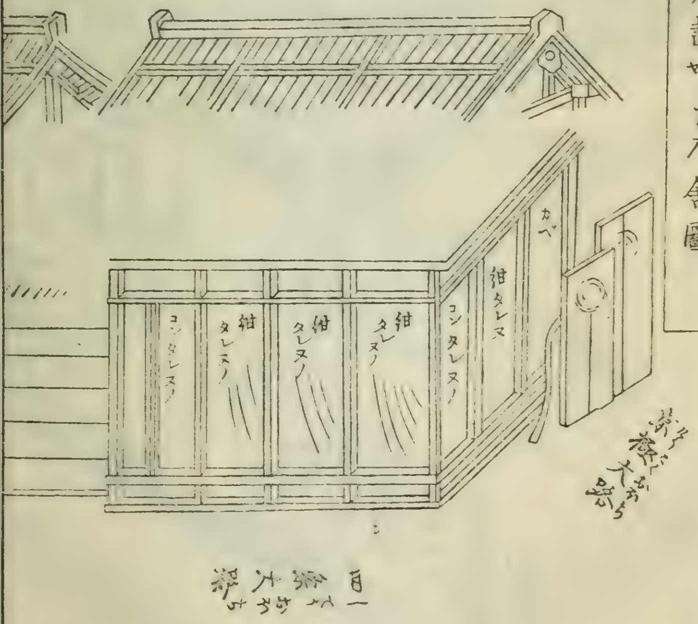
あり。」を討るべしとて、そのことゝなく內々用意ありけるに、左近藏人賴春、俄に心替りして、元德元年九月、六波羅の奉行にて、我妻の父なりける齋藤太郎左衞門尉利行が家にゆきて、此際の支度を有のまゝにぞ告たりける。利行大に驚て、急ぎ六波羅へ馳參て事の子細を申ければ、範貞、貞將相謀て、まづ京中洛外の武士を六波羅へ召集て、まづ着到をぞ付られける。是はその頃攝津國葛葉と云處の地下人、代官を背いて合戰に及ぶことあり。彼本所の雜掌を六波羅の沙汰として、庄家に仕居んために、四十八ケ所の篝、ならびに在京の兵士を催さるゝ由を披露せられけるなり。去ば宣旨に從て、より〳〵在京せし輩も、我身の上と露知ず、土岐も多治見も、明日は樟葉へ向ふべしと、その用意して己々が宿所に伏たりける。去程にあくれば九月十九日の卯刻に、山本九郎時綱、小串三郎左衞門尉範行、討手の大將を承て、三鱗の旗をさして六條河原へ打ていで、五千餘騎を二手にわけて、時綱は賴兼が宿所へ、範行は國長が家へぞ寄たりける。然るに時綱おもふやう、大勢にて押寄ば、大事の敵を打漏すことも有べしとて、態と軍勢をば三條河原に留めて、時綱たゞ一騎、中間ふたりに長刀持せて、忍びやかに土岐が宿所へ馳ゆき、門前にて馬を乘すて、小門より內へつと入て、中門の方をみれば、宿直しける者よと覺えて、太刀物具を枕に取ちらし、高鼾かきて寐入たり。厩の後を回て、何にか匿地やあると見廻せば、後は築地にて門より外には路もなし。扨は心安しと思ひて、客殿の奧なる二間を颯と引あけたれば、土岐賴兼たゞ今起上りたりと覺しくて、鬢髮をなであげて居たりけるが、山本を急と見て心得たりといふまゝに、立たる太刀を取るよりはやく、傍なる障子を一間ふみ破り、六間の客殿へ跳りいで、天井に太刀を打附しと拂切にぞ切たりける。時綱は、態と敵を廣庭へ誘き出し、透間もあらば虜らんと志て、打拂ては退き、受流しては飛のき、人交もせず戰ふ處に、後陣の二千餘騎、二の關より込入て時を咄とぞ作ける。賴兼これを見て、久しく戰はゞ中々生捕れんとや思ひけん。本の寢所へ走り歸り、腹十文字に搔切て、北枕にぞふしたりける。中門に寐たる若黨等も、思ひ〳〵に打死して一人も遁るゝ者はなか


土岐頼兼三条堀川の館
門乃櫓ハ俵藤太を繪詞ニ出せし圖と小倉山二尊院ニ傳はれる圖ニ從ふ

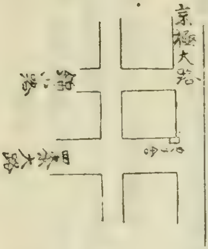

二間眠蔵
六間客殿
中門
客殿乃都ハ畫中ふ畧なり
六間客殿
二間眠蔵
中門等乃圖ハ
京都将軍家
御所圖及ひ
私第圖式等ふ

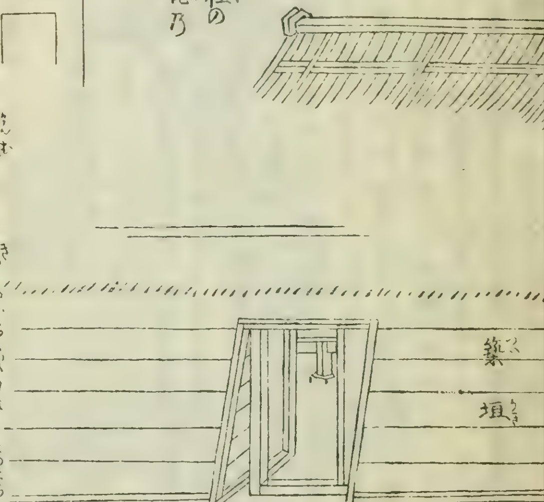
一遍上人繪詞所載ひじりの舍圖

一遍上人繪詞は正安元年八月廿三日円伊法眼乃繪がかれ嘉禎四年より六十二年のちなれば元徳元年よりは三十一年前なり



今案に四条京極の
ひろさ會所の一所を見乃
さま
おもし





今乃辻番所
乃はじめと
云べき歟

建武二年記河原落書に此頃都にはやる物の町ごとにたつ篝屋は荒涼五間板三枚幕引まはす役所とかや其数しらず満々たりとあり一本に法量五間横三間とあるは此図によく合へり

りけり。時綱は、頼兼が首をとりて鋒に貫き、勝鬨を作りて、直に六波羅へ馳歸る。頼兼この年三十五歲。〔割註〕永仁三年乙未誕生。」子あり十郎太郎頼古と云。後に從五位下に叙し源太夫と稱す。その子十郎頼孝、藏人に補し左兵衛尉に任ず。

葛葉、今は河内國交野郡に屬す。即日本紀に繼體天皇元年春正月甲申、天皇行至樟葉宮と云も、此處なり。此頃は山門の領所にして、總持坊より代官を置たり。その代官の家を庄家と云。〔割註〕後世庄屋と云ことの本源なり。」本所の雜掌とはすなはち總持坊の雜掌を云。地下人とは葛葉の庄中の百姓を云。

四十八箇所の篝とは、安居院大宮篝屋、〔割註〕東鑑に見ゆ。」五條東洞院篝、〔割註〕作者部類にみゆ。」大炊御門油小路五條京極篝等〔割註〕太平記にみゆ。」を云といへども、四十八箇所定かならずといへり。〔割註〕山城名勝志に見ゆ。」嘉禎四年の奉書に、爲京中守護可被懸篝於辻々料松事、以美濃國日野村伊豫國周敷北條地頭得分内辻一所松用途錢拾貫文、寄合多賀江兵衛尉隨分限毎年可致沙汰也。不可煩百姓也。且關東御公事幷守護人使入部者、一向可被止之哉、依仰執達如件。嘉禎四年六月廿日左京權大夫判、修理權大夫判、たかへの二郎入道殿とあり。左京權大夫泰時、修理權大夫時房二人の判なり。將軍は前權大納言頼經卿なり。又或記に、曆仁元年六月、爲洛中警衛出辻々可掛篝之由被定。仍被充催役於御家人等、と見えたるを合考れば、此年に始まりしと聞ゆ。東鑑纂補に、延應二年十一月廿三日壬子、爲清左衛門尉奉行洛中未作篝屋之事云々。可被召篝屋用途也。假令五十町可召錢五十貫文之由被定。但地頭得分也。不可成土民煩云々、とあるを以て考ふれば四十八箇所の松用途凡四百八十貫文にして、田地四百八十町の地頭得分と知べし。然らば美濃國日野村、伊豫國周敷、北條の田地四百八十町ありと聞えたり。さて篝屋、一遍上人繪詞に見えたる如きは、兵士幾人にて守りしや。考ふるに據なし。



多治見四郎次郎國長真像

土岐賴兼傳賛に、兼人の勇を以て寄付の重を受、不幸にして仇に死す。しかも二人みなよく死を守る。其節を斷かず。國家に負かずと云べしとあり。今また太平記を讀て、十郎賴兼の敗れたるは、左近藏人賴春の擾情に起ることとは論なしと云ども、賴兼もまた自敗れをとる處あり。其説をこゝに云べし。山本時綱、小門より入て中門に上り、客殿に入て眠藏の障子を開くといふをみれば、築垣の門を守る者も在合ざるとしらる。剩や中門の宿直高いびきかきて、時綱が廊に上り客殿にすゝむをしらざるは何ぞや。思に賴兼、身の勇を恃で、警衛の備等閑なることと辨をまたず。嗚呼おしきかな哀しきかな。賴兼をして防禦に心を用ひしめば、時綱至るとも門を啓かしむるに何とかいはん。中門の兵士も皆勇あり節あり。然してたゞ秋曉殘夢を甘んじて、蟷螂蟬を伺ふの殺氣をしらず。五百年の後よむ者をして、無限の憾を遺さしむると云べし。

多治見四郎次郎國長は、美濃の源氏、土岐饗庭次郎光俊〔割註〕源賴光九代の孫。此の長男次郎太郎國綱の嫡子又太郎國純の次男なり。伯耆十郎賴兼と共に武勇世にゆるされたりしかば、日野中納言資朝卿の無禮講に招かれて、錦織判官代俊政、足助次郎重範等とおなじく、後醍醐天皇の宣旨を蒙り、六波羅を追討し、鎌倉の北條一家を滅さんことを議りけるに、土岐左近藏人賴春が心變りによりて、日頃の計略忽に露顯して、元德元年九月十九日の早天に、小串三郎左衛門尉範行、大將を承はりて三千餘騎を率し、國長が宿所錦小路高倉へ押寄鬨をどつとぞ揚たりける。國長、終夜の酒宴に沈醉して、前後も知らず臥たりけるが、時の聲に起上り、是は何事の出來りしぞといへば、傍に臥たる遊君、心きゝたる女なりければ、枕なりける鎧取て打きせ、上帶つよく縮させて、猶寐入たる者共を起し回りければ、小笠原孫六泰長〔割註〕新羅三郎義光左男加賀美次郎遠光の二男小笠原長淸の孫、伴野六郎時長の孫にて、孫四郎朝時の二男なり。遊君に驚かされて、太刀脇ばさみ、中門に走り出、目をすり〳〵四方をきつと見わたせば、車の輪の旗一流、築地の上より見えたりける。〔割註〕常葉駿河守範貞の旗なり。小串氏の紋は

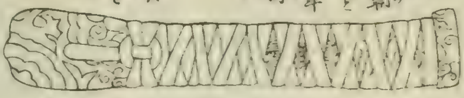
連雁なり。」孫六、立歸り大音揚て申けるは、此間の御企早くも顯はれ候と覺て、六波羅より討手の向ふて候ひけるぞや。面々太刀の目貫のこらへんほどは、切合て討死せよやと呼はつて、腹卷取て肩に投かけ、廿四指たる胡籙に繁藤の弓を提て、門の櫓へ走り揚り、狹間の板を八文字に押ひらき、中差取て打番ひ、あらこと／＼しの大勢やな。我等が手柄の程こそ顯れたれ。抑討手の大將は誰と申人の向はれて候やらん。近寄て矢一つ請て御覽候へと云まゝに、十二束三伏〔割註〕我指四本を一束と云ば、十二束三伏は指五十一本ならぶる長さを云。」忘るゝばかり引絞りて切て放つ。眞先に進んだる狩野下野前司が若黨衣摺の助房といふ者の、冑の眞向より鉢付の板まで、矢先白く射透され、馬より眞逆に落て音もせず。是を始として鎧の袖、草摺、胸板ともいはず、指つめ引つめ射ける程に、面に立たる兵廿四人、箭の下に射て落し、今一筋胡籙に殘りたる矢を手に取て、胡籙をば櫓より下へからりと投捨、此箭一筋は冥途の旅の用心に持べきなりとて腰にさし、日本一の剛の者の萬乘の君に憑まれ奉て、自害する有樣を見置て、人にも語れと高聲に呼はつて、太刀の鋒を口に銜て、櫓より倒に飛落て貫かれてぞ死したりけり。此間に國長を始として、一族若黨廿餘人、物具ひし／＼と堅め、大庭に跳り出て、門の關の木差固め、入來る敵を待掛たり。寄手大勢なりと云ども、思切たる者共が死狂ひせんと引籠たる氣色に怖て、内へ切て入んとする者もなかりける處に、伊藤彥次郎父子兄弟四人、門の扉の少し破れたる所より腹這に成て潛り入たりける志の程は武しといへども、待請たる敵の前へ這入たる事なれば、太刀を打合すまでもなく、皆門際にて討れにけり。寄手これをみて、彌ちか付者もなかりける間、かくては果じと多治見國長、門の扉を押開きて、討手を承はる程の人達のきたなふも見えられ候者かな。早く是へ御入候へ。我等が頸ども引出物に進らすべしと耻しめてこそ立たりける。寄手、これに氣を得て、先陣五百餘騎馬を乘放て歩立と成、喚て庭へぞ込入ける。楯籠る廿四人の兵、とても遁れじと思切たる事なれば、なじかは一足も引べきや。大勢の中へ亂れ入、面もふらず切て回るに、先驅の寄手五百餘人、散々に切立ら

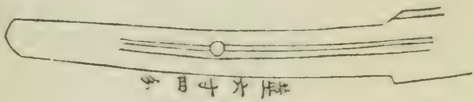
小烏丸圖所載目貫

目釘乃ところ金を置く目釘を塞く

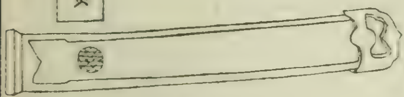
小烏丸ハ平貞盛朝臣乃太刀と云ハ九百年上の装飾と知へし

小烏丸ハ天國作といふ





伊豆國三島神社太刀目貫



北条家所納と云

目釘眞鍮

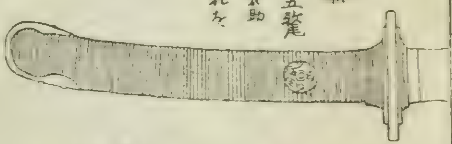
目貫ハおなしく

こうろくきさ歟



集古千種所載頼義朝臣太刀目貫

此太刀欛長八寸九分五毫茶色生糸二小助を合をくミたを巻く





目貫太さ八分位之円歟と目釘の穴を打て鉄の如く裏圖の如く紫革を引とおしたく

軍器考ニ云如く目貫ハ目釘の覆ひなる一と称へし小笠原孫六乃目貫乃まわりへんなとく云し詞を味ふへし

俵藤太繪詞所載腹巻着背板圖

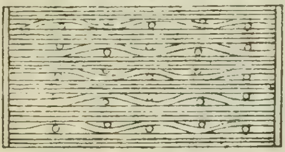
纓乃下ふふせきとの
ぬく見えたるハ背板の
ふゑをあて胴あふハ
このふゑをあてし



此圖ハ土佐行廣と
いへる描らん
應永乃頃の
姿と知へし

廿四指乃胡簶の筬竹圖

京師一致家ふ藏きる筬竹をらしに
かく乃ぬく簳根ょ
て差まけたるやさち
立備乃ぬくそし
あり廿五箭をさし
たるとえ由

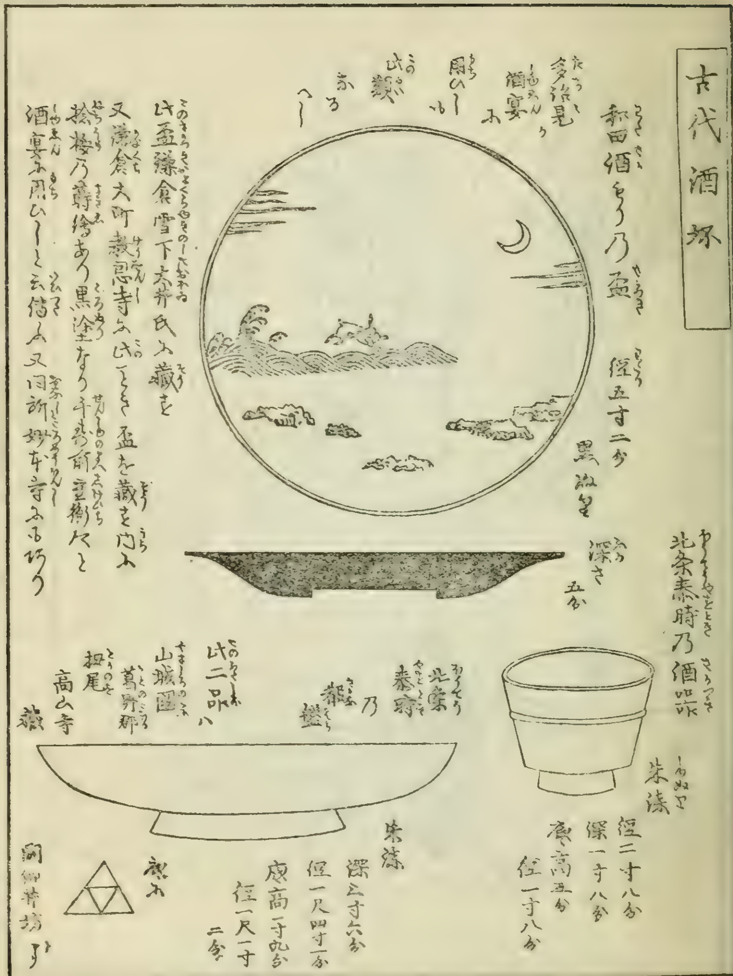


小笠原孫六廿四人を射て後ふを箭一筋を
とくく腰ふさしとといへハ廿四指と云ともも廿五矢
あること明らけし軍防令ろ兵士の胡簶一具ふ
征箭五十矢あましを三代實録ろ年ふ減まし
てまくたり姑ろとさハ廿五矢乃胡簶ハ清和
天皇の御代ろ起ると知へし廿五箭さゝく廿
四指と云説ハ別ふ書あり

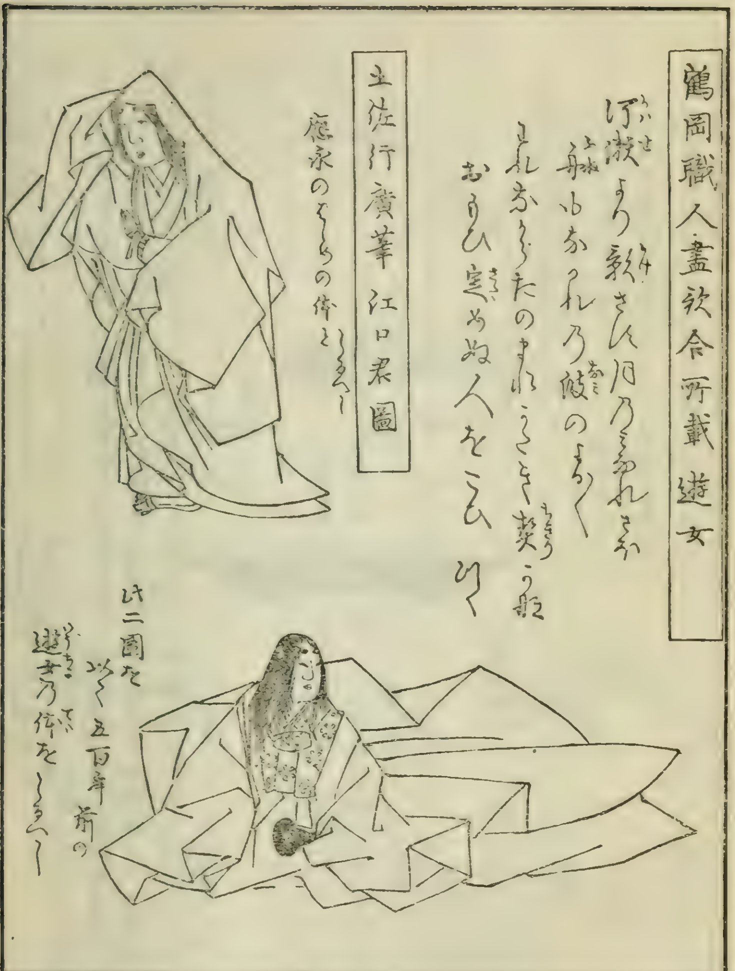
れ、門より外へ颯と引く。されども寄手は多勢なれば、先陣引ば二陣かけ入、二陣追出さるれば三陣つゞいで込入、辰刻の始より午刻の終りまで火出る程に戰ひけれども、國長が手の者少しもひるまず、追手の軍つよければ、佐々木佐渡判官高氏、〔割註〕時に廿四歳。」手勢千餘騎を引わけて、錦小路の在家を打破り、後より亂れ入る。國長これを見て、我身も數箇所手は負ぬ。今は是迄と大手の門をさし固め、中門の廊に並居て、廿四人の者ども差違へさしちがへ算を散して臥たりける。追手の寄手さし固めたる門を打破る。その間に搦手の者ども早首を取て、共に六波羅へ引歸す。三時ばかりの戰ひに手負死人をかぞふるに二百七十三人とぞ聞えける。國長今年三十八歳とかや。〔割註〕太平記多治見氏系譜等の意を撮要す。館の形容も土岐頼兼の亭と見合せて知べし。」

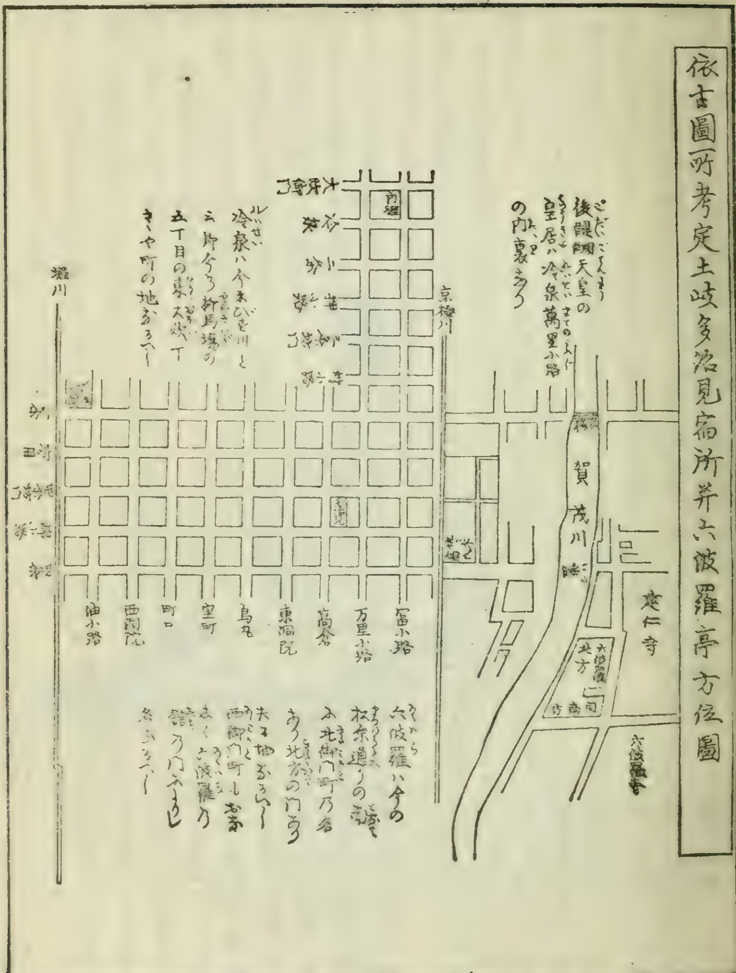
多治見國長の館は、錦小路高倉と太平記にあり。地圖に就て見るに、錦小路の北にて高倉の東なり。今の京圖にて考ふれば、高倉通りおひ屋町の東側にて、錦小路魚屋町の北に當り、堺町通りきくや町の西側と知らるれば、南北へ二町、東西は半町の地と聞ゆ。土岐頼兼の亭と東西相隔つること十町計なり。但佐々木佐渡判官高氏の家は、即今の四條道場歡喜光寺の處なるを以て、京極の佐々木と稱する由、系圖に見ゆ。然る時は多治見の家と、その相距ること僅に三町に過ぎず。かつ錦小路の在家を打破りて込入ると云も、平日其地の形勢を熟知せし故なるべし。

多治見國長の遊君を傍に臥しめ、終夜酒宴せしと云を誇る人あり。今考ふるに、尊卑分脉圖に、木曾義仲母遊女、鎮西八郎爲朝母江口遊女、惡源太義平母橋本遊女、蒲冠者範頼母遠江國池田宿遊女等あり。〔割註〕此外にも數多あり。」平治物語に、美濃國靑墓長者大炊娘延壽を、分脉圖には、遭墓遊女と記す。東鑑には、大炊は內記大夫行遠女と記す。六條判官爲義、左馬頭義朝等の猛將猶遊女に會して子男を生しめ、これを譜牒に錄して醜しとせざるに比すれば怪しむに足ず。然れども內行正しからず。宜なるかな。中興恢復の大業を見るに及ばずして、其身を殺し其家を破りしこと。



古代酒杯
和田酒もり乃盃
多治見酒宴に用ひし此盃なるべし
径五寸二分
黒ぬり
深さ五分
此盃鎌倉雪下大井氏に蔵す
又鎌倉大町教恩寺に此ごとき盃を蔵す内に
蛤楼乃蒔絵あり黒塗なり千寿前重衡と
酒宴に用ひしと云傳ふ又同所妙本寺にも有けり
北条泰時乃酒盃
朱塗
径二寸八分
深一寸八分
底高五分
径一寸八分
此二品ハ
山城國
葛野郡
栂尾
高山寺
蔵
北条泰時乃鑵盥
朱塗
深三寸六分
径一尺四寸一分
底高一寸九分
径一尺一寸二分
紋ニ
岡御青坊
寫


鶴岡職人盡歌合所載 遊女
土佐行廣筆 江口君圖
應永のころの体としるべし
此二圖を以て五百年前の遊女乃体をしるべし


依古圖所考定土岐多治見宿所并六波羅亭方位圖
後醍醐天皇の皇居ハ冷泉萬里小路の内裏なり
冨小路
万里小路
高倉
東洞院
烏丸
室町
町口
西洞院
油小路
堀川
京極川
賀茂川
六波羅北方
南方
六波羅蜜寺

正四位下行大判事中原章房朝臣は、後宇多、後伏見、後二條、花園四代の舊臣と云を以て、後醍醐天皇踐祚の初よりやんごとなきものにおぼしめして時めかし給ひけり。

職員令に、〔割註〕刑部省の屬官。」大判事二人。掌案覆〔割註〕案は獄訟の論定せし者と正字通に見え、覆とは詳かに案するを云と周禮の註に見ゆ。」鞫状〔割註〕說文に、罪人を窮理するを鞫と云とあれば、今の口書の如きものなるべし。」斷定刑名判諸爭訟と見え、官位令に、大判事正五位下とあり。職原抄に、明法道輩これに任ず、としるさる。明法博士たるもの世職とするごとく聞ゆ。尊卑分脈圖に、中原朝臣本姓十市宿禰とす。天延二年十二月日、宿禰を改めて朝臣の姓を賜ふ。安寧天皇第三皇子磯城津彥命の後也と云。系圖に、太宰少貳勝良の子に少外記春宗あり。春宗の子少外記有宗、初て中原朝臣の姓を賜はると云。その子大外記致時、從四位上伊勢守たり。その子師任、大外記從四位上天文密奏たり。師任に三子あり。長子俊平遠江守、次男師平、大外記助教天文密奏大炊助肥後守たり。〔割註〕此流大外記を世職とす。」三男貞親、大外記正五位下たり。貞親五代の孫に、明法博士章弘と云あり。即章房朝臣の祖なり。

天皇、鎌倉の高時が、しば／＼叡慮に違ひ奉ることを惱らせ玉ひ、これを追討あるべき由にて、中納言資朝卿、右少辨俊基朝臣等に仰合せられ、國々の武士に綸旨を下されけること、如何にして漏たりけん。鎌倉の高時入道、これを聞て大に驚き、急ぎ資朝卿、俊基朝臣を鎌倉へ呼下し、入道の心のまゝに遠き島に遷しなどしければ、天皇ます／＼逆鱗ましまし、速に兵士をめされて鎌倉を征伐あるべきと、近侍の諸臣に仰ありけるとき、章房朝臣は法家の古老と云を以て、おなじく勅定ありけるに、章房朝臣謹で奏聞せられけるやう、高時入道の叡慮に逆ひ宣旨を戾き候こと、一朝一夕のことにあらず。鎌倉を滅ぼさるべく思食立れ候ことも、遠くは承久の合戰、近くは正應の蹤跡を以て考見候に、後鳥羽院の義時を討んと思食立れ候に、仁科盛遠が、鎌倉を棄て京上りし院中に召仕はれしかば、義時、盛遠が所領


大判事中原章房朝臣真容

を沒收せしと、龜菊女に、攝津國長江倉橋二莊を給たりしに、地頭、龜菊を慢どりて領家とせざりしかば、龜菊憤どほりて、院に地頭を改補せんことを訴へ申せしを、義時に仰下されけるに、義時、地頭の罪科ゝせることにあらずと申て改ざりしを、深く逆鱗ましく〳〵つれども、その實は義時が申條、正路にこそ聞えて候なれ。龜山院と後宇多院の鎌倉を討滅ぼし、六波羅を誅伐あるべく思食されしも、たゞ御一流に皇統相續せさせ給はんとの叡思はさることなれども、唐虞の相讓り大王邪を去るの心を推て遠慮らせ給はゞ、これもまた、貞時が申旨穩やかにこそ侍るべけれ。高時入道こそ奢侈驕慢にして民望に背かれ候とも、義時、泰時、時賴、時宗、貞時等が恩を賴み顧みを思ふ者、猶多く候へばこそ、朝家の卿相雲客を心の儘に貶謫し、皇天の震怒を怖れず振舞候なれ。今宣旨に依て旗をあげ、陣頭に馳參らん武士、多くは己が非分の訴訟に負て、鎌倉の奉行頭人に怨を含むものならずば、諸寺諸山の三綱、專當、公人など云ものにて、なまじひなること仕出して、却て公の御憤を累ぬる事もや候はんずらん。能々聖慮を囘されて、楚忽の後悔なからんことを籌らせ給へと諫奉りし忠言、叡慮に應ぜず、加之、事の他に漏たらんには、御大事に及ぶべしと深く驚き思食て、平宰相成輔卿に、竊に章房朝臣を失ふべき計を運らされけるこそ憂悒けれ。かくともしらず、章房朝臣は宿願の賽しにとて、四月朔日、洛東清水寺の觀世音へ參詣せしに、また開殘る花の梢に樹々の新葉の淺碧、春の名殘も流石にて、そこやかしこと逍遙し、かの延曆の十五年三月の末に、坂上田村麿、沙彌延鎭が淀河に浮ぶ光りの金色を尋ね登りて作りてし千手の御影を隨喜して、我家を捨て伽藍とし、淸水寺と名付しより、代は四十に六をあまし、歲は五百に三十餘年を過せし靈場にして、烟霞隔レ路三千界。花柳藏レ城十二衢と、新撰朗詠の迎レ春詩を吟じ、下向の道にさしかゝり西大門を出るとき、折節吹くる松風につれて、村雨一しきり降そゝぎければ、章房朝臣、西大門に雨宿して、遙に男山八幡宮を拜して、何心なく首を傾け居たりける後より、誰とはしらず蓑笠に佩刀たる男一人、行過るかと見しに、章房朝臣の首を打落し、逸足いだして迯たりけ

る。從者ども章房の刀を取て追かけたれども、礎を下りに遁れたる迄は見て其後見失ひつ。章房の長子章兼、二男章信、このことを聞て取ものも取あへず走り來れども甲斐なし。徒にむなしき父が尸を舁起し、家に還りて尋常のごとく葬送し、日夜に仇の消息を尋求むると云ども、更にたが爲といふことをしらず。抑章房朝臣、さばかりの有職にして、朝家の御寶と世にゆるされし人の、いかなればかゝる横難に會て身を殃せしにやと、或は惜み或は訝しみけるに、誰いふとなく程すぎて、主上、章房の北條誅戮の御企を諫奉りしより、事の他に漏んことを怖させられ、平宰相成輔卿に竊に失ふべき由仰ありしかば、成輔卿、雲居寺の邊〔割註〕今の高臺寺の地。」に住る瀨尾兵衞太郎、おなじき弟に鄕房とて二人の兵士ありけるをかたらひ、多くの貨をとらせて討せしなりと聞えしかば、章兼、章信大に喜び、瀨尾が宿所へ押寄て、父が讎を報いんと用意して打立ける、晨朝に兄の章兼病起て一歩も足を運し得ず。さればとて後らすべきに非ざれば、章信一人鎧衣て小車にのり、態と靑侍の物詣する體して出立ければ、日頃章房の憐みて召仕ける大判事の使部直丁等四十餘人、みな物具して章信が前後に立、雲居寺へ押寄、瀨尾が家を取圍み、聽て打入けるに、瀨尾兄弟はやをち失てあらざりければ、章信、大に力を落し、猶も隈なく探しける。いかにすれども見えざりければ、今は是までぞ。いざ立還らんとて打仰ぎてみれば、承塵の上より人の衣裾はづかに見えたり。怪し何者ぞとて、長刀の柄ををりのべこれをつく。突れて上より刀を拔て飛て落。おつれば章信が從者おこしもたてず、太股をしたゝかに斬。きられて臥ながら刀を打ふり猶もたゝかふ。これをみれば兵衞太郎なり。章信喜で其首をとり、其家を打破りて、弟の鄕房を生捕て、兄章兼に斬せんとて先に追立、兵衞太郎が首を車の前に置て立還るを、路に行逢みるもの、至孝の深志を諸天善神感應ありて、鬼神のごど呼れたる瀨尾兄弟を、かく容易く打とりしことよとて、聲を揚てぞ譽たりける。〔割註〕東寺執行日記、異本太平記による。」

宋朱晦菴先生戊午讜議の序に、君臣父子の大倫、天の經地の義にして、所謂民彝なり。故に臣の君に


瀬尾兵衛太郎
承塵乃上ゟ
かくれしを
探し
求め
打取


擧塵乃もりやう
南都一故剣の
様乃よろ

於る、子の父に於る、生則これに敬事し、死則これを哀送す。其忠孝の誠を致す所以のもの、その極を用ひざる所なし。虐を加ふるに非ず。かくの如くならざれば、以て吾心を盡すことなきのみ。然則その君父不幸にして横逆の故に罹るとき、臣子たるもの痛憤怨疾して、これが爲に必その讎を報ずることを爲んと求る者、其志豈窮まり有んや。國家〔割註〕宋朝をさす。」靖康の禍、〔割註〕欽宗靖康元年、徽宗欽宗の二帝、金の太宗に生虜られしことを云。」二帝北狩して還らず。臣子の痛憤怨疾する處、萬世といふとも必その仇を報ずべきものなりと云り。此議、あふ道にあらずして、朱子これを言んや。承久の亂もと後鳥羽上皇の私暱偏愛より起るといへども、臣子たるもの、三上皇の海島に遷幸成て遂に還らせ給はず、永く靈柩を荒服の地に安置し奉るに忍びんや。凶暴姦猾の義時、なを臣を以て君を遷すべからざるをしる。故に幼冲の後堀河院を立て天皇とし、皇命を以て三上皇を放黜す。天皇は幼弱にましまして事情を解らせ給はずとも、猪隈攝政〔家實公〕光明峯寺攝政〔道家公〕等の諸大臣、手を束ねて制を武士に受て恥とし給ふことなし。家臣の大倫廢して講ぜず。痛憤怨疾の意忘たるが如し。哀かな。後堀河院、四條院二代廿餘年にして、皇統また後鳥羽院の皇胤に復し給ひしかども、承久の讎を報はるべきことは思召もよらせ給はず。却て鎌倉の所置を德となさせられけるぞ怪しき。正應の密旨も皇統を我御流に傳えらるべき私情を捐て、承久の讎を復せらるゝを以て兵を興す名となされてこそ、名實共に正しく、民の耳目新たに、軍かならず勝べかりけれ。章房朝臣五代の名望にして、刑名法律はその家學と聞に、その諫疏、たゞ兵の強弱を論ずるのみ。直に兒童の見のみ。天皇もまた旨に逆ふを以て、廷尉に付し斧鉞の嚴刑に處せられば、章兼、章信讎とする處なく、瀬尾兄弟身を傷なふに至らず。然るを平宰相に諭し貨を以て人を闌殺せしめ、その踪跡を闇まさんとす。刑を失へりと云べし。章兼、章信不幸にして慈父を横害せらるゝといへども、數月を出ざるに、その讎を獲て、これを甘心するに至ては神助あるが如し。或云、河津祐泰を射たるは、近江八幡なれども、

祐成、時致これを讐とす。今章房朝臣を殺したる者は、瀬尾兄弟なれども、これを殺させしは成輔卿なり。章兼、章信いかなれば瀬尾兄弟を讐となして是を殺し、平成輔卿を仇となさゞるや。余これを釋していはく、初その仇をしらざりしに、漸く瀬尾兄弟たるをしり、是を討てまた成輔卿をしり、次に天皇の密旨に出ることをしる。然れども天皇は仇となすべからず。故に瀬尾を仇とす。伍子胥に勝れること萬々と云べきなり。

土岐左近藏人頼春妻齋藤氏は、齋藤太郎左衛門尉藤原利行の女なり。〔割註〕利行は、大織冠鎌足公の曾孫河邊左大臣魚名公六代の孫利仁將軍に十代勘解由判官基成の孫左衛門尉基行の長子也。」頼春從弟なりける土岐伯耆十郎頼兼が勸によりて、日野中納言資朝卿の催されける無禮講に加はり、屢參會したりけるが、其身清和源氏の嫡流として、久しく平氏の下風に立ことを慷慨けるにより、遂に頼兼と共に後醍醐天皇の思食たゝれける北條高時一族追討の密謀にもめし加へられ、必一方の大將と憑まれけり。然に頼春、齋藤氏を迎えて、互の志深く恩愛の情篤かりければ其身官軍に徴れて合戰の場に赴むかば、千に一つも討死せずといふことあるまじと思へば、兼て餘波のおしまれて、頃は長月秋の夜の長き寐覺の物語に一樹の陰に宿りおなじ流を汲も、皆是多生の緣淺からず、況相馴て既に三年に餘り、等閑ならぬ志の程は、氣色につけ折にふれても知給ふらん。去にても定めなきは人間のならひ、無常浮世の理ながら、今若我身はかなくなりぬとき給ふことありとも、貞女の心を失なはで、我後の世を問給へ。人間に生を得ば、再び夫婦の契を結び、淨土に生れば同じ蓮の臺に半座を分て待べしと、其ことゝなく泪ながらにかき口說ければ、女つく〴〵と聞て、怪しや何ごとの侍るぞや。明日迄の契の程も知らぬ身に、後世までの荒増は忘んとての情にこそはべらめ。さらではかゝることを宣ふべしとも覺ずとて、さめ〴〵となき恨、ひたぶるに問ければ、男は心淺くして、去ばとよ。我不慮に勅命を蒙り、君に憑れ奉る間、辭するに道なふして官軍に與しぬる上は、軍のならひ生て二度我家に歸るべしとは思はれず。されば近づく別の



土岐左近藏人頼春妻齋藤氏眞影

信兆縮圖

かなしさにか様に申なり。穴かしこ、人に漏らさせ玉ふなと、能々口を堅めて同じ床にぞ臥たりける。女はこゝろかしこくて、明れば夙に起出て、つら〳〵事の様を思ふに、君の御事成ずして、武家勝ことを得たらんには、我つま、忽に誅せらるべし。もし武家軍に利を失ひ官軍勝にのらば、わが父兄をはじめ、たれか一人生殘るべき。いでや此事を我父に語り、夫を囘り忠の者となし、男を助け親類を救はゞやとおもひ、急ぎ父が許にゆき、忍びやかに此ことをつげゝれば、齋藤利行大に驚き、やがて賴春を呼寄て、かゝる不思議を承はる。今の世にかやうの事おもひ企たまはんは、偏に石を抱て淵にいり、薪を負て燒原(やけの)を過るの譬にて、他人の口より漏なば、我等に至るまで皆誅せらるべきにて候なり。利行、いそぎ六波羅殿へ參りて、御邊の告知せたる由を申て、共に其咎を遁れ申さばやと存ずるはいかにと問ければ、是程の一大事を女に知らする程の心にて、なじかは仰天せざるべき。色を失なふて恐怖(おそれ)、この事は同名賴兼、多治見國長が勸に依て同意仕候。たゞ兎も角も身の咎を助かる樣に御計候へと申せしにより、未明に利行、いそぎ六波羅へ參て事の子細を委しく申ければ、即時に鎌倉へ早馬をたて、また京中の武士を召集て、土岐、多治見が宿所へ討手を差向られしに、土岐も多治見も能く軍して潔く討死しけり。然るに賴春は囘忠して、命ばかりは生たれども、六波羅にてもさして賞翫なかりければ、美濃國に下向し席田郡船木山の麓なりける館に引籠りてぞ居たりける。

船木山は席田郡本田村の北に當り、席田郡の東堺の山なり。後拾遺集に、紅葉猶色淺しと云心を、今上〔白河院〕よませ給ふついでに奉りはべりける。右大辨通俊、

いかなれば船木の山の紅葉ばの秋はすぐれどこがれざる覽

新勅撰集に、權中納言經忠卿、

あらしふく船木の山の紅葉ばゝ時雨の雨にいろぞこがるゝ

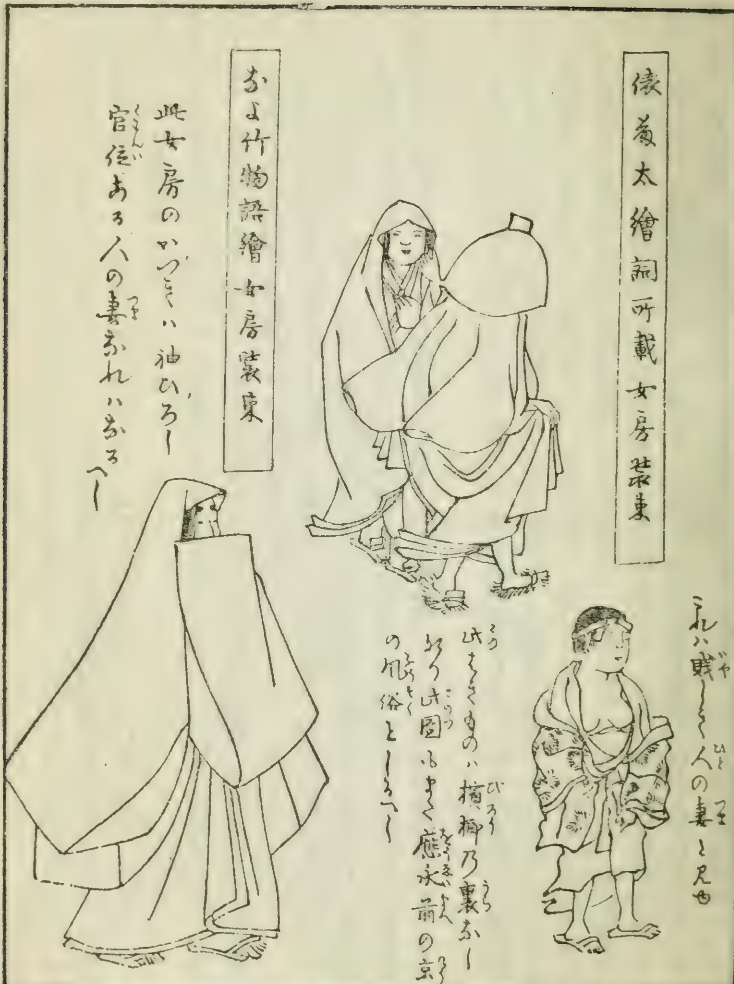
などよみたる名所これなり。たゞし船木館は、賴春の祖父隱岐守光定の別業にして、その子隱岐孫次

一遍上人繪詞所載女房装束

土岐頼春乃妻
父の許へゆく体
此等の繪ふて
考へし



此繪ハ大佛元弘建武
のころ乃体としるへし
笠ハ市女笠なり
はきものハ板金剛と見ゆ
此五人ハ大かた中人乃妻
としらる

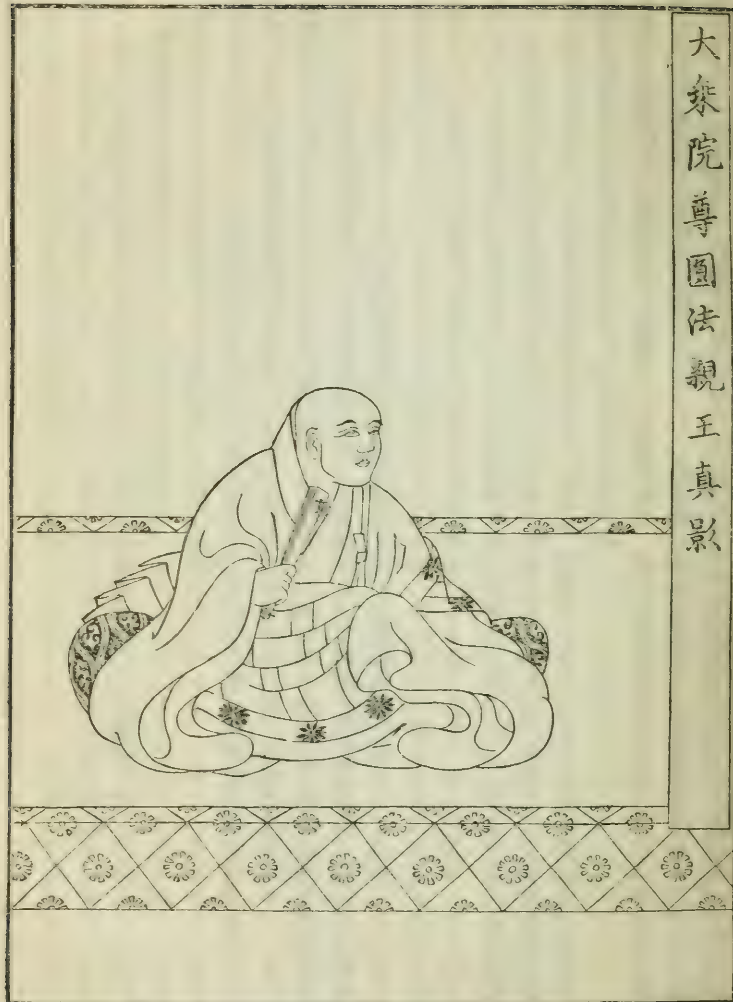

俵藤太繪詞所載女房装束
これハ賤しき人の妻と見ゆ
此さしきものハ檳榔乃裏なし
抑此図ハまさしく應永前の京の
風俗としるへし
なよ竹物語繪女房装束
此女房のかづきハ袖ひろし
官位ある人の妻なれハなるへし

郎頼重〔割註〕伯耆守頼貞の弟なり。はじめは右衛門藏人に補し、後從五位下に叙し、右近將監に任ぜられしなり。」に傳はり、終に頼春に及ぶ。頼春小字は孫三郎、左近衛に補し藏人になされ、のちに左近衛將監に任じ、建武三年九月十七日、等持院將軍家の手に屬し、新田義貞朝臣以下の凶徒を誅すべきよしの御教書にそへて、錦の袴を賜はりしと云こと、尊卑分脉系圖に見えたり。後に出家して法名春蓮といふ。子男頼夏と云。

齋藤氏も夫と共に此處に住けるに、いくほどなく天下盡く官軍に屬し、六波羅も鎌倉も亡び、父兄も皆討死せしと聞て、世をはかなく思佗て、美江寺と云寺に入て尼となり、文和二年七月七日往生を遂げゝるとかや。行年四十八。〔割註〕元德元年は二十四歳の時なり。」

春秋傳に、鄭祭仲が女は雍糾か妻なり。雍糾、君命に依て祭仲を殺さんとせしを、妻これを知。すなはち父に告て夫を殺さしめける。時に謀婦人に及べり。宜なるかな。其死しことゝ云り。頼春は雍糾に似て、齋藤氏は祭仲が娘に似たり。たゞし頼春はじめは愛著に執して身を失なふことをかなしみ、後は誅戮を怖れて約を變ずることを傷まず。但五十年の露命のために、千載無窮の臭名を存す。痛惜するにたえず。

大乘院宮二品尊圓法親王は伏見院第五皇子、永仁六年戊戌歳誕生ましまし、俗名は尊彦、青蓮院慈道法親王の御弟子とならせ給ふ。〔割註〕青蓮院は、天台座主第四十八權僧正行玄和尚の室なり。それより覺快法親王、慈鎭和尚、良尋法印、良快大僧正、慈源大僧正、道覺法親王、最守大僧正、尊助法親王、慈禪大僧正、道玄准后、慈實大僧正、慈助法親王、慈玄大僧正、良助法親王、慈深僧正、慈道法親王、尊圓法親王と相續在しなり。」元弘元年十月廿五日天台座主に任ぜらる。〔割註〕妙法院尊澄法親王、天台座主にて御座ありしが、九月笠置入御ありし闕なり。」傳教大師の御弟子義眞和尚より第百廿一代の貫首にて、三塔渇仰の首を傾けて隨ひ奉りけるに、正慶二年上表ありしかば、梨下の無品尊胤法親王、やがて


大乘院尊圓法親王真影

天台座主に任ぜられしに、拜堂の沙汰に及ばせられず、二月十二日隱遁ましします。〔割註〕百廿二代の座主空位と申べきか。」此年六月妙法院尊澄法親王、讃岐國より上洛ありて、山務每事元弘元年の儀に相違あるべからざるよし宣旨を蒙らせられ、再任の儀を用ひられざりし程に、尊圓法親王は武家より推擧申せしにより、百廿一代の歷位を除かせ給ひぬ。〔割註〕此後延元元年、後醍醐天皇、芳野山へ潛幸ありしかば、尊澄法親王は遠江國を志して、湖水に船を浮べて山門を退居ましましぬ。其後又梨下の尊胤法親王、延元元年十月より曆應元年十二月迄山務、正慶二年の儀たるべき由、北朝より宣旨あり。曆應元年十二月より同二年迄、大御堂大僧正聖惠和尚を天台座主に任ぜらる。是は後嵯峨院の御孫前征夷大將軍惟康親王の三男、天台座主楞嚴院僧正親源の弟子也。」曆應二年十月廿六日、還補の宣旨ありて、同四年十二月迄山務を執行なさせられ、〔割註〕此際にては百廿六代の歷とす。百廿七代祐助法親王百廿八代承胤法親王、百廿九代亮性法親王、百卅代尊胤法親王と相續あり。」又觀應元年七月廿日、還補の宣旨有て、同二年十月迄山務ありしに、南朝の宣旨にて善法院前大僧正慈嚴和尚を天台座主に居參らせし程は、打籠られて御座しけるに、いくほどもなく南朝の官軍京を落しかば、同三年六月十九日、元の如く山務あるべきよし、廣義門院〔割註〕北朝光嚴、光明兩院の母儀。」より仰られて、文和元年十二月十二日迄天台座主にておはしまし、其日上表ありて粟田の御室に退隱せさせ給ひ、主上〔割註〕後光嚴院時に御年十五、尊圓法親王御甥の光嚴院の皇子なり。」御手習の事御はからひたるべき由にて、世尊寺行房朝臣おなじく從三位行尹卿の口傳を註せられて進上有しなり。〔割註〕今世に傳はる入木抄是なり。奥書に、文和元年十一月十五日尊圓記之、五十三歲とあり。」

世尊寺行房朝臣は、權大納言行成卿十一代孫にして、從二位經尹卿の長男なり。行尹卿は行房朝臣の弟也。抑入木道と云事は行成卿を大祖とし、是筆跡を權跡と稱す。〔割註〕萬壽四年十二月四日薨、行年五十六、天保壬寅まで八百十六年に當る。」二代參議兵部卿行經卿、〔割註〕行成卿三男。」三代中納言伊

房卿、〔割註〕行經卿長子。〕四代右京大夫定實朝臣、〔割註〕伊房卿長男。〕五代中宮權大夫定信朝臣、〔割註〕定實朝臣長男、一切經一筆書寫の人。〕六代宮内權少輔伊行朝臣、〔割註〕定信朝臣長子、夜鶴抄作者。〕七代皇太后宮亮伊經朝臣、〔割註〕伊行朝臣長子。〕八代從三位行能卿、〔割註〕伊經朝臣長子。〕九代從三位經朝卿、〔割註〕行能卿長子。〕十代從二位經尹卿、〔割註〕經朝卿長子。〕と入木道相承ありしに、延慶三年二月廿日、經尹卿出家法名は寂尹、〔割註〕系圖には二月十八日とあり。今公卿補任に從ふ。〕その次行房朝臣十一代相承ありけるが、延元元年十月、山門より東宮、〔割註〕後醍醐天皇第三皇子恒良親王。〕一宮尊良親王に隨ひ奉り、新田義貞朝臣と共に北國へ下向ありて、同二年二月六日、越前國金崎の城に於て、一宮御自害ありける御供に、行房朝臣もおなじく自殺し給ひつるにより、弟の行尹卿第十二代を相承せられしなり。尊圓法親王は行房、行尹の口傳を相承ありしと云は、入木道第十三代相承と稱し奉るべし。これ靑蓮院御室に入木道相承ありし濫觴なり。

尊圓法親王御書を賞翫せしことは、尺素往來に、近日者和字漢字共以靑蓮院尊圓法親王御筆爲規模而、都鄙翫之とあるにて知られたり。貞和二年、花園院風雅和歌集御撰ありしに、淸書は尊圓法親王なり。〔割註〕花園院は法親王の御兄に在ます。〕同三年、北畠玄慧法印、後三年合戰記序書たりしも、尊圓法親王淸書なされし本、今猶傳はれり。また玄慧法印述作の庭訓往來、尊圓法親王淸書の木摹刻數部世に現存すること、人普く知る處なり。其他枚擧に遑あらず。

御歌は風雅集に百首歌奉りし時、入道二品親王尊圓

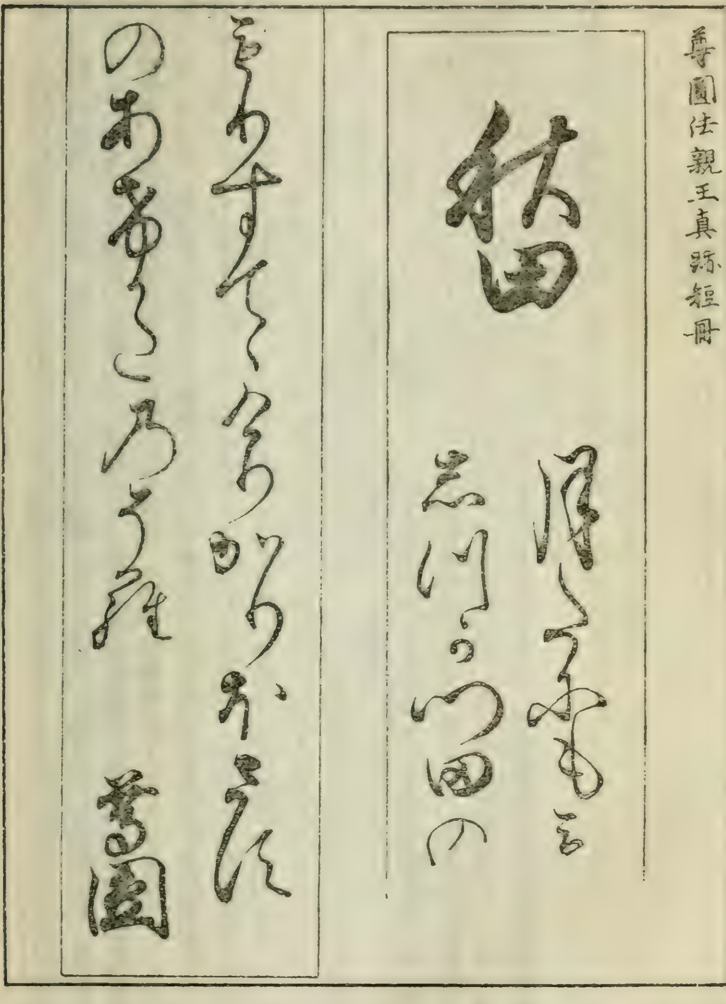
櫻花うつろふ色は雲とのみふるの山風ふかずもあらなん

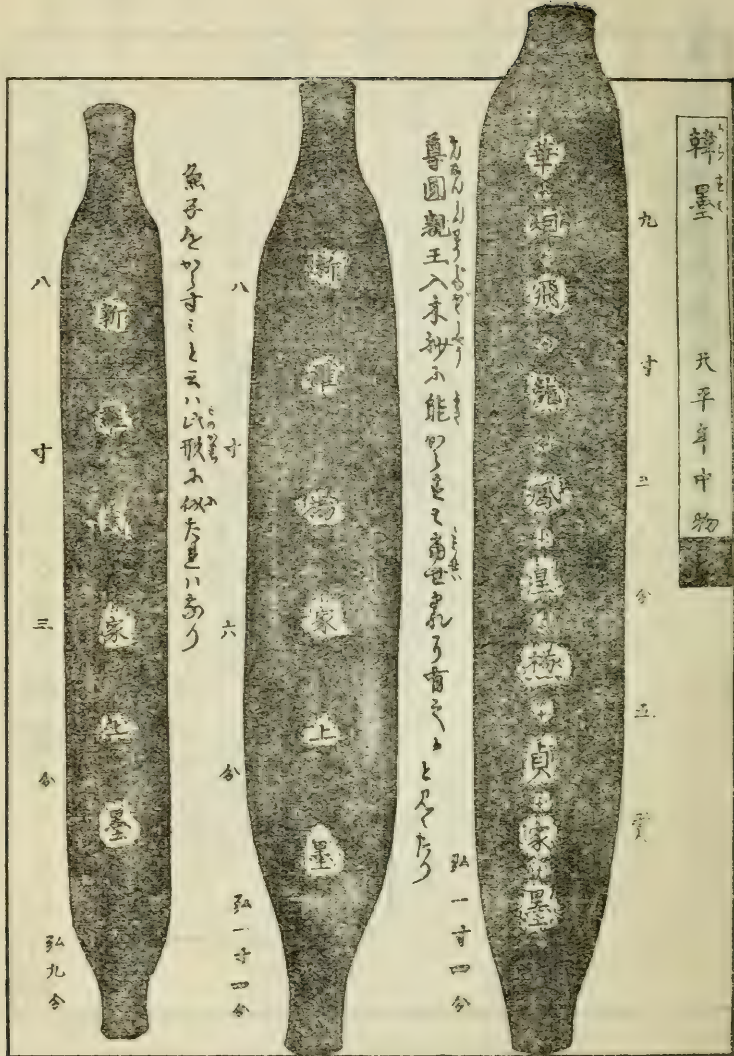
里時鳥といふ事を

呉竹のふしみの里の郭公忍ぶ二代のことかたらなむ

秋の歌奉りし時

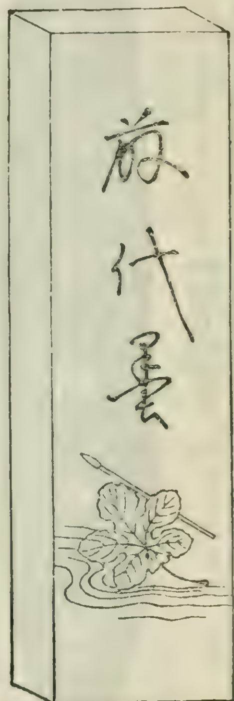
尊圓法親王真跡短冊




韓墨
天平年中物
華煙飛龍鳳皇極貞家墨
九寸三分五釐
弘一寸四分
新羅楊家上墨
八寸六分
弘一寸四分
魚子をかすこと云ハ此形に似たる墨ハあり
新〇〇家上墨
八寸三分
弘九分

藤代墨

入木抄ニ術贊書ク手紀州藤代墨相違あるへからすと見ゆ



總金箔　花山院家藏

先進繡像玉石雜誌巻第四終

かくてこそ見るべかりけりおく山の室の戸ぼそに住る月影
皇慶贈法印慈應和尙の諡號を申賜はりてよみ侍ける
谷川の水のみなかみ代々をへて今ぞかしこき名を流すらん
百首歌奉りし時
百鋪やみきりの竹のふして思ひ起て祈るも我君のため
天台座主にて侍りける時、日吉祭の日、禰宜匡長が許よりかざしのかつらを送てはべりければ、
久堅のあまつ日吉の神祭月のかつらも光りそへける
新千載和歌集に、貞和二年百首歌めされし時、
しかの浦や濱松がえの春の色を空にふかめて立霞かな
初霜のをかの萱原いつのまに秋みし露のむすびかふらん
羇旅歌の中に、
あはれげにならはぬ床のたびね哉都に似たる月はすめども
前大僧正慈鎭のおほけなくうき世の民におほふ哉と侍る歌をはじめに置て、大日經の品々を詠侍ける歌中に布字品を、
なべて世の戀の煙に立かはれ胸のうちなるふじのしば山
建武二年、內裏にて人々題をさぐりて、千首歌つかうまつりける時、春駒の歌に、
わがこゝろあれのみまさる春駒は法のをしへにあふかひぞなき
述懷の歌、
くもらしとみがく心の玉かしはもに顯はれて世をいのるかな
貞和二年百首歌めされし時、

君が代に行あひの霜の年ふりて千度も作れ千木の片殺

先進繡像玉石雜誌 目錄

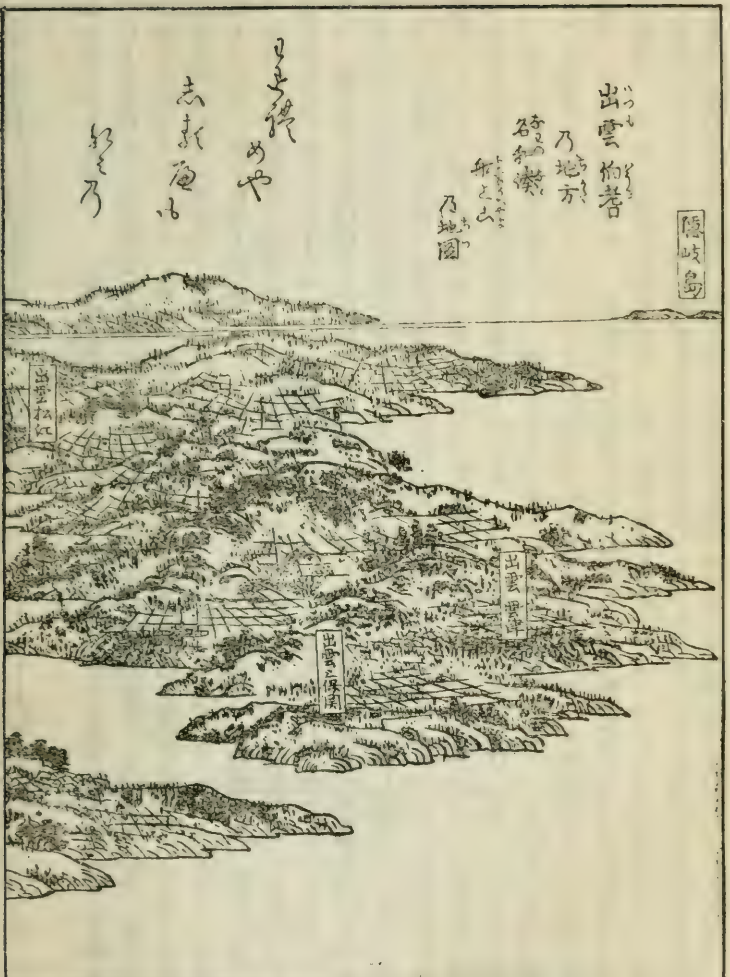


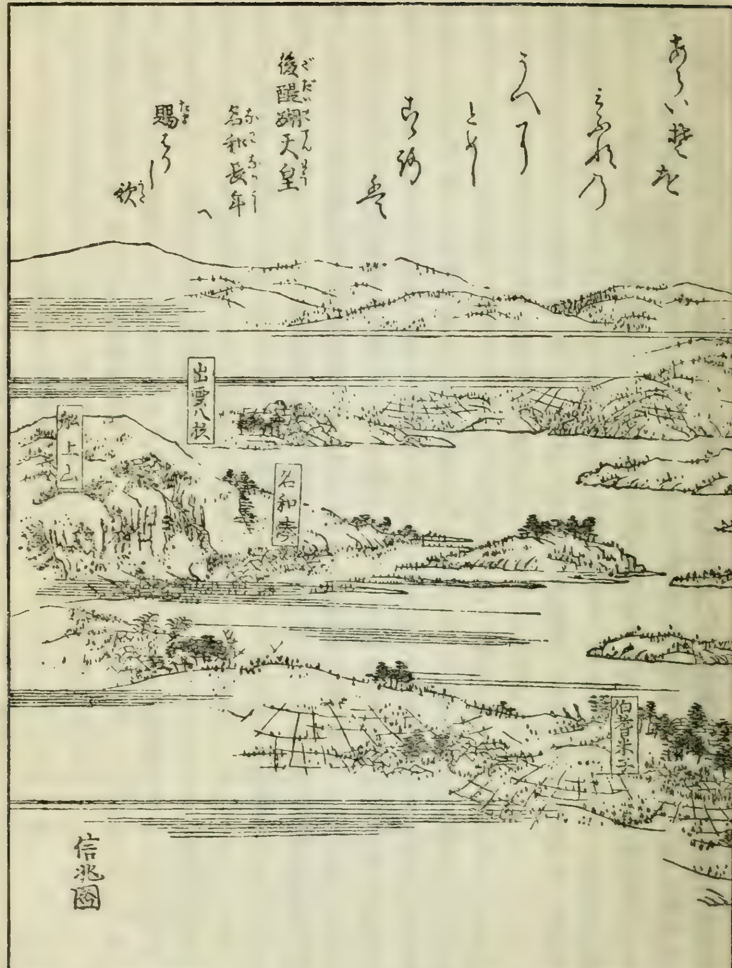
名和伯耆守源長年肖像

名和某藏

先進繡像玉石雜誌　巻之五

名和伯耆守源朝臣長年は、伯耆國會美郡名和莊地頭にて、はじめは又太郎長高と云。遠く先祖を尋ぬれば、村上天皇の皇子中務卿具平親王に十五代の孫にして、近き由緒をきくに、承久三年、後鳥羽院の北條義時を追討あるべしとて、國々の勇士をめされける中に、宇治橋に向ふて軍して、所領を義時に奪はれし名和何某行秋が孫にて、同き行高が嫡子なり。長年、一族ひろく家富たるのみならず。弓馬の道に健かりければ、國中に肩を並ぶる人こそ無りけれ。元弘二年三月七日、後醍醐天皇、華洛を御出ありて、四月二日、隠岐島へ遷幸ありて、知夫郡國分寺の御所におはします。〔割註〕都より乾の方に當り、行程伯耆國名和湊まで五十九里餘、名和湊より隠岐島まで三十里にちかし。合せて八十九里許としるべきなり。〕隠岐島の守護職佐々木隠岐判官清高、〔割註〕佐々木源三秀義の五男五郎義清四代の孫に、隠岐守宗清の嫡子。〕近國の一族鹽屋、富士名を始として、名和、村上の輩まで催し集めて、皇居を守護し奉りけるに、天皇、叡慮深くおはしまして、守護の武士に或時は御盃を給はり、ある時は恩詞をかけられし程に、いつしか從ひ靡く兵も出來にけるぞ、聖運開かるべきしるしなりける。こゝに長年の弟に名和行氏と云ものあり。皇居の守護に參りたりけるを、天皇、親しく召れければ、行氏、たちまちに心變りして、兄なりける長年を語らひて、御迎に參るべき由申て、伯耆國へ引返す。しかるに行氏、隠岐島へ渡るべき順風を待ける内に、天皇ひそかに國分寺の御所を出御なりて、御船にめされ、元弘三年閏二月廿七日、名和湊へ漕寄られ、千種頭中將忠顯朝臣を勅使にて、長年が武勇かねて上聞に達する間、速に御迎に參り、京都へ還幸の計略を旋し、四海一統の皇化を致し奉るべき由を憑み仰らるゝ旨を述られけり。長年、をりふし一族を集め酒宴して居たりけるが、此由を承はつて頭を傾け、兎角の言も申得ざりける處に、舎弟小太郎左衛門長重すゝみ出て申けるは、古より今に至迄、弓矢取の望み候處は、名と理


出雲伯耆乃地方
隠岐島
出雲松江
出雲之保関


後醍醐天皇
名和長年へ
賜りし歌
船上山
伯耆米子
信兆図

の二つをいでず。我等、忝なくも十善の君に憑まれ奉て、此大事を馳走し、たとひ尸を軍門に曝すとも、其名を萬代に傳へんこと、生前の思出、死後の名譽たるべし。たゞ一筋に思ひ定めて、はや御迎に參るべしとぞ計らひける。列座の一族二十餘人みな、此儀に同じければ、長年は長重と共に湊へ御迎に參るべし。自餘の方々は船上山へ取上り、合戰の用意あるべしと云すてゝ、鎧を取て肩になげかけ、御迎に參りけれども、俄のことにて御輿なんどの備も無りければ、長重着たる鎧の上に荒薦を卷て、君を負進せ、飛ぶが如くに船上の山坊へ入御なし奉る。〔割註〕船上山は伯耆會美郡にあり。米子城より出雲國能義郡八杉まで行程二里、その間に名和浦、船上山ありと云。」長年近邊の在家へ人を走らせ、俄に思立ことありて、船上へ粮米を上るなり。我倉にありとある米穀を一荷持運びたらんものには、鳥目五百づゝとらすべしと觸れたりければ、十方より人夫數千人出來て、われ劣らじと持送る程に、一日の間に粮米五千餘石を運びけり。

此時の量は、南都興福寺東金堂元亨二年の升、今京升八合六勺三撮を容るゝと大抵同じかるべければ、五千餘石は今の四千三百十五石餘にあたる。四斗を俵として一萬七百八十七俵餘なり。〔割註〕二俵を一荷として五千三百九十三荷餘なり。此運賃二千六百九十六貫七百五十文なり。長年の富推量るべし。」籠城の兵百五十騎といふによりて、人數を計るに凡七百五十人に及ぶべし。〔割註〕一騎五人とこの頃は積れるよし、大坪道禪の記に見えたり。」七百五十人にて四千三百十五石餘を食ふに、一千百五十餘日を支ふべし。長年はづかに名和莊の地頭たり。其富かくの如し。

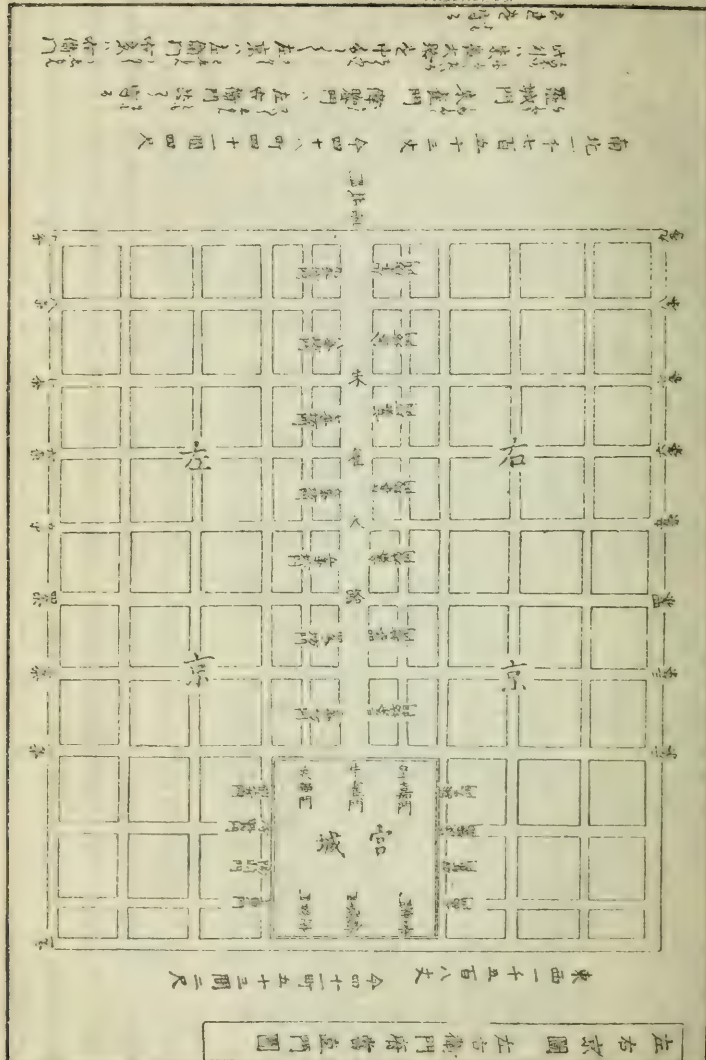
殘る金銀財寶は人夫百姓等に分ち與へ、其後、己が館に火を掛て百五十騎の兵を率し、船上に馳登て皇居を守護なし奉る。長年が一族同苗七郎と云者、智勇たくましきものなりければ、白布五百端ありけるを旗となし、松の葉を燒て烟に熏べ、近國諸武士の家々の文を書て、此の木の本彼の峯にぞ立置ける。此旗、悉く峯の嵐に吹翻、大勢の山中に馳集りたると覺えて夥しくぞ見えたりける。去程に同月廿九日、佐々木隱岐判官淸高、おなじく彈正左衞門尉、同佐渡前司、その外鹽冶判官高貞、富士名判官義綱等を

始として、出雲、伯耆、周防、石見四ケ國の輩を催促して、三千餘騎にて船上の南北よりぞ押寄ける。此船の上といふ山、北は大山に續きて巖たかく峙ち、三方また嶮しふして地僻りなり。俄に拵へたる城なれば、いまだ堀の一處も堀らず、屏の一重も塗らずして、たゞ所々に大木少々切倒して逆木に引、房舎の甍を破つて掻楯にしたる計なり。寄手はかゝる事も見分ず、坂の半まで責上り、遥に峯を向上れば、松柏生茂りて日影お闇き木陰々々に、家々の旗四百流れ雲に翻り、日に暎じて見えたりしかば、扨ははや近國の者ども馳集りたりと覺えたり。此勢計にて責落さんことは難儀なるべしと心をくれて進み得ず。徒に日を暮しけるが、斯ては果じと、大手搦手一同に南北の路より責上る。城中よりは勢の程を敵に見られじと、木の間〳〵に縫はれ伏て、散々に落矢にこそ射たりけれ。搦手の大將佐々木彈正左衞門尉、たが放ちしとも知らぬ流失に、右の眼より頭惱をかけて射ぬかれければ、怺もあへず眞倒に馬より落て死たりける。其手の兵五百餘騎、大將を討れて色を失ない、一戰にも及ばず引退く。佐渡前司は、是をみて八百餘騎を引分て、旗を卷き甲を脫で城中へ降參す。隱岐判官淸高は、搦手の勤靜を夢にも知ず、早天より押寄、一の木戸口に支て、荒手を入替々々責立れば、城中よりも射手をすぐつて射違ふ程に、いつ果べしとも見えざる處に、日西に傾くころ、一天俄にかきくもり、時ならぬ雷鳴はためき、山谷を轟かし風吹落すこと、箭の如く雨の下ること車軸も漂はすべし。此頃、世の中穩にして、戰の場を見しこと稀なるもの多かりしかば、この雨風を面に受て、眼暗手足こゞえて働き得ず、木蔭々々に立寄て暫く雨風を凌がんと立騷ぐ。長年、是を見て射手を左右に進め、散々に射すゝめ、楯の端のゆるぐ處を得たりや賢しと、長年を始め舍弟小太郎左衞門尉長重、おなじく小太郎長成、その外一類從卒、みな拔つれて峯を下り、鋒をそろへて責かゝれば、大手の寄手五百餘人、谷底へ驀おとされ、岩に挫がれて頭をくだき、己が持たる太刀に喉を貫ぬかれて死する者數をしらず。かゝる處に淸高が後陣に備えて、入替り合戰をもしつべく、賴もしく憑みたる鹽冶、富士名、朝山、金持黨、元より官軍に志をかよはせければ、鬨を作り

て淸高に切てかゝる。淸高が手の者周章色めき、一支も支えず本國さして引退く。鹽冶、富士名、手いたく責つけしかば、淸高僅に三十七騎に打なされ、船に取のり隱岐島へ歸りける。長年、初度の軍に打勝しかば、因幡、伯耆、出雲三ケ國の間に、弓矢に携はるほどの者の參らぬは無りけり。これ併ながら長年が戰功によれり。宜しく勸賞（けんじやう）あるべしとて、長年、左衞門尉に補せられ伯耆守に任ぜらる。

令義解官位令に、衞門督（ゆげひのかみ）左右衞士督、正五位三階とあり。職員令に、衞門府は諸門禁衞出入の禮儀、時を以て巡檢し、及び隼人門藉、〔割註〕人の名をかきし札、今の切手なり。」門膀、〔割註〕物の員數を書し札、今の送り狀なり。」の事を掌るといひ、左右衞士府は宮掖〔割註〕正門の傍の小門を宮掖といふ。」を禁衞し、隊仗を撿校し、時を以て巡檢し、車駕出入の前駈後殿のことを掌るといひ、左右兵衞府は閤門に分配しといふ。是を熟考するに、諸門とは、宮門、京城門を總て稱し、閤門とは、内中小門を云とあれば、長樂、永安門等を云ことしるし。〔割註〕圖と合せ見べし。」然る時は左衞門府の當直の門は羅城門、左京の坊門、〔割註〕三條、四條、五條、六條、七條、八條、九條すべて七坊門。」朱雀門、美福門、郁芳門、待賢門、陽明門、上東門、達智門、偉鑒門等の十六門たることも、また論をまたず。職原抄に、左衞門尉顯官也。仍六位諸大夫幷侍尤其仁を撰ぶべし。近代是非沙汰に及ばず。無念と謂べしと見ゆ。たゞし此頃は里門裡にして、宮城門も全く備はらず。羅城門は存すと云ども、左右衞門府の當直は絕て久しくなりぬ。されば當時の官職も、はや職員令には合ぬことゝ知べし。伯耆守は伯耆の國司に補任せられしなり。この頃いまだ國々に國司と守護と二職を置れ、國司は職員令に云如く、祠社〔割註〕祠は天神を云。社は土神を云。」戶〔家數を云。〕口〔人別を云。〕簿帳より百姓を守養し、農桑を勸課することを掌るなり。守護は盜賊追捕を主とす。

長年はじめ長高と名乘りけるに、長く高きは危しとの勅定にて、今の名に改てけり。是年五月七日、六波羅の仲時、時益、赤松圓心、千種忠顯朝臣等のために攻破られて、東國をさして落行ける路次にて、



時益は流矢にあたりて命をおとし、仲時は自害して失けるよし、船上へきこえしにより、都へ還幸あるべきよし仰出されける。時に長年をよび、勘解由次官光守、承久の先蹤に依て考ふるに、六波羅はたやすく攻落すと云ども、鎌倉の安危いまだ治定せざる間は、猶此山に御逗留あるべきよし奏聞しければ、主上御自身、周易を以て御卜筮を考へさせられしに、師の上六を得させられしかば、丈人は吉にして咎なしといへり。還幸何の支障かあらんとおぼし定められて、五月廿三日、船上を發せられければ、長年帶劍して鳳輦の御右に供奉す。

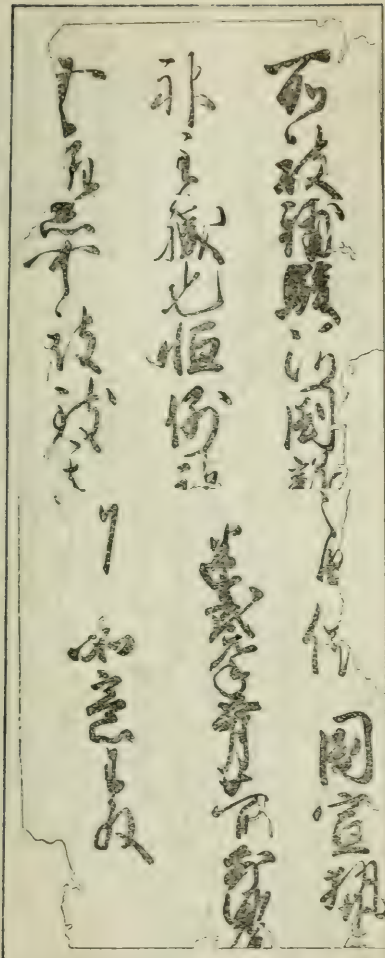
還幸の御道筋山陽道と見ゆれば、船上より米子へ至る壹里、それより溝口へ三里、溝口より二里、二部二里、根尾二里、板屋原二里、新庄一里半、三鴨三里、高田一里、久勢三里、壺井三里、津山三里、勝間田四里、土井二里半、佐用二里半、三日月に至る行程、凡三拾五里半、三日月より書寫山に至る三里に近し。今廿三日、船上を進發ありて、廿七日、書寫山に臨幸と云は、一日凡六里計つゝの御行程なり。〔割註〕公式令に、行程馬は日に七十里、歩は五十里、車は三十里とあり。一里は今の四町十間に當り、七十里は今の八里三町四十間に當り、五十里は今の五里廿八町廿間にあたる。」廿八日、法華山臨幸と云。この道凡七八里におよぶ。〔割註〕法華山は播州加茂郡なり。」晦日、兵庫へ還幸なりて、醫王山藥仙寺に入せ給ふ。〔割註〕此行程十四五里に及ぶ。廿九日の御旅宮いまだ考へず。」藥仙寺は天平年中行基菩薩の建立、本尊阿彌陀佛は聖徳太子の御作と云。本堂の後に稽文旨稽首薫彫刻の觀音堂あり。堂の東に靈泉あり。相傳ふ、後醍醐天皇、當山へ臨幸なりける時、御不豫ましますに依て、此靈泉を汲で御藥を調進し奉るに、忽御平愈ありしかば、藥仙寺の號を賜ふといへり。

六月四日、兵庫よりまづ東寺に入せられ、五日、二條富小路の内裏へ供奉の儀式を刷はせられて入御ましまし、七日、冷泉、萬里小路の内裏へ還幸なりぬ。かくて郁芳門の左右に沙汰所を置て、九條民部卿光經卿を上卿とし、五畿七道の萬機を沙汰せられ、官軍勳功の勸賞に至ては、楠正成と長年とを以て奉行

に定められしかば、長年在國して國務を行ふことあたはず、依て子息義高を擧て伯耆守とし、本國に還らしめ、長年は京都に住せしなり。〔割註〕或云、西洞院の六條坊門に住せしとなり。今五條通り西洞院八幡丁、布屋町などいふ邊とかや。」建武元年中興の帝業、官軍誠忠の致すところ、元より優劣を論ずるに遑なしといへども、長年の船上に迎へ奉りし忠功拔群なりとて、因幡、伯耆の守護職となされ、舍弟長重、長生等をはじめ、一族門葉に至迄、程々に繁昌せしこと、併ながら他の耳目を驚かせり。建武二年六月、西園寺公宗謀叛の聞ありけるにより召禁むべき由、長年と中院定平とに仰られしかば、長年、定平、二千餘騎にて北山の亭へおしよせ、公宗以下の凶徒を追捕し、罪の首從を糺され、公宗をば出雲國へ流しつかはすべきにて、長年に渡さるゝ、長年これを請取んため、定平の家に行向ひ、中門の前にて輿に乘んとする處を、長年、髻の髮を取て引ふせ、腰刀を拔て首を掻落す。かゝりし程に、公宗與力の輩時行〔相模次郎、〕時兼〔名越太郎、〕等、東國へ迯下て旗を擧しかば、是を征伐あるべしとて、足利宰相尊氏を東國へ差下されしに、尊氏また朝憲を忽諸し、隱謀の沙汰ありけるにより、新田左中將義貞朝臣に節刀を賜りて誅罰せられんため、東國へ發向せし後は、長年、正成二人を以て京都の守護にはなされしなり。然るに義貞朝臣合戰利なく、尊氏勝にのりて上洛するよし聞えしかば、長年も勢多橋を固めて尊氏を待。しかるに赤松圓心、久下時重等、尊氏に與力して、山陰山陽兩道より京都を襲はんとせしにより、後醍醐天皇、山門へ臨幸なりつと聞て、長年勢多よりすぐに東坂本へ馳參らんことは、路ちかくして安かりけれども、今一度內裡へ歸り參らでは、後の嘲あるべしとて、三百餘騎をめし具して京へ引かへす。建武三年正月十日悪日とて、尊氏いまだ入洛せざりつれ共、四國西國の兵數萬騎、京白川に充滿たるが、帆かけ船の笠印を見て、あとさきに遮り打とめんとしけれども、長年うち破り〳〵十七度まで戰ふて、三百餘騎の勢次第々々に手負討れつして、內裏の置石の邊にては、百騎餘りになりにけり。こゝより馬を乘はなし、南廷に跪づいて見るに、はや甲乙人共亂れ入しと見えて、賢聖の御障子、

伯耆守長年朝臣真蹟　加茂紫峰蔵

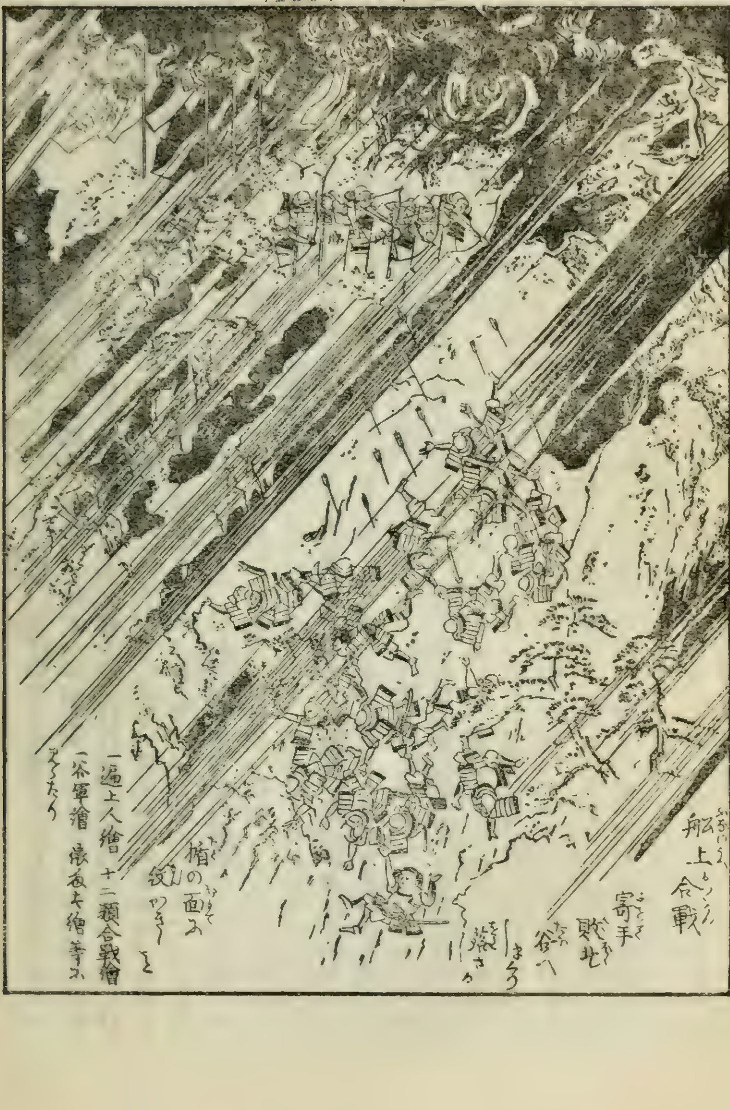
長年朝臣元弘三年閏二月廿九日於上山合戦乃賞として同月
[illegible]を徴し、伯耆守に任じ、還幸に供奉し、建武元年春因幡
伯耆乃守護職たり、伯耆守を子息義高に譲りしも、其関を見ゆ。

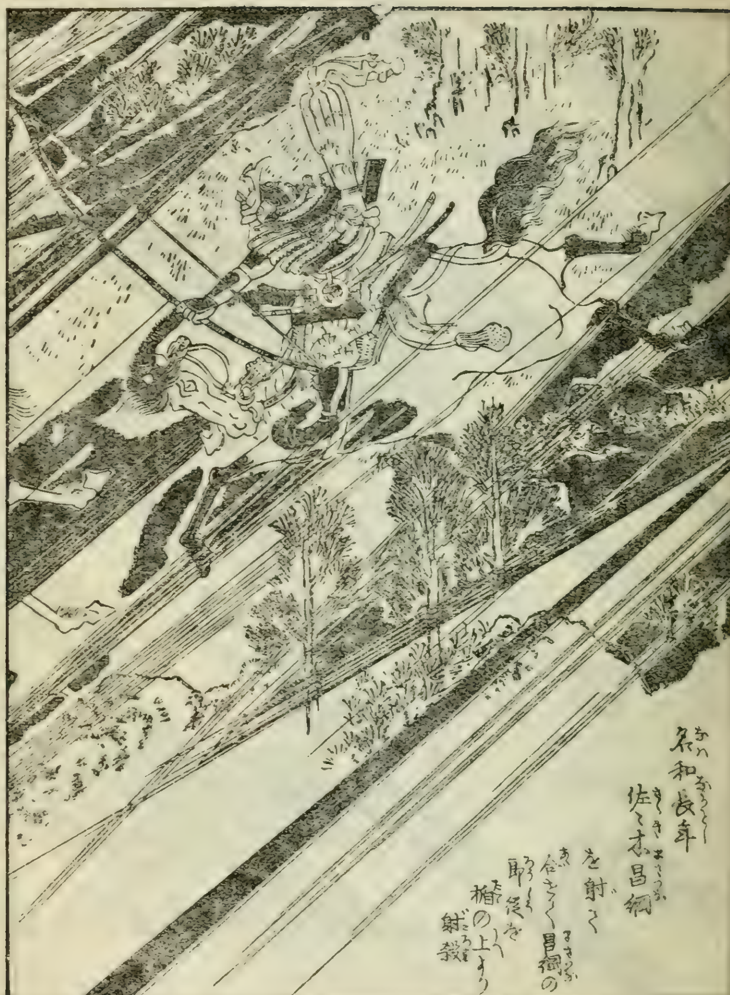


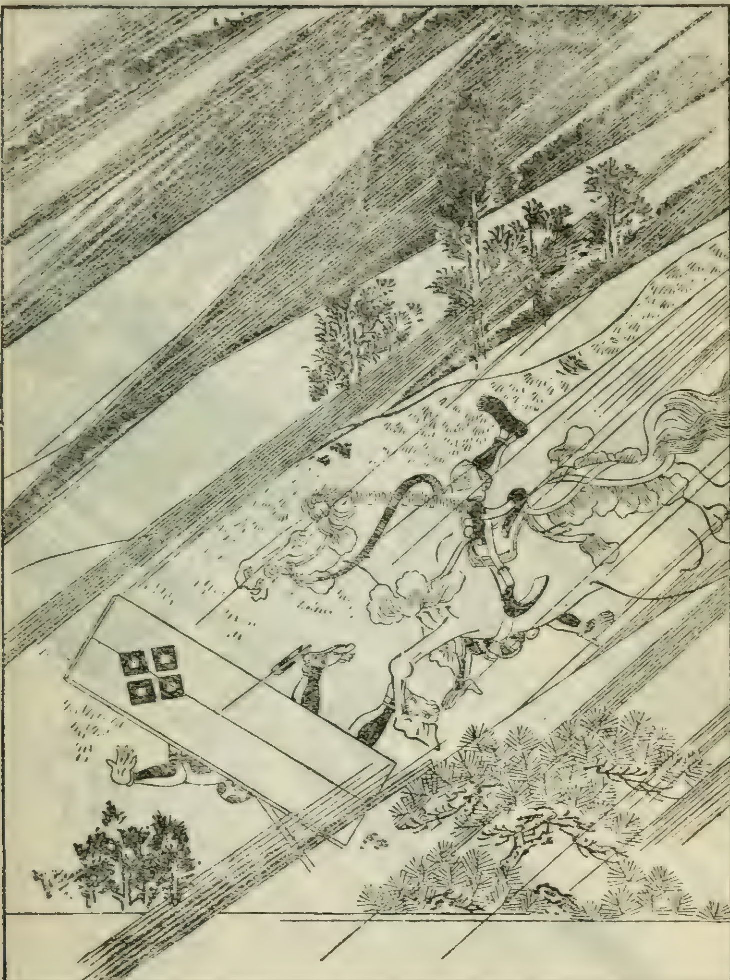
元弘三年七月、[illegible]の御家[illegible]乃[illegible]九条[illegible]光[illegible]御寄人[illegible]
[illegible]
[illegible]
おもと[illegible]し。

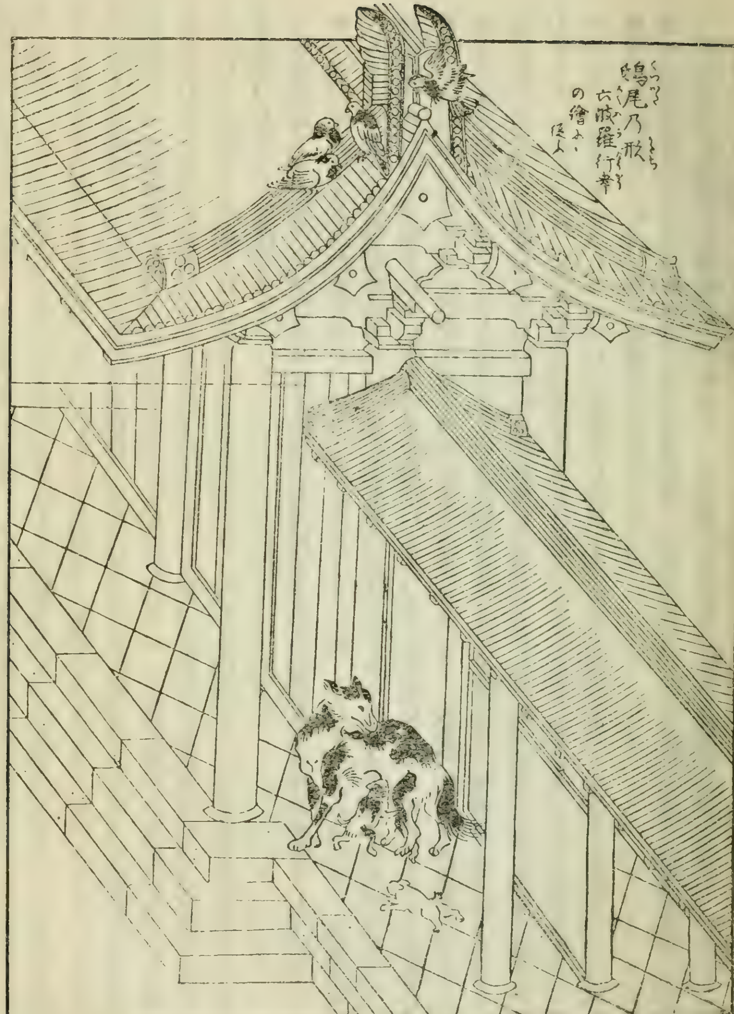
[illegible]

翡翠の垂簾、處々に引ちらし、百官禮儀を正しくせし紫宸殿、三千の宮女粉黛を粧ひし弘徽殿、半月の金鈎むなしくかゝり、雲臺の畫圖爰かしこに破る。長年、これをみて泪を兩眼にうかべ、鎧の袖をぞぬらしける。やゝしばらく休らひて居たりけるが、敵の時の聲間近く聞えければ、陽明門の前より馬に打のり、北白河を今道越に東坂本へぞ參りける。かゝる所に甲斐信濃の官軍、奥州の國司顯家卿、大軍を起して東坂本へ參られければ、京都へ押寄て尊氏、直義を誅伐有べしとて、正月廿七日の宵より、長年、正成、結城入道三千餘騎にて、西坂を下て下り松(さがりまつ)に陣をとる。明れば長年等、糺(たゞす)の森より今出川邊へ押寄、まづ火をかけて烟の下より斬て廻りしほどに、尊氏遂に打負て、攝津國へ落たりしが、猶も怺えず、九州へこそ落たりけれ。かくて都に敵一人もなくなりしかば、主上、還幸なりつれども、さしもいかめしかりし大内は、正月十日の兵火に罹りて、空しく礎石のみを遺せるに依て、花山院を以て皇居となされたり。〔割註〕異本太平記に、長年内裏を逆徒の亂暴せんことを歎き放火すと云説を載れども誤にて誠は細川定禪の燒たるなり。」然るに五月、尊氏、九州の軍兵を從へて襲ひ上るよし、中國の早馬、しき波を打て告奉りしかば、路にて討留むべきとの宣旨により、義貞朝臣は中國へ進發し、楠判官正成は兵庫へ下向して、義貞朝臣に力を合せ、長年は京都に留められけるに、義貞朝臣、軍しば／＼利を失なひ、正成、湊川にて討死し、尊氏、すでに畿内に入と聞しめされ、廿七日、ふたゝび山門へ臨幸なりて、六月七日、尊氏が兵、西坂を襲ふ。千種宰相忠顯、これを防ぎ戰ひ破れて打死す。おなじく八日、尊氏が兵東坂を襲ふ。長年、脇屋義助と共にこれを白鳥越に防いで追歸す。そのゝち合戰たび／＼ありて、勝負は互に牛角(ごかく)なりければ、同じく晦日、義貞朝臣、尊氏の東寺の陣へ押寄て、箭一つ射こまでは歸らじと誓て打たゝれければ、長年も同じく打立て、白鳥の前を過けるとき、見物しける女童、この頃、天下に三木、〔割註〕楠、結城、伯耆、皆き文字あるを以て木に通はせいふ。」一草〔千種なり。〕といはれたる人々の、三人は打死して、伯耆一人のこりたることよと云けるを〔割註〕結城親光は、正月十一日京に


船上合戰
寄手敗北谷へ
楯の面に紋
一遍上人繪 十二類合戰繪
一谷軍繪


名和長年
佐々木昌綱
を射て
合せて昌綱の
郎従を
楯の上より
射殺




鴟尾乃形
六波羅行幸の繪より

て討死し、楠正成は、五月廿五日湊川にて打死し、千種忠顯卿は、六月七日西坂にて打死せしを云。」はるかに聞て、さては長年が今迄打死せぬことをいふかひなしと人の沙汰すればこそ、女童迄もかくは云らめ。今日の軍に味方もし討負けば、一人なりとも引留て討死せんと思定て、猪熊を下りに押寄けるに、追手搦手合圖相違して、義貞朝臣の二萬餘騎、尊氏の陣の東寺へ馳向ひ、八條九條に控へたる敵十萬餘騎と戰ふて、三條河原へさつと引、長年終に味方にかけ隔られ、二百餘騎を一手になし、大宮の一條にて我とうしろの木戸をさし、一人も殘らず死てけり。長年、今年四十五歳とかや。〔割註〕一說には四十七歳とし、或は五十六歳と云。又九州名和氏系圖には、四十八歳といふ。」嫡子伯耆守義高、次男基長、三男高光、をの〳〵別に傳あり。

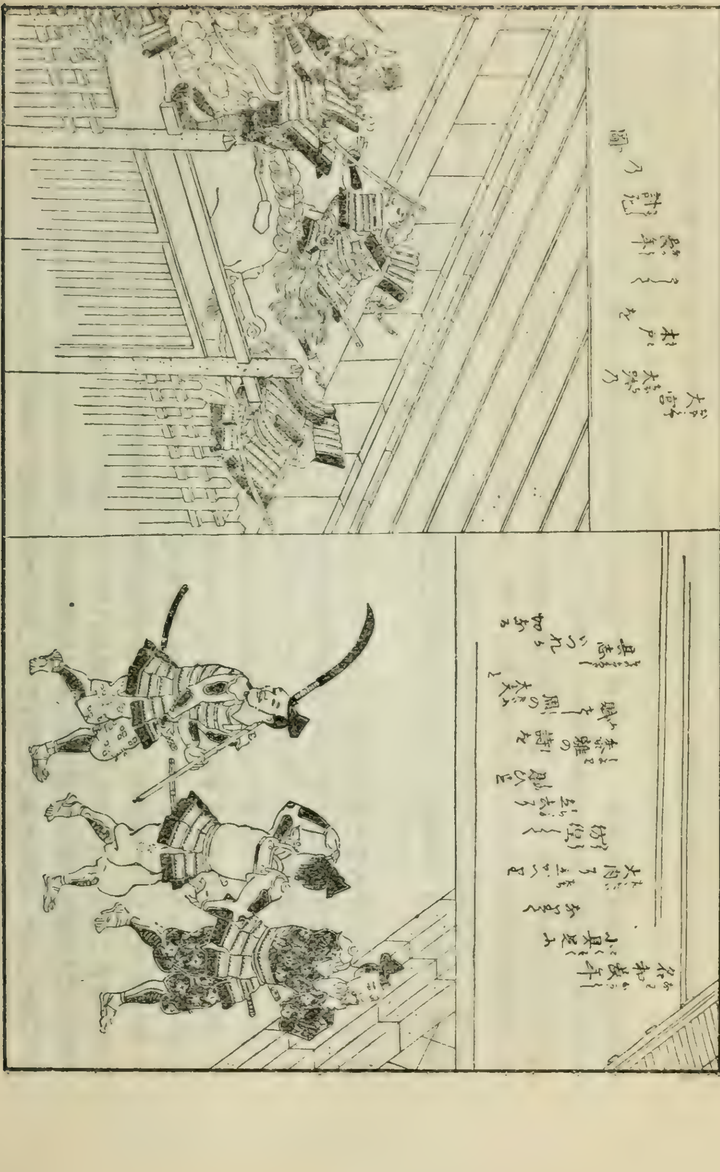
京城圖に依て考ふるに、一條の大宮と云は、大内の東北の隅に當る。大宮大路廣さ十二丈と式に見ゆ。今の町法にて廿間の路なり。一條の大路は廣さ十丈と云。今の十六間の路なり。京都繪圖に引當てみるに、堀川の廣六間半餘あれば、即むかしの四丈としらる。それより西に半町の街四つ、小路四つにて、凡百四十三間を過て、大宮の梨木町にいたる。梨木町の西にて今町屋になりたるあたり、大宮大路十二丈の内なるべければ、長年の戰死もこの地なるべし。長年打死して天保壬寅に至て五百七年、その忠誠義氣は日月とゝもに光りを増すといへども、その身體終焉の地湮滅して知る人なし。豈かなしからずや。余薄遊を甘んじ、東海東山の道を過ること凡そ八廻、蕉翁の句碑を建るものを見ること年々におほし。一吟一詠なをその子弟に在ては、胸懷に蓄ふること能はず。是を貞珉に勒して不朽をはかる。追遠の志あつしと云べし。それ家を破て王事に從ひ、身を殺して私愛を顧ず、境に臨み時に感ぜし吟詠に比すれば、何ぞ但霄壤の差ならんや。

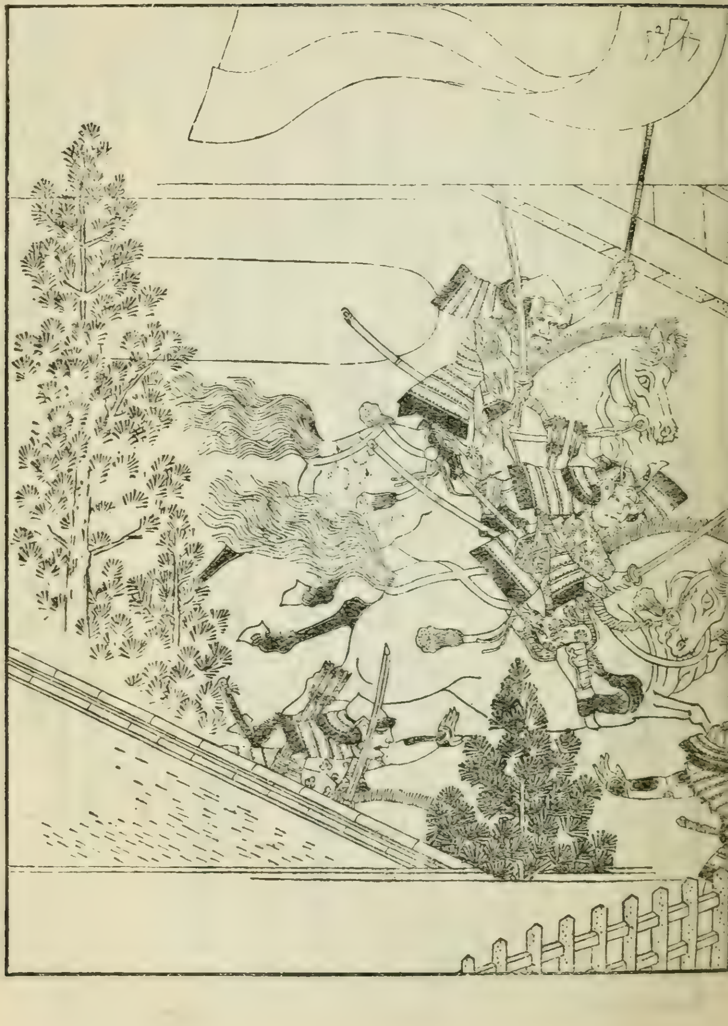
承久元年七月十三日、大内守護の右馬頭源頼茂、〔割註〕源三位頼政四男源藏人頼兼の長男。」火を放て大内を燒、その身は仁壽殿に入て腹切し。〔割註〕頼茂放火のことはその傳にくはし。」後いく程もな

く、後鳥羽、土御門、順德の三院、畿外に遷幸なりしかば、大かた閑院内裏を皇居として、大内は次第に荒蕪すれども、修理の沙汰に及ばざりしを、建武元年正月十二日、安藝周防の兩國に課せて新に造り出され、百十六年の間、癈頽に及べる宮殿、はじめて延暦の舊觀に復せしに、一朝の春夢と共に破れなんとするを見て、名和長年の純忠義膽、いかに哀しと思ひけん。棲遑として共に忍びざりしは、抑人の良心なり。然るに細川定禪こゝに來り、火を放て宮闕を燒くもの、何の爲ぞや。むかし楚項羽と漢の高祖と共に秦を攻たりしに、高祖まづ咸陽に入て、秦の宮殿樓閣の廣大なるを觀て、民力を竭せしを傷み、項羽のちに來てこれを燒く。その心我有とならずば人の爲に有せらるゝを嫉むにあり。定禪の大内を燒し、項羽の咸陽を焚たると、其意同じゝといはゞ、定禪の心、神器を窺ふにあるか。不臣の甚しき罪、誅を遁るゝに處なしと云べし。皇居は累代の皇居なり。かつ四海の民の膏血と筋骨とを竭して、たま〳〵新造の大内たり。是を焚燬して顧みざるもの、民を憐れむの心なしと云べし。讀もの心を潜めてよくこれを思へ。

長年朝臣妻は、内河右賴女にて、伯耆大夫判官義高、三郎左衛門甚長等の母なり。長年朝臣、船上より甚長を使にて、女性は何方へも忍び給へ、館には火をかけ燒拂へとありし時、内河氏宣ひけるは、弓箭とりのかゝることに合んことと、兼て思ひ儲しことなり。其妻としていづかたへか立忍ぶべき。早館に火をかけ玉へ。飛入て見苦敷事を人には見せじと潔く見えければ、甚長の妻もおなじく、大方殿、〔割註〕内河氏をいふ。」いかにも成らせおはしまさば、一所にてともかくもならんと思切て、かたはらに付居たりとかや。名和氏一家に、義夫烈女を聚めしと云べし。幸なる哉。甚長の乳母男藤三郎近清ありて、死は一旦にして安しと云言に從て、船上に登りて生を全くせしこと。

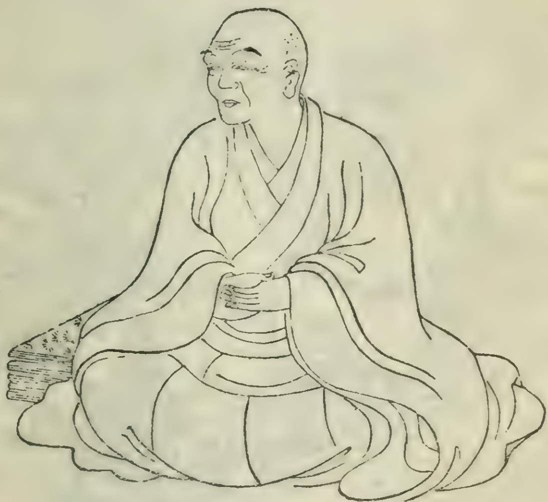
兼好法師は、天兒屋根命卅九代從四位下右京大夫卜部宿禰兼名の長子兼顯の三男なり。兄を大僧正慈遍と云。南朝に伺候し、神風和記三卷を記せり。〔割註〕櫻雲記に、興國元年に撰進と見えたり。」次は從五


大宮大路の木戸をさして長年討死の圖
名和長年
黍離の詩を賦し周の大夫と
其志



兼好法師壽像

雙岡長泉寺藏



位上民部大輔兼雄なり。兼好、弘安五年壬申の歳誕生あり。〔割註〕或云、弘安六年癸未の歳なり。」幼けなふして才はしこく、親に事まつる志あつく、人を慈しむ心ふかし。風雅の道は彼香山の跡を慕ひ、和歌の浦波に心をよせて、頓阿、淨辨、慶運と名を齊しくして四天王と稱せられ、弓馬の藝に携はつて堪能なりしことは、最勝光院の邊にて馬を馳し男の落んとするをしれると、〔割註〕徒然草自讃七箇條の一。」的に向ふに、もろ矢手挾むまじき由を論ぜし、〔割註〕同上九十二段。」とにて知べし。後宇多院の北面に召れて、左兵衞佐に補せられ、從五位上に敍す。弘安十年、後宇多院讓位ありて、伏見院位に即せましせましつれども、大小事、後宇多院の仙洞にてしろしめしけり。この時、內裏は冷泉、萬里小路殿とて、土御門院の御所なりしが、後嵯峨院に傳はりて、終に當代の內裏になりしなり。〔割註〕今は夷川の北にて百足屋町と云。柳馬場の五町め堺町通りきぬや町高倉ふくや町の東方一町のところなり。」仙洞は、常盤井殿と云。大炊御門京極なり。〔割註〕今の寺町通り下御靈前丁大炊頭町の北一町四方の地なり。」兼好は仙洞に參り仕まつりて、瀧口にとの居しけり。〔割註〕此歳、兼好三十七歳。」ある夜、渡殿の方より、最妍麗なる女房の、色殊に艷かなるゝ衣きて、眉頰つき美しく　髮ゆら／＼と長く、ことざまのゆゝしげなれば、目とまる心地して見おくりぬ。傍なる人に問ば、中宮の御使に參りし人にこそと云。その後、その俤の戀しくて、わするゝかたなく物わびしさに、こもり居て長目たるに、降つもる雪さへ我おもひにやたぐへなまし。

降雪に道こそなけれよしの山誰ふみ分ておもひ入りけん

となげきゐたりしに、はや露はれて物をおもふかと問人あり。嬉しさに其おもかげをいひ出れば、それなん伊賀權守橘成忠のむすめにて、中宮の小辨にてこそあめれと云をたのみに、ちかく居よりて聲きくばかりの契にても願はしくて、

聞てこそおどろかれぬれ雪の內も待べかりける鶯のこゑ

哀れとは問玉はぬにやと云ば、いざ一言は傳へてもと云にあまえて、打出ん言の葉もなし、

　しらせばや木葉がくれの埋れ水下にながれて絶ぬ心を

とばかりなりけらし。かく言初て日數ふれども、いなせもなく、たのめし人さへなつかしくて、

　かくしつゝいつをかぎりに白眞弓おきふし過す月日なるらん

と恨みかこちたれど、偏につれなければ、夏の夕つかた、

　飛ほたるまた告げこさぬ雲井より行かふ秋と風やふくらん

猶おもひを晴す山のなければ、祈れ共神さへ受給はぬやと、

　たちなるゝ神の三室の榊葉のかはらぬ色はつらさなりけり

身の數ならぬをいとはるゝかとねたき心にこそ、

　はかなしやいとはるゝ身の命もてあふにかへんと頼む計は

心の闇をとはぬもつらければ、

　物おもふわが名やよそに立ぬらん今は涙をとふ人もなし

かくいひ／＼ければ、女も岩木にしもあらねば、逢んと云ながら逢べきたづきも無りけるにや。さもあらで月過ぎ日たちければ、

　たのめおくことの葉ならば逢ぬまにかはる心をなげかざらまし

に聞えければ、返し中宮の小辨、

　今宵だに打もはらはでさむしろに積れる塵を人に見せまし

といひおこせて、遂に逢けり。其夜むつましく語らひて、兼好、

　きぬ／＼の名殘ばかりにしぼらめやかへるたもとの葛の下道

そのかへしありげなれど、朝霧に驚きてきゝまぎらはしぬ。

種生傳に、此頃、堀河の大相國〔基具公〕と聞えしは、時に逢玉ひて、御覺え目出度かりしかど失玉ひて、石藏と云所に葬奉りしに、またの年の春、その邊に遊びて蕨を取て、雨ふる日つかはしける歌、

早蕨のもゆる山邊をきて見ればぱ消し烟の跡ぞ哀しき

かへし

見るまゝに涙の雨ぞふりまさる消しけふりの跡のさはらび

これは延政門院の一條とかや。はやう物いひたりし女とぞ。またそれが方より

我かたのとだえに知りぬ外にまた筧の水のわくる心は

〔割註〕堀河大相國は、永仁四年十一月三日出家、同五年五月十日薨と、尊卑分脈に見ゆ。其葬の明年は永仁六年にして、兼好十七歳の時なり。」

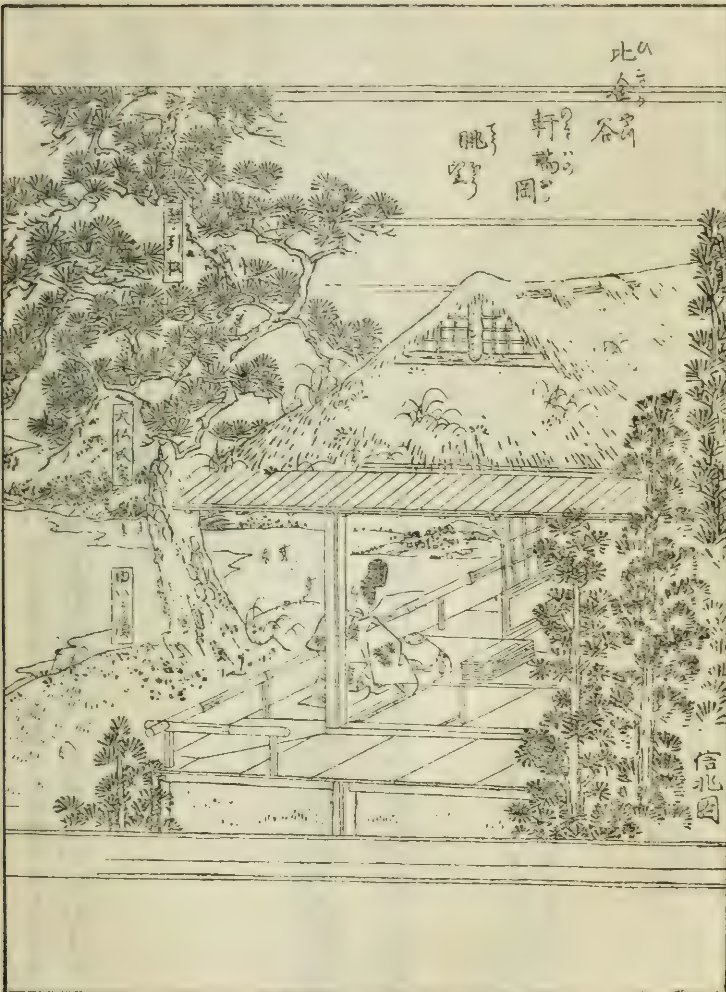
人も知ければ、おり〳〵通ひたるかたもいぶせくて、忍びて行たれど、えあはで還りきて讀てつかはしける。

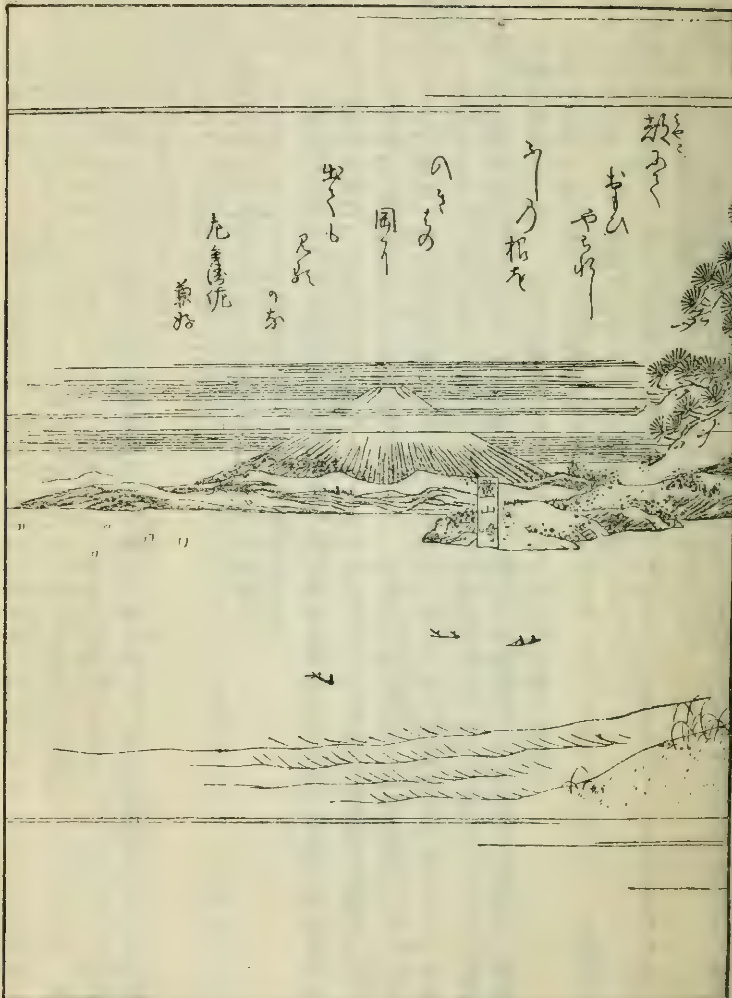
しのぶ山またことかたに道もがなふりぬるあとは人もこそしれ

いかにしてか、父權守、此歌を見出て、打はらだち田舍へ遣はし、一間にこめ固く守らせけり。兼好、これを傳聞て、いか計りかなしかりけん。おしはかるべし。さてこそ都のすま居もまばゆくなりて、東のかたへさまよひけり。旅のかりねの宿の軒より富士の山、いとちかく見ゆ。

都にておもひやられしふじの根を軒ばの岡に出ても見るかな

鎌倉比企谷妙本寺の境内に、琴彈の松といふあり。その松のあるあたりを、軒ばの岡と云よし、彼寺の舊記にみゆ。兼好の歌、此處にてよめるにはあらざるか。徒然草に、鎌倉の海に鰹魚と云魚は、彼境にはさうなき物にて、此頃もてなすものなり。それも鎌倉の年よりの申侍りしは、此魚、をのれら


比企谷
軒端岡
眺望
信兆画



若かりし世までは、はか〲しき人の前へ出ることはべらざりき。頭は下部もくはず、切て捨侍りしものなりなど書たれば、鎌倉に住しことは疑ひなきにや。たゞし此琴引松の邊に居たらんには、妙本寺の二代日朗上人在山中のことなるべし。〔割註〕因云、鰹魚の供御になりしこと、高橋氏の氏文に載せて、日本紀通證にくはしく見ゆ。」余此事を聞て、此地の形勝を問に、富士の瞻望まことに言語に絶て、兼好の詠歌實景を賦(つく)せりとなり。

平貞直朝臣の家にて、人々歌よみけるによめる、

　古鄕はなれぬあらしに道絕て旅寐にかゝる夢の浮はし

人みな涙おとしけり。それより武藏國金澤といふ處に籠居てけり。

平貞直は、北條遠江守時政の三男修理大夫時房朝臣の孫陸奥守宣時朝臣の三男、民部少輔宗泰の長男なり。時房を尊卑分脉に、大佛氏の祖と標出(しるす)と云ともいかゞあらん。〔割註〕大佛建立は建長四年にして、時房朝臣の卒せし仁治元年正月廿四日を距こと十三年なり。或は其十三回忌追薦のために、此寺を建立ありしか。」貞直、はじめ右馬助に任じ、のち陸奥守となる。その家稱瀬川の東にあり。今大佛の切通しと云邊なりしとかや。此時、文保、元應の際にも當るべきか。然らば兼好三十八九の頃にや。金澤にては稱名寺の院内に住せし由云傳ふれども、院宇今は頽破して、其跡定かならず。兼好家集に、武藏國金澤と云處に、昔住し家のいたう荒たるにとまりて月あかき夜、

　古鄕の淺茅の庭の露の上に床は草葉と宿る月かな

とよめるに依て思へば、金澤へ來りしこと、兩度と聞ゆ。

明くれば都の空のみ戀しくありし事など、夢に見て打驚かれたるに、語りあはすべき人しなければ、

　さめぬれど語るともなき曉の夢のなみだに袖ぞぬれつゝ

など云て居る。其年も過て法皇より御召ありて、都に歸りなんとしける道芝の便につれて聞けば、成忠の

女も、覩ましさのつもりて、此世になき人となりにし由、さだかに告る人ありしかば、まづ尋ゆきて、

おくれゐて跡とふ法の勤めこそ今ははかなき名殘なりけれ

ありし夢さへなつかしく、塚の邊の草枕せしに雨もそぼふる。

夜もすがら雨も涙もふるものをなどかへりこぬわかれなるらん

院へ參りたるに、めづらかに覺しめされたり。此程は世の政を内にゆづり聞えさせ給ひて、嵯峨の大覺寺に移らせおはします。

皇年代略記に、元亨元年十二月九日、法皇、〔割註〕後宇多院法皇。〕政務御讓りありし由しるされ、法皇外記に、建治帝、元亨元年四月、大覺寺殿御造營專ら密宗を倡尊ありし由もみゆ。大覺寺舊記には、法皇御移徙、元亨元年十二月九日とす。此等の說によれば、兼好四十歲の時にあたる。

御つれ〴〵に兼好がよめる歌どもめされければ奉るとて、淸閑寺の道我僧正の許によろこび申遣しける。

人しれず朽はてぬべき言の葉を天津空迄風にちるらん

僧正かへし

ことはりや天つ空より吹風に森の木の葉をまづさそひける

道我僧正は、日野俊業朝臣の曾孫東寺の執行聖譽律師の三男にて、東寺の長者たり。聖無動院と號し、八坂に住す。

正中元年六月廿五日、後宇多法皇寶算五十七歲、大覺寺殿にて崩御ましまし、廿八日、大覺寺の艮の山麓蓮花峯寺の傍に葬め奉る。此時、兼好四十三歲。世の中ののがれぬ習、はかなきためしは聞たるばかりだに賢き人は驚くことを知るぞかし、まして幼きより深き御惠に馴むつび奉りし御名殘おしく、御後の業いと懇につかふまつり、世を背かましと思ひ立てのち、秋の夕ぐれに、

　そむきてはいかなる方にながめまし秋のゆふべも浮世にぞうき

所々稲かるを見て、

　世の中を秋田かるまでなりぬれば露も我身も置どころなし

かくて比叡山にのぼり、横川にて本意の如く多年拜趨の冠帶を脫て、三世了達の欝多羅を服し、もとの名を改めず兼好法師と申てけり。その程のうた、

　身をかくす浮世の外はなけれども遁れしものは心なりけり

靈山院にて生身供の式を書し奥に書つく。

　うかぶべき便りとはなれ水茎の跡とふ人もなき世なりとも

靈山院は東塔北谷にあり。中頃竹林院と號しけるが、今また舊名に復す。天台座主廿一世少僧都陽生の坊なり。兼好の頃は、天台座主百一世僧正道潤の住せられし時なり。道潤僧正は二條關白〔良實公〕の九男にて、殿法印良忠の叔父なり。

持たる扇を佛に奉るとて、

　常にすむ深山の月にたとふなる扇の風に雲やはらはん

彼天台大師の月隱二重山一兮擧レ扇譬レ之。とのたまひけるを思ひ寄せしなり。又御堂〔靈山院〕の柱を見れば、永仁五年とかや。彼公世の二位五部の大乘經御供養の折、のぼりて琴を彈けるよしなど書て、

　ひくことをあはれとしらば無代までかたみにしたへ松の秋風

と書付られたるが、霧に朽殘りて幽に見ゆるも哀れにて、

　松風を絶ぬかたみと聞からに昔の琴のねこそながるれ

おなじ山無動寺にて、夏の夜明る迄月を見て、

　鳥の音のきこえぬ山の甲斐もなしさても明ゆく短夜の月

小倉の宮の住せ玉ひける所といふ谷に泊りて、有明の月おもしろき曙に、色々の花を折て佛に奉らんとすとて、月殘り露むすばんあした、籬の花を折て、佛に供せんと語られけるを、今更おもひ出て、

むかしおもふ籬の花を露ながら手折て今も手向つるかな

延政門院一條も、今は時を失ない、あやしの所に立いりたるよしを便りに付て、いひおこすとて、

おもひやれかゝるふせやに住居して昔をしのぶ袖の涙を

返し

忍ぶらんむかしにかはる世の中はなれぬふせやの住居のみかは

世間さはがしくなりて、中納言資朝卿、右少辨俊基朝臣を鎌倉より使來りてゐて下りぬ。そのゝち都の内のうつり替り、なれみし人々も多くなくなりゆくことを、

かたるべき友さへまれになるまゝにいとゞ昔の忍ばるゝかな

正中元年九月廿三日丙午、中納言資朝卿、藏人頭俊基、鎌倉へ下向ありしよし、皇年代略記、公卿補任等に見ゆ。この頃兼好、吉田山に住しけるなるべし。

あるとき、頓阿法師の許へ、

よもすゞしねざめのかきほたまくらもまそでも秋にへだてなきかぜ

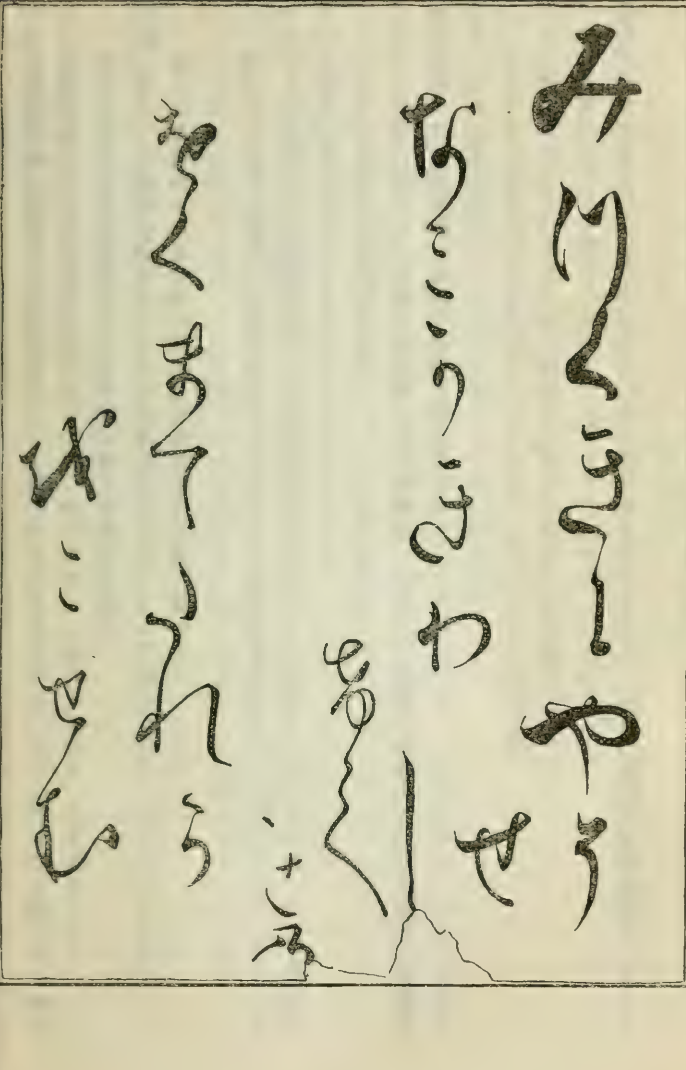
よねたまへぜにもほしといふを、句の首尾にをきたるなり。頓阿法師のかへし、

よるもうしねたく我せこはてはこすなをざりにだにしばし問ませ

よねはなし錢すこしといへるなり。此世の中のさまおもひやるべし。〔割註〕頓阿、双林寺にすめるころにや。」

後醍醐天皇、隱岐より還幸ましましければ、中納言爲藤卿の御許へ、

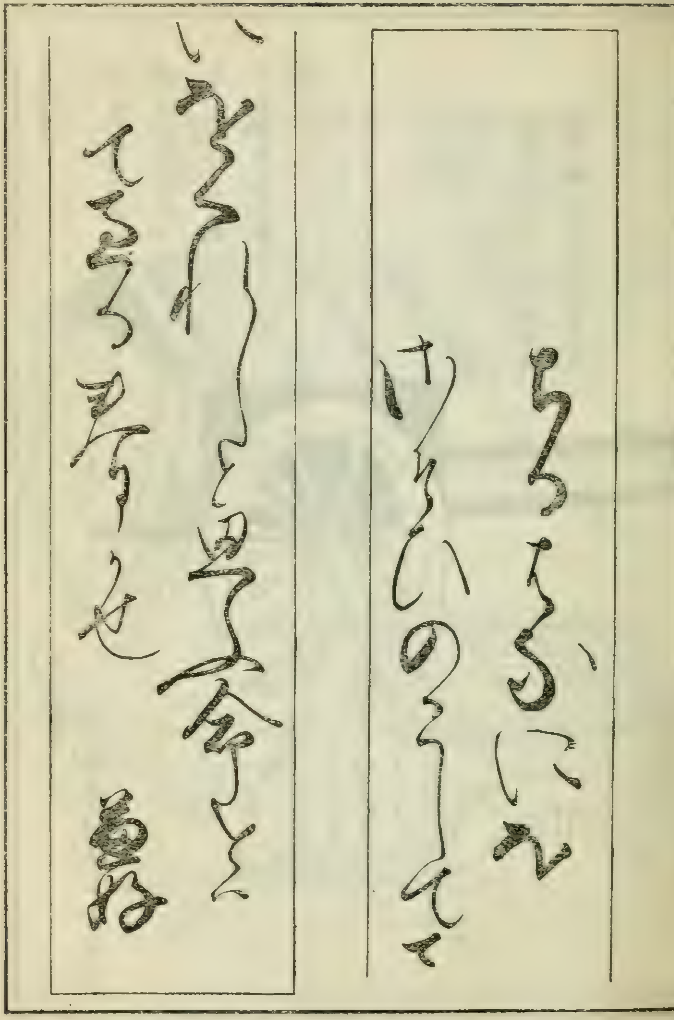
代々をへておさむる家の風なればしばしぞ騷く和歌の浦浪



兼好法師真跡

剥落四字を失ふ

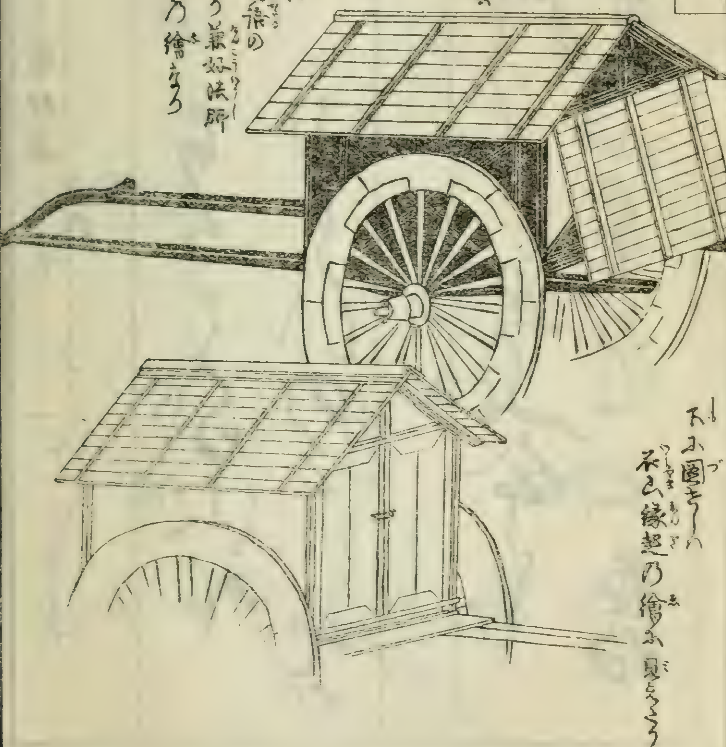
兼好法師真蹟短冊



文車

徒然草七十二段ニおほくて見苦しからぬハ文車乃書籍塚乃ちり

上ニ圖せしハあるく卅幾巻の絵ニ載られ嚴好法師より前つくる乃絵なる

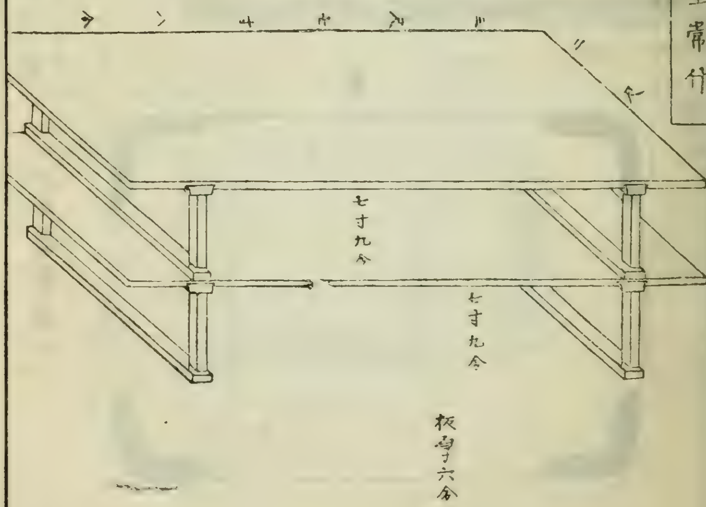


下ニ圖せしハ信貴山縁起乃絵ニ見ゆる

文書棚

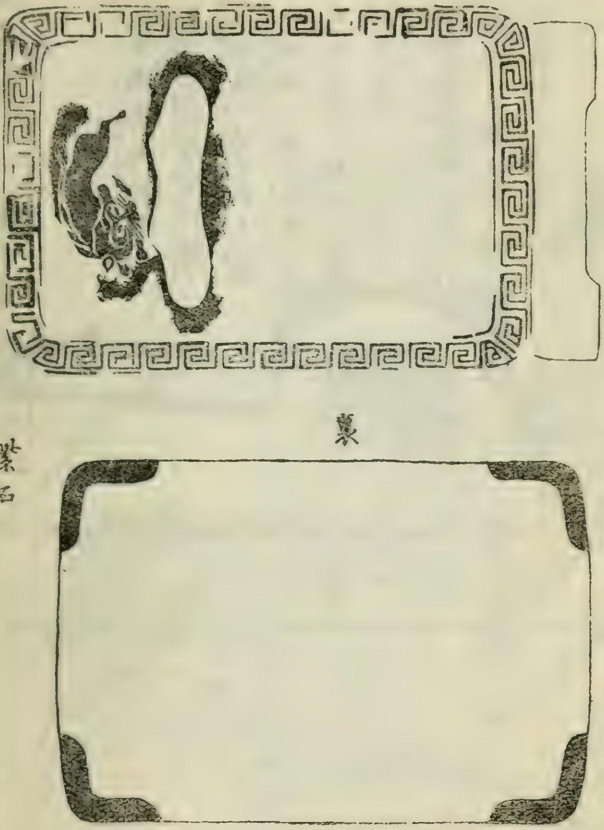
蕉好菴室常什

山城國葛野郡栂尾高山寺三尊院脇机と云物全く此寸法と同じ件脇机ハ開山明恵上人用ゆる机ト云ハ六百年前乃典刑と云へし此文書棚檜をもて作る重ねくハ棚となし並べくハ校書机乃用ゆべし



兼好遺愛硯　長泉寺藏

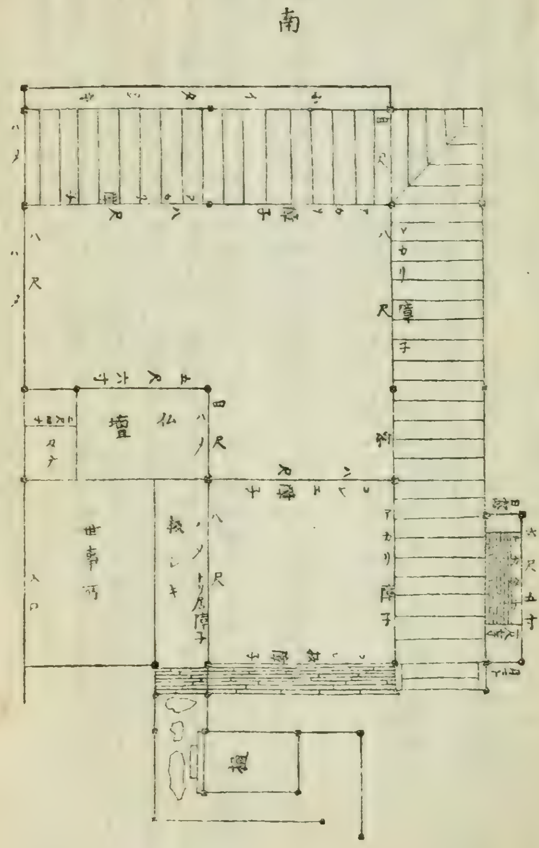
此石摹墨搨之



紫石

雙岡兼好菴室指圖　京師畑氏藏

長泉寺の舊圖なりとしるす



いくほどなく都もまたさはがしく成ければ、木曾の山ぶみして御坂のあたりにて、

　　おもひたつ木曾の麻衣あさくのみ染てやむべき袖の色かは

と詠て、庵引むすびてしばしはありし。

木曾路名所圖會に、兼好法師菴室の跡は、霧原山の中に猿猴屋敷と稱するあり。兼好と猿猴と音便通ずるより、山中の者訛まりしを、今はまた猿屋敷と呼ぶと見ゆ。余木曾路を徘徊せしこと八度、落合驛〔割註〕美濃、信濃二國の堺。」に至りて、霧原山を東北の方二里許に見る。驛長に兼好法師のことを問ふ。むかしは落合より霧原山にかゝり、御坂にいたる。即大井驛の千駄林に出る道これ也と云。其間に兼好法師の宅地あり、今は田圃となりて、むなしく兼好菴の字をのこすと云、猿猴屋敷とおなじきや否をしらず。

この處、山ふかく鹿猪など多ければ、國の守狩するとて、庵のほとりまで獸を追て、人あまた具しつゝ入來にければ、

　　こゝもまた浮世なりけりよそながらおもひしまゝの山ざともがな

と詠すてゝ、東の方へ赴き、金澤にいたり、それより鹿島の社に詣で、しづかに法施奉りて、

　　春日のゝ露にぞうつる東路の道のはてより出し月かげ

それよりまた、都路に赴き西の海の果迄見巡り、都に歸り、仁和寺の邊ならびの岡と云處に、無常處(はかところ)まうけてかたはらに櫻を植て、

　　ちぎりおく花とならびの岡のへにあはれいくよの春をすぐさん

今木辻の長泉寺に兼好塚あり。山城名勝志に、もと二の岡の西の麓にありしを、近世岡の東長泉寺に移すと云へば、壽志をそのまゝ引移せしにやと思はるれど、其塔を見れば古きものとも見えず。

伊賀守橘成忠も年老、ものむつかしく田舍にのみ有しが、昔の怨めしさも、今は中々忍ぶべき語らひと

て招きければ、やがて下りにけり。彼國のうち國見山のふもと田井庄と云處に菴しつらひてぞ住しける。觀應元年二月三日、兼好法師病に臥よし聞召し、和氣清元に勅ありて、藥を調ぜさせられけるに、兼好法師勅定のかたじけなさは去ことなれども、生死無常の速なることとは、世捨人のかねて思ひ設る所とて頭をふりて是を受けず。清元もせんかたなくて都に還り、かくと奏しけり。二條殿下〔良基公〕これを聞召、御勞の由にて引籠おはすと披露ありて、ひそかに伊賀國に下向ましまし、御名殘の御物語ありて歸らせ給ひしとや。おなじ月十五日、行年六十九歳にして圓寂せしと、成忠の許より都なりける洞院相國〔公賢公〕をはじめ、親かりし方々へ告たりける。菴の内に殘す者は、古筆の法華經、自筆の老子經、源氏物語須磨明石の卷、頓阿が書たるまぼろしの卷、神代卷二冊、反古書捨二つゝみ、黑き麻の衣二つ、その外は夜の衾と餉の器ばかりなりと申す。その頃、召仕し命松丸と云童、日をへて殿下〔良基公〕へ參て申けるは、正月廿八日、兼好法師のよめる歌、

有とだに人にしられぬ身のほどやみそかに近きあけぼのゝ月

內〔崇光院〕院中、〔割註〕光嚴、光明兩院。〕后の宮まで、此をあはれと聞食て、米五十石料足二千疋を賜はり、遍昭寺の僧に仰せて、國分寺に葬りさせ玉ひ、田井の庄に墓をつき、二月廿八日、權大僧都を贈らせられ、二七日の冥福を修せられしとぞ。〔割註〕元祿七年、平安の篠田厚敬が種生傳を主とし、其他諸書に參考して要をとる。〕天保壬寅に至迄、四百九十三年に及べり。

北畠准后伊賀國記に、兼好東行事終而又住吉田山。或棲並岡麓。伊賀權守橘成忠慕舊友之緣招之。結菴于伊賀國見山麓田井庄。遂遂往生素懷。於伊賀國國分寺營葬送之事。田井庄築墓。遍昭寺僧修法事云々。塔銘云。觀應元年二月十五日、兼好法師と記さる。園太曆と同じければ、伊賀國にて圓寂にしことは正しき說なるべし。徒然草古今抄に、弘安五年に生れ、觀應元年四月八日、六十八歳にして卒するなり。高野山に於て西

光院に今もつて位牌ありと云傳ふ。〔割註〕高野山南谷の内に西光院谷と云あり。其谷に西光院あり。然れども四月八日は誤なり。」

同參考抄に、叡山の麓西教寺に、兼好の位牌ありとなん。また墓は双岡にあるよしなれど、今は處のものもしらずと云。〔割註〕此抄の作者淨福寺の惠空和尚は、長泉寺の墓をしらざるにはあるべからず。近世好事の士の立し處なれば、かくは記せしなるべし。西教寺は坂本の大窪山智善院西教寺なるべし。開基は眞盛上人、本尊は藥師如來なりといふ。」

同貞德抄に、徹書記云、兼好は德大寺家の諸大夫にて、官瀧口にて有ければ、內裏の宿直に參て、常に玉體を拜み奉りき。後宇多院崩御の後遁世しけり。〔割註〕職原抄に、瀧口は藏人所の屬なり。六位侍の武勇に堪たる輩、これに補すと見えたり。」

種生傳に、內の宿直より退なんとしけるに、萩の戸の庭の方に、あやしげなる鳥の翅を羽ふり、口ばしを鳴らかし飛下る。人皆恐れて逃まどふ。既に御殿へ翔り入なんとしければ、兼好、村滋藤の弓にやなぐひの矢をとり射けるに、あやまたずして當る。今ひとつの鳥、弦の音に驚くけしきにて、飛かへらんとするを、また是をも射とめてけり。皆人立寄て是を見ければ、一つは鴨のやうにて足に黑き毛生ひたり。今一つは雁の如くにて、其色極めてあかし。やがて博士をめして、此鳥の名を尋ね仰られしに、あへて勅答申者なし。たゞ怪しき鳥とのみ思ひて守りいたるに、しばし有て此鳥二つながら狐となりてうせにき。

高武藏守師直、鹽冶高貞の妻にをくる艶書を、兼好法師に書せたる由、太平記に見えたり。これを論ぜしもの、本朝遯史は信二一生之過錯一也。可二慨惜一焉といひ、扶桑隱逸傳は、物我相忘たるが如しと云り、今按に、高貞が殺されしは延元三年のことにして、兼好五十七歲、伊賀國にて國見山の麓に菴を造りし年なれば、此事大に疑べし。鎌倉成氏年中行事に、正月九日、初子日に相當るときは、

見好法師參りて種々の祝言を申す。根松を三本持て參る云々。見好法師は管領評定奉行の亭へもまかり出づるとある見好法師にて、根松と寢待と相通はして、艶書をかきたりと沙汰せしなるべし。かならず吉田の兼好にてはあらざるべし。〔割註〕太平記廿一卷に、兼好と云る能書の遁世者とありて、吉田とも卜部ともなければ、初子の見好と見ても殊なる難なし。」寢待の見好ならんには、林子の論も、草山の贊も徒ことゝ云べし。

此菴室にて徒然草を著はしつる由云傳ふれば、土肥經平の說の如く、上卷を全くこの菴室にて書たるならむ。下卷は、延元三年、伊賀國の國見山麓の菴室にて書たる由も、亦同人の說に見ゆ。然るに此菴室、今は改作りて指圖と違へり。又徒然草の抄は、壽命院立安法印の抄〔二卷〕林道春の野槌〔十三卷〕松永貞德の慰草〔八卷〕また長頭丸抄〔二卷〕大和田氣求の古今抄〔八卷〕加藤盤齋抄〔十三卷〕高階揚順の句解〔七卷〕北村季吟の文段抄〔八卷〕南部宗壽の諺解〔五卷〕青木宗胡の鐵槌〔四卷〕山岡元鄰の增補鐵槌〔六卷〕高田宗賢の大全〔十三卷〕惠空上人の參考〔八卷〕岡西惟中の直解〔十卷〕淺香山井の大成〔廿卷〕支考の讃〔八卷〕等多く世に行はる。

兼好法師家集の首に、家集事、歌員事不レ可レ定之多少隨レ意〔割註〕或十六首或七百九十首、三百餘首など思々也。」長歌連歌等相交贈答勿論也。又非ニ贈答ニ他人歌隨レ便多書載之。部立事全不レ可レ有レ之雖レ有ニ分申人ニ不レ可レ然、尤甘心者也。卷頭事無ニ部立ニ之上者可レ任レ意、雜々等又秋冬勿論也。哀傷歌事自ニ卷頭ニ第十五六番書之。忠岑集如レ此。詞事如ニ日記物語ニ長書續。又歌合判詞、是非故實等以レ次書。其才學常事也。已上得ニ此意ニ可レ書之とありて、その奧書に、此一冊者兼好法師自撰家集草本歟。彼集不レ流ニ布于世ニ、如今幸覽云々。秀歌之能書、奇觀何者如レ之。不レ堪ニ感悅ニ聊誌レ之。寬永第三曆初秋上旬、長秋員外監通村判。〔割註〕中院通村公四十歲の時。」

兼好法師の歌に、

手枕の野邊の草葉の霜枯に身はならはしのかぜのさむけさ

とあるを賞して、手枕の兼好と稱し、頓阿法師の

月宿る澤田の面にふす鴨の氷よりたつあけがたのそら

と云を以て、澤田の頓阿と稱し、淨辨法師の

湊江のこほりに立るあしの葉に夕霜さやぎ浦風ぞふく

と云にて、湊江の淨辨と稱し、慶運の

庵結ぶ山のすそのゝ夕ひばりあがるを落る聲かとぞきく

とあるを以て、裾野の慶運と稱し、合せて和歌四天王と云。

玉石雜志序

友人栗原君伯任積書好古最精本邦典故又喜古人肖像其秘於神祠佛宇者百方探索不遠千里必往觀之輒摹搨焉積年之久得凡七百餘人自王公貴權以至緇俗工商婦女皆靡不有也頃者摘著元弘以降數人將鏤之梓又擧其事實可據者

以係小傳。或摹其筆跡。或圖其居室器什。及戰處游蹤。以附之。而不擇其賢否也。乃命曰玉石雜志。謁余序。展而觀之。古人顏容宛然在目。又讀其傳。足以畧知其言行心志。乃使我得交數百年前之人於一室中矣。夫交也者。昉於識顏容。而極於知心志。其於古人。則宜就史傳以求之。史傳能

記其言行。而心志亦可知也。獨見於顏容。則不能髣髴焉。是史傳之所以有憾也。今伯任之著。以傳其聲容爲主。此則亦足以補史傳之闕矣。或謂此編不擇賢不賢。殆和漢爲無益。余謂不然。覽者於其賢者。效而則之。於其不賢者。鑑而自警。則不賢者亦未必無益焉。詩云。他山之石。可以攻玉。此

之謂也夫如此則伯仕之志伸矣乃書以爲序

天保十四年星次癸卯六月中澣

藻海川田興撰

綠雲紀能書

先進繡像玉石雜誌 目錄


德榮權現神影
宝成寺安置
信充敬寫



北條相模守平高時肖像　寶戒寺安置

先進繡像玉石雜誌　卷之六

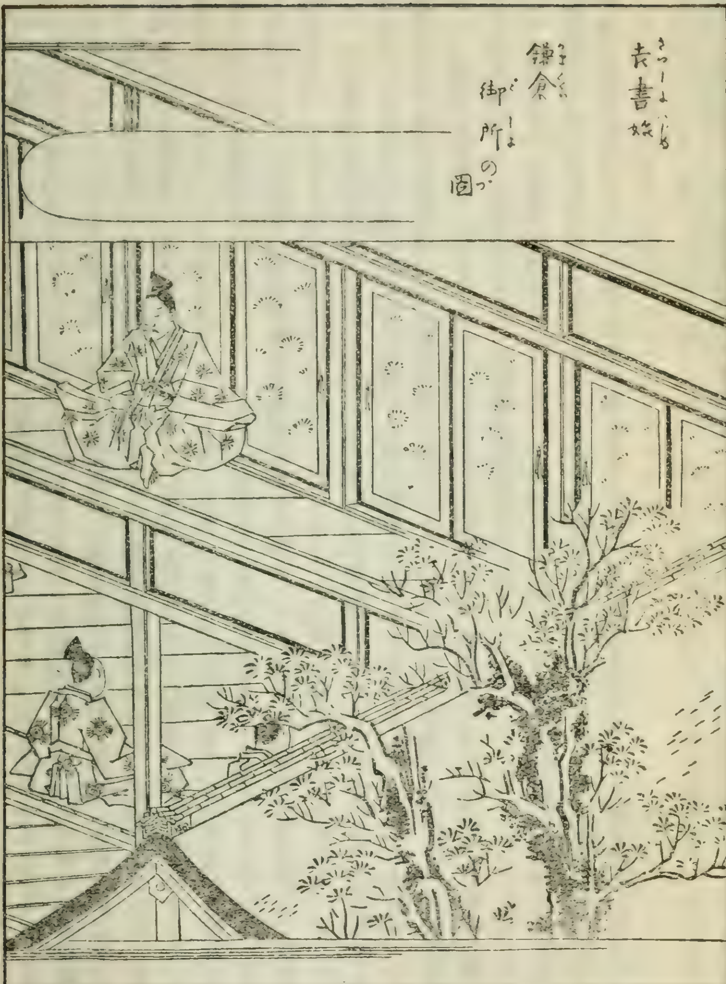
北條相模守平高時朝臣は、相模守貞時の嫡男にして、母は秋田城介義景の二男大寳三郎景村の長男太郎左衛門尉泰宗の女なり。〔割註〕貞時の母潮音院尼の姪子にあたる。〕嘉元元年癸卯の歳、鎌倉小町の家に生る。其頃父貞時は執權を相模守師時に讓り、我身は出家して最勝園寺入道宗瑞と稱し、一山禪師に日毎に相看し、綿密の工夫の暇には、天下の政理を大事に思はれけるに、行年三十三歳にてはじめて男子を儲けしかば、成壽丸と名付て「掌中の珠のごとく鍾愛せられ、生長の程をいつしかと待れけるが、應長元年十月廿六日、貞時入道四十一歳にて世を早くせし時、成壽丸はづかに九歳なり。然るを內管領長崎入道圓喜と秋田城介時顯と心を合せ、貞時入道の遺言なりとて、幼稚の成壽丸を以て執權にたて、武藏守泰時より以來嫡々相傳の家督を繼せんと、外に忠信を專にすと云共、內に面々の私欲を逞ましくなさんが爲なりとは、知る人更になかりけり。

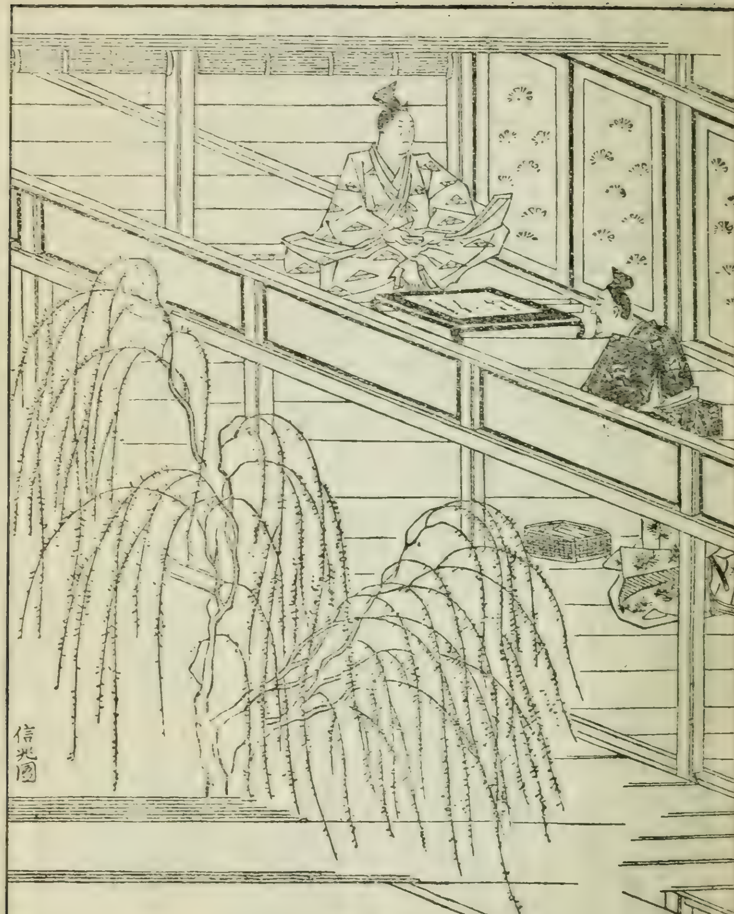
治承四年北條四郎時政、前右兵衛佐賴朝卿の義兵を揚玉ふに馳加はり、武威を以て驕奢をしりぞけ、節儉を主として朝憲に奔走せしより、いつしか四海その指揮に靡き、萬民その業を樂しみ、君と臣と水と魚との心を一つにして、太平の風化を致すといへども、其身、五位の受領に過ず。嫡子義時あひ續て將軍家を補佐し、承久の擾亂を鎮めしより後は、その勢ひ漸く强大になり、潛上掠奪の色を立しに、嫡子武藏守泰時よくこれを匡救して、海內無爲の政を仰ぎ、身、四品の上階にすゝみ、廿年天下の執權を全くす。義時卒して後、泰時、その遺跡を相續すといへども、性質恭儉にして天下を私せず。叔父相模守時房〔割註〕泰時に長ずること七年なり。〕を擧て加判せしむ。〔割註〕將軍執權次第に、泰時父の讓にまかせて御後見に補し、時房御後見に判を加合せしむべき由の仰をうけ玉はるとある是

なり。」これより後は例として、御後見と加合判とかならず二人して、將軍家政所に別當たりしなり。〔割註〕東鑑に、建久三年八月五日、將軍家政所始ありし時に、家司別當は前因幡守中原廣元、前下總守源邦業、令は民部少丞藤原行政、案主は藤井俊長、知家事は中原光家とあり。其後文暦二年、鹿島朝秀に賜はる御下文に、將軍家政所下ニ平朝秀ニ云々。別當相模守平朝臣判、武藏守平朝臣判とあり。時房、泰時の二人なり。然る時は執權とは世人の名付し所にして、將軍家政所別當と稱せしが、實の職名にてありしなり。又は御後見ともせしなり。」泰時、また弟の朝時、重時、政村等にも器量に任せて別當加合判を讓補せしむべし。もししからば嫡流いつも別當を私すべからず。さらば別當たらぬ時の堪忍分にとて、督總領と云領所を別に嫡流に傳えしなり。これは後嵯峨院の長講堂領を、後深草院の御流に傳させられしと、符を合せたる如き計ごとなり。〔割註〕督總領とは、家督總領の上下略せしなり。然るに德宗とも書たるあり。是は宗家の德分と云を略せしなり。その領所は、若狹國の守護職駿河國入江庄等を云。高時亡びてのちは、內裏の供御料所にめし置れしとなり。」しかる時は、成壽丸幼稚の程は、督總領を相傳して、泰時の遠き慮を仰ぐべきに、長崎入道圓喜、おのれ一人榮花に誇らんとて、幼主を補佐する道を失ひ、九代相承の繁昌を槿花一朝の露、黃粱未熟の夢と醒せし責、そも／＼誰に課せて、九原の苔の下に泰時朝臣を見るべけんや。

正和五年七月十日、成壽丸十四歲にして元服し、從四位下に叙し、左馬權頭に任じ、相模守基時に代て御後見に補せらる。基時は泰時の弟に相模守重時の曾孫彈正少弼業時には孫にて、新別當時兼の嫡男なり。年高く思慮深かりしかば、諸人安堵の思をなしけるに、忽に職を止られしこと何事ぞや。聞もの耳を塞ぎ、見る人眉をひそめ　冷笑せぬ人こそなかりけれ。

曩祖時政は、六十三歲にして從五位下に叙し、其子の義時は、四十二歲にて從五位下、五十四歲にして從四位下に叙し、其子の泰時は、三十四歲にて從五位下、五十七歲にして正四位下に叙し、其子の


吉書始
鎌倉御所の図


信光圖

時氏、廿八歳にて父に先だつて早世し、嫡孫經時、廿一歳にて從五位下に叙し、其弟時賴、十七歳にて從五位下、廿五歳にして正四位下に叙し、其子時宗、十四歳にて從五位下左馬權頭になる。其子貞時、十四歳にて從五位下左馬權頭になる。時宗、貞時の先例によつて、高時また十四歳にて從五位下に叙し、左馬權頭に任ぜしながら、時政、義時、泰時は晩く五位に昇ると云ども、時政七十八歳、義時六十二歳、泰時六十歳の壽を保つ。時賴よりのち、早く榮爵を賜はると云ども、時賴卅七歳、時宗卅四歳、貞時四十一歳にて世をはやくす。父兄の勢に席て美官となるは、人の不幸なりと、程伊川の歎きしも、かゝるおりにぞ理いちじるきにや。

同六年二月三日、改元ありて文保元年と云、左馬權頭高時相模守に任ず。三月八日吉書始あり。

東鑑〔卷十一〕建久二年正月十五日甲子の條に、政所吉書始を行はる。前々御家人恩澤に浴するの時、或は御判を載らる。或は奉書を用ひらる。而に今羽林上將に備らしめ給ふの間、沙汰あつて彼状を召返し、家御下文に成改めらるべき旨を定めらる。〔割註〕右大將家政所御下文といふを略して、家御下文と云るなり。」政所別當前因幡守平朝臣廣元、令主計允藤原朝臣行政、案主藤井俊長〔割註〕鎌田新藤次。」知家事中原光家〔割註〕岩平小忠太。」と有。これ鎌倉幕府にて吉書始行はれし濫觴と云べし。また後世の書なれども、成氏朝臣年中行事に、御吉書多分二日なり。但日限不定、關東御分國々を注され、執事代を召具して政所出仕あり。御判あるべき物をば執事代持參、御硯をば政所の子息持て參らるゝ時御判あり。其後また、執事代參御判物を賜はると見えしなど思合せてしるべし。

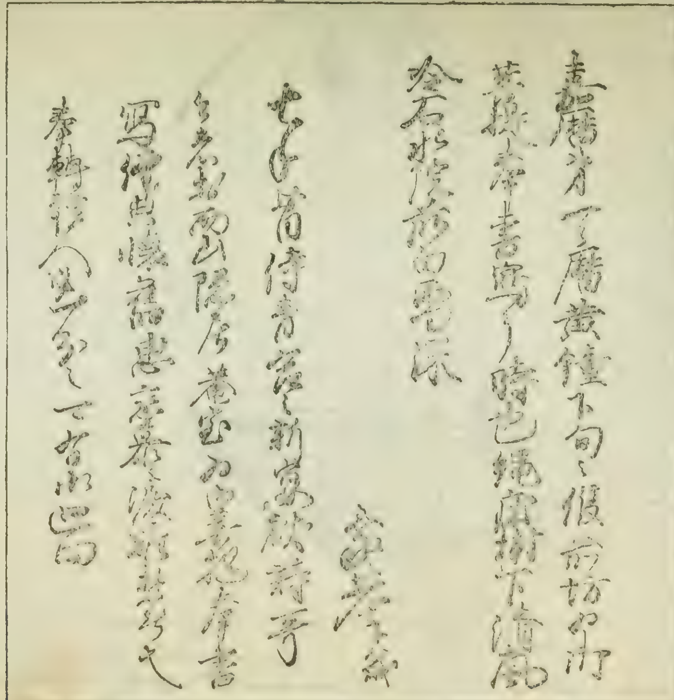
同二年二月廿六日、京都には御讓位ありて、持明院の仙洞に遷御ましまし、太上天皇にあがらせおはします。寶算二十二、世には新院と稱し奉る。〔割註〕持明院の仙洞に、御伏見院の元より御座あるを本院と申す。即新院の父帝にわたらせ給ふ。此外に御宇多法皇おはしませば、同じ時に法皇、本院、新院とて坐なり。」後に花園院と申これなり。東宮御位に即せられ、冷泉萬里小路の內裏におはします。御歳三

十一、後宇多院第二皇子にて、後醍醐天皇の御事なり。これは故相模守貞時の、御位は後深草、龜山兩院の御流にてかはる〴〵即せ給ひ、御治世は十年づゝと議らひ申せしが故なり。又後西園寺太政大臣〔實兼公〕の御女藤原嬉子、東宮の御息所と聞えしを、また相模守の議らひにて、此年四月從三位して、七月女御となし、明る元應元年八月三日、中宮に上らせ玉ふ。これすべて相模守、西園寺の家を最負他に殊なれば、君も高時が心をとらせ玉ふべき叡慮もましましつらむ。又當代は、龜山院の御孫にて、後宇多法皇の寵愛の皇子におはしませば、御嵯峨院の御遺詔の如く、この御流にて皇統を相續せさせ玉ふべき御事こそ、御理運に御座べけれとて、三宮を東宮になし奉るべき由を、高時へ勅詔有けるに、高時更に肯ひ奉らず。後二條院皇子邦良親王を東宮となし奉る。〔割註〕後醍醐天皇の高時を誅すべく思食たゝせられし第一條なり。」

邦良親王と申奉るは、後二條院第一の皇子にて、後宇多法皇の御孫にあたらせらる。御母は參議宗親卿の女宗子、正安二年庚子歳誕生ましまし、乾元元年、三歳にて親王とならせ玉ひ、德治三年、後二條院崩させ玉ふ時、後宇多院は此宮を御位にと思召つれども、相模守貞時、かたく東宮を御位に即奉るべき由を強て奏聞申せしかば、叡慮にも任せられざりしなり。〔割註〕是後宇多院の鎌倉を討べく思召立せ玉ふ根本なり。」されば此宮を常磐井殿、あるひは大覺寺の御所に供なはせられ、のちには永嘉門院瑞子の養君とならせられき。〔割註〕瑞子は、宗尊親王の御女にして、御宇多院の從弟女におはしましき。乾元元年、後宇多院の宮に入御ましまし、直に院號蒙らせられ、元德元年八月廿九日、御年五十八歳にて崩御なり。」また仁和寺の木寺といふ處にすませ玉ひければ、木寺宮とも申き。詩歌管絃の道を好ませ玉ひしかば、其道に携はる人の參らぬはなかりけり。一年關白殿下、頓阿法師など伴なはせ玉ひて、寄花懷舊といふことを、此宮にてよませ給ひける時に、頓阿法師、

物おもひなしとはいはじ花みればいとゞ昔の戀しさぞそふ

と詠ぜしも、德治の末踐祚あるべかりしに、思のほかにかく打こめられておはしますを、意の底に含めるにや。花園院御即位ありし時に、東宮にたゝせ給ふべかりしをば、後宇多法皇、しゐて儲宮〔割註〕法皇第二皇子。」を儲貳に定められて、儲宮へ御位の後、此宮を春の宮になさせ給へと約てられしなり。かゝりしかば文保の今にいたりて、三月九日、御元服ありて、御名は惟善と〔割註〕或は惟良、又は惟蕣。」申き。後に邦良と更められしなり。然れども主上〔割註〕後醍醐天皇。」元來伯父姪の御中むつましく御座さゞるに、一宮尊良親王、〔割註〕文保二年十三。」三宮尊邦親王〔割註〕文保二年十一。」續々ましますをこそ、坊には定め給はんとおぼしめされしに、後宇多法皇の兼て定め置せられし約と、高時が拒み奉りしが故に、東宮に立せ給ひき。然るに主上、御歲すでに三十に餘らせ玉ひ、內には仁慈の聖恩深く四海に及ぼされむことを思食れ、外には文武の善政遠く六合に施されけること、前代幼稚にて踐祚ましましける。時にしたがひしかば鎌倉の奉行頭人口を側め、兩六波羅もいぶせきことに思ひけり。〔割註〕元弘の亂の胎と云べし。」しかのみならず元亨元年十二月九日、後宇多法皇、大納言藤原定房を御使にて、今まで仙洞にて萬機の政務を聽斷ありつれども、群臣の奏請やゝもすれば、叢脞の善行を妨ぐること叡慮更に穩かならず。向後は一向に主上の御計ひたるべき旨、高時へ仰遣はされければ、これより主上、記錄所へ出御ありて、萬民の愁訴を聞食れけり。さてこそ法皇昵近の公卿は、忽に時を失ひて窮猿の林に走るが如く、今上拜趨の百僚は、蛟龍の雲雨を得たるに似たり。たゞし東宮の御世に成なば、さりともと憑み參らせて、前大納言藤原經繼卿、中納言源有忠卿、右衞門督敎定卿、左衞門佐俊顯寧、朝く伺候したりけり。正中元年、後宇多法皇崩御の後、主上、東宮を廢し參らすべきよしを思食たゝせられけるに、高時、東宮に廢し奉るべき御失おはしまさずとて、勅諚を違き奉りければ、高時を亡さばやと、頻に叡慮をめぐらされけり。嘉曆元年三月二十日乙丑、東宮薨させ給ひしかば、踐祚程遠からずと待福ひせし人々は、俄に心發して出家遁世するもの三



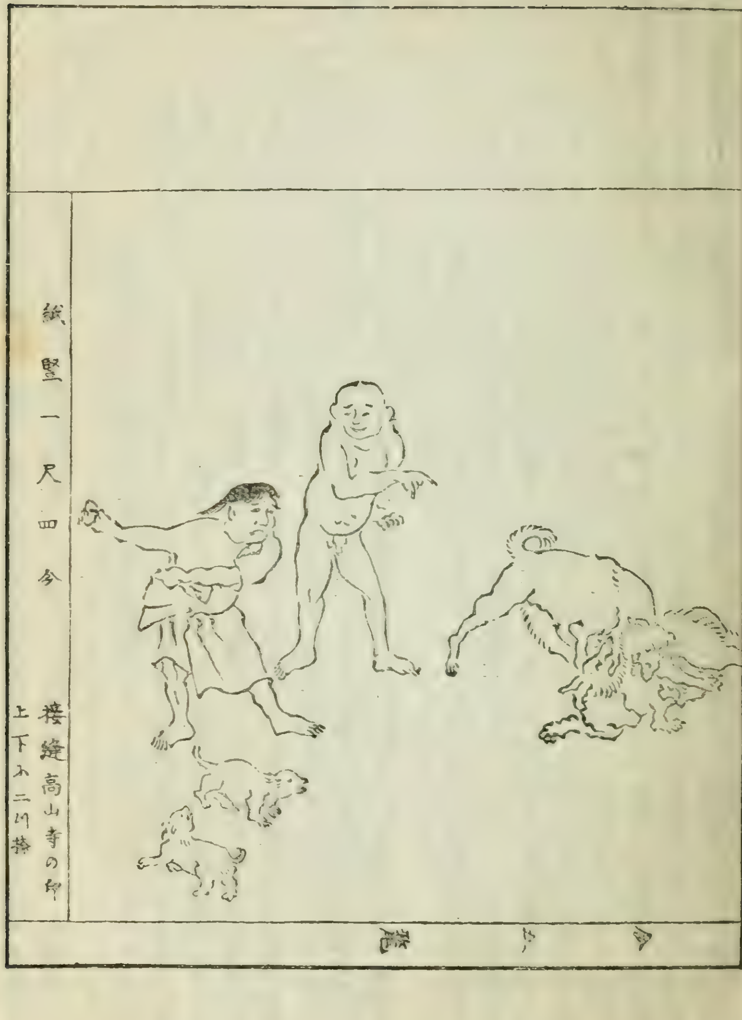
三部華嚴經跋　栂尾石水院藏

七年の昔とは、元應二年を云、乘基その時十二歳にして、東宮の新宴に侍して詩歌を獻すと云ば、其風懐また知べし。繩床樹は栂尾山にあり。明惠上人の座禪せられし松樹なり。石水院は繩床樹より麓の方にあり。建保の末に結構せしまゝにて、六百年の星霜を經て、今に全く傳はれる靈場なり。乘基のちは仁和寺に住し、功德院法印乘基といひし是なり。

鳥羽僧正畫闘犬　栂尾山藏

鳥羽僧正覺猷ハ保延六年九月十五日八十八歳にて入滅なれハ天保壬寅より七百六年前なるべし桐模ハ八絶の弄びし闘犬ハかゝる類多く大人の態をあらぬを笑ふ古ハ之れハそろ妙出し




紙竪一尺四分
接縫高山寺の印

十餘人とかや。松殿大納言基嗣卿の三男に、乘基と云人あり。幼稚より東宮に伺候せしが、御事ありし後は西山の栂尾に引籠り、御菩提のために寫經してありしとなり。時に十八歳とぞ。其眞蹟の華嚴、今猶栂尾石水院に現存す。

元應二年五月二十四日、都の守護とて六波羅の北方に在ける越後守時敦、かりそめの風のこゝ地とて打臥けるが、終に甍なく見なしつ。行年四十とぞ。其後は南方に在ける陸奥守維貞一人して事を執行ひしが、何事をや思出けむ。元亨元年七月二日、俄に鎌倉へ下向せしに、高時、さして賞罸もなかりしかば、同じき五日鎌倉を立て、また上洛す。〔割註〕高時、此歳十九歳なり。強て成敗に意あるにあるべからず。但是長崎入道圓喜および、秋田城介時顯等が互に權を弄して、かゝることにも至れるならん。」同年十一月、常磐駿河守範貞を以て、時敦の代りとして上洛せしめ、北方に居しむ。

範貞は、義時の三男極樂寺入道觀覺〔割註〕相模守重時朝臣の事なり。」の三男を鹽田駿河守義政と云。信濃國鹽田を領しつればなり。義政の長子を備前守時範の嫡男と云。時範すなはち範貞なり。鎌倉の常磐に住しければ、世人は常磐殿と稱せしなり。

高時また北條英時を以て、筑紫の探題として筑前國にさし下し、博多に居て九州の成敗を掌どらしむ。然るに長崎入道圓喜が、年久しく高時の家事を專にして、私欲を恣にせしこと、誰いふとなく高時の耳に入しかば、圓喜が職を停めて、四郎左衛門高資を內管領に補す。高資また奢侈に長じ、國家を治むる道をしらず。偏に己が心に任せて振舞ければ、萬民は愁訴を述るに便なく、外様の諸士は、常に恨を含み憤りを懷き、目ざましきことに思はぬ人こそなかりけれ。高時、年やうやく弱冠に及で、たゞ日夜に酒宴遊興を事とし倹約をしらず。九代の榮華に習ふて、百姓の艱難をしらず。或時、犬の庭上に闘ふをみて興あることにおもひしかば、則諸國へ相ふれて、或は正税官物に募りて犬を尋ね、或は權門高家に仰せて、是を求めける間、國々の守護國司所々の一族大名、十疋二十疋飼立て鎌倉へ引進す。路次にて

は行人馬より下り、驛路にては農民夫にあたる。さて鎌倉にては月に十二度、犬合せの日を定め、一門御内外樣の人々、堂上堂下に座をつらねて見物す。心ある人は忌々敷ことにおもひけりとぞ。其頃、都に田樂を弄ぶこと盛なりと聞て、高時また、新座本座の田樂をよび下して、日夜朝暮これに耽りて賞翫のあまり、田樂法師を一人づゝ大名に課せて裝束をかざらせける間、まけじ劣らじといどみつゝ、金銀珠玉をたくましくし、綾羅錦繍を粧ひ、驕奢涯分に超過せり。〔割註〕これ高時、廿歳頃の事と見るべし。然るを太平記に、四十有餘の古入道とあるは誤なり。高時は元弘三年、三十一歳にて自殺せり。」

田樂のはじめは、定かならねども、嘉保二年、關白殿の母儀の願立の條に、芝田樂といふこと見て、永長元年の夏、洛陽に田樂のはやりて、公卿殿上人までこれを弄そべるよし、大江匡房卿の記に見えたり。高時より凡二百四五十年前にも、此を興ずるをいたくそしれる人もありしなり。

或夜、一獻のありけるに、田樂どもが拍子をかへて囃す聲をきけば、天王寺のやようれぼしを見ばやとぞはやしける。是を障子のひまより見るに、田樂どもと見えつるは、異類異形の妖物にて、口ばし鉤り翅生、一人も人にてはなかりけるとかや。後日に南家の儒者刑部少輔仲範、〔割註〕大織冠鎌足公の孫武智丸の子孫を南家と云。武智丸十四代大學頭茂範の長子、從三位經範卿の二男刑部卿明範卿の初の名を仲範といふ。」此事を傳聞て、天王寺邊より天下の動亂出來て、國家敗亡すべき前兆ならんと云けるが、果して思合する世と成にけり。然るに高時、さらば政道に心を用ひず。長崎高資また驕に長じ、賄賂にふけりしかば、陸奥國の津輕の住人安東堯勢と其一族季長と、鎌倉に訴訟すること有けるが、高資に賂く賄なふて下知を待けるに、高資、兩方より過分の財寶を得たるによつて、理非の決斷、徒に日を重ね月を越しにより、兩人訴訟に退屈し、津輕に歸る一味與力の者どもを招集め合戰に及ぶ。高時、兵をつかはし、是を討平げんとすといへども、安東が勢つよくして勝ことあたはず。

承久のむかしは、一院の叡慮として、五畿内、丹波、丹後、紀伊、但馬、伊賀、伊勢、美濃、尼張、

近江十四國の兵共が馳集て、北條義時を討亡さんとせしだに、東海、東山、北陸道の勇士十九萬餘騎、みな心を一つにして上洛せしかば、十四國の兵士一日もこらえず敗走し、頸をのべて軍門に降り、轍魚の命を惜むがために、萬代の慚を忘れたるはいかにと云に、昔日本國の兵士、三年の大番とて京上りせしが、歸る時には力盡て歩跣にて下向するを、右大將賴朝卿の哀れませ給ひ、六ケ月につゞめて、各其分限の榮耀を樂しませられし恩を思ふが故ぞかし。元亨の今は、其の分限の榮耀を奪ひて樂しませず。其の安佚を勞せしめて、苦をしらざるは何ぞや。安東はさせる大名に非ずと云ども、一度鎌倉の下知を背きしより、終に海内反覆の兆をなすこと、秦の亡んとせし時に、陳勝は戍卒の賤きに起りて、漢高の嚆矢と成に似たり。

正中元年秋の頃、主上、〔割註〕後醍醐天皇。」北條家を亡ぼして、公家一統の政を致されんとて、近侍の公卿に仰合されけること、いかにしてか漏たりけん。高時が耳に入しかば、日野中納言資朝卿、藏人頭俊基朝臣を九月二十三日鎌倉へ呼むかへ、巷說の眞僞を糺さんとせしに、同二十四日、中納言宣房卿、勅使として鎌倉へ下向ありて、宸翰の誓書を下されけり。高時、この時年二十二、何事の深き慮もなく、萬事は長崎高資が計らひにて、誓書をば秋田城介に請取せ、則これを披かんとせしを、二階堂出羽守貞藤かたく諫て、封のまゝ勅使に返し進らすべき由を申す。

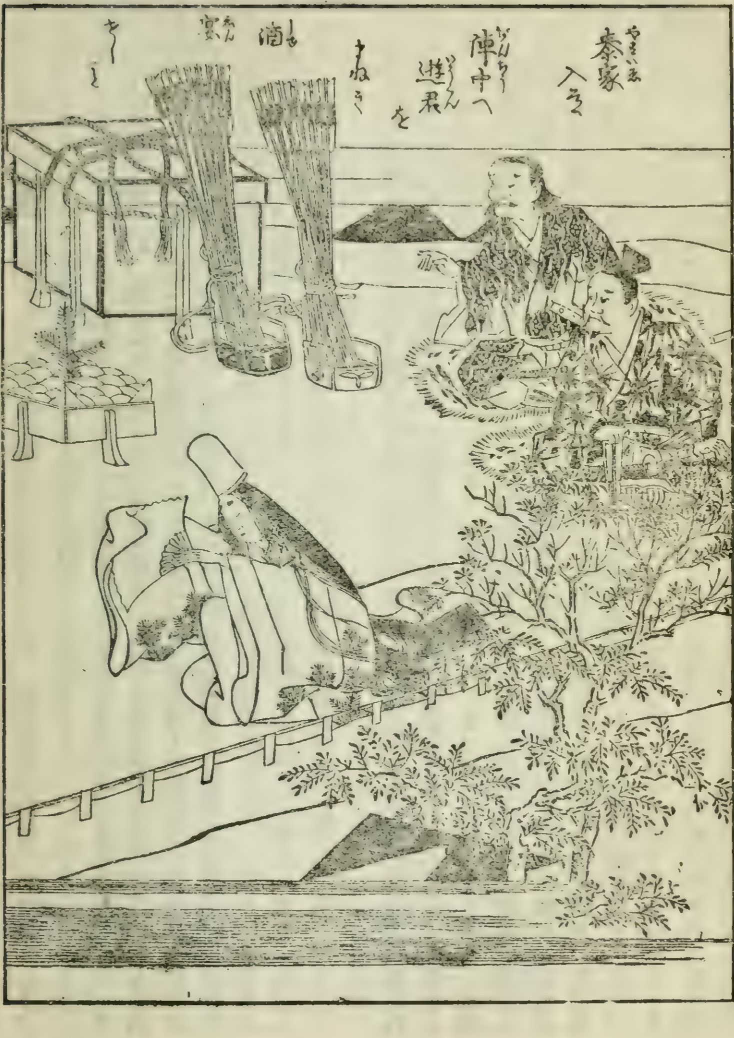
二階堂貞藤は、大織冠鎌足公の孫左大臣武智麻呂の四男參議治部卿乙麻呂八代遠江權守爲憲に、四代駿河守維遠、これ二階堂家の祖なり。維遠八代出羽守行藤、入道して道我と云、則貞藤の父なり。貞藤、正應元年戊子の歲鎌倉にて生る。母は平賀左衞門尉惟時女、貞藤、才學を以て世に賞せられ、檢非違使に補し出羽守を兼ぬ。正中三年、高時と共に薙髪して出羽入道道蘊と云。時に三十九歲。高時に長ぜること十五歲、よつて大に匡救の力を盡すと云ども、大厦の頽れんとする一木の支ふる處にあらねば、吉野金剛山の討手に向ひ、大塔宮を高野山に宥め奉りしに、元弘恢復の時宥恕を蒙むり、本領を

安堵したりしが、謀叛に坐せられて誅せられたり。行年四十六歳。長男兼藤、左衛門尉山城守なり。次男知藤、左衛門尉、三男兼義和泉守、四男行遠左衛門尉、みな子孫あり。

長崎高資は、さることやある。封を開きて拜見すべしといふ。然るに遂に拜披すべきに定まりて、齋藤利行、これを讀奉りけるが、叡心僞ざる處、天の照覽に任すと遊ばされし句に至て、忽に悶絶して夥しく血を吐てければ、高時大に恐、朝廷の御事武家いろひ奉るべきにあらずと復奏して、勅使は上洛せさせ玉ふ。かくて資朝卿をば、佐渡國へ移して、本間が館に押籠、俊基朝臣をば京へ還しけり。同三年の春、高時二十四歳、重病によつて執權を辭し、二月十三日、薙髪して法名崇鑑と云。長崎日頃金澤修理大夫と親しくせしにより、貞顯を以て執權となす。時に高時の弟泰家、かねては兄高時に代りて執權たるべきもの、我ならではと思ひ居たりしほどに、世を憤ておなじく出家入道す。法名は慧性、行年二十歳とぞ。

泰家、小字は四郎高時同母弟なり。初名は時利、左近衛將監に任ず。元弘三年、名越高家久我畷に討死し、足利高氏官軍になりぬと聞えし時、武藏上野等六國の軍兵を催促し、此人を大將にて上洛せしめんとせしに、新田義貞、武藏國へ打て出しかば、先新田を追討して後に足利を討るべしとて、泰家入道、武藏野にて新田と合戰しけるが、はじめは泰家打勝と云ども、終に打負て泰家、鎌倉へ逃返れば、義貞續て責寄、口々の合戰利なく、高時葛西谷へ落ければ、泰家はひそかに奥州へ落行、のちに上洛して西園寺公宗の家に仕て、刑部少輔時興と名字を改めて、北條家を興さんことを謀りしに、事あらはれて建武二年公宗誅せられしかば、時興もまた何地へか逃去けん。終に其行衛をしらずと云。

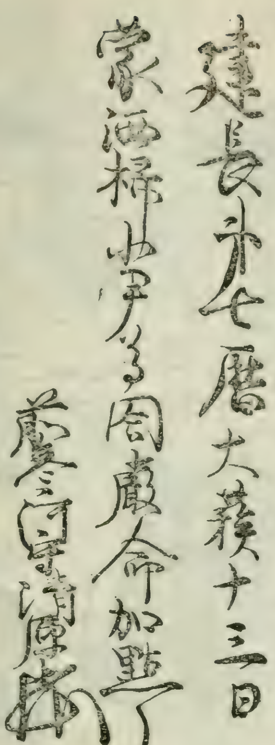
〔割註〕信充云、今泰家の執權を得ざるを怒て出家せしは、たゞ執權の富と勢とを貪るのみ。其人となりを考ふるに、義貞を武藏に防ぎ、一度勝て忽に志怠り、遊女を陣中に迎へて敗亡の掌を返すが如きことをしらず。其敗れたるや死を致すこと能はず。遂に仇の爲に前驅して鎌倉に入、鎌倉にしては兄


泰家入る陣中へ
進君をまねき
酒宴


太平記

を不德なりと云て、共に死せず。南部景家、伊達左衛を伴ふて奥州へ落しは、智あるに似たれども、京に入て公宗に與し、公宗の刑せらるゝを餘所に見て、遁去しをみれば、性愚にして怯惰、たゞ死を惜むのみ。是富貴に生長して教なき時は皆如ㇾ此。もつて後の戒となすべし。

高時入道病愈て、これを聞て大に怒り、貞顯を殺さんとす。貞顯おそれて金澤に引籠り、出仕を止ければ、四月二十四日、赤橋守時を以て御後見とし、大佛陸奥守維貞を以て加判となされしにより、入道が憤りすこしく解けたりしかば、貞顯四月二十六日出家す。法名崇顯。



群書治要巻第十四末記　清原教隆真蹟

金澤修理大夫貞顯は、北條義時の六男龜谷五郎實泰の長子、越後守實時の曾孫なり。父は越後守顯時と云、實泰の母は六浦某の女。その家鎌倉の龜谷にありければ、義時に後れては龜谷禪尼と云。實泰は淵名與一の女を娶りて實時を生しむ。實時はじめて祖母の所領なる金澤に住せしかば、世には金澤の越後守と稱せしなり。文永六年父實泰が七回忌に當りて、一字の眞言律院を草創し、金澤山稱名寺

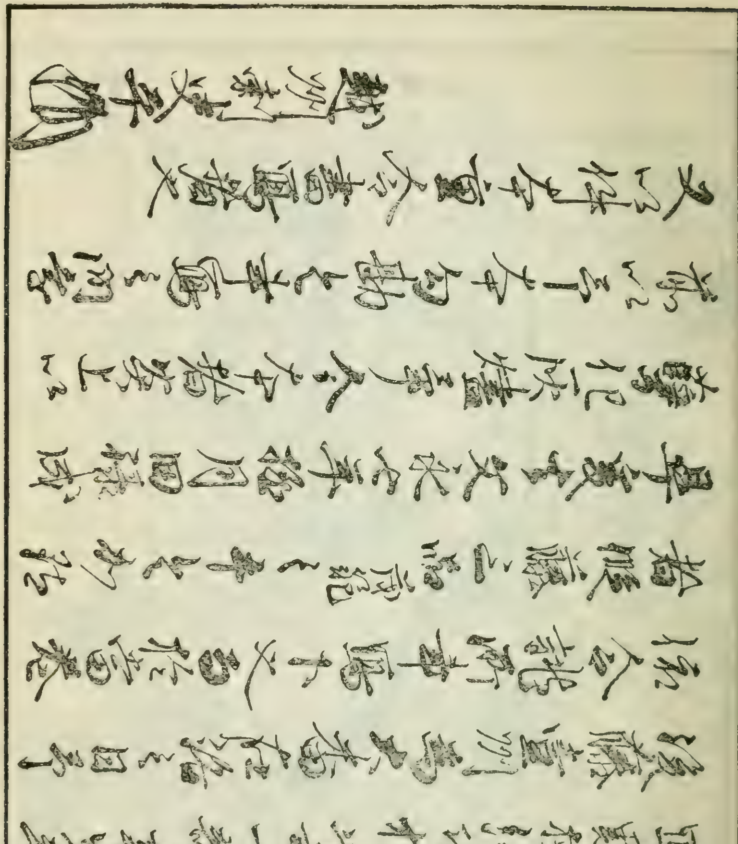
彌勒院と號し、入宗沙彌圓種等と共に、魔を降し怨を除かんことを談じて菩提を證果し、建治二年十月二十三日こゝにして卒せられき。即ち稱名寺正慧と云。實時、北條相模守政村の女を娶り、太郎實村、四郎顯時を生しむ。實村早世しければ顯時を以て家督とす。實時學を好み、參河守清原教隆を師として、群書治要を受く。

實時暦仁元年三月十八日、掃部助宜陽門藏人に任ずる由、評定傳に見ゆ。〔割註〕東鑑、暦仁元年二月の條に、小侍所別當陸奥太郎實時とありて、同年六月の條に、陸奥掃部助實時とあり。宜陽門院とは、後白河院皇女覲子内親王の御事なり。文治五年准后、建久二年院號、元久二年薙髮法名圓智、建長四年六月、七十二歲にて崩御なり。」實時、この歲十五歲なれば、建長七年は三十二歲也。掃部助のことを酒掃少尹と云。〔割註〕教隆眞人は、文永二年七月十八日京にて卒す。行年六十七歲と東鑑に見ゆ。」教隆は淸家明經の儒者にして、鎌倉に來り幕府に候せしこと、東鑑に見えたり。されば實時もこれに從ひて學を受しこと論なし。實時、建治元年は五十二歲にて、評定衆一番引付頭たりしが、五月、病に依て六浦別業に引籠り。六月の頃は群書治要の點を寫しなどせしこと、奧書に見えたり。勾勘とは勘解由の唐名なり。問注所執事勘解由判官三善康有を云。〔割註〕太田民部大輔康連の子にて、弘長二年閏七月四日、勘解由判官に任ず。時に三十五歲と云ば、建治元年は四十八歲なり。」後藤壹州は壹岐守基政を云。〔割註〕佐渡守基綱の男。」藤三品茂範とは、文章博士式部大輔經範卿の長男、文章博士侍讀にて南家の儒流なり。この跋をよみて、實時の學を好まれしことを知べき也。實時の妻は、無外如大禪尼と云。幼名は千代野姬。秋田城介某の女なり。〔割註〕城介泰盛の女と、如大禪尼の傳に見えたれども、禪尼、貞應二年に生れ、泰盛は寛喜三年に生る。禪尼より少きこと八歲なり。何ぞ父子たらん。然らば泰盛の父義景の女とせんか。禪尼の生るゝとき、義景十四歲なり。」建治二年十月二十三日、實時に後れては心を祖闍に歸し、思を宗乘に寄せしが、弘安二年、佛光禪師の鎌倉へ來るに會ひ、

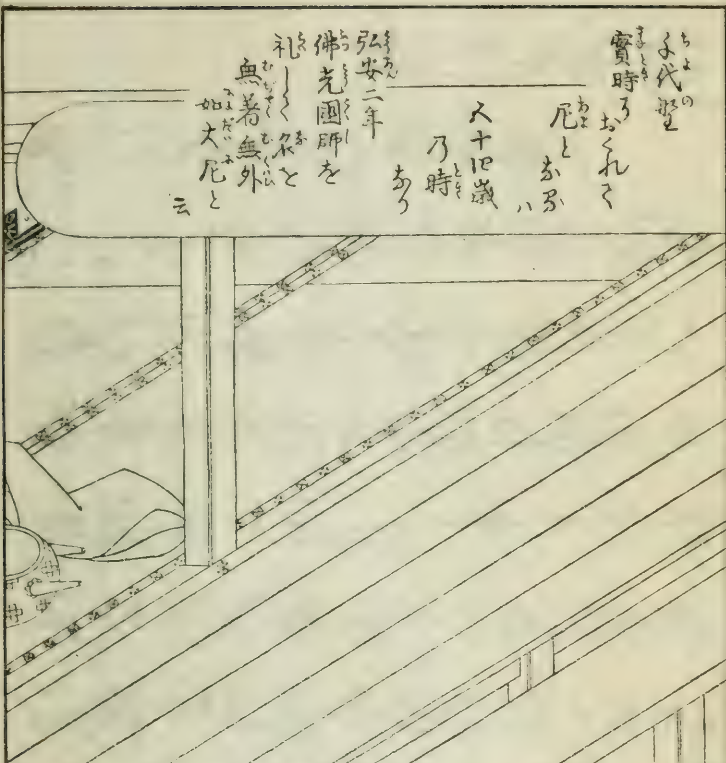
これを拜して、尼となる。時に五十七歳。その後上洛して諸知識に參禪し、資壽精舍を構へて專一に坐究し、一日、井に就て水を汲けるに、慮らず水桶の箍きれて、水の地に覆るゝを見て、忽然として大悟す。和歌を詠じていはく、

千代野うがいたゞく桶の底ぬけて水たまらねば月もやどらず

さて佛光に見えて悟る處を呈せしかば、佛光、法衣ならびに自賛の頂相を付與せらる。同九年、佛光遷化に臨て手書を與て云、汝わが法衣を受て道風大に行はる。老懷懽喜す。骨髮少し計りを分て、汝に留與す。汝爲に安奉して、別に小禪刹を置、吾に代て分化せよ。すべからく正に力を竭すべし。吾志に違ふことなかれと、禪尼すなはち仁和寺の東北の山邊を卜して、梵宇を經營し、萬年山正脉院と號し、佛光の塔所とす。〔割註〕この正脉院、禪尼遷化の後五十五年、康永元年四月、高武藏守師直あらためて眞如寺と號し、夢窓國師を請じて主たらしむ。詳かに師直傳に記す。」これより前、禪尼、洛北松の木島に一宇を建立し景愛寺と云。〔割註〕佛光國師の名付し處といへば、弘安九年前に營造せしか。猶考べし。」足利讃岐守貞氏の北方は、實時の女にして、禪尼の所生なりしかば、上杉兵部大輔、二階堂山城守等力を合せて淨財を助くといへり。〔割註〕信充云、足利貞氏の室は、上杉修理亮頼重の女にて、從三位藤原清子、康永元年十二月二十三日逝去。行年六十五歳と云。即弘安元年の生れにして、禪尼五十六歳の時なり。又足利貞氏は、文永十年に生る。禪尼五十一歳の時なり。されば禪尼の女貞氏の室たりと云こと疑ふべきなり。師直の母は、清子の妹、勸修寺別當宮津入道道憲の妻の女なれば、清子は師直母方大伯母に當れり。故に清子のために、師直、正脉院を修復して、眞如寺となせしかば、清子の姪たる上杉兵部大輔憲顯も、これを隨喜せるなるべし。且憲顯は、禪尼滅後八年に生、師直は、滅後五年に生れし人なれば、景愛寺建立の頃は、未生れざる人なり。」若人、禪尼に問ことあれば、日面佛月面佛と答ふるが故に、あるひは日面和尚と稱すとかや。永仁六年十一月廿八日、正脉院にて化す。世壽七十


越後守實時眞蹟

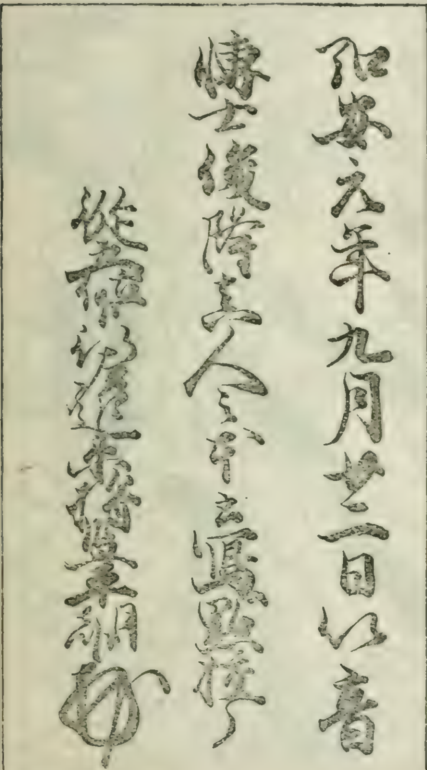
建治元年六月二日以勾勘本書
寫點校終功抑此書一部事先年
後藤壹州為大番在洛之日予
依令誂所書寫下之也於當巻
者假藤三品茂範之手加點
畢爰去文永七年極月回祿成
孽化灰燼畢今本者炎上以
前以三本勾勘之本寫之間字
又以件本重令書寫者也
越州刺史平（花押）


千代野ハ
實時におくれて
尼となる
六十四歳
乃時
なり
弘安二年
佛光國師を
礼して尼と
無着無外
如大尼と
云


圖樣一遍上人繪ふより
信兆縮寫

六歳。〔割註〕塔は正脉院にあり。實時の長子實村早世しければ、嫡孫顯時を嗣子とす。顯時はじめ越後四郎と稱し、後に左近將監に任じ、又越後守に任じ、父に襲て評定衆たり。〔割註〕東鑑寛喜三年十月廿七日の條に、相州時房、武州泰時、評定所へ參給と記さる。此幕府に評定所を置れし證と云べし。又貞永元年七月十日の條に、評定衆十一人とあり、是評定衆と云名の起れる處か。仁治四年二月廿六日、評定衆十一人に、政所執事問注所執事を加えて十三人を三番に分て、諸人の訴論を聞しむと見ゆ。さて此三番の評定衆の次に、引付衆九人あり。引付は今の目安に似たり。猶詳に幕府職掌考に云ば爰に略す。」音博士俊隆眞人を師として、春秋左氏傳を受けられしよしは、自筆の末記に見えたり。

越後守顯時眞蹟



俊隆眞人は、教隆眞人の長男なり。」父祖の遺書は更なり。我集たる書籍の散佚なんことを患ひて土倉を造り、〔割註〕東大寺の三倉、石上宅嗣卿の芸亭、滋野貞主の慈恩、菅家の紅梅、江家の文庫、善信の文庫等、すべて校倉なりしに、金澤の文庫は土倉なりしなり。金澤文庫と云印を卷ごとに蹈て納められしなり。抑我邦にて藏書に印を蹈ことは、聖武皇帝の天平十二年四月二十二日戊寅、以㆓内家印㆒〔割註〕光明皇后の御印。」蹈㆓西家經三字之上㆒。〔割註〕西家經は光明皇后の御印なれども、たしかに皇后の御經と聞えぬとなり。」謬與㆓大家蹈印書㆒不㆑可㆓雜亂㆒。〔割註〕大家は、聖武皇帝を云。」亦即[四字闕]者見㆓印下西家之字㆒。應㆑擬㆓西家之書㆒。故作㆓別驗㆒。永爲㆓龜鏡㆒。と云にて、千百四年前よりはや藏書印ありしこと明かなり。〔割註〕西土にては、唐の太宗の貞觀の印を始として數多し。爰に要なければ略す。」顯時、弘安八年十一月二十四日、評定衆を辭して、六浦に籠居し、正安三年三月二十八日、此處に卒す。行年四十八歳。」長子修理大夫貞顯、次男大僧正顯辨若宮別當たり。三男は甘繩伊豫守顯實、女子は足利讃岐守貞氏妻と系圖に見えたり。〔割註〕景愛寺の傳には、實時の妻如大尼の女、貞氏の妻たる由云り。但それは時代あはず。顯時の女にては相當と云べし。」貞顯、乾元元年七月二十六日、前上野介宗宣に代りて、六波羅南方に居る時に、中務大輔、嘉元四年越後守に任ず。此頃、右大辨三位經雄卿〔割註〕日野右少辨俊國の男大藏卿爲長卿の外曾孫。」に從ひて、群書治要を受、法曹類林を寫し、または九條の左衞門權佐光經朝臣などと親しかりし由、自筆の末記あり。延慶三年、左馬權頭になされ、正和元年、武藏守をかけ、同四年七月十一日、相模守凞時、病に依て執權を辭申ければ、讃岐守基時、執權に補し、貞顯加判すべき由にて、嘉曆元年迄十二年はさてありしに、泰家の憤りに就て、四月二十六日、薙髮して崇顯と云。然るに元弘三年五月二十二日、葛西谷東勝寺に於て自殺してけり。

高時の心を取んとて、我も〳〵と薙髮しければ、鎌倉中は大名も小名も入道ならぬはなかりけり。かく

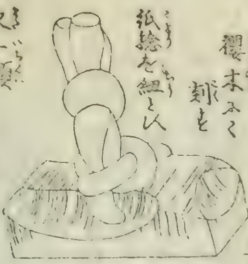
顯時藏書印

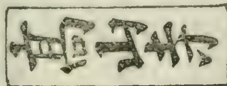


栂尾明慧上人藏書印 上人真跡と云

櫻木にて刻を

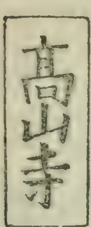
紙捻を組と人





又一顆

後鳥羽院所賜 宸翰と云 櫻木にて鈕の形かくの如し



顯時より九十年許もふるくなり



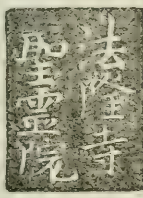
承曆四年寫本心地觀經に踏ところ 七百十四年前なり

後三条院長女

聰子内親王藏書印

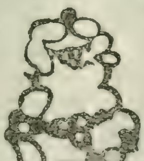


法隆寺覺印藏書印



天治年中覺印自筆の慈恩傳に踏ところ

古寫大集經に蹋さる印



高天寺中林院藏印



延喜年中寫本四分律に白粉にて踏たり

栂尾明慧上人持經の内に有

同上



て長崎高資が計らひにて、赤橋相模守守時を執權とし、大佛修理大夫維貞を加判となしけれども、人心は穩やかならざりき。元徳二年、高時入道、高資が威權並びなきを忌て、長崎右兵衛尉高頼に、高資を竊に討て捨よと語らひけるに、事露れしかば、罪を高頼に課せて、陸奥國へ流し遣す。〔割註〕高頼は高資の叔父。」此後、高資ます〳〵恣にして、高時入道はあれども無が如し。元弘元年。後醍醐天皇、鎌倉を討ばやと思食たゝれしかば、大塔の宮尊雲法親王叡慮をたすけ參らせて、近國の武士共へ令旨をなされ、有驗の高僧へ調伏の修法を仰付られつる由、鎌倉へ聞えければ、法勝寺の圓觀、小野の文觀僧正、淨土寺の忠圓僧正を捕えて遠處へ遷し、右少辨俊基朝臣を鎌倉に迎えてこれを殺し、さていかにせましと諸將の異見を問んとせしに、高資衆に先だち主上を遠島へ遷し、大塔宮を始、昵近の公卿殿上人を殺すべしと、言葉を放て憚る色もたげに議らひければ、大小名口を箝で互に面を見合せ居たりしが、二階堂貞藤諫て云く、君君たらずといへ共、臣もつて臣たらずば有べからずと云本文あり。隱謀阿順の卿相兩三人、すでに追捕せし上は、何の恐怖か候べき。但愼で臣たる道を盡されなば、君も定めて思召かへさせ玉ふべきなりと申けるを、高資、きゝもあえず、文武の用緩急勢ひを異にし、孔孟の道今日云べき處にあらず。君臣の道を守らば、手を束ねて戮に就かんのみ。早〳〵承久の故事に從ふべしと居長高になりて執申ければ、高時入道も此議に同じて、二階堂貞藤城越後守を使として上洛せしめるを、如何にしてかは聞食けん。大塔宮、これを知食て、主上に竊に告奉られければ、主上は笠置へ遷幸なりて、宮は吉野へ籠らせ給けるに、官軍利なくして主上、隱岐の島へ遷幸ましましき。然るに大塔および、楠、北畠、赤松、名和以下の官軍、こゝかしこに義兵を揚たりけるが、天運循環し天道盈を闕くためしにて、國々に與力の旗を立しほどに、北條一家の好篤かりける足利治部大輔尊氏、鎌倉を出て官軍に馳加はり、六波羅を攻ると、早馬しき波をうつて告來りしにより、關八ケ國は云に及ばず、陸奥出羽の兵士を催促して上洛せしめ、六波羅に力を合せんとせしに、新田小太郎義貞、上野國にて義兵を擧て、武藏國へ打越る由聞え

修理大夫貞顯眞蹟

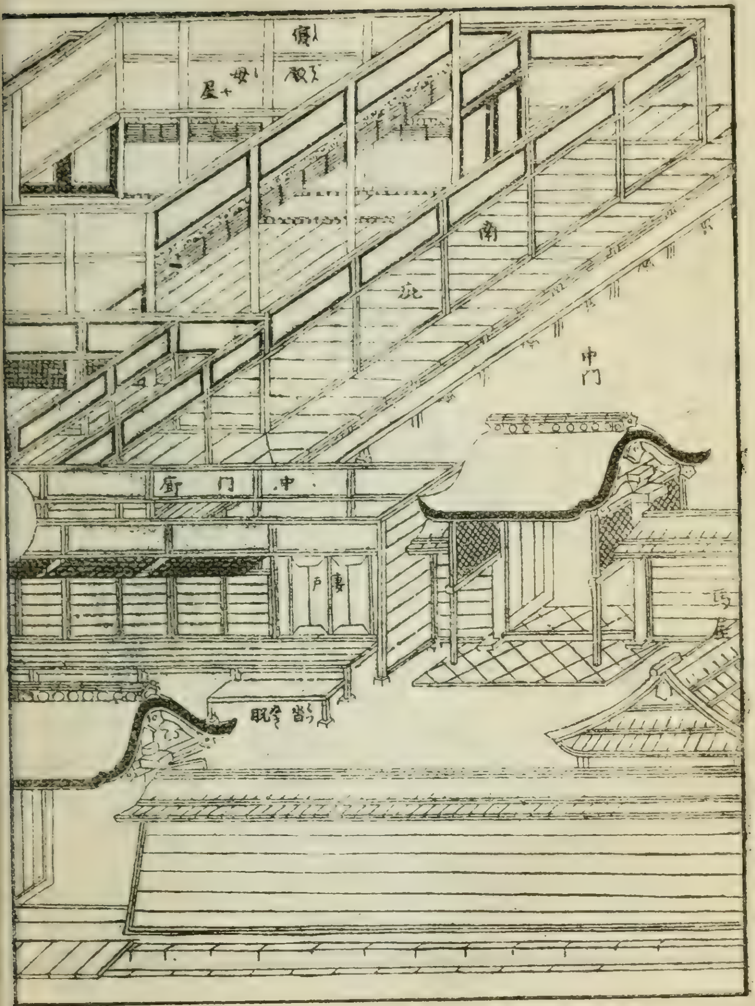
嘉元四年二月十八日以右馬助之從經雄
之本書寫點授畢此書祖父武州之時
被終一部之功之處後年少之紛失之
間書加之畢
從五位上行越後守平朝臣貞顯

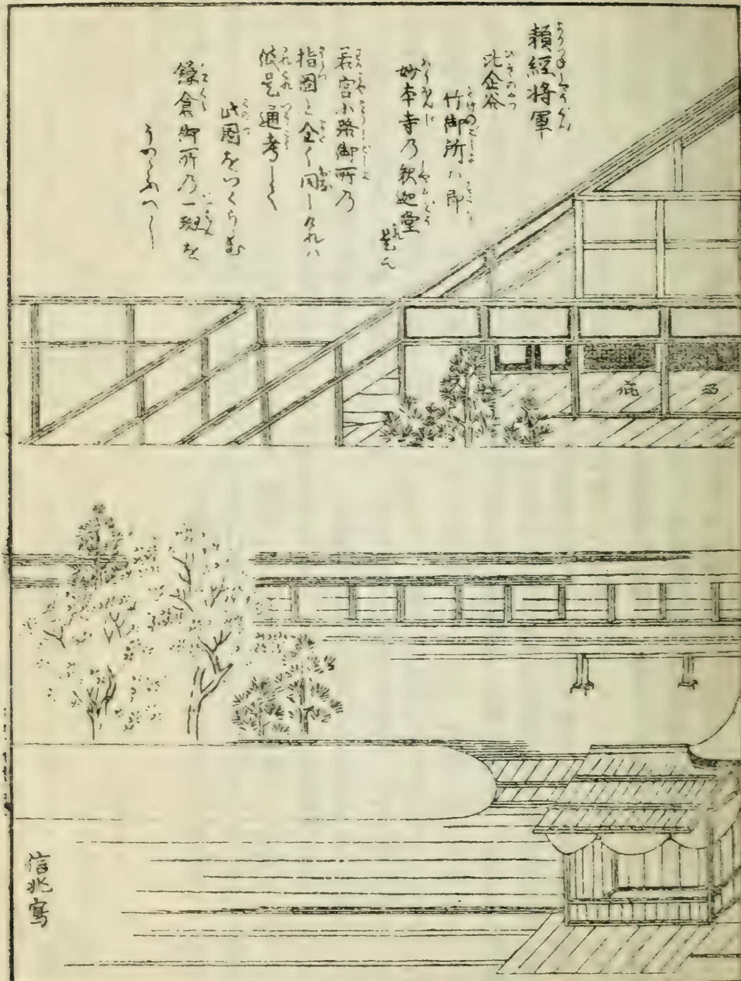
嘉元四年二月廿一日重校合之畢
越後守（花押）

しかば、先づ近國の叛逆人をふみ鎭めてのちに、京都を救はるべきとて、金澤貞將を大將として、上總下總の軍兵どもは、下河邊へ打て出て、敵の後をたち切べし。櫻田貞國、長崎高重は武藏相模の軍兵を帥て、大手に向ふて合戰を致すべしと定めけるに、櫻田、長崎、武藏野合戰に、打負ぬと聞て、高時入道大に驚き、四郎左近大夫入道慧性を大將として、十萬餘騎を武藏國に差下す。慧性、分陪の軍に打勝と云ども、分陪川原の戰に打負て、鎌倉へ引返す。其後義貞、東國の軍兵六十萬七千餘騎を率して、藤澤、片瀨、腰越、山内五十餘ヶ所に火をかけ、三方より責入ば、鎌倉にも三手に分てこれを防ぐ。元弘三年五月十八日巳刻より軍はじまり、互に慚ある勇士の命をかぎりに戰ければ、何終とも見えざりけるに、山内へ向はれける赤橋相模守盛時、敵の勝に乘、味方の日々に落行を見て、一家の運も今は限りと思切自害してければ、その手の侍九十餘人、同じく腹を切たりけり。かゝりしほどに、此手一番に破れ、敵、山の內迄こみ入にけり。すはや一方打破られぬといふ程こそあれ。鎌倉中の周章大かたならず。たゞ落支度をのみぞしたりける。又極樂寺口へ向ひし大館次郎宗氏は、本間山城左衛門尉にうたれて、寄手すこぶる敗北の色を見せしに、義貞二萬餘騎にて新手に加はり、同二十一日、極樂寺口に推寄る折しも、稻村崎干潟となつて、横箭射んと構へたる兵船は、鹽に隨ふて二十餘町が沖に漂へり。義貞、軍をすゝめ濱面の在家に火を掛たりければ、濱風四方に吹ちりて、二十餘ヶ所同時に燃あがる。餘焰猶さかんにして、高時入道の屋形に火かゝりしかば、入道、千餘騎にて葛西谷東勝寺に引籠る。大佛陸奥守貞直は、脇屋義助の陣に蒐入て討死し、金澤武藏守貞將は、山内の合戰に手を負ければ、東勝寺に立歸り、高時入道に暇乞して、大勢の中へ懸入て討死せらる。かゝる處へ長崎次郎高重、寄手を思ふほど追散し、さて東勝寺へ馳歸り、今ははや是迄に候。人手にかゝらせ玉ひそと申もあえず腹かき破て伏たり。是をみて長崎圓喜も後れじと、同じく自害して失ければ、高時入道も腹きり給ひぬ。行年三十一。さてこそ一族門葉八百七十餘人、おなじ枕に自害して、星霜百三十餘年の恩德を、冥土黃泉の下に報じければ、そ


鎌倉古圖
大町関氏蔵
頼朝公
覚園寺
法華堂
鶴岡
大倉山
三浦
畠山
大宰少弐
若宮小路
大御堂
扇谷
由比濱
飯島
海
武道


北
明月院
上杉
松岡
武田
常葉
靈山岬


寝殿
母屋
南
庇
中門
中門廊
妻戸
沓脱


頼経将軍
比企谷
竹御所ハ即
妙本寺乃釈迦堂也
若宮小幕御所乃
指図と全く同しけれハ
彼是通考して
此図をつくらむ
鎌倉御所乃一斑を
うかゝふへし
信兆写

れらが所從すべて六千餘人、さし違へさしちがへ焔の中へ飛入て、燒爛れてぞ失にける。元弘三年五月二十二日、いかなる日なれば、昨日迄鎌倉樣とて、諸人の見聞を驚かせし烏帽子のため小袖の綺羅、すべて一瞬の烟火と立のぼる。頼經、頼嗣兩將軍をはじめ、宗尊、惟康、久明、守邦の四親王の御所、時政、義時、泰時、時氏、經時、時頼、時宗、貞時、高時九代の繁榮、たちまちに灰燼となりけるぞ、あはれ墓なき世の樣ぞかし。

鎌倉小町の北若宮小路の東に、金龍山寶戒寺と云圓頓敎觀の梵刹あり。すなはち東鑑に、江間義時の大倉の亭と云此地なり。「割註」時政もはじめは爰に住けるが、後には名越に移りすみし也。」又東鑑脱漏に、元仁二年十月十九日、相州「割註」北條時房、時政三男。」武州「泰時」參會せしめ給ふ。將軍御所の御地の事御沙汰あり。相人淨法師申云、右大將家法華堂の下の御所の地、四神相應の地なり。何ぞ他所に移さるべけんや「割註」頼朝屋敷といふ處なり」珍譽法眼云、法華堂下の御地然るべからず。西方の岳上に右幕下の御廟あり。其親の墓高くして、其下に居る時は子孫これ無由、本文に見えたり。幕下の御子孫御座す忽符合せしむるか。若宮大路は西に大道あり。東に川「割註」ためり川なり。」あり。北に鶴岡、南に海水を湛えたり。無双の勝地と云べし。依て爰に治定すと有て、嘉禎二年三月十四日、若宮大路の東に御所を立らる。四月二十日、木作り始め、八月四日、御移徙と云も此地なり。然る時は右大將頼朝卿、治承四年十月九日、大庭平太景義を奉行として、知家事兼道が山内の宅を移し作られて、十二月十二日、御移徙ありし大倉の御所と云は、今の頼朝屋敷にて、右大臣「實朝」公まで三代四十餘年住せ給ひし舊蹟なり。「割註」大庭景義は、武家御作事奉行の濫觴といふべし。」建武二年三月二十八日、足利參議尊氏卿、後醍醐天皇へ奏聞して、葛西谷東勝寺の燒跡に、累々たる北條一家の骸骨を改葬し、法勝寺の圓觀僧正を以て導師として一宇を建立し、相模國金目鄕半分を寄て香積の資に充、高時入道をば德宗權現と崇しかば、九原の枯骨、荊蕀が根に笑る顏を起し、中有の迷魂、勅勘の愁眉を和光の

影に開き、利生の威力日々に新に永く、此地の鎭守として三聚淨戒の慈眼をめぐらし給ふとや。
武家評林系圖に、高時領知二十八萬七千貫、當代知行にして百四十三萬五千石に當ると見ゆるは、當代の五石を壹貫と積りしなり。たゞし高時の領知駿河國入江庄と若狹國守護職とは、太平記に見えたれども、其餘は詳かならず。されば二十八萬七千貫と云も、何に依ていへるにや疑べし。今考ふるに、此際田租凡一段三百六十歩に錢三百文を以て通價とす、「割註」但高下まち／＼にして一定なし難し。依て平均して通價とす。」然れば一貫文は三段百十歩計の田地に當る。二十八萬七千貫には凡九萬五千町計に當れば、駿河國田九千七百九十七町、若狹國三千百三十九町と拾芥抄に見えたるにては、猶八萬二千餘町たらず。

先進繡像玉石雜誌 目録

卷之七



五代國師慈藏和尚真影

古繪本

五代國師慈威和尚、諱は慧鎭、〔或は圓觀〕近江國滋賀郡坂本の人なり。俗姓を詳にせず。初は山門に住し、修學の窓の內に三千の觀念を凝し、顯密の才覺一山に光あるかとうたがはれ、智行兼備の譽、三塔に人なきが如く有しが、貞圓上人傳信和尚に隨ふて淨土門に入、法勝寺を中興して住せ玉ひしかば、法勝寺の圓觀上人とも稱せしなり。

貞圓上人傳信和尚は、法然上人の弟子、務觀房源智〔割註〕知恩院黑谷百萬遍等の開山。〕の弟子を求道惠尋上人と云、求道の弟子を素月惠顗と云、素月の弟子即貞圓上人なり。後宇多法皇の勅願に依て、中岡崎と云處に一宇の淨刹を建立して元應寺といふ。元應年中の草創なればなるべし。〔割註〕元應寺今絕たり。今中岡崎に元門と云處あり。元應寺門前と云ことの約まりし也と云。けだし應仁の兵亂に寺院燒失せしといふ。〕法勝寺は白河院の御願にて、承曆元年十二月十八日建立供養あり。導師は天台座主良眞なり。尊勝寺、圓勝寺、最勝寺、成勝寺、延勝寺と合せて六勝寺と云へり。

德治三年八月二十六日、後二條院崩御の時、圓觀上人に詔ありて御導師となされたり。上人此年二十八歲なり。當時天台座主靑蓮院道玄准后は、一宗の碩德なり。古老にましませば一定と皆人思ひたりしに、此上人の勤め玉へば、智德の程もさこそと世擧て信を取けるとかや。後醍醐天皇即位のはじめ、圓觀上人を內裏に請じ、布薩戒を受玉ひける時には、上人左の座の頭に着座あれば、主上右の末座に着せ給ふとかや。〔割註〕布薩とは翻譯名義集に淨住と云とあり。淨住の義は身口意を淨めて戒の如くに住すと云ことなりとぞ。〕さて上人に主上のめさせ給ひける紫の御衣を脫せ玉ふて被けられき。これよりして法勝寺の上人、紫衣をきることゝは成にけり。

僧の紫衣を衣ること、西土にては唐の則天皇后の時に、僧法朗に大雲經を譯させ玉ふとき命のりして紫袈裟を賜ふとあり。是僧の賜紫のはじめなりと、山堂肆考に見えたり。我國にては道元禪師に後嵯峨上皇の紫の方袍を賜ひしを始とす。

然るに鎌倉の北條高時入道、叡慮にたがふこと多かりければ、是を伏亡ぼさはやとおぼしめし立れ、まづ諸寺諸山の貴僧高僧を召て、高時法師幷に其一族門葉を調伏すべき由を仰せ合されける。中にも上人と小野文觀僧正、〔割註〕山城國宇治郡小野隨心院の座主なり。〔淨土寺の忠圓僧正〔割註〕東山鹿谷の北に淨土寺村あり、昔天台座主第五圓珍、後に智證大師と云。此寺を建立して住せ給ひしなり。〕とは別勅にて樣々の大法秘法を修せられけるが、元亨二年の春の頃、中宮御懷姙ありつれば、御安產の御祈とて、壇を御前に塗て、丹誠を致されつれども、御產の御催はなかりけり。

中宮諱は禧子、西園寺太政大臣實兼公の御息女、伏見院の后、永福門院の妹にて、正安元年誕生あり。後醍醐天皇いまだ東宮にておはしける頃、御覽じ染られて、やがて東宮へ入參らせられしが、正保三年姬君一人生れ玉ひぬ。懽子內親王これなり。〔割註〕元應元年六歲にて內親王となり、一品に叙し、元德二年伊勢齋宮に立せ玉ひ、元弘元年十八歲にて准三后、同三年光嚴院御位のとき、遁て入內なさせ給ひけるが、建武二年宣政門院と院號宣下有て、興國二年保安寺にて尼とならせ給ひし。〕文保二年東宮踐祚ありしかば、四月從三位に叙せられ、七月女御となされ、元應元年八月中宮に立せらる。御年二十一。〔割註〕太平記に、女御入內の歲二八と有を以て、嘉元元年の生とするは誤なり。いかにと云に、懽子內親王正和三年に生れ玉へり。若嘉元元年の生れならば、禧子十二歲の時なり。人の母たるに堪べからず。故に正安元年の生れと云を以て是とす。〕然るに中宮の御方に三位局とて候はれけるを、主上〔後醍醐〕竊にめされ染し後、中宮の御覺、日々に薄かりけると、世には沙汰しつれども、實は西園寺の家を鎌倉の相模守贔負せしにより、東宮に立せられし頃は、相模守の心を取せ給はんが

ために、西園寺の女をめされしかども、既に踐祚の後は、相模守を斃さんことを思召たゝれしかば、併て西園寺の家をも疎くなされし故なるべし。〔割註〕西園寺の家を鎌倉にて贔負する由は前編に出す。」

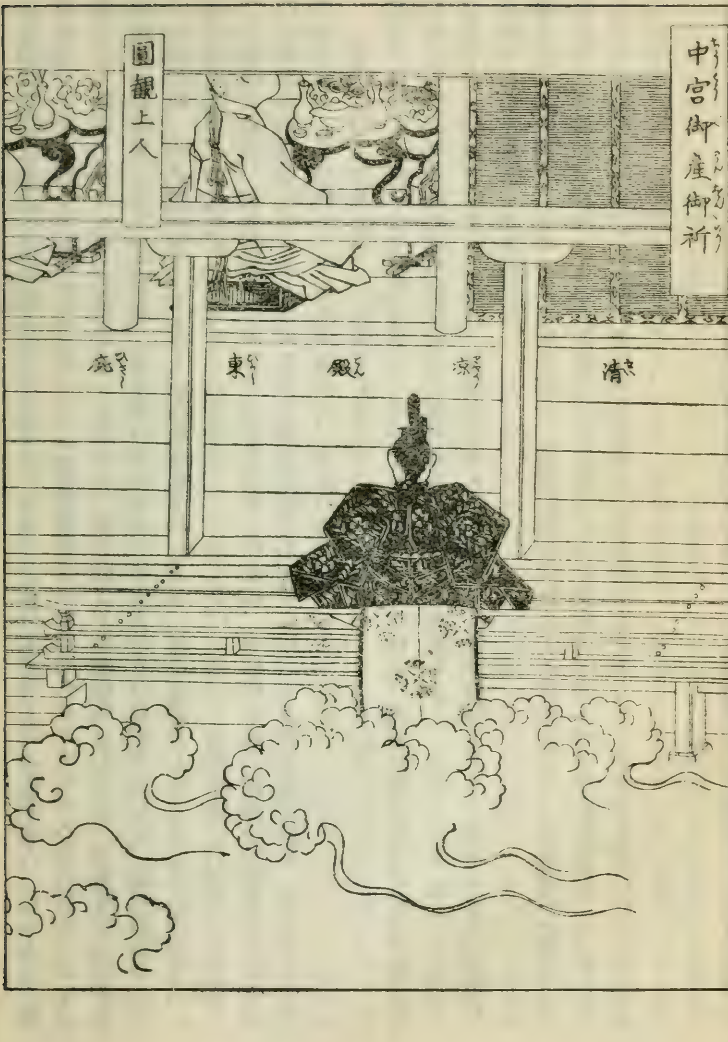
嘉暦二年〔割註〕又は元亨二年の春よりともいふ。」春の頃より御懐妊のよしにて、常盤井殿〔割註〕春日の南、京極の東、大炊御門の北、東朱雀の西にあり。後宇多法皇の御所なりしが、法皇嵯峨の大覺寺へ御移の後、中宮の御所と成しなり。」へ御移ありつれども、御誕生はましまさず。とかくする内に元弘の亂出來り、主上笠置へ臨幸成て世間騒がしくなりしかば、齋宮〔割註〕懽子内親王。」の野宮に忍びて御座けるに、主上隱岐島へ遷幸あるべき由聞えければ、夜に紛れて六波羅へ行啓ならせ給ひ、中門に御車を差寄たれば、主上出御ありて御車の簾をかゝげられ、中々云出させ給ふ一節もなし。夜も既に明なんとしければ、中宮還御成ける。御涙の中に、

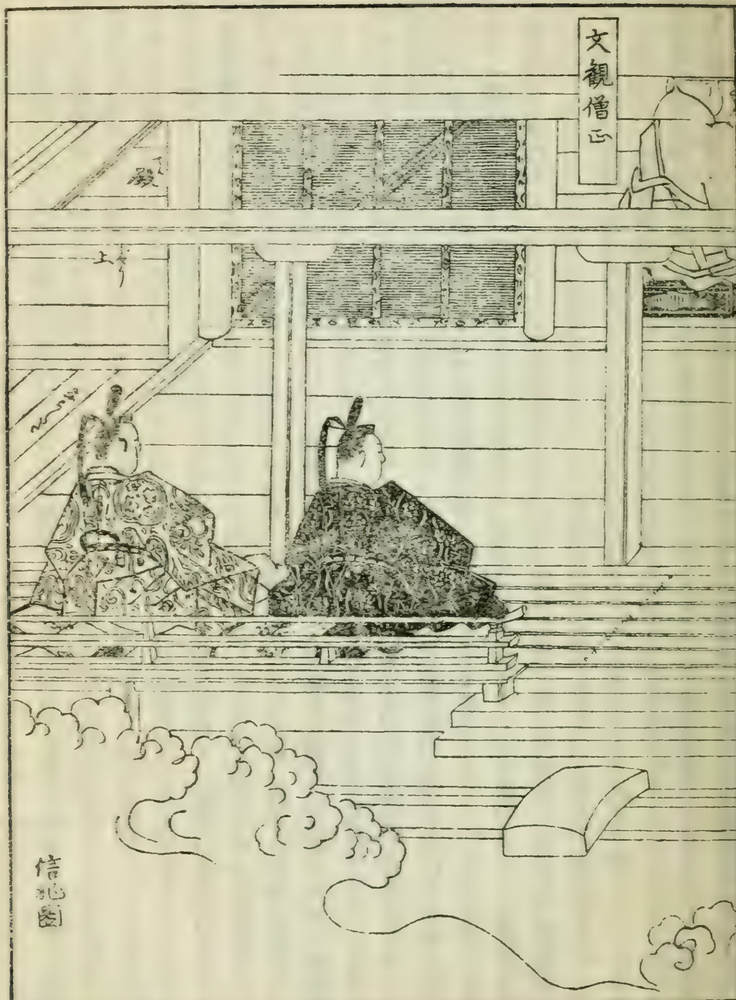
　此上のおもひはあらじつれなさの命よさればいつを限ぞ

とばかり聞えて、伏沈ませ給ひながら、やがて尼にぞ成せ給ひける。光嚴院即位ありて禮成門院と申せしに、元弘三年後醍醐天皇隱岐島より還幸ありしかば、又御髮を養て、ふたゝび中宮に立給ひしに、其年十月崩御ましましければ、鳴瀧の北梅ケ畑に葬奉りて後京極院と申す。寶算三十五。〔割註〕龜山院の后を京極院と申す。」

事の漏易く、禍の來ること早き世の習なれば、禁裏に調伏の法おこなはれしこと、速に鎌倉へ聞えてけり。相模入道大に怒、圓觀上人と文觀僧正、忠圓僧正三人を鎌倉へ呼迎へ、子細に糺明あるべき由にて、二階堂下野判官時元、〔割註〕筑前守行元の長子。」長井遠江守を使として上洛せしめければ、六波羅の北方越後守仲時、雜賀隼人佐を使にて、三人の僧達を呼取て、元弘元年五月十一日、鎌倉へ下されけり。

文觀僧正俗姓をしらず。初は播磨國賀西郡法華寺の住侶たりしが、壯年にして醍醐寺に移住して、眞


中宮御産御祈
圓觀上人
清涼殿東庇


文観僧正

言の大阿闍梨たりしかば、〔割註〕阿闍梨は梵語なり。翻譯名義集に、唐言軌範、隨云正行とて、能く弟子の行を糾正の意と云、又五種阿闍梨は出家の阿闍梨、受戒の阿闍梨、教授の阿闍梨、受經の阿闍梨、依止の阿闍梨是なりとみゆ。又和尚より依止に及ぶまで、已に多れること十夏なる者を阿闍梨となすとも見えたり。」東寺の長者、〔割註〕東寺は洛陽九條にあり。遷都の始は東の鴻臚館と云。弘仁十四年正月十九日永く弘法大師に賜て、眞言密教の庭となし給ひ、大師入滅の後、眞雅僧正を以て長者となす。長者は座主と云と同じく、一寺の貫首なりと云ども、宣旨に依て補任す。醍醐の座主〔割註〕醍醐寺は眞雅僧正の弟子聖寶僧正の開基にして、其弟子觀賢を座主の祖とす。觀賢七世の法孫勝覺は、三寶院の祖なり。又聖寶の弟子濟南を勸修寺の祖とし、觀賢四世の法孫仁海の流を小野隨心院の祖となす。是を醍醐の三流と云。」に補せられて、四種三密の棟梁たり。〔割註〕權謀、隱覆、神用、潛益は四種なり。至理秘密、言詞秘密、秘密不定は三密なり。」去ば後醍醐天皇ふかく法力を尊崇ありて、常に內道場にめされければ、調伏の法をも修せられしなり。鎌倉に下向しては、佐介遠江守時直に預け置、勅諚の始末を推問せしに、初はよく陳謝せられつれども、鞫問度かさなり詞理みだれて、遂には勅定によりて、高時法師一類の命を奪ふべき法を執行せし條、子細なしと答へられければ、硫黃島へ流されてけり。〔割註〕信充云、當時政刑ともに陵遲して、名實正しからざること慨嘆に堪ず。高時法師罪あらば其罪狀を顯はして、天下と共に是を戮せらるべし。然るを中宮御產の御祈と稱して、竊に調伏の法を行はるゝことは何ぞや。高時もし罪なくば、佛神かならず罰し給ふべからず。調伏の法何の益かあらん。圓觀、文觀、此道理を知ることなきか。何を以て當時貴重せらるゝにや。疑べし。八虐の第五を不道と云、蠱毒厭魅の類最なり。天子法を天下に示し、自ら不道の虐を犯さるゝことはいかにや。高時將軍家臣として、みだりに朝廷の護持僧を遠流に處することゝ、君臣の大義をあやまてり。其亡びたる宜るかな。」然るに主上〔割註〕後醍醐天皇」隱岐の國より還幸ありしかば、文觀僧正も上洛ありて、

元の如く小野へ還り住しけるに、恩寵ます／＼厚きにより、隨從の門徒武藝を學び、兵器を好べなどしけるを、僧正もとゞめ給ふに及ばず、結句興あることに思はれけるは、海内偃武の一統たるまじき兆と、後にぞ思ひ知られたり。建武元年八月、石淸水行幸にの還幸東寺へ臨幸あるべき由、勅定ありしにより、此序に塔供養とげ行はるべしとて、此時僧正、塔の大勸進にて、播磨に下向して在けるを、御教書を以て召登せられ、〔割註〕親王諸宮の令旨に依て、宮司の奉書を御教書と云。關東將軍家親王にて在けるころ、御教書と唱えしより、遂に將軍家の書札を御教書と云に至る。今こゝにいはゆる御教書は、御寺務の宮の御教書を云。」九月二十三日、供養の晴儀を遂られてけり。僧正名を弘眞と改める。〔割註〕東寺塔供養記に、大勸進弘眞僧正、本名文觀とあり。此外に見るところなし」同二年足利尊氏卿勅詔を背き、東國の軍を起して上りける時に、僧正の門徒等、脇屋義助朝臣の手に加はりて、山崎へ向ひけるに、官軍力をとろへ勢弱く、凶徒しきりに勝に乘しかば、僧正の門徒忽ちに敗走して、山崎の陣遂に破れ、主上山門へ臨幸なりき。〔割註〕僧正の向はれしと太平記に記したるは誤なり。」其後主上吉野に臨幸なりしにより、僧正も吉野に參候して、正平七年正月八日、眞言院後七日の御修法をば、京都に於て執行せられしなり。〔割註〕高尾神護寺交衆次第に、小野僧正弘眞南方より上洛せしめ、眞言院後七日始行レ之。武家合體の儀なりと見えたり。同十二年〔延文二年〕吉野にて遷化あり。

圓觀上人には、宗印、圓照、道勝とて三人の弟子ありて、影の形に隨ふごとく、輿の前後に供奉しけり。六月二十四日鎌倉に着玉へば、佐介越前守時弘〔割註〕北條時政の三男武藏守時房の七男にて、始は佐介相模の大夫と稱す」が許に預置て、まづ文觀、忠圓の兩僧正を推問して、調伏の法を行はれし條明白なる上は、圓觀上人も同意の科日逃るべきにあらねども、一往は子細に問訊あるべしと評定ありける夜、高時入道の夢に、比叡山の東坂本より猿ども二三千群來て、此上人を守護し奉る體にて並居たりと見玉ふ。夢の告、たゞ事ならずと思はれければ、夜いまだ曉ざるに、時弘が許へ使者を遣はし、上人推問の

こと暫く聞べしと下知せらるゝ處に、時弘遽て高時入道の方へ來て申けるは、此曉、上人の御方へ參て候へば、燈をかゝげて觀法定座せられ候。影の後の障子に移りたるが不動明王の形に見えさせ玉ひける故、驚き存て、まづ事の樣を申さんがために參りて候とぞ語ける。夢想と云、示現と云、凡人にあらずとて嗷問の沙汰をば止められけり。七月十三日文觀僧正をば硫黃島、忠圓僧正をば越後國へ遷されしかども、圓觀上人ばかりは結城上野介宗廣に預たりければ、宗廣が在所奧州白河へ具して下りけるとき、

　みちのくのうき名取川流れきて沈やはてん瀨々の埋木

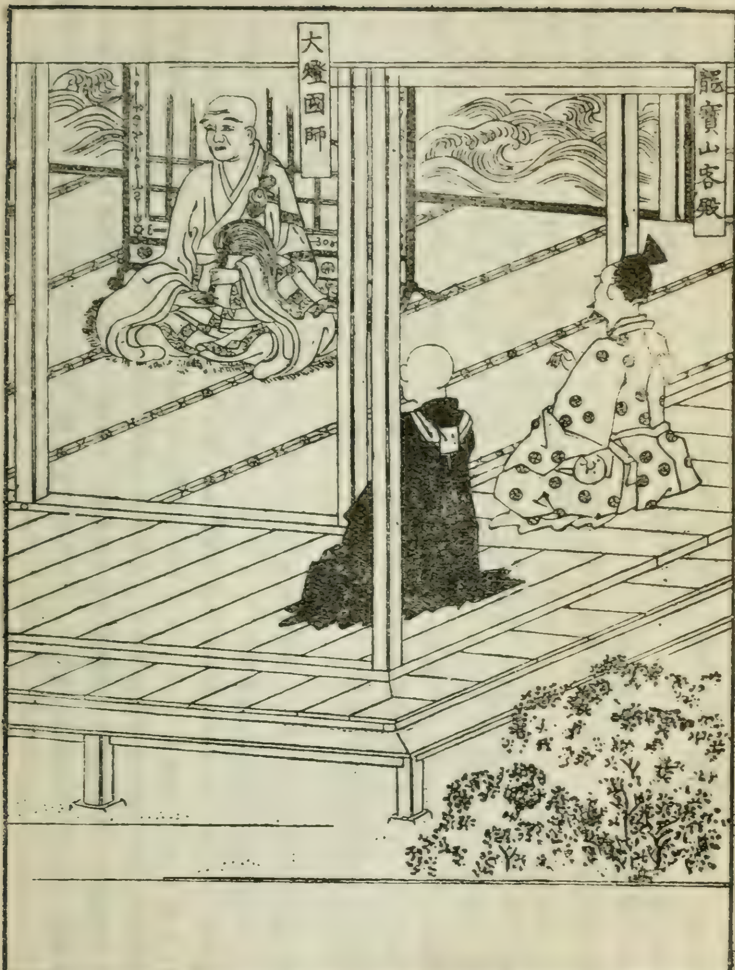
〔割註〕此歌、名取川を過る時に詠じ玉ふと、太平記にしるされたれ共、白川は陸奧國白川郡にして、下野に隣れる地なり。名取川は同國名取郡にして、白川より東、石川、田村、標葉、伊達、伊具、名取六郡を隔たり。太平記の作者地理を考へずして、此誤をなせしなるべし。」と詠給ひける歌をば、都までも口號傳たり。然るに宗廣も上人の智行兼備の譽、諸山に人なきが如くなることを固隨喜せしかば、いつしか上人の法德に歸依して、終に官軍に屬し、義兵の旗を揚たりけり。元弘三年鎌倉も六波羅も一時に滅亡して、公家一統の世となりければ、圓觀上人も白川より上洛ありて、元の如く法勝寺に住し給ひけるに、建武二年、足利尊氏卿、鎌倉葛西谷の東勝寺を遷し、北條一族の骸骨を小町の北若宮小路の東なる高時入道の舘の跡に改葬し、金龍山圓頓寶戒寺と號し、圓觀上人を請じて開山となしたりけり。上人こゝに戒壇を立て、四宗兼學の梵苑を開き、尊氏卿の次男の多病なる上に、弓馬の藝七德の業を懶く思はれけるを弟子となし、寶戒寺の第二世に任じて、上人都へ上られけり。

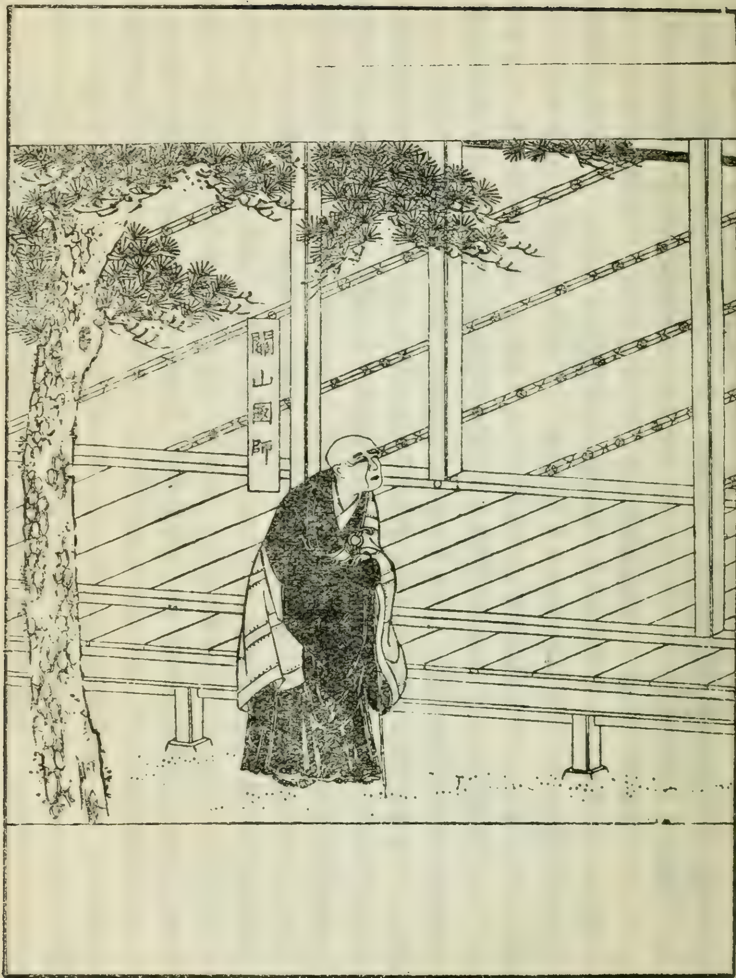
　寶戒寺第二世普川國師惠源和尚、足利尊氏卿の二男なりと、寶戒寺の傳記に見ゆ。但尊氏卿長男は竹若丸と云、母は加子六郎基氏の女にて、嘉曆二年誕生あり。次男直冬、母は越前局、同三年の生。三男義詮、母は赤橋相模守盛時の女、四男基氏、母は義詮に同じ。曆應三年の生なりと云。普川國師の誕生、嘉曆二三年の際にあるか。然る時は寶戒草創の頃七八歲に過べからず。住持職と爲すに堪ず。若

は他人の子を養て二男に數まへられしにや。

上人鎌倉に住し、且尊氏卿に親しきを以て、尊氏卿の鎌倉に居て、謀叛の沙汰ありし時は、其實を探り知んため御使として下向あるべしと定められしに、大塔宮の御介錯のために鎌倉に下りし南の御方、歸り參りてたしかなる消息を聞食ければ、直に節度使を下されて、上人の御使は止られけり。延元元年四月六日、後伏見院、持明院の仙洞にして崩御在ます。遺詔に依て、上人を以て御戒師となさせ給ふ。〔割註〕二代帝王の戒師と成給ふなり。」同三年八月十六日、後醍醐天皇吉野皇居に崩御ありし時も、上人御戒師とならせ給ひ、〔割註〕三代帝王の戒師。」正平三年十一月十一日、花園法皇萩原殿にて崩御のをり、法皇御歸依厚かりける開山慧玄禪師をさしおかれ、上人を以て御戒師となさせ給ふは、いとも有難き法德のなす處なるべし。〔割註〕四代帝王の戒師。」

關山慧玄國師、建治二年丙子歲、信濃國の源氏の家に生れ、永仁四年鎌倉建長寺廣巖菴の東傳士啓和尙を師として剪髮稟具し、遂に巨福山に掛錫す。〔割註〕東傳和尙は、應安七年四月二十一日示寂。關山國師遷化より十五年の後なり。東傳和尙、關山と同年たりとも百歲を過べし。師資たること疑ひなきに非と云共、暫く本傳に從ふ。」時に二十一歲、たま〳〵七月二十四日開山大覺禪師の忌に値て、西來菴〔割註〕大覺禪師の塔處。」に赴き、傍僧に問て云、方今海內叢林の先德、誰明眼の宗師たらんと嘆息せしを聞て、或僧告るに、紫野大燈國師の活機用を以てす。師忻然として云、是眞の知識なりと、即日上洛し直に大德の方丈に詣り、聲を勵ていはく、新到相看と、國師前夜の夢に、雲門大師〔割註〕五祖演禪師の法嗣圓悟克勤禪師を云。」室中に降ると見られしにより、延て商謁し、且示すに關の字を以てす。師言下に大悟して微笑しければ、國師即號して關山といふ。時に師三十歲とかや。〔割註〕今按に、關山の三十歲は嘉元三年なり。大德寺建立は嘉曆元年なれば、關山五十一歲の時に當る。然る時は關山の大燈國師に參ずる嘉曆元年の後たること論をまたず。然れども本傳三十歲の時となすは誤なるべ

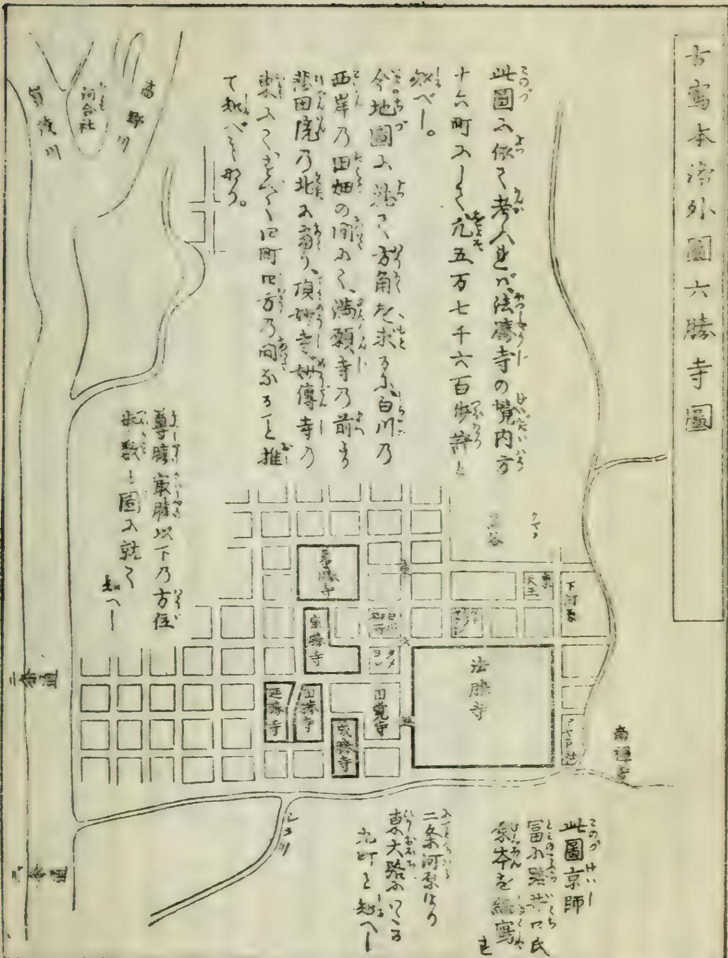

大燈國師
龍寶山客殿


開山國師

し。」是より龍寶に掛塔して、益源底を盡し、終に美濃國の關山山に隱遁す。〔割註〕關山の父を高梨某、祖父を高家と云と一書に見えたれども、其世系を知ず。或云、高梨判官頼高の二男に關山五郎義高と云あり、河内守頼信七代の孫なり。義高後は僧となると云。關山慧玄には非るか。」延元二年十二月大燈國師疾まさに病ならんとす。時に花園上皇近侍の卿相を使として、和尙百年の後誰に隨て法を問べき、今指教を稟んと宣はせければ、國師關山吾骨髓を得て候へども、天性風顚にして一處不住に候と奏聞ありけるにより、重ねて甘露寺亞相を院使にて、花園の離宮を改めて梵宇となし、關山に與えて住持せしめんと思召す。國師寺號を作れと宣旨ひけるにより、正法山妙心寺の額を記して覆奏ありて、同月二十二日遷化なり。其後院使、州郡に下向して關山を求められしに、美濃國の山中に於て師を求得たり。其に院宣と國師の遺旨を宣しかば、師も亦辭するに詞なく、詔に應じて妙心を草創す。抑花園離宮と申は、近衞の北、土御門の南、紙屋川の西、佐比小路の東にて、四方八町の古地なり。始は右大臣清原夏野公の別業なりしを、大膳大夫良枝朝臣まで十四代、凡五百餘年相傳せしに、花園上皇地景を愛させ給ひ、領主に替地を給ふて離宮となさせられけり。これは上皇のおはします萩原殿と境地の相接るが故なるべし。〔割註〕萩原殿は今妙心寺玉鳳院の地なり。知は上皇萩原殿におはしましこゝに崩御ありて爰に葬り奉る由、園太暦に見えたればなり。但花園離宮を以て妙心寺となしたるは、今の妙心寺にあらず。今紙屋川の西岸にて、出水通りの北上長者町の南にあたる田圃の地なり。玉鳳院は花園院の御陵にして、妙心寺の塔頭なり。永享中妙心寺は竟廢せしを、日峯宗舜玉鳳院に合せて中興なしたるなり。」暦應五年土木の功終りしのち、上皇御所領全く關山上人管領せしむべき由、正月二十九日院宣をなされ、上皇は萩原殿へ御移ありしが、やがて是をも淨刹に改め、玉鳳院と名付られけり。〔割註〕貞和三年七月二十九日、上皇の御置文に、塔頭玉鳳院事不レ混ニ妙心寺關山上人一。爲ニ各別之沙汰一。塔主可レ令下門弟ニ相續上事と見ゆ。「朝夕宣聞請益なされ、佛祖門の興隆を御心となさせら

れ、恩渥日々に加はり、參扣時々に篤かりしか共、禪師兩朝の褒賞、三衣一鉢の外、儲ふる處なく、常に山居を欲して、動ば遁れざらんとのみせられける。貞和四年十一月十一日、花園上皇崩御の後は、彌世塵を避て、綿密の工夫を凝さるべき處を求められんことを願はれしに、思の外に十二年の春秋を過し、延文五年十二月十二日に至り、旅裝を刷ひ若笠を頂き、我今行脚しさらんと云つゝ、授翁宗弼禪師と共に、風水泉〔割註〕玉鳳院庫裏の前の井なり。」の樹下に至り、出世の顚末を立談し、屹然として示化す。翁遽に大衆に報じ、舁て丈室に歸し、全身を奉じて本山の艮隅に窆し、塔を建て微笑と云。享齡八十四。坐夏六十四。師規典に拘らず。直に向上の一著を拈ず。されば大燈の舊參會裏に歸する者多しと云ども、容易に手脚を措置するを得ず。雪山の栽和尚の如き、打出せらるゝこと二十五度に及ぶと云。故に授翁弼和尚より外、師の骨目を得たる者なし。敕して本有圓成佛心覺照國師と號す。

正平七年閏二月二十七日、持明院の仙洞におはしましける本院〔光嚴院、〕新院〔光明院、〕主上〔崇光院、〕を河內國へ遷し奉るべき由、後村上天皇〔割註〕後醍醐天皇の皇子、南朝第二代の天子。」の宣旨に依て、錦部郡天野山に入奉り、金剛寺三寶院を以て行宮となされけり。然るに當山の學頭禪慧法印と云は、即圓觀上人にてましませば、本院元より法德の揭焉ことを知食ける上、不思議の邂逅、必是一佛土の結緣淺からずと思召されて、同年八月八日、遂に上人を御戒師として御髮を落させ給ふ。御法諱は勝光智、御齡四十一歲。〔割註〕是にて五代の國師たり。」同九年にいたり、後村上天皇當山へ遷幸なりて、食堂を皇居となされける時、持明院の法皇〔光嚴院、〕新院、主上をば芳野の奧賀名生と云處へ移し參らせける。同十一年持明院法皇、弘法大師の自ら書玉ひける金胎兩部の大曼荼羅を傳へさせ給ひしを、禪慧法印の許に渡され、灌頂を遂られこのち、永く當山に納められければ、後村上天皇叡感の餘り、和泉國大鳥庄、攝津國山田庄を結緣灌頂の料に寄させ給ひ、四海清平の御修法を始行はれしに、此年三月晦日、圓觀上人行年七十六歲にして遷化ありければ、御祈も中絕しにけるぞ、いまだ宇內の一統に歸すべからざる天心と


古寫本洛外圖六勝寺圖
此圖に依て考へ見れバ法勝寺の境内方十六町にして凡五万七千六百歩許と知べし。
今地圖に照して方角を求るに白川乃西岸乃田畑の所にて満願寺乃前より悲田院乃北に當り頂妙寺妙傳寺乃東にて凡そ四町四方乃間なることを推て知べきなり。
尊勝寺最勝寺以下乃方位凡數と圖に就て知へし
此圖京師冨小路氏家本を縮寫す
二条河原より東の大路にて九町と知へし
賀茂川
河合社
高野川
尊勝寺
最勝寺
圓勝寺
延勝寺
成勝寺
法勝寺
白川

こそ知られけれ。

圓觀上人の法勝寺と云は、六勝寺の冠頭にして、〔割註〕法勝寺、尊勝寺、圓勝寺、最勝寺、成勝寺、延勝寺、これを六勝寺と云。〕白河院の承暦元年十二月十八日供養を遂行はれしより以降、元弘三年に至て二百五十七年に及べり。金堂、講堂、阿彌陀堂、五大堂、法華堂、八角九重塔、藥師堂、八角堂、常行堂、曼荼羅堂、小塔院、不動堂、鐘樓、總社、二重塔、八十六間廻廊、南大門、西門、北門、四方十六町の大伽藍はじめは天台座主覺尋權僧正大毘盧舍那寺と名付たりけるを、菩提坊の濟覺僧都、法勝寺と改られしとなり。さて本寺寛雅法印權大僧都〔割註〕父は權大納言源雅俊、祖父は六條右大臣顯房、村上天皇四代の皇胤なり。〕を以て當寺の上座とし、寺務を執行せしむ。その子は即法印權大僧都俊寛なり。平相國の繁榮を嫉み、これを亡さんことを謀り事ならず。身、硫黄島へ流されしも、當寺の富饒なりしを推量べし。〔割註〕寛雅法印は仁和寺金剛勝院及び金剛心院の上座と云ば、眞言三論を兼學せしなるべし。〕俊寛の子俊玄法眼、その子眞仙權僧正まで相承して執行たりしに、眞仙子なし。執行衰て、寺家も次第に荒廢せしに、後醍醐天皇嘉暦二年十月二十六日、當寺の大乘會結緣のために行幸ありて、二十八日まで鳳輦を留玉ひ、同三年にもまた行幸あり。御逗留も去年の如くなり、かくても寺家繁昌不日に昔に復すべかりけるに、いくほどもなく圓觀上人鎌倉へ下向の後、世中みだれて皇統南北に光りをわかち、公家武家の政事合期なしがたく、佛法も僧法も一時に泯滅失なむと安き心もせざりけるに、康永元年三月二十日、岡崎の在家より失火して、當寺の伽藍僧坊一宇も殘らず灰燼にかゝる。爾後兵革打つゞき再興に至らず。今日此舊蹟に來て慨嘆に堪へず。

從四位下豐原龍秋朝臣は豐原淸秋の三男なり。德治二年七月十五日、淸秋四十八歳にて世を早くせし時に兼秋二十一歳、宗秋十八歳、龍秋十七歳、その次に春秋、藤秋は尙幼なし。龍秋累世の伶人として、鳳管は其家の藝なれば云に及ばず。

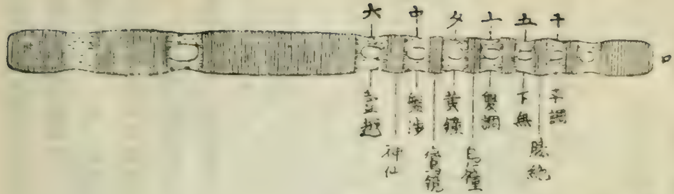


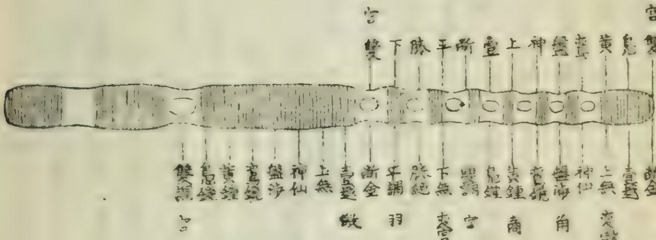
従四位下豊原龍秋朝臣肖像
内衣 白
袿衣 朽葉
指貫 浅黄

豐原氏は天武天皇の皇子大津王の子粟津王の長子公連、はじめて豐原朝臣の姓を賜ふ。〔割註〕姓氏錄に、豐原連は高麗國の人上部王虫麻呂の後也と云、又は新羅國の人壹呂比麻呂の後也とあり　續日本紀延暦元年の　に、壹禮比福麻呂等十五人、姓を豐原連と賜ふと云を以て考ふれば、外蕃の種にして天武の皇胤に非るに似たりと云ども、今姑く其家傳に從ふ。」公連の子眞連、その子有連、その子有秋、はじめて小幡少納言行見に從て鳳管を學び、村上天皇に仕へ御師範たりと云。〔割註〕粟津王は罪ありて備前國邑久郡豐原鄕へ流されたり。依て豐原姓を賜はりしとも云、又は有秋御師範の勞に依て豐原鄕を賜はると云。」かゝりし後は、遂に伶人に貫して樂所に配せられき。〔割註〕康保二年御記に、雅樂笙師丸部利茂小治田有秋と見ゆれば、有秋は豐原の氏人に非るにや。」有秋の子公元、公元の子時延、時延の子時光、時光の子時元、時元の子時秋、すなはち新羅三郎義光を追て相模國足柄山に至り、大食調入調の譜を傳えたる名譽、世あまねくこれを知れり。たゞし樂所補任に依て年紀を推に、時秋は康和二年に生る。後三年の軍は應德二年に起り、寛治元年に終る。時秋誕生に先だつこと十三年なり。然る時は大食調入調を傳えしはさも有ぬべし。後三年の時と云は誤なり。〔割註〕豐原氏笙のことは、信充皇朝樂制考に條擧するが故に略す。」時秋の子利秋、利秋の子忠秋、忠秋の子好秋、好秋の子豐秋、豐秋の子清秋、實に天武天皇十七代の孫なり。

龍秋、四條中納言隆資卿〔割註〕權大納言隆親卿の長男權大納言隆顯卿の孫左中將隆實朝臣の子、南朝にて從一位に叙す　の許に參て、橫笛の五の穴はいぶかしき所のあるにや。其故は干の穴は平調、五の穴は下無調なり。其間に勝絶調をへだてたり。上の穴雙調、次に鳧鐘調を置て、夕の穴黄鐘調なり。其次に鸞鏡調を置て、中の穴盤渉調中と六との間に神仙調あり。かやうに間々に皆一律をぬすめるに、五の穴のみ上の間に調子をもたずして、然も間をくばる事ひとしき故に、其聲不快なり。されば此穴を吹

時は、必ずのくのけあへぬ時は物にあはず、吹うることかたしと云しかば、隆資卿深く甘心せられけりとぞ。



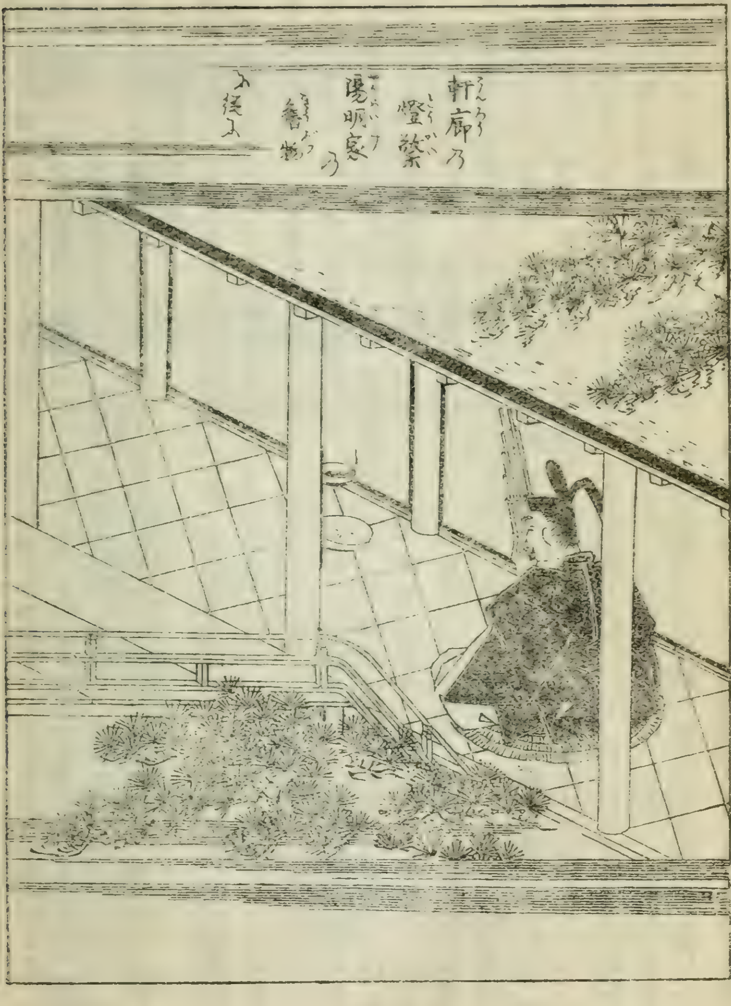


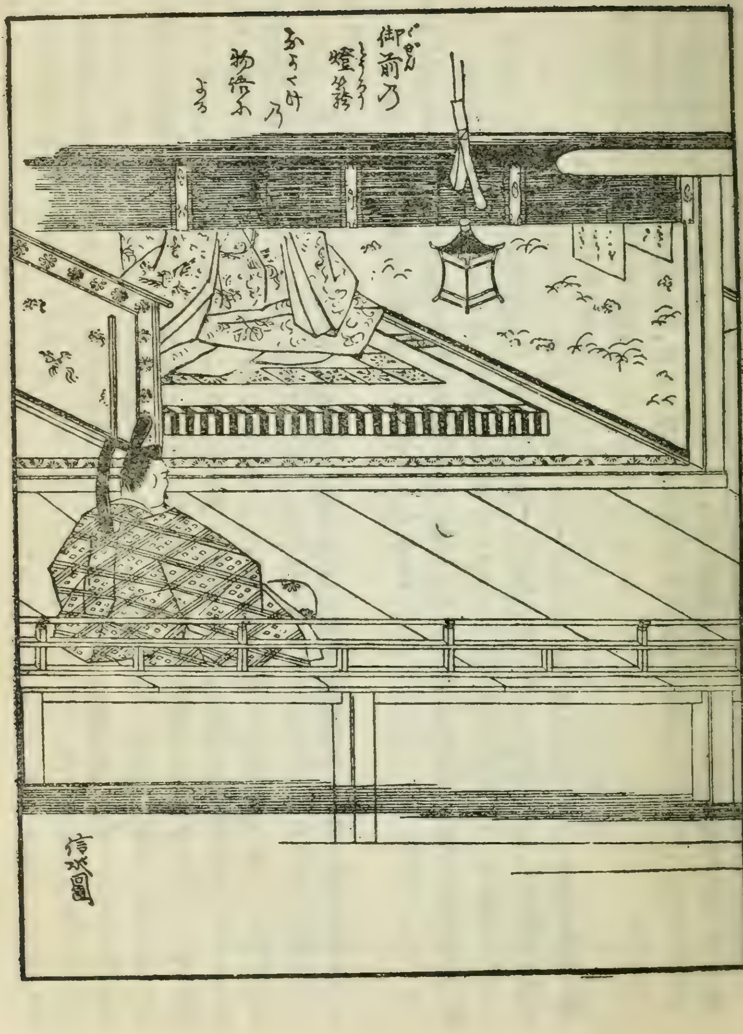
北窓瑣談に、是龍秋、律學に暗き故、和聲と云ことを知ざる故なり。横笛は雙調より調を起して、順八に和聲を求めて、下無に到りて止む。もし五上の穴の間に一律をぬすみて鳬鐘を穿たば、横笛一管の調子法なくして樂器とは成べからず。また中六の穴の間に二律をぬすめりとて、六の穴を含みて吹ば、よく壹越の眞聲を得んや。龍秋が考誠に荒涼のことなり。」〔割註〕信充云、雙調より調を起すとは、雙調を宮となし、壹越を徵となし、黄鐘を商となし、平調を羽となし、盤渉を角となし、下無を變宮となし、上無を變徵となして七音全し。今其律を圖すること左の如し。

横笛管音雙調の宮なり。六の穴また逆になせば雙調にあたる。宮音なるを以て壹越と云なり。中の穴は勝絶と平調の分に穿と云共、平調に近く穿ちたれば、雙調の羽音なり。羽音は壹越宮の盤渉なるを以て、盤渉となすなり。夕の穴は斷金と平調

の逆分に穿つ順分にて、壹越の下分と通ふ。壹越は雙調宮の徵音なり。徵は壹越宮の黃鐘なるを以て黃鐘と云なり。上の穴は雙調と鳧鐘の分に穿ちたれども、上の律を用ふと云意にて、上と名付、且雙調と云なり。干の穴は盤涉の分に穿つ。盤涉の半律は商音なるを以て、壹越宮の平調となすなり。然る時は五の穴は黃鐘鸞鏡の分にして、神仙上無の逆分に當り、雙調宮の變徵に關る。然るを下無調なりと云說は信じがたきにや。」

康永四年八月晦日、天龍寺供養御結緣のために、光嚴、光明兩上皇御幸なる。龍秋參仕して萬秋樂の破陵王荒序等の大曲ありて、仙院臨幸の法席いとゞ光輝をそえにけり。延文三年八月六日、後光嚴院御笙始あるべきに依て、龍秋御師範に參るべき由、三條中納言實冬卿の許へ女房奉書にて仰出さる。〔割註〕龍秋六十八歲。」同十四日夜龍秋衣冠にて參內、奉行は藏人左兵衛佐藤房、〔割註〕萬里小路藤房卿の弟參議季房卿の男准大臣仲房公の長男、後に內大臣從一位。」朝餉間に出御、御簾たかく捲せられ、御笙は鑾繪丸、龍秋は軒廊北の簷下の座に伺候して、平調、音取、萬歲樂、三手ばかりこれをふく。主上おなじく御所作あり。たゞし音取は遊ばされずとなり。一條前中納言實材卿〔割註〕西園寺相國公經公の二男一條權大納言實有卿五代の孫龍秋の弟子。」當流門弟の老輩と云を以て、ことさらに伺候せられしとぞ。龍秋、花園、後醍醐、光嚴、光明、崇光、後光嚴、六代につかえて、一時の名望たりしかば、等持院將軍〔尊氏卿〕四條大納言隆資卿、洞院大納言實夏卿、〔割註〕尊氏卿隆資卿は別に傳あり。」實夏卿は洞院太政大臣〔公賢公〕の次男なり。母は右馬頭光久朝臣の女、從三位光子なり。正和四年六月朔日洞院の第に誕生あり。元弘元年六月二十八日、十七歲にて從五位下に叙し、同年七月十日侍從に任じ、其年元服、やがて禁色を聽、左近衛少將に遷り、元弘三年六月十二日正五位上に叙し、同年八月五日少納言、建武元年正月五日從四位上、同二年三月十六日記錄所寄人となされたり。〔割註〕


軒廊乃
燈檠
雪明窓乃
書物
ニ従ふ



時に二十一歲。」同年修理宮城使として大內を經營せられたり。正月十二日事始ありて、三月末には安鎮の法を紫宸殿にて行はるといへば、殿舍すべてつくり畢られしにや。然るに皇統兩流に分れしかば、實夏卿は北朝に仕うまつり、參議右兵衛督を經て、權中納言、左衛門督、春宮大夫になされ、貞和二年二月二十一日從二位して、やがて權大納言に轉じ、文和三年十一月內教坊別當に補し、いくほどもなく左近衛大將を兼玉ひ、貞治二年三月內大臣に上らせ給ふ。大將は元の如しとかや。然るに脚氣の病に依て大臣を辭し申されければ、從一位に叙して籠居せられ、落飾の儀はなかりしかども、法名崇實と稱せられ、〔割註〕剃髮せずして法名を稱し、又は別號を稱することの始と云べし。」致仕の後四年は山階の山庄に隱れ住せ玉ひ、高祖父山階の左府の跡を慕はれしほどに、世には後の山階の內府と申てけり。貞治六年六月朔日行年五十三歲にて薨ぜらる。〔割註〕山階山莊と云は、續古今集に、左大臣〔實雄公〕

しぐれのみ音羽の里は近けれど都の人のことづてもなし

とよまれたる地にして、今竹鼻と云村の地內にありと聞り。」笙の祕曲陵王荒序を龍秋に相承して、康永二年三月仙洞御遊に所作ありし由、荒序相承の譜に見えたり。〔割註〕信充私云、皇統南北に分るゝ際、實夏公の兄洞院左大臣實世公は、南山に供奉して匡救の大臣たり。相誘ふて一方に歸するの智なきにあらず。然るに兄弟相分れて兩朝に拜趨せらるゝものは、運を兩端に計りて、家系を無窮に繁昌せしめらるべき籌策としられたり。」

一條中納言實材卿、冷泉大納言公泰卿、

公泰卿は後山本左府〔實泰公〕の三男、母は中務大輔兼賴女、陵王荒序を龍秋より相承して元亨三年正月十九日禁裏御遊に所作せし由、荒序相承の譜に見ゆ。時に宰相中將、のち後醍醐天皇に供奉して、吉野殿に伺候し、大臣に拜せられ、出家して法名覺玄と云。洞院公賢公に弟、實世公に叔父なり。

四條左衛門督隆俊卿、〔割註〕隆資卿の男、別に傳あり。〕中御門宰相宗兼卿、〔割註〕權中納言冬定卿の男、別傳あり。〕清水谷宰相成經卿、鷹司宰相中將宗雅卿、今出川宰相中將公冬卿、二條三位爲忠卿、山科中將教言朝臣、〔割註〕以上各別に傳あり。〕能登守知藤、

知藤は二階堂出羽守貞藤の二男二郎左衛門尉、龍秋より陵王荒序を相傳して、元弘三年十二月禁裏御遊に所作せし由、相承譜に見ゆ。後に叔父四郎左衛門尉宗藤の子となる。法名は道世、

鴨禰宜祐泰

元德二年二月二十九日仙洞童舞御覽の日、いまだ賀幸丸とて童形なりしに、龍秋が弟子として陵王荒序を舞たる由、相承の譜に見ゆ。

九條少將隆淸朝臣、中御門少將宗泰朝臣、左馬權頭永季朝臣〔別傳あり〕をはじめ、家の人には信秋、成秋、佐秋、元秋、季秋、源盛季、狛俊葛、狛重葛に至まで、みな龍秋に隨ひて大曲を相傳せし由、相承譜に載られたり。

日朗菩薩、俗姓は印東氏、治部左衛門尉有國の男、母は下總國平賀の畠山祐昭が女、寬元三年乙巳歲四月八日下總國匝瑳郡野天鄕にて誕生ありき。幼名は吉祥丸。

印東氏は上總介常隆の次男常茂を祖とす。常茂印東莊の地主たるを以て、印東次郎と稱す。實に桓武天皇の御子葛原親王十二代の孫なり。建久六年鎌倉右大將賴朝卿、東大寺供養結緣のため南都下向の時、先陣の隨兵の中に印東四郎あり、常茂の子なるべし。〔割註〕印東の莊とは印幡沼の東と云義なり。〕安貞二年七月將軍家〔賴經卿〕駿河前司義村が田村山庄に渡御の時、御駕の左方に列歩供奉せし印東太郎は、印東四郎の子なるべきか未詳。嘉禎二年十月五日南都騷動を鎭られんがため、勇敢壯力の輩を撰遣さるゝと云條に、印東八郎あり。寬元三年正月九日御弓始の時に、印東次郎あり。同五年六月五日三浦泰村合戰の日、討死の交名に就て考ふれば、印東次郎、同三郎は、太郎の子息とし

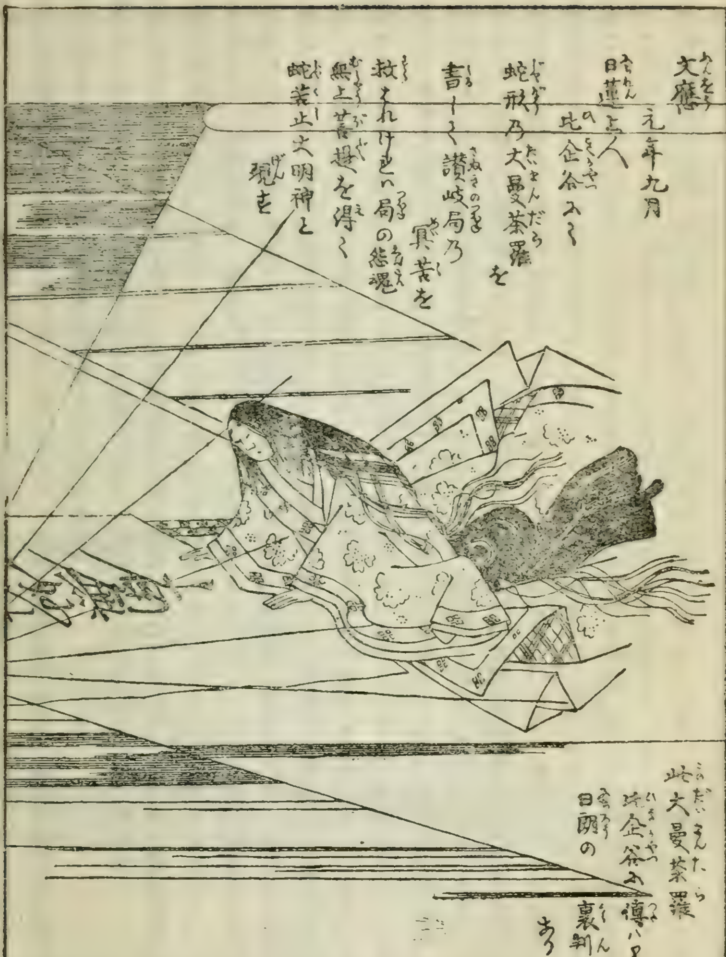


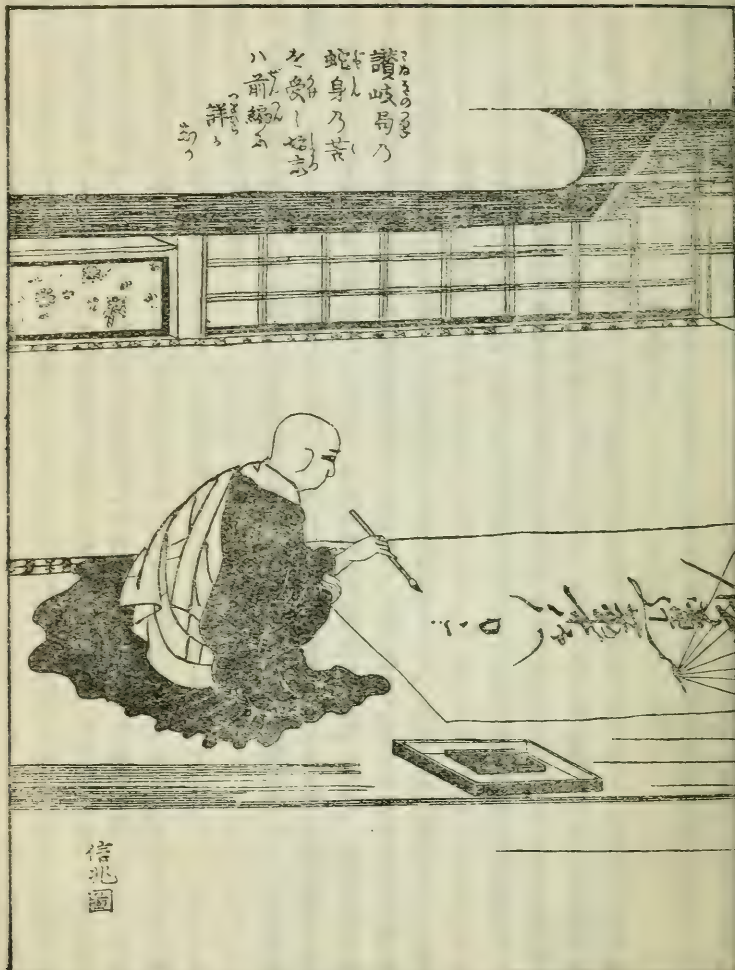
日朗菩薩真影

長榮山安置

る然る時は印東父子三浦一族に與力して、鎌倉法華堂に自害せしかば、其家斷たりしと見え、建長二年三月の條に、印東太郎入道跡とあり、依て思ふに、次郎左衛門尉有國も、印東太郎入道と共に所領を失ひしなるべし。これ其長子を出家せしむる因由と知べし。

建長六年十月有國夫婦、吉祥丸を伴ふて鎌倉に來り、名越松葉谷なる比企大學三郎能本、能本は比企判官能員の末子にて、父能員誅せられし時は、僅に二歳なり。依て和田義盛に預られ、安房國に流されけるが、長なりて伯父伯耆阿闍梨に從ひ京に住し、のちに淸家門生に加はり、及第を遂たりけるに、能本の姪女、鎌倉將軍賴經卿の御臺所とならせ給ひしかば、〔割註〕能本の姉讃岐局は、賴家卿に仕て一幡君及び姬君一所を産す。此姬君すなはち賴經卿の御臺所にて、竹御所と稱す。〕能本も鎌倉に歸りて、父が遺跡を安堵してけり。これ寬喜二年のことなれば、能本二十九歲の時に當る。能本、幕府の姻族として、再び舊里に還り、父祖の跡を繼ぐことは歡ぶに堪たりといへども、不戴天の讐報ぜざるに既に死し、其子弟と共に同條たること心に安からずと云ども、力相敵せざるが故に、憤を抑えて春秋を送るうちに、たゞ父兄の冥苦を救はんことをのみ意として、姑建仁のむかし、父能員が討れたりし名越の亭の山下を申賜はりて墓所となし、法華堂を營み、〔割註〕墓地に建立せし堂を法華堂と云。即鎌倉の賴朝卿の法華堂、山城國深草の後深草院の法華堂、伏見の伏見後伏見院の法華堂、大原の御花園院の法華堂の類なり。〕追福を修するを以て勤となしけるに、建長五年日蓮上人、房州より鎌倉に來り、名越の山中に住し、〔割註〕今の猿畠山法性寺の窟と云。〕四箇の法理を唱ふるを聞て、能本この法華堂に請じて、所立の深志を叩き、開目抄の妙義を會し、遂に安國論の校讐にも及べるなり。これ能本五十二歲、日蓮上人三十二歲の時なり。その後文應元年に至り、能本思ひけるは、御臺所は去文曆元年の秋、世を早くなさせられ、御曹もおはしまさず。我身も年を追て老朽ぬ。成出べき子孫もなし。今歲御臺所の二十七回遠忌に當れば、彼冥福を薦め奉らんため、日頃住せ給ひける御所


文應元年九月
日蓮上人
の比企谷にて
蛇形乃大曼荼羅を
書して讃岐局乃冥苦を
救まれけれハ局の幽魂
無上菩提を得て
蛇苦止大明神と
現き
此大曼荼羅
比企谷に傳ハり
日朗の
裏判あり


讃岐局乃
蛇身乃苦
を受し始末
ハ前編ニ
詳ら
志り
信兆圖

を轉じて法華堂となし、日蓮上人に開堂の式を請申しかば、上人爰に能員を長興と稱し能員の妻濃河氏を妙本と名付たりしを取て、竊に長興山妙本寺と號せられき。此時能本五十九歳なり。然るに日蓮上人、佐渡より文永十一年三月二十六日鎌倉へ歸り入給ひし時に至り、始て比企谷の四至券文を出して日蓮上人に喜捨し、四月朔日能本もまた薙髮して本行院日學と稱し、妙本寺の傍に菴室を構て住しけり。〔割註〕是今比企谷本行院なり。」時に能本七十三歳の時なり。かゝりし後は意樂を幻果に屬することなく、菩提を〔割註〕翻譯名義集に、菩提は佛道と云梵語なり。」求むるを課となし、弘安九年二月十五日行年八十五歳にて遷化。

被官長崎入道の持佛堂に住せ給ふ處へ、有國夫婦吉祥丸を伴ひ來りて弟子の列に加ふ。けだし有國の妻の弟成辨阿闍梨、去年より上人に隨身したれば、其縁を尋ねられしなり。是より後成辨阿闍梨と共に日蓮上人に給侍して、片時も側を離るゝことなく、纖芥も教訓に違ふこと無りしかば、末法弘通の大法器たるべきは、必この兒たらんと上人をはじめ親近する人々の、末たのもしきことに思はぬはなかりけり。文應元年吉祥丸十六歳になりければ、薙染して筑後房日朗と名付、字は大國阿闍梨と云。翌る弘長元年五月十二日、北條相模守政村、同武藏守長時の沙汰として、日蓮上人を伊豆國へ遷されけるとき、鎌倉亂橋と云處より船に乘られければ、日朗も共に伊豆國へ赴かんと、泣々警固の武士に請申されしに、政所の免文なしとて引放、纜を解き順風に帆を揚て、伊豆國賀茂郡小目浦に日蓮上人を放ち置たる由を、送りに行たる武士の語るを聞しより、夜曙日出れば、日朗、濱邊に出て伊豆國を望みて終日涙を流し、日暮、斜陽嶺に傾けば、其方の空にあくがれて晝夜わかず啼哀み、弘長三年五月十二日まで一日も怠ることなかりしを、見る人憐みを起し、聞者涙を浮べけるは、至誠の驗としられけり。

武藏國豐島郡堀内村妙法寺安置日蓮大菩薩の像は、弘長元年日朗、海上にて一の靈木を感得し、自ら斧錐を取て此像を彫刻し常に給仕せしに、同三年日蓮上人、ふたゝび鎌倉へ還り、此像を見て、今よ

り後、我心神を移し入て、盡未來際衆生を利益すべしと宣ひて開眼ありしと云り。實に此說の如くならば、日朗十七歳の時に當る。日蓮上人四十歳の時なり。然る時は佐渡前の眞影なれば、佛の爾前經に比すべきにや。

文永八年九月十二日謗法權徒の讒言に依て、鎌倉の內管領平左衞門賴綱、日蓮上人の名越の草菴を襲ひ、上人を捕へ草菴を破却しける時、日朗力を盡してこれを防ぐと云ども、衆寡相敵せず、遂に虜となり、上人と共に鎌倉中を渡され、龍口にて上人を斬べきなんど沙汰せしに、其夜は何ごともなく依智郷と云處に移し、日朗、日心、四條中務三郎、左衞門賴基四人をば、宿屋左衞門光則入道西信に預け、土の牢へぞ入られける。

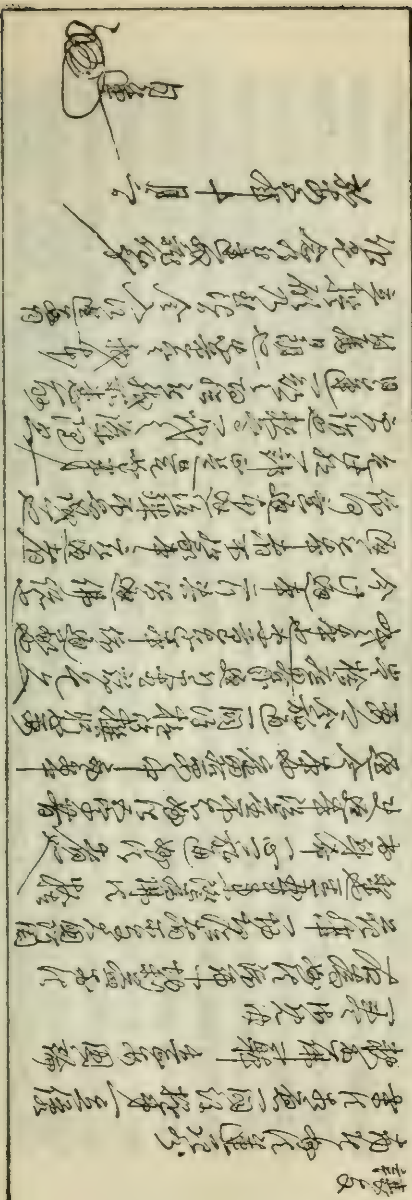
鎌倉宿屋の行時山光則寺の後山に、日朗を禁錮せしと云巖窟あり。口の高さ一丈許深さこれに合ふ。實に人を禁遏せし處とも見えず。〔割註〕鎌倉に土籠と稱する地若干あれども、皆後世依託せし處にして、實に人を囚禦せしと見ゆるは一所も見えず。」宿屋左衞門光則の父を行時と云。光則入道日蓮上人所弘の妙法に歸依し、其宅を改て紺苑となし、日朗の師に至孝深切なるに感じて、開山第一祖と推尊び、行時山光則寺と號すと云。但東鑑建曆三年二月十六日の條に、宿屋次郎あり、泉小次郎親衡と共に謀叛せし者なり。又建長二年正月三日垸飯の條に、一御馬陸奧彌四郎時茂、宿屋次郎忠義あり。光則も亦これらが一族なるべし。

日蓮上人をば本間六郎左衞門尉重連に預られしにより、重連が領所佐渡國へ具足して下るべきに定まりつれども、長途の旅裝を飾んがために依智郷に逗留す。〔割註〕此頃、流罪には官符を下さる。日蓮上人には流罪の官符なし。只北條家の私の計にて、鎌倉中を追れしなるが故に、流罪とは云べからず。」十月三日依智より宿屋の宿にめしこめられし人々の許へ消息あり。たゞし今月十日佐渡國へ首途すべき由と、明年の春佐渡の島へ訪ひにわたらせ玉へよなどかゝれ、同九日には日朗の許へばかり態と消息あり

これにも春になりて佐渡へわたらせ玉へよとかゝれたり。是は春にあらば、必ず日朗をはじめ禁獄せられし弟子のゆるさるべきことを、兼て知られけるこそふしぎなれ。同九年二月、六波羅の南方に置れし北條式部大夫時輔謀叛の聞えありけるが、事既に露れしかば、北條左近將監義宗を差上せて、同月十五日にこれを誅せらる。さてこそ日蓮上人のいはれける自界叛逆の難たちまちに來りけるに驚き、禁獄の弟子共をまづ免しつれども、日朗をば猶痛の中を出されず。是において日朗宿屋入道に申請て、はるぐ\と佐渡の島へ往還る程の日數を免されて、越路の旅に出立れけるが、越後國苅羽郡柏崎の津に佐渡へ渡るべき順風を待とて、大岡阿闍梨といへる天台宗の學匠の、法華の玄義を講ずるを聞て、別頭の大旨を示されければ、乍にその學を棄て日朗に從ひ、おなじく佐渡に赴いて日蓮上人を禮し、名を日傳と更む。是は平賀本土寺第二代の上人にて、是時二十八歳とかや。日朗も何程か佐渡に止て給仕せんことを思はれけん。なれども然ては惡かりぬべしとて、約束の日數差ず、年に二度づゝ鎌倉より佐渡の島へ坂東道七百三十里を跋涉り、期日をだにも違へざりけること、凡人の業に非ずと、〔割註〕今道にて鎌倉より佐渡まで海陸百二十一里二十四町といふ。」宿屋入道を始賴綱等まで深く是を感じ、同十一年に至て、日朗の縲を放しければ、日朗、我身獨道廣くなりしを喜ばず。たゞ日蓮上人を鎌倉へ還し入玉はんことを請申しかば、二月十四日遂に免文を出されたり。日朗これを頸にかけて、夜ともいはず走りければ、三月八日やうぐ\佐渡國へ行つきぬ。されども餘りに途を急ぎしほどに、心神ともに疲れはて、脚おもく骸くたびれ夜はふけぬ。山路暗くして案內をしらず。傍の石に腰を休め、復打たゝんとなしけるに、立足しどろにみだれつゝ、立んとすれども立れねば、聲ふりたてゝ、上人、鎌倉へ還入らせ玉ふべき免文の候と呼はる聲のひゞきわたりて、三里を隔たる日蓮上人の菴室まで徹りしかば、上人淚を浮べて、是は日朗が聲なり。我今日白頭鳥を見たり。我、鎌倉へ歸るべき消息なるべしと宣へば、傍にありける日興炬を執て出迎。上人もまた續いて立出玉ひ、聲をしるべに日朗の休らひ居たる石の側にいたる。日朗

大に喜び、頸に懸たる文袋の免狀を出して、此度は鎌倉より重連の許への使に差れて候へば、直に菴室へ參難きが故に、石に依て叫て候ひしに、能も御耳に入候しとて、又さめ〴〵と泣にけり。〔割註〕今此坂を日朗坂といひ、此石を赦免石と云となり。」翌九日には阿佛房をはじめ、年頃日頃親しみける人々、名殘を惜つゝ來集り、終日終夜語りあかし、十三日に佐渡國を發し、三月二十六日鎌倉に歸り入、比企の谷にぞ著せ玉ふ。〔割註〕比企谷の門前に流るゝ川を夷堂川と云。此川の西に夷堂と云堂あり。日蓮上人佐渡より返て、此堂に居と云說あれども、文應の昔だに能本、我家に招きたるに、今鎌倉へ返り玉ひ、宗旨開運の日、直に家に迎へざる理あらんや。故に此說をとらず。猶くはしく上人傳につくせり。」四月朔日妙本寺の開堂、同八日は頼綱上人を招き、時宗の旨なりとて、新に愛染堂を營し、上人を以て別當とし千町の田を寄奉らんことを告ければ、上人首を振て、否々日蓮いかに祈るとも、念佛遁世の族、教外別傳の黨、眞言祕密の徒、律邪見の流止ずば、爭か國を安くし民をたのしましむべけんやとて、千町の田と愛染堂の別當を辭申て、次に日朗に長興山を附屬し、上人は甲斐國身延の澤にわけ入て、讀經三昧〔割註〕三昧は正受正定の文字の梵語なり。」に入玉ふ。爾後武藏國荏原郡千束鄉池上の右衞門大夫宗仲、我家を寺となし、上人に寺號を請申ければ、長榮山本門寺の額を書て與へ玉ひ、また日朗に寺務を附屬あり。是より日朗、比企、池上兩山に主として、三大祕法を開示せられけり。建治元年下總國平賀忠晴子息兩人あり、兄を萬壽丸、弟を龜王丸と云。忠晴の妻は千葉氏にて、日朗の印東氏とも親しかりければ、終に萬壽を比企谷に伴ふて隨身給仕せしむ。日朗、兒の容貌の淸らかに尋常ならぬを喜び、上人の見參に入んとて、相共に身延山に登りけるに、上人もまた、此兒の大法器たるべきことを察智ありて、軈て經一丸と名を改めらる。時に七歲、後に帝都に宗致の法螺を鳴し、四海唱導の敕旨を辱なふして、妙顯寺を開基せし日像上人是なり。〔割註〕別に傳あり。」その後忠晴、また龜王丸を携て身延山に登り、經一丸と共に上人の傍に隨從せしむ。時に五歲、是は日朗の遺敎を相承して、比企池上三世日輪上人是

なり。同三年下總平賀鄕鼻和の地藏堂を、曾谷の法蓮改て法華堂となし、日朗を請して開山となし、上人に寺號を請申ければ、本土寺と稱すべしとぞ宣ひける。弘安五年九月、上人中風の病にかゝり玉ひければ、池上に至て療治を加えられんとて、身延山を立出、十八日宗仲が建立の寺に入せ玉へば、日朗すゝめ申て、下野那須鹽原の湯泉に浴せしめ玉ふに、其驗なしとて二十七日に池上に歸り、十月三日には自筆を染られ、上人一期の功德のこる處なく、日朗に讓與ふる由を載られたり。〔割註〕此狀、今は京都



六條本國寺に現存す。けだし日朗より日印に傳はれる由の狀あり。」同十三日上人、入涅槃ありしかば、六老僧會議して、同十四日戌刻入棺畢り、子刻日朗、日昭これを舁揚て山下に荼毘し、各燒香禮拜をな

し、墓所は兼て身延に築るべき由定められつれば、瓶に封じて淨壇に安置し、初七の法會を執行ひ、二十日六老僧、これを守護して首途し、二十五日身延に着玉へば、送葬の禮尋常の如く、日朗をはじめ五人の老僧みな身延に菴室を營み、寶塔を輪次して守りけるとなり。日朗の菴は竹之房正法院と云。翌る年正月二十三日百箇日の法會終りて、日朗及び諸老僧と輪番の式を定て、二月は玉澤の日昭、三月は日朗と順々に來會し、十月十三日第一周の大法會は池上にてこれを執行しけるに、上人親筆の書を藏むる者は、此に將來し目錄に入べきよし兼て觸たりしかば、我も〳〵と携て登山しけるを、日昭手自これを寫す。即今の錄内百四十餘篇是なり。〔割註〕其後、追々に集りしを錄外と云。二百五十餘篇あり。」正應元年上人第七回の法會に當りて、波木井實長入道日圓、身延山の輪番を止め、日向を以て住持となしけるにより、上人の遺命の忽に棄捐ことを悶て、日圓と睦しからず。日朗はたゞ上人の附屬を守り、兩山の外、何方へも出玉ふことなく、同四年九月、兩山の寺務を日輪にゆづり玉ひ、應長二年三月二十日比企谷の菴室の資財雜具稻米すべて、平賀の妙御前〔割註〕平賀忠晴の妻日像、日輪の母、上殿とも云。」に讓りて、池上へ移られ、文保二年寺窪の菴室に隱遁〔割註〕今池上談林の地なりと云。」の頃、七十四歲に成玉ふと云ども、毎朝九十六級の坂を上りつゝ、日蓮上人の影堂へ參詣、雪の朝雨の曉怠りなく、元應二年正月二十一日七十六歲にて遷化。〔割註〕天保壬寅迄五百二十三年。」

日親上人傳燈抄に、日朗元應二年正月二十一日入滅。比企谷妙本寺を以て大教阿闍梨日輪に付屬せしむ。日輪の母儀上殿と云。代始の上親子の間故、本尊聖教號を上殿に預おく、摩訶一日印、連々語らひ參られ所望被レ申候間、三箇の靈寶を日印に渡し玉ふと云、」日輪上人の消息に、「態と令レ申の處、便宜先立爲レ悅候。上殿御獨行にて摩訶一御房、十月十二日の夜、御佛事各別に被レ行候畢。此事は聖教の候ひしを、上殿取かくさせ給候て被レ渡しを、さりとも智者道心者にて座候はゞ、無左右は被ニ請取一候はじと存候へば、無ニ其義ニ引わけて請取座候間、上殿を恨申候て、當時は不快の體にて候。衆徒皆

一同に恨被レ申候。是に付候てもあはれ御弟三年にて候へば、御下向候へかしと皆々被レ申候。恐々謹言。十二月二日謹上、日像上人御房、日輪とあるを以て考ふるに、日印の三ケ靈寶を相傳せしは、日朗の讓にあらざるにや。〔割註〕日朗入滅の時、日輪四十九歳、日像五十二歳、日印は六十七歳なり。」

此消息は元亨元年の十二月としらる。

康永二年法孫大覺僧正の奏狀に依て、菩薩號を勅許ありしと云。

先進繡像玉石雜誌 目錄

卷之八

足利治部大輔源高氏出陣圖

或家藏



摸本彩色
鎧 緋威
大楯挙銀磨き
切付 ワヘラ
ノクツ金
鞦總 緋
馬 栗毛

三圖共
信兆寫



同　贈左大臣真容　等持院安置



同上

山城國葛野郡嵯峨天龍寺安置

等持院贈左大臣〔尊氏公〕家は、足利讃岐守贈従三位貞氏卿の二男にて、〔割註〕貞氏卿の長男は、左馬助高義とて有しが、早世す。〕母は上杉修理亮頼重の女なり。嘉元三年鎌倉大倉の館に誕生まし〳〵、幼名は又太郎、元應元年十五歳のとき、先蹤にまかせ相模守高時の館にして元服し、足利又太郎高氏と名乘、やがて叙爵して治部大輔に任ぜらる。〔割註〕十五歳の元服は、平城天皇を始奉り、清和天皇、陽成院、朱雀院、村上天皇、花山院、みな此年を用ひ玉ふ。人臣の上にては、戸令に、凡男子十五、女年十三以上、婚嫁を聽すとあれば、元服勿論か。東鑑、文治五年四月十八日の條に、北條五郎時連十五歳にて、頼朝卿の御所に於て元服の式あり。又足利の家にては、貞氏卿の曾祖父泰氏、北條泰時の外孫として、泰の字を承續たりしに、其子頼氏は頼嗣將軍の一字を賜はり、其曾孫貞氏は北條貞時の一字を申せしなり。〕元弘元年九月五日、貞氏卿行年五十九歳にて卒去、法名は淨妙寺殿貞山道觀と號す。鎌倉大藏村の東に、稲荷山淨妙寺あり。鎌倉五山の第五なり。〔割註〕鎌倉五山は、至徳三年七月、鹿苑院義滿公の時に座次を定め玉ふと云り。建長寺第一、圓覺寺第二、壽福寺第三、淨智寺第四、淨妙寺第五これなり。〕開山は退耕行勇和尚とて、千光國師〔榮西禪師〕の法嗣なり。初は極樂寺と號せしが、貞氏卿を葬りて後、今の寺號に改めしとかや。

尊氏公時に二十六歳、血氣漸さかんなりと云ども、新に嚴父の喪に當り、悲歎の涙いまだ乾かず引籠りて在けるに、主上、〔割註〕後醍醐天皇。〕笠置へ臨幸ありて、畿内の兵士へ綸旨を成下されしほどに、河内國には楠正成、大和國には吉野十津川の者ども官軍に馳加り、事既に大變に及びなんと、六波羅の早馬、日々に頻波を打て告來りければ、高時入道大に驚き、一門他門の大小名を催促して上洛せしめけるに依て、尊氏卿も辭するに詞なく、九月二十七日、鎌倉を打立て京都へ進發せられけり。〔割註〕貞氏卿

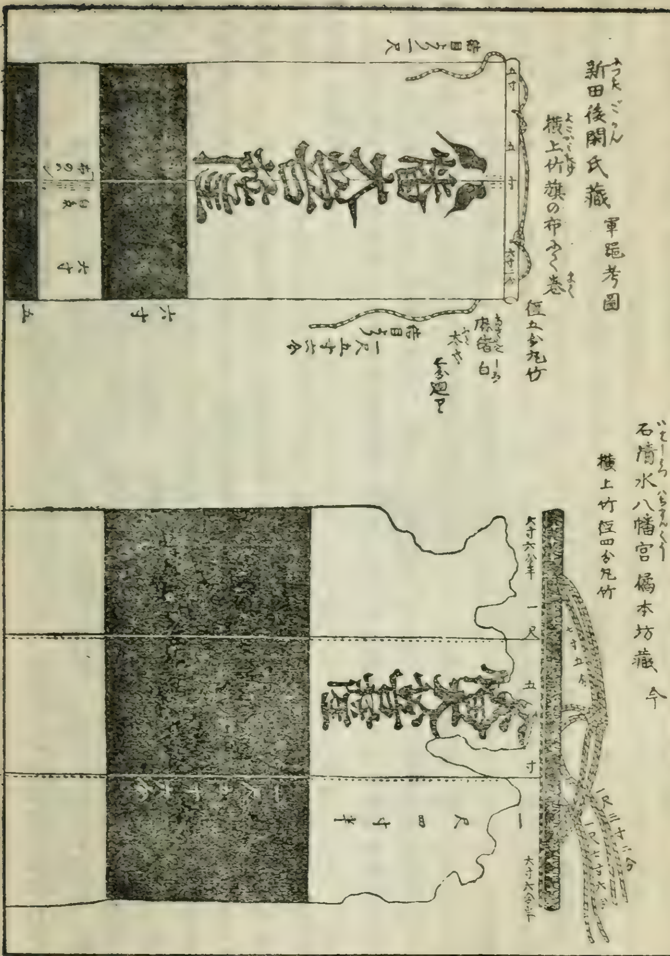
三七日の佛事終て後なり。禮記に、三年の喪卒哭して金革の事避る處なしと云は、魯公伯禽、爲にすること有て爲されしにて、其利に從ふことは吾知ずと、孔子、子夏に答玉へり。公羊傳に、臣大喪あるとき、金革の事に君これを使ふは非なりと見えたり。是等は君臣の間にてだに斯の如し。いはんや高時入道の臣として君に抗するをや。二階堂貞藤これを諫むと云ども、長崎高資これを拒み、終に承久の故事に從ふ。尊氏卿、父のために孝養を闕き、君の爲に忠節を失ふ。惜かな。」然るに同二十八日、笠置の城、陶山小見山が夜討に落たりしかば、尊氏卿は直に河內の國へ發向ありけるが、十月下旬赤坂の城も落ければ、また鎌倉へ下向せらる。正慶二年閏二月、主上、〔割註〕後醍醐天皇。」隱岐國を御出ありて、伯耆國船上へ遷幸ましましければ、官軍四方に力を合せ、六波羅へ攻上るよし、鎌倉へ聞えしかば、高時入道また尊氏卿に上洛ありて、名越尾張守高家と共に六波羅を助けて、合戰の指揮を御籌あれかしと催されける。折ふし尊氏卿所勞とて引籠りありけるを、足利の家は八幡殿嫡流にて、源氏の棟梁なり。久しく平家の下風に立れしことを述懷して、かゝる亂の世中を幸に思企て玉ふにやあらん。更に油斷あるべからずと高時入道へ申ものゝありしかば、入道、實もと思ひ、上洛おそしと一日の內に三度まで、催促したりけり。

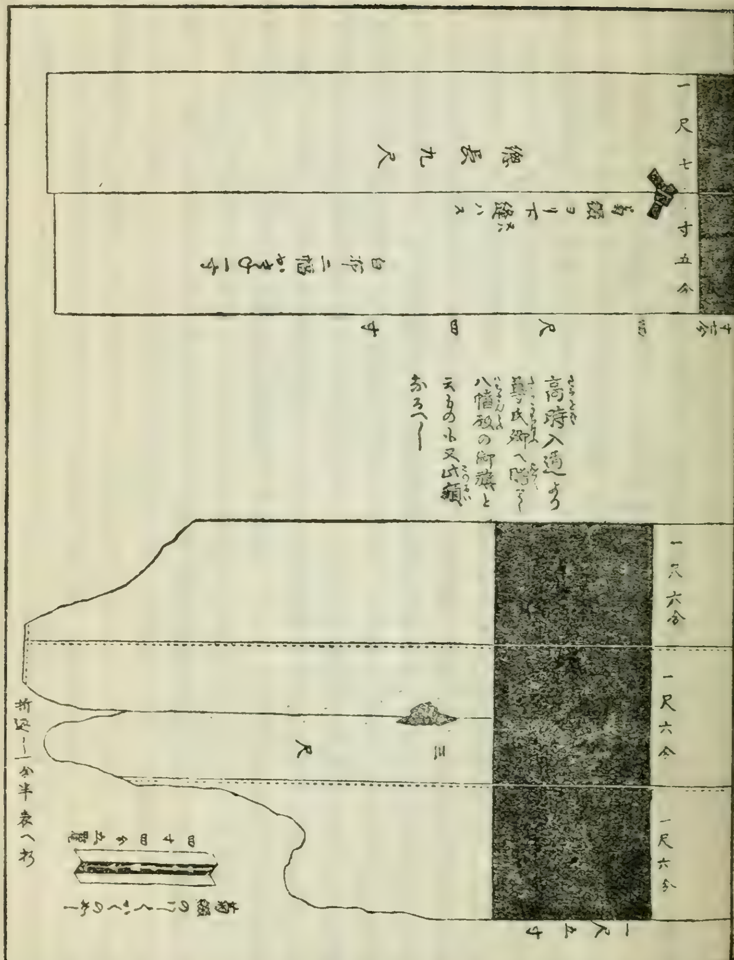
足利に藤氏と源氏と兩流あり。其淵底を尋ぬるに、下野國足利郡に武藏守秀鄕朝臣の後胤にて、鎭守府將軍兼阿波守兼光四代の孫散位成行と云ものあり。足利佐野兩郡數千町の領主として、足利の館に住しければ、世には足利の大夫と稱しけり。成行の長子足利太郎成綱、其男足利孫太郎家綱、のちに五位に叙しければ、同じく足利の大夫と稱す。〔割註〕家綱、祖父成行の子となると、系圖にみゆれど、東鑑に、家綱を兼光六代と記す。然れば成綱の家督勿論か。」家綱の嫡子有綱に女あり。八幡殿の下野守にて任國にましましける頃、宮仕に參りて、寛治三年八月三日男子を産り。童名は普賢丸、〔割註〕簗田氏系圖に見えたり。他に徵する處なしと云ども、今姑く此にしたがふ。」外祖父有綱の許に成長け

れば、足利三郎とも稱せしなり。八幡殿陸奥守鎭守府將軍にて、出羽國の武衛家衡を討平げて、上洛ありける時に、普賢丸はじめて見參に入しかば、やがて義國と名付て、ともに都へ上られ、康和三年正月二十日十三歳にて、常陸國の佐竹昌義が、國中に亂妨せしを追捕すべき由の宣旨を帶して、まづ下野國へ下向し、足利館に十餘年住しける內、外祖父有綱の弟俊綱の息女に通ひて、永久三年四月朔日男子一人誕生あり。童名は壽王丸、のちには足利の新藏人義康朝臣これなり。義康朝臣は尊氏卿八代の祖にまします。これ源氏の足利也。〔割註〕義國、義康よりして八代の傳は、前編に記す。」又俊綱も五位に叙し、出羽守に任じければ、足利の散位とも、あるひは足利太郎とも稱す。俊綱の嫡子は又太郎忠綱と云。治承四年宇治川の先陣をせし勇士也。忠綱の子孫、これ藤氏の足利なり。〔割註〕俊綱、忠綱の傳、前編に記す。」

尊氏卿、高時入道が催促あまりにしきりなるを深く憤り、先に父の喪に籠て、中陰の日數いまだ過ざるに、笠置の寄手に催ほされて、孝養の喪服を脫て、稜威甲冑に身を裝、秋の霜を百里の遠に揮ひてき。其勳勞いまだ幾許も報ひざるに、今また長途の征伐に催促すること、偏に家僕等と同じほどに思ふなるこそやすからね。故殿讚州〔貞氏卿、〕祖父式部大輔〔家時朝臣、〕殿、北條一家を亡ぼして、天下を知ばやとおぼし立れたんなる。されども時いたらざれば、徒に過し給ひき。今の時こそ、累代の本意を遂ぐべき折にこそあれ。思立ばやとおもはれしかば、憤りをおさへて出陣の用意をせられけり。尊氏卿の北方は赤橋相模守盛時の息女にて、今年四歳の若君おはします。また竹若丸とて七歳の若君は、加古六郎が女の腹なり。大方殿と申は、上杉兵庫頭憲房の姉にて、尊氏卿の母君なり。これらをみな打具して上洛あるべしと定められければ、長崎入道圓喜これをあやしみ、いそぎ高時入道の館に參り、足利殿は若君北方まで皆具足して、上洛せさせ給ふとやらん。戰場へ赴く人の妻子をつるゝことやある。源氏の嫡々にて、久しく平家の下風に立せ玉ひつれば、一定官軍に加はらせ給ふべきにこそ、若君、北方をば鎌倉に止

八幡太郎義家旗




一尺七寸五分
惣長九尺
一尺六分
一尺六分
一尺五寸

め置參らせ、かつは一紙の起請文を殘しおかせ玉ふやう、御はからひあらまほしけれと申勸しにより、高時入道、實尤のことゝおもひて、直に使を遣はして、誠や。御上洛の御供に御臺、若君まで具し玉ふとやらん承はり候。都は物さはがしく候へば、今ほど女性幼稚の御方々のぼらせ玉ふて、何のはえあるべうも覺え候はず。鎌倉はいまだ世おだしくて、御心安かるべう候へば、みな此方にとゞめさせられ候ひなんことこそ然るべけれ。其上赤橋相州かくて候へば、自然の時もいさゝか怖畏あるべからず。かつ世中騒がしく樣々うきたることを申者候て、互に危げに相疑ふ折節に候へば、一紙の御誓書を賜はりて、人心を安堵つかまつらせ候はんと申ければ、尊氏卿胸の内に、謀られしことの早漏たるやらんと大に驚き玉ひしかども、まづ舍弟兵部大輔直義朝臣を呼寄て、此こと、如何有べきと宣ひ合せ玉ひけるに、直義朝臣申されけるは、如斯大事を思召立れて、夫程の小事に拘はらせ玉ぶべきに非ず。要盟は神受ずと申本文の候。起請文を遣され候はんこと、何の子細か候べき。〔割註〕左傳襄公九年の傳に、要盟は質なし。神臨まずと有を引るなるべし。直義この年二十七歲、その學を好まれしことと推て知べし。」北方は赤橋相州の許に迯玉はんに別の子細候まじ、若君には然るべき家の子一人二人のこし置れ候はゞ、是また御心安かるべし。思定玉へかしと勸め申されければ、尊氏卿も此義に同じ玉ひ、すなはち起請文を高時入道へぞ贈られける。入道大に喜び、やがて我館へ尊氏卿を請じ、餞別の饗應とて、山海の珍膳をつくされ、其上にて白旗一流に鎧刀馬鞍を取出し引出物にぞ贈られける。抑此白旗は、八幡殿の御旗にて、右幕下頼朝卿より以來代々に傳玉ひしを、二位尼君〔割註〕政子、頼朝卿の御臺所。」の武藏守泰時に借與て、承久の合戰に差せたりしかば、御旗の威徳にて四海靜謐に鎭まり候き。今又君に贈り進する間、此度の軍に打勝せ玉へかしと壽き申ければ、尊氏卿はからず義祖の御旗の手に入しを深く喜び玉ひ、上杉兵庫助憲房をはじめとして、仁木、細川以下宗徒の一族三十餘人、名越尾張守に先だつて鎌倉を進發あり。

足利陸奥判官義康の長男足利太郎義清の孫仁木太郎實國、細川次郎義季、戸賀崎三郎義宗、その子荒川二郎滿氏、これ仁木細川荒川の先祖たり。また足利上總介義兼〔義康の子〕の長子畠山義純四男桃井義胤、これ畠山桃井の祖たり。足利左馬頭義氏〔義兼の男〕の長男吉良上總介長氏、その子今川四郎國氏、これ吉良今川の祖たり。足利宮内大輔泰氏、〔義氏の男、〕長子斯波尾張守家氏、次男澁川次郎義顯、四男石塔四郎賴茂、五男一色宮内卿律師公深、六男上野律師義辨、七男小俣法印賢寶、八男加古六郎基氏、これ斯波、澁川、石塔、一色、上野、小俣、加古の祖なり。此等の氏族は皆足利家の近親と云べし。此外に上杉は母方の親屬、高、太平、伊勢等は累代の家人といへり。

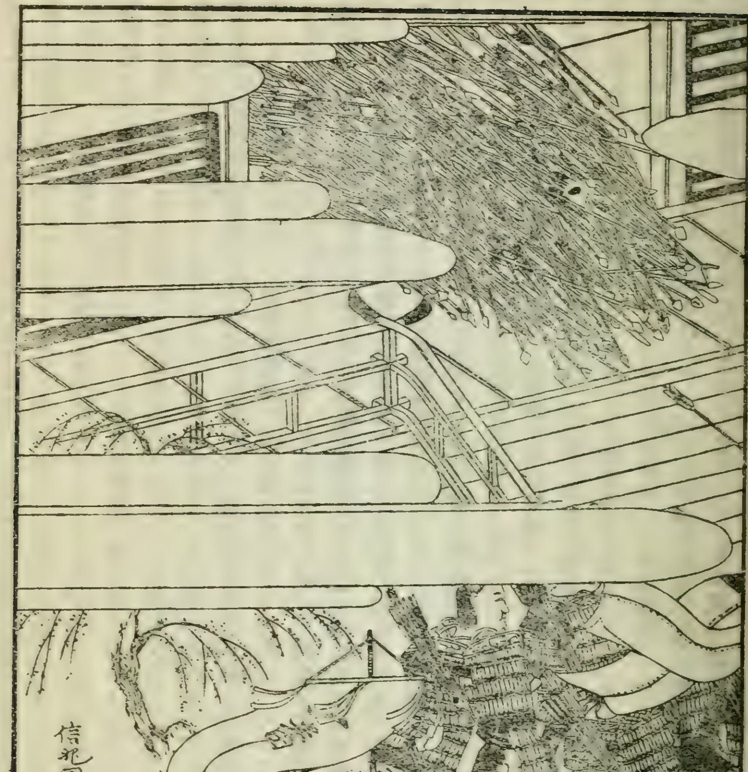
尊氏卿すでに近江國野洲郡に着せられ、爰より海老名季行を使として船上に遣はし、官軍に加はりて忠を竭さんことを申させ玉へば、主上〔割註〕後醍醐天皇。〕叡感斜ならず。還幸の時に恩賞は請に依べしとて、まづ高時法師の一類を誅戮し、四海太平を致すべき旨、元弘三年四月十六日宣旨を成れ、使者には遠路の勞を賞せられて、備中國井原の莊を賜はりけり。〔割註〕備中國後月郡に井原村あり。〕名越尾張守高家は、かゝること有とは夢にもしらず、同き十九日入洛して軍の手わけをぞせられける。

此時尊氏卿には、二條高倉の御所に入御ありし也。〔割註〕四月十六日入洛在しと云。〕抑此御所は、六條修理大夫顯季の男贈左大臣長實公の亭なりしが、四條大納言隆親卿に傳はり、隆親卿の室家は足利左馬頭義氏朝臣の女なれば、權大納言隆顯卿と足利治部大輔賴氏とは從兄弟なり。此等の好によりて尊氏卿に傳はり。建武二年八月二日中、前代蜂起の時まで、二十八ケ月の間御座ありしなり。

時に官軍大將在中將忠顯朝臣、赤松入道圓心、六波羅を攻て軍利なく、男山山崎に陣を取て、後援の勢を待付、重て六波羅を攻んとする由聞えければ、高家は久我畷より追手を山崎へ押寄れば、尊氏卿は桂川を打渡し搦手へ向はれけり。同二十七日高家、赤松と戰ふて討死し、追手の軍破れつれども、搦手には知ぬ顔にて、大原野の芝居に酒盛して、傍なる寺院の名を問へば勝持寺と答ふ。軍に勝て持とは名詮自



上箭を進る式


信光圖

性日出度しとて、大庄一所永代寄附せられけり。〔割註〕山城國乙訓郡小鹽山勝持寺の傳說に、尊氏卿西丘に於て軍郭になるべき處を見せしむると聞て、當寺の院主、山林の竹を切て旗竿とし、附札に寺號を書て出しければ、大に悅喜有て、願書を籠られし由をいふとぞ。」やがて打立給ふて山崎を後になし、大江の坂を打越、丹波國桑田郡篠村に至り、八幡宮の社頭の柳の樹に旗をゝし立、船上より成れたる綸旨をこゝにて拜見なし、これより直に六波羅を攻落すべしとて、馬の頭を還されけるに、〔割註〕海老名家系には、尊氏卿、季行が船上より還るを迎へられんが爲に、丹波路へ赴かれしに、篠村にて季行に行逢れしと云。」丹波國の住人久下彌三郎時重、その祖重光、鎌倉右大將賴朝卿、土肥の杉山にて義兵を揚られける時、一番に參りけるに依て、賴朝卿自筆にて一番と書て賜りければ、やがて旗の紋になしたるを眞先にさゝせて馳加はる。是を始として、我も／＼と參りければ、二萬餘人に及びけり。さて合戰の祈禱とて、上箭一筋、八幡宮へ奉られしかば、直義朝臣續ておなじく奉らる。諸軍勢これをみて、我後れじと捧たりし程に、須臾に積で山の如くにぞ成たりける。大江の坂を過る比、白鳩一羽、旗の上に飛翔り、神祇官の森に止りければ、八幡宮の御計らひなるべしとて、即こゝに陣をとる。六波羅にては名越尾張守は討死し、足利尊氏は敵になりぬ。如何せんと肝魂も身に添はず。落行先の塞がらぬ内に鎌倉へ下り、高時入道と一つに成て、またこそ京都を攻らるべしと、五月七日の曉に、今上〔割註〕光嚴院、後伏見院の皇子、後醍醐天皇の東宮なり。」上皇、〔割註〕後伏見院、伏見院の皇子、後深草院の御孫皇。」國母女院〔割註〕後伏見院の女御、今上の母后廣義門院藤原寧子。」の御輿を先に立參らせて、左近將監時益、越後守仲時、苦集滅道を東へ落ければ、まづ六波羅の南北の亭をはじめ、奉行頭人なんどの家々に火をかけ、一字も殘さず燒はらひ、さて後に早馬を船上へ奉り、六波羅落城の由を注進しければ、五月五日鎭守府將軍に任ぜられ、内の昇殿を免されたり。六月七日還幸の後、尊氏卿源氏の名家たることを賞せられて、從四位下左兵衛督に任ぜられ、いくほどもなく從三位に叙し、武藏守を兼、御諱の字〔割註〕後醍醐天

皇御諱尊治。」を賜はつて、高氏を尊氏に改めらる。

天子の御諱の文字を臣下に賜はりしことは、日本書紀に、白髪武廣國押稚日本根子天皇〔清寧天皇〕諸國に白髪部舍人、白髪部膳夫、白髪部靱負を置て、冀は遺跡を垂て後に覩しむとあるぞ始なるべき。然れは天子の御名を諱と云ことも、上古は無りしと知らる。元明天皇の御字若帶日子姓、成務天皇の御諱に觸るゝとて改られし由、續日本紀に見ゆ。又孝謙天皇の御字には、內大臣太政大臣の名は稱するを得ざれと云勅書を下され、桓武天皇延曆四年の詔には、臣子之禮必 君 諱 を避べし。頃者先帝御名及朕之諱公私觸犯聞に忍びず。自今以後改避べしとて、白髪部〔割註〕光仁の御名。」の姓を眞髪部、山部〔割註〕桓武の御名。」の姓を山と改られ、仁明天皇の天長十年に、天下人民姓名郡鄕山川等號、諱に觸者あらば改よと制られし。後菅家の御名道眞、文德天皇の御名〔道康〕を犯し、清和天皇の御名惟仁なるに、從五位下栗田朝臣惟雄、をよび惟道宿禰永主あるはいかにぞや。〔割註〕共に貞觀七年の實錄にみゆ。」染殿大臣〔良房公〕の兄弟七人〔割註〕良方、良輔、良相、良門、良仁、良世。」仁明天皇の御名〔正良〕を犯せしも、本院大臣〔時平〕を、光孝天皇仁壽殿にて元服せしめ、宸翰を染られて御名〔時康〕の一字を賜へる如きこともや有けん。猶尋ぬべし。

建武元年正月五日正三位に叙し、武藏常陸下總の守護職を賜ふ。抑鎌倉六波羅を亡さばやと叡慮を廻されしより以來、楠、赤松、名和、新田以下官軍に屬して、忠功を致せし將士多き中に、尊氏卿を勳功第一と定められけるは、尊氏卿の母方の叔母に加賀局〔割註〕御加賀局とも云。此頃よりして女の名に、御字を付て呼ぶことゝなれるにや。西園寺家に御妻局あり、太平記にみゆ。」とて、始は勸修寺別當宮津入道道覓の妻なりしが、後は准后〔割註〕三位局廉子、のちに新待賢門院と云。」の御方に候れけるを以て、金銀珠玉綾羅錦繡は云ふ及ばず、准后の好ませ玉ふ物は、朝暮心を盡して奔走せられけるによりて、准后の能執申され玉ひける故とぞ。此年九月十四日、參議に任ぜられて、左兵衞督武藏守は元の如しとなり。同

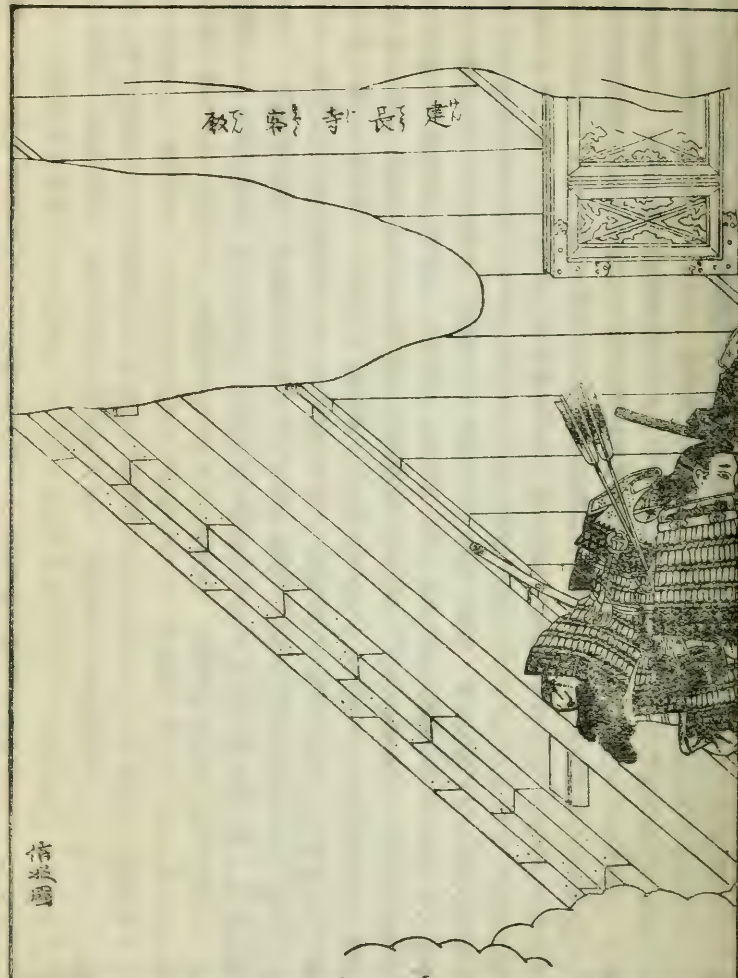
二年高時入道の二男亀壽、信濃國諏訪頼重を語らひて謀叛し、鎌倉を襲て成良親王を追出し、其勢やうやく關東に振はんとす。是を征伐せられんこと、尊氏卿ならでは叶まじと、朝議既に一決せし處、尊氏卿申されけるは、坂東へ馳下て合戰の忠を致し候はんこと、敕諚の上は子細を申に及ばず候へども、士卒の勇氣を勸め候ことは、大將の威勢と恩賞とに依ることに候。尊氏朝恩やごとなく、身既に卿相に列し候と云ども、戰場に向て軍兵を指揮仕り候はんため、八座〔割註〕參議八人あり。故に八座と云。」の顯要を解て、征夷大將軍に補せられ、關東八ヶ國の管領を賜はりて、勳功の賞を速に申沙汰し候はゞやと奏聞ありしに、八ヶ國の管領は請に依るべけれども、征夷大將軍は今度合戰の功に從ふべしとて御免なく、たゞ征東將軍に任ぜられけり。

高時入道の長男相模太郎邦時は、幼名は萬壽丸、母は五大院宗繁妹、元弘三年五月二十九日十五歳にて誅せらる。その弟亀壽、〔割註〕あるひは桃壽、または兆壽又は勝壽丸ともあり。」高時入道滅びし時十歳ばかりになりけるを、諏訪盛高ひそかに信濃國へ具し下り、諏訪頼重〔割註〕諏訪祝司なり。」が家に匿したりしが、上洛して西園寺家に隱れ居ける叔父の刑部少輔時興と議して元服し、相模次郎時行と稱し、信濃國にて旗を揚ければ、諏訪三河守、三浦介入道、淸久山城守、鹽谷民部大輔、工藤、本間、葦名等馳加はりて五萬餘騎に及ぶ。〔割註〕此時、相模次郎時行生年十二歳、人心を得ること如ㇾ此に至らず。但後醍醐天皇、にはかに百餘年來相續したる武家の所職をとゞめて、公家一統の政となされしかば、今まで大名とて崇敬せられしも、正丁一箇の兵士となりて、下司目代に輕しめらるゝを憤れる餘り、いかならん人にもあれ。武家再興を企る者あらばと思ひ居たりし折なればなり。」既に鎌倉に押寄る由聞えしかば、澁川刑部大輔、小山判官秀朝、細川小四郎頼貞、武藏國に出て合戰しけるに、官軍忽に打負て、小山秀朝府中にて自害して失ぬ。鎌倉には足利直義折ふし無勢なるにより叶まじとて、七月二十三日箱根路をさして落給へば、同二十八日、時行、雲霞の勢にて入替けり。然るに足利尊氏

卿、討手の大將軍として下向の由を聞、路次に行向ふて駈散せよとて、名越時基を差向けるに、時基、橋本の軍にうち負、佐夜中山にさゝえたりしが、彼處にもたまり得ず、箱根相模川度々の軍破れて、八月十九日時行、鎌倉を落て行衞しれず。延元二年ひそかに吉野殿へ參りて、亡父高時入道の過を御免候はゞ、官軍に加はりて尊氏を追討仕るべく候と奏聞せしに、忽に多年の勅勘を免され、北畠顯家卿と共に鎌倉に攻入、足利義詮を追落し、美濃國青野原にては、高大和守、今川五郎入道を打破りて、首を取こと三百餘級、泉州阿倍野合戰すこぶる利を失ふと云ども、戰の罪にあらずとて、吉野殿に參りければ、左馬權頭にぞ成れける。〔割註〕按に、時行元弘三年襁褓にありと云說に從がへば、この年僅に五六歳なり。處々の戰功大に疑ふべし。十四歳の說に從へば、父祖みな十四歳にて左馬權頭に任ず。據あるに似たり。」同三年義良親王の奥州へ發向なさせらるゝ時に、宗良親王と共に遠江に下向し、官軍を催促して今川範氏と疋馬野に戰うて、是に克と云ども、義良親王の御舟風に遇て伊勢國へ歸らせ給ひければ、時行も宗良親王と共に井伊谷にゆきて、井伊高顯を憑みて暫時は有けるが、文和二年五月二十日伊賀國にて卒す。行年三十歳とかや。〔割註〕一書に、時行の長子を小次郎行氏と云。行氏の子小三郎時盛その子新三郎行長その子伊勢新九郎氏長なりと云。」

尊氏卿、所望の征夷將軍は勅許なかりつれども、關東八ヶ國の管領を賜はりて、八月二日京都を進發ありければ、我も〳〵と國々の武士馳加はり、三河國矢矧の宿にて直義朝臣と一手になり、五萬餘騎にぞ成にけり。此由、鎌倉へ聞えければ、去大軍を待付て敵に氣をのまれては叶まじ、先んずる時は人を制するに利ありとて、名越式部大輔時基に三萬餘騎を差添て、東海道を攻上る。遠江國橋本にて、八月八日卯刻より軍始り、三十餘ヶ度入替々々戰ひけるに、時基終に打負て、佐夜の中山迄引退く。〔割註〕橋本宿と云は、遠江の國濱名郡荒井の西にあり。此合戰の頃は濱名橋有て、荒井の渡なし。佐夜の中山は遠江國佐野郡にあり。この間今の道にて十四里許を隔たり。」將軍〔尊氏卿〕の先鋒仁木、細川の一族、命を


道眼ハ京師
搢紳家傳ふる処


建長寺に寄

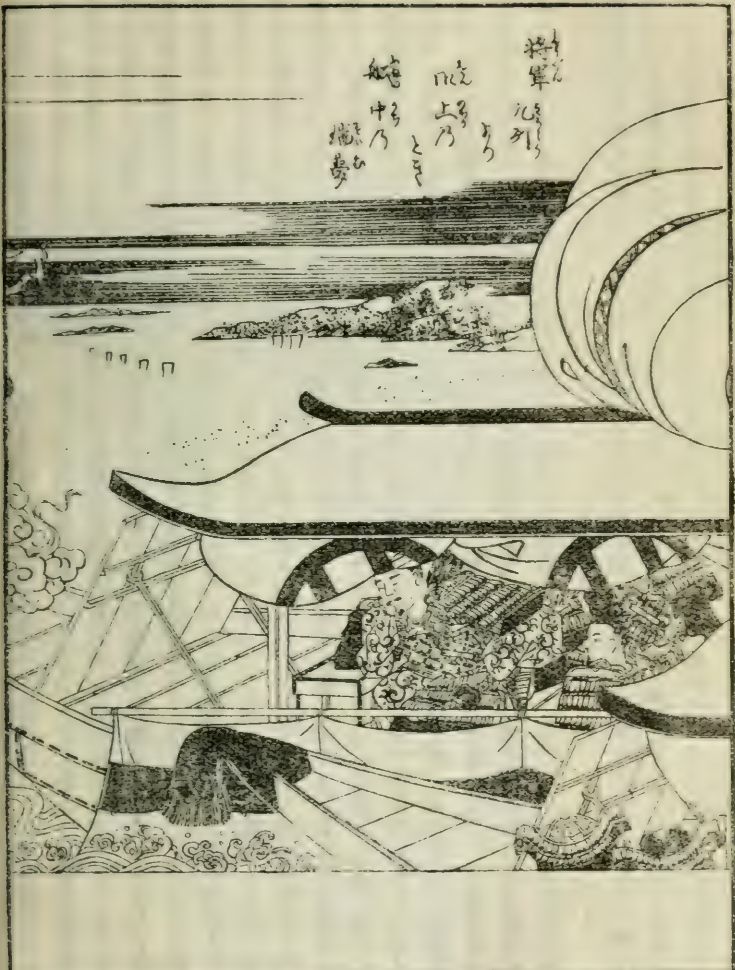
棄て眞先を駈れば、平家〔時基〕の後陣諏訪一黨名を惜みて防ぎ戰ひけれども遂に叶はず。箱根水呑の峠に支えたり。〔割註〕佐夜の中山より箱根迄、凡二十八重五町半許あり。」こゝは海道第一の切處なれば、敵も容易く懸らじと思ひしに、赤松筑前守貞範先登に進て、勇猛あたりを拂ひければ、時基こゝにも堪えず引退く。淸久山城守返し合て戰ひけるが、郎從は皆討れ、其身は忽ち生捕らる。路次の合戰將軍いつも勝に乘ると云ども、平家の士卒一人にても降人に出るものゝ無りしは、時基、能く士を養ふ術を知る故なるべし。相模川折ふし秋の時雨して、河水岸を浸しければ、水を隔てゝ陣を張、敗軍の士卒を待付んとせし處へ、高越後守、赤松筑前守、佐々木道譽、長井治部少輔等川を渡し、平家の陣の後へ廻る。平家前後の敵に度を失ひ、固瀬迄引退き、腰越十間坂處々十七ヶ度の合戰に、或は討れ或は疵を蒙り、僅に三百餘騎に成にけり。諏訪三河守今は是までとて、先づ時行を落して後宗徒の大名四十三人、大御堂の内に走入、自害して名を滅亡の跡にぞとゞめける。其死骸みな面の皮を剝て、何をそれと見分兼ければ、時行も定て此内に有らんと、追捕の沙汰に及ばれず。將軍鎌倉に打入給て、さしも威を振ひし時行は亡びたり。勅約なれば何の子細が有べきとて、宣旨をも下されざるに、押て征夷大將軍とぞ申ける。さて橋本相模川所々の合戰に忠ありける者に、恩賞を行はれけるに、先達て新田一族の拜領したる東國の所領を、悉く闕所になして給人をぞ付られける。是は東八ヶ國の管領を賜はりつれば、心のまゝに振舞れけるなり。同月三十日、勳功の賞とて從二位に叙せられ、藏人頭具光朝臣を御使にて、上洛あるべき由を仰られけるにより、旣に打立んと爲し給ひけるを、直義朝臣諫て申けるは、抑當家累代の陰德忽に開け、多年所望の官途を遂給ひぬ。早く政所を右幕下賴朝卿の舊跡に營造ありて、文治、建久の昔に擬ひ、文武兼備の政道を施され、公家一統の弊風を除かれ候へかしと理を盡されければ、時行既に斧鉞の嚴刑に服し候へども、餘黨猶いまだ誅罸し終らず。今暫東國に罷在て、靜謐の沙汰を致し候べき由勅答ありて、具光朝臣をば還されけり。都には尊氏卿東國に住して上洛せず。自由の行のみ多かる由を、風聞しける處へ、

所領を奪はれたる新田の氏族、様々讒言を構えしかば、既に追討の宣旨を被レ下べき由僉議有しに、北畠入道一位〔親房卿〕罪の疑しきを以て、功の賞を捨られんこと仁政にあらずと諫申されければ、去ば鎌倉へ專使を差向、子細に事の體を尋究めらるべしとて、法勝寺の圓觀上人を下されんとす。鎌倉にては義貞朝臣の高時入道を滅ぼされし時、尊氏卿の三男千壽王丸、下野の國より六月三日鎌倉に還られけるが、軍散じて後なりければ、義貞合戰の日記に入れざりしを、付從ひける武士ども、實は千壽王丸の功ありつるを、義貞朝臣偽を構て上聞を掠めたりしなど申者も有けるを、將軍誠とし給ひ、細川和氏を以て、義貞朝臣の鎌倉を滅したるは、千壽王丸の援に依るを蔽て、自身の勲勞とし抽賞拔群なるは、上を偽る賊臣なり。速に追討の宣旨を被レ下べき由を、一紙の奏狀に載られたり。此狀いまだ内覽にも下されざるに、義貞朝臣、尊氏卿の十罪を數えて、同じく奏狀を上られける。其中に護良親王を弑し奉る由を載たりければ、今は天誅遁るゝに處なしと逆鱗の折ふし、西國より足利殿の被レ成たる軍勢催促の御教書とて數通たてまつりしかば、十一月二十六日尊氏、直義以下の官爵を止められ、追討の宣旨を成れ、尊良親王を上將軍とし、義貞朝臣以下の官軍發向有ければ、圓觀上人の使節は停められけり。鎌倉にては此由を聞て、直義は軍を起し是を防がんことを謀りしに、將軍は讒者の誣惑に依て、一旦勅勘を蒙ると云ども、某が大功いかでか思召忘玉ふべき。其上今度逆鱗の條々、某が犯せし罪にあらず。幾度も退て過を謝し失を糺し申べきなりとて、防戰のことをばゆるされず。直義案に相違して座を立れけるが、將軍は竊に御所を出て建長寺へ入らせたまひ、髻を切て既に出家の姿に成せ給はんとせし處へ、直義綸旨を持參して、是は昨日手越の軍に討死したる官軍の膚の守に入て候ひし。其文に尊氏、直義出家遁世の身たりと云共、天誅を緩すべからずと載られ候へば、迚も遁れぬ勅勘の御身なり。御出家の儀を思召返されて、一族の沈淪を御助候へかしと申されしかば、將軍誠に逆鱗甚しかりけり。然らば尊氏も旁と共に弓矢を握て、義貞朝臣と運を天に任せて死を爭ふべしと宣ひて、胴服を脱玉ひ、錦の直垂をぞ召れけ

る。去ばその頃鎌倉中の軍勢共の、一束切とて髻を短くしけるは、将軍の髪を紛らかさんが爲也けり。皆こそ官軍にや降らん。本國にや落行んとしける軍勢も、俄に氣を直し馳參りければ、一日も過ざるに、将軍の味方は三十萬騎に成にけり。十二月十一日この勢を二手にわけ、箱根路へは直義朝臣、竹下へは将軍自ら向はれけるが、同十二日直義朝臣箱根の軍に利を失ひ、官軍頗る勝に乘と云ども、将軍竹下の合戰に打勝玉ひしかば、官軍忽に打負、箱根を引退く。将軍の勢は八十萬騎、伊豆の國府に居餘れり。将軍爰にて鎌倉に千壽王丸を留め、坂東の民心を收め、兵粮運送を安くなされしこと、將略に長給ふと云べし。然して後八十萬騎の勢を率し、正月七日近江國生來社に、山法師成願坊が三百餘騎にて楯籠りたる城を、一日一夜にせめ落し、八日に八幡の山下に陣をとる。〔割註〕生來は江州武佐寺の東北にあり。是より直に勢多へ向はるべきに、勢多は名和長年の固めし處にして、當の敵にあらず。故に江州栗本郡小田原より山城國綴喜郡田原路を八幡山の下に來り、山崎の橋を固めし義貞朝臣に向はるゝなり。〕明れば九日の早旦より軍始り、大渡の橋にて支ける戰、いまだ半なるに、赤松範資、細川定禪、山崎に向て官軍の後を絶んとなしゝかば、義貞朝臣都をさして引返す。山崎、大渡の官軍利を失ひぬと聞えし程に、主上、〔割註〕後醍醐天皇。〕三種の神器を御身に添へられ、山門へ臨幸なる。定禪都へ攻上り、何とか思ひけん。内裏に火を放て、前殿、中殿、後殿、八省、三十六殿、十二門、一時の灰燼と成にけり。同十一日将軍入洛し給ひつれども、二條高倉の御所兵火のために燒失せしかば、持明院殿の東北なる中園の公賢公の家を以て御所となされたり。〔割註〕今の清藏口の邊なり。〕其後定禪を園城寺へ遣はして、東坂本の向城に取たりしが、山門へ奥州勢五萬餘騎荒手に加はると、直に園城寺へ寄んとする由を聞て、定禪今少勢を増ばやと譜中により、誰をか加勢に遣すべきと見廻し給ふ處に、官軍園城寺を責落しゝと見え、黑烟天に舞て夥し。将軍三條河原へ打出玉へば、義貞朝臣、定禪を追て東山を後に充て、魚鱗の陣を張たりけり。将軍宣ひけるは、義貞朝臣は平場の軍を好むなるが、山を後に充て陣を取たるは小勢なりと覺ゆる

ぞ。師泰向ふて馳散せよと下知し玉へば、我も〳〵と馳向ひ、將軍塚に打寄せて、入替〳〵戰ひけるに、如何にして紛れたりけん。將軍の前後左右に、中黑の旗差揚て、一手〳〵こゝ彼處より寄合て攻戰ふ。勢の多少に見分らず。御方の者が敵と成て、後矢射よと疑て、將軍丹波路へ向て落玉へば、高、上杉の人々は山崎さして引退く。官軍いよ〳〵勝にのりて追駈ければ、將軍今は遁るゝ處なしと思はれけるにて、梅津桂川の邊にては、鎧の草摺たゝみ上げ腰刀をぬかんとし玉ふこと三ヶ度に及べり。去ども將軍の運や强かりけん。日暮かゝりければ、官軍桂川より引かへす。將軍松尾葉室の間にひかへ玉ひしに、定而夜討して官軍を追返しければ、すなはち京へ引返さる、同二十七日、官軍また寄來りしかば、將軍北畠顯家卿の陣に向て戰を挑まれけるが、又打負て寺戶の邊迄落玉ひけるに、官軍も坂本へ引返しつと聞えければ、將軍また京へ入替らせ給ふ。此朝、律僧どもが、戰場の死骸を尋ぬるを見て、官軍宗徒の大將打死せしと思ふ處に、夜に入て山門の勢どもの落行を見て此を討留めんと、鞍馬、小原、瀨田、宇治、嵯峨、仁和寺の方迄、千騎二千騎さし分て勢を置かぬ方も無りけり。偖こそ京中は無勢の上に用心も緩り待るに、二十九日の卯刻に、官軍二條河原へ打て出、處々に火をかけ、時の勢を揚ければ、將軍重て京を落玉ひ、丹波の曾地〔割註〕船井郡、今は須地と云。〕の内藤道勝が館に入玉ふ。二月二日曾地を立て攝津國へ向はれけるに、三草山より熊野別當か子の藥師丸を京へ返し、日野資名卿に就て持明院殿の院宣を申出し、軍を君と君との爭ひにせんと謀られけり。是は將軍朝敵たるが故に打負ると思はれつればなり。

持明院殿とは、後伏見院第一皇子量仁親王を云。初め後醍醐天皇の東宮に立せ玉ひしなれは、御父子の義なり。後醍醐天皇、隱岐へ遷幸の後踐祚ありつれども、御父帝より御讓なきに、何として皇統をば相承ありしにや。唐玄宗の祿山に追れて蜀に幸せられし時に、皇太子靈武にて天子の位に即せられしは、賊を伐て玄宗を都へ返し入れ奉らんか爲なるをさへ、猶傾け申人も有をや。東宮は子なり。子位に即


将軍行列より
陸上のとき
船中の


信兆圖

に父を逐ふ法やある。高時入道固僻にして、名實に暗く、ありとも、當時の公卿大臣妄に心付ざるはいかにぞや。後伏見、花園両上皇重祚の儀を用ひられば、花園は後醍醐の父帝に當らせたまふ。父として子を黜る間より嫌なき也。後醍醐隱岐より還幸ありつれども、重祚の儀ならぬは、初より讓位の叡慮なければなり。尊氏將軍もまた、名實に暗く在す。朝敵の名を惡むことを知めすと云ども、量仁親王の後醍醐天皇と御位を爭はふべき理なきをしらず。昔衞靈公、太子蒯聵を惡て是を逐ふ。靈公薨ず。國人蒯聵の子輒を立て君となす。時に父蒯聵、入て君たらんとす。子輒、これを拒で入れず。孔子天倫を正しくして、是を爲ず。然る時は尊氏將軍も亦、高時入道と同じく、不孝の子を助けて人心を欺き、自ら令名を求めんとす。是もまた論に正しからずと云べし。

敗軍の士卒方々より馳集り、程なく二十萬騎に成にけり。然るに官軍の大將北畠顯家卿、新田義貞朝臣、楠正成朝臣と、豐島河原に戰ひけるに、官軍いつも勝にのりける間、將軍、大友厚東を案内者として九州を心ざし漂泊し給ふ。筑前國多々良濱に着せ給ひける頃は、僅に五百人にも足らざりけり。菊池掃部助武敏これを聞、その勢の僅々たる内に打散さでは有べからずと、少貳入道妙惠に腹きらせ、其競に將軍の陣取て座す香椎宮へ推寄て、多々良濱の遠干潟より馳向ひ、息をも繼せず戰ひけるが、搦手に廻りける松浦神田の者ども、一軍もせで將軍方へ降參す。菊池是に利を失ひ、肥後國へ引返しければ、九州は皆將軍方にぞ參りける。さらば上洛を急げとて、四月二十六日太宰府を立て、五月朔日安藝國嚴島に船を寄られ、三日參籠なし給ふに、結願の日三寳院の賢俊僧正、持明院殿より被レ成たる院宣を帶して參向あり。將軍これを拜見ありて、向後の合戰に於ては勝ずと云こと有べからずとぞ悦玉ひける。〔割註〕太平記に、去四月六日に、法皇は持明院殿にて崩御なりしかば、後伏見院とぞ申ける。かの崩御以前に下りし院宣也とあれども、南朝紀傳に、四月二十八日の院宣と見えたれば、光嚴院の院宣也。同五日嚴島を進發ありければ、周防、長門、備後、備中、出雲、石見、伯耆の勢馳參り、兵船七千五百餘艘を揃な

らべ、海上をぞ上られける。爰に將軍屋形の內に暫時目眠給ひける夢に、觀音二十八部衆、船の舳に立擁護し奉る體を見給ひしが、醒て見給へば、山鳩一つ、船の屋形の上に止り居けるぞ不思議なれ。同二十五日湊川經島生田森の合戰、官軍屢利を失ひ、楠一族打死し、義貞朝臣議に敗軍を纒ふて上洛せしかば、主上また山門へ臨幸なる。同二十九日將軍、東寺へ陣を移されければ、光嚴院〔割註〕後伏見院第一皇子量仁親王、此歳二十五歳、初は後醍醐天皇の東宮也。」豐仁親王、〔割註〕後伏見第四皇子、後に光明院と申す。但此二親王、父帝崩御の後、いまだ五旬を出ず。帝位を爭ふて仙蹕を軍陣に促がさること、孝子の情に非ず。かつ養父と抗禦せらるゝに至る。何を以て四海に教訓を舖せ給ふべけんや。」法勝寺の塔の前より、日野中納言資名、三條中將實繼ばかりを召具して、將軍のおはします東寺へ潜幸なりぬ。將軍斜ならず悦び玉ふて、東寺の本堂を以て皇居となされけり。〔割註〕太平記に、持明院法皇、本院、新院、春宮とあり。法皇は後伏見院なり。既に崩御の後なり。本院は花園院、新院は光嚴院、東宮は光明院を云。」六月二日將軍の軍兵、東西坂本無動寺より山門へ向ひけるに、高豐前守師重手を負て生捕れければ、寄手百八十萬騎總敗軍して逃たりけり。官軍師重を誅せしを功として、京を襲はんともせざりけるほどに、敗軍の士卒、機を取直し、又大勢になりにけり。同三十日官軍京へ寄せたりしが、將軍の五十萬騎に驅なやまされて、西坂本へ引返す。七月二條大納言師基卿、北國より敷地、上木、山岸、瓜生以下三千餘騎を引率して、東坂本へ着たりければ、官軍是に力を得て、又東寺へ馳向ひ、一戰に攻落すべしと謀られける方便を、いかなる野心の者か告たりけん。將軍これを漏聞給ひ、かねて其備をなしければ、官軍利を失ひて引返す。然るに畿內近國の兵ども、官軍に合體して、八幡、山崎、川尻、宇、田原、丹波口、長坂、栂尾、鞍馬、勢多、四方七道をさし塞ぎ、はづかに唐櫃越ばかりを明たれ將軍の百八十萬騎たちまち兵糧運送の道絕て、技々に本國へ逃返るほどに、京勢以の外につかれたり」へ聞えけるにより、七月十三日官軍東宮へ寄來り、手を摧て戰ひてしが、就中義貞朝臣の射ける

矢、將軍の座し給ふ帷幕の中を本堂の艮の柱にたち、名和長年は大宮にて討死しつれ共、寄手終に打負ければ、四方七道路開けて、京勢は籠を出たる鳥の思をなし、官軍は轍の魚の水涸るが如し。爰に於て將軍籌て、一紙の起請文を淨土寺の忠圓僧正の許へ贈り、還幸のことを勸め奉りしに、主上も亦計て還幸あるべき由を勅答あり。十月九日、東宮〔恒良親王〕受禪の儀行はれ、一宮尊良親王と共に、義貞朝臣を御供にて、北國へ赴かせ給へば、主上は同十日花山院へ還幸なりぬ。〔割註〕近衛の南東洞院の東と、拾芥抄にみゆ。今の京出水の南、東洞院の東にて、中御門東坊城等家の邊なり。〕將軍即宗徒の大名を四門の警衛に參らせたり。十一月二十五日將軍、權大納言に任じ給ふ。〔割註〕去年十一月二十六日勅勘にて、參議從二位左兵衞督武藏守を解官せられたれば、無位無官の尊氏卿なり。然るに今直に大納言にならせ玉ふなり。〕十二月二十一日、主上、花山院を御出ありしかば、すはや宮方又强ぬべしと、京白河の騷動大かたならず。警固の爲に參仕まつりし大名畏申せしに、將軍いと靜に主上を海島などに遷し奉らんは、承久、元弘の例はあれども、我心にしのび奉らず。さていかに成奉らんと、日頃思ひ煩らひたりしに、出させ給ひしは凶中の吉と云べしと宣ひければ、人皆鎭りぬ。同二年越前國金崎の城落たりとて、恒良親王京都へ還御ありければ、花山院の古御所に入奉りて、警固の番を付おかる。同三年八月十一日正二位に叙し、征夷大將軍に任ぜらる。此年義貞朝臣は流矢のために、足羽の里に命を落し、顯家卿は軍やぶれて安倍野の露と消給ひ、官軍日々に力衰へ、將軍、龍の雲を起す如くなりしに、執事高師直の奢侈驕淫ます〱甚しく、是が爲に鹽谷高貞家を失ひ身を亡す。興國四年〔康永元年〕十二月二十三日、將軍の母御上杉氏、從三位藤原清子薨ぜられしかば、將軍も直義朝臣も官を解て籠り居給へり。

藤原清子は、上杉掃部頭賴重の息女にて、弘安元年戊寅相模國鎌倉郡山内の館にて誕生なり。足利讃岐守貞氏卿の室家として、嘉元三年尊氏卿、德治二年直義朝臣、打つゞき誕生あり。元弘元年貞氏卿に後れ給ひて、いくほどもなく尊氏卿京都へ移り住給へば、同じく移らせ給ひけるが、從三位に叙せ

られ給へり。薨御の後、衣笠山に葬めて、果證院二品大夫人雪庭尼公と申き。其後一品大夫人を贈らせらる。將軍家母堂の一品の始なり。

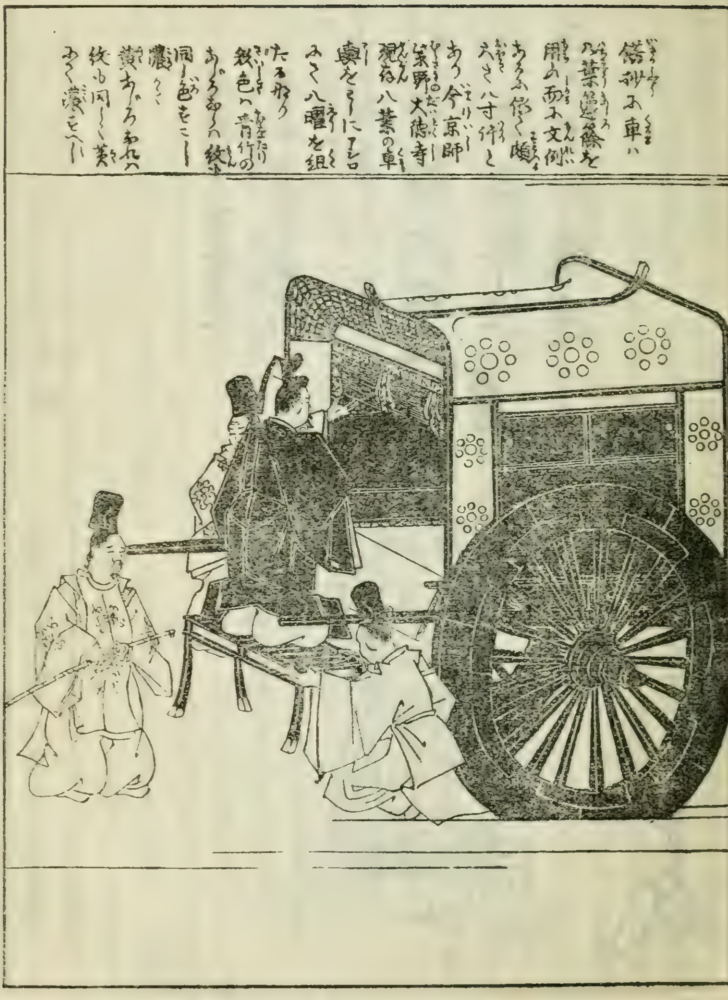
明年〔割註〕康永二年、興國五年。」三月七日復任の宣下有つれども、大納言をば辭申させ給ひ、征夷大將軍にのみ復り成せ給ひて、〔割註〕薨日より七十三日なり。」八月十一日除服宣下あり。〔割註〕九箇月二百二十四日。」此年、後醍醐天皇の御追福のために、龜山の行宮を改めて梵苑を營み、夢窓國師を以て開山となし、靈龜山天龍資聖禪寺と號せらる。

天龍寺佛殿上間上梁銘に、虔革ニ故嵯峨離宮一、鼎ニ新精舍一、恭爲ニ後醍醐聖廟資塔善根一云々。太上天皇量仁謹書とあり。〔割註〕太上天皇とは光嚴院を云。後醍醐天皇の東宮に在す。去ば後醍醐聖廟に對せられては、東宮量仁と遊しなば、名正しく有べきに、太上天皇と被レ遊しは如何ぞや。惟有道曾孫周玉發と云本文をば叡覽なかりしにや。」下間銘に、曆應庚辰孟夏、表ニ其權輿一。康永癸未仲秋成ニ此寶殿一云々。開山夢窓疎石敬白と見ゆ。

乾峯和尙、諱は士曇、筑前の人なり。南山士雲禪師の法嗣、南禪寺、龍興菴、東福寺、菩提院等の開山、貞和五年は六十五歲の時に當る。又鎌倉花柄社にも此像と同きを藏す。但爲ニ天化藏主一仁山書。文和四年六月六日とあり。〔贊は全同〕仁山は尊氏卿道號なり。〔割註〕尊氏卿の書は奉ニ爲三品觀公大禪定門一。修ニ五種妙行一。觀應三年九月五日書寫畢。正二位源尊氏。と奧書のある法華經鎌倉圓覺寺にあり。三品觀公とは尊氏卿の父貞氏卿なりと云。

貞和元年天龍寺供養に、光明院〔割註〕光嚴院の御弟宮豐仁親王、尊氏卿の陣中に臨御有て、九十七代の皇統を嗣せらる。」行幸を成奉りて、勅願に准ぜばやと、夢窓の徒弟驕慢の心を起し將軍を勸たりしかば、即奏聞有けるに勅許なりつる山を、山門の大衆傳聞、これを障申ければ、行幸は罷られき。八月二十九日將軍兄弟八葉車に駕して參向せられ、大會事故なく遂行はれ、明る晦日に御結緣の爲とて、花


牛童
退紅
舎人
白丁



等持院贈左府真蹟

從輪光至蓮下八寸　宝戒寺藏

為乾峯和尚書之
貞和五暦太蔟下旬

善根無所窮
利済徧沙界
令我益尊容
夢中有感通



尊氏（花押）

園、光嚴兩上皇御幸なりつれば、山門の嗷訴徒にして檀越歡喜の眉を開けり。貞和四年上杉重能、畠山直宗、師直兄弟の驕奢放逸を憎で、是を戒らるべき由を、直義朝臣と共に計りしに、事もれしかば却て師直がために圍まる。將軍須賀清秀をして事の子細を問れけるに、讒臣を誅戮せむことを請ふ。將軍止ことを得ず是を許し、直義朝臣の政務を止め、上杉、畠山を越前に流し、追てこれを殺し、鎌倉の義詮朝臣を呼上せ、直義朝臣に代りて軍國の事を執行はせられけり。〔割註〕是足利家の管領強くして、應仁の大亂となる張本なり。京都將軍家の成敗を見る。爰に至て歎息に堪ず。直義朝臣の傳に是を盡す。」爰に將軍の末子右兵衛佐直冬朝臣とて、中國の探題に補せられ、備後國へ下向ありけるが、直義朝臣の猶子なりしかば、石見國の三角入道を語らひて謀叛し、師直、師泰を討んことを議ると聞えければ、將軍師直、師泰を討手に向られけり。其頃美濃國の土岐墨俣八郎周濟房、將軍に背き旗を揚ければ、是を征伐せられんため、師直兄弟を呼返さる。直冬朝臣いよ〳〵力を得、中國大かた打從へられ、近日都へ攻上るなんど、早馬しき波を打て告ければ、尊氏向はで叶ふまじとて、將軍打立給はんとせし夜半ばかりに、直義朝臣いづちともなく立退る。定めて宮方へ合體なるべし。ゆゝ敷大事哉と人みな呟やき合けるに、將軍は物のかずともし給はず、備前國へ下向ましましぬ。同六年直義朝臣はたして宮方になり給ひ、將軍の留守を幸に都を襲はれければ、義詮朝臣一ずも支玉はず落られしが、西岡にて將軍に參り會れ、もろ共に京へ寄られ、敵を追落さるゝと云ども、味方は次第に落失、敵には益勢加はりければ、將軍書寫山へ引退き玉ふ。かゝる處に石堂賴房、直義朝臣に馳加はり、書寫山を襲はんとする由を聞て、御影濱にて合戰しけるに、將軍打負玉ひ松岡城へ走入り、まづ軍勢の着到を付られしに、五百餘騎には過ざりけり。將軍、師直兄弟を召て、今は是迄なり自害して恨を泉下に報ひてましと、中々淸しく思切せ玉ふ處に、宵に落たりと噂せし饗場氏直、曉がたに立還り、直義朝臣の陣に行向ふて和談を取結びて候へば、楚忽に御自害有べからずと申により、將軍も是を破らるべきにあらねば、諸將と共に都へ引返させ給

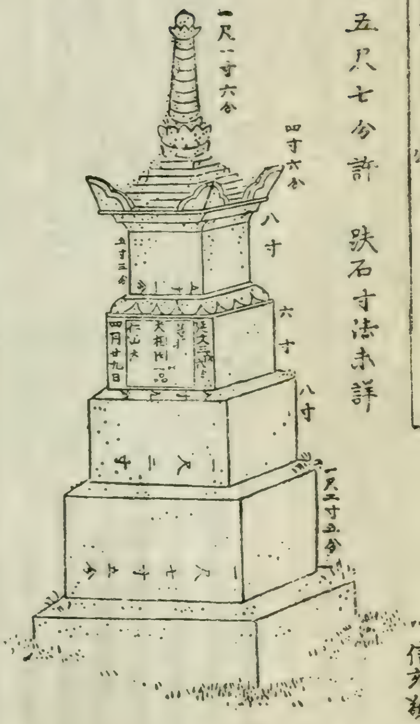
ふ。師直兄弟薙髪して罪を謝しなんと心構しけれども、路次にて誅せられければ、東國の首尾ふたゝび直義朝臣の掌握に歸するを以て、仁木頼章、細川頼春、土岐頼康、佐々木道譽等互に權威を爭ひ黨を立しほどに、將軍兄弟伯父甥の間終に和せず、雙方に中言する人有て、薄き氷を踏むが如き世となりつるに依て、直義朝臣越前國へ落玉ふ。將軍これを攻られんがため、近江國へ發向ありけるに、佐々木仁木土岐の一族馳參つて大勢になりにけり。直義朝臣一軍して終に叶はず、鎌倉を志して逐電せらる。將軍つゞいて發向有べかりつれども、都に去べき大將の在まさねば、官軍時を得て都に攻入んこと疑有べからずと思はれければ、尊氏卿の立玉ひける崇光院を廢し奉つて、吉野の天子を都へ還幸なし奉るべき由を申給へども御許なかりけるに、赤松則祐その頃吉野殿に伺候して、將軍の所望を執申つるにより、吉野殿にも佯て尊氏卿の申さるゝ旨に任せて、直義朝臣追討の詔書を成れけり。將軍謀なりぬと悅て、義詮朝臣を京都の留守として、自ら進發ありけるが、諸國の軍兵大方直義朝臣の催促に從ひ、鎌倉に下向しつれば、將軍の御方に參る武士以の外に少かりしかども、止べきにあらねば、進で薩埵山に向はれ、直義朝臣の先陣石堂頼房と戰ふ。此時宇都宮氏綱、下野國にて旗を上、將軍方に參る。直義朝臣敵を東西に受て智略を盡すと云ども、遂に打負、伊豆の山中に遁れけるを、將軍より懇に申させ玉へば、直義朝臣過を悔て鎌倉へ參られしが、遂に爰にて薨ぜらる。其頃新田義興、義宗、脇屋義治、武藏上野の兵を起して、安房上總を打從へ、鎌倉へ攻來ると聞えしにより、一度鎌倉を去ば、坂東は皆敵となるべし。しかず急に是を伐て敵を遠方へ追靡けんにはとて、將軍、わづかに百騎を從へて武藏野へ打向はれしに、久米川にては八萬餘騎になりにけり。此勢を五手に分て小手差原に打臨み、將軍は義宗の手に向ふて戰を挑れしに、軍やぶれて石濱〔割註〕今多麻郡牛濱村。」をさして落玉へば、仁木頼章、義長は義興、義治と戰ふて、是に勝と云ども、義興、義治、敗軍を進めて鎌倉に攻入ければ、將軍の留守とて鎌倉に置れたりける基氏朝臣、一戰に利を失ひ、鎌倉を落玉ひ、將軍の義宗と笛吹峠に戰ふてこれに勝ち、大軍

にて控へ玉ふ武藏野の陣へ馳入て一手になり、やがて鎌倉へ發向有けるほどに、義興、義治、小勢にて叶ふまじとて、鎌倉を引退けば、將軍直に入替せ給ふ。同八年將軍久しく坂東に坐し、しかも軍しば〳〵利を失ひ玉ふこと、京都へ聞えしにより、山名時氏よき時節と思ひけるにや。官軍と牒じ合せ京都を襲ひけるに、義詮朝臣忽に打負、後光嚴院の鸞輿に供奉して、美濃國へ引退ける由、鎌倉へ注進せしにより、將軍、基氏朝臣を留て關東の管領となし、自ら諸將を率ひて上洛あり。近江國鏡驛にて義詮朝臣に行遇ひ都へ還入玉ひ、仁木賴章を以て執事となされけり。同九年直冬朝臣、時氏を援ニ官軍に加はり、父を討んと擬せられしに、足利高經、桃井直常、北國の勢を以てこれに應じければ、其勢既に强大なり。義詮朝臣を播州に下して時氏を押え置、將軍は北國の敵を追討せられんとせしに、直冬猛勢にて押寄ければ、將軍もまた、後光嚴院を奉じて近江國武佐寺へ落玉ふ。時氏、直冬京に入けれども、山崎には義詮朝臣、嵐山には仁木賴章、東山には將軍陣をはり、道々を差塞がれて、兵糧の路絶ければ、直冬朝臣も時氏も終に叶はず都を落失けり。將軍すなはち都へ還入て、三條坊門高倉の御所に入御ましまして、同十三年〔割註〕延文三年に當る。〕四月癰を病せ給ひけるが、二十九日と云に薨ぜられけり。行年五十四。衣笠山の麓に葬め、等持院仁山妙義大居士と稱す。〔割註〕鎌倉にては長壽寺殿と申せしなり。〕同六月三日、左大臣從一位を贈られけり。〔割註〕薨後三十三日目。〕康正三年四月二十八日百回遠忌の時、太政大臣を贈らせ給ひにき。

山城國葛野郡衣笠山等持院客殿の後に、尊氏公の寶塔あり。銘文に等持院殿贈大相國一品仁山大居士、延文三戊戌年四月二十九日と記せり。康正三年四月贈官ありける後、東山義政公の建させ玉ふところなりと云。物換り星移りて、今は趺石半は地に入、苔蘚厚く封じ剝蝕文字滅せんとす。圭田若干ありと云ども、香華主なくして薰誦まさに疎略なるが如し。爰に其法量を細記して詣拜することを得さる人に示して、共に英風を欽し且儉素を瞻仰せしむ。

等持院將軍家尊氏公寶塔

總高五尺八七分許　趺石寸法未詳



信充敬之

高野山金剛三昧院に、尊氏卿靈夢を感ぜらるゝこと有て、南無釋迦佛全身舍利の字を、一首の頭に置き、公家武家二十六人百二十枚の短冊を勸進して納められしあり。〔割註〕跋は康永三年十月從三位左兵衛督兼相模守源朝臣直義卿なり。」其内尊氏卿の詠歌十三首あり。今三首を錄す

な　難波津の汀の波も長閑にて今は春べと霞立なり　尊氏

り　靈山にとき置法の有のみか舍利の佛の姿なりけり　同

む　急雨の音羽の山のほとゝぎす鳴一聲はまがはざりけり　おなじく

風雅集〔春、〕梅をよみ侍りける。前大納言尊氏

　軒の梅は手枕近くにほふなり窓のひまもる夜半の嵐に

喚子鳥を

　人もなき深山の奥のよぶこ鳥いく聲なかば誰かこたへむ

同〔秋、〕籬薄を

　露にふす籬の荻は色くれて尾花ぞしろき秋風のには

同〔賀、〕建武元年中殿にて竹有佳色と云ことを講ぜられけるに、

　百敷やおひそふ竹の數ごとにかはらぬちよの色ぞ見えける

〔割註〕此歌、新千載集に、建武二年正月十三日内裏にて竹有佳色と云ことを講ぜられけるに云々とあり。今案に、建武元年正月十二日大内裏造營の事始ありて、三月九日紫宸殿の安鎭法を行はると云ば、中殿御會は二年正月十三日と云說に從ふべきなり。〕

同〔旅、〕世中さわがしく侍りける頃、三草の山をとをりて大藏谷といふ處にて、〔割註〕延元元年尊氏卿、丹波國より播磨國賀東郡三草山をこして、同郡大藏谷、今は黑谷と云處を過て、攝津國兵庫へ赴むかるゝ時の詠歌なるべし。〕

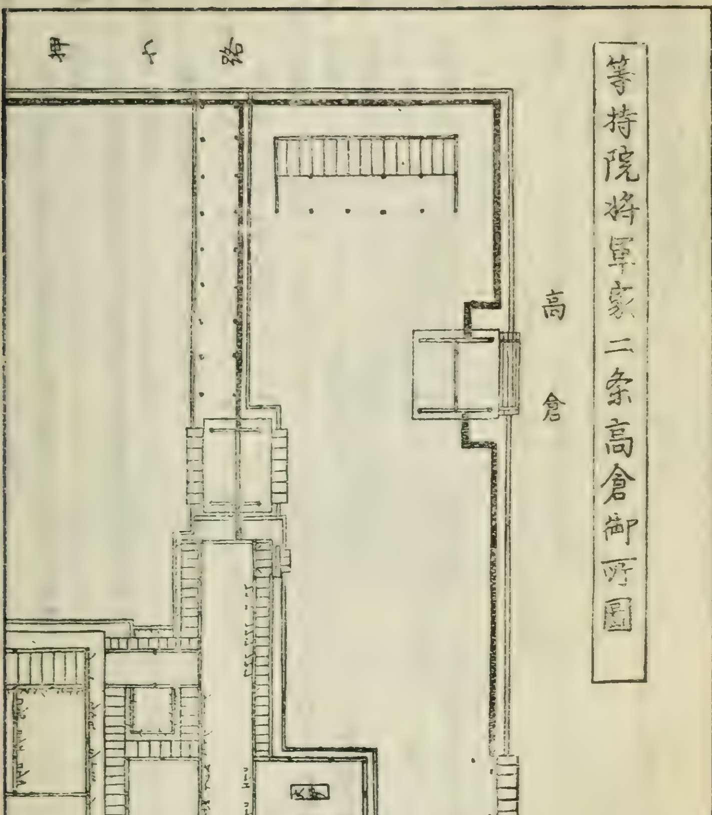
　今むかふ方は明石の浦ながらまだ晴やらぬ我おもひかな

新千載集、貞和二年百首歌めされし時、等持院贈左大臣、

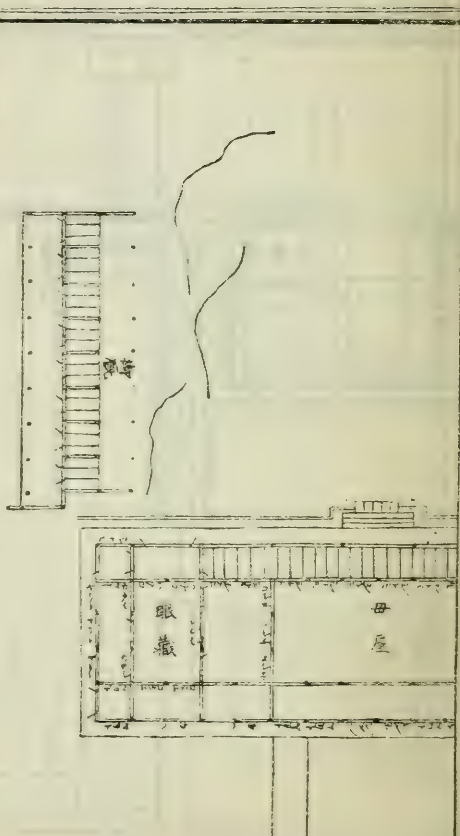
　神山の杜の下草ふみならし待日かさなるほとゝぎすかな

同建武二年、内裏千首歌の折しも東に侍けるに、題賜はりて詠て奉ける歌に、〔割註〕相模次郎征伐に下向ありける時としらる。〕

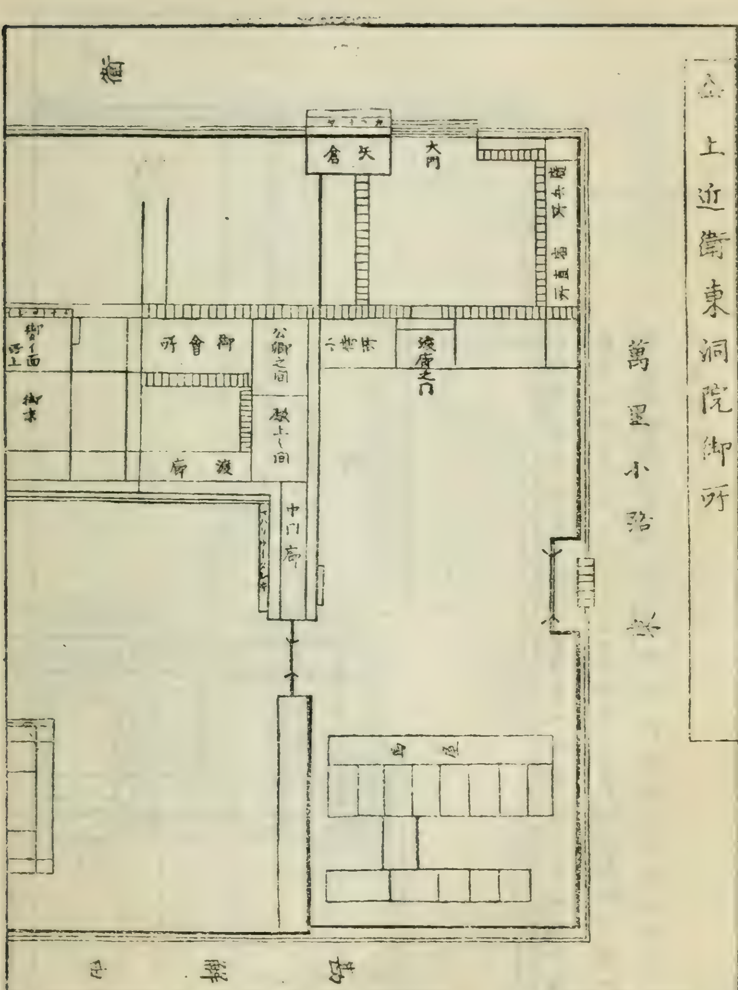
　流れ行く紅葉ながらや氷るらん風より後の冬のやま里



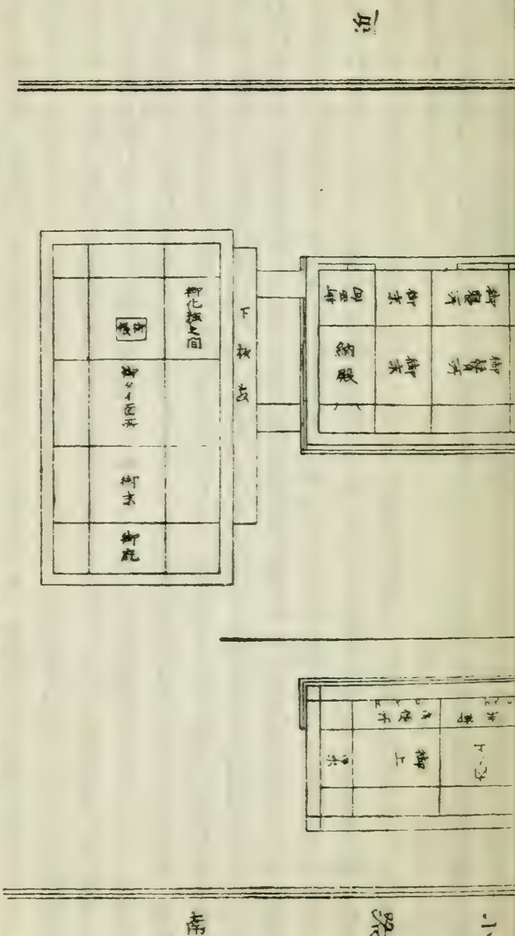
等持院將軍家二条高倉御所圖



山城國葛野郡某院藏尊重ハ御室侍人と云。海人藻芥奥書ホ、長享二年三月十六日書功徳蒼重藏、廿七眞俗交義記の奥ホ、依歎寄ゟ志新所奉付與尊重律師了。干時文明十七年日實數ホ、スくたる人なるべし。



上近衛東洞院御所



等持院殿近衛東洞院御所

戸部侍郎藤原

此圖一本に花山院圖と記す。花山院御等持院將軍御所なきハ異と為に足らじ。申次記に、御便所御對面所御次之間

同續後撰集奏覽の本を傳へとりて、前大納言爲定もとへ贈り侍りし包紙に書付侍るうた、

玉も猶光そへとて古の跡にぞかへす和歌の浦なみ

〔割註〕續後撰集は、爲家卿の撰なり。爲定卿は左中將爲通朝臣の男にして、爲家卿の玄孫なり。高祖父の手譯の本を返し與えらるゝが故に、古の跡にぞかへすと詠ぜられしなるべし。此時爲定卿の返し、

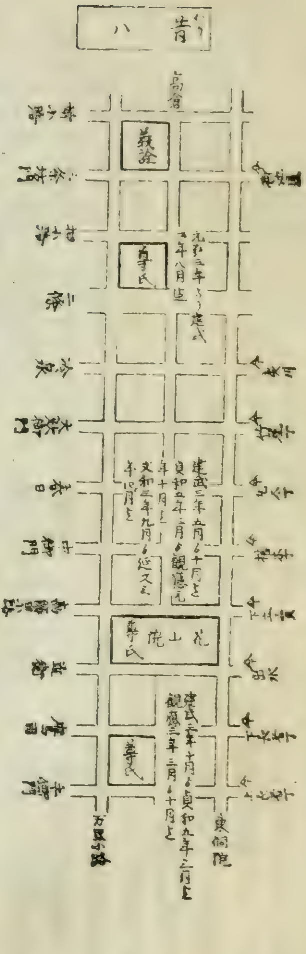
和歌の浦の波に思はぬ心よりそふべき玉の光りをぞ見る

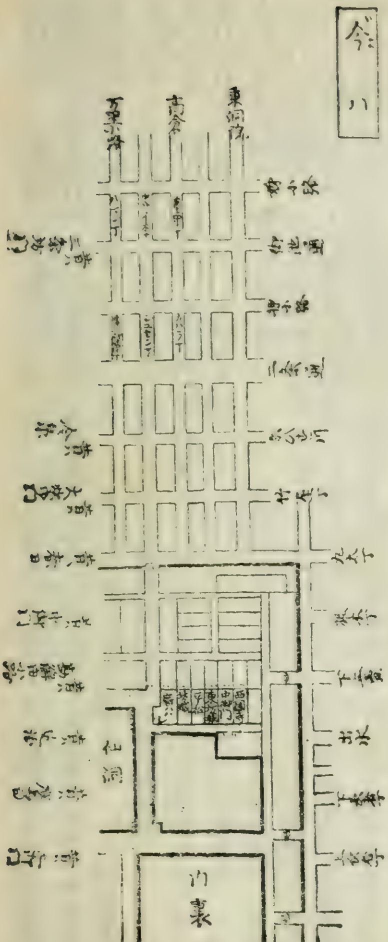
と同集にのせたり。」

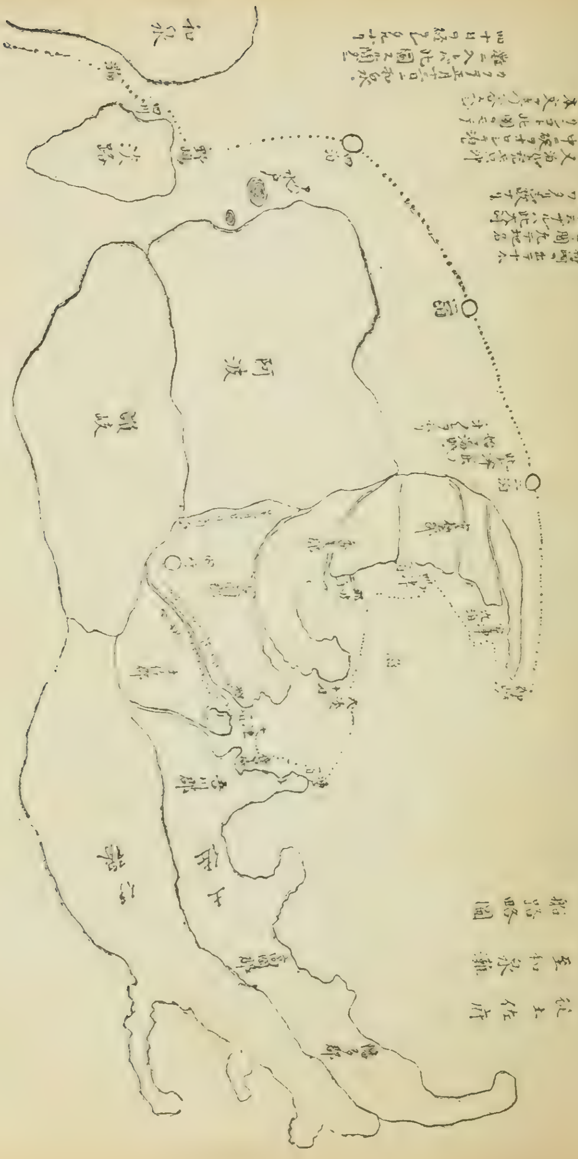
山城國愛宕郡芝藥師緣起に、尊氏卿、ある夜の夢に女來吿て云、今汝に百戰百勝の術を敎えん。大元國に軍神を求て信仰すべしと、靈夢の如く元朝に求むるに、王關羽將軍の像を贈らる。尊氏卿此寺の傍に安置し給ふと見えたり。芝藥師ははじめ大宮の西五辻の南に有しが、後は京極一條に移され、今は吉田山の東眞如堂の傍に移る。靈芝山大興寺これなり。本堂の脇に關羽の像あり。〔割註〕大興寺、寶永五年京師災後に、吉田神樂岡の東へ遷されたりと、燕石雜志に云は誤なるべし。其故は元祿十年の京圖、寶永二年の名勝志、みな吉田山の東と有ればなり。」漢壽亭侯の印を藏む。〔割註〕燕石雜志、東北院藏と云は誤なり。東北院は大興寺の西に隣る。和泉式部の寺と云是なり。關羽の印あるべき理なし。」關羽は蕩寇將軍漢壽亭侯たり。漢の建安二十四年孫權と戰て克ず之に死す。〔割註〕日本の神功皇后十九年に當る。天保壬寅まで千六百二十四年なり。」宋の大中祥符七年に至り、神靈を現し玉ふにより、祠を立てこれを祀るとかや。〔割註〕日本三條院の長和三年甲寅に當る。」皇朝にては尊氏卿の祀られしぞ始なるべし。〔割註〕西土は元の文宗の時に當る。」丹波國波見保、伊勢國天花寺小野村を關將軍の供料に寄せられしとなり。

尊氏卿元弘三年五月十六日入洛の日より、建武二年八月二日、相模二郎時行追討のため關東へ首途をせ給ふ迄、二十八箇月の間御座ありしなり。〔割註〕應永寫本の京圖に依て考ふるに、高倉の東、萬里

小路の西、二條の南、押小路の北にて、四方一町の地なり。たゞし此一町は四十丈四方なれば、今の地面にして四千四百四十六坪餘に當る。其家の丈尺は柱の心より心に至る迄七尺を用ゆと云ば、眠藏の廣さ壹丈四尺、長さ貳丈壹尺と見ゆ。今の六尺壹間の法にして八坪餘あれば、十六帖敷計の處と知べし。此時正三位宰相にて住せられき。」同年十一月　尊氏卿鎌倉にて謀反の聞有により、是を誅戮せらるべしとて、同じく十九日、節度使此御所に來て、中門の柱を切たる由、太平記に見えたり。翌三年正月十日細川定禪が放火に、此御所も焼たりしかば、同十一日尊氏卿入洛ありつれども、東寺を以て本陣となされたり。然るに軍利なくして九州へ動座在まし、五月二十九日入洛の時は、近衛東洞院花山院右大將長親卿の亭を以て御所となされ、十月十日まで六箇月の間この處に住給ひ、〔割註〕十月十日、後醍醐天皇山門より還幸ありて此御所に入御なり。」十月十日より貞和五年三月十四日迄十五年の間は、土御門高倉の御所に移らせられ、〔割註〕土御門高倉御所貞和五年三月十四日焼亡あり。」同月十五日より觀應元年十月十三日西國の凶徒誅伐として發向ある迄、二十一箇月はこゝにましましき。同二年二月二十二日の曉、此御所の寢殿焼亡せしかば、同月二十八日、松岡より上洛有て、三條富小路上杉伊豆守重能が家に入せ給ひて、土御門高倉御所を造營ありて移り住せられ、同〔割註〕上様御末、上の御末、中の御末、東の脇戸かけ筵等の名見ゆ。」年十月十四日　直義朝臣、鎌倉にて將軍に背きけるを討平げられんため進發ありて、文和二年まで鎌倉におはしまし、同年九月二十一日、此御所へ還御ましまして、延文三年四月、此處にて薨れさせ給ひけり。〔割註〕但義詮朝臣の亭は、三條坊門高倉なれば、將軍の近衛東洞院と南北八町を隔たり。蓋當時貴顯の人々多く父子別々に住給へり　平相國清盛公、西八條に住給ひ、小松内府重盛公、東山の小松殿に住給ふが如し。西八條と小松殿とは、二十五町を隔たり。今古圖に依て將軍御所の方位を考ふれば、左に圖するが如し。是京都將軍家最初の御所にして、其禮式も亦、此御所にして定められしをば、鎌倉御所の典故とて、大坪道禪の伊勢照禪に傳

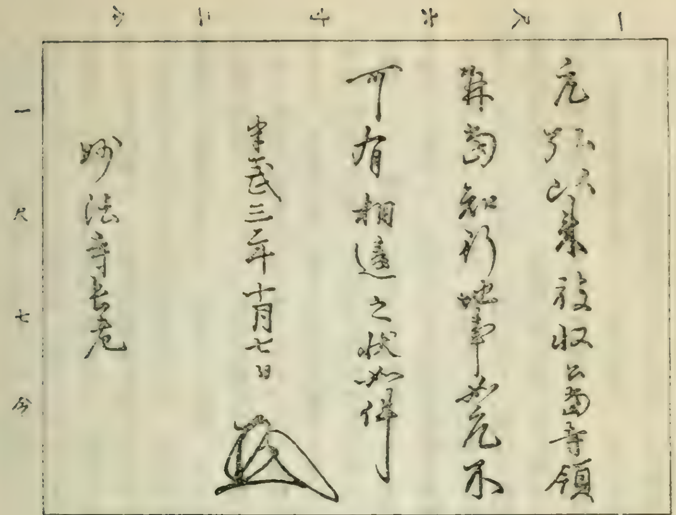

高倉
東洞院
万里小路
大炊御門
春日
中御門
花山院


東洞院
高倉
万里小路


阿波
讃岐

えし處なり。余意なく此等の古圖を寫得て、古を慕ふの情とゞめがたし。故に冗長を顧みず。昔今の沿革を記すと云。」抑尊氏卿、建武二年十一月二十七日從二位征東將軍兼武藏守の官爵を止め、追討の宣旨を下されし後は勅勘の叛臣なり。然れども東國其指揮を守り、九州爰に率服し、百萬の衆を擁して天子を挾制し、八荒その武威を仰ぐことは何ぞや。竊に其張本を考ふるに、承久兵亂の後、順德院の御讓を受嗣せられし懷成親王を、義時の計として御位を廢し奉り、九條の廢帝と申す。〔割註〕懷成親王は順德院皇太子、四歲にて踐祚、七十八日にして九條院へ御移り有て、三種の神器をば閑院の內裏に棄置せられしと、神皇正統記に見えたり。文暦元年五月二十日、御歲十七にて崩御、世に半帝と申て皇統の歷に入たてまつらず。」さて御位は後鳥羽院、土御門院、順德院の御胤ならぬ宮にと尋奉りしに、高倉院第二皇子二品守貞親王と申は、安德天皇の御弟宮にましますと云ども、後白河法皇、〔割註〕御祖父天皇。」の御心に叶はせ玉はずとて打籠られ、近頃入道して〔法名行助〕持明院の宮と申奉る皇子こそ、然るべけれと定めたれども、入道親王に御坐ば、其御子茂仁親王とて十歲にならせ玉ふを御位に付奉る。されば八十五代の皇統を承續せ玉ふと云ども、萬機はみな義時が掌上に決たり。然るに御年二十一歲の時、御位を二歲の皇太子に御讓ありて、冷泉富小路殿に移らせらる。後堀川院是なり。皇太子と申は、仁治三年十二歲にて崩御有ける四條院の御事なり。四條院崩御の後は、九條廢帝の弟宮忠成王と、土御門院の皇子邦仁親王と、たゞ兩宮より外皇胤のおはしまさぬにより、北條泰時が意にて邦仁親王を御位に居奉る。後嵯峨院これなり。かゝりし後は天下の成敗、四海の法度、すべて武家より是を沙汰し行ふが故に、所には地頭つよくして、領家は弱く、國には守護重くして、國司は輕し。此を以て朝廷は日々に衰へ、武臣は年々に繁昌す。蓋一朝一夕のことにあらず。承久より以降百餘年十代の天子、神器を擁して武家の供給を待せられ、九代の權臣國柄を專にして威福を逞くす。然るを後醍醐天皇承久の宸襟を休め、朝儀の陵遲を興されて、大寶制令の始に復されんと有しに

等持院將軍家御書


元弘以来被収公當寺領
攝津国知行地事如元不
可有相違之状如件
建武三年十月七日
妙法寺長老

より、今まで地頭と稱して所に嘴を張し甲乙人等忽に白丁に列し、郡司〔割註〕郡領、主政、主帳の類。」の門に手を束ね、守護と號して國に威を振ひし大名田主、有位無位の班に就て成功揚名の徒と伍を同くせられんとせしを憤り。父祖相承の武威を募り、數百年中絶の公儀に服せざるが故なれば、尊氏卿は天授人與の眞の大將軍に御座なり。設令建武の初政天下に行はれ、諸國の兵士を休めて農桑を勸め、東作の業を起されたらんには、累代勳功の武士、譜代弓箭の名譽徒になりて、口分班給の白丁と伍を同じくなすべきに、將軍の果斷英烈に賴て七德〔割註〕左傳に、武に七德ありと云。」長に輝き、三尺の秋霜、日々に光を增す時となれるをや。

尊氏卿建武二年八月二十九日より、勅許なきに自ら征夷大將軍と稱せられつれども、將軍家政所を建らるゝに及ばず。依て別當、令、知家事、案主等を任ぜられず。たゞ執事、政所、問注所等を置れしのみ。同年十一月二十七日、官爵を削られし後、延元元年十一月二十五日光明院の宣旨にて權大納

将軍家政所下　常陸國村田下庄下妻事

補任地頭職事

　　左衛門尉藤原朝政

右去壽永二年三郎先生義廣發謀叛企闘亂爰朝

政偏仰朝威獨欲相禦即待具官軍同年二月廿三日

於下野國野木宮邊合戰之刻抽軍功畢仍彼時所

補任地頭職也庄官宜承知不可違失之状所仰如件

以下

　　建久三年九月十二日　　　　案主藤井

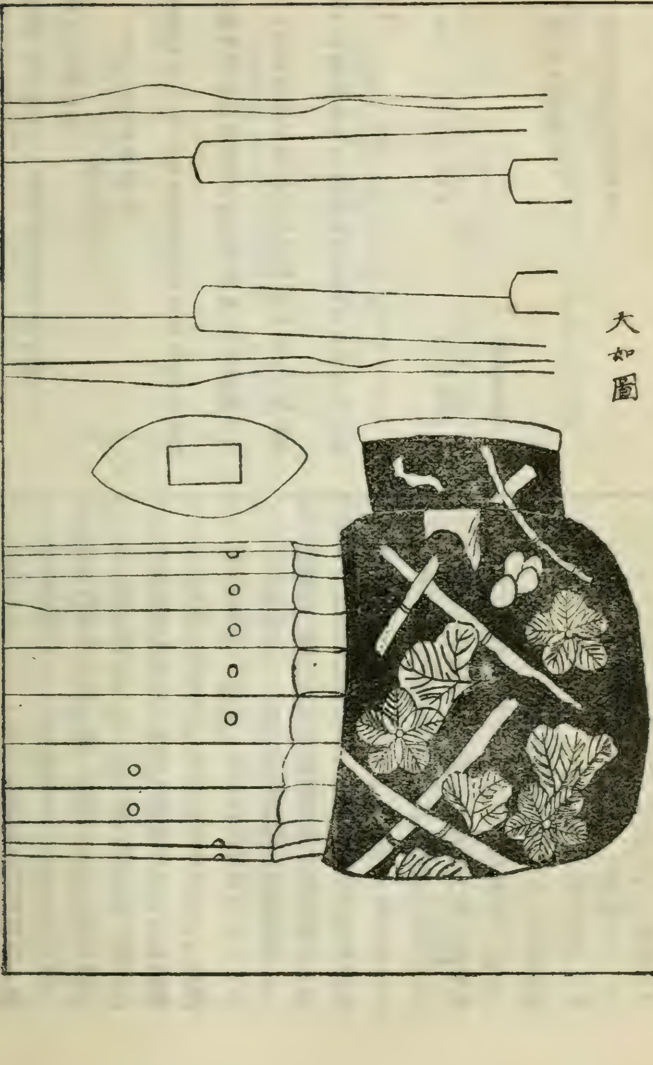
　　　　　　　　　　　　　　　知家事中原

令民部少丞藤原

別當前因幡守中原朝臣

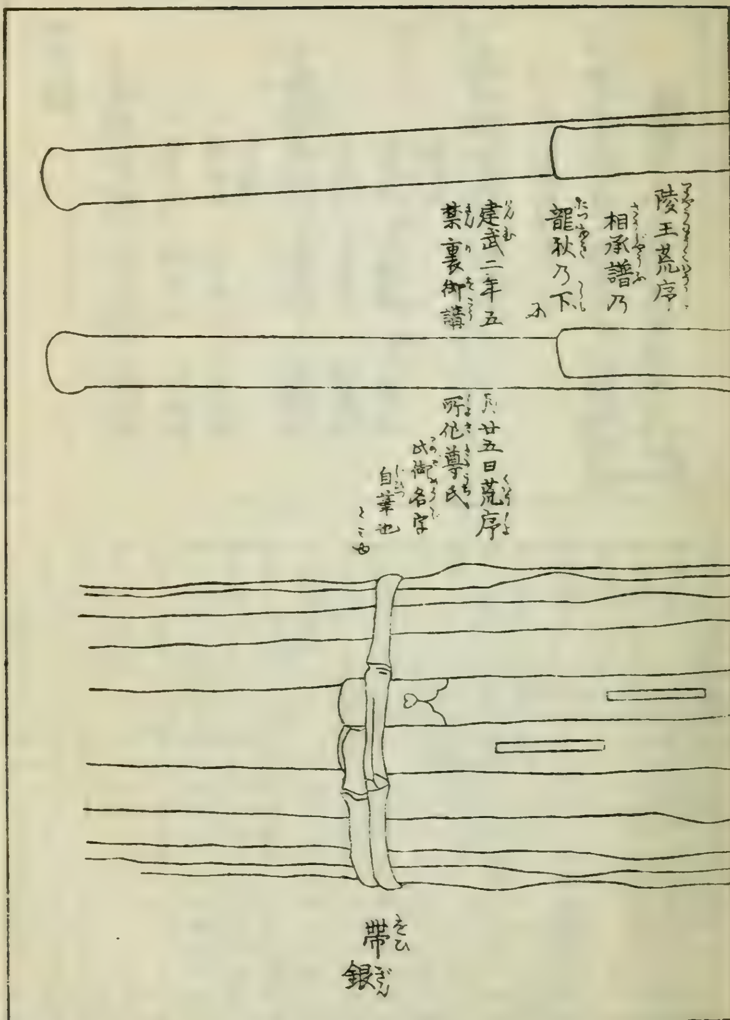
　　下総守源朝臣

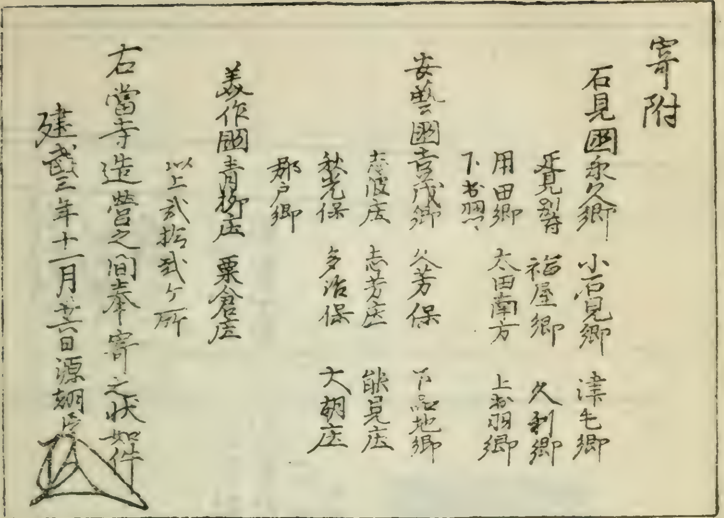
言に任ぜられ、〔割註〕鎌倉右大將頼朝卿、前右兵衛佐より、建久元年十一月九日直に權大納言に任ぜられし後、百四十七年中絶の例なり。」同三年八月十一日、正二位に叙し征夷大將軍に補せらる。然るに御書の式すべて鎌倉の式と同じからず。建武三年十月七日、後醍醐天皇山門に御座、將軍は近衛東洞院の御所に住玉ひて、元弘三年後醍醐天皇隱岐國より還幸有し後、天下の政務公家一統に歸し、諸家の領地諸寺の寄進、すべて武家先判の領分は盡く收公せられしを、將軍より返し與えられしなり。〔割註〕妙法寺は、鎌倉塔辻にあり。今妙隆寺の邊なり。」鎌倉將軍家の御下文の書法は、東鑑建久三年八月の條に見えて、別當、令、案主、知家事の連署あり。去ば千葉介常胤の如き宿老は政所、下文と云は家司等の署名にして、後鑒に備がたし。常胤が分に於ては別に御判を副置れ、子孫末代の龜鏡となすべき由申請とありて、將軍家政所と云文字の右の方へ御判を載らると云り。〔割註〕常胤



夕顔笙　尊氏公遺愛　東山要法寺藏

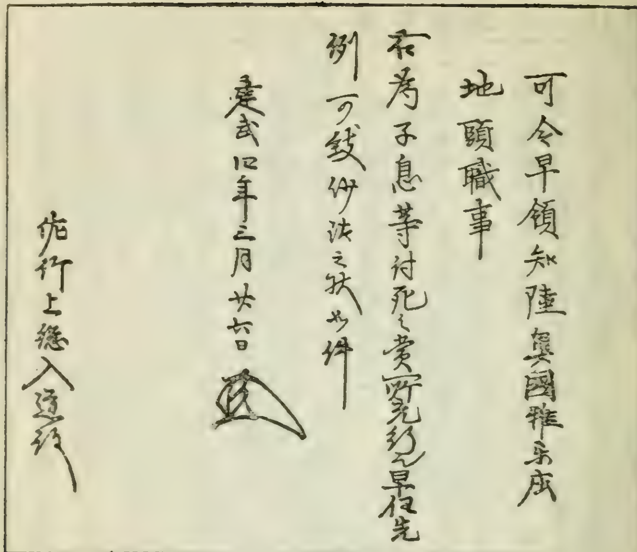
大如圖


陵王荒序
相承譜乃
龍秋乃下ス
建武二年五
禁裏御讀
月廿五日荒序
所仰尊氏
此御名字
自筆也
帯銀


寄附
石見國永久郷　小石見郷　津毛郷
貫見別符　福屋郷　久利郷
用田郷　太田南方　上出羽郷
下出羽郷
安藝國吉茂郷　久芳保　下三地郷
寺原庄　志芳庄　能見庄
桑光保　多治保　大朝庄
那戸郷
美作國青柳庄　粟倉庄
以上弐拾弐ケ所
右當寺造營之間奉寄之状如件
建武三年十一月廿六日源朝臣（花押）

の心、御下文は家司の奉書にて直判ならぬを嫌ふと云ども、實は頼朝卿より常胤へ直宛にあらぬを憤りて、かくは云なるべし。去ば尊氏卿も當時の勢、家司の奉はれる下文にては、人望にかなはぬ處有しなるべし。」但此二通をかよはし見て、頼朝卿の将軍家政所を開かれしと、尊氏卿の将軍家政所を置れざると、御下文と御書と互に其時勢を窺ひ知べきなり。〔割註〕頼朝卿は、六孫王經基朝臣八代の總領として、初て正二位に叙し、權大納言に任じ、右大將を兼玉ふと云ども、坂東の名家或は匹敵の思をなせり。尊氏卿は八幡太郎十代の孫にして、六孫王には十四代なり。然も遠祖上總介義兼は、文治六人受領の列として、山名伊豆守義範、加賀美信濃守遠光、安田越後守義資、平賀相模守惟義、伊豫守義經と同班なり。七代の間位四品を越ず。いはんや尊氏卿一旦勅勘解官の御身、朝敵の名を蒙り玉ふをや。」

尊氏卿、御母方叔父に日靜上人と申は、上杉頼重の末子にて、從三位清子〔割註〕尊氏卿母公。」の弟なり。頼重、足利治部大輔頼氏の妹に嫁して、永


可令早領知陸奥國雅楽庄
地頭職事
右為子息等討死之賞所宛行也早任先
例可致沙汰之状如件
建武四年三月廿六日 (花押)
佐竹上総入道殿

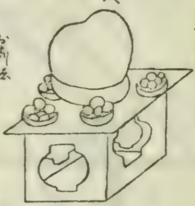
仁六年駿河國盧原郡賀島鄉の家に生り。〔割註〕賀島は賴重の領知。〕母難産して死たれば、これが冥福を薦めんため、同郡等覺寺の日位上人を師として僧に成たり。〔割註〕日位上人は日蓮上人の弟子なり。〕後には日朗上人の弟子日印上人に從ひて、本化正宗四代の法燈を帝都に耀かし玉ひける。時しも將軍末法萬年擁護の本誓を憑まれ、建武三年十一月二十六日石見安藝美作三ケ國の内二十二庄の地頭に課せて、六條堀川に本國寺を造營せられけり。繩墨正しと云ども、天下の爭亂いまだ靜まらず。土木の功思ひの外に延引し、十年の春秋を經て貞和元年に至り、結構事終ければ、二十二庄は元の如く將軍家の領となれり。〔割註〕寺院に永代を限りて田里を施入せしと、年限を定めて施入せしとあり。河内、攝津の田園十八萬六千八百九十代を天王寺へ寄附ありしは、永代寄施の始なるべし。續日本紀天平十年三月の條に、五年を限り食封百戸を觀世音寺に施せしは年限施入なり。此等の

こと文しげゝれば略す。」將軍解官の後たるが故に、源朝臣と書れしなり。〔割註〕鎌倉寶戒寺の寄附狀に、參議源朝臣とあるは、建武二年三月二十八日にして、本官にて御座が故なり。」御下文と云名目も止られしにはあらず。佐竹文書に、佐竹上總介貞義入道道源の子息佐竹五郎義直、建武二年七月二十四日武藏國鶴見原合戰に討死し、同六郎義冬、建武三年二月六日常陸國久慈郡にて、楠正成の代官誅伐の時討死せしにより、同四年三月、父上總入道に陸奧國雅樂庄の地頭職を賜ふ。此時尊氏卿光明院の宣旨に依て、權大納言に任じ給へり。弘安禮節に、納言より五位諸大夫へは二合とあるに從はれたるなるべし。是を御下文と唱えし謂は、此時陸奧國の管領足利式部大輔兼賴幼年たるが故に、家司氏家、少輔四郎入道道誠在國して成敗を執行す。依て氏家入道の許へ高武藏守師直より奉書を贈る。其文に陸奧國雅樂庄地頭職事任二御下文一可レ致二沙汰一付於佐竹上總入道道源代官一之狀、依レ仰執達如レ件。建武四年三月二十六日少輔四郎入道殿武藏守とあるにて考べし。〔割註〕書札の式法、猶委しくは別に書あればこゝに略す。」

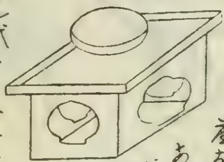
尊氏卿、延元元年春筑紫へ御下向ありし時、多々良濱にて供御を調進せんと、伊勢伊勢守貞繼入道照禪そこら奔走りて、わづかに三杵舂たる八木を求出し飯に炊ぎ、御四方四前薄おしき二十枚、御手飯匙一つ、白箸七前、赤箸三十前、昆布二きれ、香のまめ一袋、鰹のけづり物、するめの削り物、鰹節、うち味噌、鹽鯛一かけ、干鯛一枚を長櫃に入て、伊勢の下部と御内の下部と二人して舁て參りて奉りしとなり。然るに程なく軍しきりに勝にのり、遂に京都へ還御ありて、天下の武將とならせ玉ひしかば、建武四年の春、若狹國小黑飯と云地を照禪拜領せしとなり。是より京都將軍家の御嘉例として、毎月朔日ならびに御誕生日にはかならず調進することゝなりしとかや。

四方　薄衣しるす

三光院内府記に、大臣以上ハ四方、大納言以下ハ三方あり。摂家ハ官乃淺深ありといへど、幼少より公界にて四方を用ひらるとみゆれ、天正頃乃定めと知べし。



多々良濱へかくの例とて弘治年中十二錢にて四方一膳調をする時伊勢貞助の記に見ゆ。

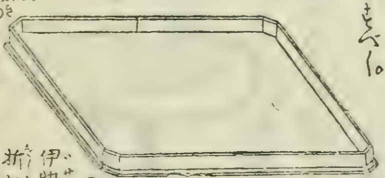


同繪に盃をのせたる四方

此四方ハ後三年合戰記乃繪に見えて軍兵剛臆乃座をまけたる如くにあるハ、大將乃膳部にあてたるなり。

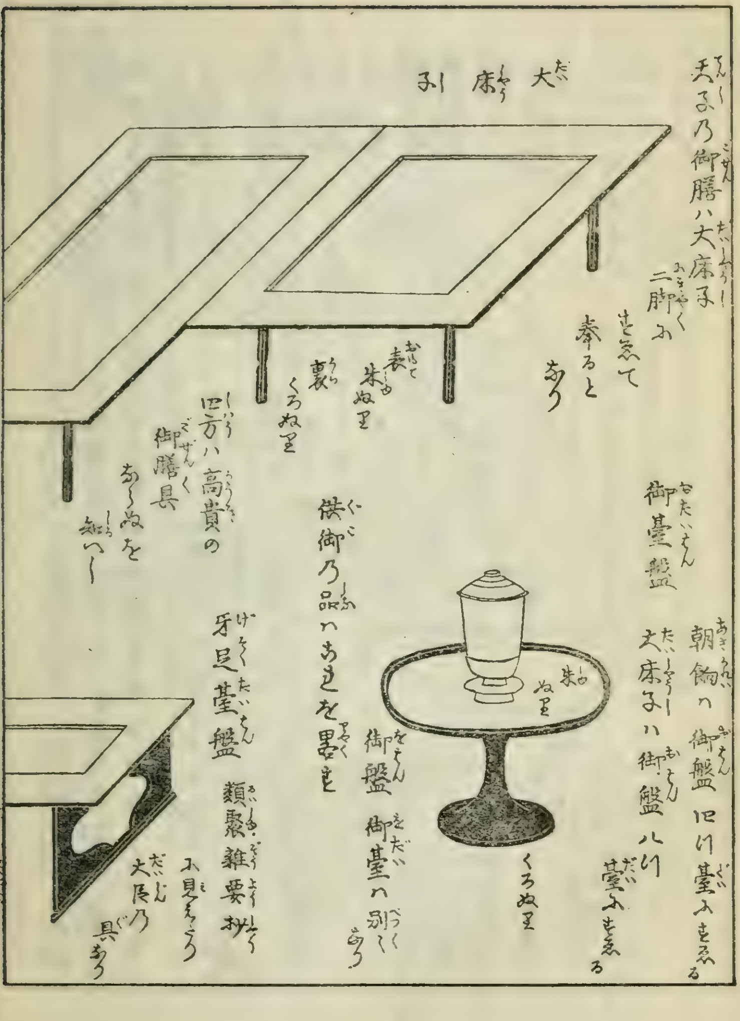
四文にて折敷一膳を調をするよし、同書に見ゆ。米に見合せて四合八勺許と交易すべし。

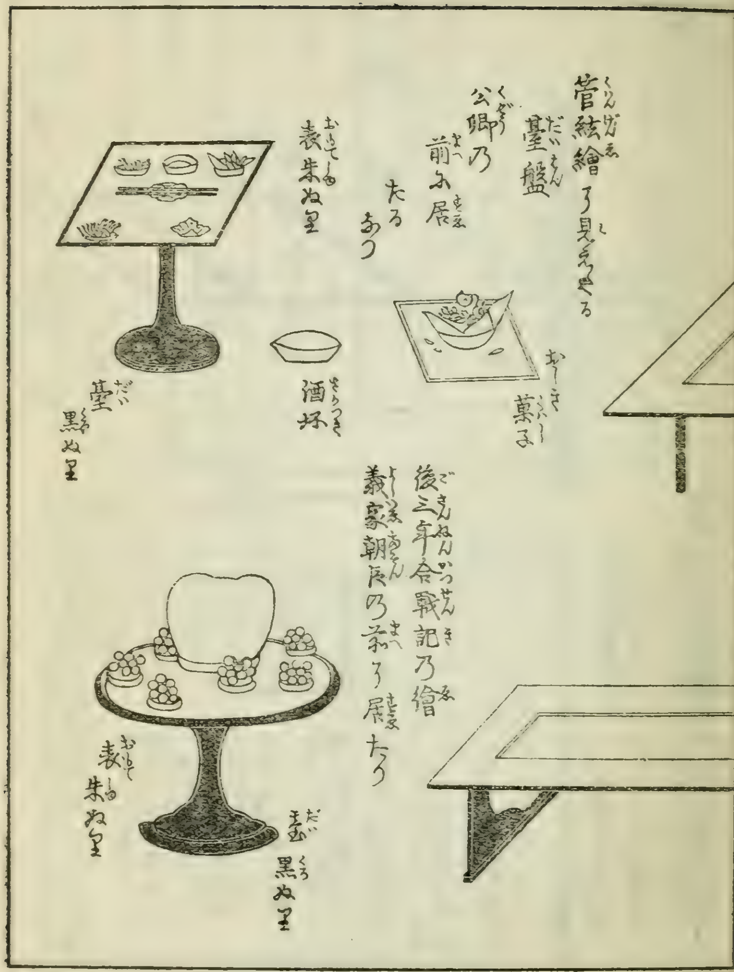
弘治三年米壹衣ウル代八百廿七文と薬師寺の記に見えたれバ、十二文ハ米一升四合五勺を交易すべし。たゞし此頃乃升一升ハ今乃九合六勺余あり。



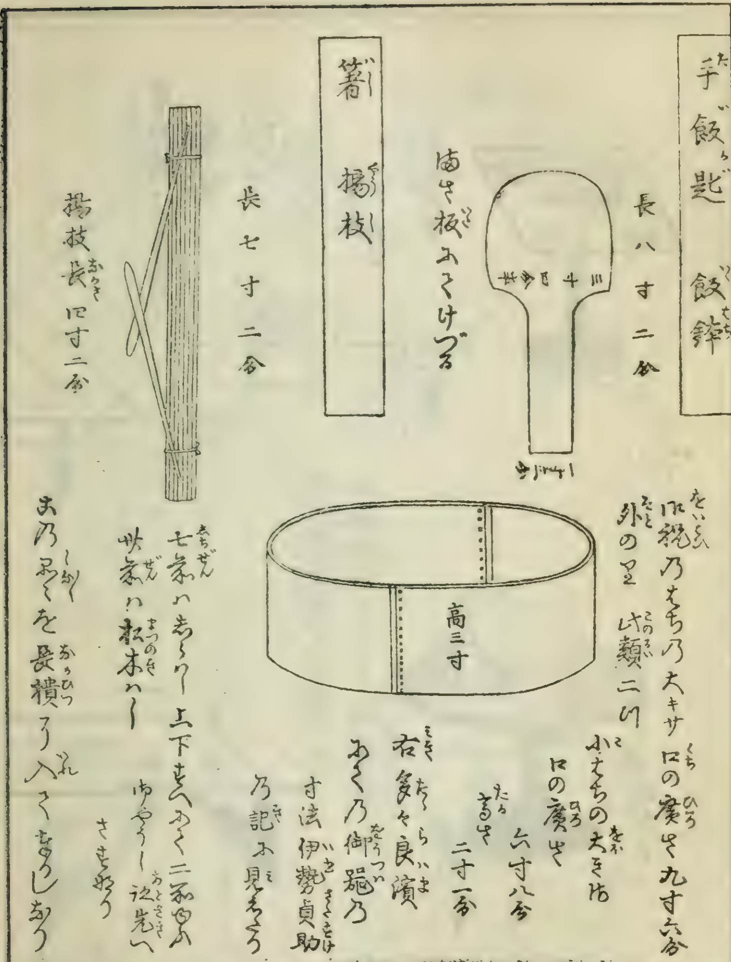
多々良濱にて四方を用ひしハ、尊氏卿、直義朝臣、仁木義長、細川顯氏此四人なり。

伊勢宗五大冊子に、折敷を武家に用ゐるよし見えたり。


大床子
天子乃御膳ハ大床子二脚ふすゑて奉るとあり
表朱ぬ里
裏くろぬ里
四方ハ高貴の御膳具あらぬを知へし
御臺盤
朝餉ハ御盤四ツ臺ふすゑる
大床子ハ御盤八ツ臺ふすゑる
朱ぬ里
くろぬ里
供御乃品ハあまたを畧き
御盤
御臺ハ別てあり
牙足臺盤
類聚雜要抄
大臣乃具あり



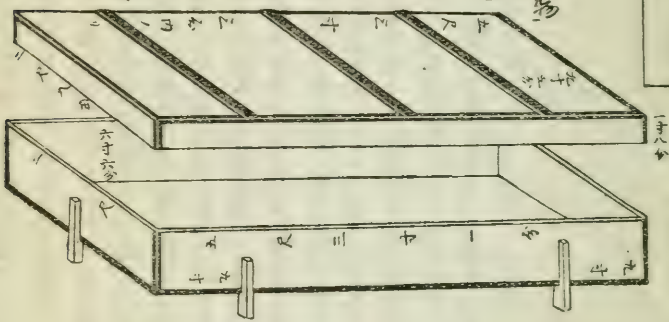
管絃繪に見えたる
臺盤
公卿乃前に居たるあり
表朱ぬ里
菓子
酒坏
臺黒ぬ里
後三年合戦記乃繪
義家朝臣乃前に居たり
表朱ぬ里
臺黒ぬ里



手飯匙　飯鉢
長八寸二分
箸　楊枝
長七寸二分
高三寸

御膳長櫃

蓋裏書
以故太皇太后之御物
充御器進領之具足
奉資冥福
長承元年壬子七月
十六日癸卯施入
傳燈大法師
念範
依故大宮大進時房
之遺領也
建保二年九月傳領
高山寺
方便智院



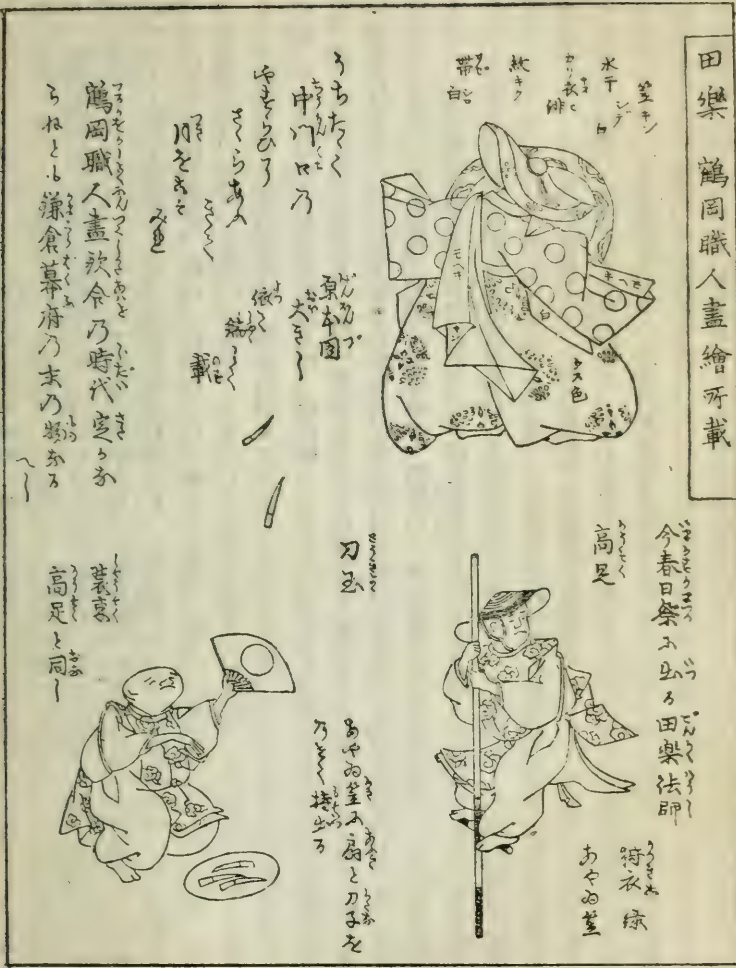
〔割註〕この品々を長櫃に入れて奉りしなり。多々良濱にて用ひし長櫃もかゝる體の物なるべし依て栂尾高山寺に傳はれる宇治皇太后宮御膳の長櫃を圖して、その大概を示す。」

伊勢貞助の記に、毎月の朔日御誕生日兩度づゝ調進供御、御長櫃に入てかきて參る。むかしは大名衆も此御長櫃には下馬候ひしと、年寄ども申傳候なりとあれば、光源院將軍家の時までも斷絶なく行はれしとしられたり。

等持院將軍尊氏卿あらたに幕府を開かれ、武家の權柄を執玉ふこと、鎌倉の右大將頼朝卿の意に本づき玉ふと云ども、其時と勢と大に異なれば、其制度また互に取捨あり。今其大略を擧るに頼朝卿は後白河法皇の院宣に依て、木曾義仲朝臣を追討し、また平家一門を征伐せられんため、諸國の武士を擧て、頼朝卿の幕府に入て其指揮に從はしむ。然るに武士私威を耀し、諸莊園〔割註〕公家の領知也。」濫行を致す間、土肥二郎實平、梶原平三景時を總追捕使として上洛せしむといひ、かつ國宣〔割註〕國司の下知を

いふ。」廳の催〔割註〕禁裏の御下知。」を忽諸せされと下知せらるゝを以て考ふれば、國には國司を置
れ、庄には庄司を立られしこと明かなり。尊氏卿の自ら將軍の權を擅にし、天子を挾制して、郡國の兵
權を專にし、國司と守護を混一になされたるは、皇朝上古國造と同じく、大寶制令改革の大なる所な
り。去ば昔は一國の田皆天子の有として、是を民に班給ふること、其身一代に止る。身死すれば即公
に返し納。民、田を受ては租を貢る。租を貢ぜし餘は皆民の得分なり。一國の租を平分して二とな
し、一を正稅といひ、一を公廨と云。正稅は天子の倉廩に納め、主稅頭これを掌る。公廨は國守と介、
掾、目、史生の勤勞分に配當して是を頒つ。又民の年齡に依て、正丁、中男、小男を定め、人別に物
を出さしむ。〔割註〕絹布等何にても其地に產する物。」是を調と云。又民の戶に人數の多少を計り、上
戶、中戶、下戶の別を立、物を納るに庸と云。調と庸とは主計頭これを掌る。是大寶制令の時、民に
取るの法なり。然るに民を三分して、一分を兵士となして京に宿衞せしめ、邊要に防禦たらしめ、國中
に守備たらしむ。兵士軍功あれば田を賜り、是を子孫に傳ふ。子孫また軍功に依て田を賜ふ。是國中
兵士の家は富て、農民と自然に懸隔ある所以なり。中世より以降、朝家に成功の科を定められつれ
ば、兵士の富る者財を獻じて爵を賜ふ。是兵士に衞府の官を稱し掾に任ずる者多き所以なり。また是
兵士の器量ある者を擇で帥となし、軍團にては毅と稱し、他國に出て征するときは押領使と云。朝廷
既に源平兩氏を以て將門と定められしより後、諸國の兵士盡く其幕下に屬す。即源氏の家人、平氏の
家人と各黨を建るに至る。〔割註〕累代源氏に屬するを源氏重代の兵士と云、代々平氏に屬するを平氏
重代の兵士と云。其田祿は面々父祖勳功の賜田なれば、源平兩氏の軍將たる人の進退にあらず。」尊氏
卿初めて國々の兵士を招くに、勳功の淺深を最として、譜代〔割註〕累代兵士として京に宿衞し、邊要
に向ひ國に守備する家を云。下野の小山、甲斐の武田の類。」を論ぜず、被管〔割註〕たとへば紀淸兩黨

の宇都宮に於るが如し。宇都宮は二荒大明神領の別當、紀清二氏は神領の勾當專當なり。」をいはず、郎等〔割註〕其家々の家臣を云。」を別たず、高師直は足利家の郎等の長なり。仁木細川は一門の親族なり。師直閥閲〔割註〕積功を閥閲と云。」の功を以て其上にたち、芳賀伊賀守高名入道禪可は、宇都宮公綱の被管たりと云共、軍功を以て越後守護職を賜ふが如きは、頼朝卿の意と大に異なり。〔割註〕北條家の家人と幕下御家人と混ずまじき由定められき。」是よりして兵士軍務を主として氏族を專とせず。末に至て斯波の朝倉、織田、細川の三好、畠山の遊佐、神保、赤松の浦上、大内の陶、上杉の長尾、京極の上坂、淺井、土岐の齋藤等、みな列して譜代の名家と相周旋するに至る。抑又兵權の一變なり。其民に賦する法租調庸は、禁裏御領及び仙洞、女院、宮方の領にのみ殘りて、其餘は全く守護職に納。守護職の收と農民の得分とは、國に隨て差等あれば一定しがたしと云ども、田地三町三段の年貢、錢十貫文に當る地あり。〔割註〕長樂寺文書に見ゆ。」又籾四十石、錢十貫文に當る所あり。〔割註〕神鳳抄に見ゆ。共に延文年中の定なり。」然る時は百貫の地に籾四百石を收むべし。是を三町三段の法に准ずるに、一段に籾一石貳斗餘に准ず。〔割註〕一歩の籾三合三勺餘に當る。下々田なるべし。」又上田は一段に籾三石六斗より四石に及ぶ。錢に准折すれば九百文より一貫文に當ると知べし。此田得を五十分にして一分を割て武家役と名付、京に運上せしとなり。〔割註〕たとへば百貫文の地頭より二貫文を割て武家役と名付、將軍に納むるなり。」鎌倉の定は守護の給分段別五升にして、權門勢家の莊園を云はず。去ば豐後守護職大友式部大輔頼泰入道道忍が注進に、田代六千八百七十三町とあるは、公田、府田、神領、佛寺領等を該載たり。然して粟三千四百三十六石五斗〔割註〕今の三千二百九十九石〇四升なり。」を守護給となす。〔割註〕是弘安八年の定めなり。」尊氏卿の時に、大友式部丞氏泰〔割註〕頼泰五代孫。」相襲で守護職たる時は、六千八百七十三町の田を錢に平均して、凡五萬七千百十四貫六百三十文に當るとなり。是を五十分に割て一分は千百四十二貫二百九十二文六分に准ず。〔割註〕


田樂 鶴岡職人畫繪所載
笠キン
水干 シテ 白
カリ衣 緋
紋キク
帯 紅白
今春日祭ニ出る田樂法師
高足
狩衣 緑
あやゐ笠
刀玉
原本図大きし
依て縮
載
鶴岡職人畫歌合乃時代定らず
鎌倉幕府乃末乃物なる
へし
装束
高足と同し

粟にては四千五百六十九石一斗七升〇四勺に當る。鎌倉の時の守護給に增すこと、千百三十二石六斗七升餘。」即ち運上して將家の府に納め、其次に公家神佛寺の領家に濟辦し、其餘は守護の有と爲すと云ば「〔割註〕圖田帳に見ゆ。」足利家の賦法は鎌倉より酷かりしこと推量るべし。

貞和五年六月十一日祇園執行行意、四條の橋を渡さむとて、新座本座の田樂を合せ、老若分て能競をぞせさせける。四條河原に桟敷を打つ。希代の見物なるべしとて、公家には二條關白〔良基公、〕門跡は梶井二品尊胤法親王、武家には大樹〔尊氏卿、〕これを興ぜられしかば、其以下の人々は申に及ばずと、太平記に見えたり。これ將軍の田樂見物に出御ありし始なるべし。〔割註〕相模入道崇鑑は將軍幕府別當の職なり。然れども田樂に耽るを刺る。崇鑑は我家にて是を弄ぶ。猶人これを議す。尊氏卿は身六軍の上將軍として、士庶と共に桟敷に上り玉ふはいかにぞや。」其後田樂法師、將軍御所へ出仕を許され、年々正月七日年賀の御禮を申と云り。〔割註〕和泉國和泉郡大津村に、藤田松阿彌、同清阿彌とて二人あり。昔は新座本座十三人宛二十六人ありしとなり。また京今出川室町に、泉原二德、紀州伊都郡入江村に、坂本清林、同林西、西林と云三人あり。是皆田樂法師なり。」但能くらべをせさせけると云に依て考ふるに、貞和の頃、田樂を能と稱せしこと明けし。又其下文に、刀玉は道一かくて立逢終りしかば、日吉山王の示現利生の新なる猿樂を肝に染てぞ出しけるとあれば、田樂と猿樂と相共に伎を施せしことも亦疑なし。其猿樂は遐齡延年の方なればと「〔割註〕大森彥七の條。」太平記に見ゆれば、今古寺舊刹に現存する延年の舞と云もの、また田樂猿樂より出しなるべし。〔割註〕尺素往來に、本座新座の田樂、和州江州の猿樂各可レ播二所能一と見ゆるも、田樂猿樂相共に一部せしを思べし。」然れども其淵源、本行經の大虬と猿猴との喩に出て、猴は狂言して齡を延たる理を演て、智論四意〔割註〕一に方命壽、二に祭祀祈禱、三に禮儀詠歌、四に禳災といふ是なり。」を弘めしなるべければ、狂言と云、能と云、猿樂と云。皆祭祀祈禱に用ひらるゝ義にして、また禳災の意を兼しならん。誦文の終り


延年舞
誦文方鈍色大五條きぬを中啓
人數定まらず
誦文器を南都京にても栂尾高雄にて高野山等にて少しく異同あるべし
信兆圖


舞人
赤色浮牡丹蔓
織物袍
白大口
中啓
白五條ふく
頭をつむ
烏帽子 紐紫
鼻高沓
さやまき あふち
つか鮫
めぬき丸
下緒紫

にちはやぶる神の心もなびくらしと云歌を、三反おし返し唱ふことは何方にも延年の舞を傳えたる所は皆同じきにや。

康永元年二月、小笠原信濃前司貞宗〔割註〕信濃守宗長の長子。」一通の目安を上て云、早武勇稽古たるに依て、犬追物の御制禁を止られんと欲す。右貞宗ひそかに前蹤を考へ、倩旧貫を案ずるに、武者主を尊び、國を安ずる基にして、亂を撥し暴を禁ずる本なり。當御代〔割註〕尊氏卿を云。」義兵應兵の勢力を廻らし、興廢斷絶の功勳を顯し、向ふ處前なく、速に虚實の氣をさつし、戰はずして敵を却け、明に奇正の機を張て、頓に九變の利を通じ、偏に七德の歌に諧はせ玉ふと云ども、天下歸正の日〔割註〕元弘三年七月二十六日、諸國に詔して、士卒を農業に歸らしめ、同二十九日詔に武藝を停られたり。」德禽獸に及で、犬追物を禁制せらる。政化の仁恕を知るといへども、弓箭を携て武藝の廢絶を歎く。然ば禁遏の制を止められ、御免の法を下されて、此道の再興を樂まん。私の爲に申にあらず、公の爲にこれを申す。家のために申にあらず、道のためにこれを申とありしほどに、將軍、其忠言を賞せられ、且此禁制は當今〔割註〕北朝光明院御宇。南朝は後村上院御宇。」しろしめさるゝことなれば、忽に再興の議おこなはれしとかや。〔割註〕貞宗の此言上なくば、犬追物は全く斷絶すべかりしに、此目安に依て、此道再興に及び、鎌倉實朝公より以來、賴經將軍、武藏守泰時、おなじく經時等の心を盡せし藝の顯はるゝことは、おぼろげのことにあらず。」

尊氏卿幕府を開かれ軍兵を指揮なさるゝに、仁木、細川、吉良、今川、斯波の一族を上首とし、上杉、畠山、山名、一色、佐々木、赤松と順次するは、其家を賞翫して官位の淺深に拘はらず、後に三職、〔割註〕斯波、細川、畠山。」御相伴衆〔割註〕一色、山名、赤松、佐々木、大内、三職の當職たらざる時。」國持衆、〔割註〕吉良、今川、上杉等。」准國持、外樣衆、評定衆、御供衆、御部屋衆、申次、番頭、節朔衆、詰衆、走衆、總番衆など庭役をわかたれても、猶その家門を用ひられし也。また高氏、伊勢

氏、大高氏等の如きは、累代足利家の郎等職なれば、前の諸家と一列にあらず。〔割註〕此事、鹿苑院將軍家の傳につくせり。」尊氏卿參內には、衣冠束帶朝家の典故に從ひて改らるゝに及ばずと云ども、私第に於て正月朔日諸將の拜賀を受らるゝ時は、唐織の御服、白御直垂、御腰の物、御扇子、御鼻紙、〔割註〕正月三十日此分なりとぞ。」四月朔日より五月四日迄白き絹の袷、五月五日より七月晦日迄かたびら、八月朔日より九月八日迄袷、九月九日より小袖、十月亥の日には紫色の小袖、三月中は薄小袖、〔割註〕織や某が家記に見ゆ。○八月朔日に袷を贈遺こと、豐臣太閤より奈須太郎に賜はりし書翰に、爲ニ八朔ノ祝儀ニ給二到來、悅思食候。猶木下大膳大夫可レ申候。也八月朔日とあるにて思べし。」裏打の御直垂は御陣の時ばかり召候とかや。〔割註〕同上家記に見ゆ。」御紋桐の紋、〔割註〕總地に桐をちらし織なり。」色は定りなし。〔割註〕尾張國熱田地藏院に、尊氏卿緣塗のどわ弓を持馬に騎玉ふ像の直垂の桐紋の如し。但此畫は眞本を見ざれば定かに云がたし。」御兜の前立は半月形、〔割註〕足利鑁阿寺の木像の兜に用ひたる如きか。」あるひは劍形を用ひられしと云〔割註〕函人某の記にみゆ。」ども、正しく其物をみねば必定には記がたし。

翰林葫蘆集に、「元弘、建武の間、仁山大相公、〔尊氏卿〕馬上にて天下を取玉ふとて、吾運を開かば必ず三寺を立べしと心中に誓はれつれども、新造いまだ成ざりしほどに、姑寺に從ふ文字三つを集めて、等持寺を名となされて、康永三年、二條萬里小路に建立ありしとかや。山を鳳皇山と號し、開山は夢窓國師なり。〔割註〕後愚昧記に、永德元年十二月等持寺當時禪院なり。元來は淨花院と云。淨土宗の寺なり。向阿上人開山と見ゆるは、淨花院を康永三年に土御門烏丸に遷し、其跡に等持寺を建られしことを證するに足り。」此即今の三條坊門高倉の御所八幡宮の別當寺これなり。北山衣笠山の麓等持院は、康永元年果課院大夫人を葬られし地なるが故に、尊氏卿も是に從ひ玉へるなるべし。たゞし等持寺の第二世東陵永璵禪師、夢窓國師に代て伽藍を構營し、等持院と號し、或は北等持と稱せり。〔割註〕其

頃は兩山一寺にて鳳皇山と稱しつらん。義堂周信住山の日、萬年山と改む。」延文三年四月尊氏卿を葬りし後は、此寺を以て京都將軍家の墳墓の地と定められたり。又鎌倉にては左馬頭基氏朝臣龜谷の地を點じて梵宇を營し、〔割註〕尊氏卿の舊宅なり。」古先印元禪師〔割註〕等持寺の歷代にて、眞如萬壽等に轉住し、又建長に住す。」を請じて開山となし、長壽寺殿妙義仁山と稱す。〔割註〕今長壽寺に尊氏卿の木像あり。」

先進繡像玉石雜誌 目錄

巻之九

贈従三位藤原為子真影　古摹本



信充手寫

先進繡像玉石雜誌　卷之九

贈從三位藤原爲子は、御子左大納言爲世卿の女なり。母は賀茂神主氏久女、弘安七年御子左の家にて誕生あり。

御子左の家と云は、拾芥抄に、三條坊門南、大宮東、兼明親王家、長家卿傳ニ領之一とあり。兼明親王は延喜帝の皇子、初源氏になさせ給ひしが、承平二年十九歳にて從四位上に叙し、同三年播磨權守に任じ、天祿二年五十七歳にて左大臣に進み給ひける。後世人、御子の左大臣と云義を以て、御子左と稱せしなり。〔割註〕貞元中左大臣を止め、二品中務卿にて親王になさせられたり。依て中書王と云。〕然るに兼明親王、御兄盛明親王の女を養ひ、御堂關白道長公のいまだ藏人の少將と申けるを聟となされて、此家を讓られ、親王は嵯峨の龜山の側に殿作して住せ給ひにき。御堂殿の次男堀川殿〔賴宗公〕〕三男長家卿、此家にて誕生あり。長家卿、此家を傳え領し玉ひ　次男大納言忠家卿に傳はり、權中納言俊忠卿、皇太后宮大夫俊成卿、權中納言定家卿、權大納言爲家卿、權大納言爲氏卿、大納言爲世卿まで八代相承ありしなり。」

賀茂神主氏久は、續千載集に、山河に花の流るゝを見て、從三位氏久、

散花の波を岩根に吹こして風にぞまさる山河の水

色深くうつりにけりな狩人のま袖にわくる萩の朝露

と云歌を載せられし人なり。

後二條院即位のはじめ、典侍に參り玉ひけるに、主上、歌を好ませ玉ふにより、御寵さた他に異なり。典侍は、職員令に、四人、掌　こと尙侍に同じ。〔割註〕尙侍は二人、供奉、掌侍、奏請、宣傳、撿ニ按

女嬬、内外命婦の朝參及び禁内禮式を兼知ことを掌るとあり。」たゞ奏請宣傳することを得されし。若侍なき時に、奏請宣傳することを得と云、職原鈔に、上﨟是非を謂ず、二三位典侍を云。赤き青色を着て、御陪膳に候するなり。是等の職に補せずして色を聽さるゝは、大臣の女、或は大臣孫也などみゆ。

續千載集に、嘉元百首歌奉りしとき、花を、

　今よりはまたるゝ花の俤にたつたの山のみねのしら雲

郭公を

　郭公あやめの根にもあらなくに五月をかけて何またるらん

螢を

　大井河空にもゆるやかゝり火にあらぬほたるの思なるらん

紅葉を

　立田川水の秋をやいそぐらん紅葉をさそふ嶺の嵐は

戀歌の中に

　枕だに知てふことのなくもがな人目ばかりをせめてつゝまん

述懷の心を、〔割註〕是は新千載集に載せらる。」

　和歌の浦にたゞよふ波の名ばかりをかけて憂身の有かひぞなき

又同院位におはしましける時、人にめされし三十首歌の中に、惜レ名戀といふことを、

　もらぬまに戀しなばやと思ふこそ命に增るうき名なりけれ

不逢戀

　何ゆへとおなじ世まではめぐり來て契なき身と難面かるらん

然るに後醍醐天皇、いまだ帥宮と申ける頃、いかなる玉簾の間求め玉ひけん、忍び〳〵に御消息の數つもりければ、遂に宮に參りそめ玉ひ、德治元年男御子生れ玉ふ。何ごとを憚せられてや。吉田定房〔割註〕後に內大臣、第二卷に傳あり。」養君になし參らせければ、彼亭に移らせられけるに、此御子、三歳になり玉ひける秋、後二條院崩御あつて、花園院即位ましまし、帥宮、東宮にたゝせ玉ひしかば、典侍は大納言の局とて春宮に侍はれけり。其翌の年五月四日、菖蒲につけて萬秋門院のもとへ、大納言の局、

とにかくにむかしをかけし昨日より袖のうきねは猶もかはかず

とあるける返し、萬秋門院、

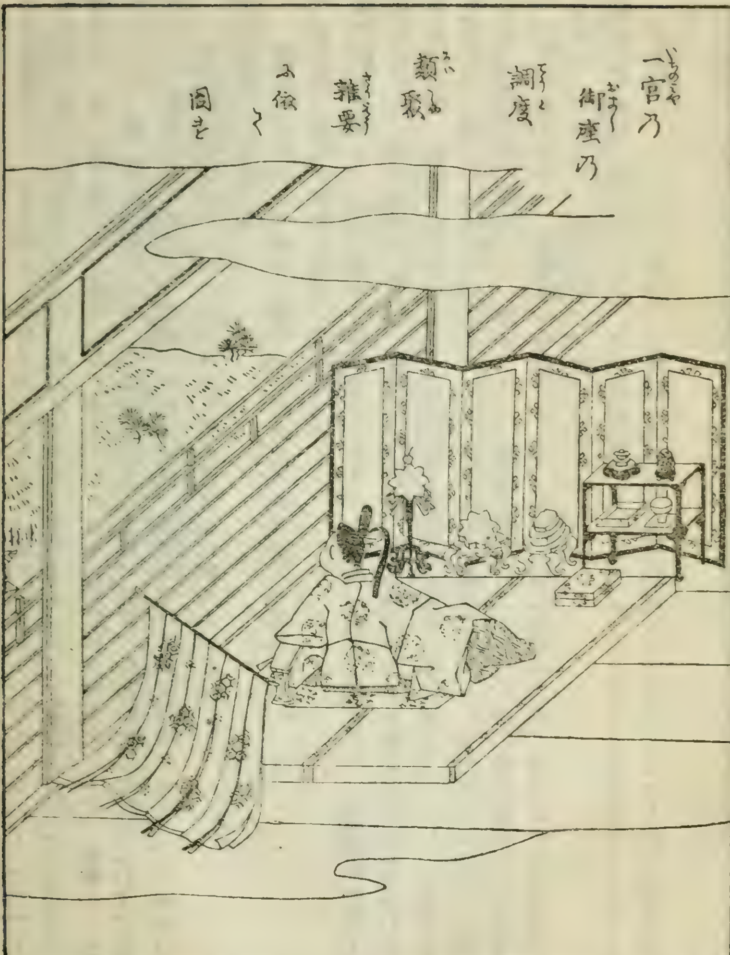
吾のみとむかしをかけし袖の上にけふはうきねを又ぞ添へつる

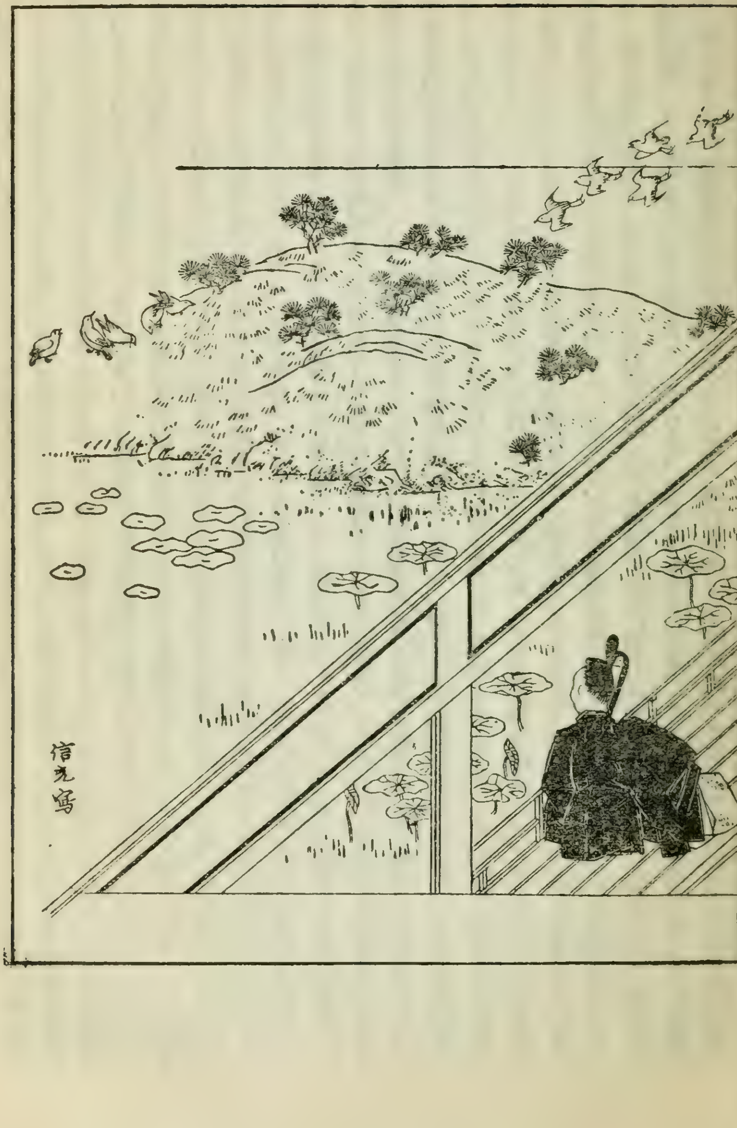
とぞ。是は後二條院の御事を思召いでゝなるべし。

萬秋門院藤原瑱子、〔割註〕尊卑分脉に瑱子とあり。今考に、字書に瑱字なし、藤原系圖に瑱子に作る。是にしたがふ。」圓明寺攝政〔割註〕一條實經公。」の女、後二條院御母方の祖父內大臣具守公の家におはしましける頃、御覽じ初られけるが、〔割註〕後二條院は、弘安八年降誕より、永仁六年御年十四にて御元服まで、堀川の內大臣の家におはしましけるなり。」嘉元二年三月、尙侍になされて、從三位に叙せらる。〔割註〕後二條院十九、瑱子三十六。」德治三年八月二十五日、後二條院崩御の後尼とならせ玉ふ。〔割註〕瑱子四十一。」後醍醐天皇即位ありて、元應二年二月二十六日、准三后の宣旨の後、萬秋門院と申す。年五十三。延元三年三月薨。行年七十一。

正和元年また男御子誕生まします。これは妙法院に入室有て、後に天台座主尊澄法親王と申せしが、還俗ありて宗良親王と申是なり。姫御子二所欣子內親王、瓊子內親王とておはしませしが、御產の年は定かならず。

一宮は總角の頃より、螢雪の力怠慢せ玉はず。桂の枝も折るに難からず見えさせ玉ひければ、後醍醐天


一宮乃
御座乃
調度
類聚
雑要
ふ依て
図き


信光写

皇御位のはじめ、此宮を東宮にと叡慮も人望も同じかりけるに、思の外、關東の計らひとて、邦良親王、坊に居させ玉ひしかば、一宮の御方様の人は、ひとへに轍魚の思ひをなしけるに、宮は偏に風月に懐を暢え、花鳥に心を澄しめ坐ましけるが、嘉暦元年御元服ありて三品に叙し、中務卿に任じ給ふと云ども、猶北白河の御所におはしまして、瀨見の小川の瀑溪に嗽ぎ、月待山の月影を世々の詠めしかたみにて明暮させ給ひけるに、關白左大臣〔割註〕道平公、嘉暦二年二月十二日關白に任じ、元德二年正月二十六日罷らる。」の家にて、なま上達部殿上人あまた集り繪合の有ける時、洞院の右大將〔割註〕公賢卿、嘉暦元年十一月四日右大將に任じ、元德三年三月二十二日罷らる。太平記に左大將とあるは誤なり。」の出されたりける、源氏うばそくの宮の御女、すこし槇柱に居かくれて、雲かくれたる月を撥にて招きたるけしきをかきたる繪を御覽じて、御心にかゝりければ、此繪をめし置れ、卷かへし〳〵御覽ぜらるれども、御心なぐさまず言ず笑はず、人を愁殺すと、武帝の歎き玉ひし昔語、或は繪にかける女を見て、徒に心を動せるが如しと、紀貫之が僧正遍昭を難ぜしも、御身の上に思され、せめて御心やりの方もやと賀茂川合の宮へ詣でさせ給ひ、御手洗川〔割註〕此水下賀茂、井上神社の下より涌出る清泉なり。ホクトメートルを以て水の性を考るに、京都中の水是より清烈なるはなし。試に其次第を云べし。此泉はホクトメートル沈むこと一寸七分、清水寺音羽の瀧は一寸七分半、六孫王誕生水及び走井水一寸八分なり。又美濃國可兒郡謡坂一吞清水一寸七分半、同國加茂郡勝山村清水も亦同じ信濃國筑摩郡妻籠にて木曾川を試しに一寸八分、同國下諏訪觀音前水一寸九分、同じ所温泉は二寸一分、碓氷峠割石の水一寸五分、同處西方井一寸九分強、江戸神田我家の井泉は一寸八分、酒の清るは一寸四分、さては水性の善は沈むこと少なく、惡きは沈むこと多しと知べし。」の河水を御手水に結ばれ、何となく川に逍遙せさせ玉ひ、その夜は爲世卿の御子左の家に渡らせ玉ふべきにて、一條を西へ過

させ玉ふとて、今出川の邊に垣に苔むし瓦に松生、年久しく住荒したる宿の物さびしきに、撥音けだかく青海波をぞ彈たる。あやしや。いかなる人ならんと通りがてに、御車を止めさせ遙に見入させ給ひたれば、年のほど二八計なる女房の、云計なく艶麗なるが、秋の別れの惜まれて、雲間の月を招くにてぞ有ける。つく〴〵と御覽ずるに、此日頃、御心を腦まされたる繪は、たゞ此女房の寫繪なりと思召れて、いかにせましと忍ばせ玉へども、さすが御言葉に出されざりけるを、常に御會に參り玉ふ二條中將爲冬、いつぞや賀茂の御かへるさのほのかなりし宵の間の月、又も御覽ぜまほしく思しめさるゝにや。其事ならば最安きことにてこそ侍るめれ。彼女房の行ゑをくはしく尋て候へば、今出川右大臣公顯〔割註〕後西園寺大相國實兼公三男、後醍醐天皇の中宮後京極院の兄なり。」の娘にて候なるを、德大寺の左大將〔公淸卿〕に申なづけながら、いまだ皇后宮〔割註〕後京極院禧子。」の御匣にて候なる。〔割註〕御匣は今の御納戸と云司の如し。」切に思召候はゞ、歌の御會に申よせて、彼亭へ入せ玉ひて、玉だれのひまにも自ら御心あらはす御ことにて候へかしと申せば、宮例ならず御心よげに打笑せ玉ひ、やがて今夜其亭にてほうへんの御會あるべきと、右大臣の方へ仰渡されければ、公顯〔割註〕元亨元年二月八日薨。一宮十六の歳にて、德大寺公淸卿十歳なり。嘉曆年とすれば、公顯公薨じて久し。」かたじけなしと取きらめきて、數寄の人數多集りて、かくと案內申せば、宮、爲冬ばかりを御供にて、彼亭へ入せ玉ひぬ。歌のことは今夜さまでの御本意ならねば、たゞ披講ばかりにて褒貶はなし。主の大臣小動のいそぎありて、土器もて參りたれば、宮常よりも興ぜさせ玉ひ、郢曲紋歌の妙々に御盃給ひたれば、主もいたく醉臥ぬ。宮も御枕を傾けさせ玉へば、人みな靜まりて小夜も漸更にけり。媒の左中將心ありて醉ざりければ、其案內せさせて、彼女房の住ける西の對へ忍び入せ玉ひ、曉も知ず語らひ玉へども、女は御いらへも申さず、一向に難面くもてなし參らせければ、御心ばかりを留め置て立かへら

せ玉ひぬ。其後は度々御消息あつて、いつしか千束にもなりぬらんと覺ゆるほどに積りければ、女も哀れなる方に心ひかれて、昇れば降る稻舟の、否にはあらずと思へるけしきになん顯はれたり。されども猶互に人目を中の關守になして、月頃過させ玉ひけるに、式部少輔英房〔割註〕文章博士藤原明衡朝臣七代の孫文章生長英の長子英房なり。文保三年四月十四日遊仙窟の跋書たる人なり。」と云儒者、御文談に參して、貞觀政要を讀けるに、唐太宗鄭仁基が娘を納んとせしを、魏徵諫て、此娘、すでに陸氏に約せりと申せしかば、太宗、宮中に召ることを止玉ひきと談じけるを、宮つくぐ〜と聞召て、我はいかなれば人の云なづけて、事定りたる中をさけんとは計りけるぞやと、頻に慚思召て、御文も書絶させ玉ひけるに、德大寺、此事を聞及び、今出川家と離別して、中園相國公賢公の息女に通ひける由聞えければ、宮も今は御憚なく、かさねて御文のありしに、いつよりも黑みすぎて、

　知せばや鹽やく浦の烟だに思はぬ風に靡くならひを

女も餘りに難面かりし心のほど、我ながら憂ものに思返す心になん成にければ、詞はなくて、

　立ぬべき浮名をかねて思はずば風に烟のなびかざらめや

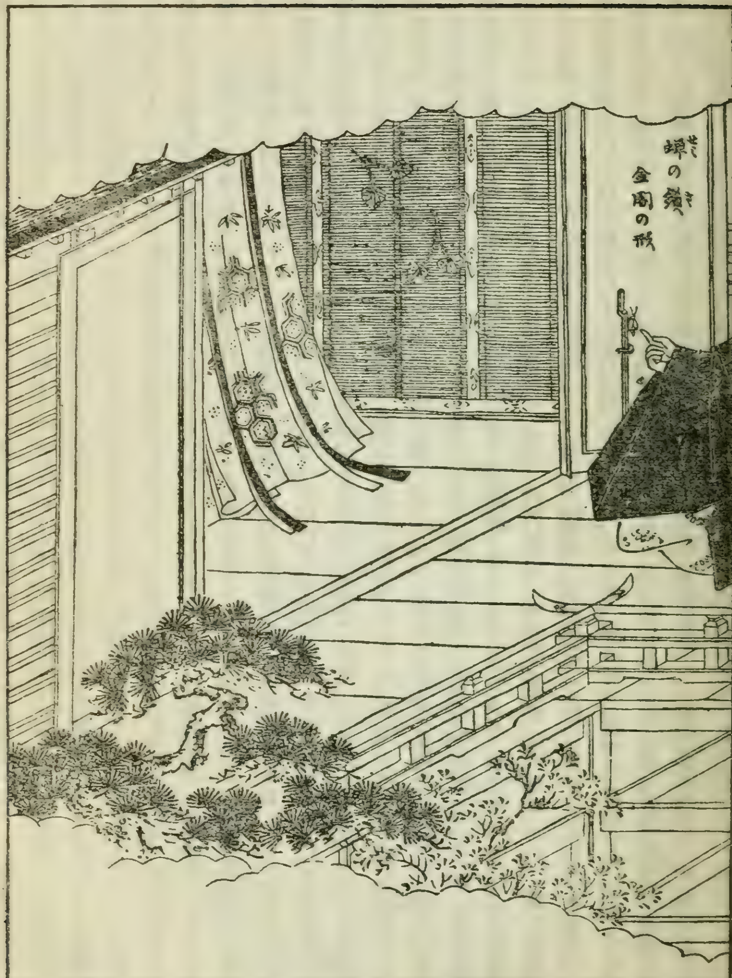
其後よりは、彼方此方に結びおかれし心の下紐打とけて、さよの枕を川島の水の心も淺からぬ御契にて、男御子一人おはしつるに、御匣殿いくほどもなく病に依てうせ玉ひしかば、暫時は歎に籠ましましけるに、又大納言典侍とて、權大納言爲世卿の末の女のありけるに通ひて、女王一所產せ玉ふ。〔割註〕尊良親王の母の妹なれば、即外戚の叔母なり。律の上にては婚嫁を免さるべきにあらず。然れども二條院の中宮高松院と申せしは、鳥羽院の皇女にて、二條院の父方伯母にましまし、後深草院の中宮東二條院も、母方の叔母なり。是等の例に依るに、當時めづらしげなかりしにや。」元弘元年八月、笠置へ潜幸の時、宮も同じく行啓ありつれ共、一つ城に籠らせ玉はん詮なきが如しと思召れ、宮は河內國へ打向はせ玉ひ、楠が赤坂の城へ入御ましましぬ。然るに笠置の城落され、主上大和路へ潜幸なりぬ

と聞えしかば、宮は御迎のために南都をさして打立せ玉ふと云ども、主上はや平等院へ入せ玉ふと聞食て、宮も京へ還御なれば、六波羅の仲時〔割註〕北條越後守。」時益〔割註〕北條左近將監。」が議とて、佐々木判官時信〔割註〕備中守頼綱六男なり。太郎定綱に五代の孫に當る。」の六角東洞院の家〔割註〕六角通の南、東洞院の東に、今所司屋敷と云字あり。御射山町の內なり。昔建仁の頃、武藏守朝雅こゝに住し、其後時信の領となりつれば、此流を六角の佐々木と稱す。四方一町の地なり。」に止め置、おなじき二年三月七日、主上隱岐島へ還幸なりしかば、おなじき八日宮は土佐國へ行啓なるべきとて、

　堰とむるしがらみぞなき淚川いかに流るゝ浮身なるらん

十一日の暮ほどに兵庫に着玉ひ、〔割註〕京より兵庫へ今道二十三里。」是より御舟にめして、土佐國幡多の郡有井三郎左衛門尉が許へ渡らせられ、こゝに同三年四月まで〔割註〕十五月の間おはします。」ましましけるに、主上隱岐島より還幸ありて、海內公家一統の王化に服せしかば、宮も有井を御供にて上洛せさせ玉ひ、元の如く一條堀川の御所に〔割註〕淨菩提寺の地なり。」歸入せ玉ひけるに、程なく建武の亂起り、足利尊氏官を止められ、追討の宣旨を下されて、宮を上將軍とし、新田義貞朝臣を副將軍となされ、既に都を進發ありて、三條河原を過させ玉ひけるとき、御旗に付たりける日月の紋、地に落けるこそふしぎなれ。されども矢矧、鷺坂、手越の軍に打勝玉ひければ、中書王の御手の兵しきりに勇み、敵を輕んじて竹下の軍に利を失せられ、遂に都へ引返さる。斯りしかば東風しきりに吹競ひ、主上、山門へ臨幸なりし後、蠻夷夏を猾り、宮闕鳳樓みな池魚の災に罹り、造營の沙汰いまだ遂ざるに、主上、二度台嶺に鳳輦を廻らされ、華洛乍焦土となりつれば、宮も東塔に登りて、四明の巓に奇正の兵機を練調なされしかども、聖運時至らずして六軍和せず、主上、都へ還幸なれば、宮は東宮を補佐して、義貞、義助以下の官軍を駈て、北國の雲に鞭を揚られ、越前國敦賀郡金崎の城に入玉ふ。是


今出川第西乃對



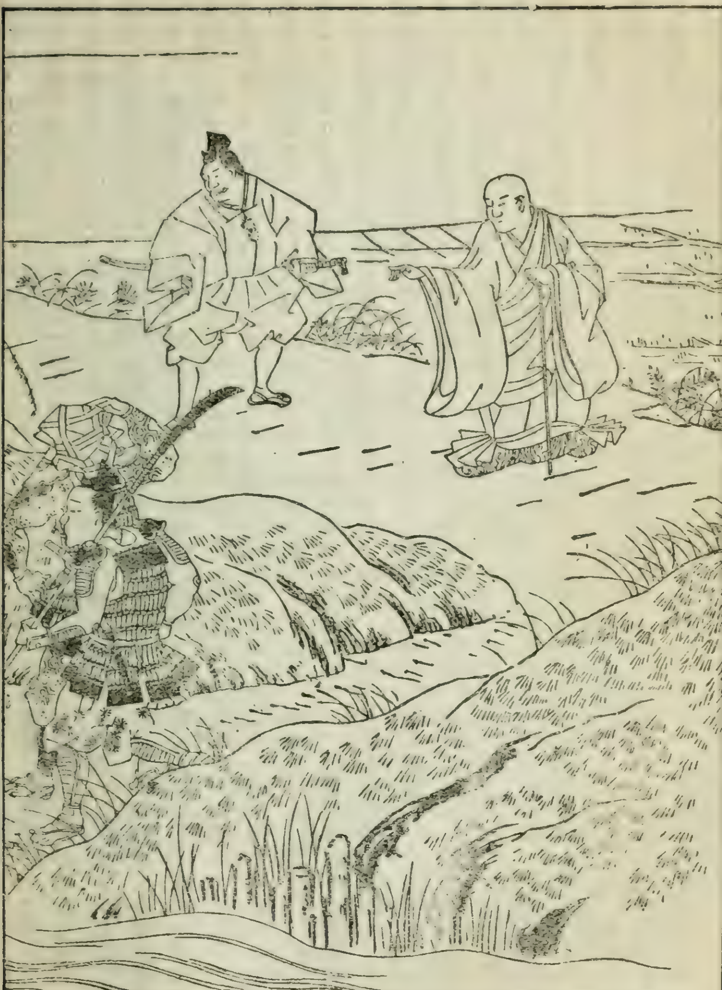
は氣比大宮司が築たる城なり。〔割註〕山門より絹川へ二里、絹川より和爾へ二里、和爾より堅田、小松、大溝を經て貝津へ十一里半、貝津より三里半にして、越前國山中に至る。山中より金崎へ五里、合せて二十四里なり。然るに山中に尾張守高經陣を取て路をさし塞ぐと聞しにより、貝津より鹽津、柳が瀨、椿市、中河内をへて、木目峠へ十一里、木目峠より金崎へ四里に遠し、凡行程三十里餘の路を、四日に打せらるゝと云は、一日に七里餘を行せられしと知べし。其人數七千餘騎とあれば、凡三萬五千人計ならん。今此道を過て艱難に堪ずといふ人宮の行路難を推量るべし。」此由國中へ披露ありしにより、二木賴章、高師泰、大勢にて押寄、即これを十重二十重に圍て攻戰ふ。勝負は時の運に依て、糾へる繩の如く、甲乙の結わき難かりつれども、嶷然たる孤城に後援の義勢なく、籠城僅に百日に餘りければ、城中の糧忽に盡て、軍兵皆飢に澁めり。宮これを聞食て、今ははや我打死すべき時にこそあれ。命を惜にはあらねども、此城落て我等自害せば、諸國の官軍氣を殞し力を失ふべし。一日にても怺なば、又後援の遲參を待付ることも有べし、糧つきば馬をも惜むべきにあらずと宣ひ、士卒の勇氣を勵し玉へども、既に馬をも喰つくし、延元二年三月六日城終に落、寄手門々よりこみ入ぬと聞えしかば、新田越後守義顯、宮の御前に參て合戰の樣、今は是迄と見えて候。某は弓箭の名を惜む家に生れて候へば自害仕らんずるにて候。上樣の御事は、たとひ敵の中へ御出候とも、失ひ參らするまでのことはよも候はじ、只かやうにて御座あるべしとこそ存候へと申されければ、〔割註〕義顯この時年十八、其言勇烈、實に將家の器と云べし。」宮御快げに打笑玉ひ、主上、京都へ還幸なりし時、我を元首の將となし、汝を股肱の臣たらしむ、股肱なくして元首保つことを得べけんや。去ば我も汝と共に命を白刃の上に縮め、怨を黃泉の下に報はんと思なり。抑自害をばいか樣にしたるがよき者ぞと仰られければ、義顯感淚をさへて、斯樣に仕る者にて候と申も果ず、刀を拔て逆手に取直し、左の脇に突立、右脇の肋骨二三枚かけて搔傷り、其刀を拔て宮の御前にさし置、俯伏になりてぞ死にける。宮やがて其刀をめされ御

覽するに、柄口に血あまりて滞ければ、御衣の袖にて刀の柄をきり〳〵押卷せ玉ひ、雪の如くなる御膚を露し、御胸の邊に突立、義顯が枕邊にふさせ玉ふ。御年三十二。頭大夫行房、〔割註〕權大納言行成卿十一代の孫、藏人頭にて右京大夫なるを以て、頭大夫と云なり。」里見大炊助時義、武田餘一、氣比彌三郎大夫氏治、大田帥法眼以下御前に候ひけるが、いざゝらば宮の御供仕らんとて、同音に念佛となへて一度に皆腹を切ると云り。〔割註〕太平記に、御匣殿を土佐に迎玉ふ事を記し、秦武文が奮死のことを錄す。然れ共御匣殿の逝去、元弘亂の前に在ば、今此說をとらず。」其後御首を京へ上せ奉りてけるを、尊氏禪林寺に迎參らせ、夢窓國師を導師として葬儀を修行ありしとなり。〔割註〕禪林寺は今永觀堂と云。南禪寺の北、若王寺の南にあり。當時すでに今の宗に改め、西山派の淨土宗たり。夢窓國師の居にあらず。蓋南禪寺の地、もと藤原闔雄が舊宅にて、後に禪林寺と號せしが、龜山法皇の離宮と成に及で、禪林寺を今の地に移したり。然れども猶舊の名を唱えて、龜山法皇を禪林寺の法皇と稱す。法皇の離宮を改て、南禪寺を造營ありしなれば、世人舊唱に習て禪林寺と稱するなり。」謹で中書王の履歷を編次し奉り、竊に考ふるに、高貴皇胤の旗旄を靡し、干戈を執て三軍を行玉ふこと、五瀨命、日本武尊等は遥なり。近くは高倉宮、後鳥羽院、順德院、無禮を匡し不臣を討せらるゝことは、頗る威烈を示さるゝと云ども、其事敗るゝに至ては、手を束ねて仇の進止に就せ玉ふこと、慨歎痛惜に堪ず。中書王風月に嘯詠し、悒鬱して居諸を送らせ給ふに當ては、唯閑雅の貴遊を感賞し奉るのみ。然るを元帥の任に膺て、東征北伐力を竭され、身死て後に止む。其意氣悲壯慷慨、眞に高纛虬髯の將軍と云とも過べからず。南禪山畔何の處かこれ王の佳城なる。往事を思慕して躊躇去に忍びず。

宗良親王は正和元年壬子歲に誕生ましまし、元亨の初妙法院性守僧正〔割註〕天台座主百十二代、俗姓は北山太政入道實兼公息。」の室に入せ玉ひ、御得度の後は尊澄法親王と申ける。元德二年十二月十四日善法院法務權僧正慈嚴に代て、百二十代の天台座主に補せられ、三品に叙し玉ふ。御年十九にましま

す。然るに元弘元年八月二十四日、主上、山門を御憑ありて登山まし〳〵けれは、尊澄法親王は時の貫首にて、殊に御門徒内に別勅を蒙りし者も多く、護正院僧都祐全、妙光房阿闍梨玄尊等、志を一つにして守護し奉り、大塔の尊雲法親王は御兄に御座のみならず、前座主にて始より大儀を思召立れし本人にましませば、其曉直に八王子へ御上ありて、錦の御旗を擧られければ、兩門主を援奉んと、三百騎五百騎こゝかしこより馳集りて、既に六千餘騎に及べり。〔割註〕八王子の峯は山王二宮の上にあり。凡八町程昇る。上に八王子と三宮と並び立り。」同二十八日六波羅より四十八ヶ所の篝に畿内の勢を差添て五千餘騎、追手の寄手として赤山の麓下松の邊へ差向らる。〔割註〕赤山は今修學院村にあり。叡山の西坂本なり。下松は一乘寺村の入口にあり。六波羅より爰に至る凡二里計、これより石不動、雲母坂を經て西塔に上る。此道凡五十町に遠し。然も嶮岨にして路狹く並び行べからず。五千餘騎みな馬を捐て歩行にて進むべければ、魚麗しく凡一歩に十人を列ね、五百歩に五千人を立べし。即前後相距こと五百歩、今の八町餘を隔つと思ふべきなり。但主上、山門に仙蹕を促されしことは、二十五日に六波羅へ聞つらんなれども、二十五日、二十六日、二十七日の三日は評定と支度に暮し、漸二十八日に至て合戰に及べるなり。」搦手へは佐々木三郎判官時信、海東左近大夫將監、長井丹後守宗衡、筑後前司貞知、波多野上野前司宣通、常陸前司時朝に美濃尾張丹波但馬の勢を帥しめて七千餘騎、大津松本を經て唐崎の松の邊へ寄かけたり。坂本にも兼て用意せしことなれば、圓宗院、中の坊、勝行房など云早り雄の若大衆三百人計、唐崎の濱に出向ふ。海東是を見て、敵は小勢なるぞ。後陣の勢の續かぬ程に駈散さでは叶ふまじ。進めや者どもと云まゝに、三尺七寸の太刀を拔、射向の袖を差かざし、敵の渦卷て控へたる眞中へ馳入、敵三人切ふせ、波打際に馬をひかへ、續く味方を待ところへ、岡本坊の播磨竪者快實、はるかに是を見て、二尺八寸の小長刀、水車に廻して躍りかゝる。海東、是を弓

手にうけ、甲の鉢を眞二に打割んと、片手打に打けるが、打外て袖の冠板より菱縫の板まで、片筋違にかけず切て落す。二太刀を餘りに強く切んとて、弓手の鐙を踏折、〔割註〕木五六の鐙なるべし。」既に馬より落んとしけるが、乘直りける所を、快實、長刀の柄を取のべ、內兜へ鋒あがりに二つ三つ透間もなく入たりけるに、海東謬ず喉管を突れて、馬より眞逆に落にけり。快實頓て海東が總角に乘かゝり、首搔切て長刀に貫き、武家の大將一人討取て、物始よしと悅てあざ笑てぞ立たりける。爰に見物衆の中より、歲十五六計なる兒の髮唐輪に揚たるが、麹塵の筒丸に大口の側高くとり、金造の小太刀を拔て、快實が兜の鉢をしたゝかに三打四打ぞ打たりける。快實きつと振返り、長刀の柄にて太刀を打落し組止んとせし處を、比叡辻の者が射ける橫矢に、此兒、胸板をつと射貫れて、やにはにふして死にけり。後に誰ぞと尋ぬれば、海東が嫡子幸若丸とぞ知れけり。海東父子討れて寄手引色に見えける處に、本院の大衆七千餘人三宮林をおり下り、和爾、片田の者どもは兵船三百餘艘、塩ならぬ海に漕ならべ、六波羅勢の後を遮んとするを見て、滋賀の閻魔堂の前を橫切に、今道にかゝりて引返す。衆徒は案內者なれば、爰彼のつまり〱に落合て散々に射る。海東が若黨八騎、波多野が郞黨十三騎、眞野入道父子二人、平井九郞主從二騎、谷底にして討れにけり。佐々木判官も馬を射させて、既に討れぬと見えけるを、若黨ども返合せ、やう〱に萬死を出て一生にあひ、白晝に京へ入にけり。かくて山門初度の軍に打勝、事始よしと悅ぶこと斜ならず。皇居を東塔に移し奉るべしと、西塔へ申送りければ、即鳳輦を催されつるが、折ふし烈き深山風に御簾を吹上たる隙より、龍顏を拜し奉れば、こはいかに主上にてはましまさず。尹大納言師賢卿〔割註〕花山院內大臣師信公の男彈正尹たりし故に、尹の大納言と稱す。」の褻衣を着し玉へるにてぞ有ける。大衆、是を見て興を醒し、院々谷々へ走り歸り、此由を披露せしほどに、參候の衆徒心替して、殊に上林坊阿闍梨豪譽は、元來武家に





心を寄しかば、妙法院の執事安居院の中納言法印澄俊〔割註〕太平記に、大塔宮執事に作る。今妙法院宮の舊記に從ふ。」を捕て六波羅へ出し、護正院僧都祐全は八王寺の一の木戶を固めたりしが、角ては叶まじとや思ひけん。同宿手の者を引連て、六波羅へ降參す。是を始として一人落二人落、おち行ける間、今は光林房律師源存、妙光房小相模、中之坊の悪律師、三四人より外は落止る衆徒も無りければ、二十九日の夜半に及で、八王子に篝火をあまた處にたかせて、未大勢の籠りたる由を見せ、戶津の濱より小船にめされ、落止る所の衆徒三四人を召具せられ、まづ石山へ落させ玉ひ、爰にて兩門主、一所へ落させ玉はんことは、計略遠からぬに似たる上、妙法院の宮は御行歩もかひ〲しくおはしまさねば、姑この邊に御座べき由にて、笠置の岩屋へ越させ玉へば、大塔宮は十津川の奧を志し、まづ南都の方へぞ忍ばせらる。然るに笠置の城陥て、主上六波羅へ遷幸なりければ、妙法院宮もおなじく六波羅へ入御ありけるを、相模入道崇鑑が計ひとして、讃岐へ移し參らす。〔割註〕宮の御歳二十。」路次の警固は長井左近大夫將監高廣うけ玉はりて、元弘二年三月八日都を出させ玉ひ、十一日の晩程に、攝津國兵庫の津に着せられ、爰より御船を奉りて、讃岐國へ渡らせ玉ひ、寒川郡志度寺に同三年六月まで御座けるが、主上、都へ還幸なりぬと聞食、やがて上洛ましましければ、御山務、元弘元年の儀に違はせらるべからずとて、重ねて宣下の沙汰に及ばれず。その月二十二日拜堂拜賀とげ行はせられき。建武二年二品に叙し、延元元年正月主上、山門へ臨幸ありしかば、三塔の衆徒涯分の力を勵して奔走し奉りけるが、猶も其心をとらんとの叡慮にやましましけん、宮に一品の宣下あり。〔割註〕法親王の天台座主は、無品覺快法親王明雲僧正に嗣で、天台座主第五十六代の歷に昇り玉ひしを以て始とす。それより以前は、皆法德年臘に依て任ぜられし程に、大法師位あり、法橋あり、僧正あり、大僧都あり、權律師あり、權少僧都あり法印あり、大僧正あり、一定ならず。二品法親王は天台座主第七十四代尊性法親王を始とし、一品法親王は此尊澄法親王を始とす。」山徒いよ〲忠款を竭し、勇士頻

に軍機を運すと云ども、帝德天心に乖けるにや。山上糧米に盡たりしにより、十月九日、尊良親王は越前の國へ、尊澄法親王は遠江國の井伊谷の住人井彦次郎景直、井太郎直貞等に先陣打せ、琵琶湖を渡り、今濱生來にかゝり、美濃路を經、參河國賀茂郡足助重春が館に入せ玉ひ、遂に遠江國引佐郡井伊城に移り玉ひけるが、同二年夏の頃は、伊勢國鈴鹿郡一瀬と云山の奥に〔割註〕李花集に見ゆ。今、關、坂下の間にて鈴鹿川の南にあり。又關より加太越して、伊賀國柘植郷に至る路の右にあり。」住せ玉ひけるに、郭公を聞食て、

深山をばひとりないでそほとゝぎすわれも都の人はまつらん

この年六月、鎭守府將軍顯家卿、奥州の軍を起し、利根川鎌倉の戰に打勝上洛ありける時、井伊、足助を始、遠江、參河の兵を引率して、美濃、尾張の間に參會せられ、伊勢國より伊賀國を經て南都にいれば桃井直常、尊氏方にて寄來り挑み戰ふ。味方の兵士志は猛と云ども、長途の勞いまだ和せざるに、度々の戰に逢しかば、思の外に利を失ひ、攝津國天王寺へ引退けば、直常も京都へ引返す。〔割註〕南都合戰は延元三年二月二十八日にて、尊澄法親王二十七歳の時なり。」其後、堺の浦の合戰に顯家卿打死して、官軍機を損し、士卒散亂せしにより、吉野行宮に參らせられしに、同四年三月のころ、御子左大納言爲定卿〔割註〕大納言爲世卿嫡孫、父は左中將爲通朝臣。」の許より、

かへるさをはやいそがなん名にしおふ山の櫻は心とむとも

と有し時、宮の御返事に、

古郷は戀しくとてもみよしのゝ花の盛をいかゞ見捨ん

この爲定卿は、尊澄法親王母方の從弟にて、贈從三位爲子の姪なれども、芳野殿へは參仕せず。平安城に殘り玉へれば、南山の皇居をはやく北京へ歸入れ奉り玉へとの意を含みて云贈り玉ふなるべし。

又その頃、吉野行宮へ詠て奉られし歌の中に、

明らけき御代の春しる鶯も谷よりいづる聲きこゆなり

これは延元元年十二月二十一日、主上、〔割註〕御醍醐天皇、尊澄法親王の御父帝。」花山院を御出ありて、二十二日に大和國内山へ入御、其後、吉野へ臨幸なりしも早四年に成ぬれば、都へ還御を祝されて、谷より出る聲聞ゆとは詠せ玉ふなるべし。五月五日に、准后、〔割註〕廉子、尊澄法親王の繼母、後に新待賢門院。」の御許より菖蒲根にそへて、

わきて我がたのむ心の深き江に引る菖蒲の根とはしらなむ

と仰られし、御返事に、

深き江もけふぞかひあるあやめぐさ君が心にひくと思へば

其後、准后の御方へ參らせ玉ひたりしに、菖蒲の御詠は内の御方〔割註〕後醍醐天皇。」より仰られし由、御物語ありしとかや。〔割註〕此御歌どもにて、延元四年の三四月の頃、尊澄法親王吉野にましませしこと明らかなり。然るを延元三年九月、義良親王と共に伊豆の三崎にて難風に遇せ玉ひしと云ものは誤なるべし。」秋になりて猶東のかたに沙汰せさせ玉ふべきことありとて、伊勢國より船に乘、遠江を志し颺せ玉ひけるに、天龍の灘と云處にて浪風あらくなり、二三日沖にたゞよはせ玉ひけるが、勞じて、白輪の湊〔割註〕遠江國秦原郡の海岸、今白羽又白輪と書す。柑子の名産を出す。」と云處へ打揚られ、御衣なども潮たれさせ給ひしかば、

いかでほす物ともしらず苫屋形片敷袖のよるの浦浪

〔割註〕義良親王、尊澄法親王、みな伊勢より出船なさせられ、一は伊豆三崎にて難風に遇、一は天龍灘と云ふ難に逢地同じからねば、一時のことならざること知るしと云ども、李花集に依て、いよ〳〵其證左を詳にせり。」爰より陸路を井伊谷に入御なりしに、往歳此城に在しける時、井伊介道政が女に親しくならせ給ひ、男王一處誕生ありけるが、今年は四歳にならせ玉ふが、父宮の入せ玉ふを美じく愛

まつはせ玉ふなどを御覽じて、

なれにけり二度きても旅衣おなじあづまの嶺の嵐に

かくてしば〳〵住せ玉ひける所の柱にかゝせ玉ふ。

四阿のあさきの柱かりそめに思ひながらや住なれにけん

又ある處の障子に、

旅衣へにける年をあはれともなれぬる里の人はしるらん

など詠じ興ぜさせ玉ひて、延元五年の春、井伊の城より濱名の橋の霞わたり、橋本の松原湊の波かけて、遥ばると見わたさるゝ朝暮のけしきを御覽じて、

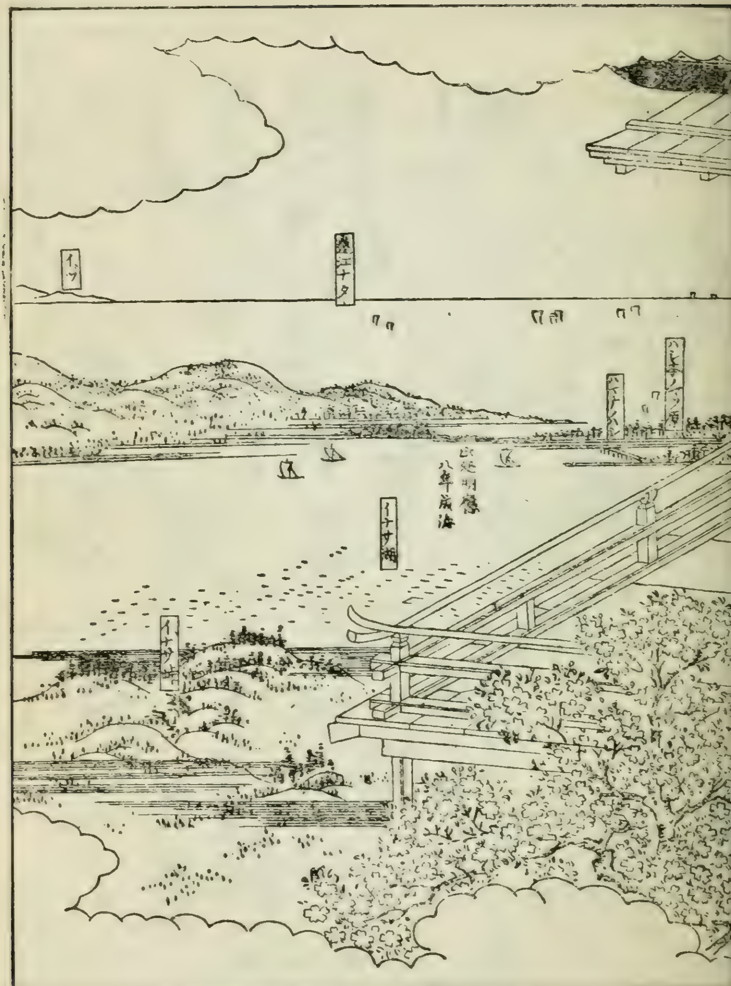
夕くれば湊もそこと白菅の入海かけて霞むまつばら

はる〳〵と朝みつ鹽の湊船こぎ出るかたは猶かすみつゝ

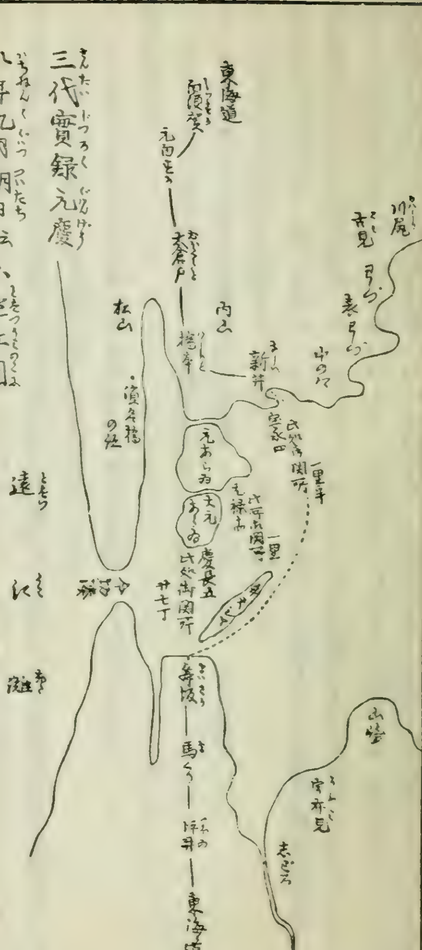
〔割註〕此歌、印本李花集に、延元四年の春と書せるは、寫違ひにて、延元五年ならでは事實かなはず。」去年の秋吉野を出させ玉ふときより、御還俗の姿にならせ玉ひ、御名も宗良と改められ、征東將軍の宣旨ありける由を、國々の軍兵に下されける令旨に載られしかば、信濃、甲斐、駿河、上野、越後、越中などに隱れ居たりし新田の門葉をはじめ、宮方の勇士は騰蛇の雲を待得たる稜威をぞなしたりける。然れども諸國關渡の往來容易からずありければ、主上、〔割註〕後醍醐天皇。」去年八月十六日吉野行宮に崩御なりぬることも、漸ことし八月十六日にぞ聞えける。されども更に信と思はれず日數すぐるうち、何方よりの音信も同じ悲の聲にのみ聞えける内に、去年の十二月なされたりける遺詔もありければ、今は甲斐なきことに思し定められ、井伊の城なりける紅葉を一葉つゝみ具して、別當資次卿〔割註〕日野資朝、資明の弟、延元四年八月十六日より別當たり。」の許へ申させ玉ふ。

おもふにも猶色淺き紅葉かなそなたの山はいかゞしぐるゝ


井伊谷より濱名の橋を望む
信光寫真


イナサ海


濱名橋及井伊谷引佐湖邊圖
濱名郡
大知波
大知波の江
太田の江
入出
新所
横山
岡本
南脇
尾奈
本坂
瀬代
濱名納豆ハ三日摩訶耶寺大福寺より出る
三日
宇志
津々崎
野地
都筑
引佐峠
佐久米
寸生
此地圖余親しく經歴して作ると云とも地名等ハ誤あるへし尤方位ハ大低正しかるへし
村櫛
和田
内山
細山
神田
白須
呉松
敷知郡
伊目
平松
佐濱
村地
伊佐地
大人見
小人見
遠江引佐郡
呉石
氣賀
油田
井伊谷



三代實録元慶八年九月朔日云云、遠江國濱名橋長五十六丈三尺、今乃九十三間（人尺ニ斷ル。）高一丈六尺と有ハ、橋乃長なり。應永三年八月十日波荒て橋折破れ、明應四年荒井・舞坂の間地斷て海となり。同八年六月十日大地震ニ螺ぬけ海ニ續て、爰を今切といへりと、土人ハ碑ニ存せり。然れバ橋破て三百四千文年ニなれり」。

と有し御返し、資次卿、

此秋の涙をそへて時雨にし山はいかなる紅葉とかしる

かゝる處に後醍醐天皇崩御なりぬと披露有しかば、今迄宮方にて二心あるまじと頼めし人も心替して、井伊谷の城なる兵ぬけ〳〵に落行ければ、三河國の足助へや移らせ玉ふべき。駿河國へや越させ玉はんと思し煩はせ玉ふころ、足助の重春が城へ移し奉るべき由申せしかば、

一すぢに思ひ定めぬ八橋の蜘手に身をもなげくころかな

と仰せられける處へ、駿河國の入江、蒲原等御迎に參りければ、駿河國へ移らせ玉ふに、其頃、征夷大將軍興良親王、〔割註〕大塔宮の御子、延元四年征夷大將軍となさせ玉へり。尊氏卿は自ら征夷大將軍と稱せられ、後に北朝の宣旨に依て征夷大將軍に補せらる。然れば同頃征夷大將軍二人有したり。」狩野介貞永が許に御座ければ立寄せ玉ひしに、富士の根方にて朝夕の煙も峰になびく心地のせさせ玉ふとて、山の姿を繪に書て、爲定卿の許へつかはさるゝとて、

みせばやなかたらば更にことのはも及ばぬ富士のたかね成けり

爲定卿の返し、

思ひやるかたさへぞなき言の葉の及ばぬふじと聞につけても

又大塔の忠雲僧正の許より下向あるべき由申されつれ共、徒然に月日過ければ、

清見潟なみの關もる隙もあらば松とはつげよ三穗の浦風

など仰られけれども、遂に下向のことなし。年の號も改りて興國と云。〔割註〕延元五年四月二十八日を興國元年とすと、元弘日記に見ゆるを正しといへり。和漢合運、本朝年鑑等延元四年十月五日改元とするは誤なるべし。」同二年の秋の頃まで、此處に坐けれども、味方に參る勇士もなく、斯ては勵々敷事も有べきにあらず。甲斐、信濃の間に出御なりて、勢を付玉はばやと申者ありければ立出玉ふと

て、狩野介貞永をはじめ二心なき兵ども召集られ、終夜行末のこと迄語らひかはし、日比住せ玉ひける處のかべに書付玉ふ。

　身をいかに駿河の海のおきの浪よるべなしとて立はなれなば

虚谷を夜深く出させ玉ひ、沖津にて夜はほの〴〵と、庵崎の松原は朝霧の絶間に露れ、清見が關の戸も有明の月にあけゆくを御覽じて、

　東路の末までゆかぬ庵崎の清見が關もあきかぜぞふく

浮島原より車返と云里にかゝり、甲斐國にいる。〔割註〕宇津谷より丸子へ一里餘、丸子より府中へ一里半、府中より江尻へ二里二十七町、江尻より沖津へ一里三町、沖津より車返まで十里三十町なり。車返と云は今沼津の入口なり。」甲斐國に入せ玉ふては、富士の北方を過玉ふとて、

　北になし南になして今日いくか富士の麓を行めぐるらん

また甲斐國白須〔割註〕巨摩郡臺原と教來石との間に白須村あり。」の松原に休らはせ玉ひて、〔割註〕此地の松原、今猶茂くして麻の如し。」

　かりそめの行かひぢとは聞しかどいざやしらすの松人もなし

信濃國諏訪に至り着せ玉ひて、宇津谷より御送りに參りし者どもを返させ玉ふとて、

　富士の根の煙を見ても君とへよあさまの嶽はいかゞ燃ると

爰より新田の氏族の住むと聞えし、越後國寺泊〔割註〕三島郡にあり。」に移玉ふて歸雁を聞食て、

　古郷と聞し越路の空をだに猶うらとをく歸るかり金

此浦にて、後醍醐天皇第三年の御忌をむかへ玉ふ時、

　思出るこぞの八月の秋の月またくもれとてぬるゝ袖哉

遂に興國四年まで越におはしましければ、

何ゆへにゆきみるべくもあらぬ身の越路の冬を三年へぬらん

此三年の間、寺泊または越中國名古浦〔割註〕射水郡にあり。」の石黒が館に移り、北國の官軍を指揮なさせられ、御勢やうやく三越に振ひしかば、吉野より勅使を下されなどしつるに、また信濃國の香坂高宗が許より申旨ありしに默止がたく思めして、同五年、信濃國伊奈郡大川原〔割註〕高遠より遠江の國へゆく道なり。」と云深山の奥へ移らせ玉ひけるに、味方に參る兵もなく、又何と待べき期もなかりしかば、

不言思ふ谷の心も苦しきは身を埋木とすぐす成けり

正平三年、高師直吉野殿を襲ひ奉り、行宮に火を放ちければ、皇居を穴生に移されける。後新待賢門院、塔尾御廟の花を一ふさ御文に包み加えられて、

三芳野は見しにも非ず荒にけり仇なる花は猶殘れども

とありければ、

今見てもおもほゆるかなをくれにし君が御影や花にそふらん

同七年、新田左少將義宗、同右兵衞佐義興、脇屋少將義治、越後、上野の軍を起し、足利尊氏の鎌倉館を攻ける。時に宗良親王は信濃國の官軍を發し、碓氷嶺を越て武藏國小手指原〔割註〕武藏國入間郡北野村菅祠が橋の邊より、堀兼入間川までを云。」に打臨み、軍兵の手分をなされけるとて、今日の軍に勇を顯すべき由仰らるゝ序に、

君のため身のため何か惜からんすてゝ甲斐ある命なりせば

然るに新田氏族忠勇餘ありて、義烈疾風の如き上に、親王また將勸機を動し玉ひしかば、義興、義治、兩將軍進で鎌倉へ打入、足利基氏〔尊氏二男〕を追落し、義宗は尊氏を牛濱〔割註〕多摩郡多磨川の東北牛濱村、或は石濱と云。」に窘しかども、輕鋭の驍將遂に隊伍を亂し後援つゞかず、退て笛吹峠〔割註〕

比企郡將軍澤村にあり。」に陣し玉ひけるに、「尊氏また大軍を揚て襲ひ來り、戰ふこと數合に及、義宗越後をさして敗走しければ、親王また碓氷を越て信濃に入玉ふ。此時主上、〔割註〕後村上天皇、宗良親王弟。」賀名生の行宮を出御なりて、東條に鳳輦を廻され、やがて住吉の津守國夏が家を以て御所となされ、「それより男山に臨幸まし〳〵、京都へは北畠准后を差のぼせ、洛中の萬機を執行せ玉へば、此期をはづさず宗良親王にも信濃の官兵を引率して、手を合せらるべき由宣旨をなされつれども、若干の國郡を隔しかば、事神速に行はれず。一日々々と過し玉ひける內に、湯川庄司、矢野某等謀叛して、男山の御所を襲ひ奉りければ、主上、南都へ遷幸なりて、漸く賀名生へ還幸ましましけると聞えしにより、いまゝで御方に在て涯分の忠を致しける者も、俄に心替して敵に馳加はりければ、兎角する間に、又二年三年とすぎ、正平も十年になりぬ。爰に信濃國諏訪祝、御方に參り國中を催しけるに、仁科の一族滋野門葉、我も〳〵と馳集り、親王を迎奉り、鎌倉へや寄せん、遠江、三河へや打出んなど、軍議區々なりける時、親王下諏訪の寶前に通夜なさせ給ひけるに、湖上の月くまなく秋風いつよりも夜寒なりしかば、

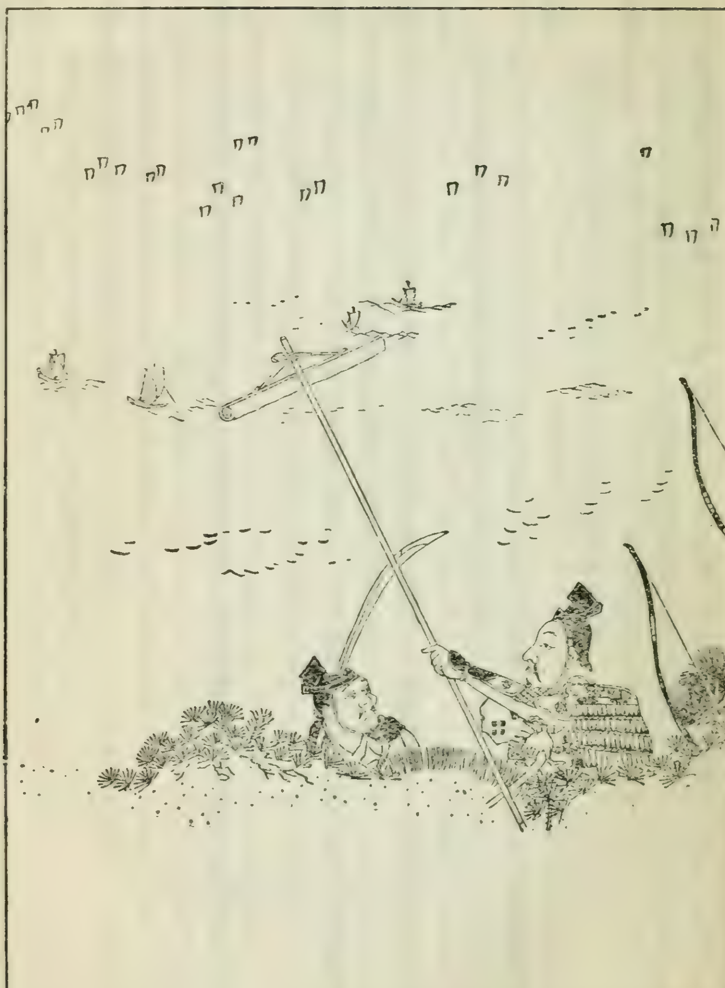
　諏訪の海や神の誓のいかなれば秋さへ月の氷しくらむ

然るに仁科と諏訪と先後を爭ひ、遂に互に偏執を起して、仁科忽に軍兵を引分、越後國へ立越、新田と一手になる。去程に信濃國の習、ことしは雪いつよりも早く降ければ、他國へ打出むことと叶がたく、諏訪にて年を越せ玉ひ、明れば正平十一年にまづ越後、信濃軍兵を召具せられ、木曾路を美濃國まで上らせ玉ひけるに、御方の兵氣振はざれば、忍びて都へ入せ玉ひ、北野天滿宮へ百首歌よみて法樂せさせ玉ふ中に、月を、

　大空を照ゆく月しかこたれぬ身の光なき秋とおもへば

正平十五年四月、征夷大將軍興良親王謀叛を起し、賀名生の行宮へ水を放ちなどし玉ふにより、主上


宗良親王
鳴海潟を
過く
信濃乃兵を
催さる



〔割註〕後村上天皇。〕は住吉へ皇居を移され、輿良の職を停められ、宗良親王を征夷大将軍になさせ給ひければ、

おもひきや手もふれざりし梓弓おきふし我身なれんものとは

實にも園頓止觀の學の窓に螢雪の光を集められけん御身に、いつしか甲冑を着せられ、朝暮弓馬に携はり合戰の機變を宗と遊ばされんことは、思ひもよらぬ御事なるをや。さてしも有べきならねば、諏訪、高坂以下の官軍を催し玉ひ、住吉の皇居へ赴かせられんと、御心ばかりは早らせられしかども、路隔りて境遠く、思召まゝにも軍すゝまざりしにより、又伊奈郡大河原に屯して、猶御方の兵を召れ、或は更科の里に住せ玉ひては、

諸共にをばすて山を越ぬとは都にかたれさらしなの月

などかこたれ玉ひけんもわりなしや。木曾路の河音高く岩に咽び、浪の氣色心細げなるを御覽じて、

木曾路川うつたへ瀬々の浪ならば行めぐりても立歸らまし

など興ぜられ、それより惠奈、土岐などいふ美濃を山を踏分て、尾張國犬山より鳴海の浦に移り住せ玉ふて、

山路より礒邊の里にけふはきて浦めづらしき旅衣かな

同十七年、住吉の行宮より、ことしの八月十五夜の月面白かりしが、いかゞ見つらんなど仰られて、御製、

年經ぬるひなの住居の秋はあれど月は都と思ひだにやれ

と有し御返事

いかゞせん月も都と光そふ君すみのえの秋のゆかしさ
月に君思ひ出けり秋ふかく我をばすての山となげくに

と申かはさせ玉ふのみにて、同二十三年三月十一日、主上、住吉殿にて崩御ましましゝかば、宗良親王ふかく歎かせ玉へどもかひなしや。そのゝち文中三年にいたり、親王やう〳〵吉野殿へ参らせられ、如意輪寺にて日野僧正頼意を導師として、後村上天皇七回御忌を修行せさせ玉ひけるとき、

　幾春か散りて見すらんうかりける花も昔の別れながらに

天授三年まで吉野に伺候せさせられ、又信濃國に下向あるべき定めにて、吉野を立出玉ひつれども、路次に障はることありて、長谷寺に入せられ、こゝにてまた御髮を剃すてさせられ、河內國石川郡山田村に隱れ住せ玉ひ、弘和元年、御年七十にならせ玉へば、老の御心をもなぐさめ、かつは末の世に遺させ玉はんため、元弘よりこのかた吉野宮にて遊ばされたる御製をはじめ、公卿殿上人あるは武勇の輩、隱遁の倫、女院、皇后、女御、更衣にいたる迄、折にふれ時につけつゝ云現せる言の葉、凡千百餘首二十卷、新葉和歌集と名付玉ひけるを、勅撰に准ぜらるべき由宣下ありければ、十二月三日、奏覽せさせ玉ひしとなり。其後終に信濃に御下向もなく、此山里にて薨ましましき。〔割註〕今山田村六谷と云處は、昔鹿谷寺と云寺の廢趾なりとなり。鹿谷寺は宗良親王閑居の地なる由云傳ふれば、今現存十三重塔婆は、親王の御塔なること疑ひをいれず〔親王の御子尹良親王の御傳は別に出す。欣子內親王降誕の年月を記せしものを見ず。和歌は御母方の流を汲せ玉へば、前栽の霜がれを御覽じて、

　霜かるゝ千種の花の籬こそ秋みしよりも哀なりけれ

と詠じ玉ひしと、又永和百首歌に、歲暮を、

　はる〳〵と思ひし年の末の松老のこそやすく越けれ

とよませ玉ひけるは、新續古今集に入りたれば、世普くこれを吟賞す。後には尼とならせられ、嵯峨の今林にましまして鷲尼と申せしとかや。

瓊子内親王は欣子の妹にましますと云ども、御年の程詳かならず。紅梅の枝につけて瑒子内親王（割註）後二條院の皇女に）の許へ遣されける御歌、

　　さそひゆく風のつてにも問れねば匂ふ甲斐なき宿の梅枝

瑒子内親王の返し

　　とはでこそ見る甲斐もあれうき身をもよそに隔てぬ梅の匂は

と云贈答、新續古今集に載せられたり。

御即位以前に薨玉ひしかば、やがて三位を贈らせ玉ひにき。されば宗良親王千首歌を爲定卿の許へつかはさるゝとき、贈三品のをよばぬ跡をも絕しとて、

　　散はてしはゝその杜の名殘ぞとしらるばかりのことのはも哉

と詠玉ひしにても知られたり。

女御に三位を贈られしは、仁明天皇の藤原贈皇后澤子の承和六年四月乙卯（四日）に卒せし時、從三位を贈らせ玉ひけるを始となすと云ども、桐壺女御のためしに引をみれば、諸なはぬ人もありけるにや。たゞし皇子即位ありての贈位は各別たるべし。權大納言局はじめ後二條院に事まつれりと云ども、命婦の朝參禁內禮式を典を以て、宮闈に侍せしなれば、牆有茨の譏をば免つべし。其所生のとりぐ〜文と武とを備玉ふは、母氏聖善慈訓の敷及ところなるべし。

天保十四年閏九月二十三日　　栗原孫之丞信充藏板

先進繡像玉石雜誌　終

二川隨筆

二川隨筆　卷之上

山川素石
細川宗春　共著

一阿州の浪士に西道壽と云人あり。爰に泉州岸和田の城主岡部美濃守殿（號長泰）の御內に、中與左衞門とて千三百石を領し、岡部家の長臣也しが、多年の知音なりし故、種々の談話に及で後、與左衞門物語に、主人美濃守領內に不思議成事、此城下より五六里去て志智山村と云あり。此所の百姓に刑部作と云者有。或時刑部作、妻に向ひ、夜前油あらざりしかば、今日は調んと思し中に磕と打忘れたり。今宵草鞋を作んと思へども、燈火あらざればいかゞせんと云。女房聞て、もしや油のおりにてもあらんかと陶を取出し傾ぬれば、內より油土器に八分目計出しかば、其夜は是にて事足ぬる。次の夜も刑部作、今日も亦打忘れて調ざりし。後悔さよと頭を掻ども甲斐なし。在鄕の事なれば、道法五六町も行ざれば調事叶わず。其時女房亦、彼かわらけを取出し、もはやよもや有まじけれども、打傾て見しかば、土器に亦八分目計出ぬ。それより不思議なる事をと思ひ、傾て見る度事に油出ずといふ事なし。是よりして毎夜油出て盡る事なし。二三月にも及しかば、希代の珍事なりとて、彼所の庄屋より代官へ訴て、大守の聞へに達せしかば、扨々不思議の事哉。（以下脫文アリ）去年志智山邑近邊え、大守鷹野に行れし時、所の庄屋に尋しかば、彼刑部作宅は、是より半道計も有と聞し故、彼庄屋に案內させ、刑部作が家に行て、彼陶を出させ見るに、ふちのかけたる備前陶に繩を付て持出すに、打振て見れば、中に入子などの有やうに思るゝより外、別に替りたる事なし。今既に五ケ年に及といへども油の盡事

なし。希代の事に非ずやと、與左衛門物語也とて、道壽是を語られし。

一至りて孝心なれば、天是を感應ある事定れる理也。往昔郭巨が金の釜〔頭書〕釜ニ非升ノ樣成底ノ窄キ四角ナル物也。日記故事ニ其形容ヲ書ケリ。」を掘出し、孟宗が雪中の筍を得たる類ひ、世に多き內、眼前に見たる事ありとて、並河五市郎と云し人の噺也。其ゆへいかんとなれば、南部より大坂へ越る道に、竹の打越と云峠あり。此峠に竹の內村とて人里あり。此里の百姓貧家の子に、十六歳になる娘と十歳になる男子あり。此父或時、疫痢を煩けるが、鱣を食たき由をいふ。娘聞て是を求んとすれ共、元より貧なれば其價なし。娘是を悲み、親しき人に賴とも取てくれ候者なし。然るに或時、前なる川へ水を汲に行しに、いかゞしたりけん、鱣水桶の內にあり。娘驚き、天のあたへと悅び取て歸り、是を燒て父にあたふ。父悅んで食するに、是より痢病日々に程よく本服に及へり。夫より此娘水を汲に出る每に、鱣桶の內に入來る事たへず。元より疫痢の事なれば、此村の男女疫痢を受て死生のさかひに臥者多。時に此事を聞て、こは希代の事共かなとて、彼娘に鱣をもらひ食するに、皆々病平愈せり。尤不思議なる事共也。是孝心深ゆへ、天の感應に預り有難き事にあらずや。

一貞享年中、吾妻より都へ登り侍とて、鴫立澤を通りしに、心なき身にも哀は知られけりと、西行法師が詠歌など口すさびて、大磯の町離れより半町計入ば、名に高き澤あり。其澤の廣さ纔に一間半も有べき。廣きところは二間餘りも有ぬべく覺ゆ。澤の末は礒邊續きてあり。道ばたより半町ばかりも澤に付て入れば、物淋しげなる竹の編戶あり。內にさし入見れば、澤より向ふの山へ橋を渡せり。其橋を渡行ば爐路あり。飛石抔面白く居なし、澤の上へ掛作り□□〔脫字〕たる閣あり。其內に二帖敷計りの所有りて、是よりも囲の內へ入と見えたり。此二帖敷計の所に、鴫立澤庵と云額あり。えならず庵哉。斯てもあらましかばと逢ぬ。先よりも主の心さぞやと床しく、案內をこへども答へもなし。さりとては人住ぬかゝる所や有べきと思ひ、又橋を渡り歸りて、臺所口といふべき所に行ば、年の頃五十計の男、

薪を割て居ければ、主はと問へば、夫より御入あれと云。その詞に任せ繩の簾のかけたる内へ入れば、小童一人自在にて釜を掛て榾を燒て居たり。揚口に腰打かけ主はと問へば、奥よりどなたぞ、是へと云。其聲にしたがひ、旅人なるが御免し候へとて近寄れば、鼠色の衣を着て八十計の僧、書を讀見臺に向ひけるが、是へ御入候得抔慇懃に饗應し、何とて旅人の御尋有ぞと云て問ふ。されば、此所は名高き所にて侍れば、一見仕らんと存じ、澤に隨ひ入侍れば庵室あり。さては面白く住なれしかなと存、橋を渡りて額をかけられし所より案内せしかども、音なへもあらざれば、又出て是へ參れり。扨々羨敷住なし給へる物をといへば、彼法師の云、世を遁れし樂みには茶を好て友とし、十ケ年ばかり先迄は、小田原へ程近きゆへ彼地の茶を好ム人々を友とし、徒然をも慰しかども、今は年老立居も心に任せねば、掃除だにも得せず。庵もあれ果侍る。掛作りなるは圍也。行て見玉へと云に任て、小童に案内させて、圍の内を見るに、二帖敷目にして、曲柱もあり、床もあり、前に見し二帖敷の額のある所より襖障子を立てある。是より躙揚にして圍へ入と見えたり。立歸りて暫く主と物語せしに、主云、それがし若き時は、成田左馬助殿に仕へたりしが、夫より世を捨て、此侘界とはなりぬ。是より一里計北に五智の如來あり。此寺を造立し居たりしが、此處の風景面白く思ひ、又爰に來りて庵を結べり。四方の景色を見玉へとて、北の方と覺しき櫛形の窓を明れば、半町程向ふに旅人の往來手に取樣に見ゆ。うら路の障子を明れば、大礒の濱小ゆるぎの礒、海邊の風景あら〳〵と見ゆ。四季の移り替りに付ても、景色折にふれて盡る事あらざれば、是を閑居の友とし侍る。されどもかゝる侘居なれば、希人に何にても饗應せんやうなし迚、小童に向ひ茶を旅人に參らせよといへば、小棚より棗と茶碗をとりて、彼榾くべし自在にて茶を懸る。棗は古代の蒔繪の棗也。いと面白く思ひ、茶をのみ物語をするに、一とせ此所へ飛鳥井大納言殿御尋ありて、御詠歌を置れしとて一軸を見する。

彌生のころ鳴立澤にまかりて、

哀れさは秋ならねどもしられけり鴫たつ澤の昔尋て　雅章

大磯に一宿し侍らば、物語仕りたく候へ共、小田原へ荷物從者どもを遣しぬれば、是早御暇申也。御殘多侍り。重て吾妻へ下りなば、必立寄候はんとて暇を告て出ぬ。主も出て送りしが、往昔廬山の惠遠法師は、虎溪の橋を越さじとかたく誓したる也。我は其定めもあらざれ共、橋は越さず、是迄迚入らんとす。其時御僧の名はいかにと尋れば、御覽の通を其儘に名に呼て相雪と申候とて内へ入ぬ。誠に古き昔の物語抔の心地して、斯田舍にもかゝるやさしき隱者も有にこそと、何國にいかなる人の有んも知られじ抔とおもひ、いと奥床しく侍りぬ。其後五ッとせ程過て、又吾妻へ下りしかば、彼法師の事を思ひ出て立寄尋ねしに、彼法師は三とせ計先に身まかり。今は江戸の俳諧師三千風といふ者、此跡を求て斯迄取繕ひたりとて、西行堂抔とて草堂を立、種々に美麗を餝事をなし、前に見しとは替りおかしき事もなく、あさま成をば□（脱文カ）世の中まもなく移り特り、今更驚くべきにはあらねど、心に止らず打過行侍りし。

一古老の物語に、今の世に諸器の類樣々あり。古より皆有事のやうに思へども左にはあらず。行燈などといふ物はあれども、今の如く蜘手を中に釣たるといふは近き事也。古は露路行燈の如く、底板に直に燈臺を置たる物也。中に釣たるは、小堀遠州の丸行燈を仕出し玉ひしより事發り、角なるも中に釣事にはなれり。短檠は利休時代より有也。古へは皆燭臺に土器を載たり。古代の繪に有が如し。

一古代の人の物語に、今時の茶の湯者、さま〳〵風流なる事を作出し虚言のみ也。是は竹内との云事多し。大形は後の作也。古へ足利義政公、東に於て四疊半敷の數寄屋を造立られ、臺子の茶湯をはじめられけり。是より事發り、種々の茶器出來たり。珠光、紹鷗迄は皆臺子風呂の茶湯にして、爐といふ事もあらざりしに、利休始て爐といふ事を仕出し、屏風にて圍て茶の湯せしより、始て今の圍有也。去に寄て圍はあらたに造といへども片庇也。數寄屋は棟を別に立たるもの也。中くゞり

は遙後に出來たり。利休時代は中くゞりと云事なし。猿戸にて有レ之。古田織部正重勝中くゞりと云事を仕出し給へり。圍の住居種々の事は、古田殿作多し。中柱は利休の子道安初て仕出しける。父の利休見て、是は無類の物數寄也。汝が仕出したりと云はゞ、後の人用ざる事も有べしとて崩させて、利休圍に中柱を立しと也。

一爐は利休より初れり。丸き鋏のどうこを板にきり入しは、珠光、紹鷗の時代よりも有し由、今爐の隅をあけて丸き形にするは、鋏のどうこの丸き形チのよし云說あり。未其實を知らず。靈山の長嘯子の短檠の歌とて、竹檠にありし。

　たゝむ日もやゝ吳竹の燈火は代々の玉章猶てらせとや

竹檠の前に此歌ありし也。

一寬文の頃迄も有し古老の人の物語に、烟草の渡りたる事は近き事也。南蠻人吾朝へ往來して呑始たり。其時は小蠟燭を燈して呑たり。夫に寄て、日本人も始は蠟燭を立て呑たる人多し。然るに烟草間もなく天下にはやりもて長ずる事になれり。其前より世上にこせ瘡といふもの流行せしに、烟草を呑人は此煩ひなきと云はやらせて廣まりし也。然共當代の如き烟草の道具はなし。竹烟管とて竹の節をこめ、漸火皿程に切、眞書の筆の軸程成物をそれへ横に付て呑し也。きせるを持たる人は希也。下々などは直に烟草の葉を卷き、呑口に紙を卷き火を付て呑たる也。十萬石程も取玉ひし大名の烟草呑玉ひしを見しに、近習小姓を呼て烟草を呑んとあれば、彼小姓片手につるの付たる火入に火を入、脇に小石を置、亦片手に唐革の二尺四方程にて四ツ折たるを持來り、主人の前に置て烟草をつぎ指出す。呑玉ひて後石にて灰を落し、右の革を元の如くにして勝手へ入る。呑んとの玉ふ時は、幾度も斯の如し。大名だに右之通なれば、況や下々に於をや。今の如く烟草盆抔とては非ず。大猷院樣御代に、烟草は世の費也とて、堅く御停止になり。江戸町々へ被レ仰付、烟管狩を被レ成、日本橋の傍に行馬を結、江

戸中のきせるを集たりしかば夥敷事なりし。其時より御城內評定所に、烟草盆の類は今に至て無き也。斯の如く堅き御法度にても、兎角此烟管盆の止まずとぞ語られし。

一或人の云く、昔の書にいか物作りの太刀をはくと云は、虎の皮の尻鞘掛たるを云也。字は怒物作と書とぞ。

一挾箱といふものは古へはなかりけれど、太閤秀吉公、島津家と御一戰を決せられんが爲、筑紫に御進發の時、丹州龜山の城主小野木縫殿助始て挾箱を製作すといへり。

一下野國宇都宮彌三郎は、世々宇都宮十八萬石を領して、關東にての豪家也。されば粟田の關白道兼公の玄孫宇都宮宗圓は、伊豫守源賴義八幡太郎義家に忠功有し故、宇都宮の座主職になされ、其子を八田權頭宗綱といふ。其子宇都宮左衞門三郎朝綱、鎌倉の右大將賴朝卿に仕へしより以降、世々威名を關東へ振ふ。然るに宇都宮の二男の筋を多賀と云て、三萬石を領し、代々宇都宮の旗下也。されば宇都宮に家督たゆれば、多賀の惣領より是を續ぐ。多賀に名跡なき時は、宇都宮の次男是を繼ぐ。世々相續有しに、慶長十二年十二月二十三日宇都宮下野守國綱卒去せられ、家繼べき男子なし。時に神野川與左衞門と云家老と、正安〔名字失念〕と云家老と兩人內談の上にて、淺野彈正長政の三男を養子にして、宇都宮の家督に立んと相計て、是に依て正安は京に登り、右の相談故滯留して居たりしに、多賀殿、此事を洩れ聞大に怒り憤り、早速討手の者共を差登さる。斯とは知らず、正安は愛宕へ參詣したりしに、大勢にて愛宕の峠にて取圍み、忽に切殺し、多賀殿は神野川與左衞門を討べしと、家中の者共々勢をすぐりて指向らる。元來與左衞門は宇都宮の長臣にて一萬石を領す。屋敷構へなりしかば、堀も二重堀にして、要害堅固にして居たりしが、其夜は祝儀の事有て、終夜人の出入多く、外の門開きてあり、討手の者共天のあたへと悅び、皆々甲冑を帶し、夜込にしかけ中門迄安々と入居しに、夜もしら〴〵と明ぬるに、中門の番人共門を開んとするに、武士共、大勢押込んとす、內の番人と外の武

士と互に力を出し、曳や〱と拯合しに、小野藏人といふもの、細目に明たる所より番人一人切殺し、此勢に氣を得、片岡備前と言者、一番に飛込ば、是に隨ひ大勢込入り、書院にて鎗を合て火を散して切結ぶ。兩方共に手負死人多く出來たり。段々と込入しに、書院に出る廊下に、手だれの侍、弓を持て散々に射る。此者に射立られ手負多く出來しかば、敵敢て進み得ず、廊下の口にゆられたり。一手は臺所口より押入、爰にても相戰ふ。然る所に神野川與左衞門、迚も叶はじとや思けん。家に火をかけ切腹し、多賀は本意を遂られたり。然共此事、大神君の御聽に達し、重々不屆の仕方に思召し、多賀は切腹被ニ仰付一。宇都宮十八萬石を沒收せられ家斷絕におよび、是より代々子孫は水戸の御家に勤仕せられ、惜哉、左衞門三郎朝綱が孫彌三郎賴綱より以降代々宇都宮彌三郎と號し、下野守に任じ、東關の高家なりしに、此時に至て斯成けることうたてけれ。

一薩摩中將忠吉と申奉るは、忝も大神君の御四男に、尾張大守にまし〱けるが、慶長十二年十二月十七日江戸に參府まし〱、大久保加賀守忠常屋舖に寄宿被レ成し所に、俄に御病惱をうけさせ玉ひ、御くるしみ有ゆへに、同二十八日には大神君、大久保加賀守屋舖へ渡御まし〱、御病體を御宥まします。爰に中將殿の御兒小姓に小笠原監物忠重〔幼名源八〕と云人あり。不慮に御勘氣を蒙り、此比は奥州松島に暫く蟄居し有けるが、大守君御不例以の外たると聞て大に驚き、某も江戸へ罷登り、何卒御勘氣の御赦免を蒙り、殉死の願を申上、若御本腹なきに於ては、いさぎよく追腹を切て、御厚恩を報んと、俄に松島を打立、江戸を指て馳上ろ。其比蒲生藤三郎忠行〔割註〕氏鄕の嫡男也。」奥州會津の領主なりし故、其長臣蒲生源左衞門鄕成〔割註〕幼名は坂小、後に源次郎。」は奥州守山の城四萬五千石を領しけるが、此度監物心ざしを感じ、城中に招き樣々に饗應し、終夜酒宴に及びけるが、道中にて着玉へとて、紙衣の赤裏の羽織に小袖二ツあたへたり。監物大に悅び承り及ぶ、御病體の樣子十に一ツも御快氣は有難からんと存候へば、いかにもして御勘氣を免され、御目見え被ニ仰付一候はゞ、いさぎよく

冥途の御供仕り候はん。若又御勘當の御赦免もなきに、殉死を遂候はゞ、牢人にて身の置所なき故に、死たりなんと言はれんは口惜き次第也。大方は今生の御暇乞とて、盃の上にて「住めば都も吾妻の果も松島小島しんしらずと、」今様の小歌を謡ひ、酒宴酣に及べり。斯て晝夜をわかたず上る程に、漸江戸に着し、右之趣を申上しかば、則御勘氣御赦を蒙り、御目見被ニ仰付ーしかば、有難しと悦びて數行の涙にむせびけるが、終に御養生叶せられず。同三月五日従三位左近衛權中將兼薩摩守源忠吉卿。御歳二十八歳にて終に事切させ玉ひぬ。石川主殿助、稻垣監物、中川清九郎も殉死しぬ。小笠原監物は、兼て覺悟の事なれば、芝の增上寺に於て〔下脱文〕

彌五左衛門と云士に相役一人添長崎へ遣しける。然る處に異なる伽羅の大木渡れり。本末と本木と同じ伽羅二本有り。折節松平陸奥守〔政宗〕殿より唐物を調ん爲、役人是等の者下り居候が、彼伽羅の梢と本木とを迫合て、三齋の役人と互に直段を付る。興津が相役思案をして、大木は直段夥しく高直なれば、梢の小き方を調へ、それ迚も同じ木なる上は、仔細あらじと言。彌五左衛門は本木の大なるを買んと云て、互に口論に及び、彼相役を討果し、終に大木を調へ、隈本へ歸りて、右の段々申上、切腹を願けり。三齋聞しめし届られ、某への奉公に〔下脱文〕相役が子供を召れ、必意趣をさし挾べからずとて、興津と盃を被ニ仰付ー、彌五左衛門はそれよりも別條なく勤仕せり。其後三齋逝去し玉ひしかば、興津彌五左衛門も愁涙に沈み居たりしが、第三回忌に及びしが、殉死を遂て御厚恩に備へんと、京都に上りしが、船岡山の裾にて切腹すべきに極りけり。斯て其日は船岡山の西の麓十間四方に行馬を結せ、前に穴を掘て兩方に薪を積り、大徳寺の清巖和尚倚子に乗り、拂子を持て控へらる。其前に疊を二疊敷、其上に淺黄の蒲團の如く成る物を敷て、生害の座に設ヶたり。彌五左衛門は熨斗目に長袴を着し、乘物にて出來り、彼設たる座に着座す。然るに彌五左衛門兼ていかなる所存にや。子供二人を勢州桑名の城主〔割註〕松平越中守定良。」に奉公させ置しかば、二人の子も桑名より馳登り、

父が傍に畏る。越中守殿の大宮六角の京屋舗よりも、留守居を始め役人足輕等多來て警固せり。洛中の町人、近郷の百姓等、追腹を見物せんと群集する事夥しく、後には行馬を踏破り、推合押合する程に、(マヽ)難立去べき地もなし。既に時刻に及しかば、脇差を三寶に乘せ、興津が座へ持行んとす。夥敷群集なれば、其中をおし分踏分ヶ持出んとすれ共、中々容易くは通り難し。彌五左衞門は待兼て、二三度うしろを見ける所に、漸に持出る。彌五左衞門餘りに待兼て、心や急けん。三寶臺の脇差を戴きもせず。直に腹に突立る。兼て主人三齋公の三の字に引んと云しが、其詞に違ずや。聲を掛て三ッ迄ぞ引たりける。介錯人も長上下にて股立取て出けるが、成程首尾能介錯せり。兩人の子供是を見て、彼蒲團の端を持、死骸を穴の中へ入れるとひとしく、淸巖和尙引導に立れしか共、亦暫く下に坐し落涙に及びしが、重ねて立上り、下火(アコ)の頌を唱へらる。引導□とひとしく、兩方より薪を崩しかけ、東岱□後の烟となす。哀れ成し事共也。是則萬治、寬文の頃なりし由、其最期を見たる人ありて、委敷物語られし。今に船岡の西の麓諸木生茂りたる中に、一堆の古墳立て、年々春の草生じ、哀を後世に殘し、譽を都鄙に顯せり。

一興津彌五左衞門が調へ來りし伽羅類ひなき名香にて、三齋、初音と名付玉ふ。其故は古歌に、

　聞たびに珍らしければ時鳥いつも初音の心地こそすれ

九月六日將軍家二條の御城へ、主上後水尾院の行幸をなし奉らせ玉ふ。此時、越中の少將忠利(割註)三齋の嫡男。」いかなる物をも捧げ奉度思はれける所に、彼名香を御所望によりて、早速差上給ふに、帝叡感被レ遊、白菊と名付させ給ふ。其故は古歌に、

　類ひありと誰かはいはん末匂ふ秋より後の白菊の花

亦仙臺中納言殿(割註)陸奥守政宗。」は、役人木末を調へ來りたるを、大きに殘念には思召れしか共、琉球初音の名香の其梢なる故に、並々ならぬ名木なれば、柴船と名付玉ふ。されば古歌に、

世の中に憂を身につむ柴船や焼ぬ先より匂こそすれ

此歌の心を以て也。其名香いづれもとり／＼に面白し。かゝる事をも知らぬ人は、白菊、柴船、初音は、もと一ツの木にて、名の替りたると云事を知らず。小堀遠州の所持也なんど、樣々異說を云人有り。皆誤也。

一或所にて床に一軸掛けて有しを見れば、女のふみにて勾當の內侍の筆也。其內にしやけん堂と云詞あり。主曰、釋迦堂をしやかん堂と書が古實にて、斯は書れしと言。惣じて堂上の讀方とて、四書六經を始め心得ぬ讀多し。出納をしつなふと唱へ、隼人をはいとんと呼類ひ數々あり。是上代の片言を其儘直に用ひたり。有職にくわしからでは明め難き事也。

一本阿彌光悅了寂院と號す。晩年洛北鷹が峰に一寺を建立して光悅寺と號せり。其子光瑳、其子光甫に至て、代々鷹が峰を監護せり。能書の譽れありといへ共、筆跡之名のみにて志をえず。鷹峰も蟄居して牛に炭を負せ、京の一家中又は心安き方へ賣れり。鷹峰々蟄居する時、家財も能き道具は、盡く一門或は入魂の方へ贈る。麁相なる器にて茶を樂しまれぬ。能器は損ひ破るとて、氣遣ひにて面白からず。兎角そこなひ破ても苦しからぬぞ樂しみなると云れしとかや。折々一家中へ行ては、本阿彌家の繁昌今十分と見ゆる。斯人々驕を究めなば、終にはおとろへはつべき也と風諫に及べりと、一とせ極月晦日に年頭の朋友の方へ行れしに、門口に人數多集り居たり。こは何事にやと驚き內に入しに、日比出入する禪門の居しかば、是は何事にやと問ふ。禪門の言、此家仕曲にて、再極の金拂を小拂迄も大晦日の夜の四つ前に拂はれ候。其故いかんとなれば、閙敷折なれば銀が輕くても請取、錢が不足にても取て歸る。其に依て利分有る故にて候。必御氣遣ひ候なと云。光悅興をさましあきれたる顏にて、直に宿に歸られぬ。夫より彼人と再び出合事なし。其後人に語られしは、何とて出合ぬぞと思はるべし、扨々不仁なる男かな。明日は元日也とて、人々閙敷折なるに、己小利をむさぼらんとて、夜

に入迄拂をせず、人に難儀を掛る事、人非人と云つべし。それを夫とも知らずして、年來入魂にせしは、某が愚なる故なりしとぞ語られし。利を爭ふは我もあの眞似をして拂に利給をせんと思ふべきに、光悦彼者見限れたるは有難心ざし也。

一毛利安右衞門と云浪人、某十四五歳の時分迄存生にて居たり。此人大坂御陣の時籠城し、長曾我部宮内少輔盛親手にて働たる古老の士なるが、彼戰場の事共語りしに、僞飾ると云事もなく、實事共を語りし。されば戰場に出候へば手柄をもし、いかでか人におとるべきとや思はれん。今時疊の上にても思案とは格別成物也。いかんとなれば、晝夜油斷なく心を苦しめ、夜は夜もすがら露霜に犯され、夜を安く寢る事叶はず。又攻る人は竹束の陰に居て夜を明しぬ迄、城内の者は晝夜油斷なく守りて、食事迄も飢を助る迄にして、好味をなむる事も叶はず。中々淺間敷事ども也。時に當ての喧嘩は、互に怒りの上なれば死る事も有なん。合戰は怒なし。唯主人への忠を思ひ働迄の事也。其上城中にても、寄手にも、虛說を言はやらす。何某は逆心を企て、敵に内通せらるゝなんど危き事共を、樣々每日風說して、人の心を驚す。治世に思ふとは違ひ、淺間敷事なれば、十人が九人迄も、高名して立身せんと思ふ者はなく、此軍濟なば武士をやめて一荷にない商ひ、下作して畠の土をせゝりてなりとも、一生送らん物をと倦し果し思ふなり。扨敵と取むすび、互に鑓を合する時は、土烟り立てすさまじき物也。一命を捨ての合戰なれば、人々に心は朧月夜に夢路を行が如く也。又場なれて武功もある人は、場數なき物とは少し目も明て違ふ者なれども、幾度にても朧月夜の如くなるは同じ事也と、場數有士の物語なりし。我等鴫野堤の合戰に、堤の下に皆々折敷鑓をふせて居たりしに、藤堂和泉殿〔高虎〕の軍勢寄來る、段々寄太鼓の音も近付々々時に、大將長曾我部盛親下知して、再拜を出す迄、必靜りかへつて控へ居よと、馬を乘返し下知せらる。此時堤の下にてわな〳〵と戰（フルヒ）出る。コハロ惜き事哉と思ひ、外の人を見るに、皆々震ひわなゝきたり。間近く成てはや鑓合せをと思ふ時は、忽ち震ひ止り、

此時藤堂殿先手の勢、歴々の輩討死せしと語りしなり。

一毛利安右衛門物語に、戰場にて討死せしといへば、只戰て死たると計思へ共、左にあらず、目を廻したる所を掻首にせられ、手疵を負て居る所を押伏られて首をとられ、或は長柄の鑓にてたゝき殺され、亦は踏殺されなんどして、種々の死やうある事也。然を討死とさへ言ば、互に勝負して死たると思へり。一偏に思ふべからずと語られし。

一世の中華美結構に成たる事、勝てかぞへ難し。第一には衣服器物の類ひ也。古へは武士も利方を第一として、兵具も美麗を餝事なし。大名の部屋住の持道具なんど、鑓に銀のかな物打なんど云事は希なる事なりし。今時は鑓を持程の者、陪臣迄も鑓などはなべて金拵也。大神君駿府に御隱居ましませし時に、淺野彈正少弼殿〔長政〕御土産とて、茜木綿百反宛御獻上し玉ひしに、本多佐渡守殿〔正信〕御內話にての玉ひけるは、茜木綿の獻上は以來御無用に被レ成候へ。上樣には能物かと思召れ、女中方の御仕着に被レ下候ゆへ、皆々迷惑致候とて指止玉ひし也。古へは左樣にぞ有し。爰等を以、今の美麗成事を知るべし。

一蒲生飛驒守殿〔氏郷〕其嫡男藤三郎殿〔秀行〕に仕て、一萬石領せし神田淸左衛門と云士、後に加藤肥後守〔淸正〕二代目の肥後守殿〔忠廣〕に仕へて五千石を領し、加藤の家斷絶の時、阿州松平隱岐守殿〔割註〕號二蜂須賀忠英一〕の御家へ參り三千石下さる。彼御家にて寬永八年に不思議成事有し。隈本の領內に桐木に冬瓜の如くなる果數多く生たり。こは珍ら敷事哉。末にはいかに成らん。其儘置て熟するを見よとて置けるに、內より鼠喰破て出たり。こは不思議なる事ぞとて、彼果を取りて切割て見るに、內よりも鼠多く出しを、皆打殺し捨しに、其內に鈍一ツあり。不思議と云も愚也。其翌年〔寬永九年〕六月肥後守忠廣。其家嫡豐後守光政父子共に配流に處せられ玉ひ、家斷絶に及べり。扨は此前表にて有つるやと、後には思ひ合せり。彼鈍、今に所持して居る由、神田淸左衛門物語りたり。

一中山三柳と云醫師、戸田左門殿〔割註〕濃州大柿十五萬石、號氏鐵。」に仕官して有しが、病氣なりとて御暇を願ひしか共、御暇出ざりしかば、再び匙を取り候はゞと申候て、御暇乞申請、京都へ蟄居せられしに、元より良醫の譽あれば、人皆來りつどひて脉をこふ。是非なくして弟子等に云付、藥を合さするといへども、其身は曾て療治せず。後水尾院をも□□ひ奉り、後に醍醐に隱居せし時、

　罪なくてさすらうる身の樂を今朝の寐覺に先覺ぬる

と詠ぜり。後水尾院、三柳が醍醐ニ山居せしと聞し召れ、

　先立て入し心のなれぬべき今住そめし山の奥にも

と一首の御製を被レ下し。されば醍醐にて飛鳥川と云書、亦醍醐隨筆とて、詩歌古き物語抔書集られし。三柳拾子を見て、

　是も亦子を思ふ道の迷にや捨る習の世にはあらねど

一城州伏見天王山佛國寺の高泉和尙は、大和田黃蘗山萬福寺の世（脱アラン）也。此和尙の物語なりとて或人語りぬ。高泉和尙の師の玉しは、我若き時流舟ありて大明の地へ來る。衣冠正敷人なりしが、元より詞通じざれば硯紙を出すに、

日本扶桑是我家。漂洋七日到ニ中華ー。山川人物般々異。只有ニ寒梅一樣花ー。

と云詩を作れり。其時代に日本にて此人ならんと云覺ありや。彼人は大明にて年老い玉ひ終られしとぞ。

一山鹿甚五左衞門と云軍法者、海の無き國を歌にて覺さするとて、

　海なきは山城大和伊賀河内筑紫に筑後丹波美作

　近江路や美濃飛驒の國甲斐信濃上野下野是は海なし

此歌を人に語りして、天神七代地神五代を覺へさす歌あり。

天神七代　國常や國狭とよくんうさひちに大戸笘面かゝこ伊弉

地神五代　天照忍穂にゝぎに彦火々出うかや迄地は五ツなれ

一羅山道春、石川丈山の許へ訪れし時、

欲レ見ニ昭明月一來登文選樓

丈山も案じられしが其對句終に出ざりしとぞ。

一太閤秀吉公、朝鮮より八歳の兒を擒として、御本陣肥前名護屋に來す。彼兒詩を詠ず。

烟水茫々歸路長。蒼波萬里隔□鄕。與レ人欲レ語々音別ニ。終日無レ音送ニ夕陽一。

夢裡分明歸ニ故鄕一。双視逢レ我問ニ扶桑一。華鯨樓上一聲響。撫レ枕猶疑レ在ニ大唐一。

秀吉公是を感じさせ玉ひ、朝鮮へ歸させ給ひしとぞ。

一加州へまかる時、江州今津と云所を通りぬ。此所に天神の宮あり。里老の云く、此今津の前を往昔西行法師船にて通られしに、礒の方より老翁來て、若狭への道は何れにやと問ふ。西行聞て、

白雪をいたゞきながら若さとは死出の山路を問ばとへかし、

と詠ぜられしかば、老翁

白雪をいたゞけばこそ門もすれ若狭へ歸る道も知らねば

と返歌して消る如くに失しとなり。此天神あらわれ出させ給ひしなりと、語り傳へ侍ると申き。

一烏丸大納言光廣卿有馬へ入湯ましませし時、播州賀東郡より貧敷者と見えて乞食の風情にて、是も入湯の爲に有馬に來れり。足を痛む體と見えたり。光廣卿御覽じて不便に思召れ、御臺所にて養せ玉ひ、御跡の湯に御入れ成され候程に、段々快くなれり。斯て有馬を御立の節、猶も不便に思召れ、宿の主に被ニ仰付一、右の者御歸りの跡にては、亦乞食同事に成べし。かまへて相痛わり、今一廻りも入湯させよとて、代物多くされ給り。都へ御上り有し也。其後彼者も緩々と浴して、病氣本服し、鄕里に歸

り、しか〳〵の事を父に語る。父是を聞て、冥加に叶し事共哉。是偏に佛神の御加護也と、涙にむせび悅びけるが、せめては一言の御禮也とも申さんと、父はそれより都に登り、烏丸殿へ推參し、御臺所へ參て、蓄積のやうなる物をわら苞にして捧げ、右の次第を申、有難く存奉る由を申せば、光廣卿の御耳に達す。父が志を感じ思召し、代物なんど多く被レ下、其上自筆の御短冊を玉はる。

　あしきとて思ひは捨じ親と子の愛をば倘も哀とも見よ

今に其短冊を持傳へ居とかや。やさしくも有難き御心ばへ也。

一備前國の仕人泉八右衛門と云傳へしは、熊澤了（介カ）海の舍弟なり。學才もありて、第一篤實にして人品亦類ひなし。學校の奉行をもせし人也。或人、道の事を尋しに、八右衛門聞て四書六經を以言に不レ及、人は眞實より外に更に尊べきものなし。其誠と云は、天道を見て知るべし。天地始て開けしより以降、夜が晝にもならず。夜が二夜續きもせず。晝が二日つゞきもせず。三ケ月が滿月にもならず。滿月が初月にもならず。四季の轉變、晝夜の趣、厘毛も違ひなし。其實の內より出たる人間なれば、其實にたがひたる時は、天罪（マヽ）を得ん事疑なし。兎角實を失ふ時は、人間は立ざるものぞ。此所を心得する時は、道を知る人とも言ふ也と申べしと申されし。いと尊とし。

一木村伊兵衛とて、元來美作の產にして、森家より出たる者也。兄一人あり。瘡毒を煩ひて鼻落し故奉公もならず。殊に頑なる者也。姉三人あり、一嫁して歸りたるもあり。嫁する事叶わず、はつきもありて、兄と姉と四人を伊兵衛一人が厄介せり。漸十五石に五人扶持なりしか共、下女一人付置てよきに養育し、兄姉の禮義を失はず。元より文盲にて學才もあらざれ共、生得眞實なる男也。我勤は臺所の賄方をして、朝夕城にて食す。もし宿にて食する事ある時は、姉兄の給時をして慇懃にもてなし、我身は臺所にて食す。後には二十石に五人扶持に成し也。兄姉をも相果ぬれば、葬禮後のわざなんど念比にいとなみしが、我身事、六十に餘りて死したり。貧しかりしか共借錢をせず、一生無妻にて姉兄

を養育せり。是皆誠より出て、一生を置べき所に置て孝道を盡せり。恐らくは日本の賢者とも云つべし。

一寛文の比、丹波の龜山の近所片里に小社あり。元より文盲成る神主にして、一文不通の者なりしが、父母の死せしを木像に作り、彼社の片わらに、亦宮の如き物をたて、兩親の像を安置す。風雨などあらき時は、彼所へ行て、親仁樣屋根はもりは致さずや。御見舞に參りしが、もりもいたさぬと見えし、緩々と御寢あれと言ふ。亦母の像へ行ても斯の如し。父母の命日、亦は年頭、盂蘭盆、朔日、節句抔には、前の夜父が像の前へ行て、明日は御出被レ成御食を被レ下候へ。何卒々々御出被レ下候半や忝なし抔とて、亦母の像へ行父御にも明日御出にて候へば、御出被レ下候へ。何卒々々御出被レ下候はんとや。然は其時分女共を御迎ひに進上仕候わんとて歸りぬ。斯て其朝父が像へ行て、御迎ひに參りしとて、父が像は我肩にのせ、母が像は妻が肩に置て、我が家につれ歸り。机の上に置、夫婦して膳をすゑ、加減は何とや候。此芋はよく煮申て候。替て上り候べし、何替て參らんとやとて、前の芋をあらため、亦盛て備し。茶迄調仕舞て、はや御歸りと被レ仰るとて、亦夫婦して送りて、本の所に置けり。所の者共は氣が違ひたり。亂氣せりなんど云へば、いや／＼狐つきなんど所々に風說す。龜山の城主に松平伊賀守殿〔忠晴〕の聞に達し、不審に思召し、三ケ年が間人を付置樣子を窺せらるゝに、其孝行曾て怠る事なし。太守大に感じさせ玉ひ、永代田を三反作り取に仰付られし也。誠に死に事ること生につかふる如くすと云事を、元より文盲なる男なれば、曾て知らずと云へ共、眞實の心ざしより、斯の如く孝行の德を顯はしぬれば、其誠を尊むより外更に道なし。

一元祿の比、洛東智積院に快圓坊と云僧、家來の子也。道德いみじく、殊に梵字に妙を得て、其名世に高し。上座なりしかども、席を捨て寮に居らる。常に茶を樂しみ、立花によし。一休の風儀ありておかしき僧也。其比は後水尾法皇にて渡らせまし／＼けるが、快圓に梵字を書せ叡覽有べしとて、智積

院運微僧正の方へ、明日巳刻に快圓を參院せさすべし、梵字叡覽有べき旨勅諚下さるゝ、僧正急ぎ快圓を招き、右之趣を申渡す。快圓悅ぶ氣色もなく、こは迷惑なる事共哉と言へば、其方の梵字を叡覽に備へられん事、生涯の面目何事か是にしかん。有難き事共也と被レ申けれ共、更に悅ぶ氣色もなし。扨明日は從者幾人召連、斯の如くの體にて參院せらるべしと云渡されしが、畏り候とて、おのが寮に歸りぬ。斯て翌日供をも連れず、未明に寺を走り出、四ッ時に院參との仰なれば、其比迄彼方此方と廻り步行き、從者一人も倶せず、古き紙衣に木綿衣を着し、筆刷などの類ひを鼻紙に包み、手自是を携へ、只一人すごすごと院參す。御門の番士是を見て、乞食坊主也と思ひ、何者成ぞと咎れば、こは不審成御咎哉。參れと有ればこそ參りたり。此方より推參は致さずと云ふ。番の士もあやしく思ひ、委敷仔細を尋ぬれば、しかじかの旨を申す。扨は智積院の快圓坊にや。夜前此儀を御門の番人へ被ニ仰付一たり。是に待玉へとて、此由を申上る。奧え召れしかば、快圓は御殿の內へ參上す。公卿殿上人も彼面異風者と御聞及びしか共、ケ程に異樣の樣には思はざりしとて、皆々ゑつぼに入給ひぬ。忝くも御前にて梵字「跋文」卷物錦なんど下し給ふ。快圓頂戴して申けるは、難レ有は奉レ存候へ共、御覽の通紙子一重の境界にて候へば、ケ樣の美麗なる卷物を着用仕るやうなる身にては候はず、錦とても同じ儀にて候得者、拜領仕候ても可レ致やうも無ニ御座一候。亦下し置れ候物を、代なすべき道理も候はねば、是はどなたへ成り共預置可レ申候とて御前を立。されば亦或時運微僧正を連歌の漢和の御會に召さる。是によりて明日は院參せんとて、其用意せられける所に、快圓坊來て、明日院參を被レ成候由、一宗の事を御尋とこの論義にても被ニ仰付一候事なれば、宗門の爲にて候へば、尤の事に候へ共、何一詩連歌なんどの類ひに院參せんは、出家の本意に候はず。禪宗杯の詩聯句に名の有さへうたてく見え候也。僧正の院參有りて、漢和なんど有ては、一山の所化、皆々詩聯句の學に心ざし、眞言の道は餘所に成るべし。此度は勅命に任せ院參被レ成候共、重ては御斷を御申候へと言、僧正も理に伏し、重て御

斷を申上出申されざりしと也。此快國はおかしき譽にて、奈良大坂抔ぇ用事あれば、伏見海道へ出て往來の者に尋ね、大坂への用事あれば、大坂へ行人に賴み、南都への用なれば南都ぇ行人に賴みて、其家へ挽入て給はれとて、用事の物亦は其賃迄一目も知らざる人に渡して歸りし。難レ有心ざし成べし。

播磨の姫路に曾宇志屋大明神といふ神社あり。此社の前の池有り。此神の祭禮の前の夜、刀を打かたげて此池のまわりを、ツホコテンヤホウテンヤと云て囂しく廻る。如何なるゆへと云事を不レ知。其老の日、往昔は此池ぇ人御供を備へし也。備了れば大なるすつぽん出る。法然じやと云事を、スツホコテンヤホウテンヤと唱へ候と云ひし。然れ共さのみことわり共聞へず。凡て片田舍には古しへ人御供を備へしと云傳へたる事多し。いかに邪神なれば迚、人を供物に備る事は有べき事にあらず。世には心得ぬ事のみ多し。唐にも此類ひあると見えて、狄仁傑が淫祠をこぼちし事もあり。人を水神に備へし事もあれば、和漢同日の談にや。

二川隨筆 卷之下

一松平隱岐守〔割註〕定行、元和三年勢州桑名十一萬石、寛永十二年伊豫松山十五萬石。」に御祝儀の事有て、御一家を御饗應有しに、仙臺中納言殿〔割註〕政宗、號松平陸奧守。」を上座として、御一門其外入魂之大名衆、御旗本方數多入來し玉ひ、能を御興行有しが、能の最中政宗小用に立玉ふ。其道に兼松亦四郎といふ御旗本衆居られしに、長袴の裾を思はずも踏通り玉ふ。又歸りにも障たる迚、亦四郎元血氣の人なれば、是お侍先程も某が袴の裾を踏廻して通り、又歸りにも踏ながら一言の禮儀も無レ之はいかなる故ぞと申さるゝ。政宗卿聞玉ひ、御尤々々障りたらば御免候へとの玉へば、亦四郎聞あへず、慮外者よといふより早く、つゝ立上り扇取直し、政宗卿の肩衣の當りを二ツ三ツてうと打ツ、こは何事ぞと、御旗本衆大勢双方ニ取付て押隔てし故事にはならず。珍事こそ出來れと騷たつ。先亦四郎を勝手へ引のけ、大勢取廻し圍居る。政宗卿はさらぬ體にて書院へ出、元の座に直りて能を見物して御わしけり。能終ると否、挨拶の衆中數多出て、亦四郎儀短慮の故に、ふと慮外を致し候。此段御免被ニ成下一候はゞ、我々式迄大慶に存奉べしと申さるゝ。政宗聞給ひ、少も不レ苦候。某が無禮の段は思はず知らずニ而候へば、是以堪忍に預るべく候。乍レ去亦四郎抔を相手にする者にて候はずと打わらひの玉へば、こは忝き御了簡、然ば亦四郎に御盃を下さるべしとて、夫々といふより早く銚子を持出たり。大事の場なれば、政宗卿の脇には永井日向守〔割註〕直清、永井右近大夫直勝二男、信齊之弟。」引添玉ひおわします。柳生對馬守殿、〔割註〕政在、和州柳生一萬石。」亦四郎をともなひ出玉へば、其時政宗卿盃をとり、一ツ呑て兼松にさし玉ふ。亦四郎押戴き、一ツ飲て返さんとせられし所に、政宗へ盃を戻させじとや思ひけん。誰かは不レ知醫師一人進み出、御盃の間を仕り候半といへば、

對馬守間は不ㇾ入。今一ッ續て受られよと云ふ。亦四郎引受て飲るゝ内に、政宗うてや〳〵打て腹だにいるならばと云、夜討曾我の謠をうたひ出し、是を謠ひ玉ひし故、何とやらん間がぬけている樣に見えける時、末座に並居る四座の物ども、同音につわ物の交り頼み有中の酒宴哉と謠ければ、舞やら何やらにて事紛れし。其間に亦四郎盃を戻し、御亭主隱岐守殿の納めの盃ニ而事濟む。又小謡ニ而一座首尾能納りける。然るに仙臺黃門こそ兼松亦四郎に打れ給ひぬれと、世間に風聞せし程こそあれ。政宗卿の屋敷より、家中の者ども、我々に裸馬にて馳來る事、追々引もきらず夥敷事共也。門前迄は來りしかど、座敷の體物靜に騷ぐ氣色も見えざれば、卒爾に内えも入難く、控へて見合居る内に、大勢の同音にて謡の聲聞へしかば、扨は人の虛說にや。別條なかりけり迚、皆々安堵し歸りける。其後亦四郎舍弟此事を傳聞て大に憤り、亦四郎と永く義絕に及びしと也。其故いかんとなれば、亦四郎は扨々云甲斐なきもの哉。其時何と丸腰ニ而も居たりつるか。脇差は何の爲ぞ。扇にて打ずとも、能き相手なれば、政宗を突殺し腹かきやぶり死てこそ、武士の本意とは言べけれ。流石政宗程ありて神妙にも振舞たれと、世上の批判して恥辱にあひしといふ物なく、亦四郎は無調法者の名をとりて、世の笑ひ種となれり。夫にも恥ず、ながらへて人に顏をさらさんは、武士の本意を失へりとて、永く勘當せられしと也。此事は其座にありて取持玉ひし、永井日向守殿の物語りを聞し人の噺にて、たしかなる物語也。

一天和二年の秋、越後中將殿〔光長〕御家出入の儀ニ付、中將殿幷家嫡三河守殿〔綱國後號〕共に配流に處せられさせ玉ふ。此時家臣渡邊九十郎と言し者、播州姬路の城主松平大和守殿〔直〕に御預りなりしが、其年の暮に、九十郎歲暮の心を、謫居三歲欲ㇾ迎ㇾ春。遠近家々世事頻。獨閉㆓柴門㆒無㆓別意㆒。似ㇾ依㆓患難㆒不ㇾ知ㇾ貧。

しげかりし世の、、、、、引かへて淚ひまなき年の暮哉

流行ぐ身は拾小舟沈むとも跡ふきとめよ、、、、

此詩歌を世にもてはやして、其やさしき心ばせをぞ感じける。

一熊澤次郎八は後に了海と號、息游軒と稱す。此人の詠歌なりとて、或人語りし、

思ひきや蕨に非ぬ梅が枝を折て首陽の人を知るとは

一嚴有院樣御治世の比、吉川惟足といふ神道者有て、諸大名に尊敬せられし人也。此惟足は泉州境產にて町人の子也しか共、深く歌道に心を寄、敷島の道に晝夜身をゆだねしが、和歌を修行する者は、神道を知らずしては本理に叶がたしとて、吉田家の神道傳受の其爲に、一先ヅ都に登りぬ。然れ共吉田左兵衛督兼連朝臣、其比未ダ幼少なりしかば、萩原左衛門佐員從朝臣の御、、、度々參り、神道傳授の儀を賴しか共、中々御挨拶にさへ及ばれざりしかば、或時惟足歌を一首書て歸れり。

神の道しるべばかりにくれは鳥あやしと人のなど咎むらん

員從朝臣此歌を御覽あり。大に感稱し玉ひ、重ねて參りたる時逢玉ひて、惟足に事を言はせて聞玉ひけるに、理にさとく智辨あきらかに、其器に當りたる者なれば、ヶ程に器量有者に、神道傳授せざる時は、却而神慮に叶べからずとて、神道の奥旨いはさか、ひもろぎの傳授以下盡く傳へさせ玉へり。其後江戸に下向し、御城中に召出され、天下に其名を顯せり。其以後京都に上り、吉田殿にて日本紀の神代の卷を講讀せり。大社の禰宜神主以下集りて聽聞せり。讀終て後江戸に歸りしに、保科中將殿〔號正之〕肥後守、他に異に尊敬あり。公儀よりも御扶持方を被レ下し。其時代のまれ者と世以て是を美談せり。されば惟足或時の歌に、

愼を人の心の根と知れば詞の花のさくことにぞ咲

かしこさの己が心につながれてうしをましらの鳴聲を聞け

惟足子息また惟足と號して、神道を以て今專ら勤仕せり。

〔頭書〕深秘錄ニハ、惟足、江戸日本橋一丁目ノ者也ト記ス。

此餘武家閑談、鶴毛衣、新芦面命所載大同小異。

一奧州三春の城主秋田河内守殿〔割註〕俊秀、領五萬石。」の家室は、松平伊豆守殿〔信一〕の御息女なりしが、其比女性には希なる歌人也とて、世の人是を風せり。されば名所の月といふ題にて、

月は一つ影は數多になるみがた引殘す潮の所々に

此詠歌は中院内大臣通村卿〔割註〕號後十輪院殿。」へ點削に進せられしに、甚御稱美ありし歌なりとぞ。

一慶長十五年二月四國の諸大名に被ㇾ仰付、織田信長公の父備後守信秀の古城尾張名古屋を築直させ玉ひ、尾張大納言義直卿の御居城となさしめ玉ふ。其時代未ダ歌舞妓と云事もなかりしにや。諸大名の苦役を勞はせ玉はん爲に、大なる石の上に日隱の屋根を張らせ、歌舞妓をさせて慰せ玉へり。されば古老の士有て、其普請の時の小歌なりとて覺居て諷ひしを聞に、

「及びなけれど萬松寺の花を折て一枝ほしゆござる、と歌へり。萬松寺は、右にいふ織田信濃守信秀の菩提所にて、信秀の法名を萬松寺殿桃岩大居士といへり。歌舞妓も其比は當代とは格別にて、中々輕き事也と、其人の物語也。

一京極丹後守殿〔割註〕號高國、安部入道の一男。」に仕へし吉村兵左衞門と云浪士語て云、某京極家にありし時分は、腰のもの預りの役人にて候き。或時樣物候ひて、山野勘十郎と申すへ物切參ル。丹後守、勘十郎を召れ、何ぞ珍らしき成敗物はなきやと御尋候へば、先日珍ら敷者を樣し申て候。酒井左衞門尉樣〔割註〕忠義、出羽庄内領主、十四萬石。」にて重ネ胴を被ㇾ仰付ㇾ切申候處に、上へ下の胴を落し申候へば、重ネ胴の下の胴首をあげ、怒れる眼をくわつとひらき、左衞門尉樣を礑とにらみ申候。某既をかき候はんとつと寄んと仕候へば、待てと被ㇾ仰候て、御腰物にそりを御うち被ㇾ成、礑とにら

み付させ玉ひ、某に恨を含て今の樣子と見えたり。左程の魂有ならば、物の樣にも立べき者か。二腰をも横たへながら、雜人と交り惡事を仕出せしは何事ぞ。其科によつてこそ、重ネ胴にはしたりしと被レ仰しかば、其時眼をふさぎ落入申て候。扨々珍ら敷事にあひ申て候。則當御屋形へも參上仕候。本阿彌光由も弟子をつれ、寢タ刄ニ參候ひて見申候と物語り申上ると也。

一右の吉村兵左衞門語て曰、某古傍輩に武光平太左衞門と云者、道中にて何れの家中共知らず乘懸に乘り下る。或ル侍亦是も乘懸にて上方へと上る侍あり。互に行違しが、一方の馬方の男、何と替まいかといへば、此方の馬方も替んといひて、旦那殿おりて下されよ。替ましてござると云。侍も是非なく下りて荷物をおろさせ、既にかへんとせし所に、一方の侍腹を立て、否々かへさする事は叶わず。初よりいはざるか。直に通せと、馬方を白眼立馳過る。最前の下りし侍大キに怒り、中間に持せたる鎗おつとり、これ一言の挨拶もなく乘通るは無禮也。武士の法は知らざるか。早くおりよ勝負せんと、既に追かけんとせし所に、平太左衞門も乘掛にて通り掛、見るより早く馬より頓て飛でおり、いかなる御人か存ぜず候へども、御尤千萬に存候。乍レ去只今の侍は無禮者にも被レ成候へ。左樣に詞を懸られ、おめ／＼と馬よりおりる事は致さず。然時は歴々の御侍忽珍事に及ばんは必定、爰は私が挨拶を以て是非にもらひ申べし。其かわりには拙者が馬と御替被レ成候へといへば、扨々忝き御挨拶、兎角申べき樣候はず。近頃にくき馬鹿者にて候へ共、御自分樣の御了簡にめんじゆるし遣候半迚、夫より武光が馬とかはりて互に行別れしと也。平左衞門物馴たる侍故、不慮の喧嘩を事なく相計ひしと語りし。

一播州三木の城主中川修理大夫殿〔割註〕秀成、瀬兵衞淸秀の一子。〕朝鮮征伐の時、其前に御馬を玉はり、朝鮮より歸朝の節は、此馬に乘て入國すべしと上意にて、朝鮮へ渡海せられしに、元より力量世に超、勇氣さかんの將なれば、虎狩をせられし以後、步行侍少々召連、近所の野邊に出玉ひしに、日

本の、、、、、いかなる故ぞと問ふ。只今唐人二人來り、鎗を奪ひ取のみならず、散々に打叩き、迯歸りて候と申す。中川殿聞しめし、扨々惡き奴原かな。いつ方え行しぞとあれば、只今の事にて、此道を參り候といへば、中川殿聞も敢玉はず、中間に持せし長刀とつて搔込、馬を飛せて追かけられしに、五町程も迯過し、おのれ毛唐人めら、一寸もやらぬと大聲放つて、雷なんどの落かゝる如く、嚴しく乘付給ひしかば、一人の唐人半弓を持て兵と射る、間近く込付られて射たる矢なれば、あやまたず中川殿にはつしとたつ。されども大剛の勇士なれば、射られながら馳寄て、彼長刀を以て二人共に切伏玉へり。然共此矢疵深く終に卒去し玉へり。恙なく歸朝し玉ひなば、過分の賞を行わるべきに、餘りに勇氣にはやり玉ひ、異國の地に一命を殞し玉へりと、皆人是を惜めり。

一古老のしかも武功の士語ていはく、今時若き者去事にも逢ず、疊の上にての批判は大に違事共あり。其品々は多しといへども、近くは先刀脇指の透し鍔は利方に惡し。手の內え血まわる也。又革柄は血が來てすべる物也。又柄の木は厚朴はくだけやすし。柚の木がよき物也なんど、若き士共の言事なるが、さりとは片腹いたき事也。鍔の透しより血がつたひ、革柄がすべる程切合ひ働きたる者は、未ダ終に聞かず。それ程に踏込て相働くなんどいふは、中々及ばざる事也。まして柄の木が破て戰ひにこまりたる人は、我未ダ是を聞ず。何卒して血が柄に傳ひ、又は柄の碎る程働玉へ。然らば高名を天下に顯はし、譽れの士と成玉はんと言し也。

一大猷院の御代に成て餘り程なき事なりし由、年歷慥ならず。重ねて是を考べし。御旗本に井上外記、稻富喜兵衞とて兩人共に鐵炮の達人也。井上外記は元來江州國友の產也。稻富喜兵衞は稻富一夢齋子息にて、父の業を繼で、元より鐵炮の上手なりしが、互に双方遠町を打て相爭ひ、外記と喜兵衞は年比懇意の相役なれ共、計らずも不和になれり。懇志の衆中寄集て、種々和睦を取持ける程に、別儀なく相調へり。九月十三日小栗所左衞門宅にて、外記と喜兵衞和睦の振舞有けるに、元より意趣なき事

なれば、心の底打解て互に盃とりかわし、事首尾よく相濟たり。既に黄昏も近く成比、井上外記、亭主所左衛門に向ひ、先以今日は御取持の上御馳走被仰付千萬忝く存候。拙者は少々用事も候へば御暇申候と、刀をとりて立しなに、長坂血鑓九郎に向ひ、今少し是にて嘶玉へとある。血鑓九郎聞て、はて今少し咄し召れ。何を犬の尾を喰てまわるように申さるゝはといへば、亭主其時否。今暫く御咄下さるべし。夜に入て候ば、また藝者どもに囃子をさせて聞ヶ申候はんとある。其時血鑓九郎はて扨咄し召れ。最早こはき事もなきにとぞ申されける。此一言外記はむつと胸に障り、すかさず脇差をすばとぬき、血鑓九郎の胸板をむつと指通し一くりくつて打捨置、又刀をするりとぬき、稲富喜兵衛に切て懸る。稲富も拔合せては働かれしか共、初太刀に深手を蒙られし故、終に外記に討れける。小栗新左衛門も右の手の内をくられ、脇腹に痛手を負ひて働く事叶難し。勝手に居合せし牢人、又は家來の者共、我も〳〵と走り出しを、二三人も手を負せしかば、後には手々に棒を持出、、、立し故、外記刀も折れて、手水鉢の脇に有し。されども大勢取巻て、終に外記を討とめたり。外記は二十二三ヶ所手疵有りしと也。右の物語りは、三木團右衛門とて、則外記方に鐵炮の弟子にて居たりし故、其時もかけ付たる由、手疵を改め死骸を受取し時も、團右衛門參り居たる由、委細に物語りせし也。此時外記嫡子井上左太夫は、堀田加賀守〔正盛〕へ御預ヶありしが、其後めし出され鐵炮役に被仰付し也。

一太閤秀吉公朝鮮征伐の時、奥州會津の領主蒲生飛驒守氏鄕、太閤の御本陣肥前の名古屋に參陣の時の道の記如左。

天ッ正しき二十の年、前の關白おほひもうち君の具し玉ひ侍らんとものゝ玉ふに、日の本の武士殘りなく御供し侍に、陸奥よりも立侍るに、白川の關を越るとて、

陸奥も都も同じ名の跡の白川の關今ぞ越ゆく

を思ひ出て、

なん遊行の上人に道知るべせし柳よといふを聞て、實や新古今に道のべに淸水流るゝ柳陰と讀侍りし

と讀て出行に、下野の國にいたりぬ。いと淸く流る河の上に柳の有けるを、いかにと尋ね侍るに、是

今もまた流れは同じ柳陰行まよひなは道知るべせよ

と打詠つ行ける程に、爰を那須野の原といふ所になりければ、餘りに人げもなく物さびしかりけるま

ゝ、ふと思ひつらぬ。

世の中に我は何をか那須の原なす業もなく年や經ぬべき

と打詠つ行ける程に、佐野の舟橋に着ぬ。里人の出侍りしに尋問ければ、此橋にて昔人を直せる

人の空しく成し有様、かやうの事と語るを聞て、哀に覺へぬれば、

是やこの佐野の舟橋渡るにも古へ人の猶あわれなる

と續て打渡りつゝ行に、上野をも過て、信濃國に入ぬ。淺間嶽に烟の立を見て、我心に思ふ人の事を

思ひ出て詠けり。

信濃なる淺間の嶽は何を思ふ我のみ胸をこがすと思へば

とものし侍に、同じ國の木曾といふ處を行程に、淋しげなる家一ッ二ッ有けるを、いかなる所と問ひ侍

れば、爰なん見返りの里と言。跡に思ふ人のなきにしもあらざりければ、面白き里の名也ける物哉と

思ひて、

限りなく遠くも爰に木曾の路や雲井の跡を見返りの里

猶行々と、美濃の國たるひと云所にかりねして讀侍りける。

假寐する宿の軒端は荒はてゝ露もたるひの明方の空

と讀て、早夜も明行程に旅だちつゝ行ければ、近江國に至りぬ。爰は我生國なれば、古郷いとなつかしふ思ひけるに、

　思ひきや人の行衞ぞ定なき我古郷を餘所に見んとは

と讀つゝ登りけるに、はや心のまゝに都に着て、〔以下脫文〕

一貞享二年神無月初つかた、何者と知らず、いか樣楠正成が子孫と見えて、攝州湊川の正成が墳墓に來つて自害して相果し、辭世。

　重義（昔日義）名將戰死阡。至今一塚（芳名堆）推（舊）湊川。誰知霜刄（月下）點然意。梅垂（霜葉隨風）涙松促（饒）烟。〔割註〕傍書は新著聞に據る。」

　霜露の白きをおのが心にて今朝紅に染る紅葉ば

拙者儀遠國之者ニ而御座候。先年古鄕を罷出、久々他國之住居仕候。兼而御當地之御事傳承り候間、御寺へ推參仕候。何之障も、何之所緣も無レ之者ニ而候。依レ之唯今如レ此候條千萬年ニ慮外ノ跡之儀奉レ賴候。可レ然樣ニ被ニ仰付一被レ下候ハヾ、可レ爲ニ御厚恩一候。折節懷中ニ有合候金子千疋供ニ佛前一申候以上。

　　貞享二乙丑年十月二日　　　　橘　成　信

　　　廣嚴寺和尙

如レ此認自殺せり。年頃二十三四と相見えしとぞ。

一刀の裏指にする所の搾枝（マヽ）と云物は、何に用るといふ事を知らず。軍中にては箸にせんが爲也といふ說あり。左には非ず。古式を知りたる士の言く、是は馬醫の道具にて、馬足を損ぜし時に、腑分とて皮をきり、搾枝にて其所をわけて藥を入る事あり。其療治に用ん爲の道具也と語りき。又射禮に逹せし人の言く、犬追物の時、穢多二人宛役人ニ加へ置事あり。射留たる犬を其穢多え渡し、鳥目十疋ヅヽ穢多にあたふ。其時穢多犬の耳を彼搾枝を以穴をあけ、札に何某と姓名を書結付る事あり。其道具也

といへり。右之說々は皆異說ならんか、信用し難し。或人伊勢流の諸禮故實に達せしが言、往古の兜鉢は裏〔 〕といふ物あらず。只布の頭巾二重程にして、夫に鋼を付てきる。是を緣塗といふ。其上に兜鉢を着たる物也。其時もし髮の內かゆき時は、此搾枝を以て髮の內を搔し也。今時の如く月代をそるは、中古以後の事也。上古は皆惣髮なりしかば、頭巾ながらもかゆき時は、髮の內を搔べき爲に用意したる道理成ものか。依て耳搔も柄の先に付たり。又有職の冠も、古代の髮を結ざる形也。横にさしたる針をかうがいと云。是も文字は同事也と語りし。此說よろしからん。又言く、往古は大將分のもみ烏帽子とこ、引たつれば立烏帽子なり。押付れば頭巾に成るやうにこしらへて、是にても鋼を立たる也。雜兵は皆頭巾を着し、上に鋼を付し也と語りし。

一石橋源左衞門といへる浪人は、慶安四年に誅伐を蒙りし由井正雪、丸橋忠彌等が餘黨なりしが、正雪、忠彌が弔ひの一働をせんと企て、餘黨等六人云合せ、江戶芝の增上寺の前に隱れ居て、御老中增上寺へ御參詣の時節、鐵炮にて打んとぞ企みける。然る所に、增上寺に於て御年忌の御法事あり。是こそ天のあたへ也。日頃の欝憤をはらさんと、□□に日くばせし待所に、天命いかでかのがるべき。其二三日前に忽ち訴人出來りて上聞に達しぬ。其頃は石谷長門守〔武淸〕町奉行の時なりしが、衆議一決して彼訴人を先に立、捕手の士を餘多かしこに指向らる。捕手の士共彼所に押入て、早速源左衞門以下を生捕たり。六人の內にても木村源藏といひし角前髮の男、大力の剛の者にて、大勢を取ては投〳〵、叓をせんどゝ狂ひ廻る。捕手の者も生捕にせよとの事なれば、働き廻る所を、ひねりを以て捻り付る。源藏事共せず、衣服を脫捨はだかに成、刀を以て切て廻るを、大勢取こめ手捕搦捕り、以上六人江戶町々を引渡し、品川表に而磔にぞ掛られし。されば此源左衞門、平家物語評判の作者也しが、引渡されし時、書物屋の前にて、馬の上より亭主々々と呼、亭主驚き立出れば、其方を呼事別儀にあらず、內々の書物代相濟ずして殘金あり。然れ共此躰になりたれば、是非に及ばず心外の至り也といひ

て通りし。此躰に及んで、かゝる働きは大剛の者也と、皆是を感ぜり。

一青山伯耆守殿〔割註〕忠俊、從四位侍從。」は、大猷院樣御幼稚の時より御側に付御務被レ成故、御若年の頃度々諫を申上玉ひしかば、終に御機嫌に違ひ玉ひ、同名大膳殿〔割註〕幸則、五萬石、攝州尼崎城主。」に預けらる。然れ共忠俊なほも忠心たゆまず。より／＼配所より諫言を申上玉ひしが、年經て配流御赦免あり。忠俊承り、此度の御赦免を蒙り候事難レ有存候へ共、乍レ恐拙者が心底には叶不レ申候。其故いかんとなれば、唯今被二召返一候はゞ、拙者が配流君の御あやまりと成、拙者は忠臣也と世の批判に及び候はん事、曾て本意に非ず候。兎角御行跡を被レ改、御政道正敷執行せられ候段難レ有奉レ存る。老後の悦び是に過ず候。然る上は拙者儀は、いつ迄も此分に而可二指置一候とて、一生歸參し給はずして、寛永二十年四月十五日配所駿州今泉にて終に卒去し玉ふ。行年八十六歳。泰雲院殿春室宗信大居士と號す。有難かりし忠臣也。

一酒井備後守殿、〔割註〕河內守重忠ノ舍弟、號忠利。讃岐守忠勝之父也。」三州之內に而領地拜領し玉ひし時、知行所の百姓に備後といふ者有しかば、代官是を聞て庄屋に申付、地頭の御名に指合上に急ぎ名をあらたむべき旨申付る。是に依て庄屋此事を度々申付るといへども、彼百姓曾て是を許容せず。某儀は代々備後と名乘來候へば、今更替申候事は叶難く候。指合て惡く候はゞ、殿樣の備後を御變被レ成候へといふ。代官庄屋色々と申せ共、耳にも曾て不二聞入一。備後守殿此事を聞玉ひ、少しも苦しからず。其儘備後にて事濟と被レ仰。其儘にて指置玉ふ。かゝる小事に拘りなく、寛仁の大將と世の人、是を美談せり。

一石川備後守は尾州犬山の城主成しが、慶長五年の秋、石田治部少輔三成に一味し、犬山の城沒落して越前へ行、其後都に登り、妙心寺の養源院に蟄居し、薙髮して石河宗林と號す。池田三左衛門輝政に執し玉執、罪科御赦免有し也。されば犬山の城攻の時、本多三彌殿〔割註〕正重ト號ス、佐渡守正信ノ弟。」と鑓を

合せし後、妙心寺にて三彌殿と宗林殿と出合ひ、彼鑓を合せし事を語り出し、互に興に入られしとぞ。今に龍安寺の大珠院に宗林の墓あり。又妙心寺養源院にも石河一家の墓あり。元より宗林の墓有り。

一永祿年中、三河の國中に一向宗の一揆起るによつて、誅伐のため大神宮あづき坂にて戰わせ玉ふ。此時田口武平と云ひし剛の者も、一揆にくみし相働しを、御自身鑓にて武平が尻のはづれより股へかけ突込玉ひしかども、去る剛の者にて、武平は難なく引取ぬ。其後御味方に參りしが、此時上意有けるは、先年小豆坂にて某鑓付しは、慥に汝かと覺へたりとあれば、武平承り、私にては候はず。それは恐ながら御見損にて候べしと申す。否々僞べからず、尻より股迄突拔し、其疵今にあるべしとあれば、武平重ねて上意にて候へども、一生の內數度の合戰に合候へども、後疵を負ひ候事は、未だ御座なく候。人たがひにて候半と申せしかば、御不興の躰にて奥え入らせましまくき。武平に入魂の者共是を聞き、扨々其方は無分別至極の者哉。いかにも私にて候と申。則此疵にて候と申て股をまくり御覽に入れなば、御機嫌克一統の御加增を玉はり、段々御取立も可ㇾ有に、無分別の至り也と言へば、武平頭をふりて、人々は何共いへ、某抔生涯後疵を負べきや。思ひもよらずと情を張りていはざりしとなり。是勇士の本意成べし。

一信長公の自慢に思召たる御秘藏の者三ッ有り。第一奥州より獻じたる白府の鷹、是希代の逸物也。第二に白の馬、是はいか程續たる石原砂原を御乘り廻り候ても、つまづくと云事なし、八疋の天馬共いひつべし。第三は御扈從森蘭丸也。是は忠功厚かりし事世に隱れなし。此三ッ勝れたる御秘藏の由、常に被ㇾ仰しと也。

一同じ時代に小歌に作り諷ひしとて、古老の士の語りしは、

木綿藤吉米五郎　かゝれ柴田のけ佐久間

藤吉とは秀吉公の若き名也。木綿といふ物は美麗なる物に非ず、何に用ひても調寶なる物と云事、無

くては叶わざるもの也。其如く藤吉は何に御遣ひありても自由を得、調寶なる人也といふ事也。米五郎とは丹波五郎左衛門〔長秀〕の事也。此人は米と同じ事にて、なくて叶わぬ人にて、上下にわたりて奇妙の人也。柴田とは修理亮勝家也。軍中にて掛り口の能人にて勇氣さかんの人也。佐久間とは左衛門尉信盛也。迯のくの上手にてありし事也。

一古老の士の云く、今泰平の御代にて、軍事に逢ざる故、戰場の事共、甚大なるは習ても聞ても知る。些少なる事は却て知らざる故、昔人合戰の時は草鞋をはくとのみ思へり。左にあらず。人數押の時草鞋をはくは常の事也、戰ふ時は皆足半也。其故いかんとなれば、相働く時に草鞋の內へ石砂にても入たる時は障りとなり、働がたき故に、皆足半をはく也。是をとらすぞとて、金の熨斗付の刀の鞘に掛て持せられて働を、信長公御覽被レ成大に御賞美有り。是をとらすぞとて、金の熨斗付の刀の鞘に掛て持せられし足半を玉はりしと云へり。大將さへ足半を用意して持玉へり。爰を以て知るべしと語られし。

一播州網干龍門寺の盤珪禪師は、近世希なる名僧也といへども、未だ書にも記すまじければ、其行狀を知る人希なるべし。盤珪禪師父は元和の亂に大坂に籠城して有しが、落城の後播州立野に蟄居して、かすか成住居に憂年月を送られし。然るに盤珪家まづしく、同國赤穗中村與三郎所の中村淸安と云醫師の所へ、幼少の時奉公に出、藥刻をして居玉ひしが、鸑鳳は卵の內より聲を發し、諸鳥に勝るとかやと、つく〳〵思案をめぐらし、是は身を置べき所に非ずとて、夫より思案をめぐらし玉ひ、治部齊と云能筆の門人と成、筆道を修行せられしが、いか成所緣か有けん。洛西松尾邊の眞言宗の寺院に來り居玉ひしに、或時何某の卿といひし公家、此寺に來り、熟々と盤珪を見及びて、其方の氣性を見るに、中々眞言宗抔を修行すべき器にあらず。禪宗に入て彼法を聞ば、早く悟をひらくべしと、此公卿の吹擧に依て、是より妙心寺に至て、以心傳心不立文字の法を始めて聞玉ひしと也。斯て播州に歸り玉ふ。然るに同國赤穗郡野中村と云所に、古へは興福寺といへる伽藍ありし。今荒廢して其舊跡に小房

有。是に暫く住玉ひしが、平生荒和布をとりてかけ置、朝夕是を食ひ座禪しておわせしを、此村の百姓共殊勝なる事に思ひ、講を結び白銀三貫目程調へて寄進せり。去に依て、此銀にて妙心寺に至り一夏勤ばやと思ひ、又都へ登り玉ひしかば、淀川にて手水をつかふとて誤て彼銀を水中に取落さる。され共悔る氣色もなく、夫より直に美濃國に至り、岡山の寺の近所に居玉ふ。其躰乞食にひとし。所の百姓共是をいたわり、小家に入れ置馳走せり。斯て觀音講を取立て、月並に盤珪方に集りしに、其中に一人癩病を煩ふ者あり。所の者共、是をうたてしき者に思ひ、傍へも寄らずむさがりしに、盤珪は却て此者をいたわり、食をも鉢の子に一喰せられしかば、人々是を感じけり。或時庄屋が家にて金子拾兩失しかば、皆人盤珪を疑ひ、庄屋も盤珪は貧なる故、此人成らんと疑しに、後には信も薄く成しかど、盤珪は少しも心に懸玉はず。然るに彼庄屋一ケ年過て、我郡の四五里計脇に居たりし所へ用事有て行たりしに、彼失し金子入置たる袋あり。不審に思ひ、娘に問ば、過つる年の暮、其所へ參り玉ひし時、此方にも金子入用の事候ひて、餘儀なき事にて候ひしか共、被レ下候へと申なば、却て被レ下ぬ事も有べしと存、ひそかに取て歸りしと云。庄屋大に驚き、扨々人を疑ひ候事の恥かしさよとて、我宿に歸り、急ぎ盤珪を呼び、疑候事を懺悔して、有し次第を語れば、盤珪聞玉ひ、夫は疑の心解て一段々々、此方へは預らざる事也との玉ひし。其後美濃を去り、又播州野中村の庵に歸り住玉へり。時に備前岡山の城下に三入寺といふ禪院の隱居、播州赤穗の假屋町の隨鷗寺といふ寺に居玉ふ。言甫和尙と云僧あり。此人の弟子とならんと思ひ、因首座といふ行者を以て言込玉ふ。言甫聞玉ひ、我年衰へて弟子をとる事も叶ひ難し。其上今時中年にして出家する者の、よき法師に成事はなき物なれば無用なととの玉ふ。因首座重ねて參り、彼者も若年より出家仕候へ共、眞言とも禪宗とも極り申さず候故、法流のたしかなる弟子に罷成修行仕たきとの願ひにて候。第一其身器量ある心底の者と相見えて候と樣々執なし申せしかば、然らば召連參るべしとて、盤珪に初て對面し玉ひ、我今年老て敎る事も叶

ねば、一宗の義一通り修行しなば、備前の朴翁は我弟子也。然上は朴翁が附弟とせん。あれにて修行すべしとて、名を永琢と付玉ひ、此方一宗の習ひにて、法事を相勤る程の事も、いまだ叶わざる者は、十徳にて勤る也。法義を相知たる上にては、衣袈裟を免すぞとて、十徳にて勤めさせらる。然る處に其比道者元といへる唐僧、長崎へ着岸せらる。是は隱元禪師より最初に渡られしか共、日本に止る事叶ずして、終に歸帆し玉へり。此時唐僧來朝也とて、妙心寺派の衆僧及び言甫和尚の派も、皆々長崎表へ被レ下し時、永琢も共に下り玉ひ、四月八日に長崎へ到着し、先普茶に付、何レも茶を給へ居る内に、道者元立出、今日釋尊何くより來り、何國へ知られたるぞ。各の一句を聞んと有し時、皆々珍ら敷唐人の物言に氣を付、姿を見るに心のみ付て、一句の返答は一人もなかりし。時に末座に有し永琢進み出て、傍に有しイチジ經を道者元の胸に抛付、二三問答せられしに、道者元、大に賞美して奥に入玉へり。其翌日禪堂の張紙に、右の上座に永琢と書付られたり。和僧共是を見て永琢と申者は、未だ衣をも着せず候へば、中々上座抔いたす者に候はず。其餘の出家は皆本寺にて、席をかけて勤る者共にて候と云。道者元聞玉ひ、日本は法の衰る事哉。誰にもせよ、有徳のものこそ上座に立べけれとて、大衆を叱し玉へり。其後伊碩と云僧、永琢を卓より引おろし、一句問答す。二三問答あり。又其後も和僧永琢と禪堂にて問答す。道者元の玉ふやう、我慢の和僧共有て禪堂靜ならず。幸我傍に寮あり。永琢は是に居て勤よとて、重ては禪堂の席へは出されず。元より永琢悟道發明はし玉ひしかども、德を養ふと云事あり。錄の類を見るべしとて、書籍を借し玉ひしかば、折々は見玉ひし。斯て一夏勤て播州に歸り、其後江戸に下り、道者元隨身の僧二三人と心を合せ、及び泉州篠田の鐵心和尚抔一同に、道者元請待の儀を寺社御奉行衆迄願はれしか共、叶わざりしかば、夫より又長崎に下り、道者元歸帆迄隨遂し居玉ひし。然るに道者元歸帆の砌り、肥前平戸の城主松浦肥前守殿(鎭信、)道者元に尋させ玉ひけるは、今和僧にてよく悟道を致したる僧有りやとの玉ふ。道者元の言、播州の永琢と申者あ

り。是一人にて候との玉ふ。是より松浦殿、永琢を尊敬し給ひしかば、世の人初めて盤珪の德を知れり。讃州丸龜の城主京極備中守殿、殊之外御尊敬にて、播州網干に寺を再興あり。龍門寺と號し、是に住し給ふ。元より望玉ふ道にもあらねども、妙心寺出世の事を申來り、隨身の衆僧の進めによつて盤珪とあらため、再住の法を勤めらる。終に妙心寺より天聽に達し願ひ申により、忝くも禪師の號を給り、日々諸人歸伏渇仰する事、高天に月日を見るが如し。衆僧の隨身する事、水の下れるにつくが如し。網干の龍門寺には、常に僧衆五六十人或は百人に及んで隨身せり。〔脫文〕遷化說法し玉ひし也。伊豫大洲の城主加藤出羽守殿〔泰興〕も大に其德に歸伏し給ひ、大洲に一寺を建立し給ふ。然るに播州野中村の興福寺の舊跡は、是初悟道の地なるにより再興あるべしとの催し也しか共、此地は川近く水難の憂あり。殊に景色もあしきが故に、赤穗の大守より地を撰給ひ、近所の山壇春日谷といふ所、風景も勝れたれば此地に移して、興福寺を再興有し也。

一、常州眞壁の領主眞壁美濃守殿、晩年入道して常無齋と號し玉へり。此人未だ在俗の時、馬取に平四郎といふ者有り。元來眞壁の產にて、下賤の子也。或時平四郎主人美濃守殿心に違ふ事あり。美濃守殿大きに怒り、下駄を以て平四郎を打擲せられけるに、下駄の齒折けるを、平四郎とりて其座を迯去ぬ。平四郎熟々思案しけるは、同じ人間と生れながら、下賤の勤すればこそ、下駄草鞋を以て打擲もせらるれ。畜類に同じき躰たらく、淺間鋪事共也。兎角人にも尊まれ、世に用らるゝは出家に增る物なし。しかじ我も出家を遂げ、此苦しみを迯れんと思ひ、夫より出家得道して釋門に入、終に名師に付てかなたこなたとし、後入唐して徑山に住し、其後歸朝して奥州に趣き、松島の圓福寺に住す。其名□□と號す。美濃守殿は古への平四郎とは夢にも知り玉はず。其德の高きを感じ、眞壁に招請して勤て對面し玉ひけるに、愚僧は古へ御馬屋に候ひて口取を仕りし平四郎にて御座候。其節御意に背き、下駄にて御打候ひしを口惜しく存候。夫より出家をとげ申て候。唯今ケ樣に御崇敬に預る事、恐ながら生

前の本懷を達し候證據に御目にかけ候半と、彼下駄の歯の破を袋に入て首にかけしを見せ參らす。加之一首詩を作る。其詩に曰、

一住經山弄風華。歸來圓福坐道場。法心覺了無一物。元是眞壁平四郎。

濃州大きに驚き、頭を叩き千悔し立て禮し玉ふ。夫より眞壁の天目山に圓福寺を建立し、此和尙を住持職として、尊敬他に異也とぞ。

一策元入唐し玉ひし時、唐人共西湖の風景を□□て見せしかば、策元

餘杭門外日將レ暮。多景朦朧一景無。誦得雨奇晴好句。暗中摸索識二西湖一

唐人とも大に此詩を感美しけると也

文政乙酉十二月借抄於閑叟新樂氏鈴木惧記

天保十有五年歳次甲辰秋七月　蟫　巖　校　讀

二川隨筆 終

飛鳥川
續飛鳥川

飛鳥川序

久堅の空の氣色麗なる、秋の月の限なきも、時の間に雨雲棚びき、上代染の襦袢も、しめ出しの長襦袢とかはり行は世中ぞや。予老年におよび、享保よりの事を考るに、風俗のかはりたる數をしらず。あまり風土の違ひし事思ひ出しあらましをしるす。享保半までは昔の形も少は殘りしが、寶暦に及び、凡三四十年以來風體變化す。文化になりては猶更おもしろい事、おかしい事、其外云もさら也。きのふは榮へおごりて時をうしなひ、世にあひしたしかりしもうとくなり。世の有樣みな花となり、先いそぎする人の心々、見付計能持あそびに不レ限。目にたつ樣にとりこしらへ、ものごとあさまになり、あすか川もかくなん。今と昔とどつちよいと云爾。

文化庚午　八十九歳老父書

飛鳥川

著者不詳

あらわす所の書は、全體何の役にもたゝぬ事どもなり。なれども享保以來、萬の事移り變りたる風俗、また古跡やうの所をも取失ひ、埒もなき所も名所の樣にいひなし、衣類商ひ物住居向等に至るまで、昔とは替りしゆへ、我おぼへたる事ども、いたづらに書しるし一冊とす。よく〳〵見給ひて笑ひの元手にもなれかし。寛保の頃までは、男の子も十三四まで、振袖を着し、髮もかき髮とて、耳のあたりまでかきさげ結びしが、今は振袖着る人も稀なり。

女の子は勿論髮はたてかけといふに結び、上品の風なり。近頃は見かけず。又竹のふしといふにも結び、是は其頃も見苦しき也。髮に色々の飾ものはなし。漸々水引やうの物にてかせなど用ゆ。今時のしらが元結などはなし。

大人の女中の髮の風、おしたふ廻し元結、或は美男かづらを用ゆ。當時は美男かづら商にする人もなし。又世の中に見しりたる者も少し。其後、鯨の小きたぶさし時行、近年は髮も三つとりなどと名付、所々をからげ、又髮ざしなど用ゆ。近來は丸きたぶさしなど出て、むかしとは髮の結樣違ふ。また櫛笄といへども、今時はきつい違ひなり。

男奉公人、昔は旦那衆の髮月代は、草履取の役のやう也。今はなし。下働の下女も小袖一つ二つ無きはなし。目見へ來るに前垂にては不レ來。男女ともに食に付一日働く定例也。其上、侍中間共に樋葛籠道具は持參、下女は自分の衣類仕立ぬ者はなし。

昔三千石以上は供の者貸看板を着せ、其以下はいづれも自分看板色々なるを着しけれど、寶曆の頃より

昔貸看板にて、今は自分看板はならぬ樣になり行。

女の帶木綿一はゞを用ゆ。今は木綿帶は少し。又中入なきはなし。當時前垂せぬ者なし。昔町方にて稀に見懸しが、今は前垂かけたるがはれの樣に成しもおかし。はき物も當時の樣に能き下駄などは不レ用。

昔我等ごとき御目見以上は、旦那樣御新造樣と申す。いつとなく殿樣奥樣といふやうなり。近來は御用達の町人も、奥樣御上樣などと云も有やうに折々聞及。右に准じ何事も奢のみに成、近來夏合羽など專用ひ、衣類住居向等、昔見ぬやうなる結構に成たる也。

上下といへども上は薄き茶宇、其以下は糸棧留、夏は八王寺平、小金平、きぬ平、津戻子、鬼戻子など用。川越平も近年出る。又其頃の本唐棧留は殊の外宜。當時は見かけもせぬ也。衣類も我等式は絹紬、郡內、月縞など上品とす。乍レ去、五百石以上は大方馬上勤多き樣覺。其以下にても武器などいづれも心掛持と覺る。女中の衣類は惣模樣、裾模樣も腰より下に染、當世の樣に裾模樣裏模樣抔は近來はやる。帶の幅四寸八分古法の處、近年は一尺はゞも有也。

藍さび越後ちゞみも近來の流行也。女中の縮を下着なしに着すは見ぐるし。又下帶を衣類より長くするは失禮なるべし。昔の女中かぶり物のなきはなし。綿帽子ねり帽子など用ゆ。今に屋敷方は其餘風の殘りたるも見ゆ。其後袖頭巾を上品とす。近來手拭米屋かぶり抔はやる。いかゞ也。

上下の地も昔とは違、織切、茶宇、琥珀縞其外色々出る。又仙臺平、精好平、龍紋平など世の中一同華美に隨て、我等式も先は能品を用ひ度也。段々結構事に成、當時の糸棧留といへども持渡り少きゆへ、唐物まがひ追々國々より織出す。麻上下に遣ふ横麻も、我等覺へて織出す。

八丈縞も昔は地合の惡き計多く、近年のやうなる能きは見かけず。呉服屋にもなし。上田縞も蠟引たる計、島縮緬織出ず、其外しるすにいとまあらず。

歷々の衣類は何によらず、好の通織立るゆへ、此方如きの見合にはならず、昔無地のしめへ切付紋計り

にており、入紋は江戸にては出來ざりしに、今は京都まさりに出來、奇妙。

本町一丁目、昔は鈴木越後、桔梗屋河内、鳥飼和泉とて、大なる菓子屋は桔梗屋はこゝへ引込み、鳥飼は店替、又伊豆藏といふ呉服屋有り。其外にも呉服屋有り。二町目は越後屋といふ呉服店有。其外五六軒も有り見世はなし。當時は昔のかたはなし。三町目は藥種店計り、四町目は大黒屋竹川とて大な太物屋兩側に有り。大傳馬町一丁目は不ㇾ殘木綿店計り、兩側銅瓦也。今はいづれも昔のかたはなし。三丁目は鱗形屋孫兵衛といふ草双紙大問屋有。今はなし。大丸屋といふ呉服店は寛延の頃、駿河町越後屋、日本橋一丁目白木屋店は元祿の頃より出るといふ。本町大傳馬町邊より、當時通鹽町、油町、横山町邊の方、作事等立派になる。

鎌倉河岸も享和の火災より、今の如く引下げ火除になる。其外所々火除地被ㇾ仰出。

湯島聖堂も寛政の頃御再建被ㇾ仰出。

昔女中菅笠抔かぶり、其後つゞら笠抔出。又青紙傘になる。

昔花火、ほうづき、うで栗、付木、奈良うちわ抔、子供の商也、あみ笠をかぶり、歌舞妓役者の紋所を付歩しが、今はなし。近來は前後の棒手振肴野菜抔賣、力身廻るもおかし。

山猫廻しとて太鼓を打、箱をせおひ、人形を遣ひ歩きしが、近年見えず。

昔與治郎兵衛とて、人形を竹の光に付くる〳〵と廻し、與治郎こいやれたゝきこいやれとて、物貰ひたるが今は見えず。

鏡研は寒中、越後獅子は六月歩行たるが、近年は年中歩行もおかし。

本所回向院は明暦の頃大火之節、庵室を御取建常念佛也。今は前々と違ひ繁花の寺に成り殊勝沙汰たし。鐘樓堂一言觀音建立は我等覺へし。觀音堂の向其頃は持る。

兩國橋萬治の頃被ㇾ仰付しよし。

同所橋臺より吉川町米澤町への往來の幅、昔よりつまりたる樣に覺ふ。

同所橋向に駒留橋といふ有り。橋際まで船來乘下も都合能所也。今は左右より埋出し、入江の幅つまりて船の來る事叶はず。昔大石内藏之助夜打之節、用意の品々積廻し、高瀬此所に泊居と云。右の方片葉の蘆の名所、今は跡かたもなし。橋は昔より能くなりたるなり。其側の町屋に昔より松有り、何か由緒ある松と云。或時、彼所へ我等行て主人に逢、松の由來を問けれども、何故といふ事を不レ知。四五代も以前より有と云。近年町並檢地御改の節も何の御沙汰もなく、隣家の庇にさわる程なれど、却て向方より遠慮などする。近來大川端御歩行にて通御之節平伏に出、松をも上覽之趣奉レ拜よし物語をす。御納戸御香具御用達の由

夫より先大川端駒留石と云有り。最も昔辻番人廻り境目印に置たる石と永井伊織物語也。いつの間にや古跡のやうにいひ傳ふ。

藤堂和泉守揚場より、駒留の入江までは石場也。寛保の頃小普請方青山三右衞門、川船改鶴武左衞門拜領屋敷に成り、殘地其儘石場にて有しに、いつの間にか藤左衞門代地とて能町屋に成る。

一ツ目河岸際より茶屋町まで明地の所、駿河屋といふ御用達拜借地に成り、商賣屋建て其後は町屋に成る。

回向院前通りは、藤堂の辻の角まで一圓猫茶屋あり。土手側と云。大德院門前も同樣の茶屋有。殊の外賑ひしなり。今はなし。

寛政の頃所々に糀藏被二仰付一。御原の糀藏地は元諸向弓馬稽古場也。堀田原へ引る。大橋向も昔は兩國の廣小路の通り見世物杯出る。取拂賣女屋に成。其後取拂常磐町へ引、其跡糀藏に成。元戸田因幡守下屋敷也。濱町の方廣小路は昔の姿なり

天明の頃、大川浚の節、三俣埋立茶屋町に成、涼の景色京四條河原、大坂天滿の涼より増りたるといふ。寛政に元の如く浚被二仰出一、元の三俣になる。

濱町より今川橋へ昔は通船も有りしが、大川淩の節龜井町より小傳馬町河岸邊まで、水拔計に埋立となる。
元柳橋は大川の淩の節懸直しけれど、間數元よりつまり、恰好惡くなり水吐も惡く、町方は段々埋出す樣に見える。夫より藥研堀不動の前まで船渡の入江也。米澤町より屋敷町へ渡る橋有り。尼ケ橋と云。米澤町角より江市屋宗助宅有。元車力屋御用達に成り、押廻し出格子に成。世に江市屋格子と云。此入江川淩の時埋立、今の新町屋になり、不動も古き事にも有るやと、物しりたる人に尋しに、元祿三年の頃六十六部茶見世に休みしが、笈を捨ていつともなく行方不レ知。尋來りもするやと待わびしに畜發なし。依て所の人々集物云かはし此所に安置す。色々の不思議ども有しとなん。弘法大師の作盜難除と刻有るとなむ。
淺草御藏前の天王橋、昔は一箇所也。所より願ひたるが、近年二箇所と成。是は新規の中に便利能といふ。同觀音地内の茶釜、並に土の一文人形は產物也しが、近來は名のみにて稀なり。
新吉原町、元文の頃より七月燈籠を出し賑ひけるが。其頃すいびしたると見しが、明和の頃より八月になれば、俄とて祭の樣なる事を初しは、猶更衰微なるか。
寶暦の頃まで揚屋町に三浦屋と云有り。元文の頃尾州宗春公、春日野といふ遊女へ通ひ給ひし時の揚屋にて、彼御方よりの御作事と見えて、釘赤銅六葵なり。我等も見たるやうに覺る。類燒の後は揚屋といふもの絕てなし。
昔廓中の遊女はり强きといふ。いま其沙汰なし。慶安の頃伊達綱宗通ひし高雄といふ遊女、綱宗の心に隨はず。身の代高金を出し高雄を請出し、船にて連歸り、心に隨はざるにより、大川三股にて切捨にするといふ。
寛延の頃榊原式部大輔、高尾と云遊女を身請す。其後は高雄と云遊女なし。七代計りも有といふ。水道

尻に近年は火の見やぐら出來。明和の頃かと覺る。
兩國廣小路の火の見矢ぐら有たりしが、寛政の頃取拂に相成る。
同所に五十嵐兵庫といふ鬻付店有。古見世也。銅瓦葺也。いくよ餅小松屋喜兵衞是も古見世也。我等幼少の時も其通也。
淺草御門外かや町の入口木戸左り角、日高屋といふ繪馬屋あり。是は頼朝將軍の墨付を所持すといふ。近年質に入出入に成。御吟味の上右墨付を日高屋へ返し被レ下候由、憐成る咄しに承る。日高屋居所則拜領屋敷と云。
野菜商ひ、昔は荷籠の上に角なる箱を置、細なる靑物をかざり步行しが、今はなし。冬瓜のたち賣は近來の思ひ付也。餘り氣のきゝたるか。
刻み田葉粉賣は、こまかなる引出し付たる箱を、片々の肩にかけあるく。今はなし。一度兩荷にしてせりたるが、玉たばこに皆つけらるゝ。
正平うるし紋とて、小き風呂敷包をせおひ步行、かたびら單物などに、漆にて紋所を付ること、今はなし。
木綿賣は高荷にしてせりし、今見かけず。
夏に近ければ紙帳うり、冬になれは天德寺と云ふものを商ひたるが、今は少し。
扇の地紙うり、地紙の形の箱を重ね肩に上げ、即席に扇を好次第に折たるが、今はなし。
淺草眞乳山の聖天山、號を金龍山といふ。金龍山の門前に米饅頭あり。名物也。我等が幼少の時までは有たるやうに覺ゆる。
兩國廣小路に昔朝々菜の市出る。然る處近年は廣小路へ一圓野菜持出し、其外鹽もの類鹽出しをして色々出る。又料理に直に遣ふ樣に切割をして出すも有。見物事也。

日本橋より用事たるといふ紫蘇の穂も、三月より出るは珍らしき事也。里芋も七月半ならでは出ぬ物が、近年は六月初より出る。萬事我先にする世中（マヽ）なり。

女髪結近年多く、町方抔一同に髪結を遣ふ者なし。

富澤町古着屋市、同所通へ少年出たるが、今は河岸通り長谷川町までも出る事夥し。

明和四五年の頃五匁銀四文錢、安永元の頃南鐐銀初て通用、重寶なり。

我等も不ㇾ存以前四月頃になれば、腹懸と肩衣を賣歩行しと、古老の人申されし。

正月大黒舞鳥追とて編笠にて歩行く。近年菅の丸笠など用る女乞食、三味線を彈を女太夫と稱す。近年衣類など殊の外立派になる。鳥追の編笠は古法か。

歌舞妓役者の狂言、昔は狂言を第一として、そこにおかしみ面白みを含み舞けれど、近年は實の事の様に心を盡す。當時の役者の方が上手にも有べし。乍ㇾ去昔の役者の今以て名の殘れるは、昔の役者が上手たるべし。

子供遊びも昔は赤貝馬に乘る。又あさりのからにて勝負を爭ひ遊びしも、今はしれる子供もなし。

子供寄あつまり咄合抔互にいたすに、大方爺は山へ柴かり、婆は川へ洗濯などと云昔咄し專也しに、今は虫拳狐拳本の拳などするもおかし。

落咄しも昔いろ〳〵流行たる中にも、殊に出來能と世に評判せしは、ある人此頃三味線を習ふと云、一座の面々夫は一段の事也。何をならひ給ふと問ければ、岡崎を習ふと云。一座手を打岡崎にても有まじとて、いづれも腹をかゝえて笑ふ。いや〳〵おか崎はもはや上げたると云。そして何を習ひ給ふと問へば、女郎衆をならふと云。

此咄し其頃第一の作とて皆々申せし也。綺麗にしていやらしくなく能いと申たるに、今ではめつたに長く、聲色淨るり身ぶりなど交りてはなす。時世とておかしき事とも成しなり。

淺草觀音の寺內、三月十八日三社の祭禮にて簑市あり。十二月十七日十八日、正月の祝の品々市立也。いつより初ると云事は不レ知。古き事也。近年は芝あたご、神田明神、糀町天神、深川八幡抔にても市立といふ。兎角まんがちの世中ゆへ、我先と取計ふも世の有樣なるべし。

昔髮結所に、障子へやう／＼紋所など付るぐらい成しに、近來明智左馬介湖水渡りの所など染たる暖簾、其外所々に目を驚す暖簾懸る事に成しは何の故ぞや。

洗湯も昔は火燒口を赤く塗光らせる計、近來是も我先と立派に作り、別て元兩國若松町和泉屋と云錢湯、近所の中にも宜敷と云。二階に煎じ茶菓子抔出すは何事ぞや。

豆腐屋は朝七ツ時より仕込をして、朝飯の間に合樣にしたるが、近年は宵越の豆腐を朝賣に出る。

昔くだりぎやうせん、小き桶に入提て步行く。其後、家臺見世の樣にしてけづりぎやうせんと云。右の家臺其後は、煮肴にしめ菓子の類、四文屋とて兩國は一面、柳原より芝までつゞき大造なる事也。其外煮賣茶屋、兩國ばかりに何軒といふ數をしらず。王子堀の內牛島邊へも美肴おほく仕込めば、自ら諸色高直になり、輕き者無益に遣ひ過し、不益なる事なり。

からあさり、昔は春計り賣步行たるが、今は年中賣事となる。

猪牙舟に乘る人、昔は編笠をかぶりし也。今はなし。然れ共今に船宿に編笠つるし有也。屋根船は世上に少し計り有しが、近年は多く出來る。昔より有來の屋形舟は少くなりたる也。

兩國川凉み、昔は本所一ツ目の出口の邊一面往來、通船も差支る程なりしが、近來左樣には不レ覺。吉野丸とて大なる屋形船は江戶橋の舟也、今夜は吉野出しと評判のある位なり。

昔は上野大師、藥研堀不動の緣日には、植木少し計り持出し商ひしが、近來何の緣日と云に不レ限、大造なる植木共持出し、往來差支にもなる程也。けしからぬ事か。

元文の頃か豐竹肥前掾とて、新地に操芝居を願ひ始る。度々の火災にて今はなし。

作事造り方、昔は今と違ひ萬事手輕の仕方にて、土藏抔は別ての事也。筆談に盡しがたし。

昔志道軒とて、淺草馬道に住居。觀音寺内へ軍書講釋に出。講釋は付たり只の噺しに下がゝりを專らにす。皆人笑ひ悦也。木の男根を手に持、出家並女中を惡口す。

其頃芥子の助といふしな玉遣ひは、是も噺し面白し。豆と德利と石とを手玉にとる事妙なり。

昔男子の髮の風色々の內、辰松風とて流行す。元結七八分卷つゝ込みに結ひし也。其後卷鬢といふ流行しが、間もなくして止む。

昔乞食一丈計の竹の先へ、二尺計りのたらいを上げ、廻して物を貰ひ步行しが、誠に奇妙の業也。近來心太の曲づきも見物事なり。

大神樂の鞠の曲、其外曲撥、昔とは違ひ見物事之由、六七十年不ㇾ見は色々の珍らしき事出るものか。

昔八貫町いづみ町は賣比丘尼有り。須田町安宅邊にも多くあり。又けころばしとて山下淺草邊に下直の賣女多し。貳百文なり。永久橋邊に舟饅頭といふ者出、寛政の頃みな〳〵御停止に成。

住吉町昔一町大抵中道具の見世計り、追々離散して川田屋次郎右衛門見世一軒になりしが、文化の急火に川田屋も類燒して、中橋大鋸町へ所替す。

昔若き女中へいたづらに戯言など申せば、顏を赤め殊の外迷惑がりし也。近年は十六七の女子にても、却てはり込をいひて男の方顏を赤くするは、きつい違ひなるべし。

銀座は京橋銀座町に在し也。座方不埒有ㇾ之、御仕置になり、屋敷も上り大坂町へ引る。

儒者は林道春、其後闇齋徂徠抔出て今祖とす。然れども當時儒者も多く、四角な字少し讀詩文など出來ると、自先生の樣に思ふ者計り多く、死後は噂をいひ出す者もなきなり。其身の心持の樣にてはなきが、南郭といふ學者あり。徂徠の門人か、詩文もよく作る高名の人なり。

昔手習の町師匠も少く、數へる程ならではなし。今は一町に二三人づゝも在り、子供への敎へ方ある

か。幼少にても見事に書也。

手跡の事は廣澤得と明らめ世の中へ弘めし也。是中古の筆道の祖と思ふ。學文も勝て筆道の事は別て委し。其外能書もあれど廣澤に及びがたし。

昔質入をするにも、家内へも祕し隱しの樣に取計たるが、今は質入するを足(イ是)になす。世の中もおかし。

昔はまぐろを食たるを、人に物語するにも耳に寄てひそかに咄たるに、今は歷々の御料理に出るもおかし。

昔町方の葬禮は、供乘物何十挺となく行しに、いつとなくやみ。今は先供麻上下にて、多く並ぶもけしからぬ樣に思ふ。施主脇差の柄を紙につゝみ、編笠をかぶるは古例なるべし。

昔兩國閙すゞみ、元柳橋際を限茶屋見世出しなり。今は間部河岸より大橋までつゞく。文化五年一橋樣御屋敷川端迄出新道付替候。茶屋の出方違ひ侍らむ。

大川橋年久しき願にて、安永に叶ひ往來始る。

深川靈運院は寶曆の御建立、谷中法住寺も同じ頃に建立、幡隨院の隱居所と云。兩所ともに溝口出雲守より地面寄附といふ。

近年流行物にて、瀨戸物燒繼は重寶なり。

古きせるなどと飴を取替るに、近年は取かへ茶わんあるく。好まぬ事か。

操人形は昔裙より手を入遣ひし也。其後、辰松八郎兵衞と云人形遣ひの工夫にて、手足を別人遣ふ事を始て、今は人間よりも働き能きと思ふ。土佐の人形はむかし御裏方御覽有しとなり。

子供の持遊び物も、近年世帶道具一式出來合有なり。其上細工の樣子一通りならず手の込たる事也。世にけしやといふ。

都ての細工物役に立ぬものまでも、手の込たるは目を驚かす事なり。

延享の頃天文臺佐久間町へ被二仰付一、西川安治郎被二召出一。其後、吾田四郎三郎被二仰付一牛込薬店に在。悴靱負に成堀田原へ引取。

醫學館は明和の頃佐久間町へ出來、文化の火災に下谷へ引取。

我等幼年の頃は、五月の幟武家方町方ともに、大造に飾物をいだすを勝とす。武家も人形など飾り、見物など致させたるも有り。町方は往來へ幟を立、作り物抔して見物專なり。近年は小幟とて町方見世內に飾り、武家方も大なる幟は立ず。世の中種々に替る也。

例年六月朔日、富士權現の祭禮、所々の富士へ參詣群集、中にも淺草の富士別て賑といふ。麥わらにて作りたる蛇を產物にす。我等幼年迄はいかにも大成蛇を珍重す。今は小き程が能とて大蛇は流行せず。是も世の中の盛衰か。

三月の雛も、昔は十二ひとへ着たる大き成內裏雛用ひたり。今は御所の御殿向など造る。古今雛など流行。

松飾りも昔は町方にて大造に作りしも、今は其沙汰なし。

十月御影講も、色々飾物をして見物有しも、今はなし。

昔に違ひし上餘りおかしきは、たゝき納豆は七月より出る。

願人の水行も、八月より修行するはおかし。

後家の一人ぐらしは御法度の由承る。遊女町抔には折々見えもする哉。然るに近來は素人の町家、後家の方くらし能と見えて、多く町々に有り。女筆指南も多し。只事にあらず。町の女房は昔は皆前帯にしたるが、近來は後帯多く見ゆる。又帯もなく前垂計にてくらし居るも多し。

節分計り厄拂とて乞食歩行しが、今は年越々々に厄拂來る。出情の方なるべし。

昔田舍にては、藁にて髮をたばね、草鞋を用ひたるが、今は村々に髮結床も出來、錢湯も有り。半合羽蛇目傘を用、驕を極める故、百姓も貧になり、女子も右に准じ違ひたる事とはなりぬ。

昔は祇園祭禮、町々にて小き燈籠をともしたるに、近年は町はゞ一杯なる燈籠、思ひ〳〵に飾る何事ぞや。

昔より近年は江戸の火事繁き樣に思ふ。類燒の後往還道敷次第に築あげ、屋敷内も地形高くなる。後には如何成行ぞ。

淨瑠理昔は永閑節はやると云。いつ頃にや。土佐外記大薩摩又義太夫など流行。元文の頃豐後節はやる。此豐後節にて、世の中の風俗惡しく成しと云。長歌といふはやる。松島庄五郎坂田兵四郎と云上手有り。庄五郎は四谷せんざい場の呼込役とぞ（こゑイ）聲すぐれてよき故、人の勸めにて唄うたひになる。

くさ草紙は、昔は金平本とて太平記抔書たる本也。土佐節の淨るりにて、其後桃太郎また猿蟹合戰などにて、赤表紙の草紙也。今はよみ本同前に詞書多きを專一とす。其上板行の手の込たる計りも能きなぐさみ也。中古八文字屋本とて、物語もの丶樣には娘形氣手代形氣などと云流行しが、流行おくれ下手談議と云本行はれしも、それも世の風俗たがひ、近年膝栗毛といふ讀本はやる。

馬喰町一丁目に紙屋五郎兵衞と云紙問屋あり。元文、寛保の頃はすき返し紙を四ツ切、五十枚四文づゝに賣し男が仕出し、問屋株に成、五六十人も見世にて働く程のくらし、手柄なる老父也。我等幼年の頃は見世に出て居たる也。

軍といふは二百年も昔の事にて、今しる人もなし。書物に殘したる計也。然るに享和の頃ヲロシヤ人、蝦夷地へ來り亂妨せし事有て、其御手當も有樣にきゝしは恐ろしき事にや。

昔より仙臺の花火能とて世上評判あり。我等幼少の節一兩度花火上りしが、不勝手故年々の樣にはなし、所は仙臺河岸にて上る。三十年計りも以前花火とぼしたるに、此邊人通りもなき位に見物に行たる

也。萬年橋の高欄損じ怪我人も有り、夫よりやめに成とぞ。

文化四年八月十九日、深川八幡の祭禮久しぶりにて有しに、永代橋深川の方へ寄めり込、人多く死す。誠に變事と云べし。

濱町矢の倉邊も三十年計も以前は、表圍ひ葭簀も交りしに、今は大名小路のごとくになる。

稻垣長門守後南岳、五百石の末子より一萬三千石へ養子と成、祖母の世話にて成人、祖母外へ被レ參候節、乘物の脇に女中供雨天の節は、いづれもゆかたを着せしと、南岳常々物語り有し也。元文寛保の頃にて古風なる事に覺ゆ。近來ゆかたなど着す女中なし、奢りなるべし。

近來の流行、一ツの小袖へ見えがゝりの所計二ツにして、めをと小袖とぞ、(云イ)〔割註〕後に久お化と云。」工夫も有事にて昔なき事也。

昔夕立と云ば、天俄にかき曇り、大雨大雷大風にて、間もなく靜に成、元の快晴に成しも、近來は同樣にて晴間なく、夫より一兩日も雨降りつゞき、濕氣の樣に成、雷氣いつ迄も止間なく、以前とは違たる樣に覺る。雪も同じ事にて、雪の翌日間男の洗濯といひしが、今は其沙汰なし。

享保五年七月廿九日、葛西筋御成之處、急雨にて市橋下總守下屋敷へ御立寄、此節下總守病氣にて下屋敷に住す。何故とはしらず俄に御立寄ゆへ、下總守急に月代仕、座敷に新敷薦二枚敷候計、家中麻上下にて御待請、即刻被レ爲レ入御目見え、翌日爲ニ御禮一登城御目見、時服四拜ニ領之一と物語り南岳申されし、餘り珍敷事故少し疑しく思ひし處、下總守家譜にも同樣に記す。此書にかき入べき品にはあらねど、古今稀なる事故しるす。

(補)市橋氏大番頭を可レ勤家にあらずして勤られし事、林祭酒とはれたる事有。市橋氏答に曰、昔年有德廟、本所に遊獵有し時、白雨俄に來り避べき地なし。幸に市橋別莊近かりしかば御立寄あり、莊を守る人狼狽甚し。侍衆中座敷に入、雨戸をひらき抔して纔に御座を得たり。莊の門番の老翁走て玉地

の邸に來り告ぐ、市橋氏時に瘧を病む。蓐上にあり。就レ中おこり日にして戰慄甚し。頭を擧る事あたわず。去共其人常に暴戾にして氣力甚壯なり。强て蓐上より扶起され、馬に鞍置しめ一騎にて馳出たり。途中苦惱甚しく馬より落んとする事屢なり。されど其剛强無雙の人也ければ强て馳行、莊門に入に還御の御催しあり。玄關に蹲踞す。侍衆中其事を白す。玉音あり、今日不レ圖莊に入雨を凌ぎ過分也と、翌日登城營命の辱を拜し御禮廻りあり。是に依て內諸侯に比し大番頭に命ぜらる。瘧病忽ち愈るといふ。奇といふべし。然ども其人天性腹あしくて、同僚にも容られずといふ。此書の趣と少しく異なり。因て附記す。〔割註〕此補記は鈴木白藤の筆なり。」

御留守居衆簑箱持するは、寛保の頃より也。夫までは変りたる様に覺る。高家衆簑箱持するは、寛政の頃御免なり。御城中へ中奥御小姓衆の挾箱二ツ持すは、安永の頃より也。林大學頭、伊奈半左衞門も挾箱一ツなり。

薩摩芋は享保、元文の頃までは、見たる人も稀也。新場の肴問屋靑木文藏功能申上世上に弘まる。文藏は被ニ召出ー儒者になる。肴問屋の節の名はしらず。

文化の頃靈巖島に住居して山下榮之助と云者、世上の身持不埒なる子供を預り、教育いたし能き人に直し、追々直りたる者も有る由、當時大勢世話人も有レ之由、然る處不束成事も有し哉、榮之助並に弟子共迄御仕置に成。

近年は嫁を遣すにかねを付ぬも有由、珍敷事も有哉。

一枚繪昔は下を墨にて板を摺、其上を繪の具にて彩色にかわを引たる也。其後糊入紙に紅ずり繪仕出し珍重せしに、寛政の頃錦繪といふを仕出し、其後は種々の思付目を驚す計り、昔見ぬ事どもなり。

昔は木綿の惣模様、裾模様の振袖紙付表有。田舍は勿論江戸の娘子供專ら着せしが、近年は見かけず。祭禮も寛政の頃は至て立派と云傳ふ。我等抔覺へては、本所邊の祭禮には女中の衣類を借て着せしが、

近年は場末の祭にても女中の衣類借着などはなし。都て結構に成る。山王、神田勿論の事にて、襦袢計も五ツ六ツ着し、下の帯さへも五六筋結び、其餘の事是にて考しるべし。

享保の頃までは俳諧好む人は、背力も有句作も今とは違ひし。其上内藤左京亮〔七萬石〕俳名露沾、俳の一字を露言へ遣すとて、

　色をまぜくだしおくれる花の露

其外へも一字を贈り給はる。近來は萬石以上の面々も、歴々とは申ながら點者の名の一字を付給ふ。昔とは違ひたる事なり。

女中の反物裁分るも、昔はかき板〔割註〕今たち板といふ。」にふくら物さし、升に米抔入、鰹ぶしを添、さし向ひにてたち分しも、寶暦の末の頃と覺ゆ。鋏にて一人裁分くは昔に替る事歟。

昔四分の座頭袴を着し、腰板へ白き紙を張しも、近年は撿挍、勾當までも裝束するものなし。いづれも白衣にて歩行、萬事雜になる事多し。

文化の頃永代橋、新大橋、大川橋渡錢御免、是は廻船の檜垣船主より願てといふ。其譯しらず。

堀江六間町〔割註〕俗によし町といふ。」昔は野郎茶屋計の樣に覺けれど、近來は商人屋多くなる。

本所鐘撞堂近所入江町、昔切店少し計り見えたり、近來は三笠町邊迄見え、往來の人を捕へ引込樣に見及、町方の十二三位の娘の子は、襟へ色々の縫物などしたる襟懸をしたるも見え侍りぬ。近來は萬石以上の息女も、襟に切をかけたるも折節見かけ侍るは、むかしは覺へぬ事どもなり。

昔樽ぬき柿色惡く風味不レ宜。然るに明和の頃より今の樽ぬき柿仕出し、風味昔とかはりたるは奇妙。

昔より流行の通言品々あれど、用にもたゝぬ故覺へず。あらましをしるす。梅干桶でお茶漬、おせわの、おせゝの、久しい物、ずぶ、ひやかす、無ちや抔なり。

大傳馬町三町共に、ゑびす講の夜肴、其外品々市立といふ。近所の事ながら一兩年以來、年々年の年始

て見に遣候處、殊の外賑ふといふ。

溜池の榎坂の榎も、我等中年の頃嵐にて倒れ、今の榎に植かへ、麻布一本松も先年焼失して、今の松に植替、昔の松の影もなし。

淺草海苔名物也。世の中珍重す。品川海苔を隅田川の水にてさらし、乾しのりにしたる也。然るに近來は干場は紺屋の張場となり、海苔の乾す場所見えず。されば品川にて仕立たるを取寄るごとくおもふ。

昔は葛西海苔賣來る、今はなし。四五年以來大森より賣來る。此邊には馬喰町に旅宿して賣といふ。

歌舞妓芝居例年正月二日初て、顔見世は霜月朔日初て定例なれども、近來定日に初るは稀也。

西久保かわらけ町は、昔は一面に土器をこしらへ干置。今は名のみなり。

子供の付る守袋も、昔とかはりいかめしきことゝなりぬ。

昔女中の一人歩行はならぬ樣に覺えしが、近來は所々縁日に、女中夜中にも參詣、一人參るも多く見ゆ。我等など不レ覺事にこそ。

昔萬石以上には、側小姓とて前髪の者有、かき髮にしてたぶを長く出し、油堅めに髮をゆひ、元結二寸ばかり卷なり。元文、寛保の頃、宇和島少將村候屋敷抔に見えたり。梶田志津摩とて十六七の前髪あり、我等も朋友也。其外の屋敷にも召仕ふと見えて、折々途中などにて見かけたるが、近年は見えず。

壬寅五月借抄于昌平黌舍　　鈴木恭

飛鳥川 終

續飛鳥川

寛延、寶暦の頃、文化の頃まで賣物、
元日に番附賣、初狂言正月二日始る。番附代六文、
一枚繪草紙うり、うるし畫、うき繪、金平本、赤本、摺入ずり鳥居淸信筆、其外奥村石川、
野老賣、水飴賣、櫻飴、
惠方みやげ、大判小判、
辻賣引、辻に立、手遊びるい色々かざり、賣引繩百本手に持て、さございさございといふ。
紋付、役者の紋をあまた書て有。婆々など持歩行、紋數百のも五十七十のも有り。當れば是を取と云品を見せて、紋ひとつ何程と云。附る人思ひ思ひに紋へ印をす。開らいて又見せに來る。
拂扇箱、松過より來る。今は二日より來る。
はだな賣、大根也。松の内あまた來る。
大神樂、年越の日計り、天狗の面かぶり來る。
お出入の閻魔樣といふて、正月十六日と七月十六日、小さき木像の閻魔を持來り、奥へ出す。賽錢、米など入返す。
梅屋敷案内子、龜井戸天神門前にて、梅やしき敎へませうと云。
春狂言當りの節、床几高くつみ上、其上にて扇をひろげ、舞臺やろ舞臺やろといふ。
二月末雛賣、二人連にて來る。賣聲、乘物ほがい雛の道具内裏びな小人形、天明の頃、乘物ほがい雛の道具ばかり賣に來る。寛政の頃より不レ來。

雛菓子、餅屋の店に飾置、綫高の樣成へぎ猫足を付、蓋の上に蕨手を四五本さす模樣、神明の千木箱の如し。雛の釜屋、へつゝひ、炮烙うり持來る。
四月八日御釋迦樣御誕生。小きたらひの中へ釋尊木像を入。たらひに茶を入。おはぐろ柄杓を付、屋敷奥へ出す。閻魔のごとし。
四月末、幟賣、菖蒲笠本手のやり〳〵、
柏餅、賣暦の頃より、下谷龜屋其外にてうり始。
ちまきの一枚こも賣。
蒼朮賣、すいかづら賣、
青傘と云物、其頃不ㇾ用。昔は子供日傘白地にて、松竹梅など藍にて繪どり賣、此事絶てなかりしが、文政の頃に至り又始る。
六月、胡椒賣、土用より砂糖胡椒、干生姜胡桃、
花火賣、子供うり聲、花火〻〻、鼠手牡丹てん車からくり、花火〻〻、
木ぶし賣、手前にて拵しなり。
柏の木賣、蚊いぶしなり。
地紙賣、若き男、伊達なる衣類にて來る。正月も來る。
天王樣、神道者體の者、天王樣ははゝすがおすき、はやしたる者に御體をやろうなどいふて來る。
汗手拭賣、晒一尺にて、半分に染模樣あり。
七月、さし鯖賣、團扇太鼓、盆太鼓、
かぼちや賣、うり聲、かぼちやん、其頃唐なすはなし。
十月、役者附、十日過より入替り役者附賣、二十日頃役者看板上る。二十五日名代看板上る。晦日番附賣

る。十一日朔日には、三座とも急度始る。
十一月白髮、髮置のしらが、呉服屋にて賣、
十二月、足袋賣、うり聲、袋たびさしたび、
錢うり、常も來る。暮には一日に二三度來る。
古札納、乞食古札おさめおはらひ納と云て來る。
雛、染草賣、葉たばこ賣、
木綿うり、高荷也、刻たばこ賣、十匁八文、
はりがね賣、六齋に廻る。目あかし也とて評有。
阿波蠟燭、たま／＼來る。
藥賣、賣聲、小傳馬町二丁目薩摩屋茂兵衞が名法也。
耳かき賣、賣聲、耳かきが一文、金でも木でも一文、
長門印籠賣、黑ぬり細長き印籠也。
碁盤の目もり、將棊盤の目もり、
鼻緒賣、はなをや／＼、下駄のはな緒が二足三文、安物を、今二足三文といふは是より始りしか。
とうがらしの粉、二袋三文、目黑の犬の餅、今は目黑犬なし。
火とう炭けし賣、蒲燒、深川に四五軒、長きあんどうを出し置、藥研堀、御茶の水もり山計也。
鮨、日本橋笹まき、小石川すゐ町くわなや、此外なし。
あまぼし柿、家根板の樣なるふたのなき箱に、十づゝ入て賣。
櫛笄賣、うり聲、鶴のはし笄櫛おさへ旭のかんざし、
かつら賣、うり聲、美男かつらしん桂、

茶碗藝、水入かつらつぼ賣、
手あそび賣、なんでも十九文也。
おんとりさ、賣聲、おんとりさる三文、與五郎が三文、御來迎〻〻〻三文、
お猿、兩國橋の上にて賣、うり聲、さんご珠の巾着におさるがついて三文ぢや、これ〳〵三文ぢや、
小鮒、賣聲、こぶないよこの、上つたり下つたり、
玄蕃猿、今はなし。しや盃ふき、評判の玉や〳〵、
べかつこう賣、片荷はのぞきからくり、片荷は飴おこし、小き太鼓を叩く。
あわ雪豆腐、日野屋、明石屋、其後龜屋、壺屋計、
金しやの絲かはう、たまさか來る。煎餅十枚六文、
小便たご、下馬にて賣酒屋也。上そば切、麹町瓢簞屋計也。
料理、山藤、百川（うきよ小路）、もゝ川とも有。
どら燒、金つばやき、糀町三丁目谷米屋計り。
假名手本忠臣藏、寛延四年未四月、三芝居にて初て興行。
黑座頭、物もらひ、土佐節をかたる。
山猫まわし、よび聲、なく者は山猫にかましよ、人形廻し也。
角兵衛獅子、子供四五人、小き者は太鼓なし。錫杖をふる。
すた〳〵坊主　裸にて腰にしめをはり、わらの鉢卷をする。すた〳〵やう〳〵、すつたあたまに大鉢卷、ゆんべも三百はりこんで、それゆへはだかの代まいり、獨角力、すもふ取ならからとるものだ、ゑいなんのこつた、
鈴持奴、ちよぼ市はりまの守様御通り。

みかん籠に蔦の子を入、脚半をはかせ、兜巾をいたゞかせ籠に入、ふたをして持あるく。御覧じろ〱。

大坂は道頓堀、京都は四條河原にて御目にかけた、天狗の取立々々。

唐がらし地藏菩薩、たくはつ坊主也。唐辛を遣る。

歌比丘尼、うりびくに、歌びくには、雑司ケ谷會式に茶屋々々を廻る。唄に、「めぐりあはせのうつり香も、むすびとめたよ糸ざくら、おやりなんし「神のおまへに松うへて、花も咲しよ小金ばな、賣びくには、二人づゝ屋敷を廻る遊女也。

狐の面を被り、古き上下を着て、今年初て田を作る。稲が三尺穂が五尺、何が所願であま降る。こん〱。

淡島明神、鈴をふる願人、天照皇大神宮第六番目の姫宮にて渡り給ふ。御年十六歳の春の頃、住吉の一の后そなはらせ給ふ神の御身にも、うるさい病をうけさせ給ふ。綾の卷物、十二の神樂をとりそへ、うつろ船にのせ、さかひは七度の濱より流され給ふ。あくる三月三日淡島に着給ふ。卷物をとり出し、ひな形をきざませ給ふ。ひな遊びのはじまり、丑寅の御方は、針さしそまつにせぬ供養、御本地は福一まんこくぞう、紀州なぎさの郡加田淡島大明神、身體堅固の願折針をやる。

牛込御門外にて、牡丹屋敷に、大鷲鼠一疋貮文づゝに取札出し置。是は鼠を賣て遣せば二文に買のか、二文出せば鼠一疋鷲にとらせて見せるか。わかり兼たり。

山伏祭文、石堂丸、小栗判官など。

乞食閻魔、十王が願もくはふが爲、あるきながら手を叩、唱念佛申候。次郎兵衛が菩提なむあみだん佛、八郎兵衛が菩提なむあみだん佛、廿五人の船頭破船に逢ひ一人のこる。南無阿彌陀佛。

鹿島の事觸、社人體の者あやしき事を申。

寛延の頃まで茶ほうじなし。納豆箱の底をぬき、紙をはりほいろとす。角袋の茶なし。

つむや錐賣、はた道具のつむと、大工道具のきり也。

かしゆかた、女中合羽なし。木綿のゆかたを用。

駄菓子、枚おこし、達摩糖、くり焼、肉桂糖、大ころばし也。

燒餅といふ言葉、寛延寶暦の頃はやりし唄、むしは此町のおやき餅、やき餅しよんがへ、此唄より始る。

反魂丹商賣、芝神明社内三條小六、蹴鞠曲鞠、

ぎん出し油、すき油を柔にせしなり。寛延の頃より、市村羽左衞門の見世にて賣、役者の遣ひし也。

切落札、今はなし。享保の頃は四枚あはせ、木枕にせし也。

古き油見世、糀町谷島主水、役者也。今はなし。

五十嵐、芝大こう庵、飯田町いかりや、下村、

比丘尼、寛政以前大橋に計り有り。隱賣女なり。

船まんぢう、同じ頃夜鷹の遣ひからしにて、歩行のならぬを船にのせ、龍閑橋の下などへ漕來り、船人のよび聲左の如し。ほチや〳〵のおまんでございなどと、女の名をいふ。あそべば廿四銅、

けころ、寛政の頃まで、上野山下など大通りをはじめ、横町々々門並に有、一軒に兩人位づゝ見世を張、前だれ姿にて、大かたは眉毛有。年増もあり。いづれも美婦計りなり。白晝に見世を張、入口より三尺計奧に居る故、揚へものはなし。此外所々に夥しく有り。代貳百銅、夜四ツ時よりとまり客を取、食物なしに金貳朱。

與勘平、木綿のふとき立島の半天を着、股引をはき、眞鍮太刀拵の長き脇差を帶し、醫師の薬箱入るはさみ箱の小さきを、角に眞鍮の金物を打、眞鍮にて鳥居と獵(マヽ)二疋を付、是をかつぎありくに、大名の先箱の如く立派にして、よび聲、稲荷御夢想、かたやかいなのいたみに付たら與勘平と、いかにもしわがれたる聲にていふ。毎日幾人となく通る。皆同様なり。

傀儡師、寶暦の頃、人形廻し也。

一服一錢、寛政以前水茶屋に、今の御休所と行燈へかくごとく書く。茶一ぱい飲で歸れば一錢也。

大つみ入の汁、筋違外大丸といふ料理屋よりはじまる。今は一統となりたり。㊦今に有。

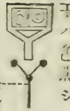
戸塚のきん玉、乞食也。きん玉の大成事四斗俵より大なり。往來の人あまたたへず施す。

福輪糖、唐人笠をかむり、大壺をかゝゑ、おらんだのふくりん糖〳〵と賣あるく。煎餅のごとくにて小く厚く拵へ、芥子を入て燒たるもの也。

七色蕃椒、はりこにて六尺程の蕃椒をかつぎあるく。此なかばへ穴を明、粉とうがらしの小袋を入、賣聲、とん〳〵唐がらし、ひりゝとからいが山椒の粉、すはすはからいが胡椒の粉、七色唐がらし、

旦那のねつた膏藥、寶曆〔十三年〕の頃、膏藥賣の奴、紺看板を着し脇ざしをさし、小さき挾箱をかつぎ靑傘をさし、旦那のねつたからやくで、おいらもちつくり手傳つたと、唄のやうにいふ。一箇年程の間賣歩行。竹村太郎左衞門、

飴賣、安永の頃、四斗樽を繩にて卷、薄き箱を置、其上に靑張の傘をひろげ、傘の廻りへ、短册其外色々の物を下げ、二人にてかつぎ、すりがねを圖のごとくして二ツかけ、



如レ此物にてたゝき、色々の歌をうたひて歩行、三人も有り又一人も有り。摺鐘一ツ掛たるも有り。淺黄頭巾、紅のへり取りひとへ、色々の袖なし羽織を着、常の服の上に伊達染のひとへを着せり。唱歌は忘れたり。唱歌の句切々々に、定めて、ちや〳〵ちやんとう、屁人の女房と枯木の枝は、あんけらこんけら、登りやの本百本と、あんけらこんけらといふ歌也。〔割註〕按、平賀鳩溪放屁論に歌有り。圖有り。並考べし。」

德本か膏藥、寛政の頃、小き挾箱の樣なる箱をかつぎ、始は脇ざしをさし、後ちには脇ざしなきも有り。奥州仙臺岩沼の德平が膏藥は、ねつからさつぱりきかなんだ、只赤ぎれなんどによくきくそうだと云てあるく。幾人も同じ樣にて歩行。十年餘流行。文化の頃まであり。

予が未生以前寶暦の頃は、女奉公人目見、主人氣に入し時は腰につゝと云事、世上一統にて、飯をくはせ働かせ、其上にて極めしといふ。明和の末安永の頃は絶てなし。〔割註〕竹村太郎左衛門。〕

朝鮮の弘賣子、安永のはじめ、（圖）如ㇾ此笠をかぶり、臺をあみへ入、煎餅の様の菓子を入、朝鮮のこうけいし、はつか〳〵といひながら、うなづき〳〵歩行。三四年にて止。〔右五郷門。〕

二朱判なき前の吉原細見に、二朱女郎の印、六寸と有。〔竹村。〕

明和の頃まで、三月出代りの頃、女のわた帽子賣出る。今の小間物賣のごとき荷を肩へ、帽子々々と呼あるく。〔富士又一郎。〕

寶暦、明和の頃、小身の御旗本、召仕の端下女供に召連るに、端下に限り、木綿の黒き袷を上に着し、帯は絹にて自分の品、右木綿袷は主人より、貸看板と唱へ小袖の上に着せたり。茶の間以上の女子は、自分小袖にて白無垢を用ひ、尤供人中ぬき草履なり。給金、茶の間女は一兩三分ぐらい、端下は一兩一分位、右給金にて、茶の間は裾模様白むく所持なくては抱へざりし也。〔同。〕

予が父の物語りに、側にて召遣ふ小女は、一兩位の給金にて、節句などの節振袖着用せし由、元文、享保の頃也。〔同。〕

土平飴、明和の頃、土平といふ飴賣來る。木綿の袖なし羽織、黄に染て虎斑を黒く染、紅絹裏を附、羽織の紐はいかにも大く、くけ紐を付、淺黄の木綿頭巾をかぶり、飴を兩懸に致、日傘をさし、江戸中賣歩行。世人かたき討也と評せり。其唄に、土平があたまに蠅が三疋とまつた、只もとまれかし、雪踏はいてとまつたとへ〳〵、土平といふたらなぜ腹たちやる、土平も若い時色男とへ〳〵。

龜次坊主、明和安永の頃、龜次坊主といふ馬鹿坊主有り。物もらひ也。出生は赤坂黒鍬谷のよしにて、おろかなれども衆人に愛せられて、死して棺送りの節、赤坂邊町内の者若い者共より合、祭ねり物の如く、花だしなど拵へ、太皷笛にてはやし立送りし。右龜次坊主、後にさる大名衆の子に生れかわりし

由、右出生の子の手をひらかず、漸々ひらきし處、手のひらに繼次と文字有りしとぞ。墓の土にて洗ひ落したりといへり。虛實は知がたし。其頃一統に評せり。予も繼次は見たり。

三月四日の朝より、昔は夜そば賣出る事なし。近き頃は出るなり。

同日、樟腦賣も昔はなし。

予が高祖父布施出雲守は、部屋住より大御番へ御番入、追々立身して小普請奉行勤仕、御加增貳百石頂戴。上野中堂再御建立御用も勤め、御棟上の槌も類燒迄は有しが、七十歳にて御褒美頂戴。隱居料三百俵被㆓下置㆒、八十六歳まで長壽にて、不足なき身なりしが、惣領傳七郎愚にして惣領除となる。養子に跡式を讓る。是大殿なり。右傳七郎剃髮して遊樂と號す。手妻、道具、おどり道具、其外種々大風呂敷に包み、供にもたせ、毎日々々しる人に(マヽ)なき方へ案内なしに通り、手妻おどりなどいたし候て、倦たる時は、暇乞なしに歸り、しる人になるといふ事もなく、江戶中遊び步行しとぞ。初はいかゞ有しや。後には是こそ遊樂殿なるべしとて、何方へ不意に案内なく奥向へ通りても、咎る人もなく、其手妻、おどり共外とも、誠の小兒の遊びなれど、人々興に入事、いかなる名人より喜びて、日待祝儀の席にては、遊樂を呼ねばならぬ事の樣になり、江戶中より迎の人來りし。途中にても呼こまれなどして、衆人の愛、古今になき事のよし、五十餘にて往生あり。いさゝかこしらへ事にあらず。市谷柳町袋寺町蓮秀寺に葬る。法名は等林院と號す。予中年の頃までは、古き人々遊樂隱人の噂、處々にてあり、近頃絕てなし。

右出雲守の普請にて、予が類燒前の座敷向大造なる事也。其上予が祖父巡見より歸りて、黑下の築山、から堀、大造なる庭を造れり。此庭を見んとて、傳手を求め見物の人不ㇾ斷入來れり。大書院、右から堀の中へ燒落て、石共損じたれば、四谷邊の植木屋三十金餘に買取て、彼が宅へ引とらぬ內、雲州侯の惠方の庭を築山に申付られ、右役人此方へ參り、百金に求め、赤坂屋敷へ引取給ふ。此二箇條は書もいかゞなれど、しかとしたる書物にも書殘さぬ事なれば、子孫にしらせんと、爰に記す。

本所には大八車を、一月に一兩度ならでは見あたらず。引ずる時は組合へ斷し由。〔富士久一郎。〕

黄金貸ふ〳〵と呼で、皮財布に金を入、肩に掛て步行し。是を呼込むもの至て恥て、呼人なき故止し由。

追加

安永の頃、高慢齋行脚日記、三幅對、紫曾我といふるい草雙紙出し、殊の外たくみなる。夫より追々縮もこまかになりたり。

安永の末天明の始頃までは、正月の內、團十郎煎餠と賣あるく。常も折々賣あるくなり。

玄蕃猿は、有馬家より出る、小兒の疱瘡のまじなひなる、人形町に賣所あり。近頃見當らず。

鉢植物、寬政の中頃より殊の外流行し、價も高直になり。其頃生花も流行せしなり。

寬政の末、お茶菓子に花みどり花は吉野の花みどりといふて、菓子を賣に來る。大坂にて、安永の頃殊の外はやりし者なり。

明和の頃までは、三月の暇出し女ども宿に居る內を、賣女に賣、夫を買に行者もありしとぞ。

料理茶屋にて會席仕立の始は、安永の末、深川にて桶三ぶといふ者へ、出羽の隱居南海殿好みにて、仕出し獻立引札を出す。安永の始兩國に、とんだ靈寳といふ見世物を出し、殊の外の見物也。夫より見世物追々多くなる。

朝顏の種類色々出る事、文化の始よりの事なるべし。夫より直段も高くなり、會も有り、すりものも出來、畫本も出たり。當時はすたりたり。

明和の末、一ぷく一錢とて賣ありく。一服にて一錢なり。菓子は豆煎なり。

四つ手駕の先棒、殊の外長く聲かけしも、元は吉原土手ばかり也。當時は三番町邊、新宿の隱し賣女へ通ふものも聲かける樣に成しは、世の衰とも申べき歟。

享保より寶暦の頃迄は、江戸節とて、殊の外河東のはやりけるが、夫より後はすたりし由。

麻上下の節、鮫鞘をさす事、昔はなき事也。野服の節、奥の衆植溜など へ用ひ申されしが、當時は殿中へも、麻上下にてさし申さるゝ仁あり。

加賀の松平淡路守、文政の始より髭を置れたり。尤伺ひ濟之由也。其まねをして段々髭を置ものあり。心得違の事也とぞ。

肩衣は、織田信長時代松永彈正着せるを始とす。雪踏は、天正年中泉州堺の茶人千利休茶會に用。

江戸錦繪、昔は殊の外麁末也。寶暦の頃大小はやり、見事なる繪の摺物出る。夫より役者繪、其外とも見事になる。元は大小よりの事也。

角力谷風梶之助は近來の關取にて、元伊達ケ關といふて、安永より寛政まで大關を持て、力も強く角力も上手なり。目方も五十貫目餘有り。横綱免許も吉田善左衛門より受たり。上覽の節小野川に勝たり。

角力釋迦ケ嶽雲右衛門は出雲の産にて、身長七尺一寸六分有り。安永、天明の大關を持、享保の頃鬼勝象之助は身丈七尺三寸有といふ。其後の大男なり。

鹽魚にて、さんまは下魚にて、食する者なし。下々にては食す。寛政の頃より追々食料になり。客にも遣ふ樣になり、價も高くなる。

市川團十郎七代、立役計りつとめし者也。當時の三升に成り、女形勤しは珍敷事なるべし。

安永、天明の頃、神田山王の祭禮は、殊の外衣服も立派なりけるが、其後付祭りは二組限りとなり。人數も少く衣服も劣たり。羅紗の衣類を着る事、昔はなき事なりしが、當時は一同羅紗を着る事奢といふべし。

攝津住吉の社より社人、住吉おどりといふて、靑傘の緣に紅の切を引、何れも菅笠、へりに紅の切白の衣服、赤前垂をしめ、團扇を持て七八人にて踊る。歌に、住吉さまの岸の姫松目出度やといふ。殊の外古めかしき物にて、面白きもの也。近頃江戸にて願人共眞似をするは、似つかぬ事也。

相撲の始は、人皇十一代垂仁天皇七年、當麻蹶速と野見宿禰と云勇士勝負あり。野見宿禰勝たり。夫より當文政十年迄千八百六十年に成。近頃にては天津風、谷風など盛の時分、安永天明寛政の頃を盛とすべし。安永の頃迄は勸進角力八日限りなり。其頃より十日となりし。

又追加

江戸三芝居の外、役割を賣事なし。然るに天保二年卯八月、土佐座にて子供芝居興行、役割賣歩行。

文化の頃伏袋流行、大造なる事にて會有り。

文政の初の頃、千社參流行、張札の會有り。

文政十三年寅夏、仙臺より草刈又七といふ馬乘出たり。名人にて、いかなる癖馬にても少も癖を出すと云事なし。どふすれば癖を出さぬといふ仕方、見てはしれずといふ事也。名人と思わる。予はいまだ見ず。

明和の頃より天明まで、本郷馬場にて、多仲といふ馬乘上手あり。年寄て乘を、和田倉の御厩にて見たり。

せつない時は親を出せといふ詞、昔より人の云事なるが、昔と今とは親の出し樣違たり。たとへば女郎買にさそわれたる時、親の用有とて斷いふ。是親をよく遣ひし也。今の世は稽古などいやにて、早く歸るか。又は斷手紙に、親の用事といふ。どちらも親を出すなれども、遣ひ方雲泥の違ひ也。

寛政に、法眼坂下小坂幸次郎屋敷に鈴木東馬といふ馬乘有り。元伏見勘七用人の子のよし、馬乘といふばかり、乘下一二疋あり。火消與力の馬などにて、予十四歳の頃、彼が許に責馬に參りしに、一兩年の内に乘下多くなり。三番町馬場にて内藤造酒之丞と一所に乘たり。其頃は、予造酒之丞方へ責馬に出たり。次第に上手と成り、東馬が轡を懸て乘たる馬は、廿五兩の金子はかけぬと、世間にいふやうになり、後には江戸一とよばれ、うわ足を計乘て名を上る。うわ足のはじめかと思はる。年寄て薩摩家に抱

られ、爰にて死す。其少し前に、麹町天神馬場にて千田喜惣治といふ馬乘は、責馬を番附にて乘たり。毎日五六十の馬出たり。是は東馬などと競ぶる乘人にあらず。定稽古の外、原にて大的射るには幕をはらず、今の如く幕串も立おかねば、棒矢などを土へ建、其筈へ弦を挾て置たり。寛政以後幕杭建はなしとなり、一人射るにも幕を張事になり。昔は茶代廿四文、幕を張に付三拾貳文となる。射込場は高田加賀屋敷の原計りなり。

陰富といふ物、享和の頃たま／＼有と聞しに、文化の末文政にいたり、臺づけといふ事ある由、是よりして諸色の賣もの、一向うれず。富流行よりして、三芝居其外遊所淋敷なり、只食物の結構なる事と、賣れる事、今より增ることとよも有まじ。

昔は奢がましき事少しもなく、三度の食事に菜もなく、汁、香の物計也。五節句には大に奢りて牛房人參の類を煮て食しに、今は平生の菜の物にくらぶれば、五節句の方大にわろし。然らば昔の諸色高直かと思へば、菜は貳把で三文、下駄の鼻緒も二足三文のよし、かゝる下直なるものさへ求めざりし。今の風俗と大に違へり。

芝居狂言は、踊の如く一幕限りにて、餘事となりしを、名人の市村羽左衞門續狂言を始、引幕も是より始り、其後二番目といふを拵へ、半分より別狂言になりしを、近來三色位の事をする。是は上方風俗也。

馬のうわ足は、寛政の頃鈴木東馬乘廣む。夫より一統にうわ足になりて、拍子の馬は稀になりしが、又文政五の頃より、拍子を望むかたになる。

馬の尾袋は、尾の眞白なるは責馬にばかり懸たるに、寛政の頃、何毛にても責馬に掛る事となり。夫より略供の節は途中も懸、追々盛に成。今文化の頃より、本供にて懸、引馬にも掛る事の樣子に成たり。

堀の内祖師、明和、安永の頃は參詣たま／＼、夫より次第に繁榮なり。

明和の頃までは、雜司ケ谷鬼子母神至て繁昌せり。

恭按、安永の末にも猶賑やかなりし。

眞崎稻荷、安永、明和の頃繁昌、祠の下邊に狐住て、お出〳〵と呼と出來る、油揚を遣す。大勢見物ありても恐れず出來れり。

恭按、享和の頃お出〳〵といふ狐出たり。

弓の仕懸袋は、胴亂のごとく上より差入もの也しに、寬政より、四方よりたゝむといふ工夫出來たり。

夏足袋□人稀なりしに、今一統と成。

三芝居にて食物は手輕なり。土間元は切落しなどには、辨當百文づゝにて中賣より買、其外茶も中賣より二文づゝにて買、たばこの火は火繩計り也。今は火繩もなく、殊の外食物奢る也。歌淨留理などの上手を、火繩くさいといふは、芝居者のやうといふ事成べし。替弦を複弦卷へ納て、弓の上弭より差込持歩行、弦切たる節是を懸替、早速の用に立しに、天明の頃より次第に此事なし。今は御供弓ばかりに用ゆ。

押手掛をば、痛所の節ばかり懸て、見分の節も押手斷をいたし用ひたり。今は一統と成て、斷といふ事止ぬ。予は師の教を守り、一代押手を用ひず、痛の節ばかり懸たり。

年の市に、女子は決して出ざりしが、近來女子大勢出る。

茶屋女に美婦を置事、三十年程前に流行、角力に取組賣歩行、淺草矢大臣門前難波屋おきた、藥研堀高島お久を大關とす。見物山のごとし。此茶屋に休ふ人、茶代三百文位より少はなし、南鐐抔遣す。美婦は見世に居る計りにて茶を運ず。予も見物を押分て、漸におきたを見たり。大がらの美婦なり。

座頭金は高利なりしに、近來は日明の方にて高利を貸す。

男髮結に、內々步行をむぐりといふて、少々有りしに、今は大勢に成。女髮結昔は稀也。一度百文づゝなりし、近來廿八文、卅貳文位にても結ひ、裏店住の女房までも結わせ、屋敷などにても呼事と成ぬ。

元は藝者、園者などばかり結わせたり。

三丁目大的場は、作右衛門といふ者拜借、廿年の年季にて、自分物入にて、燒跡を今のごとく拵らへ、夫より諸事を請負ふ事を初む。たいはいの茶番を請負事は、栢植淸左衛門太郎の時はじむ。

濱にて、小普請馬術見分の節、借馬牽ひろいに出る事、享和の頃始り、麹町三丁目大的場守作右衛門始る。代金貳朱百文、此百文は作右衛門取事也。

藝術見分に、御好といふ事、寬政より始る。其以前は絕てなし。寬政の度も部屋住見分計也しに、今は一統となりたり。

女子のゑりへ白粉を厚く付る事、上方風俗にて、文政八頃より始て、蹴出しも上方風俗にて、同じ頃始る。

見世物は、代十貳文より高直はなかりしが、近來卅貳文位、上方とおなじ風俗なり。

女子義太夫節かたる、昔は至て稀也。今は盛に成。

義太夫のよせもなかりしに、人形芝居不繁昌より、廿年來盛也。咄家といふ者昔なし。文化の頃より專に成、可樂と云者隨一なり。

住吉踊り、文政の初なるべし。面白からねど人々よろこぶ。

女乞食にて色氣違あり、あの人が尾張樣だといへば、誰にもいだきつく、尾州樣御門前にて御駕へ飛かゝりしとて、世の人、尾張樣お妾と云あだ名を呼り。

　恭按、是は安永中の事也。童時常に見る。

昔打毬有し由、數十年絕て此名を知る人もなかりし。寬政の頃上覽被ニ仰出一、兩御番務る。打毬の文字もしらぬ人多し、夫より流行して日々所々に催有、五十ケ年の間は夏向別て催たり。

乞食の曲馬、張子の馬に乘、騎射の眞似をする。其□を能おぼゑて面白し。今も折々あれ共下手也。寬

政の頃上手あり。此事を始る。
寒念佛とて、寒三十日、夜中深更に幾人も通りしに、近來此事すくなし。
御行し奉ると云て、白木綿ひとへ物を着、おなじ布にて頭を卷つゝみて、寒三十日鈴を振步行。子供集てまかしよ〳〵といふて小き繪の札をまく。錢を遣すと、夫より能き繪を一枚一文にかえて出す。其後十月頃に此行者來り、又近年は止む。皆毎日門前を十人計りも通る。願人坊主也。
納豆は寒中計り賣しに、近來盆過より賣步行。
あま酒は冬計りの物なりしに、近來暑中別て多く賣。
蒲鉾屋は、日本橋に一二軒有し。近來所々に夥敷出たり。
辻番、自身番にて將棊をさしたるが、近頃碁となりぬ。
轆と云詞、御役人衆の申せしが、今流行詞に成。皆人申事也。
稲村理太夫年寄て馬勤せし故、木綿の腰嚢を、寒中は日和の節も懸たり。今は若き人も冬は懸る。
手へぬりやす懸る事、寒中老人など計なりしが、今は年中若き人も掛る。
千石以上の物領、五百石以上の主人は、常に侍草履とりをつれ、厄介の人、小身たりとも供人あり。
めかすと云詞、まぜかへすと云詞、近頃なり。
でん坊と云詞、昔は油虫といひたるなり。
ぱつちへ脚半を當る事、昔はなし。近頃の事也。
毛羽織、昔は老人寒中に着す。上品のする事なりしが、今は若き人暖なるにも着す。
吉原頭巾、文化の末町人用ゆ。次第に流行して、近頃は馬上の殿様などのかぶりたるも見ゆ。
文政八年夏より、藤八五文奇妙といふて江戸中を賣步行。三度笠をかぶり、小き風呂敷づゝみを脊おひ、脚半をはき、旅人のごとし。諸病によしといふ。たしかならず。

中村座にて、松本幸四郎此役を勤る程流行せり。
近年赤大根一二本見かけたるに、文政七に至一面になる。百年も經たる後は、大根は赤きものか白き物かといふべし。
小普請の逢對に、小身たりとも鑓をもたせたるに、今は千石以上も鑓なし。
婦人の帯へ胴〆、文化の頃より、婦人の紙入にくさり文政より始る。大神樂、冬至年越に來る。
あいさい廊のぶつさき羽織、寛政の頃松崎求馬助、子供の常稽古に着せしむ。
俗の薄羽織、享和の頃寶賀多宮着はじむ。
　按、俗人の薄羽織着はじめしは、寛政の始中山勘之丞也。薄羽織の野羽織を着始しは、寶賀多宮なり。
婦人のこと葉、御承知かと言べきを、おしりかと云。鞘筒短く、大かた紋付也。當世小紋を専用ゆ。筒至て長し。
弓塗、元は柚はだ塗、栗色平苧卷、廊糸卷有り。今はたゝきと花ぬり計りになる。
矢羽、雜物を用ひたるに、近頃は稽古にも一統大鳥を用ゆ。紺の野羽織、享和の頃より是をよしとす。
昔は小紋の紋付、夫より小紋また藍、びろうど又栗梅、
矢を黄糸はぎの事、弓へ霧除、寛政より初まる。
和唐紙、いさみ、居候、吉原俄、半田稻荷、よい〳〵、張子の松茸、八里半、
歴々の子供、躍稽古させ、町風にする。
丸胴着、壽仙被と云、料理茶屋の入湯、
被布、近頃まで老人計り着す。今は一統と成。
　按、被布は、元官位のさる人着する物也。寛政の末より、衣服の品混雜して、下々にても被布を着する様に成行ける事、なげかわしき事なり。

三芝居高間、又中村座二階の前へ、張出し棧敷出來、又止む。
醫師の大小、昔は御醫師も當番計、其間は略したるよし、
千社參の札、毎月大師の日に取かわせする。
小兒のけし坊主の廻りへ座を付、又後に奴を付る。
風鈴そば、初の頃はそば〳〵とよばず。近頃呼ぶ事となる。
釜屋艾、青傘、德平膏藥、熊の傳三郎、藥の飯鉢入、男綿帽子、道學、穴子蒲燒、おやりなさいお精靈さん、しら玉、心學、上菓子、鍋屋ひも、種ぬき蕃椒、家相、地相、劍相、方位、富士講、大福餅、箱火鉢、挑灯箱、手作、鈴虫、〔割註〕鈴木春信より。」正月屋、鳥丸、溜飲の藥、つけあげ、似顔繪、錦繪、お茶漬、いたこぶし、蒔差類、駿河紙、雁皮紙、
按に、鈴虫の註に鈴木春信と有るは、似顔繪の註を錯書せしなるべし。改べし。

續飛鳥川終

江戸ぶり

江戸雀序

寵に松門を閉てひとり年月を送る事、此江府に良久しかりし。抑今の治世を考ふるに、誠に和漢の聖代に超て其政すなほなれば、上明君より下萬民にいたるまで、快樂のおもひをなさずと云事なし。されば東南西北之内いづくか豐饒せざらんや、あるひは高砂の尾上の松も後々百歳にも色替らず。蓬萊宮の鶴龜は千秋萬歳の祝言をなせり。かゝるめでたき御代なれば、國富民豐にして、歌人は山頂の花に詠じ、詩人は池邊の月に題をなせば、武家は弓を嚢に藏め、干戈は函に容て靜謐の代を猶守護せり。商人百姓は已々が所作をいとなみ、五穀成就に圓滿たる事あげてかぞふべからず。春夏秋冬の遊山見物唯此時にやあらむ。且は神社佛閣の繁昌ます／＼也。僧侶は二六の勤行をなせば、社人は颯々の聲をすゞしめ、其威儀正しくせり。是武運長久たらましゝかば、爰に自ら國本の人、柴の扉を尋て來れり。うれしくもなつかしくも有て、種々のものがたりを問聞にこそ、つれ／＼の慰ともなりけらし。暫く時移つて後、國の人我に問ていわく、我はる／＼の道すがら、うき難所を越過て、汝に今逢ふ事は、偏に上君の御政道たゞしきゆへならずや、そも／＼過つる中頃までは、此地へ來なん人あれば、皆人愁ふる事堪に忍びがたし。今はいつしかひきかへて、隣歩のごとくにして往還の煩ひなく、みな人此武江に着り。然るに我に等しき旅人の下着して後、寺社名所武家屋敷町小路を一見仕侍らんと云ども、第一方角をしらず。殊に道筋唱斜として竪横直ならず。去るに依て往來しがたし、汝我ために是を敎へてんや

と云。予答て云、我もと當地の者にあらず、貴邊と同國たり。此地へ來て星霜をふる事十餘年に及べり。故に有まし所々の順道をしれり。我朋友の案内に、武家屋敷民家の町等をしるさん。又寺社名所舊跡を入て、見ぬ世の友になりもやせんと、雜紙のしわをひきのばして、をづ〳〵筆を取そめて、大略をしるすにぞ、心おそろしくも恥かしき事にや侍るべき。漸々かきつゞけてこそ一部の書となしてんげり。國の人いへるは、汝よくしれり。江戸雀にやといひてければ、去ば燕雀鴻鵠の心を知らずといひて、はかなき縱に上たれば、百になれども踊忘れずして、よしなき笑草をつくり。しかあれば此題號を、賢女の言葉に付て江戸雀と名付てんとて、傍にさし置。又重ねて國の人いへるは、此書江府の案内なれば、花咲ぬ埋木とくちをかんもむげなれば、此たび板行にさせて世に弘めばやといへり。予がいわく、是智有人の見るべき物にあらず。又當地案内の人はしかなり。君がごとくなる人にこそ、あたふべき物といへれば、いやとよ、諸國の人々日々に此地へ入こむ事布をひくがごとし、然れば斯の人に道しるべのためならんといふ。むさし鐙さすがにことやさしくも、かく人のすゝめけるを、取上んも甲斐なければとて、是非なく梓にちりばめてける。これ唯諸人の嘲をまねけば、狂人のわざにして人に指をさゝれんものなり。我大方の順路を知るといへども、あるひはおぼえちがひ亦は書おとしあらめ。名所舊跡はいにしへより云傳へ聞おぼえたるを書付ければ、是以珍しからず。兎角淺心愚擬にして文學を得ざれば、敢へて見る事なかれと云レ爾。

治まれる時とや知りて江戸すゞめさへづる聲も萬歲々々

江戸雀目錄

初　巻

二　巻　目

三巻目

四巻目

五巻目

六　卷　目

七　卷　目

八　卷　目

九　巻　目

十　巻　目

十一巻目

十二巻目

江戸雀初巻

著者不詳

○御城之初幷年中御規式之事

抑武州江戸之府と申奉るは、多景一入かぎりなし、先東南は蒼海滿々として果もなし、北にも海をかたどり隅田川といふ大河の流つよく、西は七重八重の堀をかまへ、其外關々山河難所なり、扨御本丸と申奉るは、縱廣甚有りといへども知る人なし、御門々番所やぐらには數百の人番をつとめ、御本丸に相つゞき、紅葉山御佛殿有り、その景世にかくれなしといへども、平人の目に及ばず、同じつゞきに西之丸あり、此御城の起り申ば、中頃長祿年中に太田道眞築二立之一、同道灌まで二代、そのゝち上杉定正之手にわたり、子息五郎朝良又二代、それより朝興在城之時、北條氏綱入かはりて四代相つゞく、氏直の時にあたつて、御當家之元司此地へ入らせられ、亦々御城池御見立之節、西之丸より本丸の方へいづくともなく鶴來て舞遊び、龜は陸地に蚑行出て萬歳のしるしを顯はせり、是繁昌之地として則御本丸城レ之、代々の御在城と遊さるゝ、去によつて國々の大小名御在番怠らず、されば年々の御規式相變らず、先年始之御沙汰、元日二日御一門の御方、國主城主之人々、三獻の御祝、其外諸侯昵近の面々、御詰衆番頭物頭諸役人諸番の健士、御流を頂戴す、且又大中納言參議中將侍從四品五位之諸大夫までは、美服二領づゝ下し給り、家祿の輕重と官位の淺深によつて、あるひは臺或は廣蓋もつて是を拜領し、三日は諸大名の息子、無位無官諸家中の諸人、京都大坂奈良堺伏見淀におよび、過書銀座朱座の輩まで落緣に群候し、品々進物是をさゝげ奉る、御禮のその規式、日を驚す所也、同じ夜は御謡初として、酉之刻より御


下馬



大廣間へ御出座有、祇候の大名は皆長袴を着し裝を刷ふ。四座の猿樂夜緣に群集し、御拍子三番、所謂老松東北高砂是也。折々小謡順々うたひ、諸侯より所レ獻の御盃臺銘々に披露有て御酒宴なり。其夜は乘物下場、追手下馬において篝火をたく事、實に白晝かとうたがはる、四日御詰衆ばかり登城せしむ、五日は御門跡方近里遠境之諸寺諸山の出家社人山臥等數百人、充二滿營中一台顏を拜し奉る、七日は七種の御粥獻レ之、十一日は御具足御鏡開、幷に連歌御興行、十五日恒例の諸御禮、十七日東叡山御參堂、廿日同所御參宮、廿四日增上寺へ御佛詣、別して此三日は御裝束をあらためられ、長柄の御輿をめぐらされ、供奉の勇士二行につらなりあゆむ、その出たち或は衣冠衛府の太刀はき、又は大紋風折烏帽子、布衣以下平侍傾その數を量かたし、辻々門々屋々の警固、ゑぼし素袍袴を着し大路にひれふし、還御の砌は、御兩典御一門方其外諸大夫諸役人無役の面々拜し奉る、彌生三日は諸大名已下御禮、卯月朔日御初物をさし上る、五月五日は端午之御祝ひ同じく御さゝげ物奉る、六月朔日富士山の御氷召上らるゝ、此氷のひやゝかさ實に大寒の中にとづる氷にひとし、是たゞ禁裏へ氷室よりさゝげ奉る例かと見えし、同十五日は御氏神山王權現御祭禮、御矢倉に出御ましまし御一覽有に、そのまつりの美々しさ、或は引山足屋體錦金襴を張飾して、小歌三味線笛つゞみ、太鼓かねをうちならし、神慮をなぐさめ奉り、又は笠鉾母衣負人、おもひ／＼の出立其粧花やかに、羅綾の袂錦繡の裔をひるがへし、見物の老若棧敷をかまへ、土民は莚をしき、群集なゝめならず、神輿は是三社なり、隔年に祭是あり、同月十六日は御加增日、七月七日七夕の御祝儀、諸大名已下御禮也、同十五日には御詰衆ばかり登城有レ之、八月朔日八朔の御祝、御禮同斷、九月九日重陽の御祝儀、御禮同斷、十月亥子の祝ひ、申之下刻御譜代大名其外以下登城せしむ、その夜門々にたくかゞり火は天津星にことならず、水に映じておびたゞし、さて霜月にいたつては、御鷹野に出御あり、極月にはかならず忠勤にしたがひて官祿御付られ候也、毎月朔日十五日廿八日、諸大名其外番頭物頭諸役等御出仕無二怠慢一御登城有レ之は、誠目出度御事也、宍賢宍賢、

武士の出入かげは花の江戸左行右行と寄るは大下馬

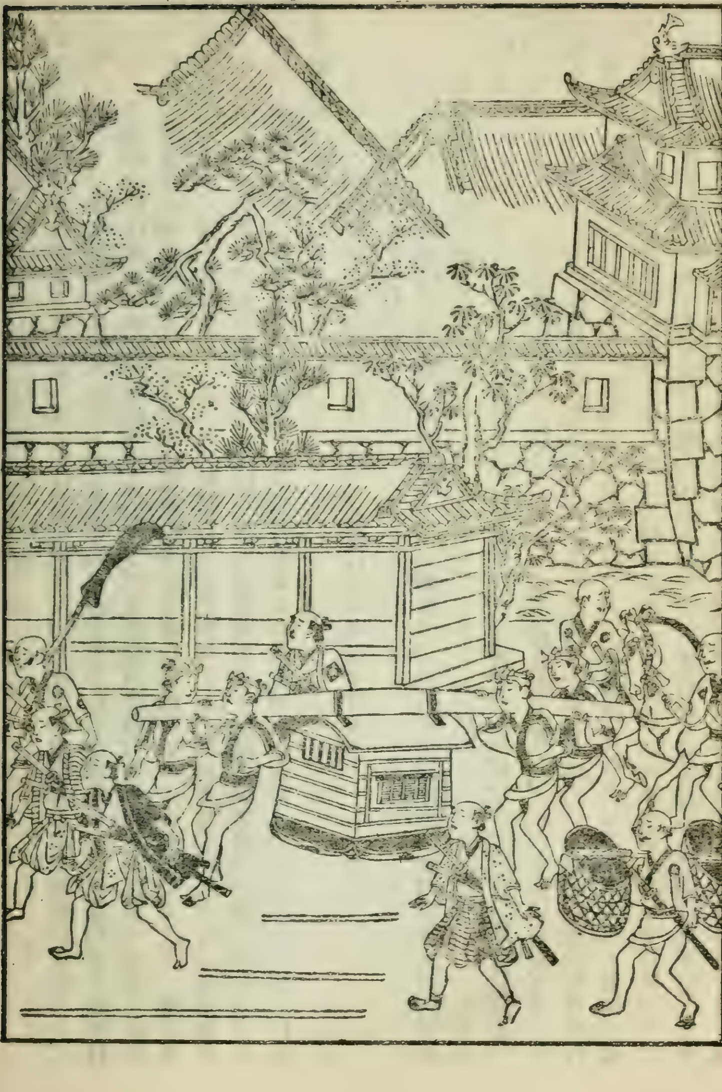
凡大廈の御構へ方二十餘町也、郭外より東の方は八町堀に□□木挽町鐵炮洲女木三谷靈巖島にいたり、僅に十町にたらず、是海岸據なきゆへなり、西は市谷四ツ谷中野牛込小日向小石川高田雜司谷千駄木村にいたつて二里餘、南は赤坂靑山宿一木村櫻田愛宕之下西久保淺府澁谷白銀目黑池上芝品川神奈川にいたりて七里、東海道の順道是なり、北は淺草淺茅原隅田川千壽板橋越谷王子午柳まで四里なり、都て東西三四里南北十餘里、大小名の家々、思々の營作、以金銀築地とし、珠玉を以て砂石とす、泉水築山眺望、日夜佳遊の宴を催し、此外所々の神社佛閣、過々の民家小屋、軒端を繼で延つゞけ、錐を立べき晶地なし、草原のむさし野は名のみ殘りて、有明の月も家より出ていゑに入かとあやしまる、然る程に繁昌豐饒の體、想像せしめたまふなり、

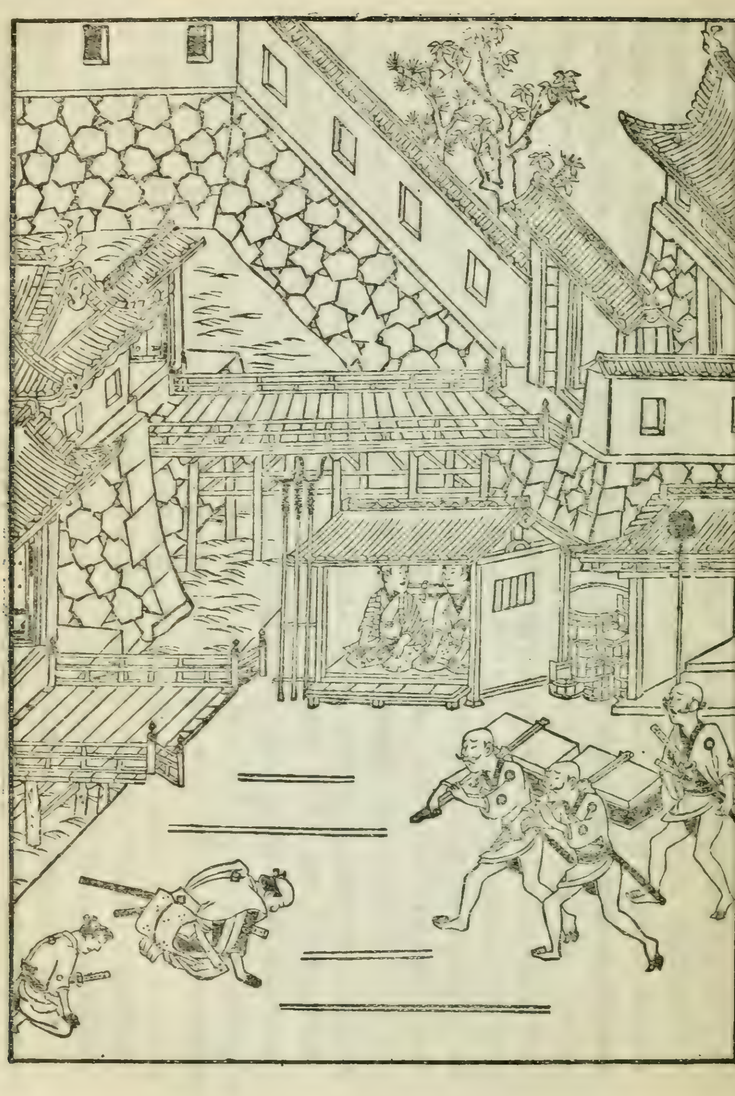
たまぼこの道のみちたる時なればむさしの原は名のみなりけり

○御本丸廻りやしき名付之事

追手下馬より錢龜橋、常盤橋、神田御門、一ツ橋御門、竹橋御門、雉子橋御門、淸水御門、田安御門、糀町御門までの分

一、追手御門より右、下馬腰かけ有、右龍之口への道、左壹ツ橋御門への道、左角御家老酒井雅樂頭殿、此やしき百間程有、右角土屋但馬守殿、此兩やしきをすぎて行あたり御破損小屋、左右に道有、左への道神田への道、左へ少し付て向かど館林宰相樣、右かど御破損御小細工小屋、此間百間ぢかくすぎて行あたり土屋伊豫守殿よこや、左右に道有、右に彥一郎橋へ行、但廿間あまり行てかし、左角土屋平八郎殿、右に彥次郎橋有、左酒井了庵佐田玉川山本道勺伊阿彌角之丞殿水野監物殿竹田道庵町奉行島田出雲守殿よこや、此間二町あまり過て右に錢龜橋、左常盤橋の方へ壹町行て西へ行、脇に稲荷小宮有、土手下馬場也、右角酒井河內守殿、左かど松平佐渡守殿幷に土屋伊豫守殿、右東かどは小笠原遠江守殿、此





間二町過て行あたり館林宰相様、左右に道あり、右へ半町行て西へ行ば、角土井能登守殿幷水野中務殿よこや也、左館林宰相様やしきじり、此間二町、行あたり井上相模守殿、左右に道有、右へ付て北へ行に、左松平和泉守殿、右水野中務殿行あたり、それより西へ付て行ば松平和泉守殿よこや、本田土佐守殿、此間二町行て左に道あり、追手へ行、前の通り西北へひぢ廻りて二町程行ば、右角松平伊豫守殿表門有、横手に壹ツ橋御門、前の通西へ行ば右かど御つきや藏六十間餘りあり、よこてに酒井日向守殿、此やしき六十間程有、行あたり雉子橋御門、前を通り行あたり竹橋御門に入て、右に中丸様御やしき跡壹町餘有、此横て北へ行ば、左典壽院様御やしき跡のよこて、壹町の餘有、行あたり堀有、右へ十四五間行て北へ行ば、行あたり清水御門、堀に付て西へ行ば右秋本攝津守殿、此やしき壹町の餘有、横手に道有、北へ行ば左山高宇右衛門殿よこや、つゞき石川美作守殿、よこてに道有、前のつゞき、小笠原山城守殿、右増山兵部殿、行當たやす御門、此間二町の餘有、前の通ほりばた、山高宇右衛門殿志良平兵衛殿、此間壹町有、行あたり安藤内藏殿火消屋敷、向に同與力衆の家有、此間壹町、此邊代官町といふ、それより南東へ付て二町半行、左典壽院様御やしき跡、右御藏、左右に道有、右西へ付て行ば御米藏七十間程あり、左右に通有、左の道西がはに石谷七之助殿同長門守殿よこやをとをりて、西へ半町行ば左角へ道有、右は酒井大學頭殿幷に大久保山城守殿、續て西尾右京殿よこや、左明地、此間三町、すぐ道、左右に道あり、右之道西へ付てゆけば、西尾右京殿西尾隱岐守殿、此間二町程有、行あたり糀町御門、右北へ道有、此通りを行に、左角筒井内藏殿朝倉伊右衛門殿、右西尾隱岐守殿よこや、倉橋内匠殿、つゞいて江原甚右衛門殿酒井大學殿地じり、左がは中條左京殿中根百助殿伊澤源右衛門殿、右に道有、行當北條右近殿、東つゞき池田備中守殿火消屋敷、北條右近殿よこやを北へ行ば、今川忠右衛門殿松平次郎兵衛殿大岡次郎兵衛殿木田五郎右衛門殿となる也、左矢野忠兵衛殿伊澤主水殿行あたり、此邊を鼠穴といふ、

○龍之口より、道三がし、錢瓶橋、呉服橋、鍛冶橋、すきや橋、日比谷御門、和田倉御門まで

之内

一、龍之口まへに板倉石見守殿やしき有、ならびに疊小屋有、

一、八重數(やよつす)がし通南へ行ば、右に和田倉橋、左は酒井修理殿よこや、松平伊豫殿裏長屋、此間二町有て左に道有、前のかし通、同かど秋玄正高倉屋敷、新庄兵部殿明やしき、久世三十郎殿火消やしき、山口平兵衛殿、此間二町有て右に喰違御門の橋、左への道南に織田左衛門殿、西よこやつゞき松平相模守殿よこや、此間二町ばかり有、左に道有、前のかし通南へ行ば、ひだり角伊達遠江守殿奥平小二郎殿、是まで貳町有、右に日比谷御門有、并に岡田豐前殿、行あたり松平日向守殿、九鬼和泉守殿、是まで二町あまり、左に奥平小次郎殿よこや、青山大膳殿よこや、是まで二町程有、行當すきや橋御門へ出る、是より大名小路中道通、左青山大膳殿大久保出羽殿、右は堀周防守殿伊井兵部殿、すぢかいに左右に道有、前の通右かど坂部三十郎殿毛利伊勢守殿松平土佐守殿、左角松平相模守殿青山因幡守殿、右左に道有、前通右角松平遠江守殿酒井左衛門督殿安藤對馬守殿、左八重數がしのやしきじり、右左に道有、左右に松平伊豫守殿表門有、右左に道あり、右は松平阿波守殿よこや、左は酒井修理殿よこや也、左かど奥奏屋敷、御評定所并に作宗悅、酒井伯元よこや、右細川越中守殿よこや、同若狹守殿、行あたり左右に道有、是まで十町程有、和田倉橋通り右角松平阿波守殿、森内記殿、松平丹波守殿、左側は細川越中守殿前田右近殿戸田釆女正殿小笠原土佐守殿よこや、左右に道あり、是まで三町あり、

一、すきや橋より、錢瓶橋までの土手前、堀周防守殿表長屋并伊丹兵部殿表長屋、左道有、前の通、右かど水野右衛門督殿伊丹大隅守殿松平土佐守殿松平山城守殿、右鍛冶橋御門、左に道有、前の通左かど保科越前守殿横屋并に吉良上野守殿、左に道有、右の角に松浦伊右衛門殿并安藤壹岐殿、よこてを行ば蜂須賀飛驒守殿よこや、左に道有、同側同飛驒守殿、右は岡部左近殿、森内記殿、左山名主殿頭殿安藤

對馬守殿よこや、右松平伊豫殿、此間貳町半、行あたり同伊豫守殿、左右に道有、前の土手通北へ行に、岡部左近殿近藤彥九郎殿松平丹波守殿よこや、左に道有、前の道左かど小笠原土佐守殿宮崎若狹守殿町奉行所也、右に呉服橋、是より道三がし川添金左衛門殿、右は錢がめ橋有、前のつゞき戸田釆女正殿并米津出羽守殿清水喜庵同道祐并に道三細川若狹守殿切、右に彥二郎橋有、

、和田倉御門より内、櫻田御門、あかず御門まで之内

一、和田倉御門より西南へ壹町行ば阿部播磨守殿よこや、此間壹町過てかぎのてに西南へ壹町程ゆけば阿部對馬守殿よこや、壹町右に腰懸場有、左に道有、行あたり久世大和守殿よこや、それより西へ壹町行て南へ行に堀田備中守殿、此間壹町半行、右は紅葉山への御門有、并に諏訪部彥右衛門殿御馬屋なり、西之丸下馬追手御門左かど永井伊賀守殿、此屋敷壹町の餘、よこて道有、前のつゞき保利筑前守殿、行あたり堀有、右櫻田御門也、

一、櫻田御門の内保利筑前守殿よこや、壹町過て右に道有、右かど朽木伊豫守殿、左久世出雲守殿森川出羽守殿、右松平縫殿頭殿よこや、行あたり稻葉美濃守殿、左右に道有、前の通東へ行ば右石川齋阿彌佐野福阿彌、左かど朽木伊豫守殿よこや、森川攝津守殿、此間壹町半、それよりよこて北へ出る道有、右かど土井兵庫頭殿よこや、鍵のてに壹町半に行て右にくいちがひ御門有、左の道右の側大久保右京殿、稻葉美濃守殿、堀田備中守殿よこや、左側松平駿河守殿松平縫殿頭殿、よこて道有、前の續き森川出羽守殿よこや、永井伊賀守殿、是まで三町有、向は西之丸、左右に道あり、前土手筋北へ行に大久保右京殿よこや、水野監物殿、左に道有、前の通北へ行ば、左かど阿部播磨守殿、右てに馬場二町の餘有、是まで七町計、ゆきあたり和田倉御門なり、

（櫻田御門より、日比谷御門、山下御門、御成御門、虎之御門迄之内

一、櫻田御門より虎の御門までの通、左上杉喜平次殿よこや、板倉隱岐守殿土方河內守殿、右がわ永井

市正殿本多對馬守殿松平安藝守殿、すぢかいに左右に道有、前の通角へ行に、左かど相馬長門守殿金森萬之助殿右松平右衛門督殿、左右に道有、前之通南へ行に左かど松平伊賀守殿、左かど松平周防守殿、是まで五町の餘有、行あたり虎之御門なり、櫻田御門より御成橋への通りほり通上杉喜平次殿、右に道有、前のつゞき松平大膳殿、此まへのぼり辨慶ぼりといふなり、甲府宰相様、是迄四町、それより南へ行ば、堀ばた右がは甲府様よこて鍋島丹後守殿、是まで三町、向に本多越前守殿、横通二町行ば山下御門有、又鍋島御門共いふ、是より土手に付南へ行ば、右かど土岐山城守殿松平大隅守殿鍋島加賀守殿、是まで貳町半、行あたり御成橋、又幸橋ともいふ、此御成橋左りかどに松平大和守殿、此やしき六十間程有、よこてに付て西へ行ば、右東角松平大隅守殿、右に道有、左がは秋田安房守殿本田伯耆守殿松平大和守殿、此間一町半、右がわ松平大隅守殿よこや、本田越前守殿、此間二町の餘、前の通西へ行て、左渡部越中守殿伊藤出雲守殿南部大膳殿龜井能登守殿、右秋田安房守殿よこや、南部大膳殿、横山内記殿、是まで三町、左右に道有、左之道同側龜井能登守殿よこや、板倉市正殿、是まで壹町の餘、すぐ道久保町へ出る前に小ばし有、市正殿よこて築地のきわに柳生飛驒守殿やしき有、行あたりとらの御門、此間壹町なり、前の通より右之道北へ行に、左水野谷右京殿水野民部殿、右は横山内記殿よこや、又水野谷右京殿松平主殿頭殿、此所過て左右に道有、前道北へ行ば、左稻葉美濃守殿板倉隱岐守殿上杉喜平次殿よこや、右は大關信濃守殿松平大膳殿よこや、行あたり辨慶堀、左右に道あり、是まで四町の餘あり、

一、右之内、松平主殿頭殿よこてを東へ行に、左大關信濃守殿よこや、大田原山城守殿鍋島丹後守殿よこや、右は眞田右衛門督殿松平大和守殿よこや、此間貳町半、行あたり本田越前守殿、左右に道有、

江戸雀 二巻目

○糀町御門より四ツ谷御門迄之内、糀町十一町有

糀町壹町目諸商人職人有レ之、貳町目左横町隼町へ出る、右横町五番町へ出る、三町目右横町六番町通へ出る、左横町天神への道なり、四町目右横町は二番町へ出る、左に道なし、五町目左横町赤坂御門へ出る、六町目右横町六番町へ出る、左り道なし、七町め右横町六番町へ出る、左横町清水谷へ出る、此町左がはに内藤若狹守殿戸田伊賀守殿表門有、八町目右に長福寺有、横町左右になし、九町目左横町尾張中納言樣御裏門へ出る、右横町五番町へ出る、右に眞法寺有、十町目右横町二番町へ出る、左に横町なし、十一町目四ツ谷御門外に有、右町内商人諸職人有レ之、見付之前に一番町通の道有、又見付より市谷御門への道土手筋よし、見付より右手に道あり、赤坂へ行なり。

○糀町御門より、赤坂御門、山王、永田町、ため池、虎之御門、櫻田御門まで之内、付霞ヶ關、幷山王權現の事

一、糀町壹町目南側西横手日根半助殿、よこてに道有、前の通南へ行、左角天野孫助殿幷に松平越後守殿、是まで四町、左右に道有、

一、右之内、日根半助殿横手西へ行ば、左天野孫助殿よこや、つゞき天野彥右衛門殿牧野七左衛門殿長田宇右衛門殿、向角小栗半右衛門殿、右に道有、糀町貳町目へ出る、前の道西へ行ば、右西角三宅三十郎殿、續て新見五郎太夫殿横山五兵衛殿を限、左加藤六左衛門殿伴野甚左衛門殿伊藤養春、此間貳町、左右に道有、右は糀町三町目へ出る、此道西側横山半左衛門殿榊原權七殿、左の道西側天神の宮、此間壹町餘行西へ道有、壹町半行て右に諏訪因幡守殿之門有、左に道有、前のつゞき伊野子左太夫殿、左小

崎半六殿よこや、服部半右衛門殿よこや、壹町程ゆきあたり紀州中納言様、左右に道有、右の道北へ行ば伊野子左太夫殿よこや、半町程すぎて左西へ道有、前のつゞき加賀爪半之丞殿諏訪因幡守殿、左武田越前守殿、此間壹町ぢかく、行當りかうじ町五町目に出る、

一、右之內、武田越前守殿よこてを西へ行に、左紀州中納言よこや二町半有、右側三枚長兵衛殿鈴木彌次右衛門殿、內藤若狹守殿うら門なり、先に四ツ辻あり、すぐ道二町半行ば紀國坂へ出る、此道左井伊玄蕃殿、右尾州中納言様、此あたりを淸水谷といふ、左南への道赤坂御門へ行なり、

一、紀州中納言様表門向に服部半右衛門殿今川大學頭殿伊藤掛五郎殿黑澤杢之丞殿相馬小次郎殿諏訪備前守殿堀三介殿よこや、右に菅沼越中守殿、此やしきに稲荷の宮有、貳間四面、あらたなる御社也、むさしの國一國之稲荷の根源とかや、菅沼主水殿、此間三町、右に赤坂御門有、行あたり松平出羽守殿屋敷有、東方壹町程行て左右に道有、右之道西側松平出羽守殿うら門、齋江若狹守殿岡部內膳正殿柴田七九郎殿、此間貳町半程、此通山王うら門通也、左之道右かどは駒井右兵衛殿よこや、つゞき山本六右衛門殿高木喜左衛門殿久保半左衛門殿小栗市左衛門殿玉虫十左衛門殿坂井極之助殿左側角堀三四郎殿よこや、諏訪備前守殿沖津內記殿小笠原吉兵衛殿同源六殿長木半六殿切、是まで三町有、

一、右之內、酒井極之助殿よこて通東へ行ば、左側角米浦半左衛門殿川內源五左衛門殿松平出羽守殿松浪十左衛門殿福王半右衛門殿加藤掛右衛門殿、右に花房喜太夫殿、此間壹町半行ゆきあたり松平越後守殿、左右に道有、右之道壹町半行て行あたり松平傳左衛門殿、此間三拾間程過て南へ道有、前の通東へ行ば、左に日下部半之丞殿柴新兵衛殿三好石見守殿遠山忠三郎殿を限、右石川源五左衛門殿內藤天王三上次郎兵衛殿伊出五左衛門殿田村助太夫殿榊原兵左衛門殿此間壹町半、左右に道有、行あたり菅沼次郎右衛門殿、北つゞき深澤三郎左衛門殿、此間貳町程行てよこてに付て行ば、半町過て左に道有、前の道東へ行に、右は建部宇右衛門殿梶三郎兵衛殿井伊玄蕃殿、此間三町程すぎ右南へ道有、前

の通東へゆけば、右は井上太左衛門殿小出瀬兵衛殿永井市正殿よこや、此間二町半行き行あたり櫻田御門へ出るなり、

一、赤坂御門通東へ行ば、右松平出羽守殿、左堀三四郎殿やしき、此間壹町行てゆきあたり駒井右京殿よこや、左右に道有、右の方へ少しゆきて東へ道あり、同右京殿同次郎左衛門殿松波五郎右衛門殿武田與左衛門殿、右側諏訪右衛門督殿片桐主膳殿石野八兵衛殿高木藤兵衛殿、是まで壹町半、北へ半町行て草野半之丞殿やしき、左右に道有、

一、右之内、松平出羽守殿うら門通、左諏訪右衛門殿、此間四十間通りて左東へ道有、よこやつゞき柴田和泉守殿高力左京殿天野佐左衛門殿内田出羽守殿大久保三太夫殿を限、右永井靱右衛門殿永井傳八殿牧野清兵衛殿を限、右に道有、山王への道也、前のつゞき永田善十郎殿中山伊右衛門殿よこや、此間三町、左右に道有、行あたり井伊玄蕃殿、右北へ四十間行ば、右西かど中山伊右衛門殿淺野因幡守殿よこや、左井伊玄蕃殿よこや、此間壹町ゆきてすぐみち二町行ば、虎之御門筋相馬長門守殿にて行あたりて、此間を霞ヶ關といふ、名所なり、續千載春の上、前大納言爲世卿歌に

　おなじくはそらに霞のせきもがな雲路の鴈をしばしとゞめん

有人此こゝろを發句に、

　通すなよ霞ヶ關をかへる鴈

去年如月の頃、此所を通り侍りしに、鶯の鳴を聞て、

　とがむるは霞の關の金衣鳥

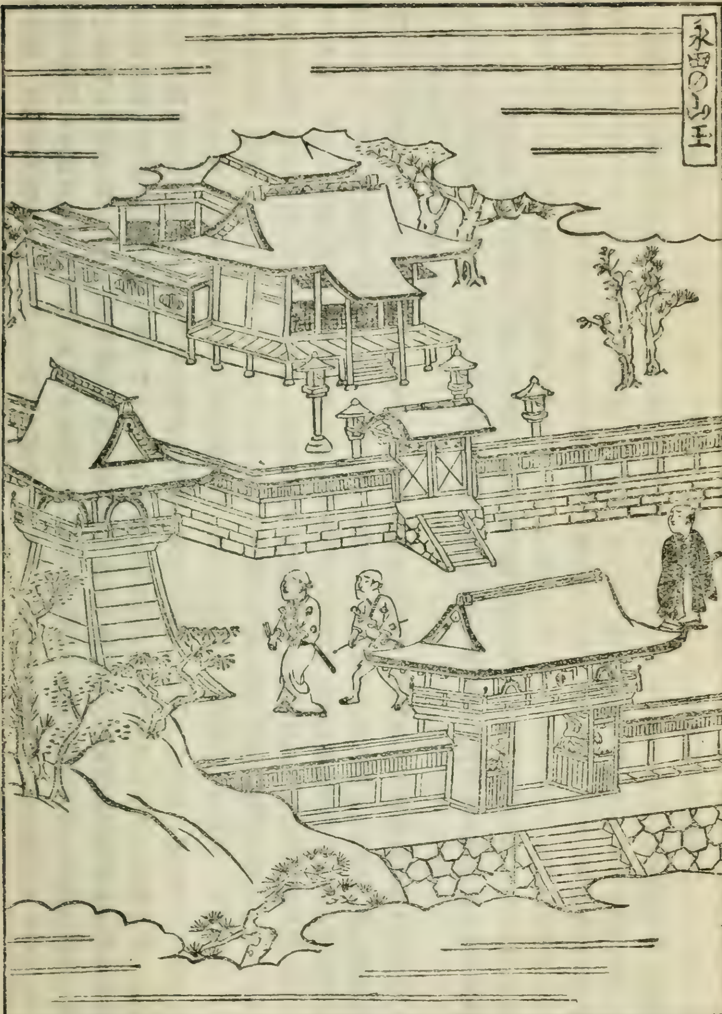
一、四ツ辻より南へ道あり、東かど井上兵部頭殿并に岡邊三之丞殿坪內惣兵衛殿、此間壹町の餘、右西側淺野因幡守殿岡邊次郎兵衛殿永井彥兵衛殿、すぐ道山王へ行、左東へ道有、左坪內惣兵衛殿、右東は加藤三衛門殿、神谷長五郎殿井上次兵衛殿、右に道有、前のつゞき金松又四郎殿小出宮內殿松平因

幡守殿、左松平右衛門督殿よこや、此間三町半、すぢかいに右左に道あり、虎之御門すじなり、

一、虎之御門より山王まで左入込、內藤左京殿村瀨伊左衛門殿高木次郎八殿坪內源五郎殿島田作右衛門殿、右松平周防守殿よこや、高木勘解由殿、右に道二筋有、前の通、左吉田喜庵保科主水殿成瀨宗右衛門殿加藤平右衛門同權七殿、右がわやしきの地より是まで三町、行あたり坪內平左衛門殿、左右にみち、左西の方へ半町行て行あたり永井彥兵衛殿、左右に道有、左西へつきて一町ゆきて行あたり丹羽左京殿、南つゞき城野半左衛門殿內藤豐前守殿、左かど設樂甚三郎殿松平外記殿、此間壹町、行あたりため池、丹羽左京殿より北への右かど小倉孫太郎殿門奈助左衛門殿淺野因幡守殿永田宇左衛門殿同淸兵衛殿同善十郎殿、是まで二町半、向かど松平左近殿、南つゞき阿部丹波守殿內藤伊勢守殿大久保玄蕃殿、よこてに付て西へ行ば山王也、表門に入て石の鳥居貳ツ有、壹町半行て右うら門通なり、前の通西へ行ば、右は茶や坊舍あり、鳥居左がど最滿院、右日吉大膳神主なり、二王門有、石檀五十二段有、隨身門有、それより內に又門有、山王の宮銅瓦ぶき也、宮地の內に神社あまたまします、

○永田山、山王權現之事

一、御當社山王權現は、叡山第二世の座主慈覺大師之開基なり、是江府の鎭守として和光同塵の利益淺からず、八相成道を示し給ふ、然るに慈覺大師佛法弘通のために、むさしの國川越にいたりて、今の星野山をひらき、初て圓頓の敎法をひろめ給ふ時、且は佛法永く傳へんがため、又は和光の利益を普く東國にほどこさんがためにとて、我たつそまの山王權現を、上の七社、中の七社、下の七社の內各一社づゝをぬき給ひて、三所の靈神を勸請し給ひぬ、抑三所の神と申奉るは、第一には上七社の內二之宮の權現、本地藥師如來、東方淨瑠璃世界の敎主也、二六の大願をかなへ給ひて、衆病悉除の別意は洩さず、參詣の輩をすくひ給ふ、第二には中の七社の內きびの宮、本地は則聖觀音なり、七難三毒の春の霞は十九說法の風にきえ、三十三身の秋月は五濁の水に影きよやか也、第三には下七社のうち王


永田の山王

子之宮、本地は是文殊大士也、三世覺母の智劍は三障四魔の軍を破り獨歩無爲の妙用は四德三昧の光をほどこしたまふ、爰に依て國家豐饒せり、關八州の內には誰か渇仰し奉らざらん、かくて星霜を果て後花園院の御宇長祿三年に、太田道灌江府の城に住ける時、文明年中に始て此御神を星野山より城內に勸請せり、さるによつて近き比まで、山のての城の西に御社ありける時は、再興修造の其奇麗なる事善つくし美つくせり、又承應三年に回祿の後、今の溜池の築山無双の勝地たるによつて、上命を蒙り此所にうつし奉る、月日幾度ならずして造營の功を立らる、金殿玉樓天にかゞやき、雕棟朱簾地に映ぜり、されば御當家の御氏神となさせらるゝも其故なきにあらず、御先祖六孫王經基公は、坂本の山王氏神也、然れば殊更御崇敬有べき也、神事は六月十五日なり、江戸中の大神事として、諸大名大かたは氏神としてあがめ奉らせらる、まつりは隔年におこなはれ侍るなり、

ひやせ〱山王の場の眞桑瓜

○糀町御門、四ツ谷御門、市谷御門、牛込御門、田安御門、番町筋、やしき付之事

一、糀町札の辻より五番町までよこて通、札の辻前に右かど沼野新五郎殿火消屋敷なり、向に町屋有、并に花房大膳殿加藤清兵衛殿、左に道有、まへのつゞき中根平三郎殿石川太郎右衛門殿、平井三右衛門殿、左に道有、うら五番町前の通、右長谷川刑部殿小栗市右衛門殿井上孫兵衛殿米津千之丞殿榊原一郎右衛門殿柴山小兵衛殿の究谷に松平助之丞殿、向がは小栗八十郎殿富重作兵衛殿島村市庵、前の通左側柳木三左衛門殿上村庄右衛門殿小野介右衛門殿太田善太夫殿塚原四郎右衛門殿是まで四町、左への道本五番町道なり、此邊地獄谷といふ、すぐ道之分やしき横てばかりなり、

一、糀町二町め横町、左松平內藏之介殿柳田隱岐守殿よこやにて、行當四ばん町、大橋五左衛門殿よこや、此間壹町、左右に道有、すぐ道なり、右安藤喜兵衛殿、ゆきあたりうら五番町へ出る、

一、同三町め右横町、右鈴木九左衛門殿岡部壹岐守殿よこや、左岡田長五郎殿永井左兵衛殿、此間壹町、

左右に道有、前の通北へ行ば、左かど峯助兵衛殿山高甚右衛門殿宮崎彌五兵衛殿、右佐々木利介殿よこや、小見山傳九郎殿よこや、此間壹町の餘、行當り松波大藏殿、西へ道あり、

一、同四町目右横町、左服部十右衛門殿長谷川久三郎殿、右がわかど右谷市右衛門殿、入込に渡邊左衛門督殿辻忠兵衛殿江原三右衛門殿、横手に道有、前のつゞきかど伊藤傳五郎殿、是迄壹町半、左右に道有、前のすぐ道通やしきの横手故しるさず、二番町へ出る、

一、同六町目右よこ町、右深津甚左衛門殿河久保三左衛門殿よこや、此間一町、左右に道あり、前の通北へ行ば、右小川清左衛門殿よこや、大久保甚五左衛門殿杉田九兵衛殿よこや、左は水野傳兵衛殿三原又左衛門殿よこや、此間壹町、左右に道有、前の通北へ行ば、ゆきあたり六ばん町へ出る、

一、同七町目右よこ町、左赤井七郎兵衛殿岡野孫九郎殿よこや、右久保三十郎殿近藤三郎兵衛殿羽地賀傳右衛門殿よこや、此間壹町半、前の通北へ三町行てゆきあたり六ばん町へ出る也、

一、九町目右よこ町は、五ばん町通、十町めよこ町は二ばん町通、四ツ谷見付に二筋道有、壹ツは一ばん町へ出る、今一ツは市谷御門へ出申候、

一、糀町北之通うら五番町といふ、沼野新五郎殿よこてより書付申候、左加藤清兵衛殿よこや、大橋五左衛門殿、右中根平三郎殿よこや、安藤次右衛門殿、左右に道有、前の通り西へ行ば梁田隱岐守殿岡部外記殿、右新見彦左衛門殿佐々木理助殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左永井左京殿よこや、大橋七郎右衛門殿松下三郎左衛門殿門奈市十郎殿、右岸勘兵衛殿よこや、市岡五左衛門殿小澤兵太夫殿、市岡左太夫殿、左右に道有、行あたり長谷川久三郎殿やしき也、此間三町半なり、

一、右之通より北後通同左りうら五番町通、左り平井三右衛門殿よこや、鎌田藤右衛門殿飛田庄左衛門殿、右御三左衛門殿よこや、勝邊五兵衛殿木幡七郎右衛門殿、森川六之助殿伊賀瓦庄右衛門殿松波六藏殿坂本小左衛門殿、左小滿田傳左衛門殿須田平左衛門殿小見山傳九郎殿、左右に道有、右に少し行

て右は宮崎彌五兵衛殿よこやつゞき、町少し有て、鈴木七右衛門殿つゞきはやしきの地尻、右もやしきの地尻なり、壹町餘り有て宮崎彌五兵衛殿、左右に道有、前の通西へ行に長谷川久三郎殿横屋、左は小川彦右衛門殿川久保三左衛門殿、右は願照寺、小川淸左衛門殿、左右に道有、前の通西へ壹町行て行あたり赤井七郎兵衛殿、左右に道有、是まで七町、又壹町さきに左右に道有、むかひはゆきあたりやしきなり、

一、右之通より北うら通、堀ばたより左塚原四郎右衛門殿よこや、小林平十郎殿澤瀨喜左衛門殿横田次郎左衛門殿小田切太郎左衛門殿、右やしきの地尻少有て石川助之進殿須田與左衛門殿加藤源四郎殿飯田宗左衛門殿松浦彌市郎殿遠山久四郎殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左り田澤久左衛門殿永井金左衛門殿多久間伊織殿神保市衛門殿柴田牛之助殿、右靑木又右衛門殿曲淵市太夫殿坂本百助殿戸田又太郎殿西山喜兵衛殿本田彌五右衛門殿荒浪友右衛門殿、左右に道有、南の通西へ行ば、左太田太郎左衛門殿本間忠左衛門殿本間五郎左衛門殿高田七左衛門殿杉田九兵衛殿、右門奈惣兵衛殿山岡五郎作殿羽太權兵衛殿內藤源左衛門殿、左右に道有、前の通西へ行に、左三浦又左衛門殿高木甚兵衛殿蜂須賀傳右衛門殿、右筧權右衛門殿、左野間與八郎殿を限、左右に道有、前通西へ行ば、左岡野孫九郎殿同內藏之助殿、右は高木忠右衛門殿深和六郎衛門殿本田作右衛門殿、行泉寺まで行あたり、かうじ町九町目と十町目へ出る、此間九町あり、本五番町通なり、

一、右之通より北後通二ばん町、みなやしきの地尻なるゆへしるすに及ばず、

一、右之通より北後通本表二番町通、堀ばたより左長屋長十郎殿松平伊右衛門殿、又宇田野作兵衛殿、入込根來五左衛門殿榊原五兵衛殿よこや、右松平助之進殿よこや、石川與次衛門殿よこや、左右に道有、左之通同側かど榊原五兵衛殿佐野傳右衛門殿武尾佐五右衛門殿佐橋內藏之助殿、右側かど三宅太兵衛殿松平平右衛門殿三浦五郎左衛門殿筧三郎左衛門殿、行あたり堀有、此間壹町、前の通より、右

への道同側かど、石川與次衛門殿成瀬吉兵衛殿大岡佐渡守殿、左側かど、筧助兵衛殿朝比奈彥右衛門殿榊原源兵衛殿、是まで壹町、行あたり牛込御門の土手へ出るまへの二ばん町通西へ行に、左西山十右衛門殿伊勢平左衛門殿よこや、南つゞきに山寺彌太夫殿、右筧助兵衛殿よこや、遠山三太夫殿千葉太郎兵衛殿德庵、左右に道有、前の通西へ行に、左岡邊左兵衛殿伏見勘七殿中根權六殿小笠原八右衛門殿部筑又兵衛殿板橋與五右衛門殿服部五郎右衛門殿、よこてつゞき長野源助殿、右松平甚五左衛門殿桓岡新左衛門殿松浪甚左衛門殿加々見金右衛門殿多田兒四郎兵衛殿福井勘兵衛殿井柄甚四郎殿小笠原源四郎殿杉浦久太郎殿、左右に道有、前の通西へゆけば、左青山善兵衛殿西山八兵衛殿高田庄右衛門殿大岡吉十郎殿石川四郎兵衛殿笠井四郎左衛門殿塚子又十郎殿、右杉浦九郎兵衛殿近藤五郎助殿筒井七左衛門殿窪田又右衛門殿佐波瀨忠左衛門殿石野兵左衛門殿近山七郎左衛門殿小見山伴右衛門殿朝田十右衛門殿長田甚右衛門殿、左本田九藏殿小保六左衛門殿鈴木市郎左衛門殿、左右に道有、前の通西へ行は、左りは逸見八左衛門殿本田主膳殿、右高林又兵衛殿高木安右衛門殿三枝八郎左衛門殿、左右に道あり、前の通西へ行ば、左原田彌右衛門殿久留六郎右衛門殿本田介左衛門殿永井勘兵衛殿、それより寺の地尻よこや、右豐島重左衛門殿笠原平六殿三田佐兵衛殿成瀨隼人殿、行あたり糀町十町目也、是まで十二町なり、

一、右之通北うしろ通うら一番町、いづれもやしきの地尻なるゆへしるすに及ず、

一、右之通より北うしろ通表一番町、土手際のやしき朝比奈佐兵衛殿松平助之進殿、是迄壹町、一番町西へ行ば、左朝比奈左兵衛殿よこや、大岡佐渡守殿よこや、右大岡宇右衛門殿深瀨左門殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左榊原源兵衛殿よこや、又雨野宮權左衛門殿大久保三十郎殿大岡忠右衛門殿、右松下淸左衛門殿多田三八郎殿太田半九郎殿小林太郎左衛門殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左三浦八兵衛殿恒岡左太夫殿松波甚左衛門殿加々見權七殿西山與兵衛殿福井淸藏殿澤瀨內藏之助殿、右は

伊丹勘兵衛殿跡部茂兵衛殿稻垣淸右衛門殿高木茂右衛門殿伊藤七郎右衛門殿原科孫九郎殿今村傳藏殿長田半右衛門殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左山田庄兵衛殿關市郎左衛門殿天野市郎兵衛殿小林角右衛門殿同角助殿大久保半右衛門殿伊藤九郎右衛門殿、右は渡部介三郎殿山田重右衛門殿安藤太郎兵衛殿森川藏主殿栗林甚左衛門殿杉浦與七郎殿松平七左衛門殿大川內善左衛門殿佐々木庄五郎殿太田加兵衛殿後藤淸兵衛殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左小野淺右衛門殿林藤四郎殿押田五郎太夫殿、右は笹貝五右衛門殿伊藤長五郎殿久保半右衛門殿、左右に道有、前の通西へ行に、左り押上左衛門殿蓑部權之助殿春田四郎五郎殿、右中島孫兵衛殿高林二郎兵衛殿小林庄之助殿夏目杢右衛門殿組、蜷川喜左衛門殿組、岡野內藏之助殿組、左り成瀨隼人殿地尻、行あたり四ツ谷の見付へ出る、此間十二町有、

一、右之通より東うしろ通裏六ばん町、みなやしきの地尻なるゆへしるすに及ず、此邊に法眼坂といふあり、

一、右之通より北うしろ通表六番町、土手まへ森川小左衛門殿山岡十兵衛殿同忠右衛門殿、是まで壹町なり、六番町西へ行ば、右がはかど大塚平右衛門殿よこや、近藤五左衛門殿松平次郎太夫殿鈴木四郎左衛門殿、左り森川小左衛門殿よこや、岩瀨吉左衛門殿同與左衛門殿西山嘉左衛門殿馬場一郎右衛門殿坂寄九兵衛殿小栗三右衛門殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左朝比奈六右衛門殿筧助十郎殿同勘右衛門殿、右朝岡又四郎殿靑木與兵衛殿細井左次右衛門殿森本惣兵衛殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左小奈谷次郎兵衛殿駒井長四郎殿同喜平次殿武藏八郎右衛門殿南條小兵衛殿市川小左衛門殿久保傳兵衛殿淺岡八太夫殿落合源右衛門殿大河內吉左衛門殿、よこてに道有、前の道通、右は伊達庄兵衛殿朝比奈勘右衛門殿中野主稅殿市川權之助殿小川新九郎殿、よこてに道有、前のつゞき永田市左衛門殿同孫十郎殿揖斐半右衛門殿向坂眞五郎殿金田左兵衛殿高林與五左衛門殿飯村與兵衛殿有賀長三郎殿

加藤長三郎殿川野庄太夫殿、よこてに道有、前の通、左金田宗頗溝子左衛門殿須田市兵衛殿宮木監物殿氷不藤右衛門殿竹島七郎左衛門殿小田切新右衛門殿永井源太郎殿、よこてに道有、前の通、右大田助之丞殿小奈谷權右衛門殿上田萬五郎殿南幡權六殿名取十左衛門殿久留善右衛門殿、よこてに道有、前の通、左り岩手半左衛門殿竹島勘右衛門殿山田九郎右衛門殿。よこてに道有、前の通、右は渡部八郎右衛門殿御手洗太兵衛殿小林太兵衛殿杉原又兵衛殿大野婆右衛門殿、左り山田太郎右衛門殿沖津吉左衛門殿須田次郎太夫殿小野淺之丞殿、それよりつゞきはやしきの地尻、行あたり四ツ谷見付へ出るなり、此間十二町なり、

一、右之通より北うしろ通三番町、土手より左り揖斐與右衛門殿大塚平右衛門殿、此間壹町、三番町通を西へ行ば揖斐與右衛門殿横や、大久保荒之助殿同新八郎殿曲淵重右衛門殿松平三次郎殿黒川八左衛門殿、右松平丹後守殿油川源兵衛殿齋藤久右衛門殿三宅彌次兵衛殿阿部伊勢守殿、左右に道有、前の通西へ行に、ひだりは天野甚左衛門殿小見山喜左衛門殿廣戸半十郎殿堀内甚左衛門殿小野左兵衛殿、右は島次左衛門殿戸田金五郎殿鈴木甚左衛門殿矢部伊織殿神谷與七郎殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左内藤半彌殿渡部傳藏殿佐野次郎兵衛殿深津長右衛門殿、右栢植小左衛門殿土屋勘介殿間宮忠左衛門殿前島十左衛門殿大島半八殿、左右に道有、前の通西へ行ば、左深津大膳殿御手洗五郎兵衛殿山中市兵衛殿中奧七太夫殿丸藤兵左衛門殿青木大助殿早見七兵衛殿上村五郎兵衛殿、右榊原八兵衛殿大木七郎右衛門殿厚見半左衛門殿横地太左衛門殿岡部半九郎殿南條喜兵衛殿蓑部彥左衛門殿三浦半助殿蓑部源右衛門殿、右に市谷御門有、左にも道有、前の道西へ行ば、右に馬場一町つゞき土手也、左三牧重右衛門殿駒井孫四郎殿小笠原久左衛門殿大橋源兵衛殿、よこてに道有、前のつゞき板戸平八郎殿、それよりつゞきはやしきの地尻、四ツ谷の御門あり、此間十四町也、

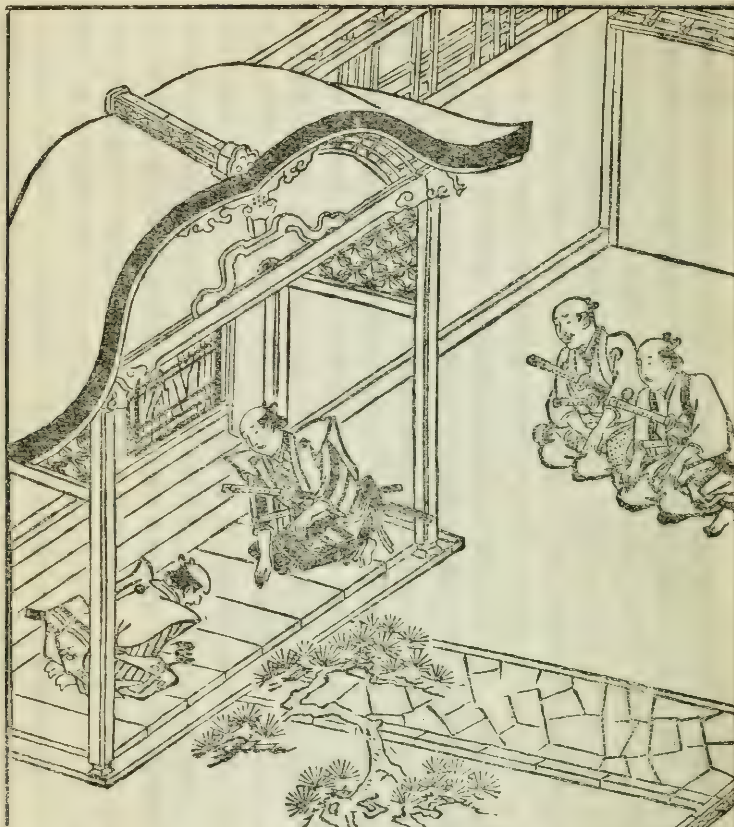
一、右之通より北うしろ表四番町通、花房外記殿火消屋敷より左大久保右衛門七殿高林彌一郎殿山角文

右衛門殿雨宮勘兵衛殿田中三郎右衛門殿小幡太郎左衛門殿、右は大賀沼三五郎殿、よこてに道有、前のつゞき五味藤九郎殿小笠原七郎左衛門殿、左右に道有、前の通西へ行に、左内藤與左衛門殿服部備後守殿阿部次郎左衛門殿佐脇甚右衛門殿、よこてに道、前のつゞき前田新八殿岡部傳八殿同平次郎殿加藤勘右衛門殿黒澤兵介殿、右高木又兵衛殿森川清十郎殿坂部次郎太夫殿戸田七内殿沖津彦十郎殿塚原十左衛門殿内藤權右衛門殿勝野金右衛門殿高室四郎兵衛殿、左右に道有、前の通西へゆけば、左山角四郎兵衛殿岡戸半兵衛殿本間甚太郎殿土屋次郎左衛門殿、つゞきやしき地尻、右宮崎助右衛門殿中垣善兵衛殿伊郷善左衛門殿中山祐半殿、行あたり市谷土手也、是まで八丁なり、

一、右之通より北うしろ通うら四番町と云、但五味藤九郎殿横がはを壹町通て、左西へ道あり、まへの道北へ行ば、右手に菅沼藤十郎殿宇殿藤助殿、是よりやしきの地尻を壹町ほど通りて、右東へ道有、まへのつゞき松山七左衛門殿坪内藤介殿地尻へ駒杵長右衛門殿白坂清左衛門殿黒田信濃守殿蓑部一學殿横山甚三郎殿まで三町、左右に道有、右菅沼藤十郎殿表門通西へ行ば、左は島藤左衛門殿大竹源太郎殿根岸長兵衛殿、右駒杵長右衛門殿よこや、井郷新右衛門殿筧五郎太夫殿、すぢかいに左右に道有、右の道同側筧五郎太夫殿よこや、渡部六左衛門殿榊原四郎兵衛殿大久保次郎兵衛殿中根彌五左衛門殿、よこて向に藤市兵衛殿河上九郎左衛門殿、左り側菅沼新三郎殿よこや、松平新九郎殿松田六郎左衛門殿松田彌五郎殿、此間壹町半、左右に道有、前通西へ行に、左服部與左衛門殿權田市右衛門殿安西六郎右衛門殿水上五兵衛殿松田市兵衛殿大岡八郎左衛門殿本田清兵衛殿松平九郎右衛門殿、よこてに道有、前のつゞき淺井傳八殿、右菅沼新三郎殿岡戸權左衛門殿本田左太夫殿山形次郎右衛門殿引田彦兵衛殿水野十兵衛殿篠山甚右衛門殿、是まで四町、行あたり土手、左右に道有、

一、牛込御門より市谷御門までの土手筋、左側石原甚兵衛殿三島五左衛門殿澤瀬治郎左衛門殿河村善七郎殿千葉市左衛門殿上村庄兵衛殿、左右に道有、前の道西へ行ば長坂彦兵衛殿、入こみ内藤金左衛門





殿須山久兵衛殿朝比奈喜介殿岡部彦右衛門殿、是まで四町之餘、すぐ道ゆけば市谷御門へ出るなり、

一、表四ばん町入口に、右ての通北へ行ば、右がは酒井釆女正殿水野甲斐守殿大久保七兵衛殿内藤六之助殿、横手に道有、まへのつゞき、新見半左衛門殿よこや、同東つゞき鈴木甚之助殿、前のつゞき加藤加兵衛殿松平與右衛門殿、左側大加沼三五郎殿よこや、本郷庄五郎殿石川彦五郎殿末高半左衛門殿毛利數馬殿天野仁右衛門殿同清左衛門殿坂寄長兵衛殿大久保新右衛門殿筒井權兵衛殿、よこてに道有、前のつゞき山下長兵衛殿よこや、坪内藤七殿、此間三町半、左に道有、

○田安御門より、清水御門、雉子橋御門、壹ツ橋御門、神田橋御門、かまくらがし、駿河臺、筋違橋御門、相生橋、水道橋、小石川御門、牛込御門まで之内

一、田安御門より牛込御門まで之内、土手まへ左花房外記殿火消屋敷、右渡部半三郎殿、左右に道有、それより西の方へ半町ゆけば留永孫左衛門殿、それより北へゆけば、右松下十郎左衛門殿宮崎若狹守殿蜂屋七兵衛殿布施孫兵衛殿筒井次左衛門布施五左衛門殿、幷に右手に道有、まへの通左酒井釆女殿地尻也、水野甲斐守殿うしろを通て知地伊左衛門殿青木平助殿松平千之助殿坂寄六右衛門殿、幷に左てに道有、前の通右がは大久保勘三郎殿渡部權太夫殿河村惣十郎殿萬年佐右衛門殿野間九郎右衛門殿、行あたり牛込見付也、左小栗友之助殿引田喜右衛門殿山本八十郎殿、向見付、是まで六町有、

一、たやす御門より渡部半三郎殿やしきを通て、右てに道有、左かど小栗庄二郎殿、よこてつゞきに宇殿寛右衛門殿渡部吉左衛門殿右谷織部殿石川六左衛門殿豊西九郎左衛門殿永見權七殿、右大久保半兵衛殿新見勘左衛門殿大久保吉之丞殿、よこてに道あり、前のつゞき青山七右衛門殿花井庄右衛門殿榊原四郎左衛門殿、入込石川作十郎殿帶十郎左衛門殿、行あたり長谷川庄二郎殿、左右に道あり、

一、雉子橋より小石川土手迄之内、きじ橋右に舟着借船有、右に御米藏有、幷に揖斐五左衛門殿、左に清水御門、左へ少行き北へ行ば、右かど稲垣藏主殿永見新右衛門殿加藤太郎左衛門殿奥山藤十郎殿よ

こや、左かど御比丘尼方、井秋木半左衛門殿、左右に道有、左飯田町諸商諸職人有ㇾ之、右之道右同がわ奥山藤十郎殿森新兵衛殿、左がは牧野半三郎よこや、此間壹町計、向に小橋有、北に道あり、則まへにほり有、水野主水殿內藤上野介殿、此間壹町、左右に道、前の雉子橋通北へ行ば、左に少し町有、并に淺岡權三郎殿小野次郎右衛門殿永井五郎八殿關兵左衛門殿、右牧野半三郎殿成瀬吉右衛門殿荒川又七殿、左右に道有、左の道右手北見久太夫殿山本安兵衛殿青山七右衛門殿よこや、左關兵右衛門殿よこや、次に三橋兵太郎殿大久保吉之丞殿よこや、此間壹町、前の道より右の道左手に土岐縫殿殿細井金五郎殿水野周防守殿、右荒川又七殿よこや、內藤上野守殿、此間きじ橋通北へ行ば、右土岐縫殿殿よこや、酒井兵部殿、横手に道有、右てに林權左衛門殿、此道筋水道橋へも出申候、前のきじ橋通、左北見久太夫殿よこや、闆本左京殿戸塚金左衛門殿阿部虎之助殿松平豐前守殿、よこてに道有、鍋島帶刀殿杉浦八郎五郎殿長谷川庄次郎殿大久保甚藏殿池田勘兵衛殿、横手を半町行て東道有、遠山半九郎殿酒井市右衛門殿、此間四十四間程、行どまり也、前はきじ橋通、右側戸田七之助殿建部與兵衛殿長田六左衛門殿、横てに道有、東へ行ば鈴木甚五左衛門殿、東よこてに道有、前のつゞき夏目傳右衛門殿よこや、廣田源右衛門殿榊原熊之助殿、右淸水權之助殿よこや、北へ道有、前のつゞき御臺所衆、是まで壹町半、左右に道有、左小石川へ出る、前の雉子橋通、右がは鈴木甚五左衛門殿よこや、內藤筑後守殿秋山十右衛門殿大河內重右衛門殿、右手に道有、同側竹村九郎右衛門殿平野次郎左衛門殿同與左衛門殿曾根金五郎殿山中彌八郎殿、左馬場三郎左衛門殿安藤重左衛門殿、此間壹町、行あたり土手、左右に道有、前の雉子橋通、左鍋島帶刀殿松平孫太夫殿齋藤庄左衛門殿戸田藤兵衛殿稻垣信濃守殿土てぎは也、右馬場三郎左衛門殿よこや地尻、右てに道有、前のつゞき大友內藏殿馬場忠右衛門殿大久保甚兵衛殿、向かど長谷川長五郎殿、是迄壹町、行あたり左右に道あり、まへの雉子橋通、右大友內藏殿よこや、猪飼五郎太夫殿水野吉兵衛殿雉子橋、爰迄十町半、行あたり土手、左右に道有、是

より土手はたに付、小石川見付迄の内四町、右側水野吉兵衛殿よこや、高島右衛門八殿、大久保甚兵衛殿よこや、南へ道有、前のつゞき、山中彌八郎殿よこや、平岡源兵衛殿よこや、南へ道有、まへのつゞき榊原熊之助殿、

一、小石川見付より壹町西うしろ通、平岡源兵衛殿表門筋、右同人やしき曲淵友右衛門殿井出岩松殿武藤庄右衛門殿加藤牛之助殿鈴木甚五左衛門殿、よこて夏目傳右衛門殿、是迄二町半、行あたり清水權之助殿よこや、長つゞき木田權兵衛殿やしき有、まへの通左右に道有、

一、壹ツ橋より半町行て、行あたり松平肥前守殿、よこや三十間程、左右に道有、左堀に付て北へ行ば、右酒井伊豫守殿、それよりよこやに付北へ行ば左堀、半町程行て右に道有、まへの通北へ行に、右大岡彌右衛門殿久貝惣左衛門殿小笠原丹齋榊原采女殿、左り大久保平左衛門殿よこや、中根十左衛門殿、よこてに道有、前の通、左島田藤十郎殿竹田法印宇殿十郎左衛門殿蜂屋源左衛門殿大澤五郎右衛門殿三枝對馬守殿、右永井平兵衛殿中山主馬殿日下部兵左衛門殿、此間過て左右に道有、前の通北へ行ば、右酒井作兵衛殿堀田五郎左衛門殿、左三好備前殿同久三郎殿、此間過て左右に道有、前の通北へ行ば、右小栗長右衛門殿三輪三左衛門殿久貝彌右衛門殿矢代越中守殿、左加藤彦右衛門殿前田八郎左衛門殿前葉久三郎殿、よこて道有、前のつゞき高木新左衛門殿よこや、本多數馬殿、是まで十町、行あたり小石川土手、左右に道あり、右水道橋、左小石川へ出る、

一、右之内、大久保平左衛門殿よこて通西へ行ば、すぐ道ゆかず、北の通を行ば大久保平左衛門殿鈴木喜左衛門殿、左堀、此間四十間、磯貝市助殿よこや、右に道有、前の通、左御臺所衆、左に道有、まへの通右吉村七郎右衛門殿よこや、葉山權左衛門殿土屋市之丞殿同權之丞殿武尾四郎兵衛殿瓦村甚兵衛殿、よこてに道有、前の通左織田藤十郎殿、尻合に梁瀬庄左衛門殿戸田半六殿下河部次郎太夫殿戸田六郎右衛門殿神谷傳兵衛殿、よこてに道有、前の通北へ行ば、右天野廣八殿横屋、東つゞき小栗忠

太殿、前通行あたり水野周防殿、西へ十間程行ば、北へゆけば、右赤井五郎作殿、左に又水野周防守殿、但よこや、織田小左衛門殿、此間過て左右に道有、行あたり三宅宇右衛門殿よこや、左西へ廿間程行に、右久保田兵介殿よこやへ付て北へ行ば、左御臺所衆、此間壹町過て左右に道有、まへの通北へ行に、右のやしきの地尻、左榊原熊之助殿よこや、行あたり小石川見付也、此間七町、

一、小石川見付より土手に付水道橋まで道有、東へ行に、左室賀源七殿横や半町、表門通左野瀬庄三郎殿宇殿新三郎殿、高木新左衛門殿よこや、右室賀源七殿堀屋半左衛門殿新庄宇兵衛殿大久保彌五郎殿、此間壹町半、左右に道有、前の通南へ行に、左井衾三郎右衛門殿長谷川三郎兵衛殿久世宇右衛門殿、右室賀下總守殿大森彌七殿三宅宇右衛門殿、此間壹町の餘行、ゆき當赤井五郎作殿やしき、左右に道有、前の土手筋書付可レ申候へ共、やしきのよこてゆへしるし不レ申候、但道四町有、

一、右の通より二町東うしろ通南へゆけば、但土手ぎはより、左六尻六兵衛殿長谷川久兵衛殿近山五郎右衛門殿下島市兵衛殿曾根源左衛門殿、右坪井小左衛門殿水野源右衛門殿岡部庄左衛門殿太田新左衛門殿間宮左次右衛門殿、此間二町過て左右に道有、前の通西へ行ば、左河村善次郎殿松平民部殿上杉伊勢守殿日根長左衛門殿山門藤兵衛殿作間與右衛門殿安藤久左衛門殿朝比奈市平殿、右大森半七殿察佐又兵衛殿溝江半左衛門殿、尻屋に高木左兵衛殿、右にて道有、前の續き淺野權之助殿柴田三右衛門殿神尾平三郎殿、此間三町過て左右に道有、行あたり牛奥甚五左衛門殿、右の道西つゞき、佐藤傳助殿松浪權兵衛殿原田彌之助殿中根十左衛門殿よこや、右側神尾平三郎殿よこや、此間壹町、行あたり竹田法印、左右に道有、牛奥甚五左衛門殿より東つゞき、齋藤岡右衛門殿飯山甚兵衛殿よこや、左朝比奈逸平殿よこや、一閑藤五郎殿安藤彌右衛門殿杉才兵衛殿、此間壹町、左右に道有、前の通東へ行に、左水野藤右衛門殿松平長三郎殿、入込に小堀與十郎殿新見七右衛門殿水野半左衛門殿地尻、此間壹町半、左右に道有、鷹師町通也、まへの通東へ行に、左梶川十兵衛殿よこや、松平傳兵衛殿朝比奈

孫兵衛殿、右阿部助之進殿よこや、萩原長左衛門殿夏目長右衛門殿よこや、此間壹町、左方に道有、同かわ長崎彌左衛門殿曾我權之丞殿村上孫八殿、右夏目長右衛門殿大柵半之助殿松平下總守殿地尻、爰を猿樂町と云、まへの通東へ行ば、左中坊長兵衛殿東條伊兵衛殿赤井六兵衛殿よこや、右東南かど長崎天方主馬殿、此間壹町、左右に道有、左の方への道に、同がわ赤井六兵衛殿水野九左衛門殿、右石川彌左衛門殿布施屋甚助殿長田金左衛門殿、よこてに道有、壹町程過て左右に道あり、左への方、同側高山半左衛門殿夏目權左衛門殿つゞきやしきの地尻行どまり、それより歸る道に、和田新五兵衛殿赤井彌三兵衛殿川勝左衛門殿井上藏主殿筧邊甚六殿、右に道有、前通り也、井堀田賴母殿村越權三郎殿小倉忠右衛門殿、左りがわ筧邊甚六殿三宅內藏殿高山彌左衛門殿鈴木友之助殿大久保六右衛門殿、此間二町半、左右に道有、前の通東へ行に、左水野彌兵衛殿內田六之丞殿柳澤左太郎殿、右松田五郎三郎殿島角左衛門殿池田權太郎殿、此間左右に道有、右方へ十間程行て、東へ行にすぐ道、左原田金兵衛殿横屋、水野十兵衛殿火消屋敷、右淺葉孫三郎殿よこや、中根十藏殿間宮新左衛門殿太田宇兵衛殿平野三左郎殿、此間壹町半、左右に道有、水野十兵衛殿よこや、三十間程行て西へ行に、右がわ館林宰相樣、井宇指才藏殿藤堂平右衛門殿松平次郎左衛門殿栢植傳兵衛殿小西助右衛門殿富永甚四郎殿、左水野十兵衛殿地尻、和田淸左衛門殿加藤淸兵衛殿、此間壹町半、行あたり武井八郎兵衛殿よこや、左右に道有、

一、壹ツ橋御門より水道橋まで之內、壹ツ橋より北へ行に、左土屋兵部殿横屋、右手に道有、まへの通、右中根半十郎殿よこや、高井作右衛門殿よこや、左松平肥前守殿裏長屋、左右に道有、左の道北がわに井上宮內少輔殿大岡彌右衛門殿、左酒井伊豫守殿地尻也、此間壹町、行あたり堀、左右に道有、前の通より右の道、左がは池田備中守殿高井作左衛門殿幸田次郎兵衛殿松平三十郎殿大草主膳殿新見備中守殿、右高井作左衛門殿內田十左衛門殿西川淸左衛門殿、よこてに道有、前のつゞき戸田土佐守殿

若林六郎左衛門殿、此間二町半、左右に道有、左は松平下總守殿表門有、右への道、左がは倉橋長右衛門殿建部十郎左衛門殿、右若林六郎左衛門殿よこや、堀三左衛門殿横や、此間壹町、左右に道有、前の通南へ行ば、左は富田庄兵衛殿鳴海宗悦阿部豐三郎殿。右原田利齋大久保彥左衛門殿松雲よこや、此間壹町過て左右に道有、前壹ツ橋筋北へ行に、左飯高七兵衛殿日比野彌重殿、右池田備中守殿よこや、戸田右京殿よこや、此間壹町、左右に道有、左への道右側大草彌右衛門殿朝比奈源六殿伊奈丹次郎左衛門殿板橋三郎兵衛殿大久保藤右衛門殿、左野村彥太夫殿關五郎右衛門殿山田十右衛門殿榊原采正殿よこや、此間壹町半、すぐ道、左右にも道有、前の通より右への道、同側戸田右京殿本庄平七殿稻葉石見守殿、左根來新之丞殿武藤庄兵衛殿水野半左衛門殿、此間二町、左右に道有、鷹師町通なり、前は一ツ橋通、北へ行ば、左野々山新兵衛殿、右は根來新之丞殿横屋なり、此間半町、左右に道有、爰は先紙に有レ之、前の通北へ行ば鈴木才兵衛殿横屋、水野伊豫守殿大森信濃守殿大草三郎兵衛殿卿十左衛門殿松平民部少輔殿松下與兵衛殿毛利六兵衛殿、右水野藤右衛門殿横屋、下山十郎右衛門殿佐藤景庸殿朝比奈源六殿近藤勘右衛門殿蜷川喜左衛門殿本田丹下齋藤宮内大河内又兵衛殿、此間三町半、左右に道有、前の通北へ行ば、左曾根源左衛門殿横屋、小林十兵衛殿近山五郎右衛門殿柘植平兵衛殿、右大河内善兵衛殿よこや、小林半助殿廣戸三郎右衛門殿松笠權右衛門殿細屋彌次右衛門殿福村長右衛門殿、小坂まへに有、是まで一町、左右に道有、行あたり土手、右てへ十間ばかり行て水道橋有、右相生橋、左小石川見付へ見る、

一、水道橋より筋違橋まで之內、此通東へ行ば、福村長右衛門殿よこや、淺原又左衛門殿宮毛傳左衛門殿よこや、此間壹町有て前の通東へ行ば、右側屋敷の地尻壹町程有て、小幡又左衛門殿山口四兵衛殿山中八藏殿右丸權右衛門殿青木彥兵衛殿杉原四郎兵衛殿新庄內藏殿山本七郎殿鈴木兵九郎殿同三右衛門殿同權兵衛殿同次郎右衛門殿、同九太夫殿、瀧川八郎右衛門殿、左は上田彌右衛門殿火消屋敷有、

右に道有、十間程行て東へ行に、左石野五郎兵衛殿同權之助殿原田權右衛門殿蔦三左衛門殿西川淸兵衛殿嚢部七右衛門殿、右は伊賀忠兵衛殿西瓦嘉兵衛殿山上五郎左衛門殿藤川孫十郎殿竹井八郎兵衛殿横手に道有、行あたり穴河十右衛門殿、左手へ十間程行て東へ行ば、同やしきの横屋、若林八兵衛殿淺井善左衛門殿鈴木淡路守殿、それより館林宰相樣裏長屋、其外屋敷之地尻を通て相生橋へ出る、是まで十町、先すぢかい橋也、

一、あいおひ橋通南へ行ば戸田釆女正殿よこや、右西かど佐野内藏殿、よこてに入江有、左がは天野五郎八殿松永太郎右衛門殿、左永井信濃守殿よこや、此間壹町ちかく、前の南へ行ば、右手に永井信濃守殿やしき有、左横田甚右衛門殿大野彥三郎殿內藤權九郎殿、右西へ道、前の南へ行に、左やしきの地尻、右内藤飛驒守殿、是まで三町、行あたり北條安房守殿、左右に道あり、

一、筋違橋手まへに、連雀町西側中程に西へ道有、此通を西へ行ば、右がは戸田釆女殿大澤右近殿、右に町貳十間口程有て南へ道有、須田町の新道なり、前の通又二十間計行て南へ道有、めつた町へ出る、此道一町町屋也、前の通西へ行ば、左伊勢作十殿、安西彌十郎殿、左町のよこや少有て永井甲斐守殿よこや、此間一町有、南へ道有、前のつゞき久永源兵衛殿よこや、右石丸伊右衛門殿西尾小左衛門殿、よこてに道有、相生橋筋まへの通西へ行に、左北條阿波守殿地尻、近藤織部殿地尻、右内藤飛驒守殿よこや、此間一町ばかり行て、左南の方へ道有、前の通西へ行に、左石川三左衛門殿横屋、舟越左門殿よこや、此間一町、右津輕越中守殿、此やしき過て筋違に左右に道有、前の通西へ行ば、左蒔田權之助殿よこや四十間程有り、右松平下總守殿、此やしき三十間程行て左南の方へ行也、左稻葉石見守殿よこや、一町過て左西へ道有、前の通北へ行ば、右内藤千之丞殿阿部助之進殿、左水野半左衛門殿よこや、此間半町過て左右に道有、前の通北へ行ば、左町野壹岐守殿よこや、右梶川十兵衛殿小泉次太夫殿富永源太左衛門殿、よこてに道有、同側萬年傳兵衛殿朝比奈藤左衛門殿八木次郎右衛門殿近江

角助殿葛見木工頭殿酒井賴母殿神保左京殿戸田權兵衞殿夏目木工右衞門殿水野彦兵衞殿、西てに付て川野權右衞門殿山高孫兵衞殿よこや、左がは內藤主馬殿地尻、土岐大膳殿同縫殿殿、それよりやしきの地尻、但伊藤信濃守殿神保左京殿、西てに付てよこや也、此間二町半、此通をうら鷹師町といふ、前の木通北へ行ば、左山崎四郎左衞門殿由良新六殿淺井勘兵衞殿溝口源右衞門殿佐藤勘右衞門殿瀧川相模守殿柘植平右衞門殿大久保八郎左衞門殿大河內又兵衞殿地尻、右がは內藤主馬殿遠野喜太郎殿伊東信濃守殿神保左衞門殿此間三町、よこてに道有、前の通北へ拾間程行て、左西へ道有、前の通北へ行ば、左服部八郎左衞門殿大淺與右衞門殿三宅傳右衞門殿、右山高孫兵衞殿水野小左衞門殿、行あたり土手、左右に道有、但左の方へ壹町行ば水道橋へ出る、右之通本鷹師町といふ、此間十三町なり、

一、右之內津輕越中守殿松平下總守殿やしきの横合の通を北へ壹町程行て、右に小堀和泉守殿、それより十間口程西へ行て、左村上孫八郎殿よこや、市瓦伊織殿、右は大久保兵九郎殿、此間一町過て左右に道有、左の道右がは飛驒半兵衞殿よこや、渡部九郎殿山本四郎兵衞殿、左がは市瓦伊織殿よこや、水淵縫殿殿天方主馬殿よこや、此間壹町、すぐ道、左右に道有、前の通より右之道、左がは佐野主馬殿津波主馬殿久保金左衞門殿小野宗賀間宮三郎五郎殿、右がは大久保兵九郎殿よこや、堀八郎右衞門殿織田彌十郎殿北條新藏殿芦浦觀音堂、入込小堀三郎兵衞殿、此間壹町半、すぐ道、又左南へ道有、前の通に南へ道有、されどもやしきのよこてゆへ略レ之、

一、白銀町土手より一ツ橋までの道、此かし鎌倉がしといふ、米問屋まき問や有、右南之道三河町通也、前の通につゞいて廿間近く町也、此所過て又右、此通道有、左神田御門なり、前のかし通西へ行ば、半町町屋有、是を過て又右北へ道有、左に神田御門有、右かど加藤伊織殿、つゞいて中山勘解由殿、よこてに道有、前のかし通西へ行ば、右宮崎織部殿坂壽三郎殿久保五兵衞殿同吉右衞門殿、よこてに道有、まへのかし通西へ行に桑島孫六殿、よこてに道有、前のかし通西へ行ば、右かど三浦志摩守殿

土屋兵部殿、左一ツ橋、是まで七町半程なり、

一、右之内土屋兵部殿横やを通て東へ行ば、うら通、左中根平十郎殿内藤勘之丞殿土屋兵部殿地尻、三島志摩守殿地尻、此間一町の餘、すぢかいに左右に道有、前の通東へ行に、左荒瓦平八殿堀三左衛門殿、右吉田意庵横屋、後藤八郎左衛門殿大久保喜六殿原田利齋よこや、此間一町、左右に道有、前の通東へ行ば、やしきのよこや兩側一町、行あたり林弘文院、左右に道有、

一、神田御門より一町西に、北の方へ通りたる道有、右中山勘解由殿よこや、左宮崎織部殿よこや、林又助殿よこや、すぢかひに左右に道有、同側渡部七郎右衛門殿岩船撿挍久保吉右衛門殿、右側榊原左衛門殿よこや、阿部中三郎殿よこや、此間一町、右北へ道有、まへのつゞき松雲桑島孫六殿、此間一町、すぐ道有、まへの通、左榊原左衛門殿戸川主水殿、よこてに道有、前のつゞき川口源左衛門殿前田權左衛門殿薛權之助殿、右朝倉織部殿水戸清庵伊藤信濃守殿、并弘文院渡部孫三郎殿石丸五左衛門殿芹川庄三郎殿舟越左門殿、此間三町、左右に道有、向に津輕越中守殿、右の方へ一町行て南へゆけば、右石河三右衛門殿石河喜左衛門殿中川久太郎殿坂上峰智院阿部四三郎殿山田十太夫殿志保木長庵、よこて道有、まへの通南へゆけば、右彦坂壹岐守殿加藤伊織殿よこや、左近藤織部殿横屋一町、表門通、左須田町近道有、近藤織部殿、東隣北條阿波守殿、三河町への道有、前の通南へゆけば、左西尾藤兵衛殿牧野太兵衛殿山本三郎右衛門殿、よこてに道有、三河町へ出る、まへの通南へ行ば、左中川勘三郎殿渡部筑後守殿小笠原上野介殿よこや、左手に道有、佐竹殿前へ出る、まへの通南へ行に、左木原頼母殿、行あたり神田御門なり、左右に道有、此邊駿河臺といふ、此間四町なり、養安院、神田御門より右に町少し有、きぐすりだななり、横通有、左養安院地尻なり、鈴木修理殿よこや、左右に道有、前の通北へ行ば、左志賀金五郎殿阿部豊五郎殿渡部筑後守殿小島久左衛門殿人見玄德、左右に道有、前の通北へ行ば、左佐合半右衛門殿酒井雅樂頭殿中やしき、并に町有、さいぎ町と云、右側

三河町地尻、此間四町、行あたり北條新藏殿、左右に道有、
一、神田御門右三河町、新小田原町共云、一町目南町屋、左右に道有、右への道、左り松平将監殿佐竹右京太夫殿、右眞田伊賀守殿神瓦彌右衛門殿、幷に町有、佐竹右京太夫殿まへ也、佐竹殿まへと云、よこてに道有、鎌倉町堀ばたへ出る、三河町二町目片町、左金棚うら通龍慶町と云、右通町への道らうそく町、兩町色々商人あり、三河町三町目片町、同四町目片町、行あたり北條阿波守殿、左右に道あり、右への道廿間口計行て南へ行ば、雉子町新白銀町、兩町商人いろ〳〵有、うしろ町にいなりの宮有、同町も片町なり、
一、白銀町一町目土手より北に町あり、新かわや町つゞいて新石町大工町新道あり、片町、次にめつた町一町目貳町目、行あたり町、左右に道あり、左横町は土物だな也、右五町之內新道横町有レ之、

江戸雀 三巻目

一常盤橋、すじかい橋、新橋、淺草見付、大橋、三俣、くづれ橋、高橋、湊橋、靈巖橋、思案橋、わざくれ橋、親父橋、あらめ橋、道場橋、江戸橋、日本橋、一石橋までの內屋敷、付町小路の事、幷禰宜町淨瑠璃、歌舞の初りの事、

一、本誓願寺の內、筋違橋より土手に付東へ四町ゆけば、左手に和泉橋有、それより十間程行ば南へ道有、右大澤兵部殿よこや、黑川與兵衞殿、此間半町、それより西へ付て行ば、左依田內藏殿本多中務殿、右太田相模守殿本田中務殿松平伊豆守殿土井周防守殿、左瀧川長門守殿地尻、土井信濃守殿地尻なり、よこて道通町通、左なべ町、右新石町へ出る、此間四町半有、

一、右の內、土井周防守殿表門通南へ行に、左土井信濃守殿よこや、右西尾八兵衞殿、幷に町少し有、すじかいに左右に道有、前の通南へ行に、左かど石川八郎左衞門殿加藤織部殿、此屋敷表門通白かべ町、すぐ道、通町へ出る、左鍛冶町一町め二町めなり、前本通はこんや町へ出る、此間二町あり、

一、右の內、土井信濃守殿表門通東へ行に、となり瀧川長門守殿市橋下總守殿、それより屋敷地尻一町有て、大江伊賀守殿、右石川八郎左衞門殿よこや、扨遠藤備前守殿よこや、南つゞき西北かど、甲斐庄喜衞門殿、前の通東へ行に、右德山又右衞門殿よこや、加藤半內殿井戸三十郎殿山田左兵衞殿、すじかいに左右に道有、前の通東へ行に、內藤右近殿細川豐前守殿植村土佐守殿彥坂壹岐守殿、左細川豐前守殿水野中務殿市橋三四郞殿一宮右京殿、此間六町、左右に道有、左へ新敷橋へ出る、此道南東かど外山藤右衞門殿、右の道南東へふりてゆけば安田若狹守殿諏訪部文九郞殿中山勘兵衞殿横や、右彥坂壹岐守殿よこや、卄間計右西へ道有、前の通南へ行に、右森勘右衞門殿、願行寺よこや、行あた

り馬場、左右に道有、此間一町半有、

一、右の內、森勘右衞門殿よこてを西へ行に、となり酒井壹岐守殿勝屋庄兵衞殿横や、右はやしきの地尻なり、一町半有て稻葉七左衞門殿、左手に道有、前の通西へ一丁の餘過て左右に道有、左の方の道に東がわ町少し有、前の通西へ行に、右三浦越中守殿松前兵庫頭殿市橋傳右衞門殿よこや、廿間ばかり行て南へ道有、前の通西へ行に、左大久保彥左衞門殿よこや、渡部孫三郎殿、此間一間過て左右に道有、半町行て西へ行に、右津田平左衞門殿、春日左衞門殿、左町、此間一町行て行あたり有、甲斐庄喜右衞門殿なり、左右に道有、

一、右の內、三浦越中守殿表門通南へ行に、左市橋傳右衞門殿山本養仙町のよこや、右大久保彥左衞門殿建部宗右衞門殿よこや、此間一町、行あたり土手、左右に道有、右への道西へ行に、同がわ建部宗右衞門殿智足院御祈禱所なり、是まで一町、左に道有、すぐ道通町へ出る、智足院よこや半町行ば、西へ道有、紺屋町通、但西の方より一町め三町めまで有、

一、常盤橋より堀ばたに付、左へ二町半行ば、東へ道有、本白銀町通也、左どて、右がは町、此間半町、右によこ町有、本阿彌小路といふ、前の通東へゆくに、白銀町一丁めより四丁めまで有、四丁めにつゞきて鹽町、同つゞきひだり籠屋、此間四十間ばかり有、同つゞき藥師堂の前の町、その上藥師堂なり、今は淺草に有レ之、此通左がわ土手、右がはに町有、諸商人諸職人有レ之候、又新道よこ町にも色々うり物有、右の通行あたり彌勒寺雲光院門前通に道あり、又よこてに道有、前の通東へゆくに、左〔法泉、法善〕寺、願行寺、よこてに道有、此分裏寺町といふ、前の通東へゆくに、左中山勘兵衞殿、伊奈半十郎殿、右追廻しの馬場二町有、それより右手に道有、則淺草見付へ出る、此間十二町の餘なり、

一、右の通より一町南うしろ通、堀ばたより東へ行に、本石町通一町めに、左右に横町有、右よこ町は

金吹町といふ、右石町は一丁目より四丁めまで有、又つゞき〔割註〕てつぽう丁、小でんま丁壹丁めより三丁めまで有〔〕馬喰町一丁めより四丁めまで有、行あたり淺草見付、是まで以上十二町有、又新道よこ町有、

一、右の通より一町南うしろ通、札の辻より東へ行に、本町通一丁めより四丁め迄有、つゞき大傳馬町一丁め、此辻二町の間に、毎年六月五日より十日の內かり屋をしつらひ、牛頭天皇御輿をうつし、神事を行ふ、つゞき二丁め三丁め、又旅籠町共いふ、此よこ町筋大門通といふ、大傳馬町つゞき油町、同つゞきしほ町、又つゞきて横山町一丁め二丁め三丁めまで有、是まで以上十二町、左右に道有、左へ半町行ば淺草見付へ出る、右兩國橋へ出る、此道一丁まちや、右てつゞきに矢之御米藏有、左小堀、小橋有、御同朋衆やしき一町程有、前の通行あたり大橋、此道半町、前の通新道よこ町にも色々うり物有、以上十二町なり、

一、右の通より一丁南うしろ通東へ行に、本兩がへ町、左右よこ町有、左皮屋町、右靑物町、兩替町につゞきて駿河町、又つゞきて瀨戶物町、猶つゞきて次は伊勢町、行あたり堀、左右に道有、左道場橋へ行、右の町以上四町、新道横町有レ之なり、

一、右の通より十間ばかり南うしろ通東へ行に、北さや町、つゞいて品川町、次に小田原町一丁め二丁め行あたりなり、左右に道有、又新道よこ町有、

一、右の內、品川町うしろ通、北がしを東へ行て尼ヶ崎棚、横通は日本橋筋、此所を尼ヶ崎だなといふ事は、攝津國尼ヶ崎より商人來りて、此所にて商せしゆへ、あまが崎店といひならはせり、扨つゞきて小船町一丁め二丁め、行當りあらめ橋、左右の道江戶橋筋、以上三丁新道よこ町有レ之、

一、日本橋より筋違橋迄十二町、南より北へゆくに、室町一丁め二丁め三丁めへ行手まへに、右東へ道有、うきよせうじといひて町屋有、室町三丁めにつゞきて十間棚通、白銀町、土手をこして乘物町、

つゞきかぢ町一丁め二丁め、又つゞきてなべ町、新石町、須田町、連雀町、右がわうしろに肴棚、左北よりに、入込に戸田釆女正殿、行あたりすじかい橋見付、左右に道あり、又新道よこ町有、右町中に諸商人諸職人其數はかりがたし、

一、うきよせうじの通を東へ二町半行て、南へ行道有、小船町一丁め二丁め三丁めまであり、かしばた也、干物がし新道よこ町有レ之、

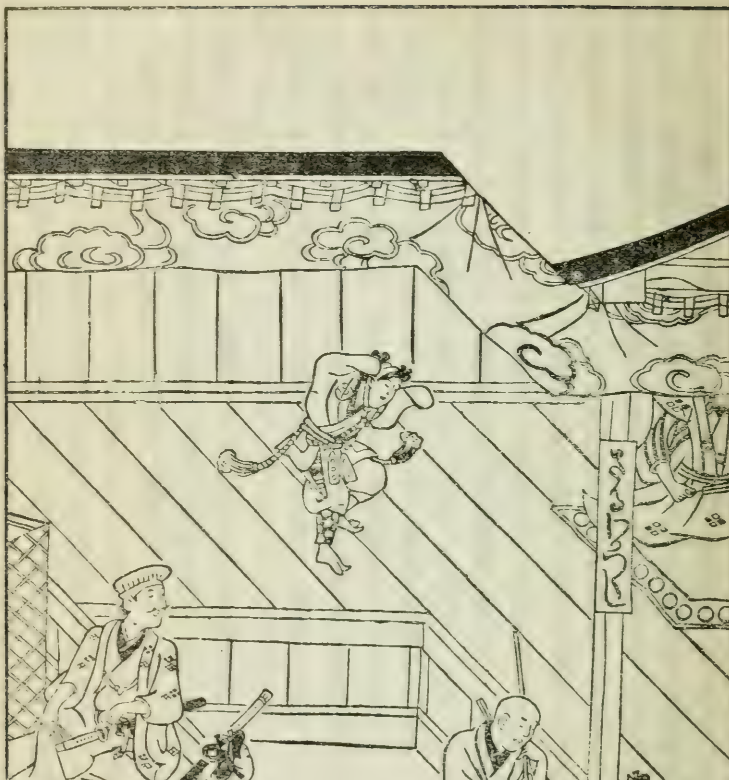
一、右の通一町東うしろ通、堀江町一丁め二丁め三丁め四丁めまであり、但三丁めと四丁めのあひ、東の方におやぢ橋有、右丁かしばた諸商人有レ之、

一、堀江町一丁めの内へ、六月八日に神田祇園牛頭天皇の御輿を、此所にかり屋をしつらひうつし奉り、祭禮をいとなむ、但十二日までなり、右小船町ほり江町はうしろあわせ也、但小船町西がし、ほり江町は東がし也、

一、おやぢ橋より西へ行に、せきだ町、又てりふり町共いふ、諸職人おほし、行當り商人の土藏、左右に道有、右へ十間計行て西へ行に、左十間程の間の土藏の内にしてあらめをあきなふ、行あたり橋なり、あらめ橋と云、すぐ道大船町行也、

一、小船町三丁めにつゞきて、小網町一町めにしあん橋有、次にわざくれ橋左手に有、此しあん橋いにしへはさかい町、又元よし原傾城町への道也、みな人あれにや是にやゆかんと、しあんするゆへしあん橋といふ、又わざくれ橋といふは、爰にてわざくれの是非を定るゆへ、世話によせていへると聞えし、傾城町はさんや新吉原へひけて今は爰になし、さかい町いにしへにかわらず、見物繁昌する也、扨しあん橋をわたりて小網町二丁め、是より向へ舟渡有、いにしへ此所は東海道のよし、爰をばよろひがわたりといひ、又かぶと石とて、かぶとににたる石ありしよしなれど、今はなし、さだかにしる人もまれなり、小あみ町三丁めゆきあたりくづればしなり、


さかい町



一、ほり江町より半町東かし通、新材木町一丁め二丁めまで有、つゞきて六間町、右にをやぢ橋有、前のつゞきよし町、南よこ通本大坂町といふ、前のかし通南へゆくに、御藏左手に有、行あたりわざくれ橋、かしに付て行ば安藤對島守殿やしき有、四ケ所有、

一、大傳馬三丁めより一町、南うしろ通田所町、つゞきて新大坂町、又花町共云、行あたりほり左右に有、濱町まきがしなり、向に松平兵部殿やしき有、

一、新材木町一丁目と二町めの間より東へ道有、新のり物町、右よこ町有、右よこ町人形町といふ、新乘物町、つゞき長谷川町、富澤町、行あたりほり、左右に道有、ふるぎ市毎朝たつ、つゞき濱町まきがしなり、

一、六間町よりかしに付て北へ半町程行ば、東へ道有、ふきや町、つゞきてさかい町、また禰宜町ともいふ、此所あやつり、島原狂言、其外めづらしき見せ物有、其外商人も有、さかい町につゞきて、新いづみ町、つゞきて高砂町、行あたりほり、左右に道有、はま町なり、

一、右の内新いづみ町より一町、南うしろ通、つゞきてなには町、行あたりはし、左右に道あるなり、

〇禰宜町淨瑠璃付歌舞妓之事

それ淨瑠璃の根元は、いにしへ左馬頭義朝公の八男御曹司牛若丸は、常盤腹には三男なり、父は平治の亂に討まけて、尾張國野間のうつみ迄落下りて、長田の庄司を賴暫休息し給ふに、忽に心がはりして、湯入にことよせて腹をきらせけり、是によつて源家の一類身の置所をうしなふ、然るに牛若は鞍馬山にかくれ居給ふに、十五歳の春の頃、兄の賴朝伊豆の國にて義兵をあぐるときゝて、其まゝ鞍馬を忍びて出、其名を九郎義經とかへて、奧羽にくだりしに、或日矢矧の宿につき給ふ、爰に長者が娘に淨瑠璃御前といふ有、此娘藥師の申子なれば其名を淨るりといふ、世に限りなき美人にて、殊になさけの心深かりける、然るに牛若はひまをもとめて忍び入て、ひたすらくどいて戀られしに、さすが岩木にあらされ

ば、いもせのかたらひなしたまふ、此事を面白くことばにつゞりて、ふしを付かたりける、それより此かた、さま〴〵の事をつくり出しけるを淨るりといひならはせり、爰に御當地繁昌に付て、淨るり太夫あまた有、大ざつま、伊勢大掾、肥前掾兄弟、丹波掾、土佐少掾などゝて有、又說經には石見掾なり、芝居にきらをつくして結構せり、草木形有のつくり物、金襴の色、金物の光、目を驚かす事共なり、

一、歌舞妓の始と申は、その上後鳥羽院の御宇に通憲入道といふ者、磯の禪師といへる女に敎へて舞はせける、是より事起りて、遊女みな此ふうを學びて、笛皷もなくて今様をうたひてまひかなでけるを、白拍子と名付たり、後には笛皷を入てまはせける、歌をうたひてまひける妓女なればとて、歌舞妓とはいへりとかや、近頃までは遊女共芝居を構て歌舞妓をしけり、皆人是にめで迷ひて、世の妨となりければ、程なく禁制せらる、若衆かぶきといふ事を初めけり、又ぞや少年の子どもに魂を奪はれける、重て其かたちを見にくきやうにして、人の戀をさませんにしかじとて、ひたひ髪をとらせたる、此ゆへにくゝり頭巾をなせり、狂言に出る時には付髪をする也、此江戸にしては中村勘三郎根元なり、今は市村竹之丞と二芝居なり、また木挽町にも二芝居、舞臺の軒端に玉をつらね、芝居の砂に珊瑚を敷くかとうたがはる、しらべ合する糸竹の聲、うらゝかに梅の香をなして、鶯の羽かぜにも亂れぬべし、歌うたひかなでるさま、紅葉をかざす世界は、天津をとめの雲の通路に袂をかへせし袖ふる山の昔もよそにはあらじと思はるゝ、狂言しづみしとやかに、三ばん四ばんの續にして、或は哀れなる事、いかる事、またはしのびわかれの事、男女の戯れいろ〳〵に、ゑんまにあらざるつくり髭、しやうづがはのうばのにせばば、旁とり〴〵のしなをもしめし、名人の役者を揃へたれば理りとも思はるゝ、花のぶたいへすゝむ姿、金銀るりをちりばめて綾羅錦繡を飾りたる風情、太皷のばちの音にきく驪山宮のいにしへ、かくやらんと思ひしられける、日々の見物はつくば山の麓のごとし、聞しはげにさる物にて、山鳥のなが〳〵しく、筧の水のたゆる事なく、さもいさぎよき口上は、柳の糸の亂れなく、窓

の呉竹すぐなるわた道のみちたる狂言は、いかなる人丸のあねむこも難ずべき事かたからんや、

一、此所に來たりて見物するにも色々有、棧敷にいる有、芝居にいる有、辨當を持たる有、さゝへをこしにつくるも有、然るに棧敷にいる方々は、上より舞臺を見おろせば、又芝居のともがらは、前なるはもゝじりになり、うしろ成はのびあがりて、耳もと迄口をあけ、涎を流しうちゑみて、さも大きなる聲をあげ、何樣たれ樣おでやつた、やう〳〵つかひ申などと、どよめき渡る者あり、是は貧福の人にもよらず、たゞひやうきんのよたくれものがいへる物行や、或ひは笛皷しやみせんなどをしらべ合せ、歌をうたひ、舞のなかば又はせりふの最中に、わけなき口をたゝくゆへ、物音もさだかに聞へず、然るに己ればかりが面白きとて、人の嘲りかへり見ず、是なん喧嘩買の馬鹿者ならん、哀れ止させたや〳〵、

あやつりもかぶきもおなじたはふれのうきをわするゝなぐさみのたね

一、はま町松平兵部殿屋敷のかし通六町之間、右兵部殿やしき八十間程有、南横屋、東へ道有、右に多田豐前守殿よこや、伊勢權右衛門殿南條勘右衛門殿、横手に道有、前の通東へ行に、右がはかど由井長右衛門殿酒井甚之丞殿野瀨武右衛門殿、此間二町、左兵部殿よこや、左右に道有、左同朋町、行あたり甲斐庄右衛門殿、前のかし通南へ行に、本田豐前守殿、よこてに道有、前のかし通南へ行に、左村木手代衆、長坂七之助殿堀長門守殿吉野喜之助殿嚢部與藤次殿、よこてに道有、前のかし通南へ行に左松平備前守殿本田彈正殿内藤志摩守殿古田兵部殿、右に橋有、横手に道有、右秋本攝津守殿、左稻葉丹後守殿、行あたり酒井日向守殿水戸宰相樣御やしき有、前本通へ出る、井上相模守殿、爰を三俣といふ、右之通かし也、

一、同朋町色々うり物有也、此同朋町一町南へ行て、それより西へ少し行ば、南へ道有、すぐ道濱町へ出る、南への通、左甲斐庄右衛門殿萩原十助殿よこや、一町過て同かど萩原十助殿金丸喜右衛門殿鈴木

庄右衛門殿よこや、向阿部甚五郎殿成瀨三右衛門殿設樂七左衛門殿武藤庄五郎殿、此間一町、左右に道有、行あたり三上市右衛門殿、南つゞき小泉茂右衛門殿設樂勘右衛門殿、それより屋しきの地尻なり、向に屋敷の横屋なり、右の三上市右衛門殿より北つゞき富本武兵衛殿、向に石津九右衛門殿、南つゞき鈴木庄右衛門殿、此分一町有、前の本通へ出て、左酒井作右衛門殿、右河合甚五右衛門殿横屋、太田六右衛門殿よこや、此所を過て右の方へ道有、同がはかど太田六右衛門殿、長谷川佐太郎殿竹田五右衛門殿、左がはかど志賀權右衛門殿靑木金五郎殿靑山五右衛門殿山本忠右衛門殿、此間左右に道有、前の通り南へ行ば、左森川助右殿門殿志賀權右衛門殿よこや、梶治郎兵衛殿よこや、此所を一町過、右に道有、同がは片側なり、梶治郎兵衛殿櫻井藤兵衛殿小西九右衛門殿、此間一町、左がは中程に南への道有、右かど靑山善右衛門殿横屋、此間四十間、行當り美濃部與藤次殿地尻、左右に道有、

一、松平兵部少輔殿向がし濱町といふ、眞木がし也、四丁の餘過て小橋渡りて、右がは板倉伊豫守殿大島德十郎殿朝倉新十郎殿永井信濃守殿同伊賀守殿酒井修理殿阿部對馬守殿よこや、此間四町、行あたり三俣の落合、左に小橋有、井上相模守殿やしき、右之通川ばた、阿部對馬守殿酒井修理殿、小橋わたりて同雅樂頭殿、うしろに安藤對馬守殿土井周防守殿やしき有、前雅樂頭殿通を參り候へばくづれ橋へ出る、是まで四町、左に小網町なり、右の方くづれ橋を渡りて左り箱崎町、すぐ道三町行ば大渡しへ出る、前の箱崎町のかしを通りて南へ行に、左に久世大和守殿やしき有、此間半町過て東へ行に、左久世大和守殿よこや半町有、右松平伊豆守殿朽木伊豫守殿阿部播磨守殿、行あたり堀田對馬守殿、右皆はまやしき也、此間四町あり、

〇三　俣

一、此所を三俣といふ事は、淺草新堀靈巖島、此三方より通じて水のながれ分るゝゆへ、三俣とは申也、まことにその景はかりなし、北には淺草、深川、新田島、東叡山、待乳山、眼のまへにさへぎりて、

西の方には當御城下榮々梢繁く、愛宕の山の權現堂霞をわけて見えわたり、辰巳の方には伊豆の大島、ひつじさるにあたりては、三國無双の富士の山、半を雲の打蔽ひ、九夏三伏のあつき日も絕せぬ雪の峯白く、夏あつきをもしら波の、かへらん事も忘る也、東は遙に安房かづさ、南は滄海滿々たり、いつにまさりて望月の、三五の暮の船遊び、ことに勝れてゆゝしけれ、貴きも賤しきも、袖をつらね裳をそめ、思ひ〳〵に出船の、うきにうきたる有樣を、かの金岡も筆を捨、繪にうつすともかきがたし、さて又ふねのたはふれは、歌をうたひ、舞をまひ、琴さみせんに笛太鼓、波もろ共にさゞめかせ、さて船々のふなじるし、ふじおろしにもませつゝ、色々の花火のてい、流泉は雲をわけ、玉火は波にうつろいて、しだり柳に絲ざくら、風に亂るゝ有樣は、吉野龍田の花もみぢ、是にはいかでまさるべし、

さあ御座れ月も見つまた船遊び

一、くづれ橋より南へ半町ゆけば、右てに湊橋有、此橋をわたりて右に靈巖橋、左にかし通二町、町屋有、大渡しへ行、右の橋筋半町ゆきて、左てに道有、東へ行ば新濱町、つゞきにしほ町、行あたり町屋、左右に道有、前の湊橋筋を、それより壹町行て、左手に道有、かしばた新四日市、壹丁め二丁め三丁め四丁めまで有、うり物色々有レ之、行あたり川、左手に川ばた一町半町屋有、前の湊橋筋南へ行に、小橋わたりて左手に町有、かしばた也、半町行て南へ道有、長崎町壹町め、東行あたり川、うしろ同二丁め、前の通壹町行て、右てに道有、松平兵部殿やしきへ行、前のかし道東へ行に、白銀町一町め二丁め三丁めまで諸商人諸職人有レ之、行あたり川也、前の湊橋筋のかし南へ壹町ゆけば、左井上宮内少輔殿、此やしき壹町半過て、よこてに道有、かし端壹町過て小橋有、渡りて東は湊町壹町め二丁めまで有、材木がし也、壹町め二丁めの間、南の方に高橋有、前の通行あたり、左松平兵部殿戶田釆女正殿、天野孫右衛門殿やしき有、向に石川大隅殿つきぢやしき見ゆる也、

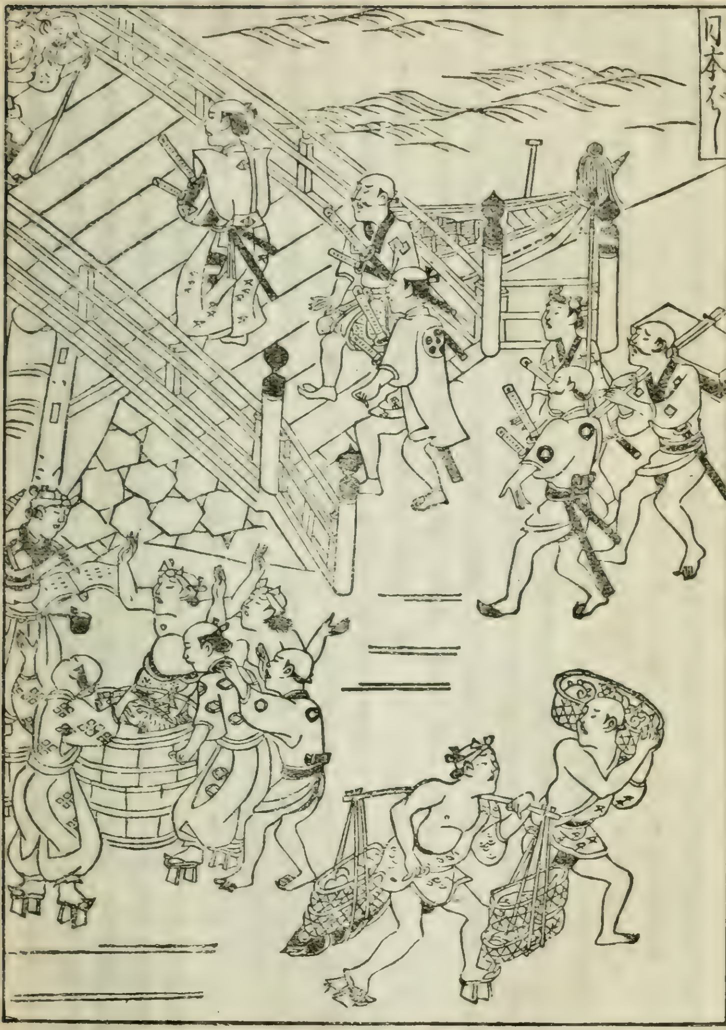
〇戸越橋より、北八町堀、稲荷橋、高橋、靈巖橋、將監橋、江戸橋までの內、屋敷町小路之事

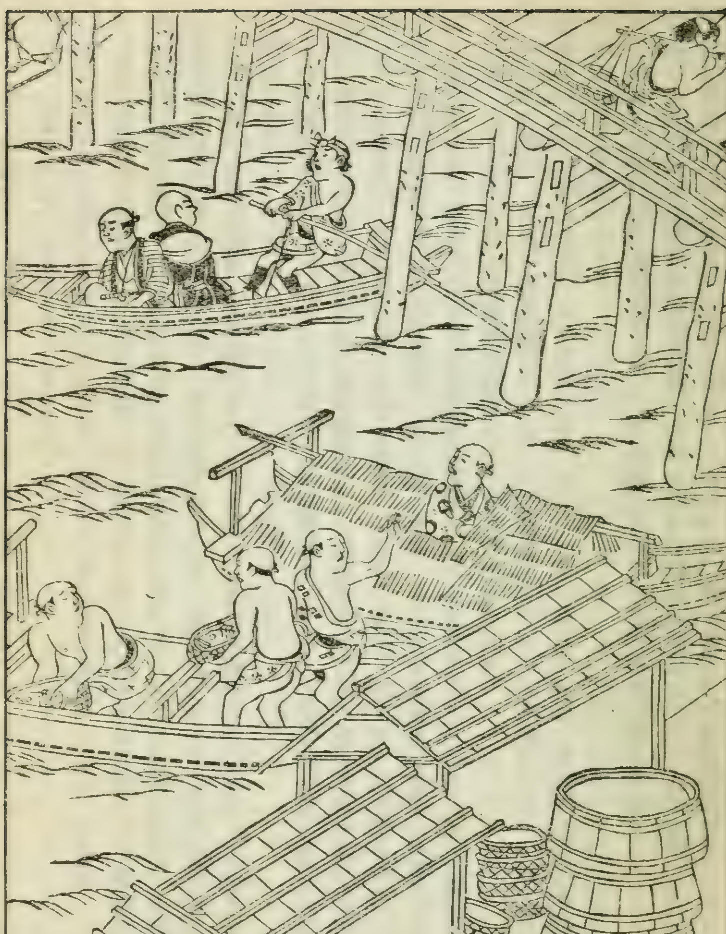
一、江戸橋、此所に借船有、土てまへに四日市廣小路、中道通にいろ〳〵うり物有レ之、日々此所へ持出て營みとす、すぐ道本材木町通壹町目より八町めまであり、行あたり左戸越橋なり、右の町に諸商人諸職人有レ之、かし端なり、小橋あり、但壹町目〳〵に一つづゝ橋八つ有、材木町壹町目將監橋を渡り向へ越、牧野佐渡守殿、橋の前右向井將監殿、それよりすぐ道へゆかず、南へかし通間宮造酒之助殿、横手に道有、前のかし通、左九鬼式部殿小濱孫三郎殿小笠原安藝守殿、よこてに道有、前のかし通南へ行ば、左松平越中守殿、前に橋有、越中橋といふ、越中殿やしきを過ぎて横手に道有、前の通南へかし通を行ば、鳥井兵部殿、よこてに町少有、兵部殿前に材木町へ橋有、南へ行あたり八町堀なり、是まで以上八町也、石をあきなふ、北八町堀一丁めより五町め迄有、行あたり高橋、左にいなり橋有、いなりの宮有、四丁めと五丁めとの間に今村傳三郎殿やしき有、

一、北八丁堀壹丁めと二丁目の間より、かやば町まで通道有、北へ行に右前田左兵衞殿日向半右衞門殿よこや、左鳥井兵部殿うら長や、右宮崎若狹守殿組六ヶ所有、左松平越中守殿裏長や、右島田出雲守殿組五ヶ所、左小笠原安藝守殿小濱孫三郎殿九鬼式部殿裏長や、間宮造酒之助殿向井將監殿、此衆やしき尻なり、右島田出雲守殿と堀ぎはに山王御たび所有、左牧野佐渡守殿裏門、是まで七町、右てに道有、東へ行にかやば町壹町め二丁めまでかし端也、此所に藥師堂有、行あたりれいがん橋へ出る、

一、北八町堀三丁め四丁めの間より北へ道有、此通壹町の餘、行あたり秋田淡路守殿、それより西へ行に、右溝口左近殿、左加賀井兵部少輔殿、つゞき松平丹後守殿、是まで壹町、左右に道あり、

一、北八町堀二丁目と三町めの間に通道有、北へ行に左三宅甚右衞門殿、つゞき宮崎若狹守殿、但し右松平丹波守殿よこや、溝口左近殿、入込島田五郎兵衞殿神尾市右衞門殿、左り島田出雲守殿組又一ヶ所有、左り山王おたび所、行あたり小橋有、渡ば左右に道有、此間六町なり、


日本ばし



○紀伊國橋より、眞福寺橋、南八丁堀、稲荷橋、鐵炮津、井に築地、鹽留橋までの內、やしき町小路付の事、付西本願寺之事

一、紀伊國橋まへ、紀州中納言樣御屋敷有、是よりしほどめ橋までかしに付、木挽町一丁目同二丁目、うしろに坂倉隱岐守殿小出甚右衛門殿、道二丁の右左りに有ㇾ之、木挽町三丁め南横通に、左朽木彌五兵衛殿京極主税殿、右松平美作殿うら長や、此間二町、まへのかし通南へ行に、木挽町五丁め、此所にきやうげんづくし、あやつり、其外見せ物色々有、南横通行あたり松平久之丞殿、南つゞき山岡三郎兵衛殿、左右に道有、木挽町七丁め、行あたりしほどめ橋なり、右町中に諸商人諸職人あり、かしばたなり、

一、きの國橋右木挽町通左かど、紀州中納言樣御藏屋敷、それより横手に付東へ道有、かしばた一町の餘行て右てに入込有、右がは松平權左衛門殿加々美治郎右衛門殿、左新庄長門殿、それより前のかし通へ出て又東の方へ廿間程行ば、左北へ道有、前のすぐ道半丁程行ば、右伊達宮內殿よこや、行あたり本田兵部少輔殿、右南へ道ありてつぽう津へ出る、前の通より左北へ道有、是を行ば左手に眞福寺橋、爰に借船有、東へ行道かしばたは南八丁堀壹丁め二丁目三丁め、同うら通に牧野八太夫殿松平和泉守殿、五丁め左り稲荷の宮有、同橋有り、此所にかしぶねあり、

一、濱通表筋の分、いなり橋南橋づめより、少し東へ出て本湊町一丁め二丁め、此間によこ道有、前の通南へ行に、小橋をわたりてふなまつ町一丁め二丁め、此間に道有、ならびあかし町、右に小橋有、西本願寺の道なり、

一、右の通うら筋いなり橋通南へ行に、半町過て行あたり松平和泉守殿、それより東へ十間程行て南へ行ば、左石川八兵衛殿久治本內藏殿、小橋わたりて本田越前殿よこや、右に表門有、前のつゞき井伊兵部少輔殿松平山城守殿平井卜養橫屋、行あたり海、右に橋有、此間七町半有、

一、右の内本田越前守殿表門を四十間ばかり通りて、小橋有、渡りて左小笠原隼人殿、右松平近江守殿、行あたり堀なり、此間二町、左に道有、南へ行に左かど加々美甲斐殿、前に橋有、加々美橋と云、となり淺野采女殿堀ばた也、行あたりに橋有、西本願寺への道なり、此間三町あり、

一、加々美橋筋、橋を渡りて左りに道有、ほりばだ也、前の加々美橋筋を西へ行に堀なり、左荒川右近殿松平木工殿岡部主水殿、左に道有、前のかし通西へ行に、左森助十郎殿一柳權之丞殿安藤内藏殿、此間二町、右てに橋有、左り手の道南へ行に、堀ばた左がは安藤内藏殿よこや、水口内記殿、此間壹町、よこてに道有、同がは雨宮對馬守殿渡部半右衛門殿よこや、右がは松平與右衛門殿よこや、丹羽權右衛門殿よこや、右てに道有、前の通り東へ行に、右がは織田主計頭殿、左手に道有、前のつゞき溝口甚五右衛門殿地尻、右手に道有、前の通左がはかど松下加兵衛殿朽木隼人殿松平大藏殿、右戸澤能登守殿うら長や、此間三町、行あたり堀なり、左右に道有、前の堀ばたへ歸りて南へ行ば、左かど松平與右衛門殿青山藤右衛門殿戸田相模守殿、よこてに道有、前のかし通南へ行に、左かど木下内匠頭殿龜井貞右衛門殿、まへに小橋有、前のつゞき堀長吉殿よこや、此間三丁半、行あたり堀なり、右に小橋有、木挽町への道、左西本願寺への道、濱はたまで道有、

一、右の内堀長吉殿つゞき山口出雲守殿よこや、此間一町、表門通を北へ行に、左山口出雲守殿青山藤藏殿田中作右衛門殿佐野壽兵衛殿、右山田淸太夫殿よこや、花房宇右衛門殿内田傳右衛門殿内藤八之丞殿伊藤出雲守殿、左右に道有、前の通北へ行に、左佐野吉之丞殿溝口孫右衛門殿、青山藤右衛門殿、右土岐左門殿よこや、播與右衛門殿よこや、續き富永源太夫殿飯高傳八殿、左藤懸六郎右衛門殿駒井三郎殿溝口甚五右衛門殿、此間一町、左右に道有、前の通左戸澤能登守殿、右本願寺寺内、行あたり大隅橋へ出る也、此間又一町の通、青山藤右衛門殿、北つゞき丹波權兵衛殿、右藤掛六郎右衛門殿よこや、行あたり多宮對馬守殿、左右道有、此間三町半有、

一、加々美橋西づめより南への道三町、かし通行ば、大隅橋にて行あたり也、加々美橋よりかし通を南へ半町行ば、右てに西へ行道有、此道をさして行に、左後藤民部殿よこや、久保五兵衛殿、伊勢八右衛門殿よこや、右惣やしきの地尻、此間三町、左右に道有、行あたり堀助右衛門殿、南つゞき渡部平右衛門殿、前のかし通一町ゆけば、右手に道有、西をさして行に、左戸澤能登守殿、此やしき一町、右がは松平大内藏殿朽木隼人正殿松下加兵衛殿、是より南へ行道有、左戸澤能登守殿よこや、右溝口甚五右衛門殿よこや、此間壹町すぎて左右に道有、前の通南へ行に、右飯高傳八郞殿よこや、小笠原七右衛門殿よこや、左西本願寺、此間壹町ゆきて右てに道有、前の通南へ行に中山平右衛門殿伊藤主殿殿戸川主膳殿全内藏殿横や、左本願寺まへ、此間貳町半、行あたり左右に道有、

○鐵砲津西本願寺

一、此寺はいにしへ淺草御門のうちに有しを、酉の年の廻祿以來は此地にうつされ、海をつき出して地形とせり、其頃は人家も立離れていとさびしかりけるが、御當家繁榮いやまし、かゝる築島のはてまでも軒に軒をかさね、今は江府滿中になりぬ、堂は東向に建られたり、前には海づらまん〳〵見おくり、つくばの山に安房かづさ、伊豆の大島一目に見やり、右手にふじの山をかゝへ、さながら庭にうつしをき、一詠何吟たねとせり、誠に行かふり小ぶね、ながめにあかぬ有様なり、また發句に、

時をかへずきく〳〵や本願寺の花

一、大隅橋西より東へわたりて、行あたり渡部大隅守殿よこや、南へ堀に付て道有、左水野民部殿、此町一町過て小田原町一町め二町め、行あたり堀、右にはし有、左にも道有、

一、大隅守殿表門通、湯島本鄕町つゞき町二町有、小田原町新道なり、行あたり堀なり、左右に道あり、

一、大隅守殿表門を一町東へ行て南へ道有、上柳町、つゞきて淸水谷町、水上町、行あたり堀なり、左右に道あり、

一、大隅守殿よこやを一町通て又東へ半町行て、南へ行にはま筋、江戸町、飯田町、川口町、橋をわたりて左松平安藝守殿稲葉美濃守殿濱屋敷なり、此間一町、行あたりなり、

一、西本願寺南横通かしに付て西へ一町ゆけば、左に橋有、わたりて南へゆくに堀ばた也、左仙石長五郎殿櫻井宗玄、よこてに道有、前の通南へ行に、左龜井能登守殿土岐伊豫守殿、少しまはりて山名隼人正殿、よこてに道有、前のかし通南へ行に、左尾張中納言様御やしき、一町半過て右て橋有、しほどめ橋へ出る、前の通行あたりにも橋有、此橋わたりて甲斐宰相様御やしき、行どまり也、是まで四町ほど有、

一、右の内仙石長五郎殿よこや、堀ばたを一町ゆけば南へ道有、右がは本田源右衛門殿森兵吉殿米倉半左衛門殿、よこてに道有、前の通西へ行に、川勝主水殿妻木源治郎殿有馬三五郎殿大島左兵衛殿、よこてに道有、是まで二町の餘あり、

江戸雀　四巻目

○江戸橋、日本橋、一石橋、呉服橋、鍛冶橋、すきや橋、山下御門、御成橋、新橋、紀伊國橋、眞福寺橋、戸越橋までの內、町小路の事

一、一石橋は日本橋より二町西に有、此一石橋といふは、此に金後藤やしきあり、南に呉服後藤家有、去によつて兩方合せて一石なりとて、江戸わらべのいひなせるせわなりしを、今に此橋を一石橋といふなり、

一、一石橋南橋づめより東へ行に、西川ぎし町一丁目二丁め、左右の道通町、左日本橋、前のつゞき萬町、左右の通中通といふ、前のつゞき靑物町、行あたり左右の通材木町、左江戸橋へゆく、是まで四丁あり、

一、右之町より、一町南うしろ通呉服橋、東西に橋をかけたり、西は見付、東へ行に呉服町一丁め同二丁め下槇町、つゞきて左內町、行あたり材木町通、

一、右之町より半町、南うしろ通かしより東へ行に、大工町一丁め二丁め、つゞきて向あぶら町、川瀨石町行あたり材木町通、

一、右之町より半町南うしろ通、大工町廣小路三町、殘る一町は入込なり、左右に町有レ之なり、

一、右廣小路より半町南うしろ通、かしより東へ行に、ひもの町一丁め二丁め、つゞきて下まき町一丁め同二丁め、行あたり材木町通、新道よこ町、右の町かしより東へ行に、南まき町一丁め二丁め、つゞきて鋸町一丁め二丁め、行あたり小橋有、材木町へ出る、

一、右の町より一町半南うしろ通、かしより東へ行に、桶町一丁め、二丁め、さや町一丁め二丁め、行

あたり材木町通へ出る、
一、右之町より牛町南うしろ通、かしより東へ行に、長崎町廣小路二町有、殘る一町入込、是までなり、
一、右之町より牛町南うしろ通、かしより南、かぢ町一丁め二丁め、すゞき町、いなば町、行あたり小橋有、材木町通へ出る、但よこ町新道有、
一右之町より一町南うしろ通、かしよりから橋東西に有、西は見付、東の町少し南へふりたり、五郎兵衞町、疊町、つゞきて具足町、すみ町、行あたり材木町通へ出る、
一右之町より牛町南うしろ通、かしより東へ行に、新道二丁有て、左右の道通町筋、右京橋、前のつゞき竹屋町一丁め二丁め、かしばた也、右小橋有、行あたり眞福寺橋、すぐ道八丁堀通、材木町筋へ出るなり、石をあきなふ、
一、右之町より牛町南うしろ通、北紺屋町一丁め二丁め、此二町かし也、右てに小橋一ツ有、京橋へまがりて出る道なり、
一、北紺屋町一丁めの西がしの小橋をわたりて南へ行に、かしばた筋南紺屋町一丁めより四丁めまで有、右にすきや橋南北にかけたり、西見付、是より少し西へふりてゆくに、かしばた筋日影町、右に山下御門、橋あり東西にかけたり、西見付、東に町二町あり、山下町、鍋町是なり、前のかし通を南へ行に、山下町横丁、つゞき山城町、左兵衞町、丸や町、行あたり幸町廣小路、左右に道有、
一、右之内すきや橋之通を南へ行に、すきや町横町、左なべ町、右山下町、前の通り南へ行に、さがみ町かゞ町八くわん町寄合町、左新橋への道、右かぎのてに御成橋へ出るなり、
一、南紺屋町二丁め東うしろを南へ行に、弓町新肴町彌左衞門町新右衞門町竹屋町惣十郎町山王町、つゞきて大坂町、行あたり橋有、左新橋、右御成橋への道有、
一、日本橋より新橋まで通町つゞき、南一丁めより四丁めまで、南傳馬町一丁め二丁め、南かぢ町一丁

め二丁め、右町過て京橋、此所に借船有、此橋を渡りて銀座町、又新両替町共云、一丁めより四丁め有、尾張町一丁め二丁め、竹川町出雲町、行あたり新橋、此所にもかし舟有、是より品川道つゞき候ゆへ、新橋より南はしば筋に入、先にしるすなり、

一、京橋を渡りて左に道、かし通金六町一丁め二丁め、行あたり眞福寺橋、左右の通本材木町なり、

一、右之町より半町うしろ通かしばた、水谷町一丁め二丁め、行あたりて左眞福寺橋なり、

一、通銀座町東うしろ三拾間ぼり、此通を南へ行に、一丁めより八丁めまで有、材木町がし也、一丁めにくのくに橋有、四丁め五丁めに橋有、木挽町と向ひ合也、右之分町人の家居なり、新道よこ町にも諸商人諸職人有レ之、しるすに及ず、

○溜池を限て、虎之御門外、櫻田御成橋、しほどめ橋並に愛宕之下増上寺邊、金杉橋、新堀を限りて、西之窪、長坂、日ヶ窪、かうがい橋、澁谷、青山宿近邊、赤坂、築地之邊、増上寺之事、神明之事、愛宕山の事、金王櫻の事

一新橋を南へ渡りて左手に道有、左しほどめ橋、同かしばた鹽留町、此町を出て南へ道有、通町新道なり、左がは脇坂中務殿松平陸奥守殿保科筑前殿よこや、又入込有、神尾若狹守殿森内記殿、左右に道有、右増上寺表門通、左濱ばた、かし船有、前の通南へ行に、左加藤内藏殿、よこてに道有、前の通南へ行に、松平大隅守殿秋月佐渡守殿、左右に道有、右之通通町へ出る、左の道松平讃岐守殿表門へ出る、但此道一丁半、前の通へ出て左右に堀有、行あたり金杉橋新堀筋なり、此間十二町半なり、

一、新橋筋通町を南へ行に、日比谷一丁めより三丁め迄、西新道に稲荷小宮有、源助町露月町芝居町宇田川町、此町は殊の外長き町也、小橋は宇田河橋と云、此橋を渡りて南へゆくに神明町、右ての道神明へ行、前の通南へ行に、久右衛門町一丁め、右手増上寺表門みゆる、久右衛門町二丁め同三丁め、行あたり金杉橋、右に道有十一町が間に新道横町、諸商人諸職人有レ之、

○芝三緣山增上寺

一、三緣山增上寺の開山は、上總國之住人千葉之助の末孫千代松といひし少人也、幼稚の時より出家をとげ、後は其名を聖聰と申ける、然るに眞言の宗流を汲て、秘密金剛の妙用を仰ぎ、遍照舍那の實際を求め給ひて、のちには江府の貝塚の臺光明寺に住せらる、今此地は松平伊豫守殿、其比ほひ人王百一代後小松院の御宇に當れり、其時至德二年乙巳の夏、光明寺にして論議有、讃題は善導大師の四帖の疏に、長時起行果極菩提といふ釋文なり、然るに此聖聰一山の能北として、諸化の璧問者答者互に法問の扉を開き、疑難の石を碎かんとす、爰に源空上人より七世、酉蓮社了譽聖冏上人は、托鉢の鑑にて彼講席法文の場に立て、つく／＼是を聞きたまひて莞爾と笑て歸り給ふ、聖聰此由を見て、みづから座を立て跡を追ふて尋給ふ、やう／＼淺草の邊にて追付、終に其笑をふくみて退く事を問ひ給ふに、了譽其故を答給ふ、それより耳に口に劔戟をくみ、身に妙道の鎧をきて、釋福文の利に勝んと屢々問答し給ふに、淨土の奧儀に舌をまき、聖聰深く此法を念じて、今迄の惡念名利の鋒鋭を折て、忽我法をすてゝ了譽上人の弟子となり、則我寺を改て三緣山增上寺と號して、今に大蓮社酉譽聖聰上人と拜し奉る、第二代は明蓮社冏仰上人なり、此第三世は定蓮社樂觀音譽上人と號す、此和尚は心に大願を發し給ひて、億々の衆生を度せんとは志たまへども、末世の故にて、皆人邪見放逸にして、十惡の繩にからめられ、三毒の海に沈めり、いかにもして誠の心ざしを起さしめんと、みづから誓願をおこして、臨終の時節にいたりて火車のむかひに得給ふ、其時の辭世詠歌是あるよし、或人の曰、此上人前の年に火車のむかひを得給ひけるに、我今すこし衆生を引導して、弟子同宿にも一句の舟をなさん、來年の今月今日にむかひにゝ仰ければ、火車は行方しらずうせにける、震動雷電もそのまゝやみにける、又ぞや月も日も違はざるに、權者の上とはいひながら、ふしぎ成ける事共也、誠佛在世の提婆、我朝の守屋も皆是衆生の見せしめ也、今の音響もさのごとく、方便のためなるべし、又道號戒名



をひとつに合すれば、聖觀音と見えたり、有難し〳〵、なんぞ疑を起さんや、其後時代変に推移りて、第十二代の和尚を貞蓮社源譽上人と號す、是より東照權現台德院殿、將軍家二代の戒師たり、慶長十五年庚戌に當て、普光觀智國師の號を賜りぬ、今に至ていやましに繁昌して、一天四海にかくれなく、諸國より寄集まる所化多ければ、寮を作りて立つたへ、本堂の右に御魂屋有、その美麗なる事金銀を以てのべ付たり、七寶莊嚴もかくやあらんと思はるゝ、山の上に五重の塔有、銅瓦造なり、娑婆則寂光の淨土とはかゝる事をや申べし、又當寺の院號を廣度院とも申すとかや、

ゑどなれど淨土に増上寺

増上寺表門通に町有、又南の方ついぢ道に町二町有、新堀へ出る、行あたり橋なり、すぐ道西應寺前へ出る、増上寺表門通を半町ほど過て、左右に道有、是は神明の鳥居より新堀まで道有、二町の餘なり、左右に付て北へ行に、半町程兩がは町神明へ出る、左齋藤修理、右かど金剛院なり、

○芝日比谷神明之事

一、當社神明は、人王六十六代一條院御宇寛弘二年乙巳九月十六日に、御神幣并に大牙一枚此所にふりくだり給ふ、邑中の者共驚きて、是いかさまにも神明の此地に跡を垂れ給はんしるし成べしと、みな〳〵あやしみをなす所に、いづくともなく年七つばかりの女子、其所に歩み來たれり、忽ち眼色かはり狂ひ出て口ばしりけるは、我は是、神風や伊勢の内外の兩宮の神也、是より東にあたつて軍の事有ゆへに、常陸國鹿島の地に降臨し、その惡軍を退治して、今歸座の道に赴く、然るに我此所に跡をとゞめんため、二種のしるしを顯はして先汝等に示す、早く宮所を造るべし、丹誠を抽て信心に崇敬するならば、末の世までも此所榮ふべし、我又守の神となりて惡事災難を他方にしりぞけん、五穀はゆたかに納らん、相模國の内に藤原氏の者齋藤氏の者あらん、是を招き寄て神職の長とあがめ、宮仕へせさせよとて、神はあがらせ給へば彼兒女もうせにけり、村中の者は不思議の思ひをなし、先告げにま

かせんとて小宮をしつらひ、御神幣と大牙を納め奉る、又齋藤氏の人を尋しに、相州足柄より下しよせて、彼旨をいひふくめ、家を造りて神職をつかさどらしめたり、靈驗實にあらたにして、祈り奉るにかなはずといふ事なし、かくて數百年を過て後、後鳥羽院の御宇建久四年癸の巳の年、右大將賴朝公下總國奈須野へ發向の時、當地の宇田川に至て、賴朝公の帶給へる御太刀みづからぬけて水底に沈みけり、水練の上手に仰せてもとめ給ふ、其うしろの方に瀨ありて水底に光る物有、是定て尋させ給ふ御劒ならんと申す者有、則かの男を案内者にして神明に御參宮あり、頓てうしろの瀨にして太刀をもとめ得給ふ、直に御寶殿に納め給ふ、宮ゐは神さびて何となくたうとくおぼしめして、御尊敬淺からず、一千三百餘貫の田をもつて御寄附あり、それより社頭賑ひつゝ、次の年より神主社僧禰宜等まで軒をば並べ家を建て、神前の祈念怠る事なく、香花灯明たゆる事なし、其後星霜推移りて、人王一百二代後土御門院の御宇明應三年の頃、伊勢の新九郎氏重といふ人有、小田原の城主大森實賴を退治して城を乘取り、是を初てあまねく關東を打從ふ、後には髮をそりて早雲と號す、此時にあたつて當社の御領を削り取つて、我知行となしける、是に依て社人ども飢に望み、宮居悉く大破に及で、霧に朽風に倒れて修理する便を失ふ、夫より數十年が間諸國亂世しければ、おのづから參詣する人なし、然る所に、正親町院の御宇天正年中に、東照權現關東御在城の頃より、絕たるをつぎ廢れたるを興し、神社領額いにしへのごとく、此宮も同じく、昔には似ずといへども形のごとく再興を營み、宮領御寄附有ける、此故にや社人等安堵の眉を開き、漸く神前賑ひて、灯明の光を和光の月になぞらへ、利物の花房匂ひを施し給ふ、寬永十一年甲戌、大將軍家光公御信敬を以て、當宮は古へに變らず奇麗に修造有けり、又每年九月十六日に御祭禮と號して、臨時の神樂を行ふ、十四日より十六日まで此所に市を立て、いろ〳〵の物を商ふ也、

　神風の今にたえせぬ宮ゐとてかげすゞしくもおがむ諸人



一、此神明の宮を出て東へ半町行ば、左右に道有、通町の新道なり、左の方へ付て半町ゆけば、左南かどに薬師堂有、此通をすぐにゆけば日比谷横町へ出る、但し右手は町、左は屋敷の地尻なり、此ゆへに記さず、右薬師堂に横道有、行あたりて右に付北へ行に、三島町有、片町也、行あたり又町有、それより西をさして行ば、右て東かど松平帯刀殿横屋、一町程行て横てに道有、前の通西へ行に、西かど藤堂庄右衛門殿平野丹波守殿、此間一町、横手に道有、前の通西へ行に、左がは増上寺うら門有、右西角長谷川左左衛門殿横屋、川勝孫介殿青木甲斐守殿よこや、此間一丁半、右てに道有、愛宕への道也、前の通左増上寺ついぢなり、南へよこたはりて行に、右に少し町有、片町なり、右てに道有、前の通南へ一町行て西へ行、左片町、右伊奈長右衛門殿、此間壹町、右てに道有、前の通西へ行に、左金地院、右加藤内蔵殿、金地院につゞきて片町有、此間一町、それより南へ付て行、右牧野飛驒守殿、此間壹町、それより横屋に付て西へ行、左牛込太左衛門殿、此間壹町行て左右に道有、左金杉新堀、かはらけ町三田臺町へ出る、右西の久保への道、西へ行に、左信長寺よこや、右戸田九兵衛殿よこや、此間半町の餘、左右に道有、前の通西へ行に、右稲葉能登守殿、此間壹町、横手に道有、右高龍寺門前に町少し有、徳元寺つゞきに町少し有、高徳寺又門前に町有、左松平伊豫守殿、是まで二町、それより少まがりて南へ行に、左京極備中殿よこや、右甲府宰相様よこや、此間壹町半、行あたり新堀、左右に道有、前の通西へ行に上杉喜平次殿、片町有て甲府宰相様、又片町有、此間二町半ほど行て、右てに道有、前の通西へ行に、左太田原山城守殿よこや、右鍋島信濃守殿よこや、此間壹町行て、左てに太田原山城守殿、片町少し有て、大長寺門前に町有、金森帯刀殿、又片町有、入込に甲府宰相様、それより西へふりて行に南がは町、右がはかど有馬和泉守殿横屋、大久保出羽殿、よこてに道有、前の通西へ行に、あき地半町有、戸田孫十郎殿、それより西へふりて行ば南がは町一町、行あたり新堀、左右に道有、爰を長坂といふ、此間四町半、前の通へ歸りて西へ行ば、右鍋島信濃守殿よこや、左有

馬和泉守殿、此間四町程行て右に道有、前の通西へ行に、左有馬左衞門殿、三十間の餘行て左手に道有、南へ行に右大久保出羽守殿戸川土佐守殿、左東へ道有、此間一町餘、前の通へ出て西へ行に、右長谷川半介殿、片町有、左大久保出羽殿横屋、此間四十間計行て左手に道有、又十間計行て右手に道、宗願寺へ行、前の通西へ行に、左がは元泉寺地尻、少し町有て、勝泉寺門前に町有、光泉寺同じく町有、神高寺門前に町有、板倉伊豫守殿組やしき有、右内藤左京殿、此間二丁半、此邊六本木といふ、左右に道有、前の通西へ行に、左梅龍院、西へ付て道有、右少し町有て、法安寺門前に町有、長德寺長勝寺、同じく町有、長泉寺門前に町有、左町屋、中程に道有、此間二町、行あたり鍋島攝津守殿左右に道有、前の通かへりて北へふりて行に、右松平大膳太夫殿、左寺町屋の地尻、又少し横屋有、此間一町半、同南へ道有、左町屋のよこて、右鍋島攝津守殿、此間一町の餘行て、行あたり伊達遠江守殿、それより南へ行に、左京極賴母殿、右阿部美作守殿、此間一町半、夫より東へ行て、左京極賴母殿、右松平縫殿殿よこや、此間一町過て左右に道有、右の方南へ行に、左松本伊賀守殿、町の地尻、右松平縫殿殿大久保助左衞門殿、入込阿部美作殿、此間一町、左に道有、又すぐ道も有、前の通北へふりて行に、左鍋島攝津守殿、教雲寺并觀音有、右に谷出羽守殿、此間二町、右てに道有、前の通北へふりて行に、左井上相模守殿靑山大膳太夫殿、右松平安藝守殿よこや、靑山丹後守よこや此間五丁半、左右に道有、此邊靑山宿といふなり、

一、虎の門向に伏見町、兼房町又おなり町、左に御成橋有、是を幸橋といふ、見付の名は日比谷御門といふ、夫より東へ行道に、右廣小路左に有、前の通壹町程行て、ふきで町、左新橋、右日比谷一町目、横町有、

一、右の町より半町、南うしろ通、久保町うしろより右がは京極備中守殿横や、表門通はあたごへゆく、前の通東へ行に稻葉右京殿横屋、同庄右衞門殿分部若狹殿よこや、同向松平求女殿横屋、大村因

幡殿秋月佐渡守殿よこや、同向有馬周防殿横や、井上玄鐵山内次郎太夫殿よこや、同向中川佐渡守よこや、左日比谷横町、此所に喜多七太夫家有、行あたり通町へ出る、是まで七町半程有、

一、ふきで町横通南へ行に、左中川佐渡守殿、右山内次郎太夫殿、岡部丹波守殿、此間壹町ゆけば左手に道有、前のつゞき木下長右衛門殿よこや、右てに道有、前の通南へ行に、左岡部志摩守殿片桐新之丞殿、右高木伊勢守殿、此間半町行ば左手に道有、前の通西に行に、右片桐主膳正殿、是より西へ付て道有、左本田源七殿見勝孫四郎殿仙石因幡守殿よこや、右高木伊勢守殿よこや、野瀬八左衛門殿同日向守殿よこや、行あたり永井式部少輔殿、左右に道有、此間二町有、

一、兼房町うしろに南へ付て小路有、左有馬周防守殿野尻了意盛法院、右秋月佐渡守殿松平久米之助殿、左右に道有、前の通南へ行に、左野瀬近江守殿日向守殿、右内田玄勝佐久間五右衛門殿永井式部少輔殿、筋違に左右に道有、前の通南へ行に、左仙石因幡守殿、南横てに佐々木源右衛門殿桑山主水殿、此間二町、前の通南へ行に、右田村右京、よこてに道有、前の通、左堀飛驒守殿、南横手に桑山修理亮殿、前の通南へ行に、右内藤三左衛門殿神尾五太夫殿、左松平陸奥守殿、此間半町行ば、右てに道有、前の通南へ行に、左溝口土佐守殿桑山丹後守殿藤堂主馬殿同庄兵衛殿よこや、左手に道有、松平帯刀殿、行あたりは増上寺ついぢ、左右に道有、此間七町有、

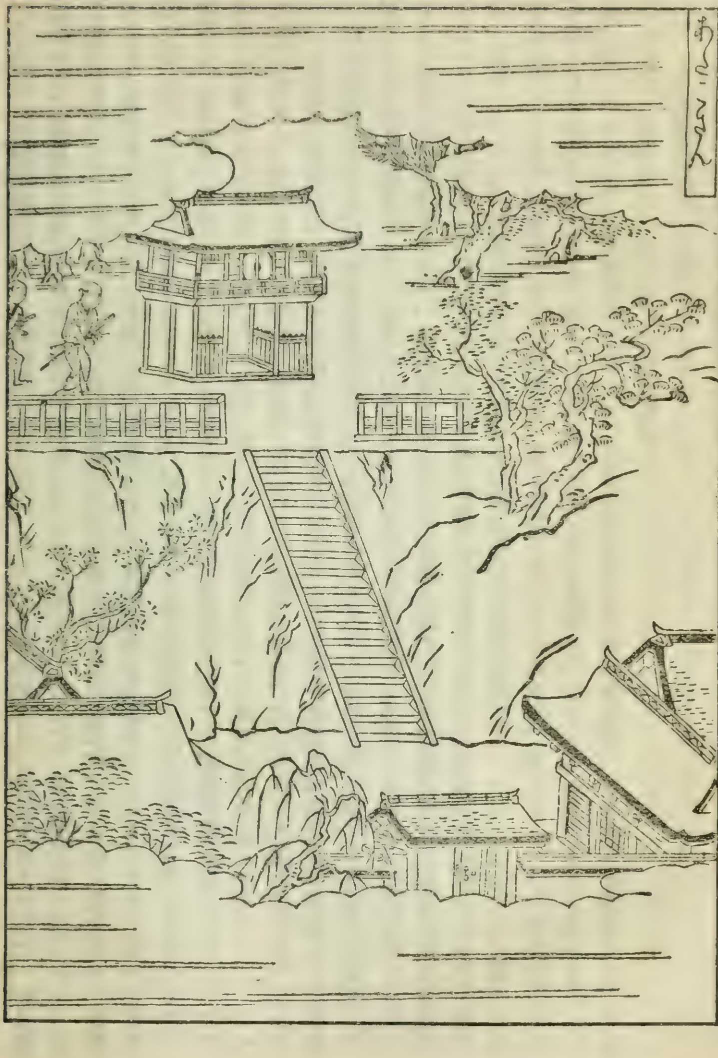
一、増上寺裏門筋、南より北へ行に、左長谷川五左衛門殿藤掛釆女殿本田美作守殿、是まで壹町半、右平野丹波守殿よこや、それよりかどまで屋敷の地尻也、右之内美作守殿横手筋西へ行、左野瀬庄左衛門殿松平丹後守殿同但馬守殿、右松平淡路守殿地尻、片桐主膳殿、此間二町、行あたりあたご、左右に道有、右愛宕の左に藥師堂有、左同がは松平但馬守殿青木仁右衛門殿同甲斐守殿、右清性寺、行あたり増上寺ついぢ、左右に道有、此間二町有、

○愛宕山　此所の石だん六十八有

一、そも〳〵山城國愛宕山朝日の峰勝軍地藏と申は、百濟國日羅の塞なり、敏達天皇十二年に、帝日羅は賢にして勇有事を聞召及ばれ、彼國に勅使を下して日羅をめしけるに、百濟王惜みて渡されず、重て勅使をたてられければ、是非なく其時來朝せり、帝政を問はしめ給ふに、甲を被て馬にのり、廳前に進んでひざまづいて、天下を治る所以を顯はせり、又聖德太子諸の童子に交りて共に日羅の館にまみえ給ふに、あまたの中より太子をさして、是神人なりとて三拜す、其後日羅の御弟子にならせらるゝ事有、文德天皇の御宇大寶年中に、役の行者と雲遍上人と同行にて、淸瀧に至れるに、雲起り雷なり雨ふる事車軸の如し、もろ〳〵の天狗大杉の上に現ず、時に二人秘呪密言を以て祈らるゝに、天晴れかゞやきて、まのあたりに地藏、龍樹、富婁那、毘沙門、愛染、光りをはなち給へば、天狗はいづくともなくうせぬ、二人やがて山に入、神廟を峯に立て、彼大杉を淸瀧の明神とあがめ給ふ、開山第一祖は雲遍上人、〔割註〕雲遍を改て泰證といふ、」その後光仁帝の御時、河内國の住人藤井氏慶俊〔割註〕天應元年に僧都になる、」勅使を蒙り中興せしむ、和氣淸丸建立なり、又桓武天皇の御時、宿の字を改て護の字になさせらるゝ、太郎坊と聞えしは、文德天皇の御時、洛陽の人正六位上紀朝臣御國の子なり、名を眞濟と云、〔割註〕柿本紀僧正也、」弘法大師に密教をうけ、承和の初めに入唐有て、程もなく歸朝してのち、高雄の峯にわけ入て、十二年が間出られざりけるに、いつの頃なるぞや眞濟染殿の后を見て心迷ひ、思ひの火を胸にたき、終に貞觀二年二月に死せり、年六十一、その執心靑き鬼となりて后を驚かし給ふ事有、終には其靈魂大天狗となり給ひぬ、誠に此山は軍をまもり火難をのがし給へば、誰れか渴仰の敬拜なさゞらんや、此故に東都江府の地に勸請有、いよ〳〵其德高くして、參詣の人日々にたえず、まことに殊勝の靈地なり、

勝軍地藏にこと寄てかくなん

風と共に花をちらすや勝軍


あたごさん

一、兼房町うしろ通、堀飛驒守殿表門通、西へ付てゆく道、左內藤三左衛門殿よこや、右田村右京殿よこや、谷內藏殿堀三六殿長谷川又七郎殿上田繍右衛門殿跡部宮內殿、左松平淡路守殿名子藏主殿片桐又七郎殿、此間三町、左右に道有、左愛宕の道、前の通より少し北へ行てすぐ道有、左大久保市左衛門殿岡部隱岐守殿天德寺表門、多羅尾權右衛門殿よこや、右片桐三郎左衛門殿戶田權九郎殿山岡傳左郎殿山形市左衛門殿小出斗右衛門殿德永賴母殿、行あたり牧野半右衛門殿、左右に道有、此間二町有、

一、右北うしろ通、兼房町うしろ筋、仙石因幡殿表門筋西へ付ての道、左田村右京殿よこや、丹羽內記殿、三雲平左衛門殿赤井五平次殿秋山六左衛門殿張部金右衛門殿野瀨市十郎殿渡部大隅守殿、右永井式部殿よこや、花房勘右衛門殿岡本玄陳大江次郎左衛門殿多賀三郎左衛門殿戶田市郎右衛門殿田村右京殿牧野大膳亮殿、此間二町半、左右に道有、少し北へ行ば、西へすぐ道有、左朝倉藤九郎殿大同寺孫十郎殿、並堀勘右衛門殿富永彥四郎殿同源右衛門殿、右細川丹後守殿加藤源左衛門殿、遠山與三右衛門殿、並下會根三十郎殿、此間六町、左右に道有、南へ少し行て西へ付て道有、左竹中左京殿戶川玄蕃殿よこや、右多賀吉左衛門殿土方宇右衛門殿奥村八郎右衛門殿よこや、行あたりは水野民部殿、左右に道有、此間壹町の餘あり、

一、右北うしろ通、ふきで町よこ町筋、岡部志摩守殿表門筋、左高木伊勢守殿よこや、大島雲八殿能瀨近江守殿よこや、右木下長右衛門殿池田采女殿盛法院よこや、此間二町、左右に道有、前の通西へ行に、左內田玄勝よこや、一柳山城守殿上村右衛門殿毛利主膳殿妻木傳藏殿土方備中守殿横や、右松平久米之助殿よこや、水野左近殿佐久間備中守殿、横こに道有、前のつゞき山崎勘解由殿荒木十左衛門殿一柳對島守殿島津薩摩守殿、此間三町半程、左右に道有、前の通西へ行に、左細川丹後守殿地尻、木下左近殿仙木彌五左衛門殿近藤九左衛門殿、右は木下右衛門殿、相良遠江守殿谷出羽守殿谷藏主殿よこや、左內藤權之助殿よこや也、野瀨惣十郎殿同市十郎殿よこや、此間三町、左右に道有、行あたり

中西圖書殿よこやなり、

一、右の内谷出羽守殿表門通筋、西久保へ出る、此通南へ行に、左近藤九左衛門横や、下曾根三十郎殿横や、右内藤權之助殿下曾根長次郎殿多賀吉左衛門殿よこや、筋違に左右に道有、前の通南へ行に、左宮永源右衛門殿よこや、徳永賴母殿よこや、右竹中左京殿よこや、牧野半右衛門殿朽木監物右丸七兵衛殿、右に道有、前の通左多羅尾權左衛門殿つゞき片町有、天徳寺うら門、同町圓照寺左手に道有、同がは片町、清龍寺、右遠山半左衛門殿同半右衛門殿野瀬山城守殿齊圓寺加藤内藏殿よこや、左伊奈三右衛門殿よこや、行あたり金地院、左右に道有、此間三町、前の通へ歸りて、手前より右金松彌五左衛門殿、よこてに道有、右側北條左近殿、左大井新右衛門殿松平甚三郎殿佐久間備中守殿吉田長庵北條左京殿、行あたり大久保甚右衛門殿よこや、左右に道有、此間四町、前の通へ歸りて南へ行に右片町、仙石主税殿大要寺、町少し有、時の鐘つく所有、西久保八幡有、鳥居を過て石段有、四十九段也、八幡前より續きて町、片町なり、西手に長遠寺、横てに本田忠右衛門殿設樂市左衛門殿、向に井上太左衛門殿組有、前の通へ歸りて、左手北より光明寺、次泉光寺、門前に町有、加藤内藏殿、少し町有て、明教寺本田半右衛門殿岡部隱岐守殿畠山民部殿、少し西へ付て、それより南東ふりて道有、右かど戸田九左衛門殿よこや、片町少し有、四ツ辻へ出る、左右に道有、南へ付てゆく道かはらけ町なり、兩側町也、右てに道有、南がは須磨露水、岡本玄陳、曾根白庵、右信長寺よこや、左入込天徳寺隱居、花房助之丞殿、此間一町有、前の通へ出て南へ行に、右須磨露水よこや、熊野權現堂有、つゞき竹中監物殿、町少し有、池田忠右衛門殿、又町少し有、大連寺、入込に松平伊豫守殿、前の通へ出て同がは町有、但兩側也、青木甲斐守殿を限、左瑠璃光寺石川七左衛門殿、つゞき兩側町、入込に熊瀬攝津守殿同市十郎殿、前の通出て南へ行に片町有て、入込に永井彥左衛門殿、前の通へ出て南へ半町行に、行あたり新堀橋有、三田臺町へ出る、右てに道有、是まで十四丁の餘、右の道金杉新堀に

付て西へ行に、右青木甲斐守殿よこや、京極信濃守殿同備中守殿、是まで四町、右てに道有、前通右側甲府宰相様、此御やしき三町過て、右てに道有、長坂へ行、前の通すぐ道、右側稲荷の宮有、つゞきに片町、入込に鳥居兵部殿、前の通へ出て西北へふりて行に、右片町、向の入込内田出羽守殿、爰を日ケ久保といふ、前の通へ出て、北へ行、兩がは町屋壹町程有て、右森甲斐守殿、左伊東宗春、大橋宗有、明照寺、善心寺、續きに稲荷の宮有て淸徳寺、入込長要寺、片町有、右大久保出羽守殿うらながや、此間六町の餘、行あたり玄泉寺、左右に道有、左西をさしてゆく道に、右松平伊賀守殿片町有、左寺町屋のよこや、此間三町行て、南をさしてゆく道に、左側森甲斐守殿、つゞき片町、西光寺、つゞき誓專寺、門前に町少し有、右阿部美作守殿よこや、並に町有、左大寶寺、妙壽寺、右に長光寺、それより西側町や少し有、右妙專寺、左光明寺、横手に道有、右長福寺、左東北寺圓福寺明泉寺、此間壹町也、二町程南東へゆけば内田出羽守殿屋敷へ出る、前の通へ出てすぐ道、櫻田町といふ、右手前に稲荷の宮有、此町まで二町半有、櫻田町を過て右てに道有、前の通南へ行に、左側三光院、つゞきに町少し有、燈光寺門前に町少し有、正覺院つゞきに町少し有、右町のよこや、朽木監物殿、左松平織部殿、兩側町少し有て、十間ばかり西へ付て又南へ行に、右遠山主殿殿、左多賀左近殿、右に稲荷有、左片町、右はあき地なり、此間三丁程、左に廿間の餘東西に道有、此間前への通南へ行に西側町、左右に道有、右への道南側、遠山主殿殿よこや、北條伊勢守殿井上左大夫殿、右明地はたけ、此間二町、行どまりなり、左への道に、左側秋月佐渡守殿、右南部大膳大夫殿よこや、此間半町、前の通南へ行に、左南部大膳大夫殿、右遠山主殿頭殿木下淡路守殿岡部丹波守殿、此間三丁半程行て左に道有、前之通南へ行に、右片町、左町のよこや、此間半町過て左右に道有、左之道少し行て南へ行に、一町の餘過て、行あたり本多越前守殿、うしろに京極頼母殿、左右に道有、是迄は新堀の順道より道七八町南へ行、

一、右之内櫻田町南に右手へ道有、此通西へ行に、左片町半丁、つゞき畠有、入込に遠山主殿殿、右向に阿部美作守殿、是より二町ほど行てからがい橋有、此所狼谷といふ也、左右に道有、左へ付て行ばたんぼ道也、二町程行て西に道有、小坂上りて左山口平左衛門殿同修理正殿、右にも同屋敷有、此間三町程行て右に道有、前の通より一町ほど西へ行て、南へ半町程付てゆくに、西へ又道有、二町ほど過て左に道有、同側明地畠也、右側半町ばかり畠有て、金森萬之助殿、此屋敷一町半過て右に道有、金王櫻の邊へ行、萬之助殿つゞき渡部越中守殿、此屋敷一町の餘有、よこてに付て西へ一町行、それより南へと行に、左てに道有、右側牧野飛驒守殿森日向守殿、行あたり同日向守殿屋敷にて行あたる、左手に道有、此間四町、前の道金森萬之助殿屋敷より北通を西に付て行に、小板上りて右織田信濃守殿、左畠なり、二町過て櫻井庄之助殿、筋向右手島田出雲守殿一柳對馬守殿、此間壹町の餘有、すぐ道二町半行ば、行あたり堀なり、對馬守殿表門通を壹町程南へ行ば、左に金王櫻有、同じく小みや有、此あたり澁谷といふなり、

○澁谷金王櫻

一、此澁谷は、左馬頭義朝に召使はれし金王丸といふわらはの在所とかや、然るに源義朝は、平治元年に大納言藤原信頼にくみして、よしなきむほんを起し、待賢門の軍にうちまけて、主從五騎にうちなされ、東國さして落たまふに、三男頼朝は垂井の邊にして見失ひ、それより四騎にて、美濃の國青墓の宿長者が所へ付給ふ、其夜二男朝長は流れ矢膝口にうけて行歩叶ひがたく、雜兵の手にかゝらん事を無念に思ひ、腹かき切てうせたまふ、義朝一方ならず歎きたまふといへども、よし〳〵弓矢とる身の戰場の討死、なげく事ならずとて、猶東國へくだられけるが、尾張の國野間内海に鎌田兵衛正清が舅長田庄司忠宗を頼み、かれがもとへ入給ふ、長田不忠にして裏がへり、聟鎌田をうち、次の日義朝につめ腹切せ奉る、金王口惜くおもひて、長田を討んとしけれども、とかふして討得ず、其の後都に

上り、義朝の妻常盤御前にかくと語り、すぐに出家し廻國修行の身となり、主君の跡をとぶらひ奉る、修業のついで、故郷なれば、此所へ歸りて今の櫻を植しと也、さて又頼朝仰に從ひ、判官義經を討手に向ひし土佐正高とは、此澁谷の金王丸の事也、櫻は殊の外老木にて、枝まはりに花の數すくなし、花の色は白し、

さく時や金王の盛あり花のもり

一、からがい橋より右てに道有、一町半、たんぼ路を行て西へ道有、小坂上りて左淨生寺、高木小左衛門殿、此間二町半行ば、左手に道有、前の通西へ行て二町程西へ行に、高木掛解由殿、右てにも同屋敷有、此道五町ほど行て、左近藤のぼり組、右渡部平三郎殿組、左右に道有、

右之分を指置、溜池近邊、赤坂邊を書付可レ申候へども、西南の限り知れ難きゆへ、わざと記す者也、

一、虎之御門より西南の通に付て行に、堀ばた左かど、田中大隅守殿谷帶刀殿同藏主殿、此間二町計、堀へ付て溜池へ出る、前の通南へ行に、右中西圖書殿よこや、左かど野瀨市十郎殿奥村八郎右衛門殿向に水野民部殿、左かど戸川玄蕃殿、此間壹町半、行あたり松平大和守殿、左右に道有、左へ壹町程まがりて東へ行に、左かど牧野半左衛門殿、右かど多賀三右衛門殿、櫻井庄之助殿、此間四十間程有、それより南へ壹町の餘行て、行あたり牧野飛驒守殿やしき有、それより東へ半町行ば、天德寺うら門へ出る、左右に道有、

一、右之内中西圖書殿表門通堀に付て西へ行に、隣織田内記殿、此間壹町内記殿よこや、溜池に付て二町程行ば左右に道有、右赤坂田町へ出る、前のすぐ道南へ行に、右かど山口修理殿、つゞきに片町有、左かど松平大和守よこや、御手洗傳左衛門殿大久保甚右衛門殿、右牧野半右衛門殿谷文五郎殿、此間壹町半、左右に道有、前のすぐ道南へ行に、左かど神尾左衛門殿木造七左衛門殿、右杉浦伊豫守殿、

此間壹町行ば横てに道有、前のすぐ道南へ行に、左奥山甚右衛門殿、右かど荒井權之助殿、左金森左京殿、右本田主馬殿、此間壹町行ば横てに道有、前のすぐ道南へ行に、左酒井權左衛門殿、右かど木下淡路守殿、左花房外記殿、右長谷川九左衛門殿、又此間一町行ば横手に道有、右近藤源左衛門殿、左伊藤安左衛門殿よこや、西科勘右衛門殿、行あたりかど坪內惣左衛門殿組、此間一町有、前之通南へ行に、左山內大膳大夫殿後藤淡路守殿、此側一町、横手に道有、前の通右かど伊藤安左衛門、此側半町、横手に道有、西へ行に、左かど伴野九左衛門殿石川市正殿よこや、右片町、此間一町、左手に道有、前の通西へ行に、左かど日根權十郎殿、右石川若狹守殿、つゞき片町、市兵衛町といふ、左加藤金太郎殿、此間一町行ば右手に道有、前の通西へ行に、左片町有、右淸圓寺横や、此間半町、行當り善覺寺、左手に道有、南へ行に、右岡部丹波守殿、つゞき片町、不動院、又片町有、かど岡本壽仙、左鍋島信濃守殿、此間一町半、行當有馬左衛門尉殿、左右に道有、右靑山へ行道なり、

一、右之內市兵衛町西右手に道有、小坂上りて北へ行に、右松平隼人正殿、つゞき町也、左淸圓寺善覺寺延念寺、門前に町有、法忍寺、內藤伊勢守殿、此間二町の餘、行當相馬長門守殿横や、左右に道有、右長門守殿横やに付て、右渡部傳四郎殿、筋向に圓照寺、つゞきて光照寺法雲寺、門前に町有、此間二町行ば右手に道有、前の通東北へ行ば稻荷宮有、つゞき町少し有、南部坂へかゝる、右町横や少し有、伊藤傳之丞殿、安部坂を越て、左岡部志摩守殿、右松平右衛門佐殿、行あたり新堀左衛門殿、左右に道有、此間二町有、

一、右之內稻荷の御前筋東へ行に、兩側町少し有、左坪內杢之助殿、右丹織部殿、此間一町過て筋違に左右に道有、すぐ道東へ行に、右坪內惣左衛門殿組、左道源寺、此間一町、右てに道有、前の通一町行ば、行あたり酒井權左衛門殿、左右に道あり、

一、右之內道源寺西横てを北へ行に、左片町、此間半町行ば右てに道有、前の通北へ行に、右かど坪內

宗左衞門組、行あたり眞田伊豆守殿、行どまり惣兵衞殿組の屋敷、橫手通を東へ一町行ば北へ道有、左妙福寺、伊藤采女殿眞田伊豆殿、中間一町行ば東へ道有、半町行ば又北へ道有、右側屋敷の地尻、左養泉寺、門前に町少し有て長泉寺、此間一丁、行どまり也、

江戸雀 五巻目 御城より南之方

一金杉橋より品川まで、金杉新堀を限て、淺生一本松、白銀村六本松、目黒、高縄手まで之内

大佛幷閻魔堂之事　氷川觀音の事　池上本門寺之事　目黒不動の事

一、金杉橋を渡りて、同一丁目北門際より東へ出る道有、半町行て右手に町あり、金杉うら町と云、前のすぐ道半町程行て、行あたり松原相模守殿濱屋敷有、右は金杉うら町一丁目より四丁目まで有、四丁目裏に稻荷の小宮有、前のすぐ道一町程行て小橋有、渡りて左に龜井能登守殿岡部內膳正殿濱やしき、二町程行て獵師町一町有、肴船此所へつく、すぐ道、行あたり鹿島小宮有、右手の道通町へ出る、

一、通町筋一丁目より三丁めまで有、右てに道有、西應寺へ出る、金杉四丁目小橋を渡りて、芝肴棚一丁目、此町殊之外長き町也、左右に道有、右ふくろ町へ出る、芝二丁目左右に道有、右長德寺へ出る、芝三丁目左右に道有、三田臺町へ出る、芝四丁目左右に道有、四丁目につゞきて田町一丁目、左に松平薩摩守殿保科筑前守殿町やしき、町屋の間に有、田町二丁め右に稻荷小宮有、左側水野民部殿內藤左京殿町屋のあひに有、左右に道有、田町三丁目左中川佐渡守殿水野谷左京殿松平安房守殿町屋之間に有、左に道有、札の辻なり、田町四丁め左松平縫殿殿、右同若狹守殿、町屋より南也、田町五丁目同六丁め、左牧津飛驒守殿町屋あひに有、田町七丁め左細川越中守殿遠山主殿殿町屋のあひに有、八幡宮有、田町八丁目左南部大膳殿、町より南也、同右に淨覺寺、田町九丁め右に道有、前のすぐ道南へ行に半町也、兩側茶や半町ほど有、右に道、同北東かど楊樹院、左菅賀玄勝、此間半町、行どまり道應寺、前のすぐ道南へ行に濱ばた、かし舟有、右一町程の內に所々に茶屋有て、片町少し有、淸泉院、つゞき茶屋少し有、此間一町程過て右に道有、前のすぐ道南へ行に、右少し片町有、並に稻荷の小宮、

つゞきて茶や、此間一町行て右の道、同兩側茶や一丁ぢかく有て、向に閻魔堂有、前のすぐ道南へ行に、右茶や少し有て、右之道兩側茶や壹町程有、向に大佛有、

○芝大佛並閻魔堂

一、歸命山五躰寺は木食但唱の建立也、頃は寛永十二年乙亥の年の事也、抑此但唱は攝津國多田郷の人なり、其母有馬の藥師に祈て儲けたる子也、幼時より佛道の心深く、終に年十五にして木食但善の弟子となり、其後信濃國檜特山に入て、百ケ日の間に念佛三昧を成就して、向の嶺にまのあたり三尊の御影を拜す、それより山を出て又淺間の嶽に籠り、百日居りて、夫より紀州那智にいたり、おこなふ事百日、其外西國南海あまねく巡り、色々の奇特を見る事たび〳〵也、其後江府へ下りて、今の五體佛をつくる、皆木像にして湆佛たり、年六十にして禪定に入が如く遷化せらる、されば三字念佛のすゝめは、但善但唱二代にして絕たり、又山城國葛野郡嵯峨の鳴瀧の五體佛も此時に造り、船に乘せて都に上せられしとかや、

又但唱の弟子念幸といふ人有、是は都の東白河の邊り田中といふ所にして地藏尊をつくり、廿五尊を共に安置して念佛をすゝめしが、是も早昔がたりとなりてうせぬ、

又門前の二王も同作也、石なり、其長一丈に及ぶ、

ある禪僧來りて、小僧に此佛はいかにととふ、小僧答曰、是本來歸命山五輪ぐそくの五體佛と答へぬ、禪僧うらゐてとりあへず發句に、

そもさんかひらくや花の歸命山

一、大佛の左の方に閻魔堂有、幷地藏尊ましします、垂跡の方便は水と波とのごとくにて、誓は同じ御助けにや、有雜尊像也、みな五體佛と一作、但唱の刻めるなり、

右に太子堂並に庚申堂有、少しさきへゆけば右てに道有、前のすぐ道南へ行に、右側にまばら成町二



町有、同東禪寺、町少し有、右てに道有、廿間程行て、行あたりに安體寺、南つゞきに宗淨寺、前のすぐ道南へ行に、右一町ほど片町也、右に道有、松平薩摩守殿やしきへ行、前の通へ出て、右ての町一町の餘行て右に道有、有馬中務殿やしきへ行、此道左手に稻荷の宮有、前の通南へ行に、右片町一町の餘行て小山有、同片町少し有、續きに松平美作守殿、つゞきに小さき山有、町一町有、それより一町の餘山有、やつ山といふ、それより南へ行ば左濱ばたに稻荷の宮有、是より兩側茶や、一町の餘過て右に道有、前の通南へ行に兩側町也、一町の餘過て右に道有、御殿山松林なり、御茶や有、前之通南へ行に、左右に町有て、右中程に泉福寺東海寺、右に道有、一町近く行て、南へついてゆく、此道畠也、行當り東海寺、西への道は池上目黑へ行也、東海寺は澤庵和尙のすみ給へる寺也、前の品川通、右片町ま原茶や、一町程すぎて右に海上禪林禪寺也、それよりつゞき一町程町有、兩側、それより二町が間旅籠や兩がは有り、右に駿河様表御門のあと、内に入て又御成御門有、五重の塔有、右どれ〳〵も破壞したる有様也、前の品川通町屋、一町程兩がは町屋、左に道有、池上目黑へ出る、兩がは町一町程有、左右に松平陸奥守殿屋敷あり、是まで鈴の森へ程近し、

〇水月觀音堂〔爰を荏原郡品川鄕といふ〕

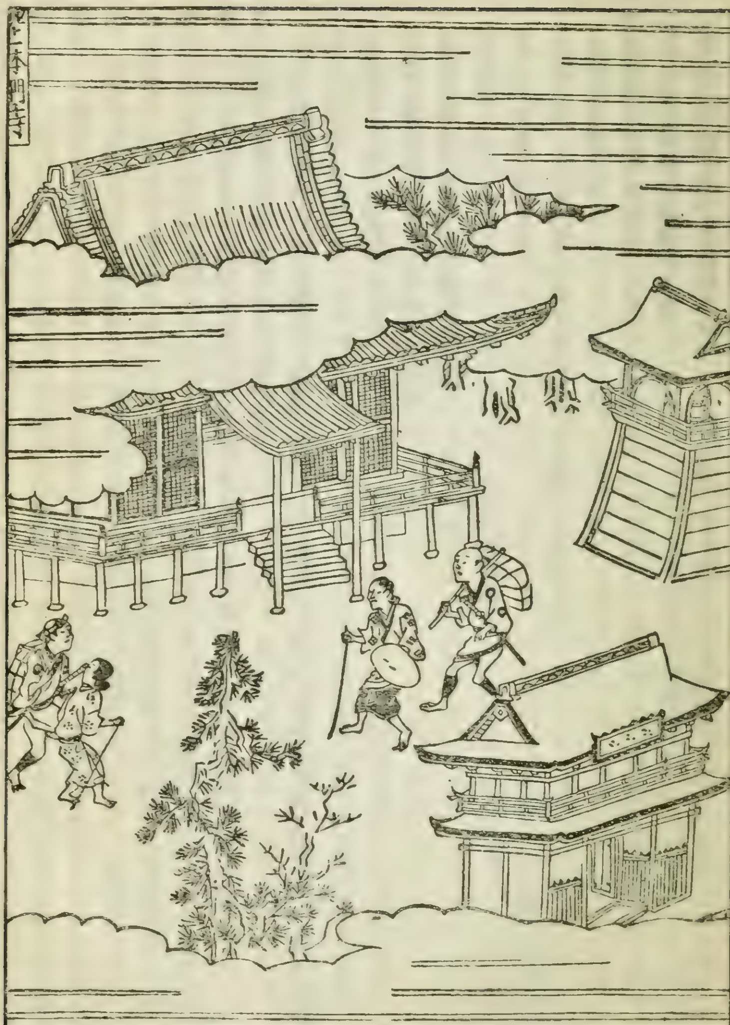
一、金花山水月觀音は弘法大師安置の本尊也、閻浮檀金聖觀音の立像也、もと是龍宮世界よりあがらせ給ふ、大師唐土より歸朝の後、關東御廻國のつゐで、此所の地頭何某に賜ふ、それより代々信敬し奉る、その後品川左京亮といふ人まで傳りけるに、猶古へに超て持佛堂に移し奉る、花をつみ香をたき信じ尊みける、然るに應永年中に鎌倉の公方持氏公の時に至りて、上杉禪秀と合戰有し時、品川の一族討死して其跡たえたり、此時かの御本尊を草堂の内に隱し置ぬ、爰に太田道眞が子に持資入道道灌久しく此地に住て、深く御本尊を信心す、そのかみ此所は西國中國の商人船の着岸する湊なりしかば、此地中々繁昌して、堂塔を建立して皆人あがめ奉りぬ、長祿元年四月に、太田道灌江戸の城に移

りて後、文明十八年七月に、その主君上杉修理大夫定政にうたれぬ、是より兩上杉不和になり、關東大に亂て皆人居所を失ふ、是に依て此所は旣に破滅に及ぶ、爰に小田原の北條家と兩上杉と數年合戰有しに、上杉家終にまけて江戸品川、小田原の方へ押領する、其後また北條家と武田信玄と爭ひあり、終りには武田方へ江戸品川をまた切取る、此時二ケ所の神社佛閣を燒拂ひぬ、此故に今の觀音を武田方へ取りて甲州に歸りしかば、その人忽ち大熱狂亂して口ばしりけるは、是武州品川の觀音なり、いそぎもとのところへ返し送れといふ、諸人大に驚き、近き里につかはすに、その里又物狂はしくなり、口ばしりて品川へおくれといふ、然るに武州と甲州の境に新關据りて、たやすく人の往來しがたし、爰に品川の乞食、この里に來りしにたのみて、彼本尊を返しつかはすに、乞食なれば關所にても咎めず、かくて品川に着きて古への跡をみれば、堂は燒けて礎ばかり殘りけるに、据へたてまつりて、やう〳〵に藁屋を造りて入まいらせけり、その後この近邊非人多くすみけるを、寺社奉行に訴てみな拂のけ、承應元年壬辰五月中旬にあたつて寺地を拜領して、時の住持權大僧都弘尊、則形のごとく觀音堂を修造せしめ、海照山品川寺普門院と改められたり、それより以來大慈大悲の御惠みを、弘誓深如海にたとへ、歷劫不思議は波のごとし、されば信心渇仰の人の前には、一明の月の稀に宿るにひとし、誠に此ゆゑにや水月觀音とはいふなり、

うつらふは和光の影か水の月

一〔荏原郡、千束鄕〕池上本門寺

一、そも〳〵此長榮山本門寺は祖師日蓮聖人の開基なり、昔年日蓮は安房の國小湊より船にめし、鎌倉へ通り給ひしに、當國品川の浦より池上村に入給ふ、此時に關東の番匠の棟梁宇右衛門尉宗仲と云者あり、祖師かの宗仲が家に立よりて一夜をあかさんとの給ふ、あるじ限りなく悅びて、さま〴〵にもてなし奉る、祖師當地の景を見たまひて、爰は我遷化すべき地なるべしと心に思召ける、かくて宗仲に暇


池上本門寺

を取て、鎌倉へ入らせ給ひて衆生利益なされて、それより身延に入らせ給ひ、行ひすましておはしける、弘安五年の秋の頃、身延を出させ給ひて、又武藏へ下らせ給ひ、宇右衛門が家に來らせ給ひて、あまたの御弟子を集めての給はく、我衆生を化度すべき緣つきて、遷化すべき事今三七日の內に有とて、佛法弘通の遺言念頃に有りて、其年十月十三日遷化有、宗仲も弟子となり、家を寺に改め、今の大坊是なり、日澄上人の寺なり、又寺中十六坊の內、照榮坊は日朗の寺、覺藏坊は日像の寺、南の坊は日照の寺也、扨寺內之廣さもつとも大廻なり、祖師堂の裏に聖人の御影あり、是は日蓮御在世のとき、御弟子日法上人、御前にして一刀三禮して作りたる御影也、長榮山本門寺祖師堂といふ、上の額は本阿彌光悅筆なり、次に寺の什物には、

註法華經四卷〔割註〕是祖師御自筆也、みづから註をつくりて、經の中に書入給へり、殘りの四卷は駿河の玉澤にあり、」

靈鷲山より渡し紫色の石一ツ

御弟子檀那等のもとへ御遺物自筆帳

身延山御弟子衆輪番持御自筆之帳

御珠數一連

聖人御消息〔數多あり〕

肉附之齒一枚〔是は聖人御在世の間にぬけ給へる御齒也〕

貞宗の太刀一振

右は此寺の什物寶物也、又或人の發句に、

池上に咲や南無妙法蓮華

右池上の道二有、田畠のあぜ道、又藪の中一村の在所などを通りゆくゆへ、道筋しれがたきゆへ、

書付不ﾚ申候、品川出はづれより一里六丁といふなり、

一、金杉新堀に付て西へ行、金杉一丁目の北よこ道、同金森萬之助殿よこや、一町の餘過て左右に道有、前の通西へ行に、平岡市十郎殿よこや、知村清左衞門殿山村十郎右衞門殿織田信濃守殿武田長仙よこや、此間三丁半過て左に道有、前の通西へ行に、片桐主膳殿、此屋敷一町ばかり、よこてに道、それより町よこやを一町過て左右に道有、左三田臺町へ出る、右かはらけ町、西久保へ出る、前の通西へ行に、有馬中務殿うら門、此間二町半、よこてに道有、前の通西へ行に、水野谷左京殿岡田豐前殿、此間二町半、左手に道有、前の通西へ行に、小出大隅守殿石川若狹守殿、此間二町、よこてに道有、前の通一町程行て、左手に道有、行あたり岡山次郎兵衞殿、右へ半町程行て西へ行に、しりやを通りて大寶寺増上寺隱居あり、

一、右之內金森万之助殿表門通南へ行に、左万之助殿、右平岡市十郎殿遠山信濃殿大島雲四郎殿、此間一町半行ば右てに道有、前の通南へ行に、右西應寺、左片町、此間四十間行ば左手に道有、通町へ出る、前の通南へ行に、右西應寺、本尊阿彌陀、惠心の御作、明賢上人開基也、左側町、此間四十間過て向に橋、左右に道有、右之道へ付て行に堀ばた、西應寺、町一町有、行あたり松平薩摩守構や、左右に道有、左へ付てゆく、右薩摩守殿よこや、左片町半町程也、行あたり源光寺、左右に道有、左の方の道、左西側惠門寺、此間廿間過て左右に道有、惠門寺うしろ通東へ行に、右ふくろ町、片町也、右に明神の小宮有、つゞきて法恩寺、右側西念寺、此間一町、行あたり通町、惠門寺より南の通下町、此町一町過て右へ行ば、左寺町、片町なり、右長德寺西念寺、此間一町有、右へ付て西へ行に、左右に松平薩摩守殿やしき有、此間四十間、それより南へ行に左寺の地尻、右黑田千之助殿、此間一町過て左右に道有、右へ付て西へ行に、左黑田千之助殿、同やしきのよこや、此間四十間、行あたり松平讃岐守殿、左右に道有、少し右手へふりて西へすぐ道有、左讃岐守殿よこて、右松本阿波守殿、此間弍

町行て左右に道あり、三田町筋なり、

一、右の内大島雲中殿よこやに付て西へすぐ道有、左西應寺片町也、右佐久間源四郎殿、此間一町の餘過て左右に道有、左の道同片側町也、右松平薩摩守殿よこや、此間二町、行あたり松平土佐守殿、右半町行て西へすぐ道有、右有馬中務殿うら門、左松平淡路守殿よこや、此間二町半過て右てに道有、前の通西へ行に、左かど島津飛驒守殿、此間一町近く行て右てに道有、西側町少し有、前の通西へゆくに半町程右側町也、同道有て西側に東光寺大乘寺有、前の通西へ行に、左森日向守殿、此間二町過て小橋有、渡りて左右に道有、前の通西へ行に、保科越前守殿よこや、福禪寺よこや、つゞき明地、此間一町半程過て左手に道有、前の通西へ行に、右に町少し有、此間半町行て右てに道有、前の通西へ行に、左松平陸奥守殿、右側町、つゞき春德院、ならびに町少し有、清見寺、左稻荷小宮有、此間三町、筋違に左右に道有、左百姓町へ出る、右一本松へ行、前の通西へ行に、一町兩側町、右手に道有、前の通少し南へふりて行に、右南部大膳殿、左大久保右京殿組、龜井能登守殿、此間二町半、左手に道有、前の通西へ行に、右南部大膳殿、左三枝攝津守殿片桐石見守殿平野丹波守殿、横てに道有て町少し有、右にも町少し有、是まで二町、行あたり左右に道有、左南へ付て行ば二十間程兩側町、それより西へ畠道一町行ば、左堀田備中守殿、右畠、此間一町、行當り誓運寺、左右に道有、右北へ二十間の餘行ば、又西へ道有、右山口修理殿岡部左近殿荒井甲斐守殿、右北へ行ば、左誓運寺よこや、森日向守殿、此間三町半、右へ二十間行ば又西へ道有、二町程ゆけば右北に道有、同側福正寺、入込松平外記殿、此間一町半、それより西へ二十間行ば左右に道有、右北へゆけば左に堀有、其はた松平主殿殿屋敷有、前に小橋有、右手にも中屋敷あり、

一、右之内清見寺西よこてを北へ行に、左山崎勘解由殿、右に淺府大明神社あり、一町の餘行て東へふりて行に、左木下右衞門督殿表門、右寺の地尻なり、又町少し有、此間又一町の餘、行あたり増上寺隱

居、左右に道有、此あたり一本松といふ、東へ付て行ば、左岡山八兵衛殿、右片桐新之丞殿、顯宗寺、此間一町の餘行て左手に道有、前の通東へ行に、右大恩寺、つゞきに町少し有、左一町の餘町也、行あたり石川若狹守殿よこや、左右に道有、左新堀へ行、此道左手に町有、右への道兩側町也、右入込に善福寺、町少し有て光善寺、左町、此あたりあざぶと云、是まで二町の餘、行あたり松平陸奥守、左右に道有、左手東へ半町行て南へ道有、右陸奥守殿、左明地廿間計有て、左海法寺、つゞき用地なり、陸奥守殿、此間二町過て右て西へ道有、二町近く行て南へ道有、右側小出瀨兵衛殿、廿間ばかり明地なり、一町程片町、西北かど宗景寺、左屋敷の地尻也、此間二町すぎて行あたり堀美作殿、左右に道有、前の通南へ行に、右側山内式部殿、小橋渡りて堀ぎはに上村七右衛門殿、左田地、此間二町半行ば右てに道有、前に小橋有、前の通南へ行に小出主殿殿、右堀ばた堀美作殿、此間五十間、それより西へ付てゆく、二町の餘過て、右圓澤寺西福寺、前に橋有、此間一町、それより西福寺横通小橋渡りて北へ行に、左側右に道有、左御藥園へ行、右之道北へ行に百姓町、左に觀音堂有、つゞきに町少し有、次に清念寺、町又有て遍照寺、つゞき町、此間一町半、左手に道有、大久保右京殿組、本多越前守殿やしきへ行、前の通北へ行に、半町ほど兩側町、右光龍寺、景泉寺、行當り町、左右に道有、

一、金杉新堀有馬中務殿より、三田町筋北より南へゆくに、右中務殿、左一町程町、横手に道有て、左又町少し有、よこてに道有、前の通南へ行に、廿間計過て右てに道あり、前の通南へ行に、左松平土佐守殿、右に町少し有て、入込に松平淡路守殿、此間一町過て三田一丁目、右片町、左松平安房守殿、右町中に春日大明神宮有、松平主殿殿、是まで二町程有、左手に道有、前の通南へ行に三田二丁め、右片町也、町中に松平主殿殿、左に松平讃岐守殿、右手小道、四丁目さき兩側町屋一町程有、行あたり保科筑前守殿、左右に道有、前の通南へ少し行て左に道有、前の通南へ行に兩側町、右に久留島信濃守殿、行あたり札の辻通町、是まで二町有、

一、右之内保科筑前守殿屋敷より南をさして行に、左側徳元寺大照寺西宗院、此間一町過て、右筑前守殿、横てに道有、前の通南へ行に、左長遠寺法勝寺大勝院よこや、半町過て左右に前の道南へ行に、左佛性院照光寺高福寺、次に願海寺よこや、右田中大隅守殿組、小出主殿殿、此間四十間過て左右に道有、右之道西南へ付て行ば一柳山城守殿やしきへ出る、左の道東へ行に、左願海寺、右之寺示現寺よこや、半町過て南へ道有、左眞林寺、右示現寺、左明金院、右臨泉寺、左多門寺、右明王院、左青林院、右玉泉寺、左かど泉能寺、右瑞應寺よこや、此間一町半、行あたり土方寺、左右に道有、右道同側瑞應寺ならびに町少し有、左側青山寺、此間四十間、東よこてに道有、左南禮寺心宮寺、右世照寺、左淸久寺、つゞき畠、右大心寺、此間一町行て左右に道有、右へ半町行ば、左有馬伊豫守殿、つゞき中道寺、右かど一柳山城守殿、此間二十間計行ば西へ道有、左中道寺、よこて有馬伊豫守殿、右田地なり、此間二町、それより畔道一町ほど行て、行あたり立行寺、左右に道有、左南への道、左は畠なり、右溝口土佐守殿、西生寺よこや、此間二町ゆけば行當目黒道へ出る、

一、右之内立行寺より北へ二十間ばかりゆきて、横通を西へさしてゆくに、左氷川の明神、又重信寺よこや、右伊達宮内少輔殿、此間二町程、左右に道有、左十間計行て西へ道有、廿間計、又行て右手に道有、一町程行ば東側に金森大膳亮殿やしきあり、前の道行あたり白銀村、右に道有、板倉伊豫守殿西側なり、

一、右之内重信寺門前通を南へ行に、左右の寺、右松平長九郎殿、半町行てよこてに道有、又半町程行て、左渡部隼人正殿、それより北へ十間ほど行て西へ半町行ば、左に道あり、西側かど大恩寺、右白銀村なり、前の通南へ行に、左上杉喜平次殿、此間一町過て南へ行に、右土方備中守殿、つゞき畠、此間二町過て、右半町程畠有て、森刑部殿、左後藤淺路守殿大村因幡守殿、此間二町、行どまりなり、前の道は目黒へ出る道なり、

一、田町三丁め北の門ぎはより西へ行に、左町のよこや、つゞき大久保勘解由殿、右に稲荷宮有、此間半町、それより北へ十間ばかり行て西へ道有、此間廿間行て左右に道あり、左西へ付て五十間行ば左右に道有、右へ廿間程行て西へ行に、三田三丁め横て通、左入込原玄房、右町、此間一町程過て右に道有、前の通南へ行に右町有、爰に小坂あり、ひじり坂といふ、左久留島丹波守殿、右に齊雲寺、左松平駿河殿、右町つゞき妙音寺、それより兩側町有て、右大藏寺、左西海寺、右に片町有、實相寺、つゞき町也、よこてに道有、南莊嚴寺、入込に正覺寺、前の通南へ行に、左土岐山城守殿、右に町、三田臺町といふ、左大遠寺、道二筋有、西の方右側照泉寺壁相寺若王寺青山寺善福寺、よこてに道有、南側町十五間ほど有、南へ少し行ば右に町十五間ほど有、前の通行當り細川越中守殿やしきへ出る、此道以上一町半、左右に道有、東の方の道南へ行に、右て町少し有、并に青龍寺教學寺、此間一町の餘行て左右に道有、前のすぐ道一丁ゆけば、越中守殿うら門へ出る也、左の道いさらご町町ずへ、左水野對馬守殿、此間一町過て右に道有、前のすぐ道東へ行に、右片町、左福照寺長安寺大圓寺、行あたり通町なり、此間壹丁半、

一、右之內、水野對馬守殿表門通南へ行に、右長應寺、田中大隅守殿、つゞき町少し有、觀音堂楊樹院、左寺之地尻、右楊樹院、向多惠院、右高雲寺善學寺、此間二町、すぐ道一丁行ば大佛へ行、左手に道有、此あたり高繩といふ、

一、右之內細川越中守殿裏門へ行道南へ行ば、右町少し有て東高寺、此間半町、右に道有、越中守殿表門へゆく、前の通南へ行に、左町一町有、入込に淸源寺、前の通左一町ほど片町なり、うしろ通へ出、左町少し有、本案寺永昌寺、右へ道有、少し行て前の通へ出、左町少し有、正誓寺門前に町少し有、妙源寺妙雲寺、右に越中守殿、此屋敷二町半程、よこてに道有、前の通南へ行に、右に番所有、同西への道目黑へ行、前の通南へ行に、左町少し有、入込に秀養寺、つゞき町少し有て國勝寺、右高學院、それより

兩側町、左正教寺、右南側に正光寺、右兩側町少し有て右誓蓮寺、此間一町、行あたり松平但馬守殿、右へ十間計行て東へ道有、二町程行て北へ行、左松平丹波守殿、右松平山城守殿、上高寺、左正金寺正覺寺、此間一町、東へ道有、濱ばた、前の通南へ行に、右黄梅院永心寺、左覺専寺高野のやしき、右に町少し有、此間半町、右てに道有、右側正行寺、つゞき町、此間一町の餘、右手に町有、九鬼千之助殿よこや、つゞき畠、南側松平大和守殿京極百助殿、此間四町、行あたり黒田市正殿、左右に道有、前の通南へ行に、一町の餘行て、左龍照寺宗福寺、此間一町、左に道有、一町程行に左町、右本多越前守殿よこや、それより一町南へ行て東へ行に、右松平薩摩守殿、此間一町半、左右に道有、左の道向かど本源寺、それより一町の餘行ば濱ばたへ出る、前の通南へ行に、左本多越前守殿、右九鬼式部殿、此間一町行ば右手に道有、前の通南へ二町半行て、行あたり奥平小二郎殿、夫より東へ半町行て南へ行に、左有馬中務殿、此通五町半行て左右に道有、廿間行て南へ行に、左畠、右松平日向守殿阿部瀬二郎殿、此間二町半、行どまり也、

一、右之内九鬼式部殿横通をゆくに、左桑山修理殿、此間一町、行あたり堀川丹後守殿、左右に道有、右へ一町の餘行て、左久留島信濃守殿、右森主膳殿、此間二町すぐ道有、左への道左片町一町有、それより右に半町ほど片町有、それより左に片町一町ほど有、入込に堀三右衛門殿、右万眞寺、それより二町程行てきじの宮、是より西へ一町ほど行て、右に片町有、此所過て左右に道有、西へ付て行ば、左田地なり、右松平伊豫守殿、此通四町行て、右に德性寺、行當り柳生飛驒守殿、是までなり、

一、細川越中守殿裏門南横てに番所有、此南よこて目黒道なり、西へさして行てに左一町程町なり、高學院隱居、次に觀音堂有、高大院、此間二丁過て左右に道有、左の道向がは正行寺元照寺、右松平丹波守殿丸岡定助殿、向に德明寺、此間三町、左右に道有、行當り松平大和守殿、左右に道有、前の通西へ行に、右に西生寺、兩側町少し有、右に溝口土佐守殿、兩側に町、茶や所々に有、此間三町過て

右に道有、前の通西へ行に、一町程行て左手に道有、前の通、それより一町近く西へゆく、此道畠也、右に後藤淡路殿、つゞき畠、左町、此間一町過て左の道瑞泉寺、西へ行に右町、左畠、同増上寺屋敷へ行、前の道西へゆくに、右松平阿波守殿、つゞき町少し有、次に木食寺有、此間一町程、左に道有、前の通西へ行に、右松平阿波守殿、此間半町、横手に道有、西側松平讃岐守殿やしき有、前の通西へ行に、左妙音寺、右は松平讃岐守殿、ならびに行心寺万日寺也、此間二町過て左に道有、同がはに法緣寺、前の通西へ行に、左一町の餘町、右西側に高恩寺、次に稲荷小宮有、左に道有、半町行て西南かど妻木傳左衛門殿、前の通西へ行に、左町一町の餘、右中程に八まん小宮有、つゞき山内右近殿、それより一町の餘町、左右に道有、左へ半町の餘行て、南東かど森内記殿屋敷有、右の道西側有馬左衛門殿よこや、松平主殿殿、東側畠なり、前の通西へ行に道二筋有、左の方西へ行ば、右茶や多し、左茶や有て内藤左京殿、それより小坂有、行人坂といふ、右に茶や有、左大恩寺、忠念坊、片桐又七殿、それより兩側茶や、此間三町、左橋渡りて西へ行に、兩側少し町有、夫より西へ一町の餘ゆく、左田地畠、此所過て左右に少し茶や有、此間二町の餘、左右に道有、右の道西側豐前殿、北つゞき大照院、大鳥明神、左の道南へ行に、右町、半町程有て金剛院、爰を過て兩側茶屋一町程有、右に御殿有、兩側茶や、右中程御殿有、此間三町過て西へふりて行ば、左南のすみ藥師堂有、それより西へ行、左成就院、安光寺、兩側茶や、此間一町、すぐ道品川又池上へゆく、右の道兩側町、一町近く行て鳥居有、是より目黒の宮地なり、

○目黒不動

一、そも／＼此不動明王といふは、むかし慈覺大師十五歳の頃、下野國都賀郡大慈寺廣智菩薩を師としてつかへ給ふに、その年師匠廣智菩薩の供して、都比叡山へ赴き給ふ、大同三年の年也、此目黒の里を通り給ふとき、折しも夕陽西に傾き入逢の比になりしかば、此所に一宿し給ふ、其夜不動明王あら



はれ給ひ、慈救の明呪を唱へ、枕元を荒らかに踏み轟かし給ふと覺えて夢さめたり、廣智此音に驚きて、慈覺に此よしを語り給ふに、同じ夢なり、夫より奇特の思ひをなして、急ぎ此所に形像を作り置ばやとて、そのあたりに靈木有けるを取て、すなはちつくり置給ひ、其身は比叡山に登り給ひ、傳教大師の弟子となり給ひぬ、それより慈覺は日夜學問惰らずして、承和五年六月に入唐し、あまねく諸方の名師に逢て、顯密の二教をさぐり、海心の深き旨を究め、同じ十四年に歸朝有、その後關東へ下向の時、又此地に一夜を明して、夜もすがら通夜し給ふに、あらたに明王御告有て、嶺上に登りて獨鈷をもつてほり給へば、靈水忽ちにわき出、瀧水と漲り落る滴り、皆妙文の聲をなせり、今の御手洗の瀧是なり、されば此故にや、炎天にも乾ず、霖雨にもまさらず、奇妙ふしぎの靈水也、それより星霜遙に過て、元和元年の春の比、本堂のうしろの在家より失火さかんにして、ほのほ既に御堂にさゝへにけり、その時近邊の者ども集りて、明王の尊體を取出し奉らんとするに、黑煙天を掠め本堂に立蔽ふ、かるが故に出すべきやうなく、明王も灰燼とならせ給はんと、みな／＼かなしみをなす所に、不動の尊像瀧水の上に立給ふ、是を見奉る人各々隨喜のなんだを流しぬ、諸人大に渇仰して、形の如く再興し奉る、又寛永元年の頃、征夷大將軍家光公、此所にて御狩有しに、御秘藏の御鷹それて、雲路はるかに翔け行きけるを、別當寶榮に仰付られ、祈念せさせ給ふに、忽御鷹飛來りて、寶前の松にとまりけり、家光公御手づからすへあげさせられしに、御拳にうつりける、御感甚だ淺からず、やがて本堂御建立有、同十一年に、かさねて御再興有、誠に明王の利劍の前には惡魔を他方に拂のけ、四呪妙句の縛の繩には、その善惡の二方により、信心のともがらには福壽を無障に授け給ふ、渇仰の心なき者には、忽其身に罰を與へ給ふ、まことにあらたなる尊像なり、發句に、

　ばくの繩といはんお庭の糸ざくら

又

　花を見る人や不動のからしばり

江戸雀六巻目　御城より西の方

〇赤坂、青山宿、長者ケ丸、澁谷之邊、權田原、四ツ谷近邊、よいぎまで、付氷川明神之事

一、赤城御門より一町程西へゆき、行あたり半町程町也、表町傳馬町、左右に道有、左之道田町筋、一丁目より四丁目までかし也、左丁目左側中程より町、行あたり相良遠江守殿よこや、左右に道あり、

一、右之町西うしろ通、おもて傳馬町、南横て二十間ばかり行て左に道有、右三浦長門守殿高田九兵衛殿よこや、左町、田町十町目うら、同二町めうら、左側野間三竹、泉學寺、それより町有、右三宅左兵衛殿よこや、長坂半十郎殿龜岡半左衛門殿、三町めうらの町、右紅葉山坊主衆、よこてに道有、前の通右町、四丁目うしろ両側町、左町目うしろ左町、右青木又右衛門殿曲淵庄三郎殿加藤傳兵衛殿、又土岐作右衛門殿よこや、行あたり相良遠江守殿よこや、左右に道有、右へ付て行ば、右土岐作右衛門殿仙石次郎左衛門殿、左相良遠江守殿横や、此間一町、左右に道有、右之道北へ行ば、左小林權之助殿、同北かど妻木吉左衛門殿横や、石野八太郎殿、東側仙石次郎左衛門殿よこや、土岐十左衛門殿川井善兵衛殿同源三郎殿、此間一町、行あたり松平安藝守殿、よこて左右に道有、前之通より左之道南へ行ば、左相良遠江守殿、右淺野釆女正殿、筋向に土方河内守殿、此間二町、それより西へ一町行て南くゆく道、又一町近く過て、行あたり岡部志摩守殿、向に松平右衛門殿、右へゆく道右かど新堀十左衛門殿小林七右衛門殿よこや、此間半町、右に道有、同側小林七右衛門殿本多十藏殿久保吉左衛門殿岡部八郎右衛門殿脇坂六右衛門殿、西側兼松又八殿京極伊織殿眞田傳四郎殿松平市郎右衛門殿甕部八郎右衛門殿、此間一町、よこてに道有、すぐ道も有、前の通西へ行ば、右米倉佐太夫殿石原十左衛門殿、此間半町、それより右へ廿間行て西へ行、一町近く行て左右に道有、左の道東側相馬長門守

殿、右の道西かど松平縫殿殿組、氷川へ行道也、前の通西へ行ば、一町半過て右に道有、同北かど齋藤源右衛門殿久保田兵太夫殿よこや、同つゞき深江仁太夫殿、西側中程に松平大膳大夫殿裏門有、前の通大膳殿横屋に付て西へ行ば、左側松平越後守殿山内右近殿、此間三町半、左右に道あり、前の通西へ行ば、右梅龍院、左坂倉伊豫守殿組、此道二町の餘行て右に道有、同北かど京極賴母殿、左側かど松平縫殿殿よこや、阿部美作守殿伊達遠江守殿、又鍋島攝津守殿、右寺町屋の地尻、此間四町の餘、行あたり松平大膳太夫殿、左右に道有、前の通西へ行ば松平伊賀守殿、右松平縫殿殿大久保助左衛門殿、入込阿部美作守殿、此間一町、左に道有、同側町少有、前のすぐ道櫻田町へ出る、是より南の通、先に書く故爰に略す、

一、表傳馬町南横手一町程ゆく、此間右町、傳馬町の內左町廿間計有て、同道前の通西へ行に、左三浦長門守殿、此間一町、西横手南へ行に、右町少し有て、爰に氷川小宮、宗泉寺、町少し有て威德院、一木百姓町一町程有、左武家屋敷地尻、右淨土寺、此間二町半、左右に道有、左うら田町三丁目へ出る、右の道南側入込松平安藝守殿山屋敷、大遠寺、つゞき町少し有、淨雲寺、西尾隱岐守殿、右屋敷地尻、此すぐ道四町、前の通南へ行ば、右半町程町有、靈光院、つゞき町少し有に志光寺、左手町うら田町四丁目の內、此間二町半、行あたり小林又左衛門殿、左右に道有、左田町四丁目五丁目へ出る、左への道すぐ道有、半町行て南へゆく、左側かど川井源三郎殿同善兵衛殿、土岐十左衛門殿、右かど石野八太郎殿妻木吉左衛門殿よこや、此間四十間過て南へ道有、左小林權之助殿よこや、眞田內藏殿戸田吉太郎殿佐久間伊右衛門殿石川長左衛門殿高井傳九郎殿、右側妻木吉左衛門殿筒井佐次右衛門殿京極伊織殿瀧川三次郎殿小出市左衛門殿、此間一町半、右に道有、前の通西へ行ば、右側石川六右衛門殿石野金右衛門殿大久保八左衛門殿、左矢橋五郎左衛門殿、此間半町、同横てに道有、前の道西へ行ば、右戸田喜右衛門殿神野五兵衛殿勝屋甚五兵衛殿小出小平治殿、此間一町過て左右に道、右の道

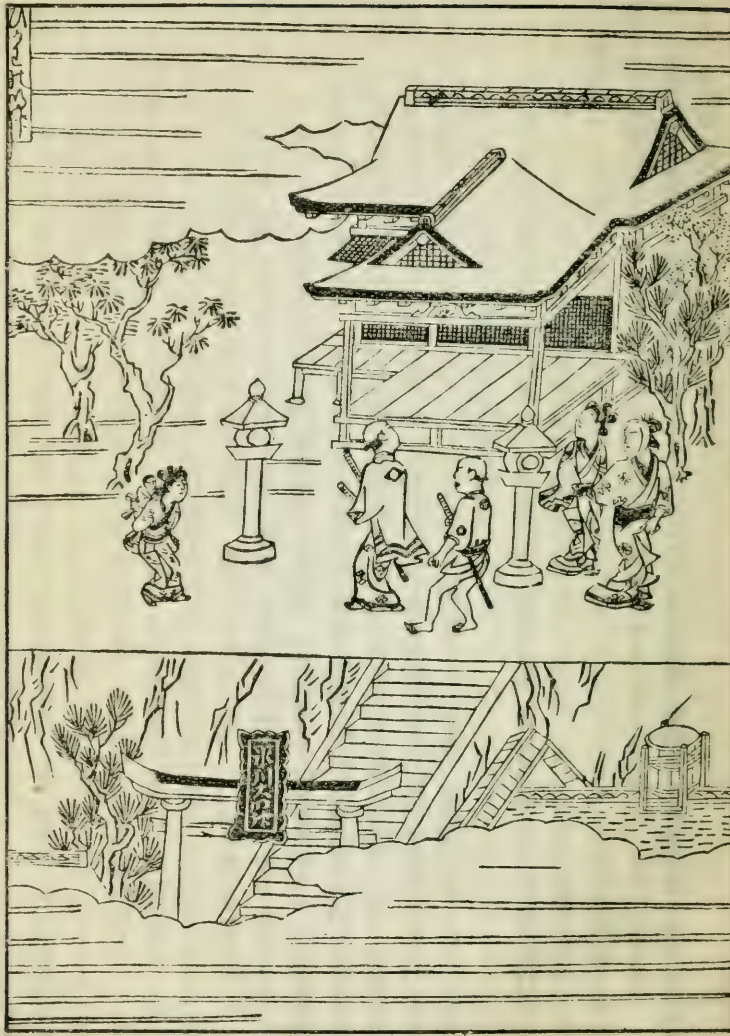
西側森山佐左衛門殿小森宗左衛門殿、北よこてに道有、右に今井の馬場有、左側小林宗兵衛殿よこや、紙谷八右衛門殿宮重十左衛門殿小笠原三郎兵衛殿、此間一町、左に道有、すぐ道も有、前の通より左の道南へ行ば、右側一色内匠殿、此間廿間、同道有、右側西江八郎左衛門殿遠山勘十郎殿森勘兵衛殿、此間一町、行あたり松平大膳大夫殿、左右に道有、前の道より東へ半町ゆきて、右てに道有、同かど眞田右衛門督殿、向に氷川明神の社有、又小六の宮とも云、

○氷川大明神之事

一、昔人王六十二代村上天皇の御宇天暦年中に、近江國甲賀の郡に、蓮林僧正と申て貴とき沙門一人有、かいぢやうゑの三學を掌に收め給ふ、然るに東國修行の心ざし有て、此所に一夜を明し給ふに、その夜の夢に、いづくともしらず白髪たる老翁來てのたまはく、我は是此土中に埋れて年久しくふる者也、急ぎほり出して安置せしめよ、此地の守護神となるべし、その埋し所には奇瑞有べしと見て夢さめぬ、上人奇異のおもひをなし、その近邊を見めぐるに、一所の壇の上に金色の光あり、急ぎほりてみれば十一面觀音の形像おはします、やがてその所に社を立てける、一木村の觀音といひふれて、諸人歩みを運ぶに、示現を蒙る者數多有ぬ、蓮林遷化の後、治暦二年丙午に當つて關八州の内、夏より秋まで大きにひでりす、此故に當所の土民此社に雨を祈るに、忽に洪雨ふり下つて五穀ゆたかにみのり、悦びの眉を開きけり、是雨を下して川をなし、萬民を助け給ふ故に、すなはち神とあがめて氷川明神と名づく、神事は六月十五日なり、今に至りて神德おはしまして、皆人崇め奉る、爰は入間の郡也、

氷川とはいかなる人のつけぬらん世をばうるほす雨たつの宮

一、表傳馬町南よこて、西をさして一町ゆけば、筋違に左右に道有、前の通西へ行ば小坂有、右町屋、左に千代姫樣御屋敷、井上左太夫殿、此間一町、右に道有、前の通西へ行ば、右西かど三枝隱岐守殿



横や、左入込に屋敷有、妻木傳兵衛殿竹越山城守殿千代姫様屋敷、右は諏訪勘兵衛殿、此間一町半同道有、前の通西へ行ば、右かど松平左兵衛殿、向諏訪左衛門殿、此間一町、横手に道有、小坂上りて左三枝平右衛門殿、右青山丹後守殿、右に道有、中間町、板倉彌作殿組左右に屋敷有、右手の西はづれに稲荷の小宮有、此間二町半、左右に道有、前の通南へゆくに、十間計り行て左に町少し有て、泉正寺門前に少し町有、圓通寺、松平安藝守殿、右側道賢寺、志村加兵衛殿、泉福寺門前に町少しあり、妙泉寺正學寺、此間一町半、右手に道有、半町行て右入込に志徳寺、左に道有、左側町一町有、前のすぐ道西へ行ば、松平利兵衛殿共賀次郎左衛門殿、ならび森八郎右衛門殿、向水野谷新右衛門殿小坂助六殿戸川權左衛門殿、左山村甚太夫殿、此間一町半、行あたり本田孫兵衛殿、左右に道有、又すぐ道も有、孫兵衛殿北つゞき本田十左衛門殿設樂三右衛門殿、前の通より右へ付てゆく、戸川權左衛門殿よこや半町通りて左に道有、前のすぐ道北へゆけば、西側本田五郎兵衛殿加藤杢之助殿宮重久右衛門殿川原八左衛門殿、行あたり淺野因幡守殿秋田平太夫殿、此間一町の餘より左への道、本田五郎兵衛よこやを通行に、左に設樂三右衛門殿、此間一町、それより南へ付て行に、右半町計町屋、行あたり松平出羽守殿、左右に道有、右西へついいて行ば、左今村町とて一町有、右側伊澤隼人正殿、松平外記殿、此間二町半、行あたり觀音寺、左右に道有、

一、右の内松平左兵衛殿表門通西へ行に、右玉窓寺、青山因幡守殿、青山丹波守殿、此道四町行て左手に道有、前の通西へ行ば、左青山大膳殿、此道二町行て右手に道有、左青山因幡守殿よこや、右甲府宰相樣裏門、向に松平志摩守殿、此二町西へ付てすぐ道有、前の通筋へ行に、左青山大膳殿、右同因幡守殿、此邊青山宿と云、右脇坂中務殿、誓源寺、つゞき町少し有、左梅泉院、此間四町半道有、半町の餘行て西へ道有、久保町へ行、前のすぐ道北へ行ば東側町也、西側松平志摩守殿、ならびに町少し有、此間二町、西へ道有、又すぐ道もあり、

一、前の通西へ一町程行て左に教學寺、右手に道有、一町近く行て左側町、入込に松平安藝守殿、右に道有、西側諏訪勘兵衛殿、よこてに道有、すぐ道、西側に松平左兵衛殿、

一、前の通西へ一町程行て左に道有、右側丹羽左京殿、筋向に川田六郎左衛門殿玉虫助十殿、是まで四町、又すぐ道六町程行て、東側に伊達遠江守殿屋敷有、前の通西へ行に、右に渡部半三郎殿、百人町、左に瀧川長門守殿、此間六町半、左手に道有、近藤能登守殿組屋敷へ行、此あたり長者が丸といふ、前の道西へ行に三町、左右に道有、前の道西へ行ば、右稻葉美濃守殿、左長谷川久三郎殿、此間二町、左手に道あり、此通南へ行ば、左長谷川久三郎殿、右仙石越前守殿よこや、諏訪因幡守殿、左島田出雲殿、此間三町、それより一町程行て、左一柳對馬守殿、右に八幡宮有、神前まで一町程有、左右に道有、左の道西側に宗福寺有、前の通西へ行に、左仙石越前守殿、右稻葉美濃守殿、此間二町、左に道有、廿間計行て西へ道あり、一町行て、左かど藤掛監物殿に續きて三浦五郎左衛門殿、右は畠也、此間三町、行當り堀、左右に道有、前の通西へ行に、兩側一町の餘有、左に覺雲寺、右に熊野權現小宮有、又稻荷の宮も有、それより小坂上りて半町程行て左側町、此間一町、右に道有、前の通西へ行ば一町程町有、但兩側、行當りに小橋、左に道有、

一、表傳馬町右よこて兩側町、同二丁め兩側町、行當り右へ少しゆけば西へ道有、左町少し有、右側に水野十右衛門殿久野丹波守殿、左屋敷地尻、此間二町半、行當り諏訪左門殿、左右に道有、傳馬町二町め西横町色々賣物有、繪や町西よこ町、同所西側に紀州中納言様、つゞきて渡部若狹守殿、此間一町餘、東へ行ば元赤坂町なり、

一、表傳馬町右よこて兩側町、一町過て右へ道有、二丁め兩側半町が間なり、行當り西へ廿間ばかり行て北へ行、ゑや町元赤坂町、此間一町過て北へ行ば坂有、紀伊國坂といふ、一町半行ば紀州中納言様表門、右に道有、土手筋四谷へ行、紀州様表門より西へ二町程行て左右に道有、右への道日向半兵衛殿


赤坂田町

組屋敷有、左へ行道紀州様御屋敷、右側町少し有て高雲寺、續きて町有、御旗奉行衆屋敷有、此間一町の餘、すぐ道鮫が橋へ行、一町程也、西へついて行道左少し町有、それより一町程過て左入込に永井佐渡守殿、つゞき町少し有、立國寺、同側一町たらず町有、永心寺宗福寺、此間三町過て左右に道有、左へゆくに同側文殊院立泉寺西應寺永泉寺正願寺、此間一町半、右に道有、前の通西へ行ば、左法恩寺本照寺診照寺、右に道有、前の續き正覺寺、此間一町半ほど行て筋違に左右に道有、左の方へ行道同側岡部淡路守殿安藤忠右衛門殿、入込に永井五郎八殿、同永井信濃守殿、横手向に永井甲斐守殿同對馬守殿、是迄二間、本道南へ行ば、左同伊賀守殿、右同市正殿、是迄三町半、別にしるすゆへ爰に略レ之、岡邊淡路守殿表門より西へ道有、右かど長安寺よこや、左森河出羽守殿、右に町少し有、此間一町過て右手に道有、前の通西へゆくに、右玉虫次郎右衛門殿、此一町過て左右に道有、左之道南へ行に右側町、それより先に、左太田三郎兵衛殿、右森三右衛門殿、右入込に三浦小次郎殿、向に水野傳藏殿、是迄三町、すぐ道有、別に記す故爰に略す、前の通一町程行て、行當り內藤若狭守殿、左右に道有、左へ一町半行て西へ道有、四町程行て右に道有、南側板倉筑後守殿、前の通一町近く行て東に道有、左安藤喜兵衛殿、右岡野權左衛門殿、此間一町、前の通是より二町程行て左右に道有、左之道同側町少し有て、正蓮寺、右側も町半町程有、此間一町、すぐ道、行當り御煙硝藏へ行、此道に小橋有、前の通より右への道兩側町半町ほど、左右に道有、右へ付てゆくに、道に八幡宮小みや有、並に棕顯寺、右町や、それより一町程行て右に永井伊賀殿、筋向酒井大學頭殿、是より一町半程行て左に道有、井伊玄蕃殿、此西末よい木と云、前の通五町程行て、行當り加藤源太郎殿、左右に道、是四ツ谷のはづれなり、

一、鮫ヶ橋を北より渡りて道二筋有、左の道西へゆくに、小坂上りて左紀州様御屋敷、右妙源寺、此間一町、少し左へよこたはりて西へ行、左高木喜左衛門殿組、右松平日向殿岡部主稅殿、左右に甲府様

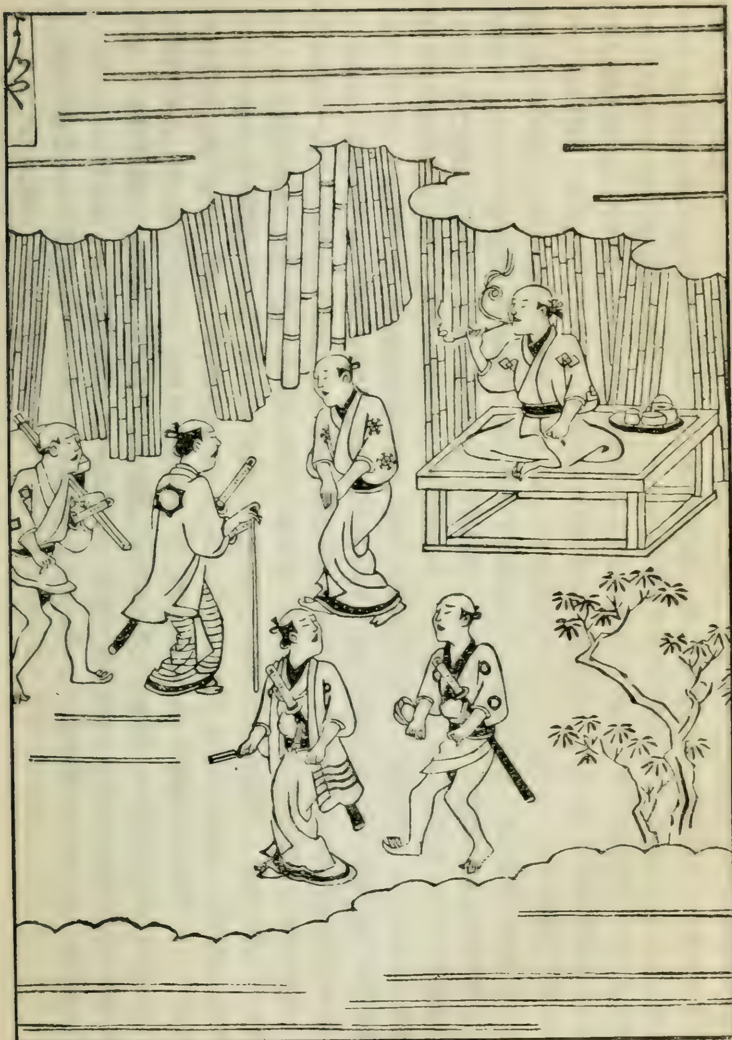
御屋敷、此間四町、右に道有、前の通少し西へ行て南へ道あり、一町行て入込に坂部三十郎殿組、それより半町程行て右に道有、又半町程行て南へ道有、半町程行てからが町と云、左坂部三十郎殿組屋敷有、横やを東へ行て本の通筋へ出る、それより南へゆくに、又坂部三十郎殿組、此間一町近く過て左右に道あり、右の通西へ行に、左坂部三十郎殿組屋敷、一町の餘過て南西へ付て行ば、二町近く過て左右に道有、右の道東かど駒井右京殿、左への道西側松平左兵衛殿、左に明地、續き熊野權現、此間一町、左に道有、同側町少し有て高徳寺、續き町一町近く有、左の町久保町と云、右立元寺白泉寺、同前東に町有、行當り町、左右に道有、此間二町半、前の通南へ半町行て西へ道有、二町程行て左右に道有、前の通左かど井上相模守殿松平安藝守殿、此道七町程、入込に第六天有、それより半町程過て左に稲葉美濃守殿裏門、此道それより四町過て左右に道有、百人町筋前に記すゆへ爰に略す、

一、鮫ケ橋より右への道、西へはや少し行て右へ道有、西側應元寺、東南側に町有、前の通右かど寺願寺、續きて町少し有、法蓮寺、又町少し有て本寂寺、續きに町一町程有て永井式部殿、ならびに又町有、法勝寺一行院、此あたり權田原と云也、此所四町、それより一町程西へ行て左右に道有、左の道同かど諏訪次郎左衛門殿、右かど花房大膳亮殿、前の通一町の餘西へ行て左に道有、同酒井壹岐守殿組、高木喜左衛門殿組屋敷へ出る、前の通西へ又少し行て左右に道有、一町程ゆきて一町餘過、左仙石次左衛門殿組、それより西へ道有、一町程行て右に大神宮の社有、續きに町少し有て、寂光院、是より南西へ行ば左に御煙硝藏有、南てに高木喜左衛門殿組屋敷裏也、小橋渡りて半町の餘行て左右に道有、左の道西側に千手院、それより南へ又一町程行て西へ行ば、左松平左兵衛殿屋敷有、左田地、此道二町西北へふりて行、それより西へ行ば、右に水野兵部殿、左田地、此道西へ二町程行て、行當り八代越中守殿、それより西へゆくに、右に三枝隱岐守殿、行當り井伊玄蕃殿、是まで二町の餘、左に道有、田道也、家居無之、しるさず、

○四谷、内藤宿、市谷近邊、二本ゑの木迄〔割註〕あかさかのならびきたの方、」

一、四ツ谷御門より小橋渡りて左右に道有、左土手通赤坂へゆく、右の土手筋は市ケ谷へゆくなり、

一、四ツ谷土手のはたより小路三通有、南下通西へさしてゆく道、右町、左尾張中納言様御屋敷、此間半町、左右に道有、左の道、右早本十兵衛殿組、本多百助殿、一町程行て左に日向半兵衛殿、すぐ道赤坂へゆく、前の通西へ行に、右半町の餘町也、北へ道有、前の通、左早野七兵衛殿、つゞき川野三左衛門殿、此二屋敷一町半、右一町程町屋なり、西へ行ては兩側町也、左に道有、右側高木九助殿、一町の餘行て少し横手に西南へゆく、右側安樂寺圓照寺心正院、左西念寺横手、此間一町、左右に道有、左同側西念寺、右側一町半ほど町、あひに道有也、前の通西へ行に一町の餘町、左右に道有、左の道南へ行に、左に町のよこや、右手高木九助殿、右一町町屋、あひを隔てゝ東福院、行當り正覺寺、右に道有、同側妙源寺、並に天王の宮、又稻荷の小宮有、横向に瀧川長門守殿、前の通四十間の餘行て左町、南うしろに町有、此通四町餘道筋也、井上太郎左衛門殿組、此間半町、左右に道有、左の道南へゆけば二十町土手、左能元寺法元寺、向に圓通寺、この間一町、よこてに道、毛利助右衛門殿組へ行、前の通西へゆくに、半町ほど兩側町、右に道有、半町ほど行ば、西側に松平兵部殿屋敷有、前の通西へゆくに十町計行て左に道有、前の通右二十間計町、入込に善性寺、前の通續き西側町、廿間計行て右に道有、前の道左一町町屋、右半町町、筋違に左右に道有、左の道毛利助右衛門殿組三ケ所有、前の通西へ行ば、左一町まち、右にも四十間計町也、右に道有、同側大久保右京殿組也、左側安泉寺法雲寺延壽寺正雲寺、行當り本多伯耆守殿、市谷筋、是迄三町半、前の通西へ二十間行て左に道有、右側和田七郎兵衛殿同市右衛門殿鈴木七郎右衛門殿加藤甚兵衛殿大久保右京殿玉虫次郎右衛門殿よこや、此間三町、行當り森川出羽守殿、左右に道有、前の道右町半町、北へ道有、右側宮毛半助殿組、左町の横屋半町、つゞき眞福寺圓照寺高圓寺和合院、右寺の地尻、此道三町半、前の通、左四十



間町、右半町まち屋、筋違左右に入込有、右立照寺、左長泉寺、それより西へ行に、兩側町、半町程行て、左に道有、同側大久保山城守殿組、すぐ道赤坂へ出る、前の通西へ行に、左半町片町、右永井彌右衛門殿、左に道有、前の通西へ行ば、左方内藤若狹守殿、此屋敷七町程西へ續きて有、右久世三四郎殿、月性寺、御鐵炮屋、此間壹町、右に道有、前の通右伏見助左衛門殿、此あたり内藤宿と云、此道二町行て右に道有、前の通西へ行に、右側町少し有て躰正寺、又町少しありて伊澤隼人正殿、此道三町行て道二筋有、右の方同側朝倉仁左衛門殿木曾日向守殿松平左近殿、此道三町、此あたり二本ゑのきと云、左の方右側渡部半左衛門殿、左内藤若狹守殿、此屋敷二町有、右竹越山城守殿松平出羽守殿、此屋敷四町有、右側西尾主水殿川村善七殿、つゞき片町壹町ほど有、幷に加藤源太郎殿、此側六町、左廿間ばかり町有て、左に道有、赤坂へゆく、前の通半町西へ行ば兩側町、すぐ道有、

一、中通三町有、よこて〳〵迄諸商人諸職人有レ之、

一、北上の通、土手より壹町目兩側町や、二町目、左壹町町屋、右は蜷川喜左衛門殿組二ケ所有、三町目、左壹町まち屋、右半町ほど町、内藤新次郎殿組、菅沼藤十殿、此間半町過て左右に道有、前の通西へ行ば、左井上太左衛門殿組、右菅沼藤十郎殿組、此間四十間ばかり、行當り設樂甚三郎殿組屋敷、表門通左右に道有、

一、四ツ谷見付筋より、右土手筋へ行道市谷へ出る也、左側半町の餘町、同道あり、南がは町なり、前の土手筋北へ行に、左二十間計町有、横手に道有、前の土て筋北へ行ば、左側諏訪兵部殿河野藤左殿門殿、此間一町、横てに道有、前の土手筋北へ行ば、間野八郎左衛門殿金田遠江守殿、此間一町、横手に道有、前の土て筋北へ行に、左柿原忠兵衛殿本田内藏殿松平三郎左衛門殿、續に町少し有、此間二町近く、横手に道有、前土手筋北へ行に、一町近く町有、一町程行ば市谷御門へ出る、

一、右の内諏訪兵部殿横手通西へ行に、續き酒井大膳亮大岡七兵衛殿柳澤孫左衛門殿、左渡部半藏殿、

續きて町、此側一町、横手に道有、前の通西へ行に、左蜷川喜左衞門殿組、此屋敷二十間計行ば右へ道有、半町程兩側町屋、前の通西へ二十間計行て、南へ道有、半町許行て、西へ行ば、左右の屋敷、喜左衞門殿組四ケ所有、其間一町半近く、行當り內藤新二郞殿組、左右に道有、右へ五十間計行ば西へ道有、左菅沼藤十郞殿、右蜷川喜左衞門殿組、此間四十間、左右に道有、前の道すぐ道半町程有、又左に道有、

一、右の內諏訪兵部殿隣河野藤左衞門殿横手西へ行に、右早野八郞左衞門殿よこや、同つゞき伏見權八殿三浦字左衞門殿、左松平左衞門殿山田六右衞門殿、此間一町、それより半町行て左右に道有、前の通西へ行に、左右のやしき菅沼藤十郞殿組なり、行どまりは寺なり、寶光寺といふ、此間二町半、左手に道有、

一、右の內間野八郞左衞門殿隣金田遠江守殿橫手西へ行ば、つゞきて福井藤十郞殿、石原太郞左衞門殿、此間行どまりなり、

〔市谷より大久保まで〔割註〕よつやのならび北の方、〕

一、市谷御門は、四ツ谷御門より六町程北なり、右見付より土手筋へ出て廿間計北へゆけば、西へ道有、此方にゆかずして右に道有、右側橋口に東雲寺、町少し有て東圓寺、又町少し有て八幡宮有、石だん五十七段有、町少し有、是まで一町半、それより尾州中納言樣御屋敷四丁半ほど有、此內二町半程さきに、左一町町有、よこて同町、前のつゞき左四十間程町、左右に道有、右の道西側柿原八兵衞殿組、並に町少し有、此間二町半、前の通西へ行ば、右に松平上野介殿、此屋敷二町半近く有、左布施孫兵衞殿組屋敷一町半、それより西へ行に道二筋有、右の方松平上野守殿、ならび半町まちや、うしろに戶田相模守殿組、橫手に道有、前の道より左の道西へ行に、長谷川久三郞殿組宮毛半七殿組柴田三左衞門殿組、此間三町、南後にも道有、前の通西へ行に左右に道有、左拾間行て西へ廿間行に、右に板

倉隠岐守殿、それより南へ廿間行て西へ行ば、左早野七兵衛殿組、右布施孫兵衛殿、此間五拾間程行ば右に道有、左本田伯耆守殿横屋に付て、前の通西へゆくに、半町行て左に道有、半町の餘行て東へ道有、左善長寺養福寺清光寺、此間一町、夫より南へ道有、一町近く行て左右に大久保右京殿組、東へ半町ほどゆきて岡野内藏殿組、安藤九郎左衛門殿組有、東てに蜷川喜左衛門殿組、夏目杢左衛門殿組、南へ道有、行當り町、左右に道有、四ツ谷筋なり、前の通西へ行に、右側習教寺大久寺善教寺日勝寺、左町、此間二町近く、右てに道有、右側に本田伯耆守殿坂部三十郎殿組やしき、左田地、それより先に、右菅沼越中守殿、左北條右近殿組、此間六間半、行當り尾張中納言様御屋敷、但よこて也、左右に道有、前の通西へ行ば、右は元興寺、此間一町半過て左に道有、右に北條右近殿組、此屋敷一町近く、横手の道西へ行に、左右に水野半左衛門殿組、此間三町、左右に道有、前の通西へ行に、左右に北條右近殿組、此間四町半、右にも道有、前の通西へ行ば、右ては尾州中納言様御屋敷也、二町半有、

一、右の内板倉隠岐守殿横手筋北へ行ば、右に町壹町有、東へ道有、前の續き本村谷町兩側町、左手に道有、前のすぐ道北へゆけば、西側に町壹町ほどあり、前の左ての道西へ行ば、左手入込安龍寺、右町のよこや、此間半町過て北へ道有、猶西へ行ば、右安藤九郎左衛門殿組、左大久保四郎左衛門殿組、此間壹町半行て前の通、それより廿間ばかり行て左に道有、前の通西へ十間計行ば右に道有て、久貝宗左衛門殿組岩瀬市兵衛殿組榊原四郎左衛門殿小笠原太郎左衛門殿組、此側三町半ゆけば左に道有、右に泉福寺寛長寺、つゞき畠、左に大草主膳殿、此間三町、前の通西へ行ば、右町少し有、泉福寺、此間半町、行當り左右に道有、左の道西へ行に、十間行て右てに道有、西へ行ば左は專念寺、右に永福寺、兩側壹町程町、左の町四十間行ば南へ道有、天神へ行、前の通西へ拾間程行ば、入込宮毛彌次兵衛殿、是より左の道すぐに田道なり、

一、右の内大久保札の辻より東へ行ば、左側町少し有て松平出雲守殿、此屋敷を過て右に織田小左衛門殿、此道三町行て右に道有、同稲荷の宮有、前の通東へ一町半近く行て右に道有、右小笠原右近殿、左今村傳三郎殿、筋向に稲葉石見守殿、左本田美作殿武梨孫十郎殿、右石川半左衛門殿よこや、此間四町、右に道有、同石川半左衛門殿、左竹腰備前守殿よこや、水野半左衛門殿組二ヶ所有、此間二町半近く有、前の通東へ行ば、右竹腰備前守殿、左依田辨之助殿横田次郎兵衛殿よこや、右土屋忠二郎殿、此間二町、左右に道有、右の道東かど伊藤安兵衛殿榊原四郎左衛門殿久貝宗左衛門殿岩瀬市兵衛殿小笠原六左衛門殿、以上五組、此間四十間程有、前の通東へ行に伊藤安兵衛殿よこや、左松井助太夫殿地尻、此間四十間行ば右てに道有、前の續き五組、入込にてしれず、左多田八郎左衛門殿宇津作左衛門殿よこや、此間一町半近く過て、行當り尾張様御屋敷、左右に道有、

一、市谷見付筋、但見付より少し北へふりて有、此道西へ行に、左東雲寺よこや、續きて長體寺、門前に町少し有、長龍寺、右町のよこや、つゞき堀田五郎左衛門殿よこや、是より兩がは町少し有、左宗體院、右法藏寺、左町少し有て日向七郎左衛門殿飯岡權兵衛殿、右安藤彦四郎殿、此間三町、行當り尾張様、右へ半町ゆきて西へゆく、左尾州様御屋敷三町半程、右土取場一町の餘有て北へ道有、前の通右富永彦兵衛殿荻原彌右衛門殿菅新左衛門殿布施八郎兵衛殿、此間二町、左右に道有、前の通西へゆくに、右大久保九兵衛殿、左屋敷の地尻有て、松井助太夫殿、右三輪半右衛門殿、此間一町半、ゆき當り横田次郎兵衛殿、左右に道あり、

一、右の内富永彦兵衛殿横屋半町北へ行て西へ行ば、右側遠山七郎左衛門殿岡戸藤兵衛殿近藤八太夫殿本間十左衛門殿天野孫太郎殿、左屋敷の地尻、此間二町近く、左右に前の通西へ行に、左かど石東織部殿、つゞき屋敷の地尻、右山中吉右衛門殿大久保孫市殿、此間一町半近く、行當り愛染院、左右に道有、

一、市谷見付より牛込近所まで土手筋、左側一町ほど町有、町中堀田五郎左衛門殿火消屋敷有、又右手に道有、前の通北へ行に、半町近く町有て西へ道あり、前の土手筋北へ行に、又半町の餘町にて、右てに道有、前の土て筋、是より武家屋敷也、牛込見付まで二町半有、

一、右の內堀田五郎左衛門殿北横手を西へ行に、廿間計左右に町のよこやありて、右に道有、土手筋裏通也、前の通西へ行ば、右水野對馬守殿横屋を通て、左入込長遠寺、ならびに町有、前の通西へ行に、右は水上五兵衛殿組、行當り高村助右衛門殿、すぐ道土取場へ出る、右に道有、

一、右の町筋より北うしろ通西へ行に、左右に町の横屋廿間計有て左右に道有、前の通西へ行に、左水野對馬守殿よこや、右同長兵衛殿よこや、横屋續き田中六郎右衛門殿松平三郎右衛門殿松浦八郎右衛門殿、向左新庄與惣右衛門殿榊原清右衛門殿、右織田主計殿、左沖五郎左衛門殿內藤金彌殿、右春田伊之助殿、此間二町、左右に道有、前の通西へ半町行て、向ふ戸田七之助殿組、左右に道有、

一、右之町より北うしろ通西へ行に、其間廿間ほど町の横屋を過て左右に道有、前の通西へ行に火のばん町、右に道有、前の通西へ一町半近く行て右に道有、貳拾間行て左右に道有、右北へ行に、右側町半町の餘有、左中程かど荒川長兵衛殿、廿間計行て右てに道有、東へゆくに、左御納戸拂方衆の屋敷、此間一町ほど行て、右へ拾間ばかり行て東へ行に、左松平半左衛門殿、右大竹勘右衛門殿、左松平清兵衛殿、右小笠原山城守殿、左松下次郎左衛門殿、右齋藤次郎右衛門殿、左長谷川權左衛門殿、右石野三左衛門殿、此間二町、左右に道有、右へ十間ばかり行て東へ道有、右淺尾彌八郎殿、高橋彌次兵衛殿よこや、左下枝忠兵衛殿、入込中根傳右衛門殿大久保孫兵衛殿、此間四十間、右に道有、同側高橋左次兵衛殿、羽澤十郎左衛門殿、石野小左衛門殿松平新右衛門殿間宮宇右衛門殿、向に宇藤藤助殿加藤助三郎殿、此間二町近く有、行當り小笠原山城守殿、それより左へ廿間行て南へ行ば、右側神尾十兵衛殿塚原三左衛門殿山田平右衛門殿、向に小林長兵衛殿、此間一町の餘、行當り大番町に左右に

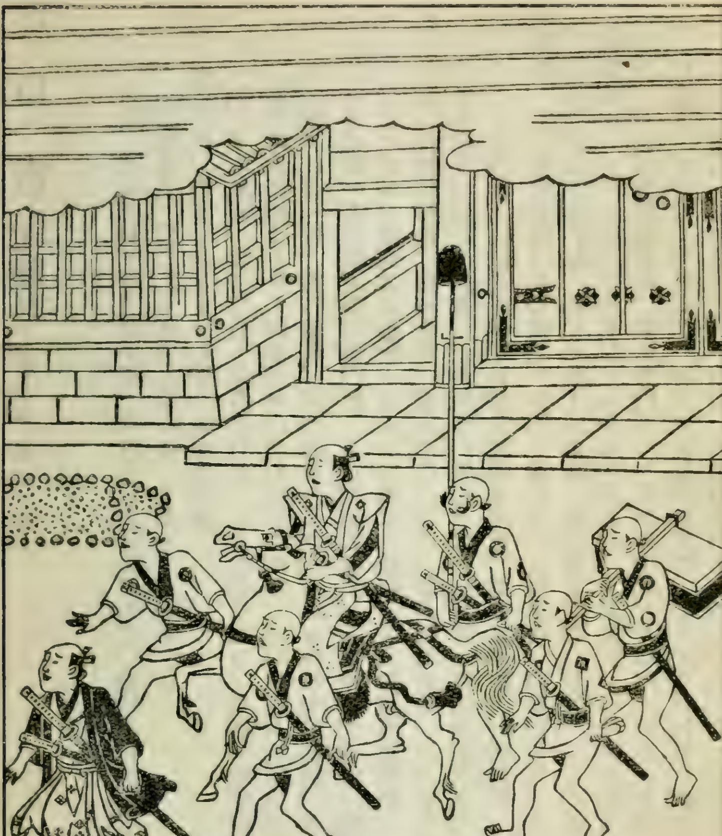
道有、前の通東へ行に、左鈴木金右衛門殿筑紫主水殿よこや、此間二十間、右てに道有、同側筑紫主水殿松平藤兵衛殿宮城次郎八殿土屋忠兵衛殿伊東新右衛門殿松平三郎左衛門殿、同五左衛門殿、入込に小林金右衛門殿佐原三右衛門殿、前の通羅田新左衛門殿朝倉十兵衛殿、稲荷の小宮あり、此間四町、左右に道有、右火の番町、前の通南へ行に、左水野長兵衛殿、此間四十間程、左右に道有、前の通南へゆくに、左水野對馬守殿、此屋敷四十間程、左右に道有、右御納戸町へゆく、左市谷土手へ出る、此道筋土手うしろ通也、

江戸雀七巻目　従二御城一西北のすみ

○牛込、どんど橋、りうけい橋、北は此川筋を限にして、南は河田ケ窪、どゞめき、早稲田、
土塚村まで、〔割註〕付ゑもん櫻の事、あな八まんの事」

一、牛込見付は、市谷の見付より七町の餘北の方也、

一、見付筋より小橋有、渡りて西へ半町餘行ば、左右に土てあり、猶西へゆけば、左水野金兵衞殿よこや、右前田孫兵衞殿よこや、同五左衞門殿岩佐善兵衞殿、左山田庄兵衞殿山田庄右衞門殿、右かど國領半兵衞殿、此間一町、北へ道有、前の通筋へ行ば、右かど森川小兵衞殿、左金子金十郎殿三原彦兵衞殿同十太夫殿、右大岡五郎右衞門殿、左小宿(をやど)市兵衞殿、右松平彦太夫殿、筋違に左右に道有、前の通西へ行に、右かど水野甚兵衞殿、左かど小角甚兵衞殿、右小野甚右衞門殿、つゞき町少有、左本多藤十郎殿、此間半町餘、南へ道有、前の通西へ行に、右入込行願寺、つゞき町少し有、左側肴だな、此間四十間近く、左右に道有、左の道右角曾根五郎左衞門殿、諸星内藏殿木村六右衞門殿川久保善左衞門殿、入込法照寺同法善寺、左御留守衆與力屋敷、次に天倫院、此間二町、右に道有、又すぐ道二町程有、前の見付筋より右の道北へ半町の餘行て、左照光寺、門前通に東へ通有、前の道一町の餘行て、左に茅屋清左衞門殿、向に小林十兵衞殿、前の見付筋西へ行ば、左曾根五郎左衞門殿よこや、右に藥師堂有、つゞき町、左三光院、右法善寺正元寺、左高泉院、つゞきに町有、此間一町半近く、左に道有、右側正覺寺泉僧寺、向に龍門寺つゞき寺の地尻、右側町一町有、長元寺、此間二町、筋違に左右に道有、すぐ道三町程行て、右に酒井修理殿裏門、つゞき大村因幡守殿伊丹大隅守殿、此間一町近く、南へ道有、前の見付筋西へ行に、右に町半町有て北へ道有、右に米津十兵衞殿、此間半町、行



當り町、左右に道有、左北側に增山兵部殿、あかぎの明神の社有、此間半町、右之道左かど東學寺、此間十間程、横手に道有、半町程行て左町少し有、淸立寺、又町少し有て天德院、是まで一町、門通に道有、天德院續きに町半町近く有、左右に道、又すぐ道有、すぐ道左かど石川兵右衞門殿、右伊藤長兵衞殿よこや、都筑次郎右衞門殿岡部權助殿、向河澤三右衞門殿、此間半町、横手に道有、すぐ道馬場へ出る、前の見付筋西へ行に、左に町、右中程より町野壹岐殿、但此間五十間程、左右に道有、左の道同側岡野平兵衞殿浦野七郎兵衞殿大島角右衞門殿浦野權兵衞殿伊丹十兵衞殿岩堀平右衞門殿山口市左衞門殿、右は酒井修理亮殿屋敷也、此間二町半、前の見付筋西へ行ば、左酒井修理殿、此屋敷三町の餘、右町野壹岐守殿組、三枝平右衞門殿組、岡野內藏殿組、二ケ所づゝ有、此側三町、右へ二十間行て西へ行に、左夏目杢右衞門殿組、此間一町、右に道有、前の通西へ行に、右側町つゞき前田了心、左に入込有、東側空伯寺、行當り明照寺、少し曲りて、行どまり大寶寺、前の本通右西生寺、此間一町、左の道同がは大願寺、筧新兵衞殿細井左次衞門殿、前の見付筋西へ行ばゑの木町、此所を過て左に道有、同側蜂屋半之丞殿組、降蓮寺專勝寺久照寺法蓮寺佛性寺、此間三町、前の見付筋北へ半町行て西へゆけば、右に半町近く町有、此あたりどゝめきと云、右に道有、おびくに衆の屋敷へ行、前の見付筋西へ行ば、半町程町、入込に左宗元寺、右町野壹岐守殿、前の見付筋西へ行ば、左相影寺地尻、つゞき少し町、右宗元寺よこや、續き少し町、此間一町半、左右に道有、右之道半町程行て、右賢照寺、横手に道有て、御比丘尼衆の屋敷有、向に酒井修理殿、前の見付筋西へ行に、左町、右に十善寺、續きに町有、左に大要寺、此あたり早稻田と云、此間一町半の餘、行當り正元寺、北へつゞきて菅沼藤十郎殿、左へゆく道、同がは卄間ばかり町有、すぐ道御座候へ共先に有、

一、牛込見付の土てより、市谷の方へゆく道、右側水野金兵衞殿丸藻五郎兵衞殿、入込に北より南へ、岩間源三郎殿小栗五太夫殿間宮七郎兵衞殿鈴木又右衞門殿、前之通へ出て南へ行に、中根九兵衞殿松

平所左衛門殿、此間一町半餘、横手に道有、前の通南へ行に、右鈴木平兵衛殿小林吉太夫殿、此間四十間計、横手を廿間ばかり行ば北へ道有、左側鈴木金右衛門殿よこや、牛袋勘右衛門殿、行どまり戸田左衛門殿、此間一町、前の土手筋南へゆく道、市谷之内に書申ゆへ爰に略す、

一、右之内松平所左衛門殿よこや通西へ行に、左鈴木平兵衛殿よこや服部采女殿市川太衛門殿、右窪田與右衛門殿、横手に道有、左若宮八幡の宮有、行當り鈴木又七殿横やに付て行に、左依田友右衛門殿丸藻三郎衛門殿、行どまり元の通へ出て、左逸見五左衛門殿戸田左門殿佐野六右衛門殿、右前田八右衛門殿よこて有、爰を御小人町と云、左磯尾三郎兵衛殿神田三右衛門殿、右片岡兵左衛門殿三宅半七殿遠山又左衛門殿、是迄二町半、それより北へ行に、左榊原四郎右衛門殿五十嵐仁兵衛殿岡部甚兵衛殿よこや、右岡部市兵衛殿よこや、此間半町、行當りの道牛込見付筋、此通半町ほど西へ行て左に道有、半町ほど小坂上りて、左正了寺高照寺、續きに町少しあり、右朝岡又右衛門殿諸越庄兵衛殿、向野村伊太夫殿渡部仁右衛門殿よこや、此間一町半、左に道有、同かど仁右衛門殿竹内三郎兵衛殿、右井戸新右衛門殿組、横手に道有、前の通南へ行に、左荒川長十郎殿原田七郎兵衛殿、右牧野傳藏殿組、横手に道有、前の通南へ行に、左後藤満左衛門殿鈴木長左衛門殿下枝忠兵衛殿、右長谷川藤左衛門殿横や、此通是まで二町半、筋違に左右に道有、左の道は前註す、故爰に略す、

一、右之内後藤満左衛門殿前の通西へ行に、右牧野傳藏殿、但、左屋敷の地尻、此間行て左右に道有、左の道同かは町少し有て御納戸拂方衆やしき、此間四十間、右之道四十間兩側町、よこてに道有、すぐ道、兩側町、よこやに道有、それよりすぐ道半町程有て東へ道有、前の通西へ行に、左荒川長兵衛殿よこや、戸田七之助殿地尻、右町のよこや、つゞき松平彦兵衛殿中澤主税殿よこや、左市川與三右衛門殿、此間一町半、左右に道有、右之道同かど中澤主税殿、左稲垣數馬殿、右松平長三郎殿、此間一町、前の通西へ行に、左大井三郎右衛門殿内藤七郎兵衛殿、右稲垣數馬殿よこや、つゞき朝比奈次

兵衛殿本田助十郎殿、此間一町半、左右に道有、前の通西へ行に、左石原惣左衛門殿飯塚半右衛門殿、向に六島孫右衛門殿、左菅與三兵衛殿、右鈴木次右衛門殿、左久留半右衛門殿中島五兵衛殿、右小林佐次兵衛殿勝屋彌次右衛門殿、左石野七郎左衛門殿、此間二町近く、左右に道有、前の通西へ行に、左かど間宮二郎兵衛殿、つゞき屋敷の地尻、右岩間八郎左衛門殿地尻、よこてに道有、前のつゞき牛込南寺町前、此間一町の餘、左右に道、右之道西側本庄寺高徳寺、入込に伊藤半右衛門殿、此間一町近く、左の道廿間ばかり行て西へ道有、右側生雲寺長生寺善能寺、左愛染院よこや、つゞきに法正院正榮院、向に久承寺、左長根寺、右妙傳寺、左月景寺、右佛現寺、此間一町半、行どまりなり、

一、右之内後藤淸左衛門殿より北へ一軒隣荒川長十郎殿、前の通西へ行に、左牧野傳藏殿組、右井戸新右衛門殿組、此間二町行て左右に道有、前の通西へ四十間町のよこや行て、右手に道有、前の通西へ行に右二十間計町や、左松平長三郎殿よこや、此屋敷を過て左右に道有、前の通西へ行に左稻垣數馬殿よこや、小奈谷市右衛門殿千村八左衛門殿水野新兵衛殿、此間一町半、左に道有、前の通西へ行に、左朝比奈新九郎殿よこや、山田淸左衛門殿山下又助殿岡部四郎五郎殿山田宇之助殿、此間二町、左に道有、前の通西へ行に、左かど岩間四郎左衛門殿、此屋敷半町、筋違に左右に道あり、前の通二十間行て、行當り八幡小宮、左右に道有、

一、右之内荒川長十郎殿より北へ一軒隣渡部仁右衛門殿通西へ行に、左井戸新右衛門殿組、右宮城監物殿組、左右に道有、前の通西へ行に、左四十間町のよこや、右阿部源五左衛門殿、町少し有て天龍寺、左に道、前の通西へゆくに、右天龍寺隱居有、つゞきに稻荷の小宮有、此間一町、左に道有、前の通西へ行に、右半町の餘町屋、よこてに道有、南へ十間行て西へ行に、右正興寺、此側二町、左天龍寺のあたりより是まで四町、此内に宮毛半七殿組渡部吉左衛門殿組、又宮毛半七殿組のやしき有也、左手に道有、すぐ道二十間行て左に道有、南寺町へ行、前のすぐ道又二十間行ば、右に道二筋あり、此

あたり川田が久保といふ、前の通すぐ道を行に、左に祿泉寺、原町とて一町の餘有、右高國寺、阿部伊豆守殿よこや、此間二町、右に道有、左水野對馬守殿組、入込なり、前のすぐ道西へ行に、兩側一町ほど町なり、右に高國寺、此間二町、左右に道有、左の道右かど泉法院、前のすぐ道西へ行に、左泉法寺よこや、右鳴瀨豐前守殿、此やしき一町、よこてに道有、前のすぐ道西へゆくに、右御破損手代衆やしき、つゞき稻荷の小宮有、稻垣藤十郎殿、左畠、此間二町、右手に道あり、前のすぐ道西へゆくに、右尾州中納言樣御屋敷四町、此間を通りて、それより田道を二町行ば、右手に道有、前のすぐ道二町の餘行て、御たんす町、左に善立寺、是より三町の餘行て百人町、それより四町程ゆきて右に圓勝寺、ゑもん櫻此所にあり、

○右衞門櫻の事

一、右衞門櫻は、そのかみ柏木のゑもんの督、ちとあやなきふるまひありとて、少しのうち此所へ流され給ふ、その時つれ〲の餘りにや、此櫻をうへ給ふが、程なく都へ召かへされ給ふとなり、花はしべなく、匂ひ四方にくんじて花のもとを立さりがたし、此あたりを柏木のゑもん居給ふ所とて、柏木むらといふとかや、

下葉よりゑもんざくらの花の袖

一、右之內川田が久保三宅半七殿組の屋敷より西へ道二筋有、左の道は先しるす、扨右の道北へふりて行に、右側町少し有て、永正寺、大神宮社有、つゞき法忍寺、此側一町、左小野半左衞門殿組、右に道有、廿間行て、西北は水野半左衞門殿組、前の通西へ行に、左小野半左衞門殿組、此やしき一町、右四十間計町、今廿間行間道二筋有、前のすぐ道西へゆくに、左寺の地尻よこや、右稻垣藏人殿志水甲斐守殿、町少しづゝ有、半町の餘なり、此道二町半の餘行て左に道有、貳拾四五間行てあたり法正寺、東へ廿間行て南へ又半町行ば東へ道有、此側に千念寺、行當り長賢寺、此間半町の餘、橫てに



道有、前の通西へ行に、左感通寺南正寺よこや、五十間計行ば右に道有、一町程行て左右に道有、左の道南側に華智寺、両側町、北側のはづれに比丘尼楽やしき有、此間一町、右之道同がは正法寺、狄山十右衛門殿組、左寺町屋の地尻有て、左入込に捴下寺、右に辨才天の宮有、是まで四町、すぐ道前に書置申、左右に道有、前の通十間西へ行ば左に道有、右がは來迎寺、小川三左衛門殿、泉元寺、工藤市左衛門殿、向に南性寺、此間一町、すぐ道有、前の通西へ行に、両側町、馬場下よこ町と云、左西よりに西方寺、入込に五智如來、此間一町半、右に道有、前の通西へ行に両側町、馬場下町左西よりに寺有、正覺寺、橋わたりて左右に道有、左の道右側穴八幡宮、左に少し町有て八幡大神宮稲荷三社あり、つゞき町、此間一町半、行あたり尾張中納言様御やしき、北へ道有、前の通北へかへりて、右の道北へ行に、左法善寺、右入込權現の社有、半町程行て左南側に第六天有、北側とつか村、前の道筋二十間北へ行て、猪飼五郎太夫殿、此間三町半、前の通北へ行に、右法善寺、つゞき畠、三町程行て高田馬場へ出る、此馬場二町程有、西東に有、此馬場過て北へ道有、二町近く行て、左七面大明神社有、一町程行て江戸川、小橋有、すぐ道有レ之といへども、此川ぎりゆへしるすに及ばず、

〇穴八幡宮

一、光松山の八幡宮は、その上寛永十三年丙子にあたりて、征夷大將軍源家光公の御弓大將松平新五左衛門尉直次に興力せしむべく、弓の稽古いたしけるが、それ八幡大菩薩は源家の氏神、弓矢の守護神なれば、此所に勸請し、その前に的山をつかせて弓をまなぶべしといひ合て、既に言上に及ぶ所に、寔に天道の惠みにや、忽ち此地を望得て喜ぶ事限りなし、其折節山鳩三羽飛來て松の枝にとゞまる、是寔に八幡大菩薩の、我等の誠の心ざしを神も納受まし〳〵、即ち御影向有事、何の疑か有べきやと、人々奇異の思をなしてかりに小社を造りける、又常磐なる松二もと有けるを、神木と定めつゝ、鳥居を立てあがめたてまつる、それより六年の後、癸の巳の年の夏、威德院の良昌僧都、當國中野の寳泉

寺に有けるを、招きて社僧とし、法味を備へ奉る、此僧も本は周防の國の人、山口の八幡の氏人と也、幼なくして毛利家の侍榎本の某に仕へしが、榎本身まかりければ、高野山に登りて十九にて出家をし、寶性院の法印春山の弟子となり、一記の行法學道をときて、卅一歳の時より諸國を修行しけるに、さまぐ\のふしぎ度々あり、然るに秋七月の頃人々談合して、草庵を結び住せんとて、此山の麓の地形をひきならして、上の山一丈ばかり掘崩してみれば、山の底に小さき穴有、内に御長三寸計のかかねの佛像、石の上に座しておはします、その前に小さき瓶一つ有、左右に人の骸骨多く有けるを、人々取棄させける、かの佛像をよく見るに世の常ならざりければ、良昌僧都加持し奉りて御づしに移し奉る、道俗男女此よしを聞傳へて群集して拜み奉る、八月三日に、將軍家に御若君御誕生有、良昌僧都修行の道すがら又當國曾司谷に居ける時分に、八幡大菩薩御夢想有けるに少しも違はず、誠に奇特の事なり、良昌僉有難き事に思ひて神前に參り、御神樂をさゝげ祝言を申てかくぞよみける、

おひそふるちとせの松も千尋なるかげとさかゆる御代はつきせじ

とつらねける、同八月九日に、社頭のめぐり一町四方に繩ばりして、地形をば引開き、本社をば神木の松のもとに遷し、鳥居を石清水の上に南向にたてかへつゝ、八重垣ゆひまはしけるを、加州の大守黄門より數百の人數をつかはし給ふ、此故に日數いくばくならで、同じ月の十四日に、朝淸めして遷宮の禮行ひけり、此日又加州の大守より酒肴餅など山の如く送りて賑し給ふ、次之日は放生會の觀式とりおこなふ、別當社僧は、曉かけて振る鈴の聲空にひゞき、神子巫覡は、朝まだきより神樂の音雲に聞ゆ、庭の面に竈をたてゝ御湯を奉る、松平新五左衞門尉は、其與力同心を引ぐして、的山の邊に幕をはり棧敷を構へたり、假初の宮居なれば、八的百手等はことぐ\しかるべしやとて、只だ式正の小的をたつる、神的は射法なれば、小池の某が子十二歳にして仕けるが、又其有さま人の目を驚しけり、其夜神前にして風流の踊有けるに、亥の刻計に、神木の松の梢より提灯ほどなる光りもの飛出


穴八幡

て、社の上に落侍り、諸人拜み奉りて靈驗のあらたさを尊みけり、然るに此山の腰より、清き滴りの水流れとゞまる、さしも潔き水なりければ、ほりためられしに、限なく湧出たり、誠に石淸水の名にしおふ奇特ならずや、昔より此所を阿彌陀堂山といふよし、それ八幡の本地は彌陀なり、これ和光垂跡の方便なるべし、是よりして山の名を改め、神木の奇特によそへて光松山放生寺と付られたり、されば御詫宣にも、人の國より我國、他人より我が人とて、あながちに本朝を惠み、ことには氏人をあはれませ給ふ事、いづれの神よりすぐれたり、くはしくは當社の緣起にあり、

八まんのしげみや鳩の夏木だち

一、牛込見付よりどんど橋迄の土手筋屋敷付、二町半程の間なり、此通北へ行に、左側蒔田孫兵衛殿齋藤忠右衛門殿曾根五兵衛殿、此間一町近く、西へ道有、前の土手筋北へ行に、半町の餘まきがし有て、上村宇右衛門殿蜂屋喜右衛門殿、此間一町、よこやに道有、前の土手筋北へ行に、左木村久右衛門殿よこや半町、行あたりどんど橋、西東にかけたり、

一、右之內蜂屋喜右衛門殿よこやを二十間ばかり西へ行ば、左へ道より南へ行に、南の入込三島淸左衛門殿、右側永井彌十郎殿朝倉半十郎殿山田半右衛門殿梶川□兵衛殿、藤井善右衛門殿、左屋敷町の地尻、此間一町、行當り曾根五兵衛殿、左右に道有、左土てへ出る、右之方西へ行に、同河合善右衛門殿よこや、左朝比奈瀨兵衛殿伊予五兵衛殿よこや、右かど永井權右衛門殿、此間一町、左右に道有、前のすぐ道西へ行に、左市川甚兵衛殿横や、同つゞき秋山源太左衛門殿、前の通、右横山藤左衛門殿竹內五左衛門殿、左向井千之助殿、かど大川與三右衛門殿、右鈴木龍千代殿よこや、此間一町、左右に道有、前のすぐ道西へ行に、右松平次郎右衛門殿よこや、間宮市左衛門殿、左酒井甚左衛門殿、此間四十間、北へ廿間行て西へ行ば、右に道有、西側自正院、前の通西へ行ば、右側中村半右衛門殿泉增寺森川助左衛門殿布施惣十郎殿須田喜左衛門殿、左行願寺地尻、此間一町、行當り正高寺、左右に道

有、

一、右之內永田權右衛門殿よこて通北へ行に、左横山藤左衛門殿よこや、深屋喜右衛門殿よこや、此がは一町、右永田權右衛門殿よこや、つゞき內藤丸左衛門殿曲淵助右衛門殿蜷川彌太郎殿向に飯室源左衛門殿、右側阿佐尾忠右森川傳右衛門殿、此間二町、西へ道有、此筋曲淵助右衛門殿表門より西へ道有、左かど深屋善右衛門殿、右かど伊賀善左衛門殿、左大久保半三郎殿中山勘右衛門殿、右美濃部三郎左衛門殿、つゞき町一町、左に道有、右入込成就院、西への道、左西尾彥介殿、右がは町半町程、左右に道有、前の通行當り赤木明神社、並に八幡の宮あり、左の方入込無量院、是まで、

一、どんど橋りうけい橋かし通、左側かど木村久左衛門殿齋藤小兵衛殿久松太左衛門殿吉田太右衛門殿、此間一町の餘、横てに道有、前のかし筋北へ行に、左かど秋山傳兵衛殿天野孫八郎殿小栗庄右衛門殿、右にりうけい橋有、前のつゞき山本藤右衛門殿、曲淵孫兵衛殿、此間一町半の餘、よこてに道有、前のかし通北へ行に、左かど蜂屋三郎左衛門殿同十郎右衛門殿同彥兵衛殿島彌左衛門殿、かど數賀兵部殿、此間二町あり、是より西へ付てかし筋、兵部殿よこや、稻葉淸左衛門殿よこや、此間一町の餘、前のかし通西へ行に、左本間傳四郎殿よこや、半町過て南へ道有、前のかし筋西へ行に、左大久保主之助殿秋山十郎左衛門殿、此間一町、よこてに道有、前のかし筋西へ行に、左馬場道、かど加藤甚五左衛門殿神保甚左兵衛殿佐野與右衛門殿よこや、此間一町、表門通に道有、前のかし通西へ行に、左堀七郎右衛門殿よこや、石野七郎左衛門殿丸山兵左衛門殿、此間一町、横手の通右側一町々屋、色々うり物有、左側大久保八郎右衛門殿大岡新五左衛門殿金子仁左衛門殿よこや、左右に道有、左の方同がは仁左衛門殿、右かど門奈半右衛門殿川野小右衛門殿、左森川次郎太夫殿、かど鈴木市郎兵衛殿、右かど伊奈五左衛門殿、此間一町、左右に道有、前のすぐ道東へ行に、左大澤三郎左衛門殿よこや、右長手五左衛門殿よこや、穴野勘右衛門殿、左野間五左衛門殿、右かど小關武助殿、左かど青柳

半左衞門殿、此間一町、行あたり馬場、左右に道有、前の通南へ行に、右側一町うり物色々有、左側門奈半右衞門殿よこや、多奈武喜左衞門殿根岸又八殿太田長助殿よこや、左右に道有、前の通南へ行に、左側かど戸田七郎右衞門殿三田杢之助殿、此間半町、左に道有、前の通南へ行に、左側かど大岡孫右衞門殿河野九郎左衞門殿、少し曲りて南へ一町行に、此通西へ行に、左渡邊半三郎殿組、此間二町の餘過て、右に道三筋有、同側かど青柳掛兵衞殿、つゞきに町半町、此間一町、よこてに道有、東側に渡邊源藏殿、此間半町の餘、此道三町程つゞきてあり、左右に道有、あいに小橋二つ有、前の通西へゆくに、右水野十兵衞殿、雲照寺、入込西側に夏目杢左衞門殿組屋敷有、前之通西へゆく、左にも道有、すぐ道行あたり西松寺、行どまりなり、此間一町半有、

一、右之内りうけい橋南筋向、吉田太右衞門殿よこて西へ行に、右秋山伊兵衞殿横屋、此間四十間通りて、行あたり萩原傳藏殿よこや、南へ十間ばかり行て西へ道あり、右かど傳藏殿、左かど天野兵右衞門殿、右東かど藤片半九郎殿、此間四十間、横てに道有、前の通西へ行に、左小佐手杢之助殿、成就院地尻、右坂氏淸右衞門殿よこや、半町通りて左右に通有、前の道西へ行に、右原田彌右衞門殿よこや、半町通りて行あたり眞田久太郎殿よこや、左右に通有、右へ半町行て、左右に道あり、右半町の內、南側かど大村藤右衞門殿よこや、北かど野尻七兵衞殿、左の方西へ行に、左眞田久太郎殿鳴宮庄右衞門殿、右小笠原金兵衞殿松野文右衞門殿、右松下善太夫殿淺井權兵衞殿、左花田次左衞門殿、此間一町の餘、よこてに道有、同つゞき酒井七郎左衞門殿、此間半町、前の通西へ行に、右かど伊藤長兵衞殿、左かど簡井源之丞殿、此間廿四五間、左右に道有、前の道西へ行に、左町のよこや、右石川兵右衞門殿よこや、品川六郎右衞門殿よこや、左に八幡の小宮、並に十王堂有、此間半町、右に道有、前の通西へ行に、鈴木筆助殿よこや、今井友之助殿赤之宮庄九郎殿大岡孫右衞門殿よこや、右三田杢之助殿よこや、此間一町、左右に道あり、すぐ道なし、

一、右之内吉田太右衛門殿より、北へ一町半かし通行て西へ道有、左曲淵孫兵衛殿よこや、右蜂屋三郎左衛門殿よこや、三橋九左衛門殿よこや、左帯甚五兵衛殿、此間半町、左右に道有、但右は入込なり、東側に三橋九左衛門殿、左の道西側かど帯源五左衛門殿、前の道西へ行に、左帯源五左衛門殿よこや、曲淵傳右衛門殿よこや、右かど中川三郎兵衛殿早野惣左衛門殿よこや、此間半町の餘、左右に道有、前の通西へ又半町の餘行に、左右の屋敷よこや、行當り野尻七兵衛殿、左右に道有、

一、りうけい橋かし通、行あたりのかど敦賀兵部殿、よこてを通りて又稲葉清左衛門殿よこや、表門通へ出て南へ行て、左かど稲葉清左衛門殿、右かど本間傳四郎殿坂氏清兵衛殿、左楠正庵、右島角左衛門殿、左林太兵衛殿、右大谷太郎左衛門殿、左間野九郎兵衛殿西川與左衛門殿、右森川庄左衛門殿、左かど間野惣左衛門殿、右かど西村又右衛門殿、此間二町餘、左右に道有、前の通西へ行に、左かど曲淵傳右衛門殿、右蛭野清右衛門殿小栗又八殿、つゞき屋敷の地尻、左藤方平九郎殿よこや、此間一町の餘、左右に道有、

一、右之内本馬傳四郎殿西うしろ南へ行に、右かど大久保源四郎殿、左神尾孫兵衛殿、右細井惣左衛門殿、鳴瀬藤太夫殿、此間一町、右に道有、北側かど後部九郎右衛門殿松崎宗左衛門殿、此間半町、右に道有、前のつゞき左かど村越七郎左衛門殿、左戸田孫六殿淺井伊右衛門殿、右多澤又兵衛殿、左かど半兵衛殿、右かど松田太左衛門殿、此間一町、行あたり馬場、左右に道有、右之方東側中程に大竹勘右衛門殿、前の通南へ一町近く、右に道有、右側鴨宮次左衛門殿戸志十兵衛殿、左夏目藤右衛門殿、右大久保源五左衛門、左山本九兵衛殿、右山高李右衛門殿、左落合三郎左衛門殿、右かど鈴木八郎右衛門殿、左かど余子半助殿、此間二町近く、行あたり馬場、左右に道有、前の通西へ行に、右かど生野新五郎殿、久保田小左衛門殿、此間廿間計行て左に道有、前の通西へ行に、左かど竹本八左衛門殿落合九郎右衛門殿、右かど野尻七兵衛殿よこや、十四五間行ば西へ道有、前の通西へ行に、右かど大

村藤右衛門殿、左間宮惣十郎殿吉田藤藏殿、右北かど原田彌右衛門殿、左北かど坂氏清右衛門殿、此間半町、すぐ道赤木明神へゆく、左右に道有、

一、右之内余子半助殿よこてを南へ十四五間行ば西へ道有、右は馬場なり、左かど淺葉三右衛門殿よこや廿間ばかり有、筋違に左右に道有、前の通西へ行に、左かど浦橋平右衛門殿、右かど二本傳三郎殿、左東かど遠山權兵衛殿、右東かど加藤平助殿、此間一町、筋違に左右に道有、前の通西へ行に、左側半町程町、右かど飯田兵左衛門殿青木久右衛門殿、東かど太田長七殿、左戸田七郎右衛門殿よこや、此間一町、左右に道有、前の通西へ行に、兩側町のよこや、此間四十間、右に道有、一町兩側町、東がは中程に青木小左衛門殿やしき有、その先に又兩側の町一町有、はづれに橋有、すぐ道小石川へ出る也、此川を限りなるゆへ餘は略す、前の通西へ行に、左に稻荷の宮有、町少しあり、此間廿間、行當り傳澤寺傳中寺、右之道西側行どまり長修院、左への道渡部源藏殿へ行なり、

江戸雀　八巻目　従二御城一北之方

○小石川見付より、どんど橋、りうけい橋、小日向、關口、すいどう村、高田、曾司谷、
東は水道橋筋を限て、傳通院近邊、又はすがも村までの事
目白不動之事　白山權現之事　傳通院之事

一、小石川見付は、牛込見付より、五町半之餘北東なり、見付より北へ出る小橋あり、渡れば左右に道有、向は水戸宰相樣御屋敷、見付より左の道かし筋、小橋渡りて右側に屋敷尻一町の餘有て、東かど小栗忠左衛門殿、此間二丁近く、よこてに道有、前のかし通西へ行に、右阿部八之丞殿、此やしき四十間計、よこてに道有、西側に岩瀨市兵衛殿よこや、本多彥九郎殿、野間忠右衛門殿、右屋敷のよこや地尻、此間一町半、左右に道、又すぐ道有、前の通かし筋西へ行に、右側かど岩瀨市兵衛殿內藤加兵衛殿、此間一町、行當りどんど橋、內藤加兵衛殿、よこて通、かし筋中程に中山藤兵衛殿生見市左衛門殿、南かど大久保孫兵衛殿、此間二町近く、横てに道有、左にりうけい橋、前のかし通北へ行に、右側かど大草平助殿落合彌太夫殿水野孫助殿齋藤惣左衛門殿野間市之助殿佐々喜左衛門殿阿部勘左衛門殿間宮喜左衛門殿吉田新左衛門殿高野惣五郎殿、此間三町、是より西へ付て島角左衛門殿渡部源左衛門殿內藤飛驒守殿、此間一町近く、よこてに道、前のかし通西へ行に、右齋藤賴母殿荒木市左衛門殿よこや、此間一町、表門通に道有、つゞき小奈谷伊左衛門殿、左小野忠左衛門殿よこや、竹島忠右衛門殿、右長田平十郎殿、左都筑加右衛門殿、右東角森川孫右衛門殿、右西かど木村伊右衛門殿、此間一町、行あたり近藤勘右衛門殿組、左右に道有、前のかし道西へ行に、右西かど小野忠左衛門殿阿部甚五左衛門殿小奈谷與左衛門殿よこや、此間一町、表門通に道有、つゞき安西次郎兵衛殿天

野五郎左衛門殿、左宮城孫六殿よこや、神保源左衛門殿同又左衛門殿、此間一町、行あたり近藤勘右衛門殿組、左右に道有、前のかし通西へ行に、宮城孫六殿榊原八左衛門殿松田七郎右衛門殿、此間一町、よこてに道有、つゞき伊藤善左衛門殿堀田太左衛門殿よこや、宮毛市右衛門殿清水庄右衛門殿、右東かど小出勘右衛門殿、左西かど太田半左衛門殿、此間一町、行あたり近藤勘右衛門殿組、左右に道有、前のかし筋西へ行に、右堀田太左衛門殿前田五郎右衛門殿、此間一町近く、よこてに道有、五郎右衛門殿よこや、つゞき窪田源兵衛殿榊原五郎左衛門殿荒木五右衛門殿よこや、青柳新五兵衛殿板倉惣右衛門殿、右東かど杉浦十右衛門殿、左美濃部庄右衛門殿よこや、此間一町、左右に道あり、左の方南側に竹島一郎右衛門殿、前のかし通西へ行に、右荒木五右衛門殿下山忠兵衛殿小林甚右衛門殿、此間一町、左に小橋有、よこてに石野六右衛門殿、それより西へ道有、兩側町半町が間なり、左右に道有、左小橋有、牛込へ行、右にも小橋有、前の通西へ行に、一町が間町、水道町といふ、左右に道有、左の道に小橋有、前に永見權七殿組、此やしき牛込の方に書申べき所なれ共、道筋なき故爰に記す、右にも小橋有、前の通西へ行に、兩側町半町程なり、一町程行て筋違に、左右に道有、同小橋有、水道町右西よこてを二十間行に、小橋渡りてすぐ道二町半行ば、左に山高宇右衛門殿組、石津九兵衛殿組やしき有、此あたり小びなたといふ、前の通小橋より左の道川へつきて西へ行に、右側入込久世大和守殿、専願寺元國寺、此間半町の餘、つゞき田地五十間程、右之道堀に付て一町程行て、西へ入込に八幡の小宮有、前の通西へ行に右傳明寺、此間十四五間、行あたり長高寺、右へ十間計曲りて西へ又十間程行に、右に道有、前の通西へ行に、右町少し有て、祿泉寺貞泉寺、並に了國寺、八幡の小宮有、つゞき松平刑部殿、此間一町、左てに鳥居有、目白不動へゆく、前の通西へ半町計行に左に道有、目白不動なり、又半町程西へ行に、右がは半町程町也、左入口の入込に毘沙門堂、奥に東向に愛染堂有、ならび淺岡七兵衛殿、又西之入込に淺岡權三郎殿、又少し西に蓮華寺、此間一町近

く、左に道有、一町近く行て右に道有、西南かど前田半助殿、すぐ道水道水上の關こへ行、前の通西へ行に、右入込に清水牧之助殿、夫より半町之餘兩側町、筋違左右に道有、右之道一町程行て北へ道有、左西北がは渡部九助殿、行あたり郡三郎太夫殿、前の道西へ行に、右九助殿家尻、右に道有、前の通西へ行に、半町程行て、左入込黑田信濃守殿、右町少し有て三好備前守殿神尾若狹守殿堀宮内殿、此間二町、横手に道有、南西へ二町半之餘行て左右に道有、左かど川端、曾我伊賀守殿、前の通西へ行に、右に道二筋有、此內西之道二町半程ゆきてすいどう村、此村のうら、北のはづれ藥園有、此村より西東へ道有、前の通西へ行に、右畠、左增山兵部殿稻垣信濃守殿、此間三町、右に道有、曾司谷へゆく、前の通西へ行に、左入込、西側中川半左衞門殿表門有、前の通よこてを一町半の餘行に、右に道有、東の方への道御藥園へ行、前の通西へ十間計ゆくに、右に少し町有て横手に道有、曾可谷へ行、前の通西へ行に、右側一町程町有、中程左に道有、右はづれに北へ道有、此あたり高田といふ、前の通西へ半町の餘田道行て、左右に道有、前の通西へ行に、右側半町の餘町なり、猶西へ行道兩方畠なり、前の道の內に左右に道有、左の道二町行て西へ道有、北かどに金乘寺、前の道一町ほど南へ行に、左かど南窓寺藥師堂有、手前筋違に左右に道有、藥師向に氷川の明神小宮有、一町程行て橋有、面影橋といふ、すぐ道高田馬場へ行、前の通より右之道二町程行て右に道、北東へつきて一町ほど行ば本宗寺、又つゞき右に道有、北へ一町計ゆくに兩側茶や、鳥居あり、行あたり北側茶や、一町ばかり西にとり居又有、稻荷の宮有、廣き地內也、前の通西北へ一町半程行ば、左に鬼子母神の宮有、名作木像也、右に道有、前の通北へ半町行て、東へふりて一町程行に、行あたり法妙寺、開山は日源上人、本堂は三間四面なり、是は飛驒內匠が作りし堂也、蓮師御影は、鎌倉大佛師式部卿權僧都、百日が間精進潔齋して作り立る所也、右一乘坊よこや、少し北左手專修坊、一乘坊、門前通東へ半町ゆくに、左入込、西側に賢明坊、前の通東へ行に、要西院法忍坊本行院、此間半町、東へ一町程

行て筋違に左右に道有、但左の道板橋への道也、

〇目白不動

一、豊山新長谷寺目白不動明王は、尊體は弘法大師の御作、荒澤鑽火の不動明王、御長八寸の尊像なり、當寺の開山は秀山僧正なり、其上弘法大師湯殿山のうら荷澤河におこなひ給ふとき、まさに大日如來忽然と現はれ給ふに、たちまち不動の御形と變じ給ひ、みづから手に持給ふ利劍をふりて、左の御手をはらひ給へば、火煙さかりにもえ出たり、大師すなはち此尊體をうつしたまへり、類なき佛體なれば、秘佛にして開帳なし、本躰は御厨子の前に立給ふ、明王を目白の不動と號す、湯殿の行人鑽火を出す事此山より初れり、されば法界體性智の德用は、本有舍那の妙理を示し、阿字三摩耶の觀相には、瑜伽上乘の究竟をあらはし、護摩灌頂の壇の上には、災難を他方にはらひ、祈念加持の床の前には、福壽を自家に成す、寔にあらたの佛體なれば、人みな諸願を成就すとなり、

お不動の利劍はしものつるぎかな

一、小石川見付より、左へかし筋を二町半行に小橋有、渡りて半町北へ行ば西へ道有、左かど大膳亮殿、右がは水戸宰相樣御屋敷、百間長屋と云、二町程つゞきて有、左阿部忠右衛門殿中根左兵衛殿青木遠江守殿、此間二町近く、よこてに道有、西南かど小堀三郎兵衛殿、前の通西へ行に小堀三郎右衛門殿よこや、東かど宮田市右衛門殿、右かど阿部三右衛門殿、此間半町の餘、左右に道有、右之道同かは阿部三右衛門殿よこや、内藤加兵衛殿、左側かど島與右衛門殿木村庄右衛門殿、此道二町行ば小橋有、行あたり天神の宮有、前の通西へ行に、右島與右衛門殿よこや、半町の餘、左野間忠右衛門殿よこや、松平小左衛門殿、向かど山下五郎左衛門殿、大草半助殿よこや、左大久保孫兵衛殿よこや、此間半町の餘、行當りりうけい橋、山下五郎左衛門殿横手を北へ行に、左細田彌右衛門殿、右屋敷地尻也、左同斷、此道二町程行に、左入込に稻荷小宮有、すぐ道北へ二十間行て、左右に道有、前の通



北へ行に小橋有、此橋渡りて北へ行に、半町兩側は町、左右に道有、右天神へ行、左西へ行道傳通院なり、前の通すぐ道、行あたり水野彈正殿、右に道有、前の小橋筋水道に付て西へ行に、一町半程行て、右に齋藤頼母殿火消屋敷、前に小橋有、夫より一町半行て筋違に左右に道有、右之道には小橋有、前の通西へ行に、左近藤勘右衞門殿組、右に金剛寺、此寺は太田道灌建立の寺なり、木像有、用山大和尙の開基也、まへに小橋有、同町少し有、前に小橋有、同龍感寺前に小橋有、同正念寺、橋同斷、本多飛驒殿、橋同斷、此間二町近く、右手に道有、小橋渡りて少し北へ行ば、右に入込有、北側に永見權七殿組、南てにいなり小宮有、すぐ道御たんす町へ行、前の通西へ行に、右入込秋山十右衞門殿、前に小橋有、照明寺、橋同前、根來小才次殿、橋同斷、左に近藤勘右衞門殿組、此所まで三町の餘有、それより前の方は屋敷尻也、小才次殿つゞき日蓮寺、前に小橋有、左町の家尻、右がは氷川明神、橋同斷、善念寺、橋同斷、此間一町、右に道有、すぐ道は三町程有、但水道町うしろ筋なり、善念寺よこ通小橋わたりて、北へ十間近く行ば西へ道有、前のすぐ道北へ行に、左側かど近藤勘右衞門殿組、内藤無德、此間一町、少まがりて北へ行に、左宗淸寺、此間一町、行あたり久松喜三郎殿、西へ道有、つゞき土屋但馬守殿、南筋宗淸寺、此よこや此間一町、左右に道有、前の道西へ行に、左大岡彌右衞門殿よこや、加藤長右衞門殿、右渡部六左衞門殿よこや、星合太郎兵衞殿土屋兵部殿、此間一町、左右に道あり、

一、右之内後の通近藤勘右衞門殿組よこ通西へ行道、右東かど樂照寺、左町のよこや、此間一町、左右に道有、左の道半町、東側町、西側服部與左衞門殿、行あたりに小橋有、前の通より右之道十間ばかり行て東へ半町、右樂生寺地尻、左堀田五郎左衞門殿、夫より北へゆくに、右中程に大草主膳殿、左南かど大岡彌右衞門殿、此間一町の餘、左右に道有、前の通北へ行に、左かど渡部六左衞門殿、右土屋但馬守殿よこや、此間一町の餘行て、左右に筋違に道有、左の道半町程行て、南てに入込有、淸增寺、

直道有レ之といへども爰に略す、

一、右之内服部與左衛門殿北よこや廿間行て、行あたり了高寺、北へ道有、右は畠、左は馬場左衛門殿、此間一町、よこてに道有、猶北へ半町行て右に道有、猶北へ行に、右土屋兵部殿よこや、一町通て左に道有、前の通北へ行に、左北かど大遠寺、右がは大森半七殿、南かど山下五郎左衛門殿、左西かど遠山半九郎殿、此間一町、行あたり安藤對馬殿、左右に道有、左の道二町近く行て、北がは內藤新五郎殿表門有、左に道あり、前のすぐ道一町程行て小橋有、渡りて左右に道有、

一、水道橋は小石川見付より二町半東也、水道橋北橋詰より右に道あり、土て筋なり、橋筋を北へ行に、左かど曾我伊賀守殿、此やしき半町程、よこて入こみ有、北側かど松平壹岐守殿小笠原佐渡守殿、此間一町、行どまり也、前の橋筋北へ行に左に道有、小石川見付水戸宰相樣御屋敷へ行、橋筋北へ行に、左かど山口太郎千代殿本多飛驒守殿同大膳亮殿、右松平壹岐守殿よこや、小笠原山城守殿、よこてに道有、南東かど宮毛能登守殿、すぐ道弓町へ行、前の通北へ行に、右能登守殿よこや、左加藤八兵衛殿稻葉八左衛門殿眞田伊賀殿、右がは片町、此間二町半、左右に道有、行あたり內藤出雲守殿、東へ十間行て横やに付て北へ行に、右かど田村四郎兵衛殿、此間一町、行あたり水野監物殿、西へ二十間行て横やに付て行に、左中川半左衛門殿大維山城守殿、南かど渡部筑後守殿、右は屋敷尻也、此間二町の餘、左右に道有、左の道西がは小菅內藏殿一守九左衛門殿、南がは渡部筑後守殿よこや、此間一町近く、右に道有、二十間計行て西へ道有、此間半町、兩がは町屋、此方へゆかずすぐ道北へゆくに、左島田刑部殿、右やしき尻、同道あり、此方へゆかずすぐ道、左南かど小菅伊右衛門殿よこや、此間一町、筋違左右に道有、前の通右北かど須藤次郎左衛門殿中川惣左衛門殿、左かど若林孫左衛門殿よこや也、宮崎長十郎殿、右神尾伊左衛門殿、此間一町、よこてに道有、前の通北へ行に、右北かど川田半平殿澤清兵衛殿、向宮崎新左衛門殿中川三平郎殿やしき尻、右河村十左衛門殿、左本多

金右衛門殿　右かど赤井六之助殿、左かど山崎仁兵衛殿やしき尻、此間一町の餘、左右に道有、行當り屋敷の尻屋なり、

一、右之内小菅内藏殿よこて通水道橋筋、左河田吉兵衛殿曾根平兵衛殿、右側一町まちや、大橋こして左に道有、右え廿間計行て北へ道有、左側かど神保四郎右衛門殿新庄千助殿中川飛驒守殿よこや、此間一町、西へ道有、南側中川飛驒守殿神尾伊左衛門殿よこや、北側かど宮城主殿殿川田半平殿よこや、此間一町、前の通へ出て左宮崎主殿殿よこや半町、夫より東へふりて宇戸野藤左衛門殿よこや一町近く、左の道南側かど宇殿藤左衛門殿、北側かど富田八郎左衛門殿上村半助殿山本五郎左衛門殿よこや、南側朝比奈傳右衛門殿表門通北へゆくに、左かど山崎甚右衛門殿よこや、右かど山本五郎左衛門殿、西へ道有、前のつゞき須藤三左衛門殿、左松平備前守殿よこや、右南東かど布施新助殿、此間半町、よこてに道有、同馬場有、前の通北へ行に、右北東かど小倉權兵衛殿神田掛三郎殿、此間四十間、よこてに道有、前の通西へ行に、右北東かど作々木新左衛門殿上田宇右衛門殿表井四郎右衛門殿世奈源三郎殿久野伊兵衛殿、向に權淨院、右南東かど荒川四郎兵衛殿、此間一町の餘、よこてに道有、行あたり蓮華寺よこやなり、

一、右之内富田八郎左衛門殿よこて通、水道橋筋北へ行に、左側中根六右衛門殿一色仁左衛門殿よこや、此間一町、左に道有、北側馬場、南側一色仁左衛門殿安藤傳右衛門殿布施新助殿よこや、此間一町、行あたり松平備前守殿よこや、左右に道あり、前の通北へ行に、右に田澤彌十郎殿曲淵彌次右衛門殿、左に馬場有、同道有、南側へ馬場有、北側井出三左衛門殿よこや、土岐内匠殿小倉權兵衛殿よこや、此間一町、行あたり松平備前守殿よこや、左右に道有、前の通北へ行に、左側かど井出三左衛門殿筧仁兵衛殿伴野九左衛門殿、此間四十間計、よこてに道有、北へ廿間計行て北へ行ば、左側早野宇兵衛殿、右かど下山四郎左衛門殿、左大久保次郎太夫殿、右中根八左衛門殿、左表井五郎兵衛殿、

右小見山瀬兵衛殿戸田孫三郎殿、左筧太郎左衛門殿、右篠山平右衛門殿、左南西かど水野権左衛門殿、右名取三郎左衛門殿、此間一町の餘、左へ道有、十四五間行て北へ行ば、左かど蓮華寺、つゞき町屋、右清水庄九郎殿蜂屋源五兵衛殿、此間一町、筋違に左右に道有、左の道北側に本田中務殿館林宰相様御やしき有、前の通北へ行に、左側町、右は観音堂の横や、同町有、左に淨雲寺信高寺大蓮寺、つゞきに町少し有、右淨景寺、つゞき町、東に鳥居有、白山権現の宮へゆく、北側茶やなり、御まへまで一町の餘有、前の通北へ行に、左明照寺薬師堂、此間二町、左右に道有、すぐ道有、左へ付て行に町半町兩側有、左入込に土井能登守殿同兵庫頭殿向同周防守殿、此間三町半、左に道有、前の通是より四町行て酒井日向守殿、此間七町行て右に道あり、ふじへゆく、前の通一町半行て筋違に左右に道有、右そめ飯へゆく道、前の通西北へふりて行に、右かど水野隼人佐殿、それより四町行て左に心照寺、此所にゑんま薬師、愛宕いなり、八まんの宮社塔有、

一、右之内蜂屋源五兵衛殿向に道二筋有、北の方西へ行に、左かど本田中務殿横手、右町の横手ならびに畠山下總守殿、左に正福寺、此間一町、それより半町行て、左本多中務殿、右白山権現の宮へゆく、つゞき兩雲町、左町少し有、此間四十間、それより南へふりて行に、左明傳寺本念寺、右淨土寺よこや、此間四十間、夫より西へ行に、右かど淨土寺、一町半近く行て、右に道有、前の通左館林宰相様御屋敷六町程つゞきて有、右之道より一町程行て立泉寺、つゞき町少し有て、横てに入込有、前の通西へ行に、右町少し有て無量院、曲りかど二つ過て右に酒井雜樂頭殿、此間五町近く、左に道有、前の道それより一町行に、左新見備中守殿よこや、一町過て左へ道有、右手畠也、左新見備中守殿屋敷尻、半町の餘行て右に道有、北側に中山備前守殿屋敷へ行、前の通すぐ道二町ほど行て、西へ又十間行て南へ行に、右側に池田備中守殿、此屋敷一町程行當り田地、左に道二筋有、宮毛能登守殿屋敷へ出る、


白山権現

○白山權現之事

一、此白山權現は加賀國の靈神なり、其かみ越の大德泰澄初て白山に登給ふに天女にあへり、彼天女語りての給はく、我は是日本の始天神七代の終り、いざなみの尊なり、今は妙理大菩薩と名づく、本朝男女の根源の神なりとて、忽ちに十一面觀音の御形と現じて、やがて御姿をかくし給ふ、又ひとつの峯にして神人にあひ給ふ、手には金の矢をもち、肩には白銀の弓を横たへたり、名を小白山大行事といふとて、聖觀音の尊體をあらはしうせ給ふ、次に一人の翁にあひ給ふに、我は是大己貴の尊と名付、西方淨土のあるじ也とて、御影をばかくし給ふ、是によつて白山權現を祝ひ給ふ、佐羅の早松は本地不動明王也、金劔は又是倶梨伽羅不動の變作なり、又白山權現は、神代の古は菊理媛の尊と申侍りきと也、此地に勸請せし事は元和元年の事なり、本の社の地には名水の瀧有、いつの頃にや、右典厩公、彼寺を替て御下屋敷とし給ひしに、瀧水をつき山の前に落さしめ給ふに、更に一滴もおつる事なくたえて、今の地には其まねびもなし、

教へずと名をしらやまや今朝の雪

水道橋筋四町北へ行て、行あたり內藤出雲守殿表門通西へ行に、左眞田伊賀殿よこや四十間ばかり、水道水筋有、中山備前守殿、水戶宰相樣、三町程つゞきて有、右半町町屋有て、よこてに道有、前の通西へ行に、半町町屋有て、よこてに道有、西北かど堀市正殿、殘は屋敷の地尻也、右同前三町程行て左に藥師堂有、又手前に稻荷の宮有、行あたり傳通院ついぢ、右へ道有、前の通西へ行に、堀市正殿よこや、黑田信濃守殿、入込に內藤新三郎殿、此間二町半過て左に道有、前の通西へ行に、左西感寺、右側え町一町程有、左に道有、同がは少し肴棚有て、坂氏淸左衞門殿つゞきに町少し有、右側町屋白かべ町といふ、左右に道有、傳通院表門通、右のすぐ道西へ行に兩側町、六尺町といふ、右てに道有、前の通西へ行に、左白かべ町うしろ町也、此間一町過て右傳通院、左に道有、半町程行て左右

に道有、左白かべ町、右六尺町、表門通又十四五間行て右に道有、北側一町の餘町屋有、それより一町程行て、行あたり金剛寺、左右に道有、表門通東へ行に、右かど齋藤頼母殿火消屋敷、此道二町近く行て東へ道有、半町近く行て東へ行ば南へ道有、三町程行ば、行當りりうけい橋筋なり、前の通西へ行に左六尺町うしろ、町屋四十間計過て、よこてに道有、前の通西へゆくに、左に町十四五間有て左右に道有、左の道半町程行ば西へ道有、右側一町町屋、左側かど山口五左衛門殿、木造五左衛門殿宮毛求女殿、多福寺よこや、左右に道有、右之方を行ば半町程西側町、東は町のよこや、左の方南へ行に左多福寺、右松平志摩殿よこや十四五間、表門通向八代越中守殿、此間一町、先に道なし、多福寺つゞきに稲荷の宮、清水權之助殿、此側一町、横てに道あり、又すぐ道有、

一、傳通院よこ通北へ行に、左小野吉兵衛殿組、此間二町行て左右に道有、右之道一町程行て西へ道有、右側かど間宮孫太郎殿、入込西てに高圓寺へすぐ道半町程行て南へ行、右善仁寺よこや、半町の餘行て西へ道有、右入込善仁寺、西へ半町の餘行て、行あたり松平播磨殿、左右に道有、右之通一町行て、行あたり松平播磨殿、左へ十四五間行て北へ行に、左宗景寺、夫より北へ行に、右は播磨殿よこや、つゞき町、左側同町兩側なり、一町半行て左右に道有、前の播磨殿屋敷よこてに付て西へ半町程行に、左に道有、御たんす町へ出る、前の通西へ行に又半町行て、左に入込小栗長右衛門殿、前通の又西一町程行て右に道有、前の道西へ行に、左側かど永井勘九郎殿、專心寺、つゞきに町少し有、右入込に井上帶刀殿、左光學寺、此間一町半、よこてに道有、前の通西へ行に、左かど北條阿波守殿組、此やしき半町近く過て右に道有、井上帶刀殿屋敷へ出る、すぐ道なし、

一、傳通院表門通、前の道より西へ行に、右かど小野吉兵衛殿組、左町、半町過て左に道有、前の通西へ行に、右入込に神保左京殿よこやを付て西へ行に、右久永源兵衛殿、左本多飛驒守殿横や、此間三町近く、左右に道有、右之道半町程行て入込有、加藤伊織殿、左之道同かどに本多飛驒守殿、夫より

小坂上りて一町計行に、右入込に吉利支丹の牢有、南へ道有、前の通西へ行に御たんす町、此所を過て右に松平長三郎殿組、左に傳妙寺よこや、此間一町、左に道有、北へ行に、西側東雲寺よこや、左傳妙寺、此間四十間過て右に道有、同がは東雲寺、戸田右近殿、次に道遠寺了念寺甚光寺、左田地、此間一町半近く、左右に道有、左の道西側に泉德院有、右之道北へ行に、甚光寺よこやに付て行に、西側戸田右近殿、入込西正蓮寺、此道二町近く通りて左右に道有、但左に行どまり也、前の通西へ行に、右側町一町、左に寺屋敷の地尻一町ほど、右に道有、同がはかど石川三左衛門殿よこてに道有、三左衛門殿表門通二町の餘行ば、松平刑部殿やしきへ出る、前の通西へ行に兩側町一町程、左に道有、西角に安藤對馬殿、表門通西へ行に、左對馬守殿よこや、右成瀨吉右衛門殿やしき三町の餘あり、つゞき十四五間町、よこてに道有、半町の餘行ば松平刑部殿屋敷へ出る、左右に道有、前の通西へ行に、右かど高木善左衛門殿、此道二町近く過て右に道有、松平刑部殿屋敷へ出る、但一町程行て東へ道有、前の通西へ行に、右半町畠、つゞき町一町有、町中に天神の宮有、入込に水野伊豫守殿、大須が上町一町、此所を過て左右に道、左御藥園へゆく、前の通西へ行に、右側かど不動有、つゞき稻葉八左衛門殿屋敷半町の餘あり、つゞきに町少し有て大照寺、内藤出雲守殿、是まで二町の餘、左右に道有、右之道すがも村へゆく、是まで、

一、傳通院表門、水戸宰相樣裏門より、半町餘西へ行ば北へ道有、一町半ほど兩側町、行あたり堀市正殿、左右に道有、右之方十間計行て、行あたり泉能寺、左右に道有、左へ付て北へ行に右に町有、是まで一町程、よこてに半町程兩側町なり、前の道北へ行に、右町のよこや少し有て、島田刑部殿やしき尻、杉浦武兵衛殿、南かど杉浦大隅守殿、此間一町、筋違に左右に道有、行當り左傳通院裏門有、それ右へ半町計行て北へ行、左側町一町有、右側かど若林孫左衛門殿よこや、宮崎長十郎殿しりや、左側町一町、西へ道有、前の通北へ行に、右宮崎新左衛門殿地尻、中川三十郎殿、又本多金右衛門殿し

りや、かど山崎伊兵衛殿、左側一町まちや、右へ道有、前の通西へ行に、右かど伊丹加兵衛殿、此やしき廿四五間、左町、つゞき太田千十郎殿よこや半町計、行あたり町、左右に道有、右之道同かど伊丹加兵衛殿よこや、太田小兵衛殿山崎十兵衛殿、かど同甚右衛門殿、左松平備前守殿、此間一町の餘有、行あたり須藤三左衛門殿、左右に道有、前の通より左の道、同かど太田與右衛門殿、右町少し有て淨業院、つゞきに町少し有、左無量院、右かど淨福寺、此間一町、よこてを北へと行に左側町、久雲寺、此間一町の餘、西へふりて左法傳寺、右永井佐渡守殿、此間一町、よこてに道有、館林宰相様表門有、前のすぐ道西へ行に、左かど館林宰相様四町の餘、右に道有、館林様よこてに付てゆくに、西側南かどに松平信濃守殿、此間二町の餘、よこてに道、同つゞき依田久女之助殿中坊長兵衛殿地尻、右館林様、此間二町、左右に道有、南本通西へ行に、右戸田淡路守殿、よこて一町通て左右に道有、右之道淡路殿表門有、行あたり中坊長兵衛殿、淡路守殿門通半町近く行ば、行あたり宮毛能登殿、左右に道有、右へ付て一町行ば左右に道有、左の道池田備中守殿やしきへ行、前の通北東へふりて行に、右側館林様御屋敷のよこや、左側かど小堀和泉守殿、よこてに入込古屋五兵衛殿、本通北へ行に五兵衛殿よこや、西南かど新見備中守殿、此間二町半、行あたり酒井雅樂頭殿、左右に道有、

○傳通院

一、無量山壽經寺傳通院は、了譽上人の草創として順德年中の開基なり、本尊は惠心僧都の御作、坐像の彌陀なり、六八の誓願はあまねく苦海の衆生を導給ふ、四八金色の妙相は十方に光を放て、もろ〳〵のやみぢを輝かし給ふ、然るに當寺は是關八州の其一として、淨土衆流の一流なり、所化は爰に於て學問を究めて、古き名師の跡を慕ふ、爰によつて、或は聚螢映雪の効作をつみて、眼を經論にさらし、又は飛花草露の道を得禪して、其心敵をしりぞけん、此故に論談に脣をかへして、富婁那の辯舌を得、互に疑問を開く事、迦葉のむねを中に悅して、只をのづから蓮葉の泥土を出るにことなら


傳通院小石河

ず、とにかく恨むらくは我人の身、願はしきは十萬億土彌陀の淨土なり、唱ふれば佛も我もなかりけりと、心をやり給ふべし、しばらくも五念修行にもとづきて、三心具足の床にざし、往生のそくわいを期すべき也、

彌陀たのむ人ぞさながら小石川わたる心もすみわたるなり

江戸雀　九巻目　従二御城一北の方（小石川より東つゞき）

○水道橋、神田相生橋、筋違橋、いづみ橋、新敷橋、浅草近邊、下谷、谷中、三崎、
千駄木村、駒込村、新ぼり、田畑村、長里村、王子、染飯まで、
神田明神之事　富士權現之事　湯島天神之事　上野東叡山之事幷忍の岡之事付花見記
不忍池辨才天之事

一、相生橋より水道橋之内土て拾町有、相生橋渡りて北詰より西への道本郷、すぐ左右に道有、左の道西へ行に、土手筋一町まきがし、よこてに道有、前の土手筋西へ行に、一町半ほど材木がし、よこてに道有、湯島二丁目三丁目のあひに出る、此間一町半、前のどて筋西へ行に、右一町半、土て中程に道有、小出瀨兵衞殿火消屋敷へ出る、此間半町有、前の土て筋御茶の水といふ、よこてに道有、西北かど別所孫四郎殿、前のどて筋西へ行に、孫四郎殿よこや半町、右てに道有、竹や町へゆく、此間一町半、前のどて筋西へ行に町三町、横てに道有、前の通西へ行に安藤九郎左衞門殿よこや、石丸石見守殿曾我伊勢守殿横や、此間二町近く、左に水道橋、右之道前に書しるし申候間略す、

一、右之内安藤九郎左衞門殿表門通北へ行に、右半町近く町や、横手に道あり、東へゆくに御中間町一町有、兩側左右によこ町有、御中間町、つゞき神田元町一町有、兩側左右によこ町有、此よこ町を神田元町といへどさにはあらず、惣じて惣名なり、つゞきて竹や町、左右によこ町有、つゞき湯島六丁目、よこ町北うしろにも町あり、但北側計、南側別所孫四郎殿やしき也、竹や町の北うしろにも町有、前の通安藤九郎左衞門殿表門通北へ行に、東側町一町有、御中間町よこ町也、東へ道有、此通を行に御弓町、左右によこ町有、此間一町計御弓町といふにはあらず、なべて惣名也、弓町つゞき町一

町、左右によこ町有、左の道南西かどに中山市之丞殿、此間一町、よこてに左右に道有、右之道本郷一丁め二丁めへ出る、此道本郷のよこ町也、半町にたらず、前の通一町の餘西へ行に、左右に道有、左水道橋筋へ出る右之通東へ行に、北がは鳥井久太夫殿組、此間四十間、よこてに道有、つゞき蜂屋七兵衛殿組、南側三念寺地尻、北かど大窪八郎左衛門殿組、此間四十間、よこてに道有、前の通行當り鳥井久太夫殿組、左右に道有、右へ一町程行ば西へ道有、北側かど三念寺、並に藥師堂有、南側は町屋の地尻なり、此間四十間、左右に道有、前の通西へ一町近く行に、右て鳥井久太夫殿、左に道有、西へ行に、北側かど大窪八郎左衛門殿組、此間四十間、左右に道有、右之道中程に天方十郎殿やしき有、前のつゞき北かど水野小左衛門殿組、此間半町、行どまり也、前の通北へ行に、左大窪八郎左衛門殿組、左右に道あり、左へ付て行道、南かど八郎左衛門殿家尻、北東かど小笠原外記殿、此間四十間計、左右に道有、前のすぐ道西へ行に、北側かど吉田吉左衛門殿、南かど大窪八郎左衛門殿組、右は水野監物殿、此間四十間ばかり、少し西へ行ば水道橋筋へ出る、

一、相生橋より王子まで長里村の邊、相生橋筋北詰より、半町近く北へ行て旅籠町、左右に道有、前の橋筋西へ行に、湯島一丁目、續きて二丁め、左側中程に神田明神社有、此道に茶や有二町、門ぎはより左へ道有、御茶の水へ出る、右之道東北へふりて行に、左半町近く町、右町のよこや、入込に山田友右衛門殿、右甲斐庄四郎右衛門殿、左井上源太郎殿、右東かど木村藤三郎殿、此間五十間計、よこてに道有、佐野内藏殿組、松平助之進殿組の屋敷へ行、前の通西へ行に、左東かど牧野金助殿、右東かど伴野六左衛門殿よこや、此間廿四五間計、行あたり金助町、西側町一町、右へ二町程町、よこ町有、行あたり天澤寺、左右に道有、

一、湯島五丁目のきはより左へ道有、竹や町へ出る、五丁めにつゞき湯島六丁め、兩側町、但し右側中程に北へ道有、金助町へ行、六丁目のきはより左右に道有、左の道竹や町へ出る、右之道金助町うし

ろ通、兩側町、左右に道有、すぐ道半町ほど兩側町、行あたり近藤のぼり、左右に道有、六丁目につゞきて本郷一丁目、左側手まへに南へ道有、兩側町半町有、一町めのきはより左へ道有、一丁目につゞきて同二町目のきはに右へ道有、此道三町程町屋、行あたり町、左右に道あり、

一、本郷三丁めにつゞきて四丁めを行に、初口左に天神の宮有、并に眞興寺、右初口に道有、此道半町近く町のよこや、左右に道有、左へ三町程行ば松平加賀殿表門有、前のすぐ道東へ行に、南側大安寺しりや、近藤のぼり尻や、左は松平加賀守殿うら門有、是まで二町近く、筋違に左右に道有、左の道北へ行に、西側加賀殿、東側天澤寺よこて、此道一丁過て、廿間計東へ行て、北へ一町の餘行又東へ行に、北側松平飛驒守殿同大藏殿、つゞき町ちと有て高安寺、門前に町少し有て正光院、門前に町又少し有、南側或は寺の地尻、屋敷のよこや、此間二町半、左右に道有、下谷通なり、前の松平加賀守殿うら門筋東へ行に、十間計行て右へ道有、金助町通、前の通東へ行に、左天澤寺、其上此寺は、寛永二乙丑の年、征夷大將軍家光公の御乳母春日局建立し給ふ、前の妙心寺渭川劉和尙を招きて、當寺の開山とせらる、此寺のつゞき正泉院、此側一町半、右にも同町、左右に道有、左の道北へ行に、西側かど正泉院、東かど萬福寺横屋、正泉院つゞき德念寺淨照寺、向に圓淨寺、此間一町行どまり、前の通より、正泉院の方へつきて少し東へ行に、南側北側かど萬福寺大修寺、此間半町、右に道、前の通東へ行に、左松平加賀守殿榊原熊之助殿よこや、此間二丁、行あたり板倉石見守殿よこや、左右に道有、下谷通なり、

一、本郷四丁目兩側町、筋違に左右に道有、右之道は松平加賀守殿やしきへ行、此道半町、左の道半町行て、右に一町程道有、屋敷なし、前の通西へ行に、南側久永飛驒守殿よこや、北側水野半左衞門殿組、此道五十間近く、左右に道あり、左へ二十間行て、西北へふりて行に、南側かど本妙寺門通に道有、此寺に續きて直に長全寺、向に池田五郎助殿、此間壹町の餘、右之道長全寺よこてに小坂有、菊

坂といふ、此間四十間計行て、北東かど中山勘解由殿組、よこてに左右に道有、前の通北へ行に、左側吉村武兵衛殿久保源左衛門殿山本加兵衛殿、此間一町近く、右に道有、二町半行ば本郷筋へ出る、前の通北へ行に、左三枝平兵衛殿、此間廿間、行あたり入込阿部對馬殿三枝平兵衛殿、よこて通西へ行に、右町一町近く有て阿部伊豫守殿、左側一町町屋、右側大聖寺光傳寺、此間一町半、左右に道有、此通是よりすぐ道之分は、水道橋通にしるすゆへ爰に略す、

一、本郷四丁めにつゞきて、同五丁め兩側町、右がは中程に道有、松平加賀守殿屋敷へ行、但半町程、五丁め猶北へ行に、左に法心寺、同六丁め兩側町、右南かどに喜福寺、よこてに道有、二町程行ば菊坂へ出る、六丁めの通北へ行に、左かど本多中務殿、三町半程つゞきたる屋敷也、右がは三町、此所を過て本郷追分一里塚、是より左右に道有、前のすぐ道北へ行に、左新庄惣兵衛殿組、右三枝隱岐守殿組、左右のやしき三町、左右に道有、右之通半町近く行ば、右は三枝隱岐守殿組、左かど高明寺よこや、行あたり織田小十郎殿、并に島田一玄、此間一町、行どまり也、前の通左の道、同かど新庄惣兵衛殿組、右かど本多左太夫殿、左右のやしき一町の餘有て左右に道有、前の通北へ行に、左かど本多左太夫殿組、右側かど高明寺林正寺正金院高蓮寺長源寺十方寺、右側或は寺、やしきの尻や、是まで三町半、左右に道有、左の道一町南側町や、右之道南側少し町有、北側町のよこや有て、水體寺圓照寺清林寺、門前に町少し有て高源寺、此がは二町、向に太田攝津守殿、つゞき千駄木林、高源寺、ならび東かど法福寺、日光御門跡樣御屋敷のよこや、此間三丁、法福寺よこて通半町近く行て、左西南かど兩顯寺、右すみに揚源寺、此間一町半、向に道有、前の一里塚の通北へ行に、左寺町の地尻、右側一町町や、ならびに高林寺、此間一町の餘、左右に道有、前之通北へ行くに、左側かど天圓寺萬日寺也、つゞき町少し有、右側かど延林寺、左に藤堂監物殿、淨泉寺、ならびに不動有、右町少し有て吉祥寺脇寮、左海立寺祿蓮寺、右に町少し有て吉祥寺、山號は諏訪山と云、太田道灌遠山丹波守兩

人の建立、開山は青嵓周陽和尙、此寺に江城の傳記有、左側町一町の餘有、右東光院、つゞきに小笠原壹岐守殿、此間四町、左道有、酒井日向守殿屋敷へ行、但七町有、前の通北へ行に右南かど法勝寺、左町半町、右てに道有、北側町少し有て海恣寺、行あたりに神明の社有、此間二町、左に道有、前の通北へ行に、左町也、一町の餘有、右は町のよこや一町近く、右に道あり、北かど富士權現の社有、此あたり駒込村といふ、すぐ道二町半ほど行ば、北側戸田左衞門殿やしき有、前の通北へ行に左町、二十間程行て右へ道有、前の通北へ行に、左町半町の餘有て、左松平加賀守殿、右堀丹波守殿、此道四町の餘行ば左右に道有、左の道西へ行に、二十間計行て南へ道有、前の西へ行道、左かど藤堂大學殿、六町の餘つゞきて有、右畠一丁近く有て、北東へ道有、前のつゞき町二町の餘有、此あたり染飯といふ、それより一町半行ば右に道有、一町ほどゆけば西福寺、前の通一町行て行あたり建部丹波守殿、南よこてに道有、北よこてを少しゆけば北へ道有、植木やあまた有、行どまり、前一里塚の通二町程北へ行に、左右は畠、夫より土橋こして一町近く行ば、左右に道あり、左の道一町半行て、北へ道半町行ば長福寺有、前の通より右之道三町行ば長里村へ出る、前の通すぐ道、是より王子へ十餘町有、岩淵へ一里半也。

一、本鄕追分一里塚より左北へ行に、右側茶や、つゞきて町、新庄惣兵衞殿組屋敷、此間三町、右に道有、前の通北へ行に、右側町一町程有、つゞきて本多佐太夫殿組、此間一町半、左に道有、前の通左は屋敷の地尻ゆへ記に不ㇾ及、

一、前の通北へ行に、兩側町半町たらず、右に大遠寺、つゞきて町一町の餘有、此間二町、左に道有、白山へゆく、右に道二筋有、すぐ道は前方にしるす、右之道二筋之內西の方へ付て行に、左側町のよこや有て、正念寺千日寺なり、右側町や、つゞきて長泉寺、つゞきて又町有、左德昌寺立高寺、つゞき町や、是まで一町半、左右に道有、前の通北へ行に、左かど延林寺よこや、右側高林寺よこや、此

道一町の餘行て右に道有、前の通北へ二町半近く行に、左右寺のよこや、左に道有、二町行ば戸田左衛門殿やしきへ出る、前の通北へ行に、左かど見門院、此道一町半行て左に道有、二町行ば戸田左衛門殿、是より二町の餘行ば富士權現へ行、前の通それより半町の餘行て、左右に道有、右之道四丁ほど行ば日光御門跡樣御やしきへ出る、左の道北側かど前村權之助殿、前の通北へ行に蒔田權之助殿横や、左右之田地に付て二町の餘行ば右に道有、一町行て東がは瓔珞寺、左右に道有、すぐ道三町の餘行ば新堀へ行、前の通北へ一町行て、すぐ道へゆかず、左西へ付て行に、右十町程田畠なり、右側八幡の宮有、東學寺、此道一町半行て右へ道有、前の通西へ行に、右たばた村、とつゝき光明寺、是まで三町の餘、右に道有、半町の餘行て西へ行に、住大寺淨樂寺、是まで一町半有、右へ十間行て西へ行に、右長黑村圓照寺、是まで一町の餘、三町行ば一里塚通に出る、

一、壹里塚より右へ行に、左て三枝隱岐守殿組、此間半町、夫より北へ付て行に、同組やしき、右小笠原右近殿、大恩寺、左織田小十郎殿尻や、此間三町半、行あたり太田攝津守殿、夫より右東へ一町ゆくに、南側甲府宰相樣、向に町屋少し有、是より北へ行に是まで一町、北へゆく道左かど太田攝津守殿よこや、右側町や少し有て、稻荷小宮有、是まで一町程、二町の餘行て右に神明の宮有、つゞき畠なり、左千駄木林、此はやしは太田道灌の植られしとかや、此間一町行て左右に道有、右之道三崎へ行、左の道白山へ、前の通北へ行に、右に不レ寢の權現の宮有、近き頃太田備中之守再興有ぬ、別當は眞光寺昌光、後ゆきうつり、左かど日光御門跡樣、右松平飛驒守殿、此間二町、夫より四町の餘行ば蒔田權之助殿やしきへ出る、

○神田明神之事

一、此明神と申は、人王六十一代朱雀院の御宇にあたつて、相馬小次郎將門といふ人有、先祖は桓武天皇六代後胤、陸奥守鎭守府將軍從五位下平朝臣良將が次男なり、然るに此將門大惡無道の勇者にし


神田之明神

て、勅宣をも用ず、下總國相馬郡に內裏をたて、我とわが身を平親王と改め、剰へ伯父鎭守府將軍良兼を討ち、後には百官を悉く奪ひて、賤しき下﨟にゆるして召使ひ、すでに都へうつて登り天下をたな心に握らんとたくむよし、叡聞に達しければ、帝大に驚かせ給ひ、天慶三年庚子の年、常陸大掾國香が子に平貞盛に大將軍の宣旨を下され、副將軍には藤原忠文、俵藤太秀鄕、かれ數萬の軍勢をさしそへ討手に遣されしに、將門通力自在の身と變じ、その身一人を七騎の形となして、天をかけり地をくゞり、中々うつべきたよりなし、こゝに貞盛秀鄕智略をもつて、かの將門をたばかり、大のかり股うちつがひ、將門の首を射きりぬ、されば將門は其身を七人に變じければ、さして本人を見別がたく、只こめかみの動くを見あてに射ければとて、何者かよみけん、その頃の落書に、

将門は米かみよりも射られけり俵藤太がはかりごとにて

とよみける、されば通力自由の將門なれば、その首藤太をおつかけ、今此神田にて勢力つきて落とゞまりぬ、さる程に將門の首、一七日を經ても終に死せず、眼れき〳〵と開き、その色終に變ぜず、所の者おそろしき事に思ひて、此由都へ訴へければ、彼が怨を報ぜんために、則其前にうづみて、神田大明神と祝ひて社をたて、それより此かた悪勢をひるがへし、今に弓矢の守護神とあらはれ給ふ、神は敬ふによつて威をます、御當家に至て隔年の御神事、目を驚かすばかりなり、

そよめけばいはふ神田の早稲哉

○富士權現之事

一、いにしへ此社は本鄕に有りしを、百とせ此かた此所へうつしぬ、それをいかにといふに、此所に小さき山有、さながら駿河の富士にひとしき形にして、上に大木生たり、是に一つのふしぎ有、あるとき六月朔日の事なりしに、雪白妙にふりて、此大木時ならぬ花の枝と見えしが、所の者ふしぎの告有て、則富士權現を勸請して、本鄕の社を爰にうつし、それより此かた、六月の朔日にして諸人是に詣

で、駿河富士のおもひをなし奉る、然るに寛永の初つかた、此所を加州小松中納言御拜領あつて、下屋敷となさしめ給へども、山は昔の如く神事を行ひける、されども下屋敷なれば、その前に書院を立居ながら富士を目の前にうつし、餘景たぐひなき所なり、則富士書院と名付つゝ、朝暮御遊の樂みとし給ふ也、さて此社の別當は、眞光寺昌泉院よりおこなひつとめらるゝとかや、

はらひぬる共あしがらの遠ければこゝにするがのふじの山かな

一、相生橋筋北へ行ば旅籠町、東うしろに道有、東へ行に半町程北側町有て、北へ行ば一町兩側町、左右に道有、左の道湯島一丁目と二丁目のあひに出る、右の道松平加賀守殿表門へ行、前の通北へ行に、右東かど松平加賀守殿よこや一町の餘、左側半町たらず町、よこてに道有明神へ行、前の通北へ行に左一町程町屋、右榊原淡路守殿、此間二町半、左之道明神へ行、一町の餘兩がは茶や、石段有、前の通北へ行に、右千本兵衞門殿渡部久衞門殿芦野左近殿、此間一町、左に道あり明神へ行、前の通北へ行に、左南かど那須遠江守殿、右南かど川口源兵衞殿、此間半町、筋違に左右に道有、左の道西へ行に、南側かど那須遠江守殿よこや、北西かど酒井因幡守殿よこや、此間四十間計、北へ道有、西側小細工同心之屋敷二町半之餘有、東側一町の餘やしきの地尻、東へ道有、すぐ道東側一町程小細工同心やしき、行あたり喜見院よこや、左右に道有、左の道天神へ行、前の通西へ行に、右かど小細工同心のやしき十間計、同道有、前の通西へ行に、右かど大神宮あり、妻乞稻荷の宮有、是まで一町、行あたり西尾七兵衞殿、右へ道有、北へ付て行に、右かど稻荷のよこや二十四五間、同道有、前の通天神への道筋、左南かど黑林市兵衞殿、此間四十間計、よこてに道有、前の天神筋北へ行に、右かど小細工同心やしき、左側四十間まちや、よこてに道有、前の天神筋北へ行に、兩側町や、左の方二十間計有て西へ道有、前の通北へ行に、左の方半町町屋有て、西へ道あり、南がは町一町半計有て、右側二十間計町有て、植木や半町たらず有、北へ道有、兩側町一町有て、行あたり松平加賀守

殿、左右に道有、前のつゞき右がは四十間町や、木工町といふ、行あたり左右に道有、前の天神筋北へ行、兩がは町、左の方半町たらず有て西へ道有、それより北へ行に、右の方少計行て東へ道有、前の天神筋北へ行に、左がは茶や、右北かど喜見院、此間一町、行あたりに天神の鳥居あり、前の道那須遠江守殿表門通北へゆくに、右かど建部内匠殿よこや、左かど酒井因幡守殿藤枝攝津守殿、右池田次左衛門殿、左本多彌兵衛殿、同かど松平采女正殿、右かど立花和泉守殿、此間二町、左右に道有、右之道石川主殿殿表門へ行、左之道西へ行に、南かど松平采女正殿よこや、北側かど秋山源左衛門殿小堀下總守殿、よこてに道有、北へ行に、東側かど小堀下總守殿、此かは五十間、よこて西側かど小細工同心の屋敷一丁の餘、東がは三澤友之助殿、同かど竹村彌太郎殿、此間一町、行あたり喜見院横屋、左右に道有、小堀下總守殿表門通西へ行に、右かど小細工同心やしき、行あたり同やしき、左右に道有、前之通北へ行に、右かど石川主殿殿よこや一町の餘、左かど秋山源左衛門殿よこや、中西圖書殿組、此がは一町、左に道有、天神へ行、前の通北へ行に、左南かど小笠原三郎右衛門殿、右かど平井四郎右衛門殿よこや、此間四十間計、行あたり板倉石見守殿、左右に道有、右之道東へ行に、南側かど平井四郎右衛門殿井戸安兵衛殿石川主殿殿、北側板倉石見守殿、太田攝津守殿よこて、此がは一町、表門通一町の間行ば下谷筋へ出る、前の通東へ行に、東かど泉念寺、つゞき町、此がは四十間、南西かど美酒（みき）濤左衛門殿よこや、表門通に道有、左の道西へ行に、南西かど小笠原三郎右衛門殿よこや、北東かど板倉石見守殿、此間半町、よこて一町ゆけば下谷筋なり、前の通西へ行に、兩側茶や、右半町たらず有て、北へ道有、此道兩側町や、前の通西へ行に、石だん上りて鳥居有、右てに道一町の餘、兩側茶や、鳥居の內に入て天滿天神の社有、三間四面なり、西に觀音堂有、

〇湯島天神之事

一、當社此地に立給ふ事は、人王百四代後土御門院の御宇、文明十年夏の頃、太田道灌江府の城に居住の


ゆしま天神
湯嶋天神

き、北野の信仰の心ざし深く、すなはち城中に勸請せらる、その年の秋あやしき夢想をかふむりしに、明る朝或人菅丞相の自筆の御影を奉りぬ、道灌それよりいよ／＼信心深くして、城より北の方に社をたて、梅の木あまた植らるゝ、殊に社領をよせてあがめ奉りしより以來やうやく繁昌して、神前の庭のうり物は山市晴嵐とおもはる、

湯島にて啼鶯や神樂笛

一、筋違橋は相生橋より壹町東なり、筋違橋筋北へ行に、右かど本田下野守殿、此屋敷一町の餘有、左は土手也、行あたり松平加賀守殿、二十間東へ行て北へ行に、右南かど遠藤肥前守殿、此間十間計、横てに道有、前の通北へ行に、右側かど遠山半九郎殿、左側かど松平加賀守殿、よこて二町計有、右沼野新五郎殿川口藤右衛門殿堀藤右衛門殿眞崎甚兵衛殿、左向に島田八郎左衛門殿、右一色賴母殿、同南がは堀丹波守殿、此三町左右に道、前の通北へ行に、左側かど建部內匠殿よこや、池田治左衛門殿尻や、同かど立花和泉守殿しりや、右側かど石野八兵衛殿組よこや、此間二町近く、左右に道有、前の通北へ行に、左側かど石川主殿頭殿横や、同南かど美酒清左衛門殿、右側かど榊原大膳殿組よこや、野口龍庵、此間一町半、左右に道有、左の道天神筋、右へ十間行て北へ行に兩側町、上野廣小路と云、左町中に東福寺、藥師如來有レ之、傳教大師御作也、七佛藥師の其內なり、左本阿彌三郎兵衛家有、此間二町、筋違に左右に道有、左の道下谷筋、前の通北へ行に兩側町、中ほどに小橋有、右之はづれに牛天神の宮有、北條氏康初立す、堯惠法師中興す、是上野の鎭守たり、此間一町、行あたり上野黑門、左右に道有、谷中三崎新堀への道なり、

一、下谷筋西へ行に兩がは町、中之町と云、植木や唐物屋、一町過て左へ道あり、前の通西へ行に、右側町や、一町の餘過て左へ道有、天神へ行、前之通北へふりて行に、左かど榊原熊之助殿、右側福昌寺敎照寺、つゞきて町、是まで一町半程、右に道有、前の通北へ行に、右宗泉寺、つゞきて町、左町

のよこや有て町や有、右大尊院不動有、つゞきて町有、此間二町近く、西へふりて左松平大内藏殿、右信行寺東院、つゞき町、容南院、つゞき町、覺昌寺、是まで一町半程あり、行あたり水戸宰相樣、是より北へ付て行に、右覺昌寺、よとて左東圓寺法蓮寺、右大生寺、左妙願寺、右南かど淺岡守右衞門殿、此間一町、よこてに道有、前の通北へ行に、左淺井七郎右衞門殿、右かど松平飛驒守殿、此やしき一町半ほど有、左向八郎兵衞殿、大澤左兵衞殿、忠高寺久生寺、夫より右へ半町行て北へ行に、右那須遠江守殿、此やしき一町の餘、行あたり甲府宰相樣、左右に道有、左へ付て一町行に、小橋渡りて左に川筋に付て道有、右側本住寺景山坊林高坊、是まで一町の餘、よこてに道有、北側三浦志摩殿、つゞき了源寺、是まで二町程有、前の小橋通東へ行に、兩側町半町程、右松平伊豆守殿、左玉蓮寺妙典寺泉高寺、つゞきて妙遠寺、右町半町の餘有、左同斷、本長寺本光寺、是迄二丁の餘、よこてに道有、左本光寺よこて、右一乘寺しりや、實相院よこや、左佛心寺妙教寺、幷に妙善寺不妙院東高院實相寺法勝寺、此間一丁半、左右に道有、行あたりは蓮華寺、西つゞき了源寺、三浦志摩殿、東は法勝寺よこや林高坊横や、右之道、左瑞林寺、右實相院、寶藏寺よこや、此間一町、行あたり自性院、左右に道有、前の通水戸宰相樣御屋敷筋、本光寺、つゞき一乘寺横や半町たらず有、すぐ道一町行ば永井土佐守殿、左右の道谷中寺町筋、一乘寺表門通、右側本行寺よこや、大行寺、此間一町、横てに道有、前之通北へ行に一乘寺、つゞき寶上寺寶藏寺、右北側かど自性院よこや、此間廿間、左に道有、前之通北へ行に、左北かど瑞林寺、右大泉寺長大寺西光寺、つゞき町のよこや少し有、左永久寺よこや、此間二町、左右に道有、左三崎へ行、右へ半町行に、兩がは町や、夫より北へさして行に、左町の横や、右がは感應寺寺中尻や、右要泉寺西上寺、此間一町半、よこてに道有、前の通北左に堀大學殿よこや、同茶や有、是まで二町、左右に道有、一町行ば七面明神社有、前の通北へ行に、左延命院よこや、右敎應寺横や五十間近く有、夫より北へ行に左右畠、二町近く行て、行あたり諏訪

大明神、此あたり新堀といふ、

○上野坊中名付之事

一、上野黒門より二町が間松原なり、左に不忍池へ出る道有、下馬有、右普門院横屋、半町程行て左に大佛有、右に清水観音堂有、洛陽音羽山清水寺のうつしなり、堂の下に櫻など植られたり、春は一しほ美景也、此道に普門院、西がは四十間行て、行あたり最教院、それより東へ行に常照院よこて、此間一町行ば左右に道有、右之道常照院表門一町行ば南へ一町道有、又東へ行ば車坂へ出る、常照院の表門通北へ行に、右がは明照院相嚴院照隆院、左院坊の地尻、此間二町、行あたりの堂は慈覺大師まします、左右に道有、右屏風坂へ出る、但一町、左の道二十間行ば北へ道有、五十間行ば東漸院、それより東へ五十間行ば北へ道有、半町行て圓覺院、前の通西へ行に大猷院様御魂屋、つゞきて日光御門跡様、此間二町近く有、黒門通下馬より東へ行に二王門有、猶東へ一町行て左右に道有、東照大權現様御宮殿へ行、此道双方に石燈籠あまた有、黒門通東へ行に、左右に松原一町近く有て、左に輪藏有、右に塔有、行あたり本堂有、うしろ左は法華堂、右は常行堂なり、

一、東照權現様鳥居のきはより東へ道有、左がは滅照院泉隆院凌雲院、此間二町半、横てに道有、すぐ道東へ行に、左東かど靈泉院よこや、右東かど御門跡様裏門あり、左寶性院東學院、此間一町ばかり、横やに道有、前の通東へ行に、左に所化道者五十間計なり、右西かど延壽院、行あたり元光院、南つゞき行どまり律拾院、此間一町、左右のすみに護國院、西つゞきに林光院、此間一町、よこてに道有、

一、右之内凌雲院よこてを北へ行に、右靈泉院、一町行て左右に道有、左の道北がは旦那院、西つゞき御藏有、よこてに道有、谷中へ出る、此間四十間、右之道東へ行に、左覺成院明王院松林院、右院宇の地尻なり、左西かど東圓院、此道二町半、筋違に左右に道有、左北へ付て行に、左側に東圓院よこ

や、右側かど林光院よこや、左福性院蓮乗院常德院、右毘沙門御門主樣、左南のすみ尊壽院、此間二町、行あたり寶珠院、御魂屋行どまりなり、

○東叡山

一、此東叡山寛永寺は、忍の岡といひて名所とかや、南光坊の〔割註〕慈眼大師と諡號す、〔〕開基なり、然るに都の丑寅の方に比叡山といふ有、是桓武帝と傳教大師と御心を一つにして、延曆年中に御草創有、是によつて寺號を延曆寺と號す、王城の鬼門を守、惡魔を拂ふ靈場として、天下泰平の御祈禱所也、又此東叡山も、我たつ杣をうつせり、寛永年中に是も建させられし故にや、寛永寺となづく、又是江城の鬼門を守、惡事災難を拂ふ、鎭護國家の靈地なり、天台四明の法燈をかゝげ、佛乘三觀の覺月をあふぐ、殊更東照權現樣御宮、大猷院御魂屋、寶珠院樣御魂屋、寔にきらをつくす事、金銀珠玉をちりばめて、善つくし美盡したり、凡寂光の淨土もかくやとばかり思はる、寺中僧坊二六の勤行怠らず、香の烟は空に滿、花の匂ひはこゝにもうつりて、梅櫁の林となれり、寺內南北數十町にこえ、東西それに應ぜり、此山に登りぬれば、江府殘りなく眼前に見おろし、又黑門の松原より西を下へ見おろせば、不忍の池さながら志賀の湖水をうつし、ことに島には辨才天、深き誓に近江なる、竹生島のおもひをなせり、見所おほき景地なり、爰を又忍ぶの岡といふ事は、俊成の歌に、

誰ために忍ぶの岡のしたわらびけぶりはたてずもえわたるらん

或人の發句に、

上へ下へゑいとう山の花見哉

自吟に、

咲ば上野ちりては芝の下谷哉

同

花ざかりゑいとう山や江戸ざくら

上野花見行記

身獨軒一夢子

ひとひは目のやみもほどはれ候間、ある心地し侍りしかば、上野の邊にたどりもてゆき、とある木蔭に腰をかけ筆をならしぬ、

目なしどり〳〵、聲に付て來ませといへり、友もなくとぼ〳〵と、たよりなしの杖を、つきそふ物とては身に從ふ影のみにて、東叡山にまかりぬ、實にや名にしおふ、寺は都に近き江の、その絶景をむさしあぶみ、さすがにかけし御願ひに、うつさせ給へるとにや、すべて年毎の、花は芳野の春よりも、爰は上野のながめぞと、幕中うらつく花の下は、敷島のむしろを見はりて、連歌催すもあり、頬づゑに顏をしがめつゝ、俳諧のつらねごとものするも有、歌を謠ひ詩を吟じ、さゞめきさゝのむさま〴〵は、實や東のはてし迄、人の心のおく底もなき、たはぶれかなと、爰かしこ見やりはべりて、

露の身とおもひすつれど春ごとの花には惜きいのちなりけり

と、かくつぶやきながら普門院に下り、大師の尊像を拜し奉り、足休めし侍りしに、時ならぬ風の花をちらしければ、

よけてふけ雲の上野を花の風

つどふ中に、いたいけしたる子の、花たべといろひさけびけるに、あるじ方の僧、衣の袖に一えだを手折あたへられしにぞ、心ちよげに笑ふをみければ、そのたらちねにかはりて、

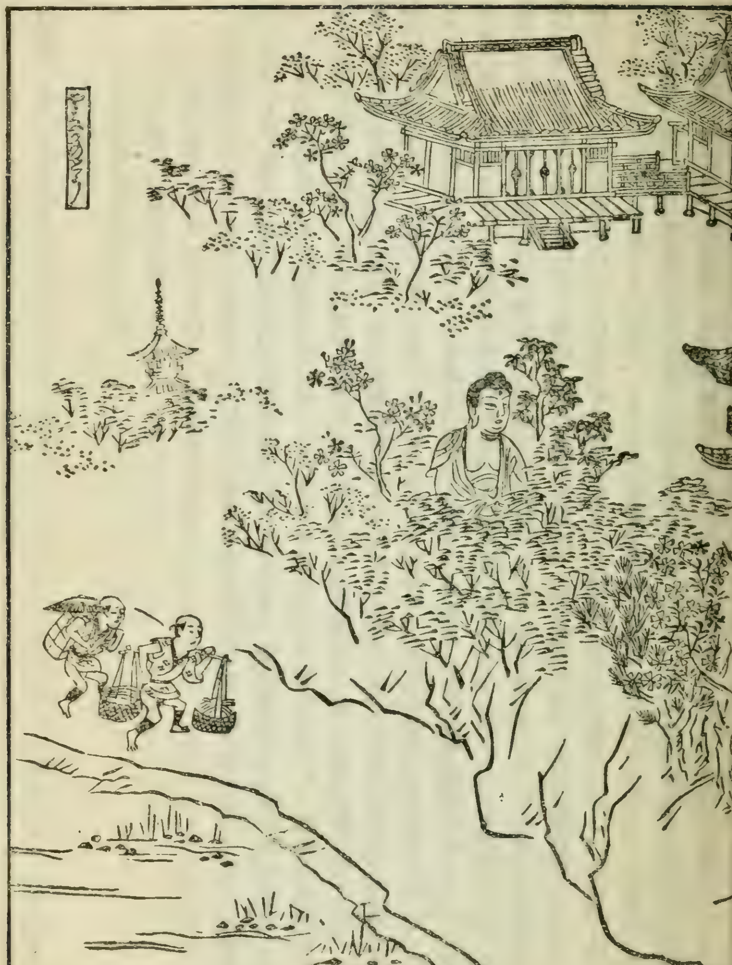
給はるは菩提の行ぞ普賢像

下谷にくだりて、

里の子の下谷も花の上野かな

しれる書舍のもとに立より、往來の人をかぞへ居りつゝ、





〔廻文〕みなはな見はるはぞはるはみなはな見

日も山の端に入相の、耳の許へつげくれば、

入相のかねやこゝろせよ花の暮

さらばあす逢はふとてかへりぬ、

丑の二月廿八日

〔追句〕みる人はこゝろのうへのゝ花見哉

一、上野黒門の西北へ道有、南より北へ行に、右は東叡山がけなり、左に茶や少し有、七間茶やと云、つゞいてしのばずが池、鳥居有、小橋島のあたりまであり、辨才天の宮、并に左は経堂、右中に役行者、左に稲荷の宮、右に摩利支天宮有、それより此池の端に付て北へ行に、右に浄雲稲荷の宮有、是より猶右東叡山がけ、左池のはたに付て行、黒門より五町半行て右へ道有、前のすぐ道一町近く過て、行あたり松平伊豆守殿、右の道東北へふりて行に、一町行て、左入込法恩寺、開山は日住上人、太田道灌建立也、又稲荷の小宮有、つゞきて茶や、両側町、左に永龍寺、是まで一町半、右に一町の餘、南側は東叡山寺中の尻や、北がは長樂寺よこや、つゞきて本龍寺感應院妙顯寺、行あたり吉田久米之助殿、北つゞき行どまり北條安房守殿、此間一町、前の通北へ行に、左入込法恩寺、右かど長樂寺、左明生寺妙光寺大寶寺本法寺、此側二町の餘、よこてに道有、北がはに龍泉寺本行寺、此間一町、すぐ道よこ通まへに記し申候、前の通北へ行に、右永井土佐殿、左かど龍泉寺よこや、つゞきに町少し有、右南かど妙法寺、此間一町、筋違に左右に道有、右ての道東へ行に、右南がは妙法寺、よこて左がはかど大照寺かまへ半町、よこてに道有、大照寺ならび清水寺宗林寺、此がは一町、右妙泉寺蓮久寺、此がは一町半、左に道有、大照寺よこて北へ行に、右清水寺横や、大龍寺、左福及寺妙要寺、此間一町の餘、是より二町の餘感應寺寺中の尻や、右東叡山の内、それより西へふりて北へ行

に、感應寺寺中尻や、右明地半町近く行て、右へ道有、此通一町ゆけば泉照寺、并に三十番神有、前に小橋有、右北への道金杉村へ行、前の通北へ一町半行ば、北へ道二筋有、右ての道二町程行ば新堀へ出る、前の通より谷中へ左に道有、西へ行に左大感寺、左東かど大行寺よこや、右東かど自永院、此間一町、行當り寶上寺、左右に道有、前に記すゆへ爰に略す、前の通北へ行に、左がは町、右て大照寺西よこや、左妙恩寺、つゞきに町少し有、多寶院、つゞきに茶や少し有、此間一町半、行あたり感應寺門有、左への道三崎へ行、半町程行て右へ行、此通すぐ道日堀へゆく、此通二十間計行て西へ行に、両がは町半町有、右東かど圓照寺、筋違に左右に道有前にしるす、前の通西へ行に、左西かど永久寺、右西かど妙王院、つゞきに町少し有、左本通寺了國寺、右本佛寺福總寺、此間二町近く有て右に道有、すぐ道、千駄木林へゆく、右之道北へ行に、右がは松平釆女正殿、長明寺、是まで三町、横てに道有、前の通北へ行に、右かど新堀七面大明神、是則延命院之住持日長上人萬治三年に再興す、同側一町行て內泉寺、二町近く北へゆけば、左右に道あり、左の道田畑村へゆくなり、

○不忍池の事

一、此池を、古はしのばずの池といひしを、近代しのわずの池といひならはせり、堯恵法師の路次の記に、忍の岡は今は上野に有といふ、しのはすが池をしのばずが池と號すといへり、池の廣さ五町四方に及ぶ、池の中に島有、辨才天おはします、水谷伊勢守建立せらる、寔に此所は竹生島の面影に似たり、上野はひえの御嶽に似て、名におふ湖水の景氣、さながら爰に見るがごとし、

涼しやと池の蓮を見かへりて誰かはあとをしのばずの池

○谷中感應寺之事

一、長耀山感應寺は、法華讀誦の道場として、其聞え四方にかくれなし、當時高祖日蓮大聖人の自作の御影おはします、若人立願の事あるに、草履一足を持て參り、御前にかけ置て、おもふ願ひを祈る

に諸願成就すること、鐘のしもくに随て音を出し、谷のひゞきに應るがごとし、又十月十三日は、此聖人御忌なれば、前臺に花をなし、種々のもり物を備へて法事をなす、諸人詣でくる事市のごとし、寺内は廣大にして、本堂の前に五重の塔有、右に小宮少々おはします、鐘樓經堂あり、三十番神猶左に有、坊舍も二十ヶ所の餘有、

受持讀誦解説書寫といふ心を、

かみとても敎のほかの道ぞなき妙なるのりの水くきのあと

一、筋違橋より新敷橋まで六町の餘、かし通西より東へ行に、左側本多下野殿よこや、壹町半過て北へ道有、前のかし通東へ行に、佐久間町一丁目、材木がしなり、横てに道有、右にいづみ橋、佐久間町二丁めよこてに道有、佐久間町三丁めまきがし、横てに道有、佐久間町四丁め、よこて道有、右に新敷ばし、すぐ道有レ之といへども、淺草の方へかき付る故爰に略す、

一、右之通北うしろ通、新町より右かど岡古庵、左かど松平伊勢守殿横や、つゞき屋敷の地尻半町程有て、町中に關本友典、つゞき町、是まで二町、左右に道有、和泉橋筋、前の通東へ行に、左かど京極甲斐守殿、新庄隱岐守地尻、本多内藏殿、此間三町、左右に道有、新橋筋なり、

一、右之通より北うしろ通、松平伊勢守殿表門を北へ五十間計通て、行あたり北東かど丹羽式部殿、東へつゞきて杉浦内藏殿同源右衛門殿、右側かど松平伊勢守殿よこや、松平因幡殿牧野因幡守殿、左西かど曾我又左衛門殿、右西かど又松平因幡殿やしき、此間二町、左右に道有、和泉橋筋、前の通東へ行に、左かど藤堂和泉殿、同西かど中根平十郎殿、右西かど本多内藏殿地尻、此三町左右に道有、新敷橋筋也、

一、右之内丹羽式部殿北よこてを北へ行に、つゞき遠藤肥前守、此がは一町、右てに道有、右遠藤肥前守殿、向松平加賀守殿よこや二十間計有、右ての道北へ行に、左かどは遠山半九郎殿よこや四十間、

北へ道有、つゞきて紙屋平七殿、右本多將監殿、つゞき屋敷の地尻、左西かど小川惣左衛門殿、此間一町、横てに道有、前のやしきの向に三吉長兵衛殿、左東かど中西源之丞殿、つゞき野々山彌兵衛殿、右西かど曾我又左衛門殿地尻、左西かど野々山肥後守殿、此間一町、左右に道有、行あたり藤堂和泉守殿よこやなり、

一、右之内紙屋平七殿よこて北へ半町行て、又東へ半町行ば、北への通左かど内藤傳右衛門殿、つゞきて加藤庄之助殿、右向溝口出雲守殿、左南かど丹羽平右衛門殿、右南かど眞田勘解由殿、此間二町、行あたり石野八兵衛殿組、左右に道有、左へ二十間行て北へ行に、左右に石野八兵衛殿組、二町ばかり過て左右に道有、前の通北へ行に、左榊原大膳殿組、右かど廣原八兵衛殿、つゞきて金照院信行寺、左南かど野口了庵よこや、右南側かど正行寺、此間二丁、筋違に左右に道有、前の通北へ行に上町、右南かど一照院、此間一町、横手に道有、前の通北へ行に、兩がは町、半町過て左右に道有、右之道三枚橋へ出る、前の通北へ行に、左かど常樂院、右がは町、左教雲寺、右本養寺本光寺、つゞき町、此町一町、よこてに道有、前の通北へ行に、下谷町、半町行て左てに道有、上野黒門へゆく、前の通右本學寺、つゞき町、此間半町の餘行て、右てに道有、前の通北へ行に、右かど龍光寺一町の間、左南かど千手院、此間一町、左右に道有、左東坂上野へゆく、右之道淺草寺町筋、前の通北へ行に、左林松寺よこや壹町の餘行て、同道有、前の通北へ行に、松平助之進殿組、此やしき壹町程、此所を過て行あたり明地、左右に道有、屛風坂へ出上野へ行、前の通北へ行に、西光寺よこや、壹町過て又右に道有、前の通北へ一町行ば、左へ道有、行あたり要金寺よこて、北つゞきに戸田相模守殿、すぢ向に千倉主鑑、要金寺、北つゞき戸田相模守殿、此間一町、筋向に東行庵、又すぢ向に八まんの宮有、つゞき世尊寺、行あたり眞田勘解由殿、是まで又一町、左右に道有、前の通北へ廿間行ば右へ道有、一町の餘行ば正東院大遠寺有、并によこて有、前の通北へ一町行ば、又右へ道有、北側かど丹

珠院ならびに稲荷小宮あり、南がは遠心寺よこや、表門へは右へ付て行、前の通より一町程北へ行ば、筋違に左右に道有、左八まんの宮へ出る、此道をあとに記す故爰に略す、前の通北へ半町行ば、左に道有、北かど眞田勘解由殿屋敷半町通て、行あたり世高寺、左右に道有、右へ十間行ば、左手に西念寺よこやを一町通て、行あたり西園寺、左右に道有、前の通北へ行に、眞田勘解由殿よこや、一町行ば左に道、一町程行ば金杉村へ行、前の通より北へ一町半行ば左右に道有、右之道右かど小出伊勢守殿、左戸田采女殿、右入込北西かど青東庵、行あたり甲斐庄喜右衛門殿、すぐ道日本堤へ出る、此二町前の通より二町程北へゆけば、右に道有、同がはに信楽寺、つゞき龍泉寺、すぐ道日本堤へ出る、此間一町半、前の通北へゆくに三の輪町一町有て、筋違に左右に道有、猶北へ行に左に薬師堂有、一町近く行て右に道有、一町程行ば右てに自永寺、すぐ道河へ出る、前の通北へ行に、新町両がは町、左に道有、半町程行ば小橋有、渡りて左右に道有、猶西へ行に、左かど池田備中守殿よこや一町、右かどは宗對馬守殿よこや、つゞきに石河主殿頭殿、行あたり光臨院、前の通北へ行に、一町両がは茶や、北末はみのわ村、此間右てに道有、日本堤筋なり、前の通北へ行に、左半町茶や、小橋渡りて両がは一町町や、是より先千手海道なり、

一、右之内紙屋半七殿東隣小川惣左衛門殿、此よこて通北へゆくに、右中西源之丞殿よこや、つゞき屋敷の地尻、左溝口出雲守殿地尻、右内藤三五郎殿、同南側かど石川三郎兵衛殿、左南かど眞田勘解由殿地尻、此間二町半、左右に道有、行あたり大森半七殿組、右へ十間計行て北へ道有、左大森半七殿組、右野瀬惣左衛門殿組、二町近く過て左右に道有、前の通北へ行に、左野瀬惣左衛門殿組、右中西圖書頭殿組、久世惣十郎殿組、此間一町半、左右に道あり、但左の方北側肴棚有、前の通北へ行に、右石野八兵衛殿くみ、左町のよこや、つゞき一生院地尻、此間一町半、小橋わたりて左右に道有、前の通北へ行に、左町、又は寺の地尻、右石野八兵衛殿組、此間一町の餘有て、左右に道有、前の通北へ

行に、左町又は寺などの地尻、右安藤傳右衛門殿組、此間一町有て左右に道有、行あたり正寶院、左右に道有、

一、右東通和泉橋筋橋詰より北へゆくに、左佐久間町一丁目、右同二丁目、右之兩よこや半町近く町有て、左右に道有、前の通北へ行に、右京極甲斐守殿よこや、左町のよこや、松平因幡守殿よこや、此間一町有て左右に道有、前の通北へ行に、右藤堂和泉守殿よこや一町の餘有、左曾我又左衛門殿よこや半町有て、西へ道あり、前のつゞき野々山肥後守殿よこや、神保左近殿、此間四十間、右に道有、前の通北へ行に、左伊奈五兵衛殿、右かど奈良八郎左衛門殿、宮原左兵衛殿、左松平大學頭殿、右南かどは多田三五郎殿、此間一町、よこてに道有、前の通同北かど福田藤左衛門殿山名圖書殿神田五左衛門殿、南かど松井宗左衛門殿、左は屋敷尻、此間一町、左右に道有、前の通北へ行に、左右に野瀬宗左衛門殿組二町近く有、此所過て左右に道有、前の通北へ行に、左中西圖書頭殿組、右かど本多伯耆守殿、同南かど上村志摩殿、此間一町、横てに道あり、前の通左久世惣十郎殿組、よこて道有、上野廣小路へ出る、前の右かど加藤遠江守殿よこや、つゞき南かど村越伊豫守殿、此側一町、左北かど石野八兵衛殿組一町半、右に道有、前の通右かど大雅山城守殿組、此がは四十間過て三枚橋有、渡りて左に道有、前の通北へ行に、右南かど酒井兵部殿地尻、左本田伯耆守殿組、此間一町の餘、筋違に左右に道有、猶北へ行に、右上村志摩守殿、左かど安藤傳右殿門殿組、此間一町過て左右に道有、前の通北へ行に、右かど武田越前守殿組、左正寶院よこや、つゞきて景照寺、此所一町過て左右に道有、左の道に北がは正源院、つゞきて林松寺、南がは景照寺よこや一町有、すぐ道車坂へ行、左右に道有、前の通へ行に、左町少し有て松陰寺、右かど曾我權之丞殿組、左南かど遍龍寺、右南かど眞田内藏殿組、此間一町半、筋違に左右に道有、前の通北へ行に、左かど松平介之進殿組、右かど朗感寺よこて、此所一町過て左右に道有、行あたり鳥井内膳殿、左へ半町ばかり行ば北へ道有、右に井戸新

右衛門殿組一町有、それより一町の餘行て、行あたり西光寺、左右に道有、鳥井内膳殿屋敷より、右へ十四五間行ば北へ道有、左鳥井内膳殿よこや、右淨泉寺よこやに付て半町行ば、切手町うしろ一町有、此所過て左右に道あり、前の通北へ行くに、西光寺横手について一町ゆけば、左に道有、北がはに法誓寺、前の通北へ半町ゆけば左右に道あり、右之道松平大内藏殿屋敷へ行、此道一町有、左へ付てゆけば左手のかど西生寺、右かど入込長生寺心元寺、同東かど淨蓮寺、此一町左右に道あり、

一、右之内藤堂和泉殿よこてより地尻の方東へ付て行ば、左奈良八郎左衛門殿横や、つゞきて松浦半左衛門殿、此間一町、横てに道有、前の通東へ行に、藤堂佐渡殿よこや、宗對馬守殿、右は屋敷地尻、行あたり加藤遠江守殿、左右に道有、新敷橋筋なり、是まで二町半あり、

一、右之内松浦半左衛門殿よこて通北へ行に、右藤堂佐渡守殿、此やしき二町あり、左南かど大久保出雲守殿、此側一町、右に道有、前のつゞき北かど須久留次郎兵衛殿林勘右衛門殿、多佐尾本右衛門殿、南かど廣五郎右衛門殿よこや、同つゞき依田源太郎殿、此がは一町、左右に道有、前の通北へ行に、左永井六左衛門殿よこや、右かど北條新藏殿組半町近く有て、右に道有、前のつゞきかど生駒主殿殿、左南かど新見七右衛門殿組、此間一町行て、行あたり本田伯耆守殿よこや、左右に道あり、右へ少し付て北へ行に、左本多伯耆守殿組、左右に道有、左の方へ二十間ゆけば堀田對馬守殿組、夫より北へと行に、右阿部彌半次殿よこや、町有、同西前のつゞきかど主膳正殿、此間一町、行あたり藤堂佐渡守殿、左右に道有、酒井伊豫殿組、左に道有、前の通北へ行に、左かど加藤遠江守殿よこや、右南かど皆川左京殿、此間一町半、左右に道有、前の通北へ行に、右かど大窪山城守殿組、右橋左近殿、あひに土橋有、此間一町の餘行て右に道有、前の通北へ、左南かど酒井兵部殿、此間四十間行ばよこてに道有、半町行ば、北南かど青山丹後守殿組やしき有、前の道北へ行に、右青山丹後守殿組、左かど武田越前守殿組、此やしき二町あり、此内一町行て右に道有、前のつゞき右かど中西圖書殿

組、此屋敷半町過て行あたり內藤新五郎殿組、左右に道有、右之道北がは高德寺、南東かど中西圖書殿組地尻、西かど體宗寺、よこてに道有、此間一町半、よこてに道有、前のすぐ道淺草の方へしるし申候、前の通より北、左の道半町行て左右に道有、右の方北へ付て行に、左曾我權之丞殿組、つゞき眞田內藏殿組、右內藤新五郎殿くみ、此間一町の餘過て左右に道有、右之道北側東かど近藤縫殿殿、南側武家やしき、內藤新五郎殿組、高德寺地尻、北側宗圓寺、加藤平四郎殿、右に道有、加藤平八殿、つゞき少し萬隨寺、つゞき少し町有、南がは西蓮寺よこや、是まで三町、行あたり板倉石見守殿、左右に道有、前の通より左の道北側に稻荷の小宮有、つゞき大久寺、南がは眞田內藏殿、北東かど朗感寺、此間半町の餘有、行あたり松平助之進殿組、左右に道有、前の道北へ行に、右近藤縫殿殿よこや一町有、左南かどは水泉寺、筋違に左右に道有、左の道北がは西かど蓮行寺生感寺、つゞきかど淨泉寺、左水泉寺よこや、此間一町近く有、すぐ道屛風坂へ行、一町半、淨泉寺よこて通切て町、前に書しるし申候、前之通半町行て、行あたり泉高寺也、

一、新敷橋通より、かしばたに付て四町行ば、淺草見付筋へ出る、前の新敷橋筋北へ行に、兩町横や半町有て、左右に道有、前の通北へ行に、左かど本多內匠殿よこや一町近く、右心福寺、又本多內藏殿やしき兩地廿間計有、するが町といふ、片町也、前の通北へ行に右町廿間計有、左に道有、前のつゞき、左かど中根平十郎殿よこや一町の餘有、右南かど最上刑部殿、此やしき五十間、よこてに道有、前の通北へ行に、右北かど加藤遠江守殿、此やしき四十四五間有、左に道有、前のつゞき牧野遠江守殿、左北かど宗對馬守殿よこや二町有、右大久保賴母殿、同南かどは津輕越中守殿、此間一町半、又前の通二十間行て左へ道有、前の通北へ行に、右堀ばたに松平下總守殿、此やしき一町半、左かど天野佐左衞門殿組半町程有て、よこてに道有、前の通左かど本田造酒之丞殿半町の餘有て、左右に道有、左の道一町行て、行あたり生駒牧之助殿、左右に道有、前之通北へ行に、右ほり一町半有、左北

衛門殿、南かど玉島武兵衛殿、此間二町半過て左右に道有、前の通北へ行に、土橋わたりて左橘左近殿よこや、右本多彈正殿よこや、此所一町の餘過て、行當り眼龍寺よこや、左右に道有、前の通左の方へ二十間ばかり行て北へ行に、左かど天野彌五右衛門殿、右かど眼龍寺、此間一町の餘過て、左に道有、前の通北へ行に、右に法養寺、左かど伴野九郎右衛門殿、右南かど成就院、此所一町過て、行あたり宗顯寺、東つゞき清雲寺、左南かど高德寺隱居、右南かど西蓮寺、此間一町半近く、行當り加藤平八郎殿、左右に道有、前に記し申ゆへ爰に略す、

江戸雀十巻目 従二御城一北東の方（淺草見付は東に當れり）

○淺草見付、新橋、駒形、山之宿、今戸橋、山谷、橋端、角田川邊、石濱までの分
淺草寺觀音堂之事　姥ケ淵の由來　駒形馬頭觀音之事　金龍山之事　新吉原之事
摠泉寺付妙龜山之事

一、淺草見付より新敷橋之間四町なり、西東にあたる、見付より出る側小橋有、是を渡りて左右に道あり、見付筋北へ行に、左入込松平中務殿、かや町一町め、兩がは町屋、はりこ人形造ばなゑむまなど賣る、右町はづれは松平市正殿、かや町二丁め、左手まへに松平中務殿門有、右はづれに本多出雲守殿、かや町三丁め、瓦町ともいふ、左はづれに池田豐前守殿、同右に本多出雲守殿、三町めにつゞきて次は天王町、左がは町中に十王堂、丼に閻魔堂有、左に道有、南がは一町の餘町の横て有、北がは鈴木九左衞門殿、竹島宇右衞門殿、つゞきて町、さるや町と云、向に池田豐前殿、是まで二町程有、すぐ道よこてにも道有、前之通北へ行に、左鈴木九左衞門殿よこや、右は藪なり、此所半町過て小橋有、千石橋といふ、又鳥越橋と云、則渡りて左に道あり、半町行ば本多肥前守殿、前の通北へ行に、右清水九兵衞殿、大窪平兵衞殿、左がは町や、右がはも二やしき過て町なり、かた町と云、右のうしろ御米藏也、左右に道有、前の通北へ行に、左町中に大六天有、此所一町過て左へ道有、北がは西福寺、御本尊はあみだ、あん阿彌之御作也、前の道右一町兩がは町や、左右に道有、左の道西へ行に一丁程行て、北東かど板倉筑後守殿、よこてに道有、西北かど本田長門守殿、筋向に曾根五郎左衞門殿、行どまり也、前の通北へ行に旅籠町、右に道あり、北がはかど桑島左近殿、つゞきて石井孫右衞門殿、右がは堀、此間一丁、行あたり川なり、前の通北へ行に、左に大師堂文殊院、此寺の本尊は不

勤明王矜伽羅勢多伽の二童子なり、堂は東向なり、高野山の行人方の頭なり、右木林孫八郎殿、つゞき稲荷の小宮有、うしろに御馬屋有、左に正學寺、是まで一町有、つゞき黒舟町、猶北へ行に、左堀田對馬守殿、つゞき小出百介殿、並に諏訪明神有、右がは諏訪町と云、一町の上有、左に道、廣小路へ行、前の通北へ行に、半町ぢかく左がは町、右一丁町屋、よこてに茶や有、向に駒形堂有、前の通北へ行に、左半町まちや、右茶や少し有、左に道有、兩がは町一町、右手に道有、猶西へ行に、左小出十郎右衛門殿、右がは町一町ぢかく有て、すじかいに左右に道有、猶西へ行に兩がは一町まちや、右に道有、猶西へ行に田原町一丁目、兩がは左右に道有、猶西へ行に半町兩がは町、左右に道有、右大かた古金棚なり、猶西へ行に、右かど妙福寺、つゞき東本願寺、此がは二町計、向に橋有、左町のよこや一町有て南へ道有、西がはかど寳相寺、東がはかど町の地尻、つゞき本法寺、西に圓相寺、東に大泉寺、西に感應寺、東に海雲寺、西國相寺、東北德要寺、西北かど不動院、此間一町半ぢかく有、行あたり東林寺よこや、左右に道有、前の見付通北へ行に、右に道有、山谷へ行、前の通北へ行に並木町、兩がは茶や、左右に道有、並木町よこ町一町、左右に道有、西へ行に西中町、よこ町一町有て左右に道有、猶西へ行に兩がは町、左右に道有、猶西へ行に田原町二町め、左右に道有、猶西へ行く、半町兩がは町、行あたり大泉寺、左右に道有、前見付筋北へ行に、東中町一町、兩がは茶や、行あたりかみなり門、是より淺草寺也、右の方かど佛道、北がは中すえより半町程有、左右の道山の宿筋、東中町よこ町一町有て、左に道有、猶西へ行に、左茶や、右高べい、入込に千樂院、左右に道有、猶西へ行に、左茶や、右は高塀、左に道有、猶西へ行に田原町三丁め兩がは町、左に道有、猶西へ行に兩がは町、左に道有、猶西へ行に、左兩がは町半町、行あたり法分寺、左右に道有、右へ拾間行て西へ行に、左法分寺よこて、右かど誓願寺、其かみ相模國小田原に有りしを、東照權現樣御在世之時、御當地へ遷され本誓願寺といふに有けるが、又西之年炎燒の時、又此地に遷されたり、見蓮社東

譽上人開基也、本尊は御長三尺の彌陀なり、つゞきて青龍寺、同三枝攝津守殿組、左東本願寺地尻、此間二町、行あたり堀、左右に道有、是まで二町あり、かみなり門より内へ入るに、一町の餘左右に坊舍十三ケ所有、右に道有、猶御堂の前を北へ行に、左右に水茶や有、半町程行て左に稻荷の宮西の宮辨才天の社有、此所過て二王門有、内へ入て左に神馬のこや、右に五重の塔有、左山王權現の宮、右に輪藏有、左に藥師堂、右に隨身門有、並に鐘樓有、隨身門を東へ出れば左右に茶や少し有、すぐ道、左右に道有、扨本堂にあがりて鰐口こは〴〵も打ならし、南無大慈大悲觀世音とおがみて、繪馬などをうちながめ、それよりあたりに僧の有けるに、此寺の緣起いかゞぞととふに、彼僧くはしくは知らねども、いで〳〵かたり參らせん、且は信力を催すためならんと、あら〳〵とかたりしを聞覺えて書ならし、

○淺草寺觀音堂の事

一、いにしへ淺草川は、宮戸川とやらんいひて、漁夫の集まりてすなどりせし所とかや、然るに推古天皇の御宇にあたりて、進中臣と云人あり、少のあやまち有にや、此所へ流人となりて有しが、彼が郎等檜熊濱成同武成とて兄弟の者、主人中臣の跡を慕ひ此所に尋きたり、みやづかへすなどりをして主從のいとなみをおくりしに、あるとき此川に出て網をひきけるに、魚一つもかゝらず、朝暮のいとなみ苦しき事に思ひ、あちこちこぎめぐり網をひきしが、此網にあやしきもの七度までかゝりぬ、ふしぎの事に思ひて、月の夜かげに見たてまつれば、光明かくやくたる觀音の佛體なり、いづれも奇異の思ひをなして、假に草屋をしつらひ安置せしが、此邊の草刈おのこ、淺草刈に十人伴ひてきたり、かのくさやに金色の光りさしけるをみて、終に見なれぬくさやに、殊更光明かくやくとかゞやけば、怪き事に思ひ、たちよりおがみたてまつれば、尊き觀音の佛體なり、是はいかなる人のわざやらん、かゝるふしぎなる事とて怪みけるに、かの三人の人々來りて、是々と語りしかば、愈々尊き事に思ひ、





各々心を一にして、わづかに御堂をとりたてけると也、今に至りてかの人々を三所の護法とあがめ、又十人の草刈を十社權現と祝ひ奉るなり、又一の權現は、初てくさやを立てし所なりとてみやゐをたて、一の權現とは申なり、

一、孝德天皇大化元年に勝海上人此地に詣で、奇特の告かふむり給ひしより此かた、祕佛として尊體を直に拜む事能はず、人はたの尊體といひ傳へしなり、

一、朱雀院の御宇天慶五年に、安房守平公雅此觀音に祈りて所願を成就し、國の守になり官位高く昇りしかば、此祝に觀音堂を再興し、側に又佛堂をたて、輪藏をつくり、院坊をたてらる、又五重の塔を作り給ふ、雲をわきばさみ、露盤新たにさゝげて寶鐸風に響き、又かさねて一軀の鳧鐘を鑄て高く一樓にかけらる、鯨音遠く響きてきく人無明のねぶりをさます、一たび參詣のともがらには、福壽海無量の利生を蒙むる事、鏡に影の映るが如し、それより此かた、或は地震或は兵亂又は炎燒、度々堂塔破壞すれども、再興度々して、源右兵衛佐賴朝御代に參籠有て、悉く再興有、三十六町の寺領を付たり、其後足利尊氏も又寺領を付させ給ふたり、

心をば淺草川の名につれて暑さを身には覺えざりけり

などゝつぶやきて、それより左へ付て後へ到りて、きざはしをとく〳〵と下りて西へ至るに、少し高みに辨才天、並に經堂有、北の手まへに天照大神の宮もおはします、後に藥師堂熊野權現並に閻魔堂、向に御寶藏護摩堂有、つゞきて小宮七社、後にあみだ堂八幡宮、東へ至るに十社權現並に稻荷の小宮、行あたりに三社權現、是も隔年に祭り有、左に四つ足の門有レ之、

一、四つ足の門を北へ行に、馬場の中を通て左賢福院板坂卜齋泉相院六郷伊賀守殿、右がは寺院の地尻、武家屋敷の裏尻なり、行あたり富士權現也、是まで二町半あり、

一、四つ足の門を行に、馬場に付て一町ぢかく行ば、左右に茶や有、半町行て左に道あり、猶西へ行

に、半町程右に道有、一町ゆけば六郷伊賀守殿表門あり、前の通西へ半町行ば右に道又あり、すぐ道一町ゆけば行あたり景兼寺、左右に道有、前の通右の道北へ行に一町、左右に田地有て、左松平兵部殿屋敷の地尻、右は六郷伊賀守殿よこや、一町の餘過て北へ一町行ば、左に道有、乞食村へ行、前の通一町の餘北へ行て、左に茶や有、一町程有、夫より一町の餘行ば日本堤へ出る、左右に道有、

一、門の內より左に智樂院、向に道有、一町程行て右に正藏院、夫より北へ付て行に、右がは大久保山城守殿地尻、左明地、一町半行て左右に道有、左隨身門有、右の道東へ行ば、北がはかど金剛院、つゞきて覺善院、龍泉院妙音院、並に姥ケ池有、一の權現小宮有、此間二町有、

○姥ケ池の事

一、此姥ケ池といふは、昔此所に人家稀にして人のやどりなし、此ゆへ旅人宿を求むるに所なく苦しめる所なり、爰に野中に一つのしばの庵あり、是に年おひたる姥の、若かりし娘をもちてすみけるが、ゆきゝの旅人を爰にとめて宿しけるが、旅人に石の枕をあたへ臥させて、上より大石をおとし、頭を打碎き殺して衣裝をはぎとり、からだを此池にすてぬ、既に其數、千人に今一人たらざりしに、此淺草の觀世音大慈大悲御誓あやまらず、大いに愍ませ給ひ、草刈と變じて笛をふきて、ゆきゝの人にきかせ給ふに、其笛の音、旅人の耳には歌ときこえぬ、

日はくれて野にはふすともやどかるなあさくさでらのひとつ屋のうち

此笛の聲獨りの旅人聞てふしぎに思ひながら、宿なきまゝの宿として爰にやどりしが、あるじの姥、たび人を一しほもてなし、かの石の枕をあたへふさせける、旅人心に思ふやう、定にかの笛の聲ふしぎなる事と思ひしが、此一つやの事にてや有けん、枕もおほきに、石の枕こそ怪しけれ、いか樣にも殺さんとのたくみなるべしと、心をつけやりてねやをかへて窺ひ見るに、さよふけ方にあるじの姥忍び入て、上よりふしどの上に大石をおとしけるこそ怖しけれ、旅人きもをひやし、からき命を助か

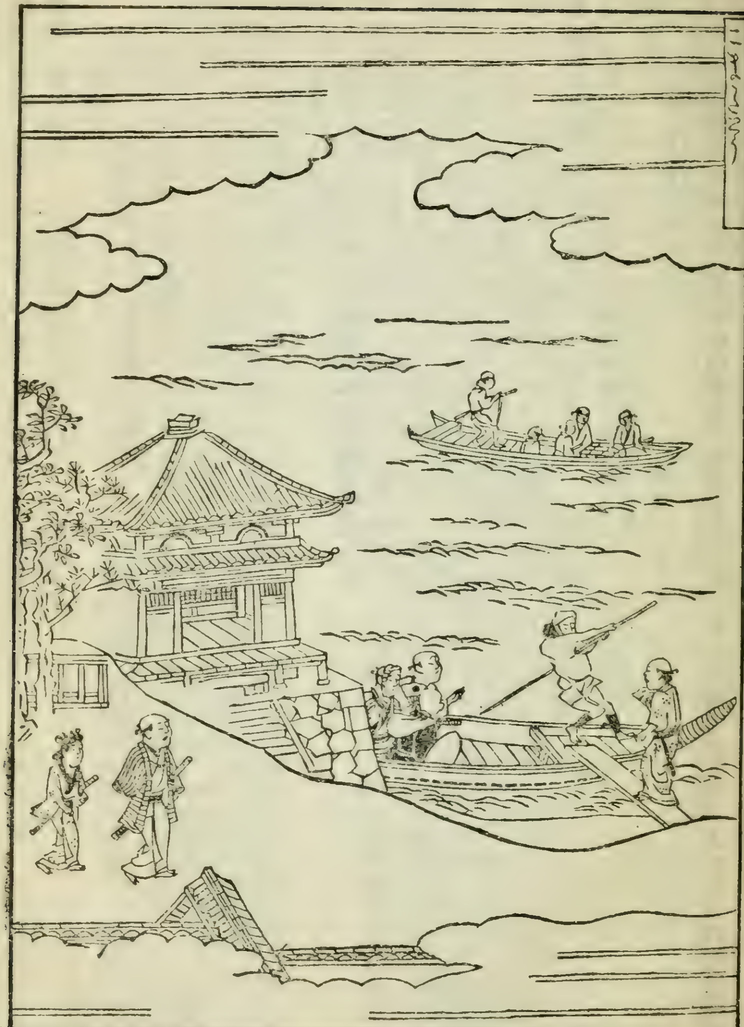
りけるよと思ひ、足にまかせて逃げゆきけるが、まだ夜ぶかなれば、一つの堂に夜をあかし、ちとまどろむと覺えて、夢中に童子きたり、我は是この淺草の觀音なり、汝常に觀音を信ずる故に、かく告の笛を吹て汝が命を救ひし也、信ずべし〳〵と、かきけすやうにうせ給ふ、旅人夢さめ見るに、此觀音堂にふしけるは、いとたうとく、ずいきのなんだひまなかりしとなり、其後用明天皇の御宇に、此觀世音は、かく姥が惡逆をなし罪をつくり、地獄におちん事を憐み給ひ、ひとりの兒と現じ、かの姥がもとにやどり給ふに、姥此兒の裝束びゞしきをみて、やどかし打殺しはぎとらんと悅び、よきにいたはりもてなしける、かの姥が娘此兒をみて、ゆふにやさしくたへなるすがたに心ち迷ひて、かの兒のふしたる所に忍びてふしけるが、姥かくとはしらで、はや兒を殺さんと思ひ、例の石をおとしけり、兒は觀音の化身なればいづくへぞうせ給ひぬ、娘はみぢんとなりてうせぬ、姥兒をはがんと是を見るに、兒はあらでわが娘石にうたれ、みぢんとなりあけにそみぬ、かく情なき姥、おや子愛執のなげき深く、悲しさたえがたくや有けん、此池へ身をなげうせしとかや、その執心大蛇となりて人を取事夥し、去程に神といわひて其惡靈をなだめらるれば、今は守りの神と成て、諸病の難を退けぬ、ゑきれいおこり、いもはしかのはやるときは、あま酒を作りて竹の筒に入、木の枚にかけて是を祈れば忽ち平愈するとかや、白河院の御製、

　武藏には霞の關やひとつ屋の石の枕や野寺有てふ

發句に、

　花の浪もしわより候うばが淵

一、右之内金剛院の横てを北へ行に同隱居、南かど福壽院、是まで一町有、右道有、北がは中程に小出信濃守殿表門有、前の通北へ行に、右北かど法正院、左に道有、前の通北へ行に、左に馬場有、蓮上院、右に修善院泉僧院泉了院、右無動院、つゞきに道有、道心者庵有、壽教院千泉院、内藤右近殿、



稲垣若狹殿、是迄二町半有て、右てに町の横て有、同道有、二町ぢかく兩がは町、北がは中ほどに安樂院、前の通より二町行ば日本堤の下へ出る、左右に道有、

○駒形堂

一、此堂は二間四面南向なり、本尊は馬頭觀音なり、朱雀院の御宇天慶年中に、安房守平公雅の立られし所なり、梵音海潮の響を淺草川の波にあらはし、定業能轉の誓は此御堂の軒にしめす、大悲の利生あらたにして乾けるかばねは重て宍つき、枯れたる木には花をもさかせ、火坑變じて池となる事何疑かあらん、爰に信力を催す人は、此川においてこりを取て淺草へ參ると也、ことに船着にして、出舟入船の有さまは遠浦の歸帆とか申さん、九夏三伏の暑き頃は、風すゞやかに吹落、飛びかふ螢水にうつり、勝景限りなき所なり、

駒形といふばかりにや此堂の本尊は馬頭觀音の像

一、駒形堂より横てに付て北東へと行に、右に茶や肴だなど有、それよりつゞきて兩がは材木や一町有て、左右に道有、右に渡舟有、左並木町へ出る、此よとて兩がは町也、前の通北へ行に、兩がは材木や一町有て、左右に道有、左かみなり門へ出る、前の通北へ行に、兩がは一町町、左中程に道有、又左入込に金森左兵衛殿、前の通北へ行に兩がは町、左はづれに大久保山城守殿、夫よりつゞきて一町兩がは町、左右に道有、左隨身門へ行、前の通北へ行に、左かど一之權現の宮有、右がは町、左入込藤堂釆女正殿、同南かど久本寺、是まで二町、左右に道有、前の通北へ行に山之宿町一町、左に道有、金龍山へ行、此道兩がは壹町町や、聖天町といふ、右に道有、前の通北へ行に、左かは町、右金龍山なり、

○金龍山付待乳山の事

一、此山を金龍山といふ事淺草寺の山號也、爰の名たるは、此寺の鎭守として、上に聖天宮を安置する

と見えたり、又一說には、唐船日本へ渡るに此山を始て見そめしに、たゞ金龍のまとへる如く見ゆといふ說あり、定は此山をば待乳山といへり、武藏の名所也。紀州にも有となり、新勅撰集に、

まつちやま夕こえゆきていほ崎のすみだ川原にひとりかもねん

或人、此所にて遊山しける時に、

べんとうをまつちの山の宮にしてまてどおそきはなにとしやうでん

かくよめるも、爰の待乳山の事なるべし、さて爰を一町程ゆけば左に道有、此通まへにしるすゆへ爰に略す、前の通北へ一町行に、手前に町少し有、すぐ道さんや町へ行、前の通より西北へ行に、左に西方寺萬日寺藪の內に有、是より土て六町程ゆけば、左に道有、前に是もしるすゆへ爰に略す、觀音堂裏門へ行、前の土て二町の餘ゆけば左に道有、新吉原傾城町へ行、右にも道有、それより土て一町の餘ゆけば左に道有、同又一町行左に道有、それより四町ゆくに、左の方一町ばかりみのわ村、行あたりに茶や有、左右に道あり、千壽海道なり、

○吉原傾城町

一、昔は江戶の內に有しを、酉の年回祿此かた此所へ遷されたり、大道より八町の堤を北に向ひて行に左に門有、但一方口にして三方は堀也、門の內に小路六町有、日夜朝暮の賑ひ筆にも盡しがたし、それ傾城傾國のいはれは、凡漢史に見えたり、李延年が歌に、北方有佳人、絕世而獨立、一顧傾人城、再顧傾人國、是傾城傾國といふ名の起也、されば此道遠き世より起けるにや、天竺には龜玆國より始れり、唐にては三代の時よりこれあり、虞氏楊貴妃王照君西施など皆傾城なり、我朝にしては鳥羽院の御宇に、嶋千歲若前、是白拍子根源なり、古へは江口神崎室の泊三島江などに有て、舟路の旅人に愛せられし故に、ながれの女ともいへり、今は世の泰平なるまゝに、人の奢り日々にまして、人々も美女に乏からず、僅の價をもつてあひみる事の嬉さは、何にたとへん水鳥の、はねとはねとをうち

かはし、心の奥の底深く、一夜の枕を川島や、水の流れと諸ともに、千夜も萬夜と思へども、はや明がたの近づけば、うかれ鳥も鳴わたり、じんじやうの鐘耳に響き、あかぬわかれの鳥の音も、はやきぬ〳〵のもとひとなれば、互に名殘を惜みつゝ、五更未明ざるに、我家路にと歸れども、彼里のゆかしさ、ねては夢、さめてはうつゝ面影に、幻の如く見えわたれば、今一度參會して今のつらさを忘れんと、主親の目を忍び、人めを包みて今ははや、一兩夜もなれそむれば、一紙の艷書を得ては三跡の名筆も及ばざる心ちして、肌の守りにかけ置て、朝夕大事にする事は、皆是我身のやき草なり、それともしらでゆく程に、次第にたのしる人もいでき、宿のかゝも念頃にしやりて、言葉やさしくなるまゝに、金銀をゆ水の如く思ひて、君がなさけの付ざしに、金ちやくのそこゐなく、一せきをふるひだし、重代の調寶をうりしろがへ、主親の勘當を蒙むり、身のをき所を失ひて、爰の橋詰かしこの辻、こもを枕のうたゝねは、昔にかはりて悲けれ、つら〳〵是を案ずるに、越の西施が國を亂し、吳王ふさの悲みや、我朝の白拍子龜菊がなすわざにて、承久の兵亂も是傾城傾國のわざにして、國を傾け身を亡す、畏るべし〳〵、

津の國のなにはに付てよしはらや又あしはらといふ所なれ

一、日本堤之內左に萬日寺の右に道有、さんや寺町へ行、下へおりて小橋有、渡りて北へ行に、右鈴兼寺正圓寺、左に明地、此間一町、左右に道有、前の通北へ行に、左がは町、右がは鈴正寺よこて、其つゞき寺の地尻一町有て、左右に道有、但左の道一町の餘行ばつゝみへ出る、此道北がはすみ法勝寺、並にさんや町よこ町有、前の通北へ行に、左入こみ嚴念寺正行院、又少し行て入込道蓮寺、それより高德寺春景寺仲傳寺、右がは寺の地尻有て、道二筋有、是まで一町程、北へ行に、右かど千念寺半町ちかく有て、よこてに道有、前のつゞきかど觀音院辨才天福壽院、つゞき茶や有、左明地一町の餘有て同道有、二町半行ば堤へ出るなり、向に吉原見ゆる也、

一、右之内鈴正寺表門通東へ一町行に、つゞき泉入寺、南がは明地、行あたり遍照寺、南よこてに道有、遍照寺、北つゞき淨生寺、左泉入寺よこや、本妙寺古伯寺遠通寺、右に安正寺、左南かど遠丹寺、是まで一町、左てに道有、さんやへ行、前の通北へ行に、右に瑞泉寺萬日寺、左北かど淨福寺圓生寺長福寺光清寺、右南かど玄壽院、左南かど利生院、是まど一町、左右に道有、前の通北へゆくに、左北かど※生寺、右かど淨念寺よこや一町あり、左高照寺、つゞきに明神の社あり、よこてに道あり、少し過て右にも道あり、行あたり田地なり、

一、右之内常念寺表門通東へ行に、つゞきて淨雲寺法藏寺、右がは玄角院横や、左念佛院、右焚生院、是まで一町、右に道有、寺の地尻ゆへしるさず、前の通東へ少し行て、北へ道有、念佛院よこやに付て少し行に右に道有、一町程行ば北がは正蓮寺萬日寺なり、つゞきて正億寺、左田地、此間一町、左右に道有、前の通北へ半町、左南かど長善寺、右は田地なり、左に道有、前の通北へ行に、左北かど蓮花院、つゞきて永興寺、右に道有、前の通北へ行に、左に道心者庵、右かど辨才天の宮、左にかゞみの池有、是まで一町きて、東へ道有、一町行に、左松原、右妙龜山、左右に道有、左入込揔泉寺、すぐ道二町ゆけば左右に道有、角田川あり、

〇揔泉寺付妙龜山

一、當寺は是學宗和宗の開基として、正法眼藏の妙理をしめし、實相無相の心印をひらく、向上の一路には差相實有の草を拂ひ、言下の一喝には靈學執解の塵を飛す、公案の床の前には、一千一百の則をかさねて以心傳心を守り、座禪のふすまのもとには、朝三暮四のたすけを待て文句言句をはなれたり、寺内に千葉介石塔、幷に軍謀團有、まさに生前の昔には八陣の備に應變をしり、三軍の師に勝負を決し、敵をなびかし、威をふるひしかども、死後の今は僅に一簣の土に五尺の身を埋み、一聚の墳の上に一軀の塔婆に名を殘したるばかりなり、


めくろ山

一、妙龜山、是は角田川にして身まかりし梅若丸の母、尼になりて住し寺なり、定に此梅若の母は、美濃國野上の宿長者がもとに有し花子といひし遊女なりしが、梅若丸の父吉田少將と深く契り、かたみに扇を取かはし別れけるに、花子扇に心をうつし、ねやより外いづる事なければ、斑女がねやのうちには、秋の扇の有といへるにことならずとて、其名を斑女と異名しけるが、後には長者がうちを狂ひ出、都へ少將を慕ひ行、終に都たゞすにおいて少將にめぐりあひ、愈々深く契りて此梅若をまうけぬ、少將世をさりて後、世亂れ、梅若落人となりてまよひしを、人商人かどひて爰の角田川までつれ來ぬ、梅若いとけなくして旅の疲といひ、一かたならぬ思ひにくれ、もつての外に違例し、此角田川のほとりにひれふし、一足もひかれずとてなげきしを、人商人なさけなく打捨てくだりしに、所の者いたはり國所を尋しかば、梅若微かなる息の下より、我は都北白川吉田なにがしが子に、梅若丸といふもの也、我死なば此川のほとりに埋み、しるしに柳をうへてたべといひて、十五歳を一期として三月十五日のくれがたに終にことゝきれ給ひけり、去程に梅若の母、ゆくゑを尋て此所までくだり、物狂ひて尋ねしに、この川の渡船にて此物語をきゝ、いよ〳〵物狂はしくなりて、此墳のほとりにゆきて泣悲しみ念佛しければ、かの亡靈に二たびまぼろしの如くあひしと也、それより尼になり妙龜となづけ、此庵にすみし故に妙龜山といへり、

又爰なる池は、妙龜ひゞに梅若を戀しく思ひ、此池のほとりにゆきてわが面影をうつし、かの亡者に逢ふ心ちせしが、我面影のいたく衰へやつれたるをみて、おもひいやましにして、終に此池に身をなげ、むなしくなりしゆへ、かゞみが池とはいふなり、

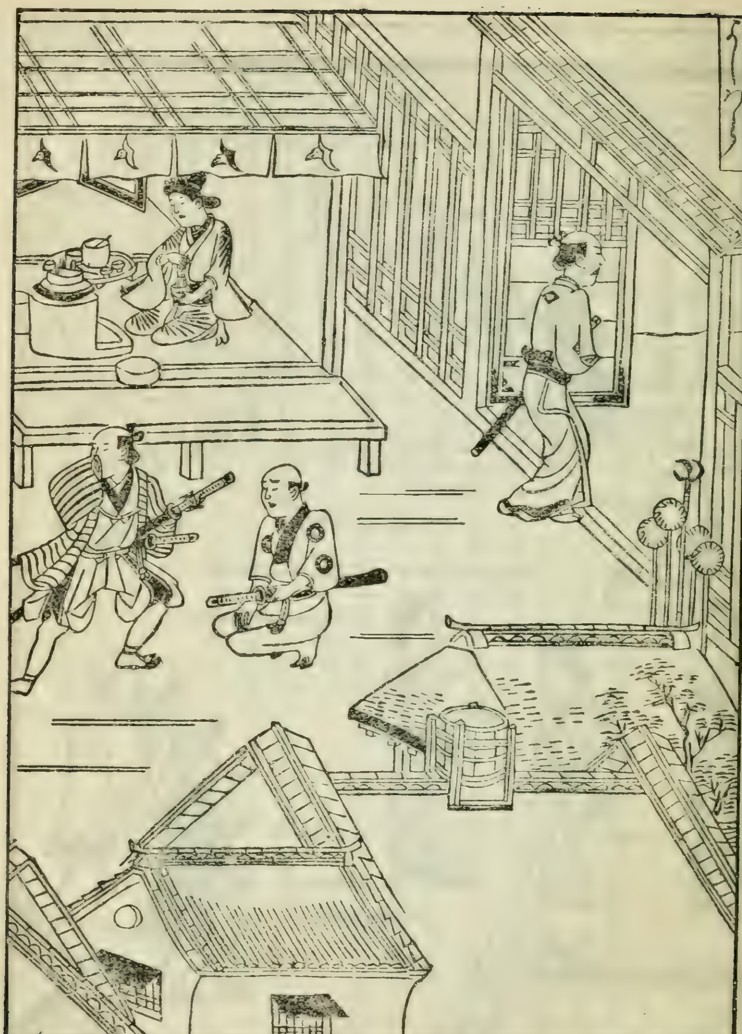
かきくもるかゞみが池の月影は泪の雨のふるにぞ有ける

一、山之宿の町より、すぐ道角田川へ出る道、北をさして行に、雨がは町一町有、左道有、前の通北へ行に、右町、左本龍寺、此間一町過て今戸橋、則渡りて北へ行に、左がは右かど野村彥太夫殿、左明

地、此間一町有て左に道有、猶北へ行に、左かど本龍寺、つゞきて八幡の宮松林寺、入こみ兼明寺、右がは三浦越中守殿、此間一町の餘有て、左に道有、猶北へ行に、左かど淨正寺溝口修理亮殿正福寺高樂寺心光寺、右向に正法寺、左安降寺、つゞきて明光寺、筋向に島田出雲守殿、左南かど蓮揔寺、是まで三町、左に道有、一町行て行あたり長照寺、南横手に正雲寺、前の通北へ行に、一町行て左入こみ法元寺、同福壽院、半町行て左に道有、此邊橋端と云、前の通三町行て、角田川向へ渡し有なり、

一、駒形堂てまへに淺草廣小路有、西へ行に右に小上ケのこや一町有、後は町なり、左がはに稲荷宮有、此間一町過て左右に道有、前の通西へ行に、右に又小上ケのこや一町有、裏は町なり、前の通西へ行に、右田原町一丁め裏なり、此所過て右に道有、前の通西行に半町町あり、行あたり金輪寺、左右に道有、左の道南へ行に、左側堀田豐前守殿屋敷二町程有、右がは泉龍寺よこや、一町ばかり過て西へ道有、泉龍寺西つゞき本念寺、前のつゞき東林寺善生寺金藏寺、此間一町、行どまりなり、前の通廣小路より右之道金輪寺につゞきて町、高原やき物有、左も同町、半町過て左右に道有、前方記之、但左の道北がはに東本願寺の堂有、前の通北へ行に、左妙福寺よこて、右がは半町町や、同道有、前の通北へ行に、左大泉寺清光寺、右一町まちや、左法念寺、右に道有、前の通少し行て左に道有、前の通北へ行に、左がは誓願寺よこや、二町ぢかく過て左に道有、西へ行に南がは寺の地尻、北がは日輪寺、此本尊はあんあみの御作、遊行の末寺なり、つゞきて天學寺正應寺東光院、此間二町過、向に小橋有、左右に道有、前の通北へ一町の餘行ば、左に光龍寺半町、それより行ば右に道有、前の通北へ行に、右は田地、左かど萬龍寺、つゞきて景劔寺、此間一町、右に道有、觀音裏門へゆく、前の通一町程田道を通りて行は、松平兵部殿屋敷右手に有、

一、淺草の見付の橋を渡りて左右に道有、右之通北がは一町の餘町有、中に稲荷の宮有、前のつゞきに





松平市正殿、つゞき少し町有、かしばた也、前の見付の橋より左への道かしばた、右がはかど松平中務殿よこや、つゞき平右衛門町一町、酒井左衛門督殿、幷久右衛門町二丁め、右よこてに道有、前のつゞき久右衛門町一町め、左に新敷橋有、

一、右之内、久右衛門町一町目と二町目あひより北へ行に、半町ぢかく南がは町、左に道有、南がはは町、北がはは本多內藏殿よこや也、前の通北へ行に、右に天野喜之助殿、左廿間ばかり屋敷の地尻、同道有、するが町と云、南がはは心福寺よこて、北がはは町有、前の通北へ行に、右岩木權之助殿、左最上刑部殿地尻一町有、右南かど岩木伊豫守殿、行當松浦壹岐守殿、左右に道有、右へ一町付て行ば佐竹左京殿、それより北へ付て一町行に、行あたり松浦織部殿、少し東へ付て行ば北へ道有、左松平織部殿よこや、右森次郎兵衛殿、此間半町の餘行て又東へ行に、左次郎兵衛殿横や、右本多長門守殿、此間一町近く有て左に道有、すぐ道さるや町へ行、前の道北へ行に、左本多長門守殿よこや、右がはまきや、此間半町、小橋渡りて北へ少し行ば右に道有、猶前の通北に行に、左り松浦角左衛門殿よこや、右半町ぢかく町有、行あたり鳥越の明神、左右に町有、

一、鳥越の明神より右へ行に、半町程行て左に道有、南がはは一町町、北がはは明神、同つゞき町半丁有て、左右に道有、行あたり安藤壹岐守殿組、左右に道有、前の通東へ行に、左一町町有、右がはも少し町有て、右へ道有、前のつゞきかど本多肥前守殿織田對馬殿、左へ道有、すぐ道、小橋有、もり田町へ行、左の道北へ行に、右は堀、左は寺、自性寺一町有、此所過て左に道有、右に小橋有、すぐ道もり田町へ出る、前の通北へ行に、左松平半左衛門殿組、此やしき二町、內一町行て右に橋有、すぐ道旅籠町へ行、前の通一町行て左に道有、南がはは屋敷の地尻、北がはかど松平圖書殿、つゞきて上村帶刀殿と、戸田備後守殿組、此間二町ぢかく有、行あたり橋左近殿、左右に道あり、前のかし通北へゆくに、松平圖書殿よこや一町過て、右に小橋あり、前の通北へゆくに、左稻垣藏人殿組、つゞきて

松平兵庫殿、此間一町あり、左に道有、西へゆくに半町程過て左松平兵庫頭殿、右半丁町の横て、右に道有、前の通西へ行に右半町西德寺、右に道有、前の通西へ行に、左稻垣藏人殿、右半町ぢかく本行寺横や、右に道有、前の通西へ行に左一町井上左兵衞殿地尻、右がはかど不動院雨乘寺、行あたり織田山城守殿よこや、左右に道有、前のかし通北へ行に、左一町町や、右に小橋有、左に道有、西へ行に半町、左町のよこや、右西念寺よこや、左右に道あり、左の道東がは一町町の地尻、西がはは修能寺地尻、つゞいて泉覺寺長松寺要満寺淨照寺地尻、泉養寺地尻、西德寺よこや、行あたり松平兵庫頭殿、左右に道あり、前の通より右の道、右がは寺の地尻、左がはかど松高寺、つゞきて心景寺德善寺正圓寺長仁寺地尻、正覺寺地尻、行あたり本立寺地尻、此間一町、前の通西へ半町行に、左修能寺よこて、右松高寺よこて、此所過て左右の道に寺有、跡にしるすゆへ爰にしるさず、前の通より半町ぢかく西へ行に、左稻荷の宮有、右久恩寺よこや、此所過て左右に道有、左の道西がはかど正念寺、つゞきて二ケ寺の地尻有、此間一丁、行あたり稻垣藏人殿、左右に道有、前の通より右への道、西がはかど妙福寺地尻、つゞきて大照院泉景寺地尻、萬福寺眞光寺蓮久寺地尻、養福寺、東がはかど久恩寺地尻、永祐寺、それよりつゞきて四ケ寺地尻有、行あたり大空寺、此間一町左右に道あり、前の通西へ一丁行に、左正念寺よこや、右妙福寺、此所を過て左右に道有、前の通西一町行に、左法泉院地尻、つゞいて泉相院よこや、右がはかど眞光寺正遠寺、行あたりに善龍寺、左右に道有、左の道西がは觀音院よこや一町有、東がはかど泉相院清德寺よこや、行あたり織田山城守殿、左右に道有、前の通より右への道北へ行に、左正林寺并妙教寺正淨寺唯念寺、右正遠寺よこや、つゞき三ケ寺の地尻、加藤織部殿よこや、此間一町半、行あたり正安寺、左右に道有、前のかし通北へ行に、左がはかど西念寺應景寺淨行寺、つゞきて本立寺よこや、是まで一町有、右に橋有、東本願寺へ行、左に道あり、西へ行に、一町の間に、左本立寺正興寺よこや、右行安寺當國寺、此所過て左右に道あり、跡にしるし申ゆへ爰

に略す、前の通西へ行に、右がはかど大室寺、左善心寺よこや半町ぢかく有て、左に道有、前の通西へ行に、左養福寺よこや一町、右北大寺萬泉寺、同かどの寺東學寺、此がは一町半、筋向に左右に道有、前の通西へ行に、左かど加藤織部殿屋敷半町、右がはかど西光寺、つゞきて正安寺、左に道有、前のつゞき正林寺、左はかど唯念寺よこや、右東かど西照寺、同よこてに道有、すぐ道の通は下谷の方へしるし申候、よこてに付て北へ一町行に、左永照寺よこて、右西照寺よこて有て、ため池有、此間一町、東へ道有、前の通北へ行に、左龍國寺、つゞき寺二ケ寺の地尻、此がは一町半、右かど板倉石見守殿、此やしき一町有、一町程行ば、左西へ道有、前の通北へ行に左町、右に白泉寺、此間二丁、行あたり本多下野守殿、左右に道有、前のかし通北へ行に、行安寺よこや、泉覺寺、此間一町行て左へ道有、左へ一町行に右泉覺寺よこや、總安寺よこや、此所過て左右に道有、前の通西へ一町行に左修南寺よこや、千手院よこや、右善德寺よこや、救恩寺よこや、此所過て左右に道有、前の通西へ一町行に、左法分寺よこや、つゞきため池なり、右がは板倉石見守殿よこや、此間一町、行あたり龍國寺、左右に道有、前のかし通北へ一町行に、左町、同道有、三十三間堂へ行、右に小橋有、前のかし通一町ぢかく行に、左に町あり、行あたり淸水寺、御本尊千手觀音、慈覺大師の御作なり、江北山淸水寺寳聚院といふなり、左に道あり、行あたり高感寺、左右に道有、

一、右之内、白性院まへの南の橋を渡りて、すぐ道もり田町へ行、左かしばたへ付て一町近く行に、右がは半町まちやなり、此所過て左に小橋有、右もり田町へ行、前のかし通一町行ば左に橋有、右に道有、旅籠町へ行、前のかし通北へ行に淨南寺よこや、つゞきて東軒寺龍方院、左に小橋有、前のつゞきやくし堂有、泉生院心月院又龍方院、是まで都て四丁有、左に小橋有、前のかし通北へ行に、二ケ寺の地尻有て、廻向院感應寺地尻、永景寺圓相寺地尻、素圓寺家相寺地尻、是迄一町の餘行に、左に小橋、右に道、東本願寺へ行、前のかし通一町の餘行ば、東本願寺横て一丁半、此所過て右に道有、

前のかし通堂へ行に右がは三枝攝津守殿組、左に小橋あり、三十三間堂へ行、前のつゞき了泉寺、此間二町近く有て、左に小橋有、右に道あり、前のかし通北へ行に、右一町東光院よこや、つゞき一町田地なり、左田地有、右に道有、前の通北へ行に右松平備後守殿、此屋敷二町有、同一町行て左に道有、前の通北へ行に田地なり、それより東へ一町行て北へ道有、二町の餘北へ行て右かど長國寺、一町の餘行て左に大恩寺、半町行て左右に道有、左の方は下谷の方へしるし申候、右之道東へ行に、兩かは茶や有、一町過て右に入こみ不動の堂有、すぐ道三町行ば日本堤へ出る、前の通北へ行に、右かど佐久間備中守殿、此屋敷一町半の餘、それより半町行て左右に道有、右之道堤へ出る、左の道南がはに龍泉院、つゞきて眞傳寺、此間一丁餘有、前の通一町程行ば、行あたり藥師堂有、左右に道有、千壽海道なり、

一、右之内東光院よこてに小橋有、西へ渡りて行に左清水寺地尻、右海禪寺、是は平親王將門の草創なり、此間一町行て左に道有、南をさして行に、左清水寺よこや、右かど正法寺地尻、つゞきて光感寺、此間一町ぢかく行て左に道有、前の通南へ一町の餘行に、右に東正院地尻、つゞきて久福寺法覺寺生德寺善德寺、左がは三十三間堂、此間一丁半、左右に道有、前にしるし申候、前の通南へ行に、左總安寺、右修南寺、つゞきて大容寺よこや、左當國寺よこや、此間一町過て左右に道有、前の通北へ行に、右がはかど養心寺、左かど正覺寺、右法泉寺、左長仁寺、右中養寺、左四ケ寺の地尻なり、右中生寺、つゞきて永入寺地尻、久恩寺、此間一丁半、左右に道有、前の通南へ行に左修能寺、つゞきて三ケ寺の地尻也、右がは稻荷の宮有、つゞき明照寺、左淸正寺泉養寺西德寺よこや、右本行寺、此間一丁の餘行あたり稻垣藏人頭殿、左右に道、前の小橋通西へ一町行に、左正法寺よこや、右宗顯寺長德寺、此間一町、左右に道有、あとにしるし申候、前の小橋の通西へ行に、兩がは町、半町の餘町、左白泉寺よこや半町程有、右本多下總守殿よこてを過て東へ道有、前のつゞき松平大隅守殿、西

へ道有、又よこてにも有レ之、前の小橋通半町行ば左右に道有、今一町行ば右くろくわ町、両がは町なり、

一、鳥越の明神の社の西よこてに、松浦覺左衛門殿表門を西へ半町計、北へ道有、左永田喜左殿門殿勝屋勘左衛門殿、左山岡七右衛門殿、左勝屋六兵衛殿、左永田七左衛門殿、右萬年五郎右衛門殿、左かど小長谷市右衛門殿、右かど松下忠兵衛殿、此間一町有て左右に道有、行あたり松下市正殿、左の道西へ二町行に左小長谷市右衛門殿よこや、つゞき松平下總守殿よこや、右がは松下市正殿、同大和守殿、同兵部殿、よこてに道有、前の通り西へ行に小橋有、前の通より右之道東へ行に、半町の間に左松下市正殿、右松下忠兵衛殿よこや、此所過て左右に道有、前の道東へ行に、左がはかど三村土佐守殿組、左半町町や、南へ道有て町又一町有、左安藤壹岐守殿組、つゞきてかど松平半左衛門殿、左右に道有、行あたり小橋、すぐ道もり田町へ行、

一、右之内松平市正殿よこてを北へ行に、右がは三村土佐守殿組二町有、米津出羽守殿橋左近殿、左へ道有、前の通北へ一丁近く行に、右戸田備後守殿組よこや、左佐野内藏殿組、行あたり井上左兵衛殿、それより西へ少し行ば北へ道有、前の通西へ行に左佐野内藏殿、此屋敷半町有、右かど細井左次右衛門殿、行あたり小出伊勢守殿よこや、それより南へよこやに付て行に、左がは佐野内藏殿横や、此間一町の餘行て、西へ一町行に、左武家屋敷地尻二ケ所有、右小出伊勢守殿、行あたり堀、左へ道有、

一、右之内、佐野内藏殿表門通北へ行に、右井上三左衛門殿よこや一町有、左細井左次右衛門殿横屋二十間有て、左へ道有、尻やに付て二町行に、右織田山城守殿、つゞき本多彈正殿、並に少し町有、左久留島武兵衛殿よこや、行あたり土橋、左右に道有、すぐ道、共に下谷の方へしるし申候、前の通北へ行に、左織田山城守殿よこや一町の餘有、此間四十間計行ば右に道有、前の通北へ行に、右兩兼寺

よこや、半町過て左に道有、西へ行に左がは武家やしきの地尻、右がは法泉寺清德寺、此間半町の餘、よこてに道有、前つゞきかど觀音院、並に嚴淨寺眼立寺よこや、此間一町行ば、すじかいに左右に道有、すぐ道は下谷の方にしるし申候、前の通北へ一町行に、左法泉寺よこや、右願明寺寄總院清念寺地尻、此間四十間過て左右に道有、前にしるし申候、前の通北へ行に、左眞光寺よこや、右妙福寺、つゞき大照院地尻、泉景寺、左吉祥院、右萬福寺地尻、左蓮明寺、右長淨寺、左永總寺、右信光寺、左經應寺地尻、つゞきかど加藤織部殿よこや、右かど養福寺地尻、此間一町半、左右に道有、前の通行あたり東學寺、左右に道有、左の方西へ少し行て、横屋に付て北へ一町行て、左西光寺よこや、右かど千手院、左法念寺、此所過て左右に道有、前の通北へ行に、左板倉石見守殿地尻一町の餘有、右數恩寺つゞきに溜池、半町の餘過て東正院金剛院兩乘寺、左乘龍寺、右かど正法寺、左かど町の横や有、此間二町過て左右に道有、前にしるし申候、前の通北へ行に左町の横や有て東明寺、右がは長德寺横て、續きて長遠寺、此間半町、すぐ道有といへども、田道故しるすに及ばず、

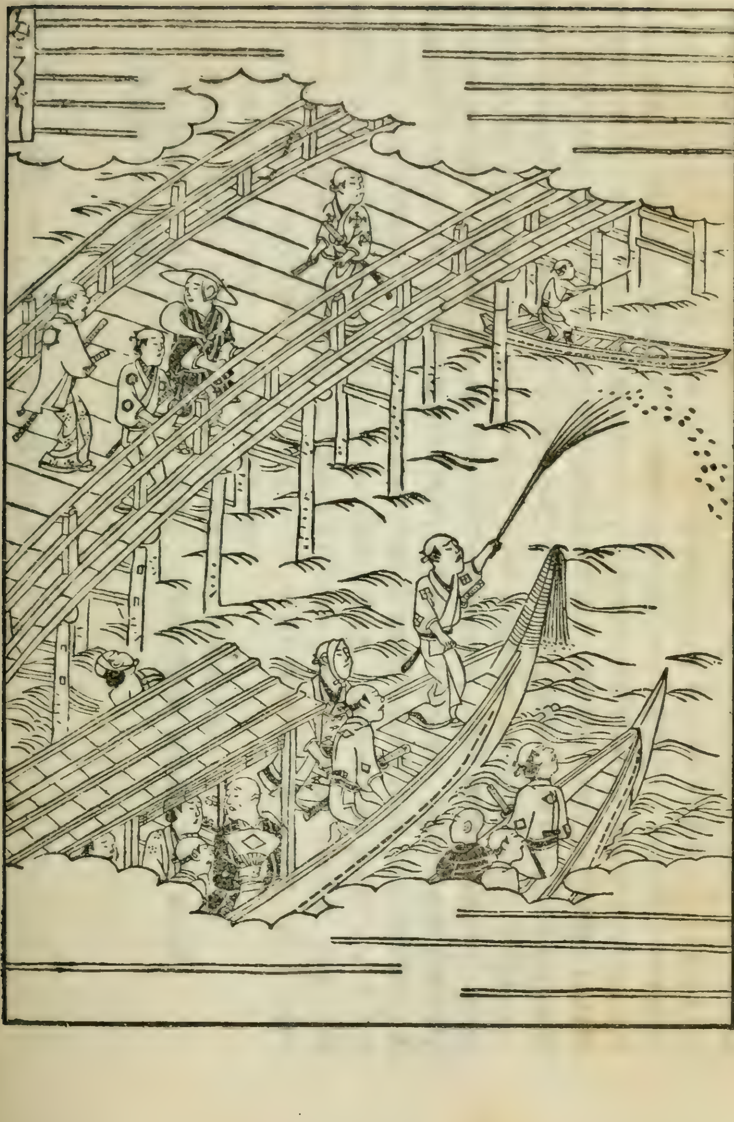
江戸雀十一巻目 従二御城一東之方

○兩國橋より北本庄之分

一ツ目橋より、四ツめ橋、行徳川口、小松川、北は源兵衛橋、業平橋、牛島、押上村、柳島村、高目村、洲崎村、寺島村、角田川葛西口、須田村之分

無縁寺發起并大火之事　角田川附木母寺之事

一、兩國橋を武藏と下總の國境の川にかけさせらるとて、兩國の橋とは名付給ふと世にさたす、大橋の長さ九十四間、西東也、諸國の大船、殊に唐船此川にかゝる、限りなき納涼の地なれば、船遊びの船に波のつゞみ、風のさゝら、あしのはの笛ふきならし、舞つ唄ひつさゞめかせ、花火かゞりのその光、橋の上より見おろせば、あまつほしかとあやしまる、餘景限りなき所なり、さて此橋を渡り左右に道有、すぐ道は廻向院、兩がはに植木や一町有、左の道北へ行に小橋有、渡て右は藤堂和泉守殿、此屋敷を過て右東へ道有、よこやに付て行に、左にも藤堂和泉殿、此間一町過て左右に道有、右への道廻向院へ行、前の通東へ行に、左小細工同心、うしろに御材木有、右廻向院よこや、一町過て右へ道有、前の通東へ行に、左小細工同心、右御竹藏、つゞきて依田小隼人殿よこや、右小林六左衞門殿、此間二町近く過て左に道有、前の通少し行て又右に道有、前の通東へ行に、左かど橋本太郎左衞門殿やしき一町の餘有、右岡田仁左衞門殿よこや、出野甚五左衞門殿よこや一町有、左に道有、同馬場有、行あたりは朝比奈彌太郎殿、左右に道有、前和泉殿よこや、半町行て、行あたり三浦志摩殿、右に道有、半町行て左右に道有、左北へ行に、右酒井雅樂頭殿、此やしき二町餘有、左津輕越中守殿、つゞきて松平市正殿、同はまへ道有、是まで一町の餘、前のつゞきかど黒川獨居、此やしき一町



有、小橋を渡りて、左かど酒井河内守殿細川若狭守殿、右にも同やしき有、つゞき松平播磨守殿、左松尾肥前守殿、右藤堂和泉守殿、前の小橋より四丁近く行て又小橋有、渡りて北へ行に、左水野對馬守殿、右がは町、此間半町の餘過て右東へ道有、堀端、南がはに稲荷の宮、日向傳右衞門殿、此間二町ばかり有、前の通北へ行に小橋有、同渡りて左川、右に町少し有て藤堂佐渡殿、つゞきて最上刑部殿、是まで一町の餘有、よこてに道有、前の通北へ行くに、右かど井上相模殿小笠原外記殿船越伊豫守殿松平刑部殿、是まで一町半有、夫より東へ半町行けば北へ道有、半町行て、左小笠原山城守殿、右に道有、一町半行ば、左に景玄寺泉龍寺有、前の通北へ行に、右普賢寺、此間半町過て横手に道有、一町程行ば左東がは明王院、それより右手に付て一町程行ば、北がはに清光寺有、前の通北へ行に、右入込東光寺、夫より一町程行て、右東へ道有、北がはに松浦肥前殿、入込に本久寺、つゞき清正寺よこや、南がは本多佐渡守殿、横手に道有、前のつゞきは善光寺、よこてに道有、前のつゞき松平三十郎殿よこや、地尻に道有て、前のつゞき第六天の宮、並に八幡の宮有、向に松浦肥前守殿屋敷一町近く有、是まで道三町半有、前の通北へ行に、松浦肥前殿よこや、つゞき安藤伊賀守殿、此間一町の餘有、よこてに道有、一町半程行て、右西手に高德寺、並に神明社有、前の通北へ半町行に、左駒形へ渡し有、右てに道有、東へ一町ぢかく行て、北がは成就院淨正寺、南側長敎寺よこて、夫より三町程行ば、北西に福嚴院、うしろに妙圓寺、行あたり御歩行目付衆のやしき、左右に道有、前の通北へ行に、左芦野左近殿、本多内記殿、右がは大窪出羽殿、此間一丁有て、よこてに道有、一町半行ば北西かど清應寺、行あたり玄德法師、左右に道有、左へ半町行ば、西がは如意輪寺、つゞきて藥師堂有、入込長生寺、少し行て堀端へ出る、左右に道有、前の通北へ行に、右松平圖書殿、町のよこや少し有て、左川、此間一町の餘有て右堀に付て一町行ば、左に橋有、源兵衞橋といふ、すぐ道四町の餘行て右手に道有、一町程行ば業平橋、右に道有、北かどに業平の天神の宮有、前の源兵衞橋を北へ渡

りて左右に道有、橋筋を北へ行に、一町程行て右に道、此通二町ぢかく行ば、北がはに延命院、それより一町程行ば北にかうめ村、一町行て入込に行泉寺、是より先に家なし、前の通北へ一町行て、又右に道有、高日村へ行、前の通北へ四町程行て右に道有、此道一町の餘東へ行ば、左手に道有、洲崎村へ行、一町先に地藏有、前の通北へ行に、右牛の御前、つゞきに長命寺、此間一町半有、すぐ道へ行ず横手に付て一町近く行ば、北へ道有、五町程行て左寺島村、夫より一町半程行て、行あたり明神の社有、左へ少付て行ば北へ道有、一町程行て右に法泉寺、夫より二町ぢかく行ば左へ道有、隅田川なり、向へ渡し有、前の通より又一町の餘行ば右に道有、葛西へ行、一里半といふなり、前の通一町程行て右にすだ村見ゆる、夫より二町行て木母寺なり、

〇隅田川

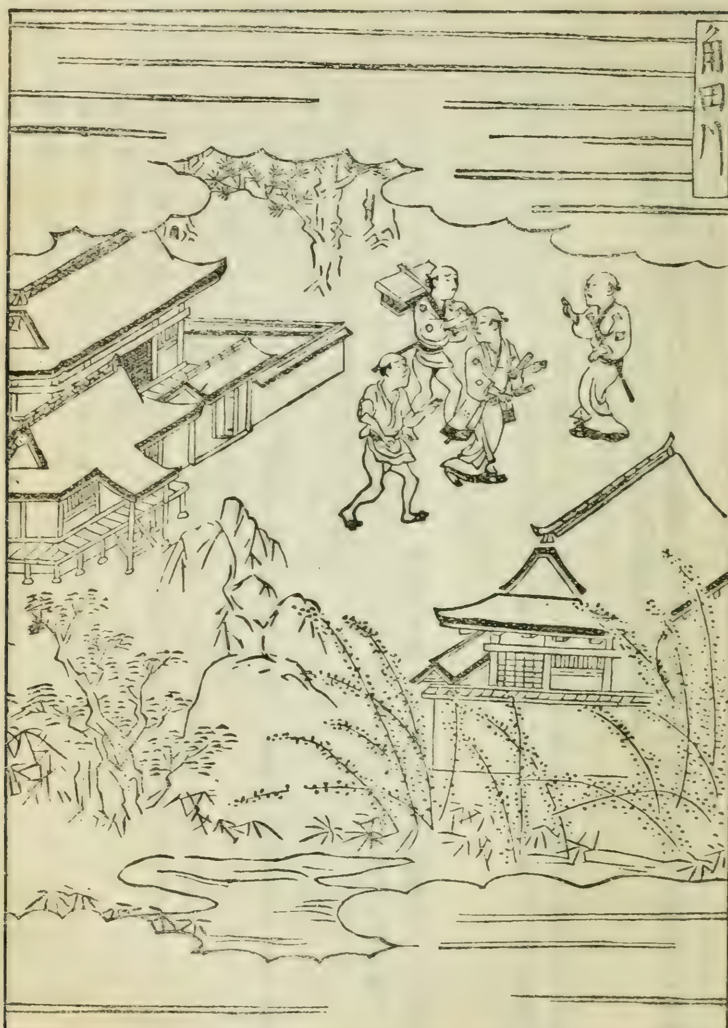
一、此川は武藏と下總の境に有て下總の名所なり、伊勢物語にいへるは、武藏としもつふさの國との中にいと大なる河あり、それをすみ田川といふ、その川の邊にむれゐて思ひやれば、かぎりなく遠くも來にけるかなとわびあへるに、渡守、はや船にのれ、日もくれぬといふに、のりて渡らんとするに、みな人物わびしくして、京に思ふ人なきにしもあらず、さるをりしも、白き鳥の鳴の大きさなるが、水の上に遊びて魚をくふ、京には見えぬ鳥なれば、みな人えしらず、渡守にとひければ、是なん都鳥といふをきゝて、

名にしおはゞいざこと問はん都どり我おもふ人はありやなしやと

とよめりければ、船こぞりて泣にけりとかけり、其ほか爰に題してよめる、近衞院御宇藤原信尋卿の歌に、

きて見ればむさしの國の江戸からは北とひがしのすみだ川かな

玉葉集に、後二條院大納言典侍の歌に、


角田川

ことゝへどこたへぬ月のすみだ川都の友と見るかひもなし

又新拾遺集羈旅の部御製に、

かぎりなく遠くきにけり角田川言とふ鳥の名をしたひつゝ

水鳥のあとかきながす角田川ことゞてやらん人もとひこず

下愚も、前の年大橋より船にのり、此所まで來りけれども、都鳥は名のみきゝてなかりければ、是いかなるゆへやらんと思へども、業平の如く人まねもいかゞなりとひかへ侍りてかくなん、

名にしおはば出て見よかし都どり角田川原のしるしにや見ん

然れば、此川の都鳥いづちへか行つらん、又我見し時は飛行けるか、都鳥は此川に限りて有りと思へば、此川にも限らず見えたり、或歌に、

古都を戀ふる寐覺の浦風に聲なつかしき都鳥哉

と詠ぜしは、相模とかやいへる女房の、播磨に下りて、しかまといふ所にして、都鳥のなく聲をきゝてよめりといへり、又俊頼朝臣筑紫へ下りけるに、和田の三崎といふ所にして、都鳥の見えければよめる、

名にしおはばしらじな和田の都どり心つくしのかたはとふとも

又安嘉門院四條あづまにくだりしに、鳴海潟を過るに、鹽干の程なれば、さはりなくひかたを行に、角田川の渡りにこそあれと聞しかど、都鳥といふ鳥の嘴と足の赤き鳥は、此浦にも有けりとてよめる、

言とはんはしとあしとのあかざりしわがこしかたの都どりかも

右の三首の歌は、此所の都鳥にはあらず、此鳥はうつくしき鳥なれば、網にとりつゝ籠に入て飼侍るに、蛤を餌にしてかふとかや、

一、爰の梅柳山木母寺は、梅若丸の墓所也、しるしの柳今にうへたり、歳毎に三月十五日は、縁日として詣でぬ、梅若の御影父母の御影あり、物狂ひの姿なり、不斷念佛の道場として誠に殊勝の靈地也、諸人爰に詣でゝ昔を思ひやり、哀を催ほし、歌をよみ、詩をつくり、心のいたれるにまかせて書つゞく、河のながれ、すざきの體、御當家御遊興の地なれば、拙なき口にのぶるも愚かなれば、なぞらへて思ひやるべし、

梅若のはかなき花の跡とひて鳴鶯やほゝう法華きやう

とよみければ、ともなる人我もとてよめる、

梅若のあと問ふならば鶯も法華經やめて申せ念佛

とよみてどつと笑ひぬ、

一、兩國橋より右之道南をさして行に、左がは町一町有て、よこてに道有、前の通猶南をさして行に、又一町たらず町や有、夫より東へさしてゆくに、左半町町や、かしばた也、此所すぎて右に橋有、一つめ橋といふ、左の道廻向院へ行、前のかし通り東へ行に、一町が間材木がし、横てに道有、前のかし通東へ行に、二町が間眞木がし、うしろは御竹藏なり、左横手に道有、前のかし道左がは一町町屋、此所を過て右に二つめ橋、左に道有、前のかし通東へ行に、肴棚一町有、横手に道有、前のかし通東へ行に、左町一町有て横手に道有、前のかし通東へ行に、村松町一町、よこてに道有、同二町め、よこてに道有、同三町め、よこてに道有、前の町つゞき柳原一町め、横てに道有、堀ばた也、前のかし通東へ行に小橋有、則渡りて左手に道有、前のかし通り東へ行に柳原二丁め、よこてに道有、同五丁目、是は南がしに三丁め四丁め有ゆへ也、横てに道有、同六丁め、よこてに道有、前のつゞき新かや町二丁め、是も一丁め南がしに有、横てに道有、前のつゞき清水町一丁め、横てに道有、同二丁め、横手に道有、同三丁め、よこてに道有、堀通也、前の通東へ行に小橋有、渡りて横て堀通り道

有、前のかし通東へ行に、四町町屋、此所過て右に橋あり、左よこてに道有、前のかし通東へ行に、左畠一町有、同よこてに道有、市橋下總守殿前のかし通東へ行に、左畠也、うしろに岩木伊豫守殿、左手に道有、家なし、前の通東へ行に、左畠、うしろに橋和泉守殿、よこてに道有、家なし、前のかし通二町行に、左畠、うしろに本多中務殿、よこてに道有、家なし、前の通東へ一町ちかく行に、左畠、うしろに戸田相模守殿、前のかし通東へ行に、左田地七町ばかり行て、右に橋有、すぐ道行德川口番所へ行、左に道有、一町程行て東かどにふじの宮有、すぐ道かめ井戸の天神まで道有、前のかし通一町行ば小松川、向へ渡しあり、是までなり、

一、右之内一つめ橋筋材木がし、西よこて通北へ行に、左一町半、町中に道有、右町のよこや有て、伊奈十左衛門殿、此屋敷半町程有て横手に道有、御竹藏へ行、前のつゞき廻向院構一町、西中程に道有、兩國橋筋、前の通行あたり、御細工同心右てなり、左右に道有、廻向院の事奥にしるす故爰に略す、

一、右東うしろ通、材木がし東横手通行に、左町の横手、つゞきて伊奈十左衛門殿地尻一町有、右同町のよこや、つゞき御竹藏、左西へ道有、前の通北へ行に、左廻向院地尻一町、行あたり小細工同心、左右に道有、

一、右より二町東うしろ通北へ行に、左町のよこて有て闕作左衛門殿、小笠原四郎左衛門殿、渡部太郎左衛門殿、西南かど依田小隼人殿、右側町のよこや、つゞき大久保一郎右衛門殿、東南かど岡田仁左衛門殿此間二町有、行あたり橋本太郎左衛門殿、左右に道有、

一、右東一丁、うしろ通二つめ橋、此所かし舟有、此通北へ行に、左町のよこやつゞき山川三左衛門殿、設樂源右衛門殿、窪田五右衛門殿、西南かど用野甚五左殿門殿、右町のよこや、つゞきやしきの地尻、此間二町、左西へ道有、前の通北へ行に、左馬場一町の餘有、右朝比奈彌太郎殿、菅野谷八郎

兵衛殿、東條十右衛門殿、南かど津輕左京殿、左右に道有、右之通堀ばたに付て東へ行ば十四町有、此間やしきのよこや、行あたり堀、左右に道有、前の通少しゆきて、又堀ばたに付て東へ道有、一町過て二町めに南部遠江守殿、夫より五町行て橋有、是を渡りて又北かしばたに付て一町過て半町ばかりに水野小左衛門殿組、つゞきて又半町酒井作兵衛殿組、それより五丁行て、行あたり堀、左右に道有、前の通北へ行に、左がは御材木、つゞきに屋敷の横手少し有、四町右がはかど片山千庵、つゞきて多田小左衛門殿、杉浦半兵衛殿、川内太左衛門殿、原田藤十郎殿、横山孫兵衛殿、同かど織田金左衛門殿、是まで三町有、横手道有、東へ行に、左かど德山權十郎殿、此間一町行て、左入こみ稻荷の小宮有、右に道有、前のつゞき一町行て右に道有、前のつゞき、左辻源五兵衛殿吉田杢右衛門殿須頭七右衛門殿、右がは千本左右衛門殿よこや、此間一町過て左右に道有、前の通東へ行に、左御歩行目付衆やしき、右明地、此間一丁過て左右に道有、まへの東へ行道、左御歩行目付衆、安藤次左衛門殿組、右明地、此間壹町過て左右に道有、前の東へ行道二町過て橋有、是を渡りて兩の橋づめより左右に道有、堀ばたなり、左の道六町ばかり行ば、業平橋へ行也、前の東へ行道、左石津九兵衛殿、右同組山高宇右衛門殿組、此間一町有、前の東へ行道半町程、左明地、右水野小左衛門殿組、又半町有て左明地、右酒井作左衛門殿組、夫より五丁行て橋有、是を渡りて兩の橋づめより左右に道有、前の東へ行道一町ぢかく、左右明地なり、此所過て左右に道有、右之道一町ぢかく堀に付て行ば、東手に錢座有、前に小橋有、前の道東へ行に、右堀二町有、左半町ぢかく町有て鳥井有、龜井戸の天神へ行、此道半町、兩がは茶や、前の通東へ行に左半町町、横手に道有、東へ行に、左がは一町の餘、此所過てよこてに道有、一町行て西がはかど入込、かど普門院、つゞき法明寺、二ケ寺の門通に道有、前の道東一町行て左に道有、二町行て行あたり金藏院、西並に稻荷の宮有、横手を一町行て西南かどの寺龍光寺、行あたり堀、左右に道有、前の道東へ少行て、右に廣き道有、前の道少行て左に道有、一町行

て行あたり東學寺、左右に道有、前の道一町行て行あたり明地、左右に道有、左の方西がはに法蓮寺といふ寺有、前二つめ橋の通德山權十郎殿よこや、左日向傳右衛門殿よこや一町ぢかく有て左に道有、前の道北へ行に、橋を渡りて左に道有、前の通北へ行に、右館林宰相樣、此やしき二町有、左がは屋敷の地尻、右東へ道有、此通東へゆくに、右がは宰相樣よこや三町の餘有、左がはかど船越左衛門殿、つゞき牧野新三郎殿よこや、此間一町半、左手に道有、前の通東へ一丁行て左に道あり、前のつゞき、御歩行目付衆のよこや一町有、此所過て左右に道有、前の通行あたり堀、是よりすぐ道、北かし南かしなり、

一、南がしを東へ行ば、御歩行目付衆屋敷一町過て横手に道有、前のかし通東へ行に、島田十兵衛殿組、此やしき一町有、横手に道有、右に橋有、此所を過て東へ二丁行ば橋有、兩の橋づめより左右に道有、堀ばた也、右之橋渡りて又すぐ道、行當り堀有、南がしの方を東へ行に、石津九兵衛殿組、此やしき一町、横てに道有、此所過て夫より東へ六町行て行あたり堀なり、左右に道有、

一、北がしを東へ行ば御歩行目付衆のやしき一町有、よこてに道有、前のかし通東へ行に、本多平右衛門殿組一町有、横手に道有、右手に橋有、前のかし通二町行て橋有、兩の橋詰より左右に道有、此橋を渡りて行あたり堀、左右にかしばた、南がしは前に記し申候、北がし東へついて行に、石津九兵衛殿組一町有、横手に道有、前のかし通、夫より六町行て行あたり也、左右に道有、右前二つめ橋筋、すぐ道すみだ川へ行也、

一、右の東うしろ通北へ行に、左町のよこや有て中川源五兵衛殿、つゞきて酒井三郎左衛門殿、紙谷助左衛門殿、中根三郎兵衛殿、野々山彦右衛門殿、戸田惣左衛門殿、同周防守殿、牧野兵部殿、水野主殿殿、夫より屋敷の地尻半町程有、右がは又町のよこや有て土井周防守殿、かど本田山城殿地尻、此間左右共に四町計有て、左右に道有、前のすぐ道北へ行に、小橋渡りて又左右に道有、前の通北へ行

に、左屋敷の地尻有て鴨宮太郎左衛門殿、榊原四郎左衛門殿、右南部遠江守殿よこや、辻五左衛門殿、此間左右共に三町有て、左右に道有、行あたり入こみ稲荷の宮あり、

一、右東うしろ通北へ行に、左町のよこや有て土井周防守殿、同かど本多山城守殿、右がは又町のよこや有て久留島平八郎殿、つゞきて依田勘左衛門殿、伊奈彦右衛門殿、深田三郎兵衛殿、堀田源次郎殿、多門藤兵衛殿、かど朝比奈吉兵衛殿地尻、此間左右共に四町ばかり有、横て左右に道有、前の通北へ行に、小橋渡りて左右に道有、前の通北へ行に、左南部遠江守殿横や、つゞき榊原善右衛門殿、右がは松平伊織殿、影山左衛門殿松野孫左衛門殿、かど千本十郎左衛門殿、此間左右ともに三町程有、横手に道有、行あたり右辻源五兵衛殿屋敷なり、

一、右東うしろ通北へ行に、左町のよこや有りて津戸甚左衛門殿、つゞきて松平杢之助殿天野百助殿志村七郎兵衛殿瀧川久三郎殿鈴木十兵衛殿松平源助殿伴野八右衛門殿戸田新五郎殿同三十郎殿、同かど朝比奈吉兵衛殿、右がは村松町一町め西横手有りて、佐佐平右殿門殿、續きて岡邊太郎左衛門殿加藤市十郎殿山野次郎左衛門殿、松平右門作殿島田五郎左衛門殿、同かど川口助十郎殿、此間左右共に四町ばかり有て、横手に道有、前の通北へ行くに、小橋渡りて左右に道有、前の通北へ行くに池田庄左衛門殿、つゞき屋敷の地尻、右がは明地、此間左右共に三町計有て左右に道有、前の通北へ行くに、右御歩行目付衆のよこや、左館林宰相樣地尻、此間二町半有て左右に道有、前の通北へ行くに、一町行て行あたり松浦肥前守殿、左右に道あり、

一、右東うしろ通北へ行に、左村松町一丁めよこて有て日下部權太郎殿中山太右衛門殿、夫より屋敷の地尻一町有て松平又右衛門殿島田兵四郎殿、同かど佐藤甚左衛門殿、右がは村松町二町め西よこて有て一町過、つゞき川口七郎左衛門殿久留勘右衛門殿松前半助殿板橋八兵衛殿依田吉左衛門殿同彥左衛門殿川勝平左衛門殿、同かど岡部庄兵衛殿、此間四町程有、横手に左右道有、行あたり堀なり、

一、右東うしろ通、三つめ橋筋北へ行に村松町二町め東よこて有て上村宇助殿、つゞきて內藤平左衞門殿六木伊兵衞殿廣原源兵衞殿振野四兵衞殿織田九右衞門殿坂四郞左衞門殿山田四郞右衞門殿福王平左衞門殿、同かど星合甚四郞殿、右村松町三丁め西よこて有て夏目茂右衞門殿丸茂五郞右衞門殿河內新右衞門殿兼田源兵衞殿木村喜左衞門殿久留八郞兵衞殿津賀權內殿山田彌三右衞門殿淺田平左衞門殿、同かど大岡善四郞殿、此間左右ともに四町ばかり有り、前の通北へ行くに小橋渡り、雨の橋づめより左右に道有、前の通北へ行くに、左右に明地二町半有て左右に道あり、前の通北へ行くに安藤次左衞門殿組、島田十兵衞殿組、右明地、此所二町半有て左右に道有り、前の通北へ行くに、小橋渡りて左右に道有り、前の通北へ行に、右御步行目付衆やしき四町有、左本多平右衞門殿組二町餘有て、猶北へ三町半行に、西へ行道四筋有、右御步行目付衆の屋敷を過て東へ道有、二町行ば業平橋有、前に通一町程行ば行あたり堀なり、左右に道有、

一、右之町、東うしろ通北へ行に、左村松町三丁め東よこて、つゞきやしきの地尻、右柳原一丁目のよこや有、少ばかり行て東へ道有、前の通北へ行に、山高宇右衞門殿組二ヶ所有、此間左右共に四町ばかり有て、左右に道有、前の通北へ行に、小橋渡りて左右に道有、前の通り北へ六町行て左右に道有、前の通小橋渡りて左右に道有、前の通北へ行に、左御步行目付衆のよこや四町有、右がは同四町行て、左右に道有、右一町行ば業平橋へ出る、行あたり明地なり、

一、右より東うしろ通、右てに橋有、北へ行に、西かしばた、左側柳原一丁めの東横て有て、山高宇右衞門殿組二ヶ所有、此間四町計有て、左右に道有、右てに小橋有、前の通北へ十町ばかり行ば、右てになり平橋有、それより一町行ば、行あたり堀、左へ道有、源助橋へ出る、かしばたなり、

一、右之通より東がし左て橋有、右側柳原二丁めの西よこて、つゞきに時の鐘つきの家有、田村四郞兵衞殿組、是まで四町有て、左右に道有左の方に小橋有、前のかし通北へ行に明地一町半程有て、山高

宇右衛門殿組、此やしき一町餘有て、左右に道有、左の道築地の天神へ行道なり、右之方に小橋有、前のかし通北へ行に、石津九兵衛殿組三ヶ所有、此間五町計有、それより二町行ば、左に業平橋、右之方にも道有、行あたり明地なり、

一、右之通より東うしろ通北へ行に、左柳原二丁めの東よこて有て、田村四郎兵衛殿組二ヶ所有、右がは柳原五丁めのよこて有、あひをへだてゝ田村四郎兵衛殿組、大久保平左衛門殿組、此間左右共に四町計有、行あたり堀、左右に道有、

一、右之通より東うしろ通北へ行に、左柳原五丁めよこて有、あひをへだて久貝惣左衛門殿組大久保平左衛門殿組、右がは柳原六丁めよこて有、あひをへだてゝ永井左衛門殿組大久保平左衛門殿組、此間左右共に四町計有、左右に道有、前の通北へ行に、小橋渡りて又左右道有、前の通北へ六町行ば行あたり堀、左右に道有、

一、右之通より東うしろ通北へ行に、左柳原六丁めよこて有、右がは新かや町よこて有、相をへだてゝ左右に明地有、此間四町計有て、小橋有、兩の橋づめより左右に道有、前のすぐ道六町行ば左右に道有、行あたり堀、むかふに道有といへども橋なし、一町東に堀あり、

一、右之通より、東うしろ通四ツめ橋筋北へ行に、左新かや町横て有、相をへだてゝ松平九郎左衛門殿組、右がは清水町一丁めのよこや有、相をへだてゝ明地有、此間左右共に四町ばかり有て小橋有、兩の橋づめより左右に道有、前の通北へ六町ばかり行ば又橋有、兩之橋詰より左右に道有、前の通北へ行に、一町の餘行て行あたり神上村、左西へ道有、左大恩寺よこや、右七面明神、西敎寺、此間左右共に一町有、行あたり明地、左右に道有、右の方北へ付て一町ばかり行ば、西がはに景光寺金生寺春景寺、東がは明地、此間二町、行あたり堀、左右に道有、かしばた也、右之內七面明神の地尻に、大神宮の社有なり、

一、右之通より東うしろ通北へ行に、左清水町一丁めよこや、右同二丁めよこや、左右のつゞき明地、此間四町ばかり有、行あたり堀、左右に道有、

一、右之通より東うしろ通北へ行に、左清水町二丁めよこや、右同三丁めよこや、左右のつゞき明地、此間四町有て小橋有、兩の橋づめより左右に道有、すぐ道八町行て行あたり御畠村、左右に道有、此間小橋一つあり、

一、右之通より、東うしろ通西かしばた、右に橋有、左がは清水町二丁めのよこや有て、それより十一町行て大澤左近殿、此やしき一町有、左右のよこてに道有、前のつゞきは寺、法勝寺、此寺一丁有、行あたり堀、左右に道有、左の道は業平橋へ出る、

一、右之通より東かし通北へ行に、東かしばた、右がは五町程畠有、小橋有、渡りて又一町計畠有、同道錢座へ行、前の通より一町程行て左に橋有、右に道有、一町程行ば築地の天神なり、前の通より一町程行て、右に鳥居有、それより半町の餘行て、加藤遠江守殿、此やしき二町近く有、左右のよこてに道有、北へ行に、左に又小橋有、前つゞき龍顯寺、つゞき德山五兵衛殿、此間二町行て、行あたり堀、左右に道有、左に小橋有、

一、右之通より四町、東うしろ通北へ行に、左町のよこや少し有て、つゞき畠六丁半程有、右がはも半町ばかり畠有て、京極甲斐守殿本田彈正殿、つゞき明地、此間五丁半有て東へ道有、三町計行て左北へ道有、一町行ば泉入寺、六あみだの內也、前の通東へゆくに、佐竹右京殿、水神の宮有、此間一町、左北へ道有、前の通二町ばかり畠道を通りて、又北へ道有、前の通東へ行に、本多下野守殿やしき有、それより十町ばかり南東てに付て行道有、行あたり小橋、左右に道有、本庄之北がしなり、

○廻向院の事

一、此寺の開發あまねく人のしれる事なれど、古今まれなる事なれば、後世のために記るし侍りぬ、さ


むゑんし

ひて、聲々によび叫ぶ、されどもやけ死す者どもは、首のやけはてゝあまほうしの如くになり、衣類は殘らずやけうせぬ、形も黑くふすぼりて、竪横に肉はさけ、其人體のあらざれば、どれを誰とも見わけなく、歎き悲むばかりなり、かゝる折しも不敵なる惡盜人ぞ怖しけれ、是は親よ兄弟とて、死骸扱かふふぜいして、死人の腰に付たりし金銀を奪とり、家財道具のやけ殘り、不敵に取行有様は、怖しくあさましけれ、さて又其日の巳刻に、小石川新鷹師町より火出て、黑煙りのあがりしを、雲か煙りか、辻風にふきあぐるやはばいか、又火事とはわきまへず、しかも北風烈しくして早時刻も移らぬに、吉祥寺に火のて付、學寮院の一時にもえ、傳通院を初として廿餘ケ寺一同に煙渦まきやけあがり、本鷹師町へやけ出、御殿主、二三の丸、諸大名の大屋形十五ケ所、常盤橋の內大屋形、其外むねとの大屋形四十三ケ所、北南七十二ケ所數萬間、前後十五町が其間、一同にもえあがり、焰は天にみち雲をてらし、火の雨をふらしつゝ煙は四方をやみとなし、鐵砲の藥、焔硝に火のつけば、數萬のいかづち一どに響き渡るにことならず、爰に一つの奇妙有、紅葉山東照權現樣御宮殿へ、風に火のこ雨霰とふりかゝり、既に危き所に北風俄に西にかはり、紅葉山西之丸はことゆへなく殘らせ給ふ、怖るべし敬まふべし、神力のほどぞありがたき、扨八重洲がしへ其火うつり、南北廿四町一面になり、町やをさしてやけ出る、是に驚き中橋京橋までの者共、あはて騷ぎ、やけ跡へやゆかん、風下へや行んとさまよひけるが、かぢ町長崎町の者共前後一つになつて、いやが上にせきあひ、家財はちまたをさまたげ、辻小路通るに所なく、押合ひ揉合ひする所へ、〳〵大名家中の名馬綱切て放せば、萬民せきあふ中へ驅込み踏殺し、はねたをし、猛火は先々にもえわたり、四方の橋々一時にやけをち、今は逃るべきかたなく、右往左往に押合ひ、人は我、われは人をたてとなし、互に火をばよけんとすれど、煙にむせび伏まろび、將棊倒になる所に、ほのほ一度に吹かけて二萬六千人の餘爰にて燒死、南北三町東西二町が間にかさなりふし、ひとへに山の如く也、夫より南は新橋木挽町、東は材木町水谷町へやけ

わたり、諸大名の藏やしき十六ヶ所一度にやけくずれ、鐵砲洲へやけぬけ、其日の酉の刻ばかりに海際にてやけどまる、淺草川深川より是迄惣て六里餘の湊にこぎ浮べる船の、幾萬艘かやけうせ、戌の刻ばかりにやけ靜まり、今はかふよと思ふ所に、糀町五町めより又もえ出、西風嚴しくしはをまくつてふきたて、大名屋形數十ヶ所やき拂ひ、既に西の丸紅葉山危かりしに、愈々神力あらたなるか俄に風のふきなをり、北になることふしぎ也、さて南の大名小路、大小名の大屋形四十六ヶ所、殘ずやけぬけ櫻田の町に出、愛宕の下八十五ヶ所の大屋敷、海際のやかた十八ヶ所、增上寺に至まで、其夜丑の刻まで燒亡す、されども增上寺は、東照權現樣御社台德院樣御靈樣いづれも御魂屋、本堂經藏鐘樓堂五重塔三門裏門殘りぬるこそあらたなれ、扨表門を初として所化寮百十ヶ寺殘らず燒通、神明の本社神樂堂護摩堂あやしの禿倉(ほこら)まで一時に燒失せぬ、增上寺より南へ十一町、芝口三丁目濱でにて燒留る、本鄕より是まで六十餘町、四方十餘里の曠野となる、惣じて町中五百餘町、大名小路五百餘町、同屋形五百餘宇、小名宿所六百餘ヶ所、其外次々のともがらは擧て數へ難き所也、御殿主、大手の御矢倉を初て、外廓、淺草神田四谷赤坂青山の見付々々三十餘の御矢倉、又江戸中の橋の數六十餘ヶ所、日本橋を初として、皆悉くやけ落ぬ、たま／＼殘物とては、一石橋、其橋ぎはに居住する後藤源左衞門が家ばかり、是ばかりぞ殘りける、神社佛閣三百五十餘宇、土藏の數九千餘庫、代々の重寶家々の記錄、此時にあたつて悉く滅しけり、其外雞犬牛馬等、生としいける物ごとに、やけ死共數はいかでか數へつくすべき、炎の川、かしこの堀、或は百人二百人、死倒たる死骸共、凡十萬二千百餘人、一類眷屬しれたるは夫々にとぶらへ共、其人體の知れざるは、河原の者に仰せ付られ、武藏下總の國境牛島といふ所に、舟にて運び遣はし、六十間四方に堀埋み、其上に冢をつき大佛を安置し、增上寺より寺を立られ、今諸宗山無緣寺廻向院と號し、佛法流布の靈地是なり、さて其頃燒死萬靈の爲に、諸寺の僧を集め仰られて千部の經を讀誦し、其跡を弔ひ給ひけり、夫より此かた不斷念佛の道場

として、道心堅固の所也、ほつくに、

風もなくちるもやむゑん寺の花

一、誠に一業所感の者ども、諸國より集まり、一時にやけ死て同じ穴に埋まれ、一所の土となりけるも、過去世の因緣あるべしや、生殘たる姥祖父、若さかんの孫子を失ない、夫にをくれ、妻に別れ、子にはなれたる者ども、老若男女の袖を連ね、此寺に詣でつ聲打あげて念佛し廻向するこそ殊勝なれ、さすが廣大無邊なる江府の都と申せども、一時の煙となり行て武藏の原となりしかど、月の入べき草もなし、かゝる折しも何者かよみけん、

武藏野はけふはなやけそ若草のつまもこまれり我もこまれり

去程に、諸萬民やけ殘る火にかきあたり、闇をすべきよすがもなく〳〵、晝はとも〳〵紛れしかど、夜は物の音たえて物すごき有さまは、言ばにものべがたし、ことにげんごくやけぬれば、求むるに食物なし、既に餓死に及びしに、御城樣より仰付られ、おなり橋新橋日本橋すぢかい橋增上寺前に假屋をたて、粥をたかせ飢人窮民に施行し給ふに、瓦のかけ、茶碗のかけ、半分やけたるごきにうけ、食するこそあさましけれ、頭の髮はやけちゞれ、或はかた身かたほうや、手足やけつる者も有、或は衣裳のびゝしきを半分やきて片身ばかりを纏ふも有、かゝる者も皆富貴榮裕に榮へし者のはてぞかし、さてきさらぎの中頃には、竹の柱にこもをはり、假の屋をしつらひ夫々の商賣せしが、後は逃散りし者共方々より寄集まり、次第々々に賑あひける所に、公方より銀子一萬貫目を下し給り、是をもつて家居を悉くしつらひ、もとの如く商賣せしむべしと仰下され、其年の九月十月には、町々の者棟を揃へてたてつゞく、もとは大道の廣さ六間なりしか共、往來狹しとて今は町の廣さ十間に定られ、車馬道にとゞこほりなく、ゆきゝ往還自由なり、又白銀町より御島まで町屋一通をのけて、高二丈四尺に石をもつて、東西十町餘りに土手をつかせ給ふ、又日本橋南鳥町より四日市まで町屋を取のけ、高四間に

河端にそふて北を請、東西二町半に疊み上らる、日本橋より京橋まで八町の間、町屋三ヶ所を取のけ、會所三十間づゝに廣くなし給ふ、是は町屋餘りせき合、諸人いやが上に入こみ、やゝもすれば失火を出し人民をなやます、其上此たびの大火事に、人民やけ死す事も、所せきつまりたる故とて、かく改まりをなさしめ給ふなり、さて右の取のけられし五ヶ所の町人には替地を給はり、其上引料として家一軒に金子七拾兩宛下されけり、又其年の暮には、類火の大名小名殘らず黄金を恩賜有けり、上は公侯より下は民下に至るまで、普く君の御惠に依て元の如くに治り、繁昌日々にまし高家貴人は禮儀厚く、賤き庶人も財産の利に飽て、目出度榮ふる事、年にまし日に百倍せり、誠に、

龜の甲のはげたをやみん君が春

江戸雀十二巻目 従二御城一東の方

○南本庄之分

一ツめ橋より、四ツめ橋、深川村、東小奈木村、小松川、行德川口、三俣、上之橋、中之橋、下之橋、大渡、新田島、永代島、靈岸寺之近邊之事付永代島八まん宮之事

一、一ツめ橋筋南へ行に、兩側町茶やなど有、此間二十間計過て左東へ道あり、此通東へ行に、左がは町の地尻、此間二町有、右がは町一町有て八幡の御旅所、つゞき稲荷の宮藥師堂有、入込に西光寺、是まで一町、土屋但馬守殿、此屋敷二町ぢかく有、左町の地尻、行あたり堀、左右に道有、かしばた也、前の通南へ行に左半町近く町有て、右に御船藏三町有、左八幡の御旅所深川村、此間三町過て南へ行、左にあたけ丸、大船なり、此間一町過て左の方に東へ道有、一町行て南西かど松平右衛門殿、左右に道有、前の通南へ行に、右松平右衛門殿、此屋敷一町有、石取場あり、左側かど太田備中守殿、つゞきて尾張中納言樣、伊奈半十郎殿、此間二町有て左右へ道有、かしばた通東へ少し行て右に橋有、左がは伊奈半十郎殿よこや一町の餘有て、左北へ道有、前のかし通東へ行に、小橋渡りて又左北へ道有、前のかし通東へ二町行て右に橋有、此所に貸船有、左に道有、前のかし通東へ行に、久増院よこや一町有て、左北へ道有、前のかし通東へ行に、屋敷の地尻二町近く行て一心寺、夫より一町行て北へ道有、前のかし通東へ行に、近藤彦九郎殿地尻一町有て、水戸宰相樣、つゞきに町少し有、中坊宗全よこや、是まで二町の餘有て左北へ道有、前のかし通東へ行に、小橋渡りて又東北へ道有、前のかし通東へ行に、横山内記殿よこや、つゞきて細川若狹守殿、十願寺地尻、此間三町半有て左北へ道有、前のかし通東へ行に、一町過て御木十三郎殿、さる江村有、此間四町過て小橋渡り、兩の橋詰

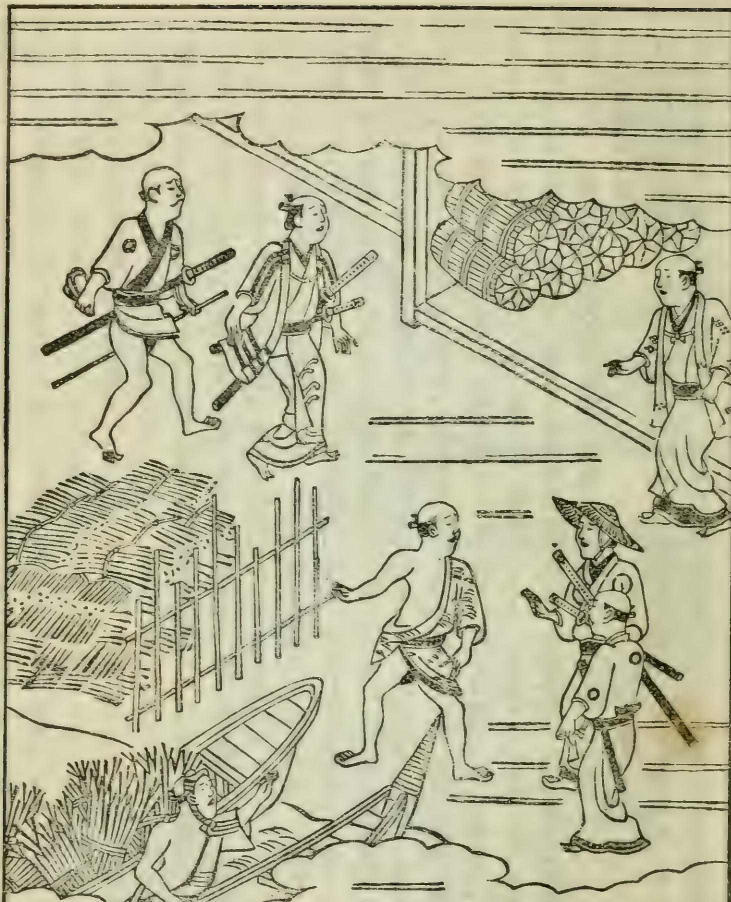
より左北へ道有、夫れより一町の餘過て又小橋有、是を渡りて左北へ道有、前のかし通東へ行に、町一町有、つゞきなべや町、津輕左京殿、此間二町半の餘有て左北へ道有、前のかし通東へ行に、小笠原土佐守殿よこや、松平越中守殿、つゞき少し町有、此間二町半有て左北へ道有、但かしばた也、家はなし、前のかし通東へ行に、屋敷少し有て北へ道有、一町程行ば靈巖寺屋敷あり、前のかし道東へ行に、やしき少し有て東平方村、正教寺、此間五町程有て北へ道有、前のかし通東へ三町ばかり行て稻荷の宮有、東こなぎ村、此間三町過て北へ道有、前のかし通行あたり御番所なり、小松川行德川口なり、前の伊奈半十郎殿よこやに橋有、是を渡りて行あたり町、左右に道有、左の道南かし通東へ行に、新町とて一町あり、つゞきて町有、松平伊豫守殿並に少し町、是まで一町の餘有て南へ道有、引込町とて一町有、東に稻荷の宮有、前のかし通東へ行に、町有て左手に橋有、此所に大船有、前のかし通東へ行に、伊丹左近殿、曾根源左衞門殿、是まで一町程有、横てに道あり、前のかし通東へ行に、佐竹右京殿、岡田豐前守殿、牧野半右衞門殿、稻葉美濃守殿、石八右衞門殿、秋本攝津守殿、是まで三町程有、よこてに道一町行て行あたり神保左京殿、左右に道有、前のかし通東へ行に、板倉筑後守殿、此屋敷一町程有、横手に道有、前のかし通東へ行に、松平丹波守殿、牧野佐渡守殿、増山兵部殿、岡田豐前守殿、是まで三町、よこてに道有、前のかし通東へ行に、内藤出雲守殿、水野監物殿、同出羽守殿、是まで二町有、よこてに道有、一町行て行あたり又水野出羽守殿、西つゞき同監物殿やしき有、東西に道有、前のかし通東へ行に、後藤八右衞門殿、天野彌五右衞門殿、保科筑前守殿、松平豐前守殿、土屋民部殿、秋本玄正、是まで都て四町の餘有、横手に道有、前のかし通東へ行に、堀市正殿、土井能登守殿、酒井圖書殿、此間二町有、よこてに道有、前のかし通東へ行に、堀市正殿、土井能登守殿、酒井圖書殿、遠山半九郎殿、新庄宮内殿、石丸庄三郎殿、此間三町程、よこてに道、三町程行て西手に石不動、同申あり、夫より二町の餘行ば、松平肥前守殿屋敷へ行、前のかし

通東へ行に、戸澤能登守殿、尊空和尚、丹羽左京殿、石川大隅守殿、内藤右近殿、是まで三町有、横手に道あり、かしばた也、前のかし通東へ行に、小橋渡りて津田平左衛門殿、吉良上野殿、皆野西庵、本多内記殿、是まで二町の餘、よこてに道有、前のかし通東へ行に、加藤平左衛門殿、蜂須賀飛驒守殿、戸田主税殿、稲葉八左衛門殿、大森半七殿、松本彌五兵衛殿、新庄隱岐守殿、小笠原彦太夫殿、此間四町程有、よこてに道有、前のかし通東へ行に、加々爪次郎右衛門殿、佐藤勘右衛門殿、中根平十郎殿、本多帶刀殿、戸田相模守殿、是まで三町程、よこてに道有、二町の餘行て、西に淨妙寺、前のかし通東へ行に、織田金左衛門殿、水野半左衛門殿、川野了意、是まで四町、行あたり小松川といふ、右に道有、行徳川口なり、

一、右之内曾根源左衛門殿よこや一町行ば、左へ道有、半町行右て南へ道有、一町半行て少し町行あたりに有、左東へ道有、少し行て南へ行に道、西がは一町まちや、行あたり靈巖寺の坊舍二ケ所有、右近道一町程有、内に橋有、左の道濱邊を四町程行て、南てに松平加賀殿濱屋敷有、夫より五町の餘行て、左北へ道有、

一、右之内行あたりの町より、左東への道と書置候通、六町程やしきの地尻を左に見て行ば、右に水野監物殿、同出羽守殿、同やしきの地尻有、夫より七町程行ば、右に極樂寺、左東へ道有、此通七町ばかり行ば、南手に自法寺有、内にまがり道、小橋有、夫より四町の餘行ば、行あたり明地、左右に道有、前の通極樂寺のよこやに付て二町半行ば、左に道有、小橋渡りて南東かど松平備前守殿やしき有、夫より又三町行て小橋有、則渡りて左手に石の猿有、夫より一町行ば海なり、前の通少し行て左東へ道あり、四町の餘行て南手に伊奈半十郎殿やしき有、夫より六町ばかり行て行あたりは明地なり、左右に道有、前の通堀端に付て十六町東へ行ば、小松川の川筋へ出る、左北へ道有、

一、伊奈半十郎殿よこての橋、南の詰より右への道西へ少し行て南へ道有、此通右側に御舟藏有、彌兵

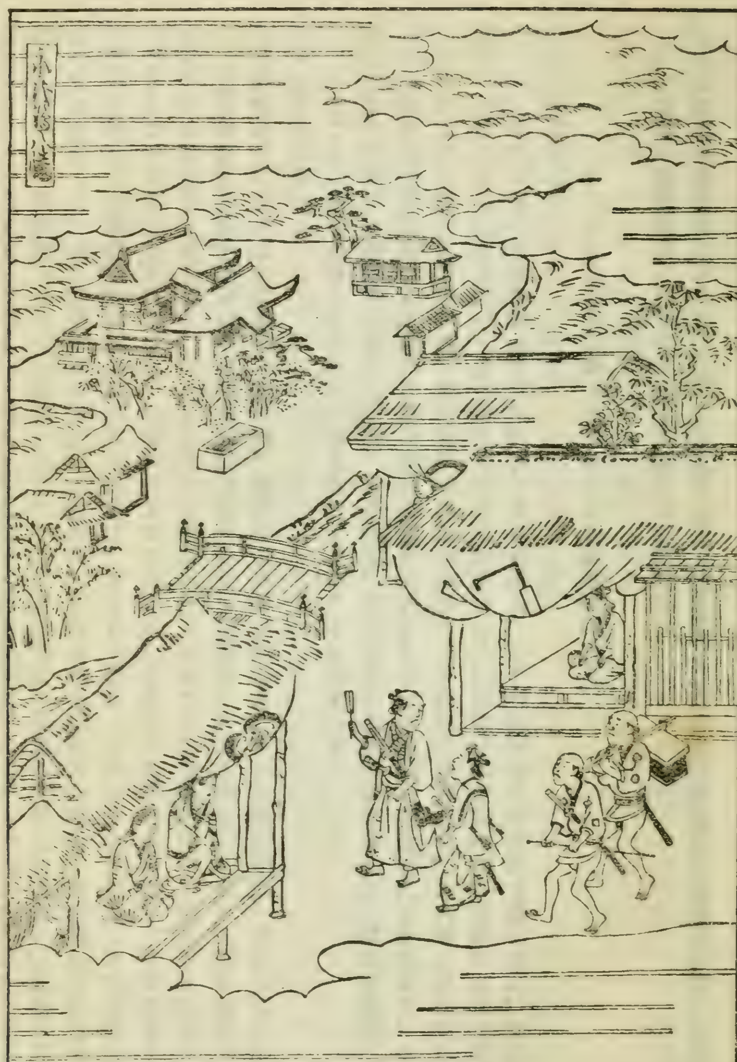


衞町、此所一町過て横手に道有、左に町の横屋並に稻荷の小宮有、右杉浦內藏殿、此間一町行て行あたり、榊原熊之助殿、前の通南へ行に、杉浦內藏殿、此やしき一町有、よこてに道、二町過て行あたり伊奈半十郎殿、前之通北へ行に、少ばかり町有、上の橋を渡りて南へ行に、次郎兵衞町、夫より中の橋を渡りて藤左衞門町、又一町近く行て、横手に道有、行あたり稻荷の宮、前の通南へ行に、町半町の餘有、下の橋をわたりて助左衞門町、一町の餘を過て向へ大渡有、夫より又一町の餘過て左東への道八幡へ行、橋口助兵衞町と云、前の通南へ行に佐左衞門町、行あたりに橋有、左北への道かしばた、室町前の橋を渡りて一町行ば又橋有、此所に貸船あり、前の橋を渡りて右之道榊原越中守殿、夫より二町過て行あたり松平伊豆守殿、前に小橋有、左北へ道あり、

一、八幡へ行道、橋口助兵衞町右側に正元寺、此間一町の餘過て左右に道有、小橋渡て又左右に道有、前の通東へ行に、江戸町一町近く有て左右に道有、左南の道かしばた隱即寺万德寺、此間一町、横手に道有、前の通東へ行に、小橋渡りて左右に道あり、前の通東へ行に、兩側茶屋一町有、左北へ道有、前の通猶東へ道有、助左衞門町と云、左がは心光寺、つゞきに茶や一町有、左北へ道有、猶東へ行に、右がは茶や、左永代寺半町有、夫より東へ行に、右がは茶や少し有て横手に道有、少し行て行あたり渡部大隅守殿、前の通左がは明地少づゝ二町程有、右がは茶や一町の餘有て、はづれに稻荷の宮あり、左北へ道有、八幡への道、前の通二町程行て左への道加々爪甲斐守殿濱屋敷、すぐ道三町程行ば紀州中納言樣御やしき有、扨又八幡への道一町が間、兩側茶や、小橋渡りて夫より東へ一町程行て北へ行に、八幡宮有、左天照大神宮、右春日大明神有、

○永代島八幡宮

一、此永代島の八幡宮は、そのかみ寛永元年の頃、長威法印其年七旬にたけたり、あるよの夢に、八正宮をおがみ奉り、夢中に詫宣有けるは、我永代島に鎭座すべしと、斯の如く數度の靈夢を蒙むり給


永代嶋八幡

ふ、是によつて自から信を起し、一社の宮所を建て八幡宮を勸請す、同き八年にあたりてやうやく再興をとげたり、御神體は菅丞相の御作として、中古は源三位入道頼政是をあがめらるゝ、其後千葉の助の家にうやまひ、後又大將軍源の尊氏公に傳はり、夫より鎌倉の公方基氏より同持氏公に傳はり、同管領上杉宗に崇敬有て、太田道灌深く崇め奉る、もとは下總國におはしましけるを、和光有緣の大悲によつて今此當社に安置せしめ、御神體とならせ給へり、伊勢太神宮春日大明神、左右に相ならび給ふ、則八幡三社と崇め奉る、同き寛永二十年癸未八月十五日に初て祭禮を行奉る、夫より毎年式として愈々神德深く諸人渇仰の頭を傾ぶけ、島のうち日々に賑ひて今は人家立つゞけり、慶安四年の頃より法務貫首の仰によつて宮寺となされ、大樂山永代寺と號せらる、同く五年の夏、弘法大師告げ給ふ御夢想の歌に、

名にしおふひろめん法のわが家を人のこゝろのうるほはずとも

是によつて、高野山兩門主碩學其外東國一派の衲僧、この永代島に集會せしめ一夏九旬の間法談有、別に高祖大師の御影堂を立て眞言三密の秘蹟を講ず、夫より此かた神前に龍燈を上る事ありて、おがむ人すくなからず、同じ年の秋、天下泰平のために神前にして流鏑馬をはじむ、これ鶴が岡の法式を移す、左右に假屋棧敷を構へ、是を見る貴賤上下市をなせり、萬治三年の夏の頃、御室の宮日光御社參の節、下向の道に此島に詣ふで給ひ、天下安全のため、兩日の間神前に御念誦を勤め給ふ、此折から兩院家の詠あり、

永代のさかへひさしき此島のめぐみたえせぬ神垣の内

又、

立並ぶ常盤の松も色そひて治まる御代は永代の寺

定に此島の地景は比ひすくなし、東には安房上總の山を見やり、南には品川池上も見えわたる、未申の

方には富士のたけ、乾の方には江城、北に筑波山ほのかに見えて興を催ほす、艮の方には下總にうちつゞき、末は海邊の磯近く、鹽やの煙立のぼり、風に靡くよそほひまで、殘りなく見えわたる、詠つきせぬ景色なり、此島を題として、詩を作り歌よむなり、

さしくれば波こゝもとに立しほのひけば洲崎も永代の島

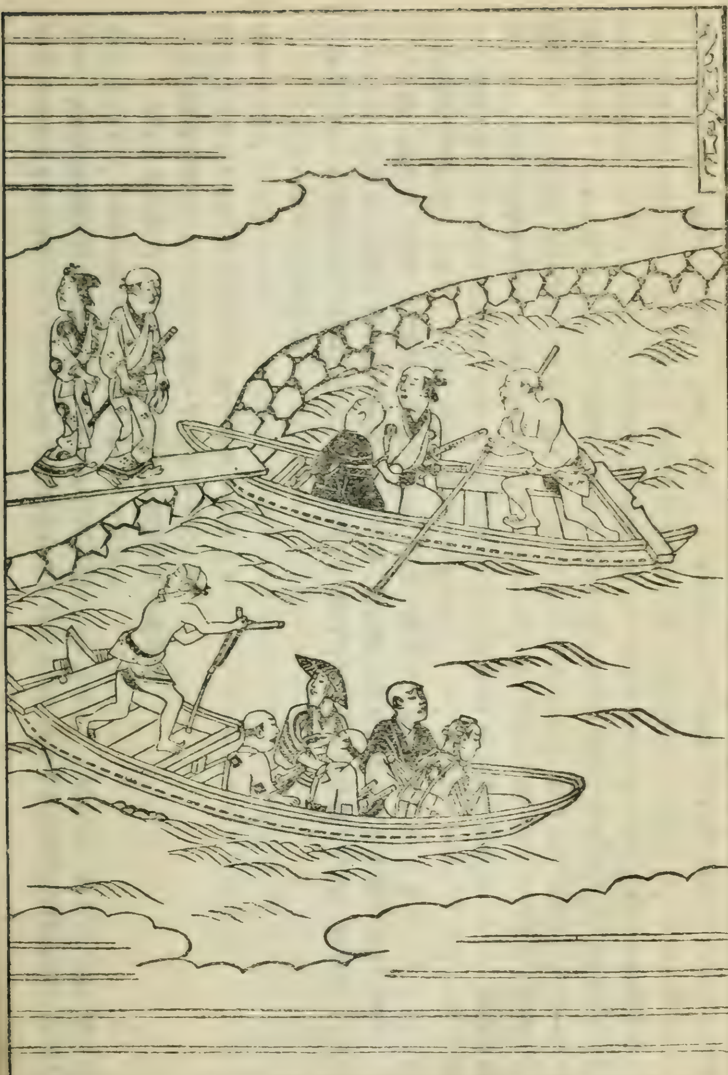
爰もまた同じ流れの岩淸水すむ心から永代の島

永き代の浦吹風に霧はれて八十島照す月の影哉

下愚もかくぞ、

咲つゞく花や永代島の景

一、壹つめ橋より小松川の川際までの分、壹つめ橋を左になして、南がしを東へ行に、小橋渡りて又右南へ道有、前のかし通東へ行に町一丁有、前の通東へ行ば町一町有、左に二つめ橋、右南へ道有、永代島へ行、前のかし通東へ行に町一町有て右南へ道有、前のかし通東へ行に町一町有て、右南へ道有、前のかし通東へ一町行て又南へ道有、前のかし通猶東へ行に、同前町一丁め、此所過て南へ道有、同町二町め、右横手に道有、左に三つめ橋有、二町めにつゞきて德右衛門町一丁め、横手に道有、同二町目、西すぐによこて有、又東はづれによこて有、但かしばた也、前のかし通東へ行に、小橋渡りて南へ道有、是もかしばた也、前のかし通東へ行に柳原三丁目、是は北がしに一丁め二丁め有ゆへなり、つゞきて四丁めよこてに道有、四丁めならび新かや町一丁め、横手に道有、同三丁め二町め北がしに有、右によこて道有、左に四つめ橋有、前のかし通東へ行に町一町有、是より智樂院持、よこてに道有、前のかし通東へ行に、横手に町一町有、前の道猶前へ行に又町一丁、よこてに道有、但かしばたなり、前のかし通東へ行に、小橋渡りて南へ道有、前の通東へ行に四町程畠、此所過て左に橋有、右に道有、前のかし通東へ行に畠、うしろに牧野遠江守殿、此間二町近かく有て横手に道有、



前のかし通東へ行に畠二町有、此間に中に道有、うしろに丹羽左京殿、前田右近殿、横手に道有、前のかし通東へ行に、畠三町半程有、うしろに松平兵部殿、土屋民部殿、横手に道有、前のかし通夫より六町程過て左に橋有、右に道有、前の通夫より一町行ば、向へ船渡しあるなり、

一、右之町のよこて通、二つめ橋筋南へ行に、兩に町のよこや有て左小笠原丹波守殿地尻、右宮崎若狹守殿組二ケ所、つゞきに島田出雲守殿、外に又二ケ所有、左一町町や、後に宮崎若狹守殿組、左右に道有、此間二町近く有て小橋有、是を渡りて左入込、堀ぎわ眞田伊豆守殿、つゞき長景寺、右に道有てつゞき津輕七郎兵衛殿よこや、此間一町計有て左右に道有、前の通南へゆくに、左酒井左衞門殿よこや二町ばかり有、土井周防守殿、此屋敷一町、横手に道有、南東かどに菅野谷八郎兵衞殿、前のつゞき松平内藏殿、此屋敷一町の餘有、左久增院地尻一町の餘、右一町程明地なり、此所過て左右に道有、前の道南へ行に、橋渡りて行あたり町、左右に道有、左へ少し行て南へ行に、兩がは屋敷のよこや一町程有て、左坂部三十郎殿、同三之助殿、右伊奈左衞門殿、左靈巖寺、是まで三町程、行あたりの寺淨心寺、夫より南をさして行に、一町の餘行て右に材木町五町程が間に有、但堀の中に有、あい〳〵に道あれども家はなし、藪の內なり、左がは正覺寺盧尊寺淨蓮寺、並に海福寺心行寺玄心寺法生寺養學寺、つゞきに久世大和守殿、是まで四町、夫れより小橋渡りて、明蓮寺半町程有、夫れより又小橋渡りて二町程行ば八幡の道へ出る、左右道あり、

一、右之町より東うしろ通南へ行に、兩側町のよこや有て、右小笠原丹波守殿、つゞき宮崎若狹守殿組、左榊原十郎兵衞殿、松平半七殿、東條武兵衞殿、此間二町近く有て夫より右の堀に付て南東へふりて行ば、右は屋敷の地尻なり、一町の餘行て左右に道有、行あたり阿部伊豫守殿、東つゞき諸星清左衞門殿、近山五郎右衞門殿、久世大和守殿、是まで三町近く有、此通東十町程つゞきて有、右之久世大和守殿屋敷より一町行て、右手に土井能登守殿、此やしき二町有、夫より小橋渡り、兩の橋詰よ

り、左右に道有、前の通東へ行に、左に永井伊賀守殿、此屋敷二町有、右大德院かまへ一町有、あひをへだてゝ牧野因幡守殿地尻一町有、夫よりさきに家なし、前の阿部伊豫殿より右への道に小橋有、是まで渡りて西へ行に、右長景寺、左に道有て酒井左衛門督殿、此間一町行て行あたり堀、左右に道あり、

一、右之通より東うしろ通南へ行に、兩側町の横や有、左山名袁左衛門殿、右松前八左衛門殿、つゞき屋敷の地尻、左津田平四郎殿、建部傳内殿、一色七兵衛殿、新庄勘助殿、打越次右衛門殿、右間宮久左衛門殿、左内藤虎之助殿、右島田權三郎殿、左山内數馬殿、此間三町、行あたり諸星淸左衛門殿、左右に道有、

一、右之通東うしろ通南へ行に、兩側町やの横手、左五見小才次殿、中山勘之丞殿、右奈井五郎兵衛殿、津金理左衛門殿、左細井喜三郎殿、右山崎三左衛門殿、左小幡五左衛門殿、右皆川半助殿、つゞき屋敷の地尻、左阿部大膳正殿、松平長八殿、此間三町、行あたり久世大和守殿、左右道有、

一、右之通東うしろ通南へ行に、左右に町の横や、但同前町一町め二町めのあひなり、右菅沼勘解由殿、右□□才兵衛殿つゞきて梶藤右衛門殿小見山左兵衛殿門奈三郎右衛門殿、つゞきやしきの地尻、六郷藤右衛門殿、曾我根助之進殿、此間三町、左右に道有、前の通一町行て左東へ道有、前の通南へ行に、左織田內記殿、此やしき一町過て左右に道有、左の道東へ行に、南がは近藤彦九郎殿、つゞき水戸宰相樣御やしき地尻、此通二町行て行あたり北條安房守殿、前の通より右の道へ西へ行に、左淨行寺よこて一町有、右に若王寺、つゞき鈴木修理正殿、左一心寺地尻、松平佐渡守殿美濃部十右衛門殿、此間四町の餘行て行あたり寺久增院、左右に道有、前の通南へ行に、一町行ば左右に道有、行あたり堀なり、

一、右之通東うしろ通南へ行に、兩側町の横や有て、左服部六左衛門殿、つゞき屋敷の地尻、右柴山主

税殿伊織次左衛門殿中村金右衛門殿加藤三左衛門殿松平忠兵衛殿戸田源兵衛殿小林七兵衛殿左竹本武兵衛殿、右別所理兵衛殿、左一色二郎兵衛殿、此間三町、左右に道有、前の通一町行て行あたり織田内記殿横屋、左右に道有、

一、右之通東うしろ通南へ行に、両側町の横屋、左天野五郎太夫殿組一町の餘有、右森佐左衛門殿、本田新七郎殿、大炊利兵衛殿、高井三郎兵衛殿、つゞき屋敷の地尻、左明地一丁の餘有、此間三町、行あたり土井周防守殿、左右に道有、

一、右之通東へ一町、うしろ通西かしばた南へ行に、町のよこや有、つゞきて鈴木佐左衛門殿組一町の餘有、夫より岩田佐五右衛門殿組一町、是まで三町ほど、左に橋有、右へ道有、前の通南へ行に、土井能登守殿よこや一町の餘有、右西へ道有、前のかし通り南へ二町近く行て北かど中坊宗空、行あたり堀左に有、右に道有、但かしばたなり、

一、右西がしより東の通同かし南へゆくに、柳原三丁め西よこて、つゞき戸澤能登守殿よこや一町の餘有、左東へ道有、此通を行に北側同やしき一町、南がは永井伊賀守殿地尻一町、行あたり曾根五郎左衛門殿地尻、右南へ道有、前のかし通南へ行に、左永井伊賀殿よこや一町半有、小橋渡りて右に橋有、左にも道有、前のかし通南へ行に、大徳院横や一町半程有、左に道有、東へ行に右宮毛能登守殿よこや、細川若狭守殿地尻、つゞき十願寺明照寺地尻三町半有、左大徳院地尻一町有て横手に道あり、前のつゞき牧野因幡守殿、此屋敷一町有、よこてに道有、前のつゞき、夫より半町程明地よこて有、猶東へ行に、左右に一町程づゝ有、行あたり明地、左右に道有、前のかし通南へ行に、宮毛能登守殿、横山内記殿、此間一町、行あたり堀、右に橋有、左に道あり、かしばた也、

一、右之通より二町東の通南へゆくに、両側町の横屋有、左坪井理右衛門殿、右玉澤彦兵衛殿松平清左衛門殿曾根五郎左衛門殿、横手に道有、前のつゞき永井伊賀守殿東よこて、左は明地、此間三町、左右に

道有、前の通南へ行に、右牧野因幡守殿東よこて、左がは明地、此間一町の餘有、行あたり細川若狹守殿、左右に道有、
一、右之通より東うしろ通南へ行に、兩がは町のよこや少し有て、左松平因幡守殿、左水島百助殿、田代又左衞門殿奥村七郎右衞門殿、つゞき明地、夫よりこの間三町、左右に道有、前の通三町の餘行て行あたり堀、左右に道有、但かしばたなり、
一、右之通より東うしろ通南へ行に五町程道有、行あたりさるへ村、左右に道あり、
一、右之通より東うしろ通西かしばた、左に道有、南へ六町半有、行あたり堀、左小橋有、右に道有、但かしばたなり、
一、右之通より東かしばた南へ道有、六丁半有、行あたり堀、右に橋有、左に道有、かしばた也、
一、右のかし通より四町、東うしろ通南へ行に、右がは田畠、左に畑少し有て、松平市正殿松平中務殿土井周防守殿酒井壹岐守殿小笠原土佐守殿、右に津輕左京殿横手一町程有、行あたり堀、左右に道有、かしばたなり、此間六町半あり、
一、夫より東よこて通四程有とゝいへども、屋敷の横手、又は田畠の道なる故しるすに及ばず、
右凡東西南北三里四方を有增記す、

右書付之分惣數

一大名屋形數、凡五百貳拾ケ所之餘歟、
一小名屋敷數、凡貳千八百七拾ケ所之餘歟、
一寺院之數、凡八百五拾ケ寺餘歟、
一神社之數、凡百貳拾ケ社之餘歟、
一町數、凡百町之餘に及ぶ歟、

一橋數、凡貳百七拾ヶ所之餘歟、
右書付之道を町數に積りて凡貳千八百八拾町之餘あり、但三拾六町一里にして凡八拾里之餘有レ之歟、

江戸雀　終

跋

それ順路をわかつは、後世のためにして當代の鑑なり、しかあれど、予愚朦にして己が心に任て書つゞけ侍れば、善悪の二道おほからん、大略我人の行べき跡をしたひ、或は其至れる道を尋開いて、今一部の書とはなせる、うらむらくは、諸國の人此江府に入込事幾程といふ數を知らず、然れば斯の人此書を見て、わが行べき所の方角を見、言傳書翰等を届まほしくおもふとき、それ〳〵の名付所を見て賄り届けんにはしかんや、又當所案内の人々は、爰の近道、かしこの曲り道まで、御存知有べけれど、春雨のしめやかにふり、つれ〴〵のあまりには、此書をみてゑみをふくみ、予が淺心を胸にたづさへて其批判のいたさしめ、あやまりのおほき所を世人に傳へて、あきらかならしめ給ふべし、是唯當座の笑草にて、又と取あぐべき物ならじ、亦寺社名所舊跡は、右序せしがごとく、古き人の物語を書付侍り、こしをれ歌たゞ口發句は、是たゞあんかうの口に出るに任たれば、見る人のために耻をさらし、聞人のために嘲弄せられ侍る、されどもいくらかゑくぼに是をゆるし給へ、盲蛇におぢずして、わけなき口をたゝきて、かくなん世にひろめたれば、悔ても甲斐はなけれども、愚才の程推量せられる事、粗いかめしき事にや侍るべき、

延寶五年丁巳仲日

武州江戸之住　繪師　菱川吉兵衛

江戸大傳馬三丁目　鶴屋喜右衛門板

積翠道人著

積翠閑話 全四冊

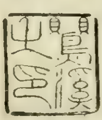
文溪堂
群鳳堂
書肆

積翠閑話序

松亭子。一號積翠者。懷二一編一來。出二示之余一且徵レ序。曰。此書集三毎所レ話之語一。依二其條例一。摘二其切要一。名曰二積翠閑話一著以二國字譯言一者。欲レ令三閭婦癡童。易二通曉而受持信行一也。余披二閱之一視下其立レ條分レ事。絲善髮惡。擧不レ措。戒レ惡勸レ善。循循然誘レ人親切上。乃感歎不レ輟。因謂。功者孜孜以作レ德者也。惡者駸駸以作レ罪者也。其戒レ惡移レ善也。見レ賢思レ齊見二不賢一內自省耳。過而知レ悔。則惡不レ忍レ爲。功多情喜。則善不レ能レ不レ爲。爲レ善者獲レ福。爲レ惡者罹レ禍。是天之定理宜レ然也。曾子曰。出二乎爾一者。反二乎爾一者也。孟子曰。禍福無下不二自レ己求一之者上。則善惡己之所レ出。而禍福反二得于己一也。則無レ非二自求而得一レ之矣。由レ是觀レ之。今也。人知下取之爲上レ取。而不レ知二與之爲一レ取也。唯貪吝頑忍。貨

財之營。而鮮レ有二恩恤一也。儻此書深玩味。則廉恥之風興。而謙讓之道立。富者知レ足。而窮者安レ生。而民德歸レ厚。雖二姦邪殘賊之人一。亦有レ恥且格焉。噫其功偉然。不二亦大一乎。余。子之知レ爲レ人。遜謙不レ好二聲譽一。資性慈惠。因思。才也者有レ限。而不才也者無レ限。以レ有レ限。隨レ無レ限。難也已。不レ若レ使下人遏二禍惡一。修二善福一。自享上二天之祐一也。雖レ然。不レ可下戶戶至而說。人人見而諭上也。於レ是編二輯此書一。鏤二之梓一。欲三以廣及二于人一也。余深美二濟衆之志一。乃不レ顧二不敏一。敢裁二卑辭一。而冠二之首篇一也爾。

嘉永二乙卯孟夏　　　鸎溪樵夫枚題併書

積翠閑話總目錄

通計十八條總標目畢

積翠閑話 卷之一

東都 松亭 中村經年輯

○穉子の才智

或やむごとなき君の、いまだ七歳にならせ給ふ時、御乳母に小督と申すありけるが、色極めて黒く醜き婦ながら、よく婦道を守りて、操正しきものなればとて、この若君に册かしたりけり。或日雪いといたうふりて、御庭の樹々に降かゝりけるを、小督御傍にありて、この梅にかゝれるゆきを、君は何とか見給ひたる。むかし菅相公七歳にならせ給ふをり、紅梅に雪の降けるを見給ひて、

うつくしや紅にもにたる梅のはなあこが顔にもつけたくぞある

と遊ばしけるよし言し傳えたり。君もはや七歳にならせ給へば、この雪にて一首遊ばし候へかしと言葉の下より、

ふるゆきがおしろいならば手にためて小督が顔にぬりたくぞある

と詠じ給ひけり。穉き御心にも色のくろきによりてなるべし。此小督は石野八兵衛義利といふ人の妻なるよし、或人の筆記に見えたり。

按ずるに幼稚にして秀才ある人和漢に少なからず。蒲衣八歳にして舜の師たり。睪子五歳にして禹の佐たり。伯益五歳にして火を掌り、項橐七歳にして孔子の師たり。生ながらにして神靈云々。と五雜

俎にもみえたり。幵は聖賢のうへにして、常人に較ぶべからず。むかし太田持資入道、いまだ幼稚に在せしとき、その父資清戯れに、一紙に書して與えらる。持資これを見給ふに、驕者不レ久、とあるに依て持資が、願くばこの傍に、書添たしと請るゝにぞ、右も左もとありければ、やがて筆を採て不レ驕不レ久と書れけり。父はその智の秀しを感じ、凡そ人間の世に在や、たゞ直をもて第一とす。よく意得候へとありければ、持資畏み領掌なし、暫くありて次の間なる屏風を、手自揭げ出し、この屏風を御覽候へ。曲れるときは立といへども、直なるときは立事なし。これはいかに候らん。と問れて資清も口を噤み、その秀才をぞ感じける。是は是世說にいへる、王光祿は屏風の如し。屈伸俗に隨ふといへるを、思ひあはせしなるべし。王元澤五六歳なり。人その才を試さんとて、獐と鹿とを一つになし、いづれが鹿にていづれが獐ぞ。足下知れりやと問けるに、元澤さらにわきまへねど、速智なる稚兒なれば、鹿のほとりなるは獐にて、獐のほとりなるは鹿と答ふ。また孔融といふ稚兒あり。李膺が許へ到りしとき、其座の人々孔融が、幼なくて才あるを、しば〳〵稱じたりけるを、大中大夫陳韙といふもの、その傍に居て譏りて謂く、凡幼稚にして才ある者は、年闌てかならず愚になる。理ありといひければ、孔融頓に顧て、その言葉の如くならば、君が幼稚に在しゝ時は、さこそ才智の在しけめ。と言れて陳韙は舌を捲き、よしなきことを言出て辱を受たりと心に悔みたりとなん。

因にいふ、伯樂天、生れていまだ七月なる時、よく之無の二字を識と、五雜俎に載られたり。果して後年大儒となり、詩文を以て名を轟かす。皇國　用明の皇子厩戸は、生れながらにしてよく言いふ、聖智ありと日本紀に載す。後に聖德太子と稱す。人の知る所なり。是等もまた凡人のうへをもていふべからず。今世動すれば三四歳の小兒、あるひは字をしり書をかくこと、大人も及ばぬものあり。

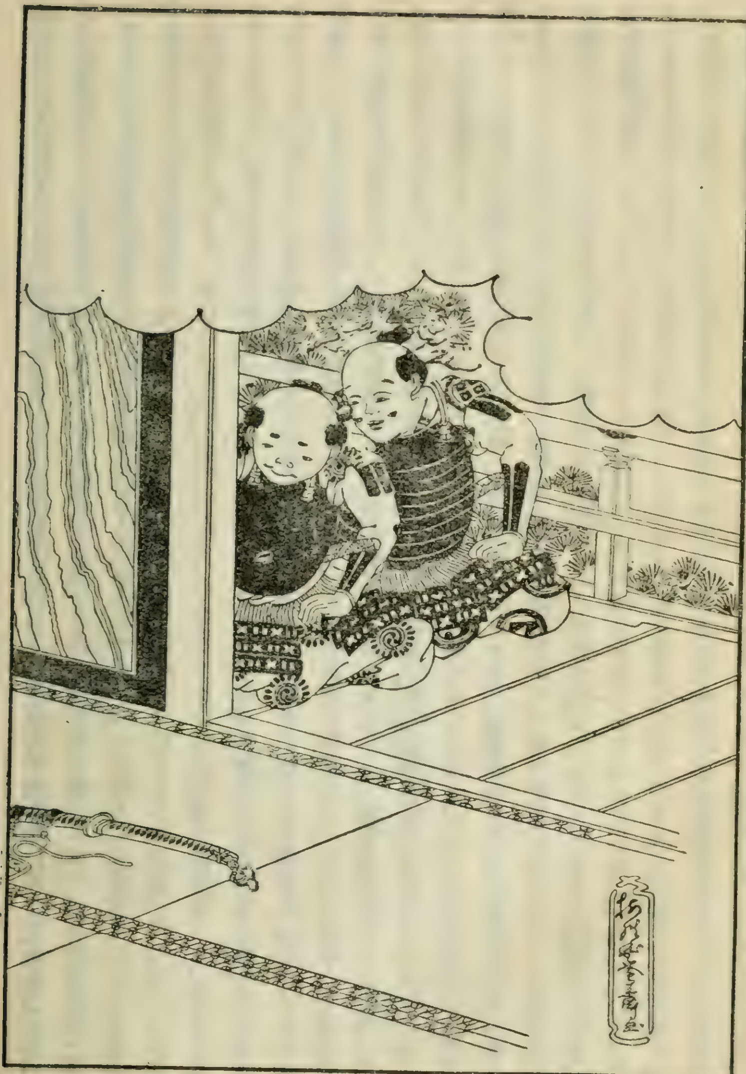
故に闔國稱譽して、或ひは縉紳家に召れ富人に愛られ、人々その手蹟を請ひ、またなき物と感じあへれど、後に至りてその名聞えず。その死生をすら知ることとなし。いかなれば幼穉にして、衆に抽秀才なる者、壯年に及びて隱るゝか。其據を識るべからず。既に白石先生が、鬼神論にもいとけなき時、斂〔割註〕才のはやきをいふ。」なるものや、年闌け、その才劣るはその氣を禀る初めのとき、才鬼〔割註〕才ある人の魂魄なり。」の寄しに、自ら禀たる氣は日々に長じ、忽に感じ得たるは、日々に散じ盡るゆゑに、才氣竭て已が不才の、本性あらはれたるにやあらん。紅なる蓮の實を、古き甎瓶の中に植れば〔割註〕甎は藍染の陶器なり。」始めて華を藍に開く、年を經て藍の氣竭れば、その本性見はれて紅の華となると見えたり。是前にいふ才鬼の寄しも、漸々に消て、その人の本性を見はすものと、その理齊しきものなり。余往々見聞く所それ幾人といふをしらず。たゞ年闌てその才失せず、名をなせし者は一人もなきをや。弘融がいひし世の諺は、是等のことをいふにやあらん。

○將の麁言

人として言語を愼むべきは、古人も多く誡めおかれて、今さらいふべきにあらず。況て人の上に立ぬる人は最心あるべきことなり。一言の恩に感じ、命に換りし例もあり。さるが故にたゞ一言にて、怨敵の思ひを做すも少なしとせず爰に室町將軍義教公の御時、赤松滿祐は草創の臣にて、備前、播磨、美作を領し、威勢をさ〳〵双ぶ方なし。爰に一族なる越後守持貞と、領地爭論のことありしが、滿祐が威權逞ましくして、竟に持貞非分になり、滿祐ます〳〵猛威に募る。持貞安からず思ひつゝ、謀計をもて將軍家へ、滿祐を讒しける。こゝに於て將軍家も、其讒言に惑はされ、滿祐が領地を裂て、持貞が嫡子伊豆守、貞村に賜はらんとの結構あり。滿祐これを密に聞て、大に憤みおもひけれど、いまだ顯然に命ぜられね

ば、知らぬ顔にてありけるが、或夜御前にて御酒醼あり。斯波畠山伊勢を始め、その他當時聞えたる、諸侯昵近の面々も、おの／＼末座に並み居たり。頓て酣に至りし比、滿祐時の興に乘じ、扇を颯とうち披き、立上りて聲はり揚、鴨は瀧の水といふことを、繰返し謠ふて舞ひける時、將軍家は拍子を取り、背法師舞を見さいな。と嘲りながらはやし給ふ。これは赤松滿祐が背、極めて低くありければ、人これを渾名して、三尺法師或はまた、小入道ともいひけるを、將軍家聞及ばれ、斯は嘲弄し給ひけり。滿祐もまたそのことを、爭でかはしらざるべき。胸に應へて快からず、いかりにけれど御前なり。左右いふべきにあらざれば、扇を高くさし揚て、將軍の方を佶と見やり、播磨備前美作の三箇國を保ぬれば、何かは背法師成べきと、足拍子を踏ならす。將軍家も菓が返報、奇怪とや思し召けん。御氣色損じて見えければ、忽にその座はしらけて、御酒醼は果にけり。こゝに將軍の側室西御方は、滿祐の息女なり。今宵の縡の體唯事ならずと、一人心を痛めつゝ、父に遭て眼前、其に諫めばやと思はれても、元來愛妾の御事なれば、妄に左樣の義も協はず。然れども何となう、心ならずおもはるれば、まづ一たび文をもて、そのことを言さんと、或夜かたへに人なければ、硯ひきよせ筆を採り、さてもこの頃御酒宴のをり、君をうらみて云々と、宜ひしは然ることながら、酒興のうへには誰々も、言葉の過ちなきに非ず。況て君の御事なれば、臣としてはあながちに、咎め參らすべきならず。さるを件の御擧動は、天魔の魅入れしものにや侍らん。自から家の滅亡を、招き給ふに似たるなり、その後よりして將軍家の御氣色、倍宜しからず。當時の世の在樣は、假令薄き氷を踏み、利刄の上を渡る、心地せられ侍ふに、御心着せ給はぬか。返す／＼も御老功の、御計らひとも覺え侍らず。遠き慮のましまさぬは、近き憂を生出させ給はんことの念なさよと、淚と共に細々と、認め給ふその折から、圖らず將軍義教公入り來り給ひけれ

ば、西の方は思ひもかけず、かの書さしたる玉章を傍に纏めてさあらぬ體にて歡待給へど、將軍家には、はや心著給ひつゝ、今書しは何の文ぞ。頓く視せよと仰するに、西の方は顏うち赧め、是は母の許へ些ばかりの用をいひ遣文に侍れば、君の見給ふべきものにあらずと、强おし隱し給ふほどに、いさゝか狐疑の御心生じ、若や密に語ひぬる、男などのありて彼方へ、贈れる文にやあらんかと、西の方をつき除て、かの文掀て見給ふに、思ひの外に戲れたる方ならねども、この程の酒醼の事を細々と、書たる末の文を見給ひ、薄き氷を踏み利刄の上を渡るとはいかなる世ぞや。譬諭にいへるも法に過たり。利刄の上をしも、渡らるゝなら頓々渡れと、いひも果ず御佩刀を、すらりと拔てさし著給ふ、西の方はたゞ忙然と、心地惑ひて言葉も出ず、時雨にあへる黄葉の、やがて散なん風情にて、うちしほれたる景勢なれど、將軍家は猶堪ずや、乞々刄を渡れよかし。去來步行て見せよかしと、怒氣十分にさし著給ふ、刄の光りは冬の池の氷に、月の照るに似て、神冷るばかりなり。當下了得赤松の息女なりける西の方、胸おし沈め覺悟して、左ほどに望みたまふなら、刄を渡りて見せ參らせんと、いふより早く佩刀を把り、雪に光りを副たる如き、膚を自から劈き給へば、忽地鮮血滾々と、迸り出るを見て、義教公はそのまゝに、こゝを立出給ひけり。傅の女中等うち驚き、暴に醫師を召寄て、種々療養なしけれど、元來覺悟の自害にて、灸所の深疵なりければ、其夜の程に辭世給ふ。赤松滿祐これを聞、いよ／＼憤怒熾にして、恨み骨髓に徹すといへども、君臣上下の差別あれば、如何とも做しがたく、無念を堪へて月日を送るに、折しも季夏のことにして、滿祐が池の蓮、この頃盛りに花を開き、紅白の色を交へ、淸香四方に馨く、現に周茂叔が愛しけんも、宜なりけりと見ゆる氣色に、將軍家を請待なし、芙蕖の宴をなさまく欲す。願ふは一日台駕を促され給へかしと請ければ、將軍家は西の方の事に就て滿祐が恨むべく思されし、





に、今觀蓮の會を催す。二心はなかりけりと、中心に歡び給ひて、同廿四日と定められ、朝まだきより赤松が亭へ渡御ありければ、滿祐父子は、只管歡喜雀躍して、敬ひ尊ぶこと大かたならず。珍膳美味は唐のごとく、美女數十人に御酌をとらせ、且申樂を催ほして、台覽にぞ備へける。こゝに供奉せる人々も、その饗應に太く醉て、憩りぬる容を見澄し、時分はよきぞと豫てより、巧みし如く大庭へ、馬二三匹をとり放ち放れ馬よと犇めく郎舍に、中門をうち閉めて、供奉の人々を隔てつゝ、赤松が腹心なる、浦上四郎、安積六郎、宇野、柏原、喜多野、上月、中村等を始めとし、鎧武者三百計、屏風障子をうち倒し、おし開きて打出る。將軍家及び御相伴に、連なりたる人々も、這はいかにと呆れ惑ふを、赤松彦次郎たち出て、竟に義教公を弑し奉る。菅沼六郎榮俊等、敵に對ひて力戰し、討死はしたれども、俄のことにて氣後れし、支えもやらで逃るは多かり。大内左京大夫もこゝに在しが周章て傍の塀を乘越え、逃出んとせしを赤松方、追駈て後背を切れば痍を負ながら這々に遁れ出て歸りけり。されば京童かの門へ、斯ぞ認めて貼にける

逃るとて背中に疵を大内どの浮世のはぢを嘉吉元年

とぞ嘲りける。夫より滿祐は領地なる播磨に歸りて、追討使の來らんを待受る。果して義勝公父君の家蹟を嗣給ひ、細川讃岐守持常、赤松伊豆守貞村、武田大膳大夫信賢を大手の大將とし、山名右衞門督持豐、同修理大夫教清、同相模守教之を、搦手の大將として、播州に發向なし、白幡の城を責て、螢坂に戰ふ。山名持豐及び教清教之。搦手より大山口を過ぎ、播州に入て急に圍む。城途に陷られ、九月十日〔嘉吉元年〕滿祐自殺し、教祐は逐電せり。滿祐が頸を獄門に梟る。これ弑逆の大罪あれば、最然こそあるべけれ。按ずるにこの一舉、滿祐が威を摧かん爲、領地を裂て、貞村が嬖子に與えんとなし給ふもの

から、酒讌の席にて聊の麁言よりして起れるなり。愼むべきは言語ならずや。

○煉　習

人の心の多端なる、文學技藝何によらず。他の善するを視るときは、我もまたこの業を、いみじくなしてんと思ふより、始めてその道に入るといへども、他の爲すは易きが如く、自から爲すは甚難く、遂に倦じて中途に廢す。こゝに於て前功の、全く空しくなること間々あり。およそ諸道に志ざすもの、他を顧ず一向に、煉習の功積りなば、よしや鈍根愚蒙なりとも、爲し得ざることあるべからず。むかし楠正成は東大寺に遊學せり。この寺の巨鐘は、聖武帝の御願によつて、天平年中に鑄たりとかや。冶工は柿本男玉高市眞國、高市眞麿の三個にして、その丈一丈三尺六寸、巣口は九尺一寸三分、天下無双の鐘なれば、重さ何萬斤と量るべからず。然るに一日鐘樓の下に、諸人集ひて種々の世の物語なしけるをり、この鐘はこれ天下第一、斯のごときの巨鐘なれば、いかなる膂力の者ありとも、是を撞て眞の音を衝出すことあるべからずと、一人がいへば、また一人が、幵はいふまでも侍らはず、たゞ搖動かすべき膂力の者さへ、古來今往絶てなしと、いひ傳えて侍るなり。願くば搖動かす、人だに見たきものなりといふを、正成傍に聞て、いかにもこれを撞んこと、凡人の克すべきにあらねど、この儘にして搖動すは、珍らしとするに足らずといふを聞て、然もあらば、頓動かして見せ給へと、異口同音に請けるとき、正成答へて、いと易きことにはあれど頓にはならじ、翌午時に來り給へ。たゞ凡庸の下僕をして、動かして見せ參らせんとあるに因て、人々が、幵は興あることなりと、翌を約して去にけり。正成一人の家僕を召び、汝は主のいひつけを、よく守る者ゆゑに、此事を命ずるなり。努懈らず致すべし。翌卯の刻の頃及より、この巨鐘に指をあてゝ、力を用ゐず寸隙の絶間もあらず是を推べし。午の時に及びなば、此

鐘動き出づべきなりといひ付られて、詐しとは思ひながらも主命なり。固より直實なる僕なれば、畏りぬと回答して、その翌朝卯の刻より巨鐘の下に立て、主君楠公が教のまゝに、指をもて是を推こと、幾千遍といふをしらず。かくて少しも搖き出す事のなければ怪みながら、猶懈らず推けるに、巳の刻とも思ふ頃に龍頭礫々と鳴出たり。僕は奇異なる思ひを做し、ます〳〵間なく推けるに、午の刻に至りては、東西南北心の隨意々々、動かざる方もあらず。この時約束の刻限とて、件の人々集り來り、是を見て大に驚き、その奇絶を稱て後、君はいかなる術をもて、做し給ふぞと問ければ、正成答へて術にはあらず。たゞ煉習の功にありと、云々のよしを告ければ、その智の深きを感ぜしとぞ。この條最味ひあり。思ふに諸藝のみにあらず。或ひは飲食の類ひに於る、大酒飽食してさし當り害なきが如くなりとも、是を嗜みて止ざる時は、竟に霤の石を斫る。漸々に傷らるべし、深く味はふべきことならずや。

附ていふ中江藤樹、名は原、字は惟命といへり。近江國の産にして、和漢の學に通曉し、言行をよく愼みて、禮節を守られければ、その國人はいふも更なり。見および聞及ぶ人毎に、尊崇せざるはなかりけり。且また母に事へて孝なり。本朝孝子傳にこれを舉て、凡ならざるを稱したり。かの書の賛にいはく、淡海吹起、陸王儒風、豈翅善身、誨人有忠、爲母顧祿、旋鄕色愉、于嗟篤孝性乎學乎と見えたり。こゝに同國の士人大野某、男子一人を持けるが、その性質武夫になるべくもあらざればとて、藤樹に托て醫になさんとす。藤樹その人の賴みを得て、まづ大成論を敎ふるに、纔に二三句を授ること、百遍にしていまだ覺えず、二百遍に及び稍誦せども、一食頃時を過れば忘る。こゝに於て復百遍、都合三百遍にして漸く記臆ことを得たり。斯の如くの魯鈍なれど、直朴にして厭ふさまなし。故に藤樹もこれを憐れみ、敎ふること前の如く、日を累ね年を積て大野了佐と名號つゝ、醫業を

以て數口を養ふ。偏に師の恩なりといへども、了佐もまた懈らず。その後藤樹、人に語りて、吾了佐を誨ふるには、大に心力を費せり。然れどもこれを務めずば、誨ふるの道を得ず。渠愚なりといへども、勵み勉むることは人に超たり。故に今斯の如し。況や了佐ならざる者勵み勉むる時は、何事かならざらんといはれしとぞ。多く世間の人を見るに、吾不才にして學び得ねば、なか／＼企及ばずと、自から棄て勉强せざるは、その身よりして、その身を愚にする、大なる誤ならん。

○重寶の皿

むかし／＼の物語に、江戸番町の邊にや。何某といふ人の家に、什來重寶の皿ありけり。若過ちて破るものは、その罪、命に及ぶべしと、豫てその家の掟なりしが、一時侍女の菊といふもの、過ちてこれを破る。因て家の制の如く、是を殺して庭中の井の中に沈めたるが、その幽魂あらはれて、祟りをなせし事ありと、語り傳ふるものからに、既に先年雜劇にもこれを模して綴り出し、播州皿屋敷と題號して、劇場にても物しけり。思ふにこの事實に在しか。その時代をだに詳にせず。若また眞のことゝせば、陶器を以て人に易ふる、殘酷の仕方ならずや。按るに、いつの頃にか。上野の國に士人あり。その家に什來せる重寶の皿二十枚あり。若過ちて破るときは、命を斷んと掟たり。然るに或時一人の婢女、過ちて一枚を破る。折しも主人は他に行たるが、今にも歸り來らんには、定めて命をとらるべしと、色を變じ身を震はして、更に生たる心地もなし。當下こゝに雇はれたる米舂男の在けるが、これを聞ていひけるやう、偖も笑止なることとしてけり。然れども吾知りたる方に、稀代なる藥あり。幵をもて陶器を接ときは、破目の弗に見ゆることとなし。主人の在さぬこそ僥倖なれ。われ持ゆきてこれを接、おん身が命を救ふべしと聞て、婢女はまた更に、甦生たる心地しつ。掌を合せてふし拜み、實に言葉の如くなら、是わが

て、重ね揚つゝ見居たりしが、頓て傍なる杵を揪り、發矢と撃ば盡く、微塵となりて飛び散けり。婢女は再び色を變じ、一枚を損じてすら、命に及ぶといふなるを、かく盡くうち碎かば、いかにあらんと戰慄おそれて、更に言句も出ばこそ。米春男が顏うち戍りて、たゞ惘然たるばかりなり。在あふ人も膽潰れて、互に眼と眼を見合すのみ。米春男は從容として、傍の人々を見かへりつ、足下等定めて吾所爲を、物狂はしき擧動かなと、思はるべけれど然にあらず。元この皿は陶器なり。年を多く經る間には、みな盡く破れつべし。その度毎に人命を斷に至らば、二十枚にて二十人の命を失ふ。歎くに餘りあることならずや。吾今一人して二十枚を、一回に毀ち壞るといへども、わが一人の命に過ず。然れば一人の命をもて、二十人に換るなれば、斯心地よきことはあらじ。程なく主人も歸り來まさん。吾自から訟へて、その刑に當るべしと、自若としたる面魂、かゝる卑賤のものながら、その志は士人に慚ず。在あふ人もこれを聞て、落涙しつゝその志操を、いと尊くぞおもひける。頓て主人も歸り來ぬれば、米春男立出て、如此云々のよしを訴へ、家法に行ひ給へとて、更に動ずる色もなし。主人は聞て驚きたりしが、忽地に面を和げ、いかにも汝がいふ如く、陶器の爲に人命を斷べきの所謂なし。匹夫も志を奪ふべからず。汝不幸にして貧賤に處せども、その志は士人も及ばず、宜しくその罪を宥め、よきに計らひ得さすべしとて、頓てその士人の主君に薦め、米春男を取立て、武夫となしけるが、果して廉直なるものなりけりと、或人の筆記に見えたり。思ふに是を取あはして、かの皿屋敷の物語を、作り設けしものにやあらん。惜むらくは米春男の、姓名を闕て記さゞれば、その後の言行を攷ふるに由なし。むかし孫叔敖稚なきとき兩頭の蛇

を殺し、數人の命に換らんとせし、和漢同日の譚なりけり。
因にいふ、往昔は、文華開けず頑にて、箇樣なる掟だに、その家々にて行はれしか。書寫の性空上人がいまだ在俗たりしとき、本文に似たる物語あり。性空は父を大中大夫橘善根といひ、〔割註〕大中大夫は從四位上の唐名。」名を仲太と呼て、其初め藤の時朝に仕へたり。時朝は左大臣時平公の孫と云々。然るに時朝祖先より什來の硯あり。仲太これを視んと思へど、重器なれば許されず。常に懸念なしけるが、主君の公達十歲なるあり、仲太これを唆かして、硯を視んことを願ひしかば、公達快く諾ひて、或とき時朝が他出の折、かの硯を把出し、仲太を召て視せらるゝ。仲太大に悦びて、數遍うち返しこれを視つゝ、その奇なるを感ずるをりから、暴に人の氣勢して、主人の歸り給ふといふに駭きて、その硯を急ぎ匣に納めんとし、過まちてとり落せば憐むべし。中の程より、眞二箇に碎けたり。仲太は色を失ひて、さらにその術を知らず、憂へ悔ること大方ならず、當下公達の諭していふやう、物みな都て命ありと聞く。これも一片の石なれば、やはか損ぜざることあるべき。汝が毀ちしといふならば、命にも及びなん。吾過ちとまうし做さば、夫程にやはあるべき。吾に任せよとの恩言に、仲太は志を感謝して、よきに計らひ給はれと、簡に生たる鬼百合の、水揚かねし風情にて、首を低れ吐息つき、たゞ行末を思ひをり。左右する間に時朝は、はや入來り、この硯の欠たるを見て大に驚き、その故を問に、公達は己が過て毀ちたり。免させ給へと陪禮られけるに、時朝怒り更に減ぜず。この硯は吾曩祖鎌子連、住吉へ參籠の刻神勅ありて、授け給ひし靈器なり、家の嘉祝ある每に、かならず出して拜すべしと、代々に傳へて吾に及ぶ。然るを汝幼年にて、何の用うる所ありてか、吾にも問はで把出し、剩へうち毀ちしは、限りなき大罪なり。曩祖へのまうし譯、不便ながら生おきがたしと、

いふより早く、佩刀を拔て、公達が首うち落さる。こゝに於て家室の騷動、上を下へと噪がしきに、仲太はこれ見て慚愧後悔、大かたならねど、今更にすべきやうもあらざれば、佶と沉吟して其處を逐電なし、直に髻を斷て黑衣を着し、かの公達が菩提のため、所々靈場を參拜し、兼て佛法を修行なせしに、忽地開悟することありて、筑紫日向の霧島山に到り、廬を結びて居けるが、後筑前の背振山に移り、一日化人の告に依て、播磨の國書寫山に徙り、則ちこの山を開きたり。僧となりし始めより、苦行殊絕にして名勝名山、到らざる所なく、その困乏の時に當つて、或は數日を隔て食し、或ひは更に食せずして、數旬を經ること常にありとぞ。然れども人これを視るに、敢て憔悴の容あらず。平生に微笑を含めりとなん。但元亨釋書を按ずるに、種々奇異の說を擧たれど、かの硯のことをいはず。十歲よりして法華經を持ち、三十六にして出離すと見えたり。

○義少年

天文永祿の頃にや。和州高市郡越智の鄕に越智玄蕃頭橘利之と聞えしは、筒井順慶が姪壻にて、當時英名の聞えあり。また同國箸尾の城主箸尾宮內少輔藤原爲春は、筒井順慶が妹壻にて、互に威權を爭ひつゝ、動すれば鬩諍に及ぶ。或とき兩家戰ひしに、越智が家人鳥屋九郞左衞門が嫡子福壽丸と、米野次郞右衞門が二男宮千代と、倶に陣中に赴きて、少年ながら心雄々しく、天晴なる功名せんとて、此處彼處馳まはりしに、味方に後れ敵に圍まれ、圖らず擒となりて二人とも、敵陣に曳れつゝ、一族なる葛西右衞門勝永これを預りけり。元來少年のことなれば、番兵の忽がせなるに、福壽丸は折を得て、密にこゝを遁れつゝ、難なく本陣へ逃歸れり。宮千代一個遺されて、始めは斯ともしらざりしが、是を聞て大に憂へ、筆と硯を乞うけて、一首の歌を書て番兵に與へけり。番兵これを拔き見るに、

籠にいれし鳥屋はぬけて米野をばたゞ餌になれとのこしおきけんと、いとをかしく書なしたれば、是を主人の葛西に見するに、葛西はいとゞ哀れに思ひ、主君箬尾にかくといへば箬尾は情深き者にて是を熟々と打眺め、宮千代いまだ十三歳、しかも縲絏の中にありて、かく優なる志、天晴なる少年なり。人の親の子を思ふ、愚なるだに猶慈しむ。況やかゝる秀才の兒を擒にせられたる親の心はいかならん。想像だにいたはしければ、頓々送り返せよと、涙を浮めていひければ、葛西勝永も領承し、宮千代を馬に騎せ、人を副て父が許へ送り返したりければ、米野夫婦は死したるの再び甦りし心地して、歡ぶことかぎりなく、葛西が恩を謝しにけり。かくてこの事世間に流布し、福壽丸擒となり。その守りの怠るを見て、密に遁れ歸りたるは、實にも微笑擧動なれど、倶に虜とせられたる、而も己より年も劣れる、宮千代を棄おきしは、武士の義にそむけり。宮千代才ありて歌を詠じ、幵を感じて敵方より、赦して返したればこそ、不測の命を佐かりけれ。それ二人同船なし、その船綮に覆る時、己水練を得たりとて、同僚を棄おき、己のみ游歸れる人あらば、これ義といはんか。不義といはん歟。福壽丸が擧動は、これに齊しき所爲なりと、譏る人さへ多ければ、頓て福壽丸が耳に入り、いと安からず思ひをりしに、またこの兩家合戰のことあり、双方郊原に對陣して、挑み戰ふ事數日なり。然るに越智の陣中より、美々しく鎧退ましき馬に騎て馳せ出すものあり。箬尾が陣なる葛西勝永、よき敵と見てければ、諸拍合せて馳近づき、物をもいはず切て蒐る。此方も望む所なりと、太刀ぬき騎して打つ擊れつ。暫時戰ひてありけるが、頓て双方太刀投捨て、馬を寄合せて引組だり。宴時こそあれ鞍に屯らず、兩馬が間に撲と落、上を下へと揉合しが、葛西の膂力や增りけん。竟に引敷て首掻落すに、餘り手弱く覺えければ、冑を脫で是を見るに、十五六なる少年にて、眉のかゝり鬢の匂ひ、その艶麗顏

なる、いさゝか見覺えある心地すれば、髑をうち返してよく見るに、鎧の引合に一枚の、短冊を結び付たり。

津の国の難波のことのよしあしはなからん後の世にしられまし

と一首の歌の意を思ふに宮千代を措て逐電せしを、嘲る人のあるによりその辱を雪めんとて、今日討死と思ひ定めぬ。其善悪は亡らん後に、世人定めよといへるなり。葛西はこれを見て落涙なし、福壽丸にてありけるよな。いかなる因縁あればにか。人も多きに再びまで、吾手に掛るも不測なりとて、やゝ悲歎してありけるか、頓て僕に命じ近きに在る、古遣戸をとり寄て、福壽丸が死骸を乗せ、舁して己が陣に歸り、一書を副て鳥屋へ送りぬ。鳥屋はわが兒の死骸を見て、氣も暗れ心も髣髴たるが、まづ彼文を披き見るに、如此々々のよしを記し

子を思ふ焼野のきゞすほろ〳〵と涙もおちの鳥屋鳴らん

〔割註〕此歌いひかけの假字差へり。越智はをにて落はおなり。然れどもこの頃の歌に多く假字のたがひしもみゆ。況や武人の歌なれば、難ずべきにもあらざるべし。」鳥屋はこれを見るよりも、わが兒の死と怨敵なる、葛西が志を感じては、たゞ涙のみはふり落て、筆の立途も別ざれど、墨斗を把て紙おし披き、迚も福壽丸討死と定むるからは、他ならぬ足下の御手に掛りし事こそ生々世々の歡びなれ。且死骸を送り給はる、御志の程いつの世にか、忘却いたし候べきと、厚く謝してその奥に

親ならぬ人さへかゝる哀れぞとゝはるゝ老の身をいかにせん

と書終りて巻かへし、葛西が使にわたしつゝ、福壽丸が亡骸をば、近き寺院へ葬りしに、老て子を喪ふは、朽木の枝なきに喩へたり。何を楽しみに存命べきと其後吾兒と同じ場所にて、これも討死をしたり

けり。葛西は是等のことに就ても、熟々と感悟なし、人百歳を保つは稀なり。纔の生涯を過んとて、弓矢を業に心を苦しめ、日々に罪業を重ぬるは、後の世さへも想像る。鳥屋を菩提の因として、出離せんと思ひ定め、髻を斷て高野山へ登り、福壽丸が後世を弔しとなん。

按るに、猛しといふ武士往々この情あり。熊谷直實が發心は、久下權頭と爭論して、自己の言分立ぬを怒り、髻を斷て黑谷に趣き、法然の徒弟となりしは、正史に錄す所ながら、實は敦盛を討しより、豫て无常を感ずるの餘り、世を捨たるものなるべし。雜劇に綴る所、强に誣べからず。

○鍛冶の痴情

いつの頃にか。京の島原に吉野といへる名妓あり。元は三條三筋町に、禿にて在ける比、その名を林彌と呼けるが、容色儔なきのみならず、性質利發にして、糸竹の道はさらなり。走り書及び香茶の湯、碁將棊に至るまで、名譽ならざることなければ、人々これに愛惑ひて、通ひ來る賓客は、日每夜每に絕間なく、實に全盛の君なれば、吾こそ其機に協はめとて、貴き黃金白銀も、水に齊一遣ひ流し、傳えきく酒池肉林の樂しみにも超ぬべき驕りを、究むる者さへありて、この頃吉野が威勢は、肩をならぶる者もなく、よしや巨萬の黃金を積て、いひよるとも輙くは、靡かぬ君と噂しぬれば人の心の淺増さ、斯までに張强き、妓女をわが手に入れてこそ、榮えありけれと、大幣の曳手あまたになりもてゆけば、吉野はます〳〵高慢て、衣服調度を始とし、並々の物は用ゐず、一時 袿 になしたりける、廣東縞を今の世に、吉野廣東と號つゝ、茶入の袋に用うるをもて、その華美なるを想ふべし。然るに一日のことなるが、汚くるしとまでいふ程ならねど、一人の雄士佇みて、裏のやうを窺ふをり、吉野が禿の出るを呼とめ、この家に當時全盛なる、吉野とやらんいふ君に、逢まく思ひて態々來れり。願ふはおん身媒して、逢し

給へといひければ、禿はこれをよくも見ず、遽しく駈入りて、見も馴ぬ穢き雄士が、君に逢てんとまうすなる。若狂氣の人にあらずば、吾儕に戯ぶれたるにやあらん。いかにせましといふを聞、吉野は傍の仲居をまねき、おん身ゆきて何事にか。そのよしを聞て給といふに、仲居は意得て、走りゆきしが、久しく在りて歸り來りつ。可笑氣に袖もて口をうち掩ひ、怪しき人の參りたり。まづ聞給へよ、その人は、五條わたりの鍛冶なるよし、二とせ三とせ前の頃、東寺の御影供に詣給ふを、餘所ながら見參らして、戀慕の思ひに胸を焦し、いかで一回會見んと人に語るに、かの君は、今双びなき太夫にて、世に威勢ある人すらも、輙く逢こと難しと聞けり。しかれども二三十の金だにあらば、たゞ一夜あはれぬといふこともあらじ。左右郭里は黄金ぞと教へられても、僅なる賃を囉ひて日を送る貧しき身には、二三十の黄金を得べき術はあらず。疾々思ひ絕ぬべしと、自から心を誡めても、たゞ俤の身に副て、朝な夕なに忘れやらず。熟々おもふに、是よりして業を勵み費を省き、身を苦しめなば三年ばかりに、夫ほどの黄金は得なん。如此なり〳〵と心を定め、夫より晝夜怠らず、勵み勉めて業を做し、食事の他は一錢も費さずして辛苦しぬれば、今はやう〳〵夫ほどの貯へは出來たり。故に懷に收めつゝ、積る思ひを晴さんと來りて見れど案内はしらず。この家といふを聞たれば、門に徨み窺ひ居たり。わが志を憐みて、快く逢給はゞ、生涯の本望なり。此よし太夫に譚ひて、よきに計らひ給はれと、切に恃める心のほどは、哀れに思ひ侍れども、見るに甲斐なき窶々しさ。斯る容にて瞎太くも全盛並ぶ方もなき、君に遇んと請ぬるは、いと愚しき雄士ぞと、おもへば可笑さ、淺増さ、いづれ正氣の沙汰にはあらじと、思ひにければ、「その御心を吉野の君の聞れなば、あだにやは思はるべき。然れどもこの程は、こゝに名高き大盡の炭屋のぬしが揚詰にて、他の客には遇せじと、黄金を山に積給へば、よしや綸綍の御方が來給ふとも、快く逢

給ふことはなり難からん。されば今のおん身が言葉を、通じたりとも无益なり。長き月日のその程には、賓客絶て徒然のことだになしといふべからず。その折をもて來り給へと、半消遣て曰答しかば、望みを失ふ容にして、猶躑躅て行もやらず、覗き込みて侍りしといふを、吉野は聞果て、人の情は金銀の有無に拘はるものならず、わが身いかなる幸ありてか。かく貴人の寵を得て、物足じとも思はねど、浮川竹の流れには、浪のよるべも定まらず。翌は誰をか恃むべき。いと誇らしきことながら、先頃詠て御身達の、耳にも觸し

たゞやたぞ誰かはけふの夫ならんあだし浮世にあだし身なれば、

と腰折ながらこの歌の、他には出ぬはかなさに、今日の富貴に爭か誇らん、頓その人を呼とめて、俟せおきねといふほどに、仲居は心に訝りながら、再外の方へ走りゆく。吉野はこの頃揚詰の、賓客はかの炭屋とて、名たゝる分限者なりけるが、それが傍へすり寄て、如此々々の由語り聞え、數ならぬ身をそれほどに、思へる人をこの儘に歸し遣らんは、後生にも障りて、護身影わざなり。願はくば今宵一夜身の暇をたまはれかし。その人に遇ていと深き志を謝し侍らんと、聞て炭屋何某は、また年弱き雄士なれども、情深きものなれば、吉野が心も感じつゝ、異議なく許したるにより、吉野は大に歡びて、かの鍛冶男をうち招き、誠やらん吾儕ごとき、仂なき身を愛給ひて、三年このかた辛苦して、今宵逢んとし給ふよし、いよ〳〵夫に僞なくば、日々に珍膳を進められ、綾羅を襲ね著せらるゝ人にも、倍たるおん德にて、いつの世にかは忘るべき。口にこそいへ三年の辛苦、たゞ假初の思ひにて、仕果ることのあるべからず。思ふが儘になる身なら、今よりおん身が渾家となり、共に辛苦を重ねつゝ、恩義に報ひ侍るべきを、それだに心に任せざることの悔しく侍らへと、その厚きを感ずれば、鍛冶男はこの時に、天へも昇る心地しつ。その艶色の美麗のみか、情も深く心操の、信實なるを慢に感じ、かゝればこそこの廓の、妓女も多

きに、誰々も吉野を愛て黄金をも、惜とせざるは現に宜なれ。吾も黄金のあるならば、身を購ひて宿の妻になさば、思ひは有まじきに、任せぬはたゞ身の貧しさ、三年辛苦のその甲斐に、今宵は假の一夜妻、二箇枕の船底に、水漏さじと契るとも、再び遇ん術はなしと、嬉しきにもまた歎かるゝ、後の會瀬もそら恃め、曉近き鶏鐘も、老當を苦る心地して、今はやう／＼明ゆく空に、飽ぬ袂を別ちけり。さらでだに後朝の、袖は露けきならひなるを、再び遇ん恃みさへ、あらぬ心はいかならん。かくてその明の日に、堀川へ身を投て、死したる人のありと罵る。吉野はさらに護身影て、人を語らひ見せしむるに、昨夜の賓客鍛冶男なり。その懐に一書を藏めり。披きて見るに數日の本懐、既に逹して世間に、思ひおくこと絶てなければ、みづから此處に投ずと書たり。愚なるかなこの鍛冶男、一婦人の爲にその身を殺して、たゞ後世の嗤をとるのみ。吉野はこれを聞と齊しく、大に歎きて、それが爲に、僧を請じ齋を設けて、追福叮嚀にいとなみける。炭屋は夫等のことを感じ、その日千金をもて吉野を身請し、別莊を構へて住せおきしが、その父聞て大に怒り、妓女の爲に大金を費すだにあるを、身請して別莊に住すること、身に應ぜざる驕奢にて、世間の聞えも憚あり。永く父子の縁を斷んと、竟に勘當したりしかば、夫より兩個はよるべなき身となり果て、始めこそ、日來親しき人の許に、或ひは十日或ひは二十日、食客として暮せしかど、かくて果べきことにもあらず、且豪富の家に育ちて、世を營むべき術さへしらねば、次第に窮して、今ははや衣食にも締闕て、初めてその身の非をばしれど、六月の菖蒲、十日の菊、後悔するのみ詮方あらず。こゝに吉野は全盛の折、或賓客より一枚の、色紙を貰ひ嗜る道とて、平生に大切に秘しおきつ。今までも失はず。元來これは古き物にて、その手蹟さへ凡ならねば、由あるものと愛思ひしが、今は世に立術だになければ、沽却なして些ばかりの、價を得なば、良人が艱苦を、休むる

端ともならんかと、把出して人に見するに、是は小倉の色紙なり、但俊成卿の歌、世の中よの、四句めを書誤り給ふ故、その頃反古とは做し給ひしが、後に山中の色紙と稱て、世に珍らしき名物なり。今沽給はゞ五百金に、購ひ得るものあるべしといふ、思ひもかけず夫婦は歡び、傳を需めて千切屋の何某なる者へ賣わたしぬ。今は或やむごとなき、方ざまに祕られしといふ。斯て多くの黄金を得たれば、是もて生涯の營みと、なるべきことを計らふは普通のわざなれど、夫婦は元より豐に暮して、後の貯へはしらざる如き、世事にはいとゞ疎々しければ、その金をもて風流に、家を作り茶器を求め、旦暮この道に遊びしかば、また幾ほどなく困窮して萬事心に任せねど、吉野は更に憂とせず、左右して世を過しけり。一時年齡六十ばかり、陋しからざる町人の丁稚を供に連たるが、折しも神無月の中旬にて、降みふらずみ定めなき、時雨の雲の俄に覆ひ、ばら〳〵と降出すに、かの町人は傍なる吉野が家の簷に潜み、かの丁稚を走らするは、雨具の設をなさんとなるべし。吉野は裡より是を見て、痛はしくやおもひけん。潜り戸開てうち招き、かく穢くるしき宿ながら、こゝに在して霎時がほど、雨の霽間を俟給へ。幸ひ釜の湯も沸れり。薄茶一服獻らんと切にいはれて、かの町人も、然らばといひて裡に入り、見れば其容窶々しけれど、人品といひ立擧動、いかにも貴人の、薄命にして零落しものならんかとおし量り、慢に憐みの心を生じ、猶も時雨に袂さへ、濕る思ひのせらるゝ端に、女は頓て爐により添ひ、帛紗さばきも初心めかず、いと濃やかなる手前にて、薄茶を立て出しければ、忝しと手に把て、一二碗を喫しつゝ、偖もおん身はいかなる人の、なれの果にて見參らすれば、物みな自由ならじと思ふに、心は優に艶しきぞ。伴なふ人は在さぬにやと問れて、女は微笑つゝ、元より陋しき身の果にて、絆の足らぬは平生のこと、さのみ憂ともおもほえず。この身に良人の侍らふが、今日は餘所へ參りぬと語らふうちに、かの丁稚

が、傘をもて馳せ來れば、こゝなり〳〵と呼留めつゝ、偖も圖らぬ緣により、厄介になり候ひき。近きにまたこそ參らめと、禮を述てこゝを立出、志す方に到り、彼是の用果て、宿へ戻りつ。熟とさきのありさまを考ふるに、かの女が擧動より、都ての動靜なか〳〵に、下ざまの者とは見えず。實に世間廣しとも、かゝる人物の彼涉に、居るべきとは思はれず、若や狐狸なんどに、詐變かされしにはあらぬかと更に不審の晴ざるをり、日來親しき本阿彌の光悅なるもの訪來たり、まづ寒暖の安否を問ひ、さて今日は如此々々にて、奇異なる女に出合たり、緈の體の不測さに、萬一狐狸の所爲ならんかと、思ひ苦したるをり柄ぞと語れば、光悅掌を拍て、霎時うち笑ひ、夫こそは足下が嫁女に侍るなれと、ばかりにては未解し給はじ。豫て子息が深く馴染、先頃廓を根引して、移し植たる松の太夫、吉野にて候ぞやと聞て老人うち駭き、吉野といへるは斯のごとき好人物にてありけるか。とは知らずして普通たる遊女と思ひ侮りて、當下躬さへも勘當したり。今思へば後悔なり。素性は定かならずとも、儔ひ少なき才女なれば、嫁となすとも恥かしからずと稱讃すれば、光悅が然ほどに思ひ給ふなら、勘當許して兩個とも、呼返されんに仔細はあらじ。在下萬事を計らふべしやと聞て、老人さもあらばと、恃みに任し光悅は、彼處へ到りて是を譚り、首尾よく整へたりけるとぞ。

附ていふ、かの鍛冶男が傳、世にもていひ囃すとは大に異なり。是は島原の吉野といひ、一說には江戸吉原にて、幾世といへる妓也といへり。曾て三年の辛苦なし、幾世にあふて歡樂のとき、暴に鍛冶男、色を變じ言句も出さずうち凋れしを、幾世は訝り、傍の人を拂ひ除て故を問ふ。當下昉めて鍛冶男、三年以來辛苦して、今日の歡會を求めしに、豈計らんや來る途にて、犢鼻褌を新に調へ、懷の中にして、舊きを解て傍の川へ捨て見もかへらず、此處に來りておん身に逢ひ、命にかけたる本望達

して、魂さへも身に副ず。嬉しきまゝに、何事の心も著で有けるが、今おもへばその辛苦の黄金、舊き犢鼻褌へ挾みておきしを、直に心の急れつゝ、その儘川へや打籠けん。こゝに一錢だにあることなし、然るを知らで酒食をなし、且歌妓など召たれば、その價幾千か、購ふ術のあらぬのみか。今宵おん身と快く、眠らんことも協ひがたし。晝夜わかぬ三年の苦心も、忽地水のうたかたや、泡と消ゆく果敢なさを、推し給へといひかけて、涙瀾然と落しにければ、幾世は精く聞果て、慢に瞳を屢敲き、數ならぬ身を然ほどまで、思ひ給はる厚き情を、いかでか仇に思ふべき。今宵の入目何ほどにても、妾購ひ參らすべければ、必憂へ給ふなと、夫よりまたも歌妓の、數などまして賑はしく、更闌る迄酒醼なし、頓て臥房に入りし後、幾世は男に對ひていふやう、かくまで切に思ひ給へる御心、更に變ぜずば、今三年がほど怠らず、業を勉めて何程なりとも、黄金を貯へ給へかし。妾が年季も今三年、過なば苦界を免かれん。その時こそは夫婦となり、永く契りを結ぶべし。努怠り給ふなといはれて、男は夢現とも辨へぬまで歡び惑ひ、約を固めて東雲に、飽ぬ袂を別ちしが、是より互に詞の如く、三年を經て夫婦となり、聊の貯へもて、糍を賈ふ鄽を出し、妻が廓に在し日の名を、そのまゝに幾世餅と、號て鬻たりけるが、そのみせ次第に繁昌して、今の世までも其名高く、子々孫々綿々と、續く榮はこの兩個が、實心なる德といへり。按るに此と彼と、その趣は大に似たれど、吉野と幾世と較べては、幾世のかたこそ遙に勝たれ。然れどもこの物語、孰れか眞僞のあるなるべし。

○用の字の謎

むかし朝鮮人來聘のをり。彼國人わが邦人を、文盲とや侮りけん。一紙に數字を書して、これを知れりやとて出すを見るに、

上有₂可レ耕田₁　下有₂長流川₁
一月又一月　兩月共半
一山亦二山　三山皆懸倒
六口共一室　兩口不₂團圓₁

と斯の如く書たり、在あふ人々これを見て、いまだその考へに及ばざる時、常山といへる儒士ありしが、傍より見て微笑つゝ用の字を書て出しけるに、朝鮮人見て秀才を、ほと〳〵感じたりといふ。一旦用の字の謎と解しては、次々の人この詩を看て、その詞を會得するは、至て輙き事なれども、不意に是を出されて、忽地それと解しぬるは、常人の克すべきにあらず。思ふに是等のこと唐土にては、舊くより行はれしか。五雜俎にも文字を拆て、人の吉凶時勢などを、察することあるを載られたり。

因にいふ、琉球國は、今日本に屬しぬれば、言語も文字も漸々に、傳はるべきは勿論なれども、今は大かた日本の辭、彼國にも精しくなれりと、或人の物語なり。思ふに百五六十年以前までは、大に日本の語ににたれど、その辭さらに通ぜざるなり。天野信景が鹽尻に、琉球王使美里王子、羈旅の口號とて載らるゝを見るに、

○難波より驛路人多きを見てよめる歌

世の中のならひいつもかにさしめ殘る人ないさめ町の夕ぐれ

○遊女を見て

いと柳こゝろ　わにあらましや　のかて羽衣の　風たにやりと

など見えたり。辭つきは全く日本の語に似たれど、その事は曾て解すべからず。近年來貢の王子が詠しといふ松の題の歌、

年を經し子の日の松を今はまた君が八千代のためしにぞひく

また杜の藤といふ題にて、

むらさきの色おりはへて衣手の杜にかゝれり藤なみの花

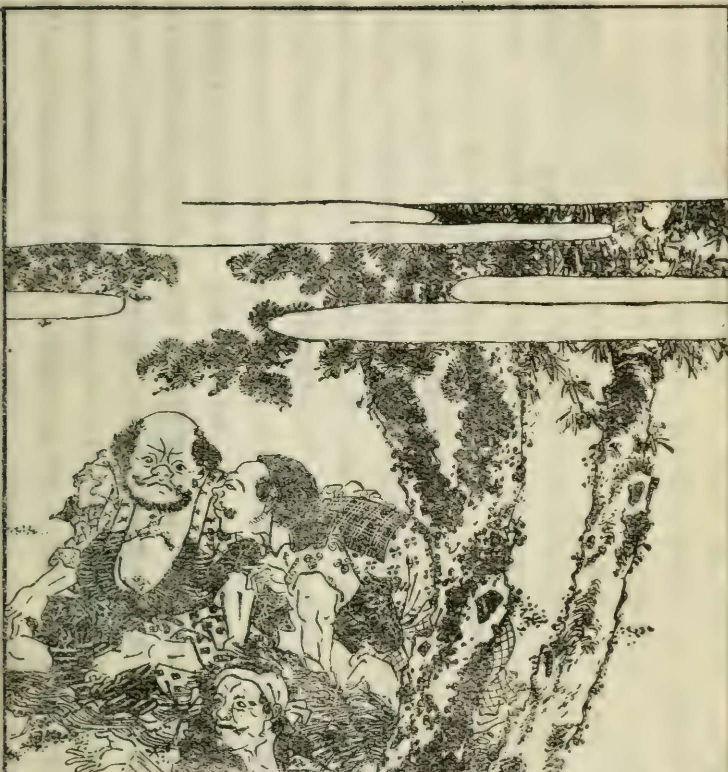
かゝれば日本の歌に一點(つゆ)たがはず。しかも衣手の杜(もり)の名所をさへよみ入れたるはをかしからずや。

積翠閑話　巻之二

○開悟の僧

桃水諱は雲關といへる僧あり。幼年より禪に志して、よくその奥旨を究め、一旦肥前島原の禪林寺に住したるが、思ふ所やありけん。幾程なくこゝを去て、その行方を知るものなし。豫て雲關に參禪したる、一人の尼ありしが、その修行半途にして、師の坊の逐電せしを、深く歎きて其往方を、索ねばやと思ひつゝ、年も五十に餘りぬれど、身體健なりければ、女ながらも心雄々しく、袱包みを自から背負て、孫子にも告ず在所を立出、普く桃水が往方を索ねて、既に花洛まで至りけり。然れども夫かと思ふ便だに聞かざれば、心に太く憂へ悶えて、所々巡歴したりしに、洛東四條河原を行に、菰うち冠りし乞食の、多く聚り居たりしが、その中に病む者あり。其傍にてその病者を、切にいたはる乞食の面ざし、禪師に似たりければ、尼は不審におもひ立よりて、能々看るに桃水なれば、且歡び且驚き、忽地膝行頓首して涙を流し、いかなればかく淺ましくはなり給ひしぞ。己師に參禪して、いまだ行の充ぬを歎き、其處ともなく御跡を逐かけ來て候なり、頓々本所へ歸り給はゞ、嬉しくこそ候へといふに、桃水これを見やり、その志は歡しけれど、出家は固より裀褥に安く居るべきものにあらず。人を救ふは彌陀の本願、しかれども妻子あり。また食祿を所持するものは、爭か貧僧のすくひをもとめん。故にわれこの群に入りて、便寸なきものを救ふ樂また、この上やはあるべき、一寺に住して從者を使ひ、また檀越に氣を兼て、米錢を乞んとするは、俗人だも志氣ある者は、これを愧ざることとあらず、況や出家に於てをや。然れども一

寺を持ち、その事務を行はんには、猶財用の有無を量らで、縡のゆくべきにあらざれば、己を曲て檀越に諂ふ心の出來るなり。今かく一所不住の身となり、有れば食ひ無れば食はず、心の淸きこと鏡の如し。奈何ぞ今これを棄て、明鏡を曇らすべきやと、更に承引風情もなければ、尼は只管に歎かるれど、今更に詮方なく、やをら脊負たる袱を解き、是は豫てより師に參らせんとて、自から紡績して織整へたる、臥具にて候へば、何方にても逢參らせし期獻らんと、長途を脊負て參りたり、その志しを哀れと思さば、受納給へとさし出すに、桃水はうち笑て、好意は謝するに所なく、辱くはありながら、見らるゝごときの身となりて、臥具も用うる所なし、厚き心は肝に銘じぬ、品はおん身持歸りて、その用に充給へと辭むを尼はおし返し、是は師に供養せんとて、態々持て參りしものを、若も用うる所なくば、この儘に捨給ふとも、それをば恨み侍らんやといへば、桃水うち點頭、しからば受納なすべしと、念佛十遍ばかり唱へつゝ、かの臥具を受とりて、そのまゝ病る乞食に、うち着せ給ふを、傍なる乞食どもはこれを看て、且感じ且駭きしとなん。かくて尼はこの所に、住まるべきに非ざれば、波殘をしとは思ひながら、志は果しぬと、暇を告て歸りけり。桃水も幾程なく、こゝを立去りて往方をしらず。爰に桃水が徒弟兩個の沙門、師を索ねんとて彼方此方を呻吟しが、安井の門前にて、圖らず礑と往逢しかば、今生の緣盡ぬを歡び、今より兩個同行して、その勞を佐けんと乞けるに、頭を揮り、志は殊勝なれど、汝等を俱して遍歷せんこと、元來わが心にあらず、故に是より頓々歸れといはれても、猶去かねて、屢々これを乞ければ、桃水もさのみには、辭みかねてや然もあらば、一人を止むべしと、年闌たる方を止め、弱き方をば强て歸しぬ。斯てその徒弟は師に隨ひ、彼方此方と徘徊せしが、一時桃水此方へ來れと、徒弟を具して藪蔭に到り、死して日來を經たりとみえ、面部腫れ爛れて蛆を生じ、臭氣堪がたき乞食の死骸を、や





をら曳起し、傍へ穴を穿ち、こゝへ葬りて回向なし、さてその乞丐が面桶に、食ひ餘したる飯のあるを、桃水把て半を喫ひ、その餘れるを喰へといふ。その穢きこと限りはあらねど、師の命なれば是非もなく、喫はんとするに死骸だに、かく腐爛なす程なれば、或は饐して鼻を劈き、一夜酒の半熟に似て、口に入べきやうもあらず、躊躇て喫はねば、桃水見て此方へ遞せと、みな殘りなく喫ひ果て、汝始め來りしとき、頓にその志に應ぜざりしは、迚も是等の境界に、堪へざらんを思ふてなり、今は倶にあるとも用なし。頓々本國へ歸るべしと、只管に逐ひ返して、夫より心の隨に奔走す。こゝに肥後國隈本の僧、縉紳家の歸依を得て、朱網代の輿に乘り、供人數多從へて、關東に下りその歸るさ、大津の驛に小休せしが、この所の翁が草鞋、他に超たりとて、驛より出たる傭夫ども買ほどに、かの僧の供人等も、それ求めんと爰に駈よる、當下件の僧輿の中より、この草鞋を得る翁を視て、急ぎ轉び出て禮拜す。供人等は怪しと思ひ、其處に躡みて容を見るに、翁は件の僧が手を把り、昔西行が命なりけり、佐夜の中山と詠たりけん、吾いまだ命數竭ず、こゝにして汝に逢は逢津の名さへ空しからず、且汝が行裝の、華やかなるにわれ歡喜す。然れどもよく僧道を忘れず、諸侯の富に醉ことなかれ、いふことはたゞ是のみと云て、空嘯きて居たりけり。僧は數回禮拜なし、輿にうち乘てこゝを去る。この翁は是桃水なり、曾て角倉某なる人、その大德を仰ぎつゝ、元來富家のことなれば、家に請じて供養せんと、數回請けれど、桃水はたゞ頭を揮て、吾人の供養を欲せず、捐おき給へとて諾はず、然れども彼人は、渴望の思ひに堪ず、或とき師に對ひていふやう、在下は知らるゝごとく、人數多使ひて、日々に飯の費あり、奴婢ども更に粒々辛苦の貴きも思はざれば、餘れる毎に皆川に棄る、さればこれを師に進らせん、酢に釀りて沽給はゞ、草鞋を作り給はんより、遙にその勞を省くべし、と實に欺きていひけるを、桃水は眞と思ひ、餘りて

棄る物あらば、拾ふに何か厭ふべき、とあるによりて彼家より、日々飯を贈りけり。桃水それが言葉の如くし、今こそ酢賣の翁なれと、これより洛北鷹の峯にて、酢屋道全一はまた、通念と自稱せり。師乞丐に雜りてあるとき、かく口號給へるよし、その徒弟琛淵の傳えたりとて、或人の筆記にいへるは、

如是生涯如是寛　弊衣破椀也閑々　飢餐渇飲只吾識　世上是非總不レ干

また大津にて沓賣給ふとき、その年老たるを憐みて、大津繪の彌陀の像を、贈れる人のありければ、傍の壁に貼りその上に

せまけれどやどをかすぞや阿彌陀どの後生たのむとおぼしめすなよ

と消炭をもて書れしとなん。かくて天和三年五月鷹の峯にて遷化あり。この時偈を遺し給ふ。

七十餘年　快哉　屎臭骨頭　堪レ作ニ何用一　咄眞歸處　什麼生　鷹峯月白風清

と見えたり、往々禪家に斯の如き捨身隱逸の人あるは奇なり。

按るに近き年、淺草の邊にて、道路に死したる乞丐人あり。开が枕上にありし面桶に、

一鉢千家飯　孤身幾度秋　冬煖草莚裏　夏冷橋下流　不レ空復不レ乞
無レ樂復無レ愁　若人問此六　明月浮ニ水中一

ぬるまのみ人にかはらぬおもひでをうき世にかへすあかつきの鐘

と書つけておきたり。什麼これは何人の果にか。その風雅おもひやらる。されば今の世なりといへども、復桃水なきこと能はず。

○著　執

人は萬物の靈長にて、勝れたる德を備へながら、玉磨かざれば光りなきの理にて、教へなきはたゞ愚蒙、

頭にのみなりゆきて、年闌るに隨ひ人の諫も用ゐず、よきことといひ聽かしても、かの痼疾の癖に敵はれて、改め正すことをなさず、道の道たる片端だもしらねば、況て生死の界を悟り得ず、死期の妄念にひかれて、その靈をあらはすこと、和漢とも多きが中に、別てその尤きものあり。爰に何時の頃にかありけん。成田治左衛門といふ人あり。京より妻を迎へたるが、容貌殊に淸らかにて、ものいひ立擧動も人に耻ず、情いと篤かりければ、治左衛門も悦びて深く契り、その中睦ましく、三年ばかりを過けるに、其妻はからず病に臥して、次第に重りゆくほどに、治左衛門も哀れに思ひ、日夜の看病怠らで、信實を竭せども、元これ短折の定業にや、更に瘳る體もなく、日に〳〵重りて今ははや、憑み少なく思ふをり、妻は潸然と涙を流し、圖らず君に馴參らせし、その始めより百年の苦樂を、倶にと思ひ籠しも、重き疾に閉られて、生べくともおもほえず、假初ながら三年以來、君が艷しき御心操、殊に疾ひに臥してより旦暮信實に看病給ふ、その恩をおもひやれば、海よりも深く山よりも高し、若僥倖に病の愈て、元の健なる身とならんには、千分が一もこの恩を、報うことのあるべきを、今しも黃泉の鬼とならば、たゞ苦患をかけ參らすのみ、慰むべき便術はなし、然はあれど玉の緒の、絕ての後は形こそ、壞れて土に歸りもせめ、魂魄は猶止まりて、君が傍を離れじと、深くも念じ侍るなりと、泫然と泣ければ、治左衛門は是を聞、その志を嬉しとは思ひながらも、執着の羈を斷んとや思ひけん、その顏をさし覗き、病ひは重しと醫師もいへど、まだ靑春なる身をもちて、忌はしきことといふものならず、然れども定業は、尊き聖も遁れ得給はず、況て凡人は生ながら、命の絕る者も多し、それに較れば二十年餘り、生延たりと思ひとらんに、悔しきこともあるべからず、汝がいふ如くこの三年は、互に思ひ思はれて、他し心はあらずといへど、會者定離の金言ありて、會ものは必離る、生あればこそ死も來れ、これ人間の常にして、奈何

とも倣しがたし、たゞ後世の營を、肝要と意得て、妄念を去り、只管に念佛して餘は命に任す。これを悟れる人といふべし、よく〳〵意得給ふべしと、良人が諭の言葉を聞て、實にもと思ひたり氣なれど、猶執着の念は罷ず、遺憾さに胸塞がりて、泣より他のことぞなき。斯て稍に弱りゆき、竟にその曉方、世になき人となりければ、思ひ設けしことながらも、また今さらのやうに覺えて、悲しさ限りあらねども、斯てあるべき事ならねば、知己にも告やりて、野邊送りより追薦の讀經、叮嚀にものしつゝ、二三日を過ける夜、治左衛門は臥房に入り、淋しさの儘頓にも眠らず、幽なりける燈火の、影さへ涙の媒にて、妻の遺せし蔽膝の、屛風の端にかゝれるを、俤見ゆる心地して、枕も濕るおもひなり。折しも隔の戸をひきあけて、入來るものを誰と見れば、紛もあらぬわが妻の、世にありし姿一點差はず、その枕方に座をしめて、飽ぬ別にこの世を去り、未來とやらへ行べき身も、君に心の曳れつゝ、歸り來りて侍るぞや、豫ての契り僞りなくば、世にある者と思されて、不便を加へ給はれと、涙さしぐみいふを聞き、人は死期の念により、假に姿を見はすことのありとは、豫て聞しかど、斯馴々敷もの語らふは、ありとも覺えぬ不測さよ、吾が悲歎の虛につけいりて、狐狸の誑かすものに疑ひあるべからず、たゞ一刀に切捨んとおもひけれど、假初にも妻の姿にあるものを、刄を向んも快からず、理をもて退けんと思へば、形を改めて、吾を慕へる赤心から、形を見はし來れること、嬉しともいふべけれど、元來幽明の境あり、よしや眞の幽魂なりとも、往べき方へ得もゆかで、中有に迷ふは愚なり、況て世に在る者と思ひ、契り差へず語らはんとは、理さらに聞えがたし。思ふに汝は妖怪にて、われを魅入しものならん、たゞ一刀に切捨て、紿を懲らすはいと安けれど、妻の形であるものを、刄を宛るに忍びねば、わが手をば動かさず、頓々去りて再び來るなといひ放たれても、猶立さらず、恨めし氣に顏うち戍り、君を戀し懷しと思ふ心

の切なるから、慕ふてこゝへ來しものを、とく立退れとは情なや、狐狸の所爲ならんと思すも、理なきにはあらねど、形は言葉の端々にも、妖怪ならぬを推したまへと、泫然と泣出す。治左衛門は今更に、何といふべき詞もなく、その儘にありけるが、頻りに眠氣の萠し來て、吾にもあらず熟睡なし、目覺て見るに夜は明て、怪しと思ふこともなし、その日も暮て夜になれば、妻は再も來りけり。かくすること毎夜に及び、始のほどこそ妖怪ならめと思ひとりしも、今は馴て枕を並べうち臥つゝ、在しに變ることもなし、然れどもよく思ふに死したる者の再び來りて、妹脊の語らひなすことは、世にあるまじき珍事なり、暴に所を隔てなば、來ぬならんとおもひ立、家財もそこ〳〵に片づけて、駿河の府中に知音あれば、是を便りて往けるに、その夜また見はれて、わが幽魂の來れるを鬱悒思ひて故郷を去り、遠きこの國へ來給ふとも、爭これを知らざるべき、然る情なき御心の人をしもかく戀らるゝは、身の因果にこそ侍るなれと、大に怨み啣つにぞ、今はほど〳〵詮方竭て、また兩三月を過しけるが毎夜來ること怠らず、さればはやこれに馴れてたま〳〵遲く覺ゆる時は、待佗る心地さへせらるゝ程にありけれど、實に幽明の境を隔て、全く快からねば、いかにもして遠ざけなん、海山遙に越えたらんにはかならず來じと思ひ定め、豫て筑紫の豐國には、相識る人の多かれば、彼處に往んと心を決し、府中の人には仕官を索むるといひ觸へ、馬に跨りて道を早め、浪華に到り便船して、志す國へうち渡り、皆相識れる人々に、逢てよきほどに物語り、身の上など恃み聞えて、こゝに足を駐めけるが、その夜また妻來り、いと恨みたる風情にて、千世もと契り參らせしも、いつかあだなる御心に、捨られんとは思ひきや、假令千萬里の海山を、隔て住居給ふとも、遠きを倦じ參らせぬといふ、浮たる心の侍るべきや、この日本はいふにも足らず、よしや高麗唐土へ渡り給ふとも猶逐かけて、參らんことは自在なり、この上は心落着て呻吟給ふこ

となかれといふに因て、治左衛門も、避けがたきことを悟り、たゞその因縁を感ずるのみ、元來この人才智ありて、人の爲にもなるからに、訪ひ來る者も少なからず、それが中に、森內膳、船橋半左衛門、石田半右衛門、尾關源右衛門、村井津右衛門といへる五個は、この渉の武士にて、殊に親しく往かひつゝ、一人住なる成田ゆゑ、動すればこゝに集會て、夜の更るまで種々の物語などすること多し。然るに成田は亥の刻頃より、頻りに眠りて、友がきのはやも歸れと厭ふさまなり。始めは心も着かざりしが、成田は元來獨住なり、然るに閨に入るときは、女と語らふ聲すなりなど、誰いふとなく聞うるほどに、かの五個はうち案じ、這は密に契りぬる女のありて來るならん、さればこそ夜の更れば、人を厭へる風情あり。遮莫吾儕は、二なく交らふ中なるを、隱すは却つて恨みなり。今宵は適て是等のことを、問ひ詰て實を聞んと、件の五個いひ合せ、その夜宵よりこゝに集會て、例の如く物語し、成田が動靜を窺ふに、甲夜のほどは平生にかはらず、自他のこと何くれと、言出て笑ひもしつ、氣も爽に見えけるが、はや亥の刻過る比より、髣髴として眠りを催し座にも得堪ぬ景勢なれど、是吾儕を歸さんとして、かゝる容を見するなめりと、腹黑くもおもひとり、更に心著ぬ景勢にて、猶優々と噺し居れば、成田ははや忍びかね俯して眠り轉ぶ、五人は折々脊を撃ち、また手を把て搖起すに、始め兩三度は駭きて、目をうち開きたりけれど、後には更に死人の如く、搖動かしても知らざる如し。五個は眼を見あはし、思ふは是は空寢ならじ、然るを太く翫弄んは忍びざる所なり、乞々閨へ舁もてゆき、この儘に臥させなんと寄て、成田を引抱へ、閨へ入るゝにたゞ息の通へるばかり、前後をも知らぬ體に各訝り、這は唯事にあらざりけり、然れどもかく言合して、來りしからに、終夜こゝに明して動靜を見んと、元の座に來りつゝ、在こと二時ばかりにして、丑三かとも覺しき頃、五個等一堪へぬ計りに、眠氣萠て轉ぶべき心地はすれど、互に

憑て、肘うち張つゝ對居たるに、嬋娟たる一個の美女、何方よりか入來りて、成田が臥房の裡に入る、彼驚辭者ござんなれと、刀引提燭を乘り、彼處へ到るに治左衛門は、前後もしらず熟睡して、その他には物もあらず、偖も不測と一室の、隅々探し索れど、鼠だもあらざるに、益呆れて治左衛門を、搖動しても正體なし、はや是までぞと五個は門の戸引立歸りけり。斯て次の日成田に對し、昨夜如此々々のことありき、定て心に覺えあらん、頓々語り聞し給へと問れて、成田は左に右に、いひ紛らして在けれど、既に十七八なる美女の、足下が閨へ入りしをば、定かに見達たるものを、怪みなしといふべからずと、切に問れて今ははや深く包まんやうもなく、始めよりの絆の次第、逸々巨細ものがたり、思ふに在下は彼靈の爲に命をも取らるべし、其上妻が亡靈の、來れることを人に告なば、忽地命をとるべし、と言しことも候へば、近きが程に命終らん、若亡後に思し召、出さるゝことあらん時、たゞ一遍の回向だに、恃み參らすといひければ、五個は聞て興を醒し、开は未曾有の珍事なり、然ながらこの一擧、成田刀禰にも似合ぬことかな、男女の情態は其根ざし、いと深しとは聞ものから、死して後月日を經て、斯のごときことあるべからず、足下が慕へる心の虛に、蠱毒の魅入しならん、心弱くては夫が爲に、大切の身を失なはれん、よく／＼心著給へとて、立別れしが夫より後、十日ばかりにして惱みもあらず、暴に絕倒したりしが再び息出す辭世しとなん、いと怪しき譚なり。〔割註〕或人いはくこれは慶長年中の事と云々。」

因にいふ、常陸の國某の町に夫婦あり。平生に睦まじく語らひけるが、或ときその良人渾家にいふやう、人の命の果敢なさは、今に始めぬことながら、翌のことさへ憑まれず、おん身と深く契りを結び、千歲までもとおもへども、互に肉身の定めなければ、死別るゝことのなしとせん、倘われ世にな

き人とならば、後の良人に嫁すやと問れ、渾家は忌はしと思ひながら、微笑て何事を、思ひ出てかかく宣ふ、开はいふまでもなく君にわかれ、再び人に見ゆべきといふに、良人は歡ばし氣にその言葉に差ふなと、戯れ雜りにいひ捨しが、是や前表なりにけん、近郷へ用ありとて出ゆきしが日を經て歸らず、渾家はほと／＼案じ苦し、人を傭ひて尋ぬるに、或津口にて船に乘りしが、過ちて川へ陷り、頓に曳揚たりけれど、療養達かで其處に果たり。始めは誰と知る人もなく、所の官吏へ訴へて、檢斷を請けるをり、彼傭はれたる人來かゝり、是を聞てうち駭き、則そのよしを語らひて、死骸をこなたへ引取つゝ、葬送ばんじものしけるが、渾家は歎きに沉みつゝ、絶も入るべき心地はすれど、後れ先だつは世の慣ひと人々に諫められ、日數經て親家へ歸るに、兩親は疾世を去りて、今はその弟、世嗣となり、いと貧しく暮す家に、心なく食客にて、あらんことも本意ならねど、良人が豫ていひしこと、耳の底に忘れねば心ならずも孀にて聊なる手業をなし、二年ばかりを過したれど、その年いまだ盛にて、殊に容貌さへ醜くからねば、左右いひよる人もあり、また信實に媒せんと、いふ人さへあるものから、誓ひしことの忘れもやらねば、左に右といひ賺へて、再醮のことを辭みけれど、傍の人の知るべきならず、かく窶々しき弟に挂りて一生を過さんとや、开は大なる不所存なり、まだ年若く貌も好し、彼方へ緣に付なば、弟の貧苦を佐くべき、一端ともなるものを辭むはさら／＼意得ず、他に人しれず言交せし、郎のありてしかいふにやと、痛くもあらぬ腹探られて、そのいふ所も理あれば、今はなか／＼辭みかねて、竟にその詞に任しつゝ、或人の許へ嫁しけるが、良人の家に在ぬ夜に、たゞ一人熟睡しぬれば、其處ともなく髮の毛を、二筋三筋引れつゝ、微痛をおぼえて目を開き見れど四壁に物もなし、その儘に臥せば嚮の如く、髮をひかれて眠りの夢を、覺さるゝこと幾干回、かくて良人と並び

臥せば、更にかやうの事もなし、爰に於て前の良人と、いひ交せし言葉に、悖るを以て祟るならんと思へば、いとゞ心地悪くて、日闌るまで起もあがらず、その餘氣隨を擧動ければ、終に飽れて離緣となりぬ。女は嬉しとも思はねど、後安き心地して、家に歸りそれより後、また三年ばかり過にけり、然れどもまだ青春なれば、かくてあらんも便なしと、切に勸むる人さへあれば、はや多くの年も經ぬ、今は祟りもあらぬならんと、自から許して復嫁しけるに、是も始めの如くなれば、人しれず歎息し、這回は媒妁にそれを明し、良人に請て緣をたち、夫より後は孀にて、生涯を送りしと、その土人の物語なり。猶是に似たる譚の、多くあれども辞長ければ、こゝに省きて擧げざるなり。抑箇樣の事はしも、己が心よりして然る歟、將亡者の念なる歟、曉るべからざる所なり。

又いふむかし花洛に武士あり。妻はらふ闌て心ばえも、いと優しき者なれど其家寂莫と貧しくて、いかんともすべきやうなし。こゝに相識る人、東國の守になりて下るにぞ、かの武士これに便りて、下らんと議しけるが、いかにも身の貧しさに、かの舊き妻を捨、その守の御內にて、威勢ある人の娘に具し、東國へ下りけり。斯て三年ばかり過しけるに、京に棄ておきける舊の妻を、暴に戀しと思ひたち、あるにもあられぬ心地して、片時も忍び難けれど、いまだ守の任限充ねば、己のみは歸りがたく、人しれず心を苦しめ、また一年の程をへて、守も歸洛し給ふにより、從ひて登りつゝ、今の妻をば先へ遣り、その身は一人、舊の妻の住し家へ往て見るに、蔀傾き隔子破れ、門には蔦桂蔓茂り、荒にあれたる景勢に、いとゞ哀れを催ほして、棄おきしことを今更に、悔みつゝ裡に入り、彼方此方を見廻せば、妻は襤褸を身に纏ひ、片隅なる孤燈に對ひ、苧を績ぎて居たりけり。かの武士は心裡に、耻かしとはおもひながら、一向戀しことなれば、吾を忘れて走り入るに、妻は見るより限りなく、歡びたる

面持にて、積ぎし苧をも掻遣すて、想ふ念の逹きてや、四年を隔て恙なき、顏見參らする嬉しさよ、この年來の物おもひに、然こそこの身は窶けめ、哀れと思し給へよと、更に恨める氣色もあらで、何時花洛へ來給ひしなど、懇に問ほどに、今さら面なき心地して、よきに賺し陪禮抔しつ、偕この日來逢見まく、思ふ心の切なる故、今日この地へ著とそのまゝ、旅の衣服も解ずして、惑ひ來りしものになん、翌は調度を把寄して、舊の如くに住んといへば、妻はいよ〳〵歡びて、絶たる後の事などを、細々と物語り、夜も更たれば憩まんと、床敷伸て臥したりしが、頃は長月の十日あまり、冷やかなる風身に染て、驚き覺ればその家なれど、傍に臥たる妻は居ずして、累々たる枯骨あり。旭は高くさし昇りて、欞子に晃々と輝けば、誤るべきこともあらず。然ながらもし僻目歟と、此方へ跋巡てよく視るに差ひなければ、大に駭き頓て其處なる衣類を著し、傍なる小家に適き、今來るさまにして、彼處には人ありや、何人の住けるぞと、知らず顏して問ければ、四年以前良人なる人、他國へ適て今に歸らず、渾家は旦暮戀悲しみしが、去年の秋辭世たり、然れどもその親族だに、あらぬと覺しくて死骸さへ、そのまゝに捨おけり、今はいかになりつらん、怖しがりて人も往ねば、その容はしらずといふ、偕は戀しき一念の、遠き東に通じつゝ、頻りに會んと思ひしより、世に亡人ともしらずして、語らひしことの淺ましさと、わが非を顧みまた、渾家の赤心を感じけりと、今昔物語に載せられたる、本文に似たるをもて、こゝに掲げ出したり。

積翠閑話　巻之三

（遊女の異名）

遊女の事は古くより、唐土にもありと見えて、漢有游女と詩にもうたひ、吾皇國にも古へよりあり。但今の如くにあらず、諸國船の艤る所に群て、旅客を慰むを便才とせり。三善爲康が錄す所の朝野群載第三に、遊女の記一篇あり。

自山城國與渡津浮巨川。西行一日謂之河陽。往復山陽南海西海三道之者。莫不遵此道。江河南北村邑處々。分派向河內國。謂之江口。蓋典藥寮味原牧。掃部寮大庭莊也。到攝津國。有神崎蟹島等之地。比門連戶人家無絕。倡女成群。棹扁舟著旅舶。以薦枕席。聲過溪雲韻飄水風。經廻之人莫不忘家云々。釣翁商客舳艫相連。殆如無水。蓋天下第一之樂地也。江口則觀音爲祖。中君小馬白女主殿。蟹島宮城爲宗。如意香爐孔雀立牧。神埼則河孤姬爲長者。孤蘇宮子力命小兒之屬。皆是倶尸羅之再誕衣通姬之後身也。上自卿相下及黎庶。莫不接牀第施慈愛。又爲人妻妾。歿身被寵。雖賢人君子不免此行。南則住吉西則廣田。以之爲祈徵嬖之處。殊事百大夫。道祖神一名也。人別剋之數及百千。能蕩人心。亦古風而已。長保年中東三條院參詣住吉社天王寺。此時禪定大相國。被寵小觀音。長元年中上東門院又有御幸。此時宇治大相國。被賞中君。延久年中後三條院同幸此寺社。狛犬犢等之類。並舳而來。人謂神仙。近代之勝事也。相傳曰雲客。風人爲

賞遊女。自京洛向河陽之時。愛江口人。刺史以下自西國入河之輩愛神埼人。皆以始見爲事之故也云々。

と載られたり。今を以て是を思ふに、往昔游女幸ありて、貴族の寵を被むりし事、即右に擧るが如し。今は絶てそのことなく、いとも陋しき者となれり。既に新田義貞も、北國へ落て後、島寺の袖といふ遊女を、船に乘て上宮の沖に遊ばれしこと、太平記に見え、志水冠者義高を、遊女の別當に補せられし事、東鑑に載られたり。大永の頃勢多竹内の兩家を以て柳の馬場なる、傾城局の別當に補せられしよし、室町殿の日記に見ゆ。かくて遊女は老去まで、眉を描きしものと見えて、金葉集のうたにいへるは

さりともとかく黛のいたづらに心ぼそくも老にけるかな

と見えたり。這はみな遊女の因によりて、古のさまを揭げ出すのみ。偖遊女の異名といへるは、國所により種々の、唱へあるを擧るにて、强異名といふにあらず。同種にして名を異にする、畢竟國々の方言なり。川竹の流れなどは、これ彼江河にあるをもて、かく號たるものにやあらん。歌詞にも如此いひて、たはれ女の總名なり。當時伊勢山田にて艷女といひ、志州鳥羽にてはしかねといふ。這は膝よりほたをうちて、走り乘るといふの謎なり。近江にてそぶつといひ、越後海邊にて浮身といふも、浮川竹の流れの意ならん。羽州秋田にてねもち寢執持の略けるにや。松前にてはがの字といひ、ヱサシにてやかんといふ。出羽の酒田でをばといひ。南部にてはなまだことといふ。越前大野にて革足袋といひ、寺泊にてひしやくと唱ふ。紀州にて幻妻とは、旅宿の婢女にて遊女にあらず。遠江にてやざうといひ、美濃にてはもか、勢州境に出女房などいふ所あり。東海道遠三の邊にてはをじやれ、はすは、相州小田原にてむぎといふ。是もまた旅店の婢女なり。遊女を宿妓といふにより、夫に亞ゆゑ麥なりとぞ。信州輕井澤にて

おしやらくといふ。都ての異名方語にて、考ふる所なしといへど、強て是が説をなさば、據なきにしもあらず。然れども絆長く、无益なればこゝに贅せず。但頼朝卿の時代にや傀儡といへる名も見えたり。これ野合にて、往還の旅客を慰む女也とぞ。思ふに今いふ飯貰ならんか、庭訓往來にもこの稱あり。夜發はこゝにいふ夜鷹なり。或ひは立君辻君といふ。大坂にてそうかといへるは、總嫁の文字にて殊にをかし。

附ていふ往昔は、軍營にも妓女を迎へしことありと見えて、或人が所藏の記に、妓者待ニ軍士無ㇾ妻者ニといふ文見えたり。又或人いはく妓は十人に勝れたる奴を撰みて妓となす。故に妓の字は、奴の上に十を冠とすといへれど如何にや。また其家に使はるゝ僕を、妓有といふ。ギウは牛の字の音なり。牛は鼻をもてつかへば、妓女を花に擬へ、鼻と花とを通はし、花のつかふ者ゆゑにいふ。また仲居の女を花車といふ。是も花を廻はすの謂なり。黄金多き客を太神といひ、末社太鼓また神などいふ。これみな神樂の縁によりて、號たる稱といへり。思ふに花車はさもあらんか、其餘は都て誣たる説なり。因に緣てたゞいふのみ。

○歌の德

それ和歌はわが邦の言葉なり。古今の序にもいへるごとく、人の心を種として、萬の言の葉とはなりけるならし。古へは賤山兒の、殊にいやしく文字をさへ、辨へしらぬ者の口より、詠出たる名歌あり。況や物をしれらん人の、折にふれ時に應じて、其言の葉を列ぬるに、難きことかはと思へども、日來積習の功ならずしては、なか／＼におよびがたし。むかし越後國寺泊に、初君と號るうかれ女あり。かゝる邊鄙に育ちぬれど、志は優美にして、和歌の道をさへ好みけり。一年大納言爲兼卿〔割註〕世に毘沙門堂

と稱す。佐渡へ左遷せられしとき、こゝに風待しておはしけるが、旅宿の徒然に初君をめして、はかなく慰み給ひけるに、その後風なほりて船にめし、出立んとせられしをり、初君この日來の情にかんじ、別れを惜み奉りて、一首の歌をなん捧ける

ものおもひ越路のすゑのしら波もたちかへる日のありとこそきけ

亞相つく〲御覽じて、かゝる邊土の遊女には、めづらしきかなと、心の裡に、いと〲稱美せられしが幾程もなく赦免ありて、歸洛なし給ひつゝ、折にふれてこの歌を、奏聞なし給ひけるに、叡感殊に淺からずして、玉葉集勅撰のとき、これを加へ入られけり。今に寺泊の驛の半途、南の方に初君が、歌の碑の樹りとぞ、野孃村老の見る影なきも、叡聞に達し御感に預る、歌道を除きて何かあらん。

因にいふ、何時の頃にか、淺草觀音へ奉納の額あり。あるときその國の守、こゝへ參詣せられつゝ、額どもを看給ふに

さよ衣今宵は誰と契るらんわがつまならぬつまをかさねて

遊女三千歳と記したるあり。守は暫く眼をとゞめ、うち瞻望ておはしけるが、近習なる士を召て、この遊女三千歳とは、何方に住てをるものにや、頓々問へと命するにぞ、近習は別當の方にゆきて、その事を索ぬるに、別當回答て言すやう、遊女なんどと烏滸がましく、認めては候へど、渠は世にいふ辻君にて、いといやしき者にて候。さる者がいかにしてかく淸らなる一面の額を、捧げつると問たりしに、今こそかゝる身とはなれ、元は由ある人の子なれど、薄命にして斯の如し。然るにその家へ懇に往かふ醫人ありけるが、一日かれが化粧せる、所へ端なく往たりしに、紅筆をもて何やらん、書たる物の散てあれば醫人は何心なくとりあげて、讀くだすに彼歌なり、醫人はほど〲感じ入り、這は

おん身が詠歌にや、といはれて女は心づき、いと愧らひたる面持して、見給ふべきものにはあらず、といひさま夫を掻とりて、膝の下へ隠しけり、醫人は猶たちも去らず己和歌のみちを嗜みて業の暇は怠らず學ぶこと數年なれど、いまだ一首の秀歌を詠得ず、その鈍才を自から恨めり。おん身は平生に歌なんど、詠るさまを見も及ばぬに、かゝることを口荒むは、殆感に堪へたるなり。この儘に棄んことは、いと〳〵惜き所爲になん、一面の額に仕立何れの堂社へか奉納なさば、萬代不朽に足りぬべし、去來々々と勸められても、女はたゞ赧然て、身にも應ぜぬ歌めきし事なんど言すにより、斯は嘲り給ふにか、今しも鏡にうちむかひ、誰を主に日毎の化粧、あさましき身となり果しを、不覺に卿ちて不圖胸に、浮みしまゝを在合つる、紅筆をもて書しなれば、歌にやあらん譫言にや、更にその差別もしらず、許し給へといひけれど、醫人は猶も合點せず。活業がらの廻り氣にて、消遣ぬるかと思ふならんが、決して是は然にあらず、こゝの主人にも話し聞えて、計らんと切にいへば、今は嘲弄ならぬを察して、恥かしながら左も右も、と回答にければ、彼醫人額を補理て云々の、歌をその女に書せつゝ、程近ければこの堂へ、挂たるにて候といふ、近習の士は聞果て、そのよしを言しけるに、國の守は聞給ひ哀れがりて、其素性をも問まくは覺しけれど、斯てはまたその者の愧づべき條もなからずやは、と思ひ返して其に問ず。その主人と醫人とを召し、黄金五十兩を賜はりて、渠が薄命を恤み給ふ。主人と醫人は國主の恩を、深く感謝して家に歸り、女に云々のよしを告げ、これより辻君の務をひかせ、一室を作りてこれに住せ生涯を送らせしとぞ。僅に三十一文字をもて、志を述べたるが、かく身の幸となりぬること、歌の德にあらずして奚や。

○亂行の報

それ諺にいふことあり朱に近づけば赤くなり、墨に近づけば黒くなると、こは野客叢書に見ゆめり。家語六本の篇に云々、是を以て君子はかならず、その與にする處のものを、愼むと載られたり。近來今川狀といへるものにも、水は方圓の器に隨ひ、人は善惡の友に據と、載られたるもその意を含みて、千古不易の確言なり。思ふに多くこの理を離れず。況て靑樓に身を投じて、妓となれる處女における、適貞しき心あるともその群すべて婬行をもて、活業となすなれば、朝は張氏に伴はれ、夕は李氏が妾となる、只管男を蕩かして、黃金を多く拋うたせ、去るに忍びざるの情を嚮へ、その家を忘れさするを、名妓と號て譽となす。その中にしも雜りぬれば、自から和せられて、この行をよしと思へり。活業の道とはいへど、人を誑詐を務となすこと、罪深き所爲ならずや。故に名妓と呼れしもの、一たびその苦界を脫て、人の妻妾となるといへど、或ひは病難短命なるか、若然らずば薄命にて、終を克せざる者多し。然ながらその苦界にありては、止を得ずして心に忍び、その亂行をなすもあらん。しかれどもその僻つきて人の妻妾となりての後も、猶この弊を免かれず、不貞无道を行なふめり。たゞこの時を愼むべきのみ。むかしより遊女にして、その名隱れなく聞えしは、三浦が許の高尾なり。こは遠近都鄙ともに、大かた知らぬものもなし。然れども高尾といへるは、一人の名にあらず、祖よりして末に及び、次々に十一人あり。その中に萬治の頃、全盛なりしは二代目にて、妓といへどもその言行、衆人に超たることあり。畢竟これが名高き故に、高尾はすべて才女なりしと、思ひ僻めし人もあらん。四代を水谷高尾といふ、這は水谷六兵衞なるもの、通ひ初て色香に溺れ、巨萬の黃金をこゝに拋うち、後は善らぬ事をなして、竟に刑法に行なはれぬ。是より嚮に六兵衞に身を贖れて家に來り、妾となりてありける頃、六兵衞が下人平左衞門とて、六十八歲になれる翁と、密通して諸共に、その家を逐電せり。是は海老尾惣兵衞な

る者廓にありし日より行末を契りたれど心に任せず、六兵衛に購れしかば、偖こそ是なる翁を變詐、逐電して後忽ち棄て、かの海老屋が方へゆきぬ。さてしもあらでまた是を棄、江戸半太夫了因と、いへるものゝ妻となりしが、こゝにも落居ず、何某侯の妾となりて官仕せり。この時その家の奥勤をなす、河野某と密通し、暗にその館を拔出づ、また其後河野を棄て、髮結の妻となりしが、俳優に心をよせ、袖岡政之丞が妻となる。是をもすてゝ三河町なる、元結油を渡世して、貧しく暮す男に嫁しぬ。この頃はやゝ年闌て、詮方なきの所爲にやあらん。かくてこの男におくれ、誘ふ水あらばと念ずるものから、大かた渠が亂行を、譏り思はぬものもなく、誰あつて是を救ひ、妻妾にせんといふものなし。元來名妓の果なれば、琴三弦はいふもさらなり、香茶俳諧連歌の類、その餘の技藝も、みな普通には超えたれど、天道憎み給ふをもて、この業ひとつも行はれず、零落の中に老傴り。今は定まれる家だになくて、所々を呻吟たりけるが大音寺の傍なる、鎌倉屋といへる茶坊の門にて、行斃れたりといふ。亂行の報ひ昭々たる論を俟ずして知るべきなり。

按ずるにそれが中に、泥中の蓮と稱すべきあり。今も戯場にてものすなる、夕霧といへる遊女は、大坂新町にて吉田屋といへる、亡八の抱なりけるが、藤屋伊左衛門といふに馴染て、その中深く語らひしが、伊左衛門はこれが爲に、多くの金銀を費しぬれば、其父怒りて勘當す。こゝに於て今ははや、夕霧にあふことも協はず、稍に零落困窮して玄冬素雪の晨にも、肌を覆ふ衣なく、かの紙衣といふものゝ、纔々なるを身に纏ひて、寒夜の風を防ぎけり。然れども猶夕霧が事、思ひ絶る間はなくて、一目見ま欲くはおもひながら、貧きを恥て廓へもゆかず。夕霧は人傳に、この噂をば聞ものから、今は何方に立忍び、いかなる心になりしか、更に音信もあらざれば、日毎夜毎に思ひ屈して病とまでは

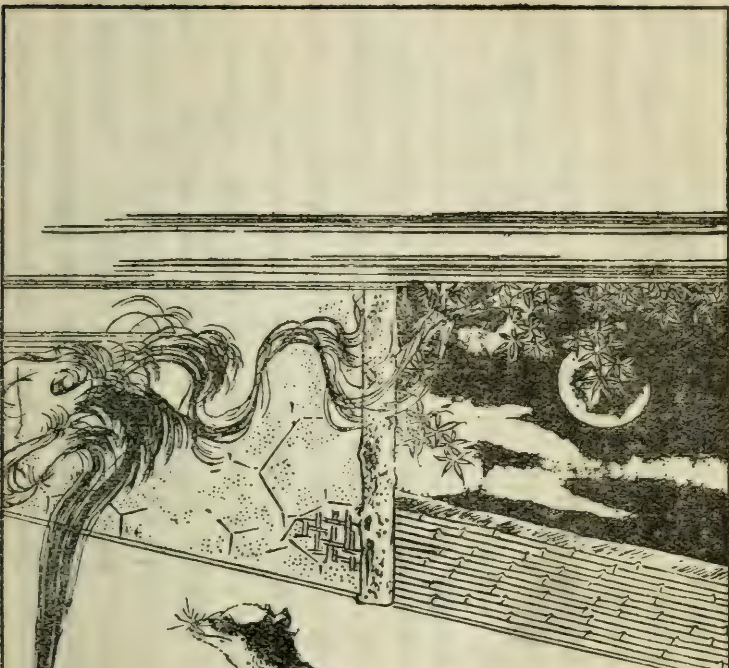
なりしかど、人々に諫められて、揚屋入なども做しけるとぞ。斯て一日例の如く、揚屋入をなしける折から、伊左衛門は見る目鬱悒、紙衣を著て小蔭に佇み、夕霧が來るを見て、徐々と傍に立より、久しく逢見ぬなつかしさなど、人にも愧ず以前の如く、馴々と語らふに、夕霧は一眼みるより、その容の窶々しさに、先胸潰れて左右いひ出ん詞もなく、涙さしぐみてありけるが、霎時ありてこの日來、案じ苦したる思ひのたけなど、細々とものがたる。當下伊左衛門は懐より、破たる巾著を把出し、その中より鐚一文を、探り出して夕霧に與え、僅なれども參らすなり、世にある日の百金とも、見なしてよといひけるに、夕霧取ておし戴き、懐中にいれて立別れける。傍にありし花車仲居は、餘りのことに興醒て、むかしいかなる人にもせよ、今かく零落て見る影なきを愧もせず、この白晝に、來るだにあるを、鐚一文與えて夕霧を辱しむ。然る人にしもあらざりしが、窮すれば心まで、かう僻みぬるものなりや。また太夫も其錢を、嬉し氣に請ておし頂きしは、昔わすれぬ赤心とはいへ、餘りなることなりと、蔭にては譏りけり。かくて後、大枚の黄金を齎して來る人あり、今日夕霧が身を購はんといふ、夕霧曾て意得ねば、何方よりと問けるに、藤屋伊左衛門が使といへり、夕霧聞ていと訝り、この四五日跡、箇樣かやうの體にて來り給ひしが、暴に身請とは誠しからず、いかなる故ぞといふほどに、その不審は尤なり。實は疾に勘當許、家に歸りて在するなり、因ておん身を購ひて、妻にせんと企給ふに、その心裡圖られず、故にこの頃窶々しき容をなしこゝおん身に逢ひ、試み給ふに志、變る風情のあらざれば、偖こそ今日身請すなれと聞て、夕霧は吐息吻き、數ならぬ身を愛し給ひ、一たびは勘當うけて、流浪の身となり給ひしを、心に染ていたはしく、歎き餘りて病となり、心地死ぬべく思ひしも、人の諫めに氣を勵まし、有て甲斐なき玉の緒を、繋ぎ留たる身にしあれば、今身請して

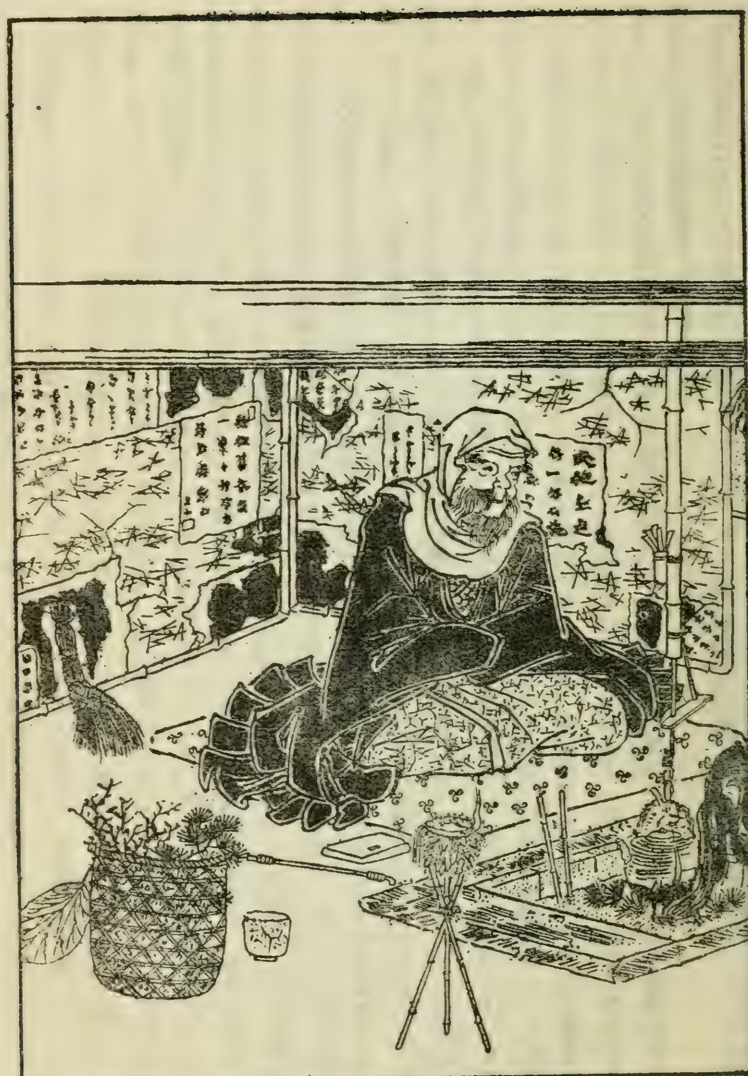
その人の渾家となさんと仰するこそ、盲龜の浮木、優曇華の花さく春に逢こゝちして、嬉しきことには候へど、今おん身が詞をきくに心裡を圖りかねて、如此々々に試し給ふよし、男にかく疑はれては、始終熟縁あるべからず、故にさら〳〵望みなしとて、其後は見もかへらず。こゝに於て使の男も、詮方なくて歸りしとなん。這はいと假初のやうなれど、その意をよく味はふべし。夕霧平生に誠を以てす。然るを身請の時に至り、伊左衞門猶疑惑を抱き、謀をもて是を試す、その義にあらざるを看貶して、更に身請を諾はず。義を存して富貴をすつる、丈夫といへども、この期に惑ひなきことあらざるべし。況や婦人をや亦妓女をや、故に泥中の蓮に喩ふ。

○狸の金

恩をうけて恩を知らざるは、禽獸に等しと、這は世人の常語にて、恩を知らざるものを譏れり。然れども鳥獸にして、克人の恩を知れり。人として恩をしらぬは、禽獸に劣れるなり。いとも恥べきことならずや、こゝに常州行方の在片山かげに庵を結び、させる知識といふにはあらねど、一心不動に行ひ澄して、年を經る老僧あり。童一人だにめし使はで、手自食事を營みつゝ、旦暮に念佛して、更に他念なかりければ、その道德だに聞えねど、近郷の人々尊崇して、折にふれ衣食を贈り、家根壁の破壞なんど繕ひてとらせければ、結句世は安く思ひけり。或とき寒夜のことなるが、何者ともしらず外に來りて、老僧々々と呼聲に、たち出て是を見れば、年舊狸の彳みたり。尋常の人ならば、大に恐怖なすべきを、了得件の法師なれば、更に動じたる景勢もなく、何事ありて來れると問ふ、當下狸膝を屈めて、おのれ山中を宿として、霜雪も厭はぬ身なれど、年老てこの程の寒氣にほど〳〵堪がたし、願ふはこの庵の爐邊におきて、寒夜を凌がせ給へかしと、餘儀もなくいふを聞、僧は哀れと思ひつゝ、いと易きことなれ

ば、疾々來りて溫まれよと、快よく諾がふに、狸は歡びて褌に入り、爐の邊に蹲みつゝ、身を溫めて居るからに、僧は猶持佛に對ひ、看經して顧みず、二時ばかりして禮を述べ、外の方へ歸り去ぬ。かくて後夜毎に來り、一時は山中なる、枯枝落葉など拾ひ集め、持來る事もあり。後には馴て日暮れば、狸を俟るゝ心地しつ、適遲く來るときは、などて今宵はこざりけんと、おもひやるばかりなり。斯て冬去り春もやゝ、如月の季よりは、弗に狸も見え來らず、その年の冬に至り、訪ひ來ること以前の如く、旣にして十年も過ぬ。狸は一時僧に對ひ、師の蔭をもて、年々の寒夜を安く過ぬること、生々世々の大恩にて、何を以てかこれに報いん、何なりとも望あらば、宣ふべしといひけるに、法師は聞てうち笑ひ、この身になりて何をか望み、何かねがひのあるべきぞ、志はうれしけれど、恃むべき事もなし、然ることに心をおかず、我この世にあらん限りは、冬毎に來るべしと聞て、狸はその心操を、あさからず感じたる、面持してありけるが、恩を稟てはその恩を、報いざるを念とせるにや、斯いふこと數回なり。法師はまたそのこゝろざしを、哀れとおもひて言出けるは、遁世捨身の老法師、何か望みのあるべきならねど、たゞ願はくは三兩の、黃金を得まくおもふなり。我鄕人の情をもて、當時衣食に綷を闕ず、翌が日往生の素懷を遂なば、これもまたうち倚て、骸を隱すまでの事は、取賄なふて哭る筈なり。されば他に金錢の入るべき條はあらねども、若三枚の金あらば、尊き御寺へ奉り、追福の御法をうけて、後世の菩提となしたく思ふ。然れどもこの黃金、强て索めんとにはあらず、若あらばとおもふのみ、汝がこゝろざしの切なる故に、說話聞うるまでなりと聞て、狸は小首をかたぶけ、物案じ氣なる景勢なれば、僧は慾のことといひ出て、狸が心を勞さすよと思ひにければまたうち返して、後世をおもふも凡夫心のみ、かならず索めんとにはあらず、決して苦心すべからずと喩しに、狸は意得顏にて、その夜は例の如く歸





りしが、それより後は弗に來らず、僧は彼が來ぬを訝り、その金の整はで面目なさに來らぬか、またはそれを盜まんとして、うち殺されなどしつらんか、左にも右にも益なき事を、言出て罪をましぬと、後悔すれど今さら返らず、若も殺されたるらん歟と、かれが爲に看經の、數をまして行ひ澄し、圖らず三年を過しけるが、一夜門の邊にて、老僧〻〻と呼聲せり、狸が音に似たりしかば、開もあへずたち出て、戸を開けば狸なり。僧はほと〳〵うち歡び、いまだ無事にてありけるよ、何とて久しく來らぬぞ、この日來まち侘たりといはれて、狸は內に入り、先頃宣ひし黃金のこと、徒に用ゐ給ふなら、何ほど掠て參らすとも、いと易きことながら、後世菩提のため尊き御寺へ、奉ると聞ぬれば、人の祕おく黃金を竊み、その人の念かゝるときは、菩提の御爲にはなり難からんと思ふから、佐渡へ渡り、或ひは土砂に雜りつゝ、人の捨たるを拾ひ集め、新に吹して參りたれば、斯く月日を費したりといひつゝ出す黃金を見るに、いかにも輝〻しき新金にて、いと淸淨におぼえければ、僧はとりておし戴き、よしなきことを言しより、汝に幾干の苦勞を懸たり、然ながらわが望を得て、志願滿足辱しと、叮嚀に禮拜す。この時狸のまうす樣、これにて己が志も、達しては候へど、人にな語り給ひそといふに、法師がこれのみは、人にかたらで止むべきならず。その故はこの黃金を、かく淺間しき庵におかば、賊の爲に奪はれん、人に預くるか然もあらずば、直に御寺へ納むべし。然る時はこの貧僧が、身に應ぜぬ黃金にて、人の不審もあるべければ、在のまに〳〵いはでは協はじ、たゞ其後彼狸は、弗に來らずと包みなば、是にて仔細あるまじ、ざるべし。但し汝は今までの如く、來りて寒を防ぐべしと聞て、狸も點頭をり、夫よりこの法師があるほどは、冬毎に絶ず來りしとなん。

按るに獸畜にて、よく恩を知るは狗にしかず。日本紀鳥捕部萬が狗より、往々古書に見えたるなり。

この頃それを輯錄して、梓に鏤たりときけど、いまだその本を閱せず。狸にしてかゝることとは、珍らしとするに足なん。

積翠閑話　巻之四

○茶の能否

栂尾の明慧上人は名を高辨といふ。博學知識にして、當時その名四方に聞ふ。その素種を索ぬるに、紀伊國在田郡の人にて、父を平の重國といひ、高倉帝の宮掖に、直宿したる侍なり 老て子のなきことを憂へ、佛閣に詣て祈りけるに、その妻ある夜梵僧きたり、柑子を一顆授けゝると覺えて、夢の醒ければ、そのよしを物語て、不測のおもひをなしけるに、果してこれより懷姙なし、承安三年正月に至り、玉のごとき男子を産り。夫婦の歡び譬ふるにものなく、頭挿の花と慈みて既に四歳になりけるが、その麗はしさ父母に勝り、容貌威あつて猛からず、加之物を教ふるに、一たび聞て終に忘れず、聰明伶俐なりけるにぞ。父はほど／＼うち歡び、この兒成人の後は、名も擧げ家をも興すべしとおもひにければ、旦暮にいよ／＼寵しみ育けるが、一日戯れに烏帽子を執て、この兒の首に載せ、あはれ早く成長し、冠帶を着し仕官をなし、願はくば丞相にも、至れよかしと戯ふれけるが、この兒秘におもひけるやう、吾沙門の儀相をこそ、願はしう思ひけるに、父は官職に侍るゆゑ、かく宣ふも無理にはあらず、畢竟この身人なみ／＼の貌にてあるからに、心の願ひも協ひがたけん、若し膚に疵を索めて、醜くならんにはと心を決し、過ちたるふりをして、高き牀より轉び落しに、其處に在ける人々倚、駭き狼狽て馳寄りつゝ、抱き揚たりしかば、渾身傷ふ事もなし、兒は還て本意をうしなひ、或時火爐の邊に近づき、箸をもてその顏を、爇んにはしかじと思ひ、まづその箸を火に投じ頓てぞ赤くなりけるを執り、顏へあてんとし

たりしが、試みに些ばかり、臂の邊へあてゝ見るに、弗と煙りたちて痛みに堪ず、箸をそのまゝ投出し、おもはず叫きたりけるほどに、人々駈より是を見て、兒稚ものゝ思慮なくも、かゝることを倣しけり、と思ひとりて勞はりつゝ、燒瘢のくすり何くれと索めて、これを貼るほどに、もとより細少なる瘢なれば、日ならずそれも癒にけり。かくて志は果さねども、右に左佛乘に入んとのみ、心に深くおもひ入しが、九歳のとき父も母も、續きて辭世たりければ、それより高雄山に登り、上覺に從ひて、まづ倶舍の頌を讀けるに、いまだ一句にもならざるに、よく誦すことを得たりければ、同宿等も一容に、奇なる童子とおもひけり。かくて十六の年剃髮なし、東大寺の戒壇において具戒を受け、年十九にいたり、興然阿闍梨に就て、兩部の密法を稟傳えられ、それより以來北山栂尾に居て、盛に賢首宗をぞ唱へられける云々。さて常の行法には、佛眼明妃の法を修せしに、或とき初夜の行法も果、堂の外に出て念誦せしに、東のかたより五頭の野豬、列を正して空を走る、前に進める野豬の、脊に大なる星を負しが、その光り赫奕として、晝よりも猶明かり。或ひは般若理趣分を、虛空に聲ありて何となく、授けられしこともあり。奇異なることには行法の間、侍者の良詮といふ沙彌を呼び、一匹の蟲桶の水に落て、ほと〳〵死なんとせるあり、疾往てすくへとある、良詮堂外の水桶を見るに、果して一箇の蜂水中に墮ち、死せんとする景勢なれば、救ひとりて放ちやりぬ。また修法の中良詮を呼び、竹の林のうちに一羽の小鳥、鷹のために撃れたり、汝往て救へとあれば、良詮ゆきて篁を探すに、はたして言のごとくなり。さてある日佛眼尊を供養せんとて、耳を截て供ぜられしに、その血流れて佛體をひたし、或ひは供物の器に濯ぐ、その血の色變ぜずして、今猶存在せりといひつたふ。しかるにその夜夢のうちに、梵相を備へたる沙門、來りて告ていはく、三世の諸佛身肉を、布施し給ふを想像、予もまたこれを庶幾やと言て、そのまゝ立

退けり。〔割註〕以上元亨釋書に載する處要を摘てしるす。」

按ずるにこのいふ所、余が韭俗眼をもて視れば、更にうたがひなきこと能はず。奈何といふに高辨は高僧なり、且上人と稱らる。然るに父が戯れに、烏帽子を着せて、後來の出身を願ひし條に、この兒佛乘に歸しぬれば、このことを憂たくおもひ、畢竟身體具足すればこそ、父もかく思へ、醜くなりなばその念慮なかるべしと、高き牀より落て癈人と、ならんことを欲せしにあたはず、因て箸を爛らかし、面を燕んと思ひ、試みに臂を燒しが、了得に幼稚ければその痛にたへず、聲を發しけるにより、衆人來りてこれを拯ひ、また志を遂ずとあり。それより後は父母辭世て、孤となりしを幸ひ高尾山に登りて本意を達し、學業やゝ闌て後、蜂の水に落るを拯ひ、篁の裡に鷂の撃たる、雀を救ふも奇異なるに、自から耳を截て佛眼尊に供ずと、その所爲愚意に領がたし。身體髮膚を父母に禀、毀ひ傷らざるを孝といふと、然るを癈人とならんとし、またその面を蒸て容貌の、醜くからんことを求むるは、この敎へに反するなり。若志のごとく美麗き、面を燒損するに至らば、父母の哀しみ喩ふるにものなかるべし。かくても佛の本願とせんや。またかの耳を截て供養のこと、佛眼尊は、人肉を嗜めるものか知らねども、沙門といへど人の身は、みな盡く臭骸なり、それを斫て供ずるのみか、佛像に血を沃ぐ散とやいはん不敬とやいはん。思ふにこれはそのはじめ、鷂の撃たる雀を救はしむ、雀は人の力を假て、危ふき命を脱れにけれど、鷂は捕へたる雀を放たれて、飢を凌ぐに所なし。かゝれば彼に仁なるも、此に對して不慈といはん。こゝにおいてその肉を截、佛眼尊に供ぜしは、鷂を飢しめたるに報う意ならん。弘決三之二に曰く、

釋迦菩薩本作㆓國王㆒。名曰㆓尸毘㆒。得㆓歸命救護陀羅尼㆒。視㆓諸衆生㆒猶㆓一子㆒。云々。天帝化爲㆑鷹

毘首變爲レ鴿。鷹逐レ鴿至二王之掖下一。鷹語レ王曰。還二我鴿來一云々。持レ刀割レ肉與レ之。當二斯時一天地大動。海水揚レ波云々。菩薩都无二憂惱一。於レ是身肉平復如レ故云々。

また金光明經に、身を投じて虎の飢を助けしこと、緈長ければこゝにいはず。西域記にこれを調て、薩埵王子捨レ身飼レ虎處、以レ竹自刺レ血處、地及草木、于レ今絳色也。など見ゆるをもて、明慧が意を知ぬべし。しかれどもその所業、略の怪しみなきことを得ず。父母の遺體を傷りてもて、鳥獸の飢を助く、彼に一旦の慈悲なるも、此に無量の不孝とせん歟。吾儒門の徒に於ては、更にその意を解がたし、後の識者の論を俟のみ。

かくて高辨法問のため、建仁寺に在しとき、葉上僧正〔榮西禪師〕より茶の種を贈られたり。兼て醫師に聞ことあり、茶は種々の能あれども、吾皇國にはをさ〳〵なしとありけるに、この種を、圖らずも得たりしかば、栂尾に歸りて植しむるに、その樹大に繁茂せり。それより宇治に徙し駿河安部川上に徙し植て、今一般にこれを用ふ。されば栂尾の上人をもて、茶の始めとは稱すれど、實は皇國往古より、用ゐられしことありしが、中頃悉く絕たるを、栂尾上人より、世に多くなりにたりと、夏蔭大人が木のめの說に、いと精く識られたれば、今更に贅言せず。たゞこの書には茶を以て、世の人多く神を凋し、毒なりといふ說あり、殊に貝原翁の和事始にも、能毒を並べ論ずるに、能は三にして毒は七なり、故にいよ〳〵毒と稱せり。然れども今想ふに、茶に能あること若干なり、喫茶養生記に載する所、大略を左に錄す。

喫茶養生記は、鎌倉將軍實朝公疾あり、榮西禪師を徵て加持せしむ。禪師君の容體を視て、加持の暇に茶を獻る、たゞ一服にして平快あり。大臣奇異なることに思す。そのとき禪師一卷の書を捧ぐと東鑑に

り。かの書の序に建保二年甲戌正月日、謹で叙すといへり。その書第一に五臓を和合し、鬼魅を除き遣ることを以てす。まづ五臓和合といふは、その好む所にしたがふなり。肝の臓は酸を好み、肺の臓は辛きを好み、心の臓は苦を好み、脾の臓は甘きを好み、腎の臓は鹹きを好む。かく味ひをこのむこと、各同じからざるに因て、その好味多く入る則は、その臓のみ強くして、傍の臓を尅し、自然病を生ずるに至る。しかるに辛酸甘鹹の四味は、人恒に食ふ所、苦味は常にこれを食はず。されば四臓は常につよく、心の臓のみ弱くして、病を生ずるにいたるなり。但心は五臓の君にて、若しこの臓疾ときは、一切の味ひみな差ひ、食ふ則は吐き動すれば食はず、人の皮肉の色黒く、運命これに因て減ずとぞ。こゝに於て茶を喫すれば、苦味をもてこれを強うす。故に疾平快するなり。若し人心神快からざれば、爾時茶を喫して心の臓を調へ、萬病を除愈すべし、心の臓快ければ、諸臓に病ありといふとも、強く痛まざるといへり。

またいはく心の臓はこれ五臓の君子なり。茶はこれ苦味の上首也。苦味はこれ諸味の上味なり。これに因て心の臓は、この味ひを愛す。心の臓興る則は、諸臓を安んずるなり云々。若身弱く意消するは、また心の臓の損するなり。頻りに茶を喫して、氣力強盛なりとみゆ。

廣雅にいはく、それ茶を飲ば酒を醒し、人をして眠らざらしむ云々。眠りは人をして味劣ならしむ。亦眠は病なり。▲神農食經にいはく、茶茗宜しく久しく服すべし、人をして力あり、志を悦ばしむと云々。

▲本草にいはく、茶味は甘く苦く微寒にして毒なし。服すれば即瘻瘡なし。小便利し睡り少く、疾渇を去り宿食を消す。一切の病は宿食より發る云々。消するがゆゑに病なし。▲華陀が食論にいはく、茶久

しく食するときは、則意思を益す云々。身心病なきが故に意思を益すなり。▲壺居士が食忌にいはく、茶久しく服すれば羽化す、韮と同く食すれば、人をして身重からしむと云々。▲陶弘景が新錄にいはく、茶を喫すれば身を輕うし骨を換ふ。脚氣を苦しむは骨苦しむなり。▲桐君錄にいはく、茶煎じて飲ば人をして眠らざらしむ云々。眠らざる則は病ひなきなり。▲杜育が荈の賦にいはく、茶は神を調へ内を和し、倦懈康く除く。〔割註〕内は五内なり五臟の異名。一▲張孟陽が成都樓に登る詩にいはく、芳茶六清に冠たり。溢味九區に播す、人生苟も安樂なる、玆物聊娯むべし云々。〔割註〕六清は六根なり。九區は漢の地九州をいふ區は域なり。茶生ずれば荼に用ふ。荷は荼なり。」▲本草拾遺にいはく、皐盧〔割註〕廣州は土のよろしきに因て茶もまた美なり。茶の美名を皐盧といふ。」苦平なり、飲を作せば渴を止め疫を除き、眠らずして水道を利し、目を明らかにす。南海の諸山中にしやうじ、南人極めて是を重んず。▲天台山の記にいはく、茶久しく服すれば羽翼を生ず云々。身輕き故に爾いふ。▲白氏六帖茶の部にいはく、供御云々、卑賤の人の食にあらざるなり。▲白氏文集の詩にいはく、午茶能眠りを散ず云々。午は食時なり、茶は食後に喫するが故に午茶といふ。▲白氏首夏の詩にいはく、或は一甌の茗を飲と云々。又いはく眠りを破しこ茶功を見ると云々。又いはく酒渴春深し一盃の茶云々。酒を飲ときは喉乾き飲を引なり。その時たゞ茶を喫すべし。他の湯水等を飲ことなかれ、他の湯水等を飲ば、必種々の病を生ずるが故なり云々。斯の如くみえたるなり。是より茶を採法を擧て云々と記し、榮西是に註していはく、

抑我國人不レ知ニ採レ茶法ニ故不レ用レ之還譏曰非レ藥云々。是則不レ知ニ茶德ニ之所レ致也。榮西在唐之昔。見下貴ニ重茶ニ如上レ眼有ニ種種語ニ。不レ能ニ具註ニ云々。唐醫云。若不レ喫レ茶人失ニ諸藥効ニ。不レ得レ治レ痾心臟弱故也。庶幾末代良醫悉レ之矣。

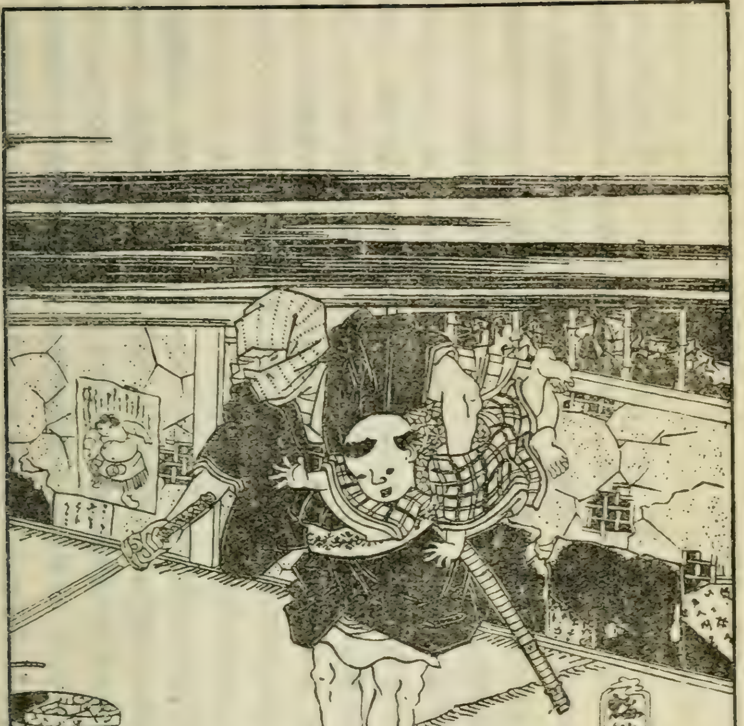
とみえぬれば、これに超たる藥物なき歟。然るを先哲毒ありとして、飲ことを誡めしは、極めて深き故あらん。

○賤女の孝貞

いつの頃にかありけん、上野の國梁田郡何村とかや、農夫權左衛門の女にて初といへるが、同じ國足利郡上川村の逸八といへるに嫁し、男子一人を設けしに、その明年夫なる逸八病ひに死す。いまだ年若きことなれば、親家に歸りて再醮を計るべしと、親族など勸めけれど、貞節を守りて肯はず、姑に仕えて孝を盡し、稚兒の撫彌を守りたて、元來貧窮の農家なれば、晨には早く起て田畠を耕し、夜は深更まで寐もやらず、糸を紡ぎ機を織て、些ばかりの賃を囉ひ、その身は襤を纏ふといへど、姑には垢つかぬ衣を着せ、折にふれて賃錢を、おほく得るときは、魚を調へ進むるからに、姑はその志を歡びて、うち笑ふ顏を見ては、限りなき樂みとす。元來田家の賤しき身にて、物學びたることさへなけれど、かく至孝貞順なる、實に天より禀得たる、性善の婦人なるべし。かゝる善女人にありながら、佛家に所謂宿業は、脱れ得ぬ所あるにや、一夜微雨そぼふりて、いとゞ淋しくふけわたるに、姑は疾く歇みけり。子刻頃に夜業もしまひ、例のごとく五歳になる、稚兒撫彌を寐さしたる、床に入りて休みけるが、丑三ツばかりの頃なりけん、表の戸を固辭開て賊三人入來れり。この賊は什麼いかなる者ぞ、かゝる貧家に竊むべき、東西さへなきをしるや知らずや、忍びてそれが枕に近づき、窺ふをりから不圖目覺て、枕を擡げ誰なるぞと怪み問へば、一人の賊、矢庭に初が衾のうへに跨がりて、刀を引ぬき、目先へ晃々衝つけて、聲をたてなば一刀に、斫捨んといふほどに、初は渾身の戰慄れて、返すべき言葉もなく、玉なす汗も涌がごとく、生たる心地もあらざりけり。當下姑の聲として、這は囂々しき盜人かな、女子ばかりの家といひ、貧

しさに堪かぬる、この家に入りて何をかも、盗み取らんとすることぞ、鈍きにも限りありと詈られて、一人の賊嗟かしがまし老の繰言、息の根留て冥土へやらんと、いひさま刀を揮揚て、斫んすれば、姑はこれぞ一世の大難と、玉ぎるばかりの聲ふりたて嗟と叫ぶに初は駭き、わが身を忘れ反起て、かの姑を斫んとする、賊の後に取携り、力にまかして引退たり。賊は焦燥て刀を廻し、共處ともいはず斫ければ、初は數箇所の痍を負ひて、流るゝ血しほに眼さへ、昧むばかりに覺ゆれど、この手を放たば、姑の一大事よと心に念じて、猶抱留たる手を放たず、賊あり／＼と聲の限り叫ぶその間に、稚兒の啣彌も目覺かけ出て、聲を限りに泣喚けば、近隣これを聞つけて、初が家に事ありけりと、手々に炬火ふり照し、あるひは鋤鍬棒なんど、在あふものを携えて、馳來る音の聞ふるに、賊はおどろき逃んとすれど、初はなか／＼に放たねば、賊は力の限りをいだし、辛うじて揮放ち、躍り出んとしたりしを、初はまたもや把着て、揉あふ折から近隣の人々、こゝに馳つきて、終に賊を搦めたり。初は心の弛みてや、そのまゝに悶絶するを、人々寄て扶け起し、やう／＼にして呼び生つゝ、痍を見るに面體五箇所、平右の腕頂の邊り、總て十箇所餘りなり。さてそのよしを地頭に訟へ、夫より官吏の檢斷あり、賊は刑に行はれ、初は痍の療養をなすに、淺きは頓に全快しぬれど、深きは數日癒やらず、程經て漸く癒ぬれど、筋きれたりや手は働かず、癈人となりにけり。かくて官家にも彼が貞操、至孝を稱譽あり、所持なせる田畠の年貢諸役を免除あり、且金五十兩を賜はりて、その節行を表し給ふ。

按るに人おの／＼始めあり、能その終りあること鮮しと、這は古人の金言にて、凡ての婦女子夫に別れ、その哀しみに堪ずしてさい醮はいふにおよばず、倶に黄泉に赴かんと、慟哭するはみな常なり。然るに日往き月來りて、その念慮やゝ磷らぎ、果にはあられぬことを做して、父母良人の名を汚し、





甚しきはその身をも、滅すにいたるあり。畸人傳に載す遊女大橋、その志操の遂べからざるを、自から疑ひ病ひに罹り、薬を服せずして死せしといへるも、然ることゝこそおもはるれ、皇嘉門院の別當が、

　玉の緒よ絶なばたえねながらへば忍ぶることのよわりもぞする

と彼百人一首にも撰ばれたる、大橋が意味に同じ。されば尋常の婦女年弱くして良人に別れ、親族再醮を勸むるからに、強にこれを論はず、その宜しきに從がふべし。古今その例なきにあらず。生中に人の聽をはゞかり、婦道を立んとなすといふとも、後來還て臭態あらば、なかなかに再醮の謗にも勝りつべし。蓋その志氣を存し、身を終るまで更めざるは、貞烈の婦と稱し、竹帛にとゞめて萬世の、龜鑑ともなるべけれど、這は常人の及ばざる所、諺にいふ鵜の眞似する鴉は水に溺るゝことあり。性來その器にあらずして、強てこれを爲んとするは、土をもつて船を造り、木をもて竈を築なり。一旦その貌ありといへども、用ふるに隨つて、忽ち崩るべし。本文の初がごときは、身貧賤なりといへども、志操は古今に卓越たり。常人をもていふべからず、故に後世これを傳へ、人をして感ぜしむ。再び按るに五雜俎巻の八にいはく、

古者婦節似レ不ニ甚重一。故其言曰、父一而已。人盡夫也。辰嬴以ニ國君之女一朝事ニ其弟一夕事ニ其兄一。鶉奔狐綏之行。見ニ於大邦之主一而恬不レ爲レ恥也。聖人制レ禮本ニ乎人情一。婦之事レ夫。視ニ之子之事レ父臣之事レ君。原自有レ間。即今國家律令嚴ニ於不孝不忠一。而婦再適者無レ禁焉。淫者罪止ニ於杖一而已。豈非レ以ニ人情一哉。抑亦厚望ニ於士君子一。而薄責ニ於婦人女子一也。また父一而已。人盡夫也。此語雖レ得ニ罪於名教一亦格言也。父子之恩有レ所ニ以來不レ可ニ移易一者也。委レ禽從レ人原無ニ定主一。不ニ但夫擇レ婦。婦亦擇レ夫矣。

謂二之人盡夫一亦可也。

など見えたり。因によつてこゝに掲げ童蒙に示すのみ。

○潔白の士

こゝに子松源八といへる者あり。中國の產にして、性質篤實なる者なりしに、その兄何某なるもの不善をなし、緣坐たるに依て知行を沒收せられ、流浪の身となりけり。此時いまだ年二十ばかりにして、活計の道はしらず。出雲の國大原郡の邊に、細少なる家をかり、元來獨身にて家族もなければ、世を送るには易けれど、是と斥たる業はなく、人に傭はれ聊の賃を貰ふて、その日〳〵を漸くに送りしが、隣れる家は田畠など、數多持る農夫にて、折々は源八を傭ひつかふ程に、此頃は內外の者も心易く、源八が篤實なる、自然著はれて、よき靑春といひあへり。かくてその畠に種たりける崑崙果は、時を得顏にて、多く生出たりければ、源八は隣へゆき、わが家の傍なる、畠の茄子いたく生れり、朝夕の野菜のため、些ばかり賣て給べと恃めば、主はうち點頭、开は心易きことなり、日來親しきおん身の入用、いかで價におよぶべき、食料だけは幾顆なりと、思ふまに〳〵取らるべし、聊苦しからずといふ。源八聞てうち歡び、早速承知辱し。さりながら價を出さず、妄りに取べき道理なし、何程なりと價を定めて、納れ給へといひければ、主大に笑みをふくみ、律義なる人にぞある。數限りもなく生たる茄子、おん身一個が食料ほど、日々取るとも妨あらんや、大かたの人ならば、斷もせでとるべきを、然なきのみか價をも、强てとれとあるおん身が心底、當時にめづらしき靑春なり。實に價にはおよばずと、なか〳〵取るべきさまならねば、源八はまた强ず。さらば仰に隨はんと、いひつゝ宿へ歸りしが、それより朝夕その畠にゆき入用だけの茄子を取り、或ひは五七錢二三錢、とりたる茄子の多寡に應じ、其枝に結ひつけ置たり。後

に畠の主これを見つけ、這は源八がなしたるならん、潔白といふも餘りある人かなと心に稱し、今改めて返すとも、なか〳〵に承引じ、納めおきて他日また、それほどの惠みをなさんと、その錢をとりにけり。かくて源八は力の限り日々の業こそ怠らね、邊鄙にて錢にはならず、漸く口を糊するのみなり。されば身には垢染たる、褸衣を纏ふのみ、縫目のいさゝか綻びしも、誰補ふものもなし、かくて二三軒隣れる家も、いと〳〵貧しき農夫なりしが、年十七八の女兒を持り、容貌極めて醜けれど、心だては忠實なるものにて、源八が篤實なるを、餘所ながら心に譽て、己だに貧しけれど、渠が貧しきには些勝れるから、便なきことにやおもひけん。折々は煮焚せし、野菜なㇳどを持來り、一人住にて物ごとに、さこそ不自由なるべけれど、單物の濯ぎ洗ひ、また衣類の綻びなど心を著けて補ひやり、信實にものしければ、源八も心の裡に、深くこれを歡びて、報いをせまくおもへども、形のごとく窮する身には、紙一枚だに心に任せず、言葉に厚くこれを謝して、その志を歡び聞ゆ。およそ世間の人情は、己の與かることならぬも、見聞につけて彼是と、人の蔭言いひ罵るが、俗人の常なれば、この頃源八が獨住なる家に、なり〳〵往通ふ、かの女兒が噂して、容貌こそ醜くけれ、はや生心の著きたれど、餘り貌の醜くさに、誰かまふものもなし、源八はその素性も陋しからぬ者としきけど、形のごとく零落なし、乞食をせぬのみにて、物不自由なるを見こみ、かく懇に訊ひ音信、果には好からぬことをして、憂名をや流すらん、兩親もしらでやある、それを制さぬは親々も、かく醜き女兒なるうへ、貧窮なれば衣類調度、とゝなふべき手段はあらず、源八と轉びあはゞ、僥倖なりとおもふにやなど、茶飲噺しのその序にも、いひ罵れば何時となく、双親の耳にも入り、貧窮してもわれ〳〵に、然る穢なき心はもたず、源八はその初め、由ある武夫と聞きたるが、不慮のことにて流浪なし、この渉へ流れ來て、馴れぬ業に身を苦しめ、居ると聞

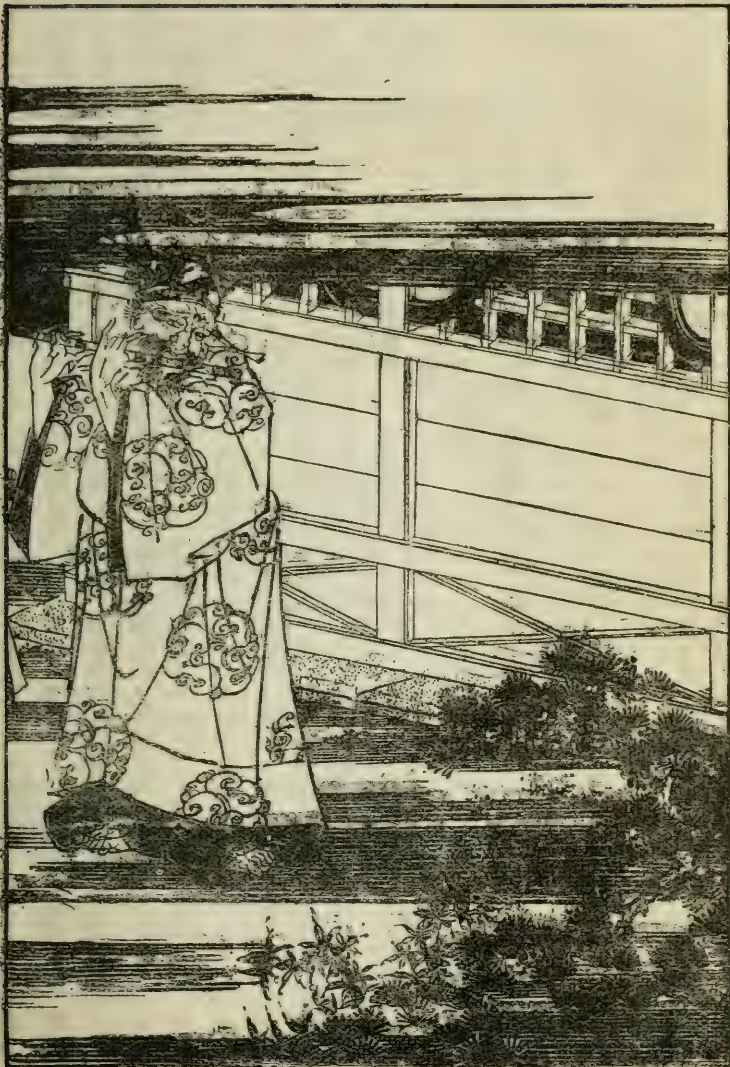
くだに便なきゆゑ、われ〳〵とても物不自由なる、中をもて些ばかり心著くるを、郷人等は、はや惡さまに罵り立る、勿論此方の女兒において、聊不良のことなきは、いはでものことながら古への教へにも、男女は七歳にして席を別つ、いはんや十七八にもなりたる者、人の譏りも無理にはあらず、以來は彼處へゆくべからずと、女兒を堅く制しければ、其後は何となく、遠々しくはなりけれど、今まで萬端信實に、及ばぬまでは世話しつるを、所謂もなく俗にいふ、鼬の路を切りたるごとく、弗に往かざらんも本意ならずと、人の見ぬまに折々訪て、いとも艶しくものしけり。爰に源八が前の主君、年月の經るにしたがひ、予松源八は廉直にて、いさゝか不善のことなきを、全く兄の連坐にて、辜せられたりといふことを、定かに聞て不便に思はれ、その所在を索ねらるゝに、如此々々の所に在と、聽給ひて、速に飛脚をもて徴れけり。源八はおもひも寄らず、主家の重役より書狀を越し、この使と諸共に、そのまゝにて來るべしとあるによりて、大に訝り、身には覺えのなきことながら、また讒言する人などありて、このうへにも罪被ふるべき、端にやあらんかと心さへ、心ならねど辭むべきことにもあらねば、かの飛脚と、うち連立て往にけり。尤火急のことなれば、そのよし近所合壁へ、語るべき暇もなく、そのまゝに出ゆきければ、四邊の人は傭はれて、往たるならんと思ひをれり、かくて一兩月歸り來ねば、さては貧しさに堪かねて、逐電したるものならんなど、噂してありけるが、一日供人十人ばかり、鑓挾箱はいふに及ばず、的歴なる乘物舁せ、大道狹しと來る人あり。郷人等は土地の地頭が、不意に巡見などせらるゝにやと訝り思はぬものもなく、みな立出てこれを見るに、主人と覺しきが中央に在り、紺純子の野袴著て、輝くばかりの兩刀を佩び、徐々と歩行來るが、かの源八によく似たり。しかれども彼人の、かく暴になり出べき、ことゝしも思はねば、躊まりてこれを見るに、かの侍は近々と、郷人等が邊へ馳より、莞爾

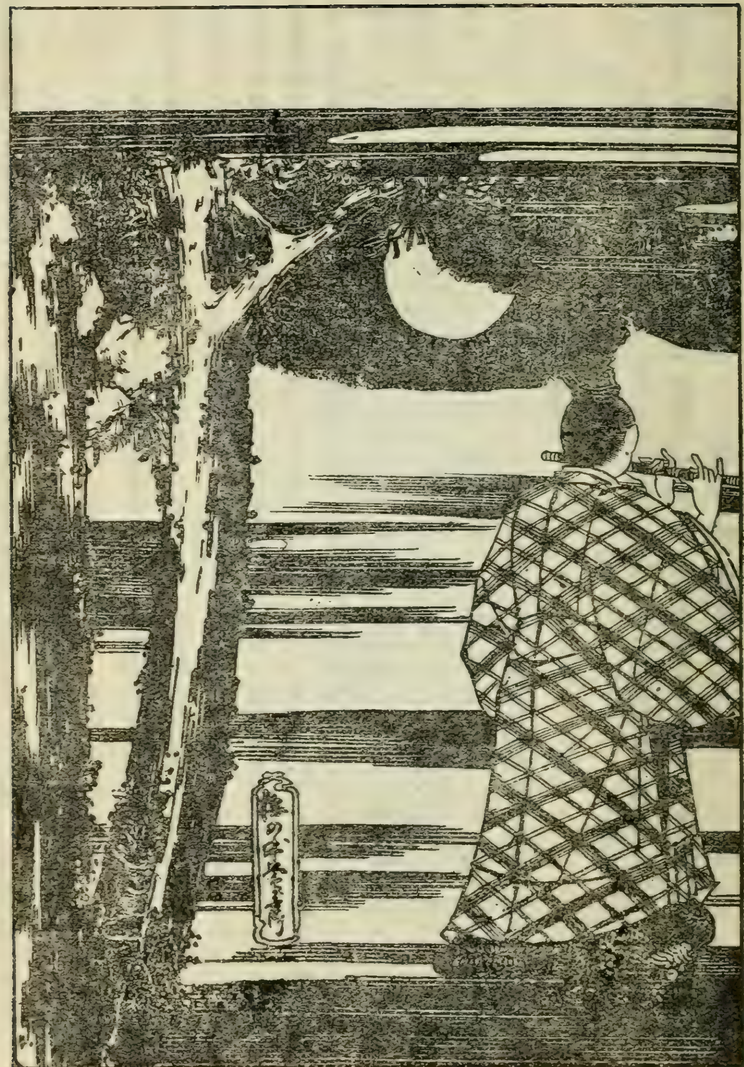
と笑みて、各にも息才にてあられしか、吾は子松源八なり、先頃流浪してこの所に在し日は、各がたの、情によりてその日を送り、事なくて在しゆゑ、這回先君へ召返されて、本祿に復したれば、その歡びを申さんため、暇を請て來りたりと聞て、人々然もありしか、は歡ばしきことなりと、駭き思はぬ者もなく、中には彼が貧を侮り、疎々しくなしたる者は、何となく逡巡せられて、面目なげに思ふめり。かくて源八は件の女兒が方にゆきて兩親に對ひ、在下こゝに流浪のをりは、その貧困を憐みて、懇に做し賜りたる、その厚志忘れやらず、何をがな百分の一をも報はんとおもへども、知らるゝごとき身の上にて、心にも任せざりしが、這回先君へめしかへされ、本祿五百石に復したり。されば日來の報謝せんとて、暇を乞て參りたり、金銀布帛の類ひをもて、謝せんはいとも安けれど、這は身をやしなふ所以にして、德を養ふ所にあらず。されば是を持つときは、富といへども失なふときは、忽ち貧者となりぬべし。これ財寶は浮たるものにて、更に定則となし難し、在下不肖なりといへども、今本祿に復しぬれば、君の鴻恩によりて衣食には縡を闕ず、愿くば息女をもて、妻室にまうし請たし、然る時は兩家の好身、子々孫々に及ぼして、長く忘却すべからず、この儀を赦し給はんやと、實心見えて申ければ、兩親はたゞ嬉しさと、また身のほどを愧おもひて、額の汗を拭ひもあへず、暫くしてまづ源八が、歸參を賀し、さていふやう、段々教示のおん詞、吾々および女兒に於て、何といふべき詞もなきまで辱くは候へど、知らるゝごとく邊鄙に育ち、殊に貧困の農夫なれば、婦人の手わざ何一ツ、學ばせたることもなく、爭か武家の妻となるべき、貴客は日來の親みをもて、一旦斯は宣ふとも立擧動より行儀作法、事毎にゆき逹かずば、要なきことをしてけりと、悔み給ふは眼前ならん、諺にいふ牛は牛連、目ざましきまでの儇倖は、願はしからず候と辭めば、源八その心底を、いよ／＼感じて膝を進め、汗は逸々道理なれど、

夫等の事は在下も、僉よく知りての上にして、斯くまうし出るなれば、いかで後悔のことあらん、人はたゞ心のみ、他に取るべき所あらず、各を始めこの息女が、心操の老實なるを、日來より知ることありて、懇望に及べるなり。かくいはゞ豫てより、いひ交したる事やありしと、疑がはれんも靦けれど、更に左樣のことはあらず、這は各もしりてぞ在さん。世の人はたゞ容貌を擇み、或ひは幣帛の多少を論へど、在下はたゞ才を愛し、その老實なるを慕ふのみ、いさゝか浮たる心にあらずと、赤心を演ければ、かの夫婦も護身影はおもひながら、差當る女兒が出世その身の榮、中心に歡びて、頓て承諾したりしかば、源八は納菜を贈り、かの女兒を妻となせり。齊の無鹽君宿瘤醜女が故事をやおもひけん、實に武夫の心ばえなり。元來かゝる氣像なれば、今俸祿を受るといへど、更に外見を餝ることなく、足ることを知つて美をもとめず、性來いさゝか酒を嗜めど、常にはたゞ在合たる茶碗をもて、これを飲み、事足りぬといひてをれり。妻女はこれを鬱悒おもひ、むかし御身伶俜のときならば右も左も、今かく俸祿もありながら、事は足るとも見苦しゝ、殊にをり／＼は同僚の會合もあることなれば、盃は索めたまへ、今は陶器の猪口行はれて、一般に用ふるなり、流行に從がふも、世にある程の慣はしなるに、曲て調へ給へといへば、源八は實にもとおもひ、一日所用ありて出たる序に、その器を多くならべ、鬻げる舖に立よりて、彼是と見競べつゝ、價ひを定めて調へながら、この猪口に瑕なきやと問ふ、商人答へて無といふ。因て懷になし歸り來て、妻に如此々々のよしいひければ、よくこそ調へ給ひたれといひて、執てうち返し、這はをしき猪口ながら、瑕物を召されしな、初めより得心にて歟と問れて、源八商人が、瑕はなしといひたるにより、よくも見ずして索めたるが、偕は渠に欺れしと、そのまゝに持行て、彼舖にいたりつゝ、嚮にこれを索めしとき、瑕はなしといひたるが、此のごとく底に瑕あり、故にこれを返すなりと

ことなく、道を守るがごとき人も、災厄のうち續き、或は困窮貧苦に責られ、心を安んずる暇なくて、生涯を終るあり。或ひは人にも忌嫌はれ、動もすれば人を掠め、また不義の財を貪り、心ある人これを見て、爪弾きを做すといへど、却てその家繁昌し、子孫榮ふる方もあり。是をもて此を思へば、善惡の報なきに似たり、夫等をもていふなるべけれど、これを佛家の說にていはゞ、篤實にして善事を作すもの、生涯窮迫の中に終る、いかにも善報のなきに似たれど、是は罪業の深くして、惡種の滅すること遲きなり。假令その人生涯に、惡種盡ずといふといへども、怠らず善事を修せば、その子に至りて惡種盡き、善果の廻り來るに及び、その報を得て、富貴となるべし、たゞ一世の短きをもて、この論をなすべからず。また人を掠め不義の財を、貪りながら富貴なるは、善果のいまだ盡ざるなり。既に善果の盡るにおよび、たとへ巨萬の財を積み、其根を固うすといふといへども、譬へば天變地妖に罹り、あるひは子孫暴戾の徒出て、これを滅し零落すること、旭にむかふ霜のごとし。かの鄙俗の常言にも、艱苦をすれば子は樂を爲し、孫に至つて乞食すると、余往々見きたる處、是等の類ひ鮮しとせず。されば佛說にいふ所、強ちに誣べからず。世に熊坂長範は、本朝賊首の尤けきものなり。常に下風に示していはく、まづ盜をせんと要せば、その入るべき家を窺ひ、その主の行狀を察すべし。暴富姦富の家に入れば、極めて大利を得ること必せり。憂苦辛勤して後富を致す。此家に入れば不利多しと、暴富姦富は貪になる、ゆゑに失ふことの速きなり。これ理の貫く所にして、應報の名を負するも可なり。〔割註〕閑際筆記に載す富に三あり。曰、本富曰、末富曰、姦富なり。今洛中に家潤ふもの末富にあらざるはなし。而して姦富もまた少なからず。是其貪を得易きゆゑんなるかと云々。本文の理に等し。」こゝに因緣因果を說き、應報の理を本として、作りなせる物語、實に南畝の農夫より多し。然れどもみな虛實半にして、人の意中に

出るものなり。余親しく人に聞しは、上野の國吾妻の郡、猿が京〔割註〕古へ橋に作るといふ。一に兵馬といへるものゝ母、爐の邊に在けるが、その藁火煽々と、老嫗が衣に燃つきて、嗟熱々と叫ぶにぞ、兵馬を始め在あふ人々、急にその衣を脱せ、火を撲滅したるに、衣類及ひ渾身まで、傷損したる所なし。たゞ其腕に方五分ばかり、赤き疵の痕つきたり、人々これを不測におもへど、何等の趣意といふことをしらず。夫よりして翌日もまた、是に同じきことあり、其後日毎に斯の如く、一日廁にゆきたるに、元來火氣はあらざれど、いかにしてか火燃出その身は恙なかりしかど、廁はみな燒失ぬ。かゝる不測のおほければ、老嫗も少し心に當ることやありけん、菩提寺に行き、如此々々のことをいひ、旣に尼となりて其處に居り、念佛三昧に日を送りしが、夫より絕てこの事なし。故に佛力の擁護を尊み、心を易んじ在けるが、頃は睦月二十二日、風あらぶきて寒ければ、家にゆきて己が衣類を、持來らんとて往きたるが、其家に入ると齊しく、件の爐より火燃出て、老嫗が衣につきければ、嗟やといひて撲滅たるが、その火傍なる障子に燃つき、見るまに家根に移りつゝ、折しも風の烈しければ、防ぐべき便術なくて、その家はものかは。風下なる近隣廿七軒まで、延燒におよびけり。かくて老嫗は嘆きに堪ず、罪障消除のため信濃なる、善光寺の如來に詣んと立出しが、其後行方更にしれず。定めて今は死したるらんと、當時彼寺に同宿したる、良融といへる沙門語れり。これ何の謂ぞと問に、むかしこの老嫗、若かりしとき近鄕の者を聟としたるが、密夫ありてその聟を嫌ひ、親に種々讒言して、さしも篤實なる聟を逐けり、聟も粗これを知り、心中忿に堪かねたれど、證據とすべきこともあらず、その儘に過るほどに、或夜その密夫が、女の家に來りしと聞、その鬱忿を晴さんと忍び寄しが、當下に一人の男、この女と、對座にて爐の邊に、潜み語りてありければ、偕こそ件の男なれと、思ひ詰て躍りいり、物をもいはず一刀に、斬さげ





たれば嗟と叫びて、其儘に死でけり、女は周章逃除うちに、人集まりて壻を捕へ、官邊へ訟へけるに、密夫なりとはおもひきや。この家の舅ならんとは、是に於て言釋無終に刑におこなはる。かくて後密夫を、表だちこゝに迎へて、夫婦と成子を産しは、則今の兵馬なり。夫より數多の年月にも、いさゝか變ることなかりしが、その壻の怨念が、爐に残りて今年に至り、斯のごとき怪みのありけるなり。實に應報の遲速はあれど、かならず無きことあたはずといへり。

按るにこの女、痴情にひかれて婦道を廢し、その壻過ちて父を殺す。思ふに手自殺すものと、たゞ一間の差ひのみ。その罪責深重なり。これほどの報いなからんや。たゞ疑ふ、怨念のため其家を燔るゝとき炎焼二十七家におよぶと、抑この二十七家の者、またいかなる罪かある。もし怨念の所爲とせば、其家のみにて止ぬべきを、かく連累せらるゝは、是また何の應報ならん。

附ていふ、陰陽家に七殺金神といふことあり、秋は金氣殺伐の節にて、この時金神の祟り猛烈なり。然るにその方を犯し普請造作移徙などすることあれば、其家に祟り、家内の男女七人死す、故に七殺金神といふ。若その數に足らざるときは、隣家を合してその數に充しむるといふ説あるは、更に信用なしがたし。方を犯せる祟りあらば、その家は然もあるべし。隣家に何の咎かある、解すべからざることならずや。本文延焼のことに類せり。

○横笛

それ樂は先王の制する所にして、人心を感ぜしむるの具なり。廣博物志にいはく、

夫樂者先王之所二以飾一レ喜也。軍旅鈇鉞所二以飾一レ怒也。故先王之喜怒皆得二其齊一焉。喜則天下和レ之。怒則暴亂者畏レ之。先王道禮樂可レ謂レ盛矣。

と見えて樂は則先王の、人をして和せしむる處、尤宮商角徴羽の音、それ〳〵の別あり。今こと〴〵く言んはくた〳〵しくわづらはしきに似ていはず。絲竹の音聲さま〳〵にて、一容ならず。その好む所によりて、喜ぶ所も格別なるべし。就中感情に堪ゆるものは、吹物の方にある歟、しかれどもその聲悲哀に近し、胡笳の音を聽て、軍士腸を斷よし、往々古き詩にも見えたり。むかし朱雀帝の御時、博雅の三位といふ人あり。音樂を善し給ふ。殊に横笛に堪能なり。一日盜人かの家に入る、三位簀子の下に隱る、盜退き去るの後、其所より匍匐出るに、一箇の篳篥を取遺す。三位是をとりて吹たり。盜遙にこれを聞、哀情を發して歸るを忘れ、掠むる處の品物を却し、禮を作して去るといふこと、古今著聞集にみえたり。この人月夜に異人に遇ひ、笛の妙曲を授かりしこと、また逢坂に忍びゆきて、蟬丸より琵琶の祕曲を許されたる事なんど、今人口に膾炙せり。源平一の谷鬪戰のとき、熊谷直實魁して、夜もすがら横笛の音を聞く、翌日敦盛を海濱に討留の引合せに一管あり。偖は昨夜城上にて、吹荒みしはこの君にやと、忽ち哀情をもよほすといへり。横笛は本羌より出づ。張騫西域に使して、首めて一曲を傳えたり。李延年といふもの新聲をつくる。その數二十八曲なりとぞ。しかるに本朝につたはりしは、その時代をつばらにせず。しかれどもいと古き物なり。拾芥抄にのする處、天下寶物の横笛、承平四年の目錄に、大水龍、小水龍、海人燒殘、靑葉、蛇逃、蟬折、赤疵丸、內裏丸、はみな希代の笛なり云々。前文敦盛討死のとき、鎧の引合せに籠られしは、則靑葉の笛にして、また蟬折は高倉宮、つねに祕藏まし〳〵けり。されば盛衰記のころまでは、この寶物も歷然たりしを、それより六七百の星霜を經ぬれば、今何方にあるをしらず。

安政五戊午初春刊行　　中村氏藏板

積翠閑話　終

尾崎雅嘉隨筆

尾崎雅嘉隨筆目次

尾崎雅嘉隨筆

尾崎雅嘉著

〇人をあがめて樣といふ

人をたふとみて樣といふこと、四百四五十年ばかりあなたのみかどより始まりて、をり〳〵見えたり。上樣、前朝樣、禁裏樣、御殿樣、公方樣、宮御方樣、德大寺樣、女中樣など見え、書狀のあて名にも御つぼね樣などゝ有。又鹿苑院殿樣、室町殿樣抔、殿樣と重ねていへる事も見えたり。

〇人々御中

園太曆に、書狀のおくに進上二條殿人々御中などあり。又あて名はなくて、たゞ人々御中とのみあるもあり。

〇年の始のせちといふ事、人の妻を內方といふ事

年のはじめにいはゆる振舞などする事を節といふ。壬生忠見家集にある所の屛風正月せちする所有、

春霞たつといふ日をむかへつゝ年のあるじと我やなりなむ

貫之家集に、つねすけの中納言內方と有。人の妻を內方といふは古き事也。

〇つぼね

榮花物語若枝卷に、はかなく屛風几帳ばかりをひきつぼねて、ひまもなくゐたりと有、局といふはつぼやかにつぼねたるところのよし也。

〇十二ひとへ

同じ書に、皇后の御方へわたらせ給へれば、宮は中こき紅梅の十二の御ぞに、同じ色の御ひとへくれないのうちたるもへぎの御うはぎ、えびぞめの御こうちぎ、花山吹の御から衣、からのうす物の御うちぎばかり引かけて云々と有。俗に十二ひとへといふは、此十二の御ぞに同じいろの御ひとへ也。

○もゝたち

兵範記に、保元三年三月廿二日、石清水臨時祭の舞人の裝束抄に、摺袴〔割註〕股立津加留也。」とあるは、今の世にもいふ股立にや。

○菊の御文

葉室大納言賴親卿右衞門佐たりし程、文應元年八月新院石淸水御幸記一卷あり。それに御裝束をしるせる赤色御袍〔割註〕窠文中菊八葉、蘇芳御下襲、同御半臂、有文御帶。」と見ゆ。菊の御紋といふは、かやうの文の御例に成りたるにや。

○御　袋

人の母を御袋といふこと、中原康富記云。享德四年正月九日、今曉室町殿姬君誕生也。御袋大館兵庫頭妹也。

○なんど

まさすけの裝束抄に、も屋のなんどといふ事有。又みすはなんどにかくると、南おもてにかくる也共有。今いふ納戶はこれなるべし。

○宿老、庄屋、名主、

京大坂などにて、町々の長を宿老といひ。ゐなかにて村の長を庄屋といふ。これを吾妻にては、江戶にても田舍にても名主といふ也。此名主といふ稱、東鑑などにもところどころ見えたり。これは中ごろの書どもに、諸國の村里の名に某名といふ名多し。それ多くは人名の如く、たとへば恒光名、永平名などい

へる類也。されば名主といふは、某名より出でたるにやあらむ。

〇足　袋

俗にいふたびは、和名抄に、單皮履云々。今按、野人以二鹿皮一爲二半靴一。名曰二多鼻一。宜レ用二此單皮二字一乎とあり。

〇ゑ　た

今の世にゑたといふものは、餌取を訛れる名也。穢多とかくは俗のさかしら也。和名抄に、屠兒和名惠止利。屠二牛馬肉一取二鷹鷄之餌一之義也。殺生及屠二牛馬肉一取賣者也とあり。翻譯名義集といふ書に、旃陀羅。此云二屠者一。法顯傳云。名爲二惡人一。與レ人別レ居則擊レ竹。自異人則避レ之といへるは、天竺國の事なるを、此方の今のゑたに似たる事也。

〇人の立いにし跡を掃くことを忌む事

人の去し跡を掃く事を忌むは、萬葉集にも十九卷に、

櫛とみじ屋中もはかじ草枕旅ゆく君をいはふと思ひて

〇鏡のうらに鶴をいつくる事

今の世に鏡のうらには、多く松竹鶴龜のしたを鑄つくる也。

〔拾遺〕千年ともなにかいのらむうらにすむたづのうへをぞ見るべかりける　伊勢

此歌のはしの詞に、かゞみ鑄させ侍けるうらに、鶴のかたを鑄つけさせ侍てと有。

〇みやうぶ

武能といふ管弦の上手、一の人の仰によりて、時光といふものゝ弟子になりに行くとて、みやうぶ書てかれが家にゆけりと續世繼に見えたり。みやうぶは名簿とかきてなつきといふ物也。物に名付共かきたり。

〇書出し

江家次第九卷に書出といふ事見えたり。今商人の家にいふ書出しも、かれより出し名なるべし。

○伎藝に太夫といふ名

續世繼に、花園左大臣の御家に、管絃をよくするものども多くめし置給へりし事をいへる所にいはく、ふき物ひき物せぬはすくなくて、ほかよりまゐらねど、内の人にて御あそびたゆる事なく、伊賀太夫、六條太夫などいふすぐれたる人共あり云々と見えたり。今の世に猿樂その外の伎藝にも太夫といひ、名も何太夫とつく古き事也けり。

○朝　所

朝所を常にはあいたんどころとよむを、中務内侍日記にはあしたどころと所々に出たり。あしたを音便にてあいたんとはいふなるべし。

○柿の本、栗の本

二條良基公のさよのねざめといふ物にいはく、後鳥羽院の御代には、よき連歌の上手をば柿の本の衆と名づけられき。わろき連歌をば栗の本の衆と名づけられ侍りき。

○かごといふ乘物の名

今川貞世が鹿苑院義滿大將軍の嚴島記に、御前の濱の鳥居のほとりより、かごにて御船にうつらせ給へりといへり。

○某屋といふ家名の事

近き世商人の家の號、おしなべて某屋といふ。それにいろ〳〵の品あり。まづ酒屋、米屋抔いふたぐひは、其物をうるよしにて、こはふるくもいひし事にぞ有けむ。又大和屋、河内屋、堺や抔のたぐひは、先祖の出たる國里の名也。又ゑびすや、大黑や抔は、福神をもていはひたる也。又松や、藤や、菊や、鍵や、玉や、龜や抔のたぐひ、木草の名、うつは物の名、魚鳥の名抔もて付けたる風流を好めるにて、是

と中原康富記に、應永廿七年十一月七日壬申。春日祭也。予依レ爲ニ分配一。早朝南都下向ス。天蓋大路旅屋ニ着ク也。史員職行秀等同宿也。とあるを見れば、そのかみもはやく有し事也。この旅やは旅人やどす家にや有けむ。さてこのたぐひの號は、もろこしの國にて某堂、某亭、某軒、某齋抔といふと同じ意ばせ也。故にむかしは商人のみならず、然るべき者と好みて付けたりと見えて、伊勢の御師といふこの物にも、某屋太夫といふが多く有也。そはもと風流たるを好みて付けたる物なるを、あき人の家におしなべて某屋といつくゆへに、今はかへりて卑しき號となりて、先祖より傳わりたるをもいとひて、屋の字を俗にかへ抔すめり。さてかのもろこしの某堂、某齋のたぐひは、物しり人、風雅人抔も、商人とかわる事なくて、同じさまにつく事なるを、御國にてもまねびてつく人多き。それをばあき人の家の號に同じとて、いとふ事なきはからめきたるに紛るればなるべし。しかるに近きころ、右のまなびするともがらは、その某堂、某齋のからめきたるをうるさがりて、皇國のことばもてつけむとするに、かの松や、ふじやのたぐひはさすがにさけむとする故に、つくべき號なくて思ひわぶめり。或は某の屋との文字を添て分むとすれ共、木草抔のうちにみやびたる名は數おゝからねば、こゝにもかしこにも同じ事のみいでくめり。そも／＼もろこしのは、多く二字つらねてもつくる故に、いかさまにも心にまかせてめづらしく付べきを、皇國の言は二ツかさねては長くなりてよびぐるしければ、かにかくにつけにくきわざ也。

○ひたゝれ

後撰集に、ひたゝれこひに遣わしけるにうらなんなき、それはきじとやいかゞといひたれば、藤原元輔

住吉のきしとはいはじおきつ浪猶うちかけようらはなくとも

台記別記に、次召ニ家行朝臣一賜ニ比多々禮一。〔割註〕櫻萠黄。〕御云。路頭定有ニ寒氣一以レ之禦レ之云々と見え、兵範記に、久安五年十一月十一日。今日被レ行ニ故姫宮周闋御法事一云々。布施云々。織物直垂一領、〔割註〕故宮御衣。〕また保元三年二月九日。聟取のところに、男女相伴被レ入ニ帳中一。下官覆衾〔直垂也。〕

宇治拾遺物語に、入てねむとするに、綿四五寸ばかりあるひたゝれあり云々。此ひたゝれひきゝてふしたる心云々などあるを見れば、直垂はもと綿をいれて寒きをふせぐ物にて、衾にもしたりけむ。又むかしは女もきたりしにや。後撰集に裏なしとあるは、綿をつけて裏のなきをいへるなるべし。

○ひきはだ

台記に、四五位半靴〔割註〕有二引膚一。有二華仙一。〕六位深沓〔割註〕無二引膚一。無二華仙一。〕とあり。沓などにもひきはだといふと有と聞ゆ。此名の心は蟾蜍膚(ヒキハダ)なるべし。

○とつぐ、めあはす

とつぐは嫁字をよむ故に、たゞ女の男にあふ方にのみつかへどもさにあらず。鎮火祭祝詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命妹妹(イモセ)二柱嫁繼給氐云々と有。さて男女あふてとなれば、いづかたよりもいふ事也。古今著聞集に天野遠景といふ者の事をいへる條に、渡邊にて番妹(ツガフ)にとつぎけりと男の方にもいへり。其ころまで此言うしなはざりし也。又めあはすといふは、女子を男におやのあはするかたにのみいふめれど、然らず。古事記に目合すとかける意にて、是も只男女あふことにて、何方よりもいふ事也。すべて漢字と訓とはゆきたがひて、意のまたく合はざる事多きを、後世にはひたすら其字の意をのみまもりて、言の心に叶わぬ事、此類いと多き也。

○からあゐ

おのが歌にからあゐの末つむ花とよめりければ、ある人すゑつむ花はくれなゐのことこそよみたれ。からあゐのとはいかゞといへるに、おのれこたへけらく、萬葉集の歌に、くれなゐをからあゐ共よめり。そも〳〵くれなゐといふは、此物、もと吳の國より渡りまうできたるよしにて、吳の藍といふをつゞめたる名なるを、そは韓國よりつたへつる故に、又韓藍ともいへる也といへる說の如し。但しからといふは、西の方の國々のなべての名なれば、これは吳國をさしていへるにて、吳藍といふと同じことにもあ

るべし。さるを萬葉の十一の卷には、鷄冠草(カラアヰ)とも書るにつきて、鴨頭草(ツキクサ)也とも、鷄頭花(ケイトウゲ)也ともいふ說どもの有て紛らわしきやうなれども、つき草とも、鷄頭花ともいふは、みなひがごとにて紅花なる事疑なし。さればからあゐすなはち紅花なる事をさとしがてら、ことさらに斯はよめるぞ。つゐでにいはん。同七卷に、

秋さらば移しもせんとわがまきしからあゐの花を誰かつみけん

移すとはおろして染るをいふ。此移字を本に影に誤れりといへりければ、うなづきてやみぬ。其おのが歌は、

からあゐの末摘花の末つひに色にや出ん忍びかねてば

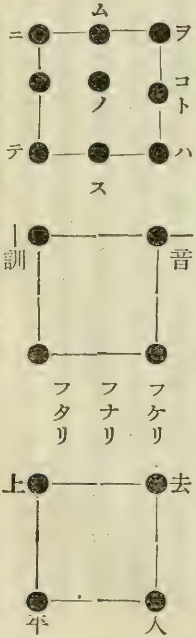
寄草戀といふ題にてよめる也。古今集なる、

我戀をしのびかねてはあしびきの山たち花の色に出ぬべし

といふ歌にてよく似たると、又いふ人も有なん歟。

○御書始

中右記云。寛治元年十二月廿四日〈壬寅〉今日未刻許。有二御書始事一。以二式部權大輔正家朝臣一爲二侍讀一。以二左少辨敦宗一爲二尙復一。其儀如レ式云々。



作二點圖一。正家朝臣御書始所二注進一也。以二白色紙小作子一書二付之一無二表紙一。

○玉津島明神の事

紀の國若橋甚右衛門秀榮といひし人のあらわせる物の中に、玉津島の神の考へ有。それにいはく、玉津島を衣通姫也といふと、袋草子、又北畠親房卿の古今序註に引れたる或抄などに見えたれど、據ろなき事也。又近き世に稚日女尊也といふ說もあれど、それは若浦といふ地名によりてのおしあてなるべし。今ひそかに按るに、玉津島の神は神功皇后なるべし。其故はまづ攝津國住吉神社四座の中に、第四は神功皇后なるを、一說に玉津島といへり。袖中抄に、故左京亮被レ申云、住吉神主國基云、住吉は本三社也。第四社を玉津島明神即衣通姫也。後にいはゝれ給ふ。依て和歌を好み給ふといへり。かく住吉神主國基の說に、第四社を玉津島明神也といへるは、玉津島神功皇后なるゆゑに、此傳說有し也。然るを衣通姫也といへるは、世間の妄說によりて誤れる也。扨又玉津島を和歌の神と申すは、もと若の浦の神といふ事なるべし。かの地名を若といへば也。さて又住吉を和歌の神とする事と、第四の神功皇后にて若の浦の神なるより出たる事なるべし。さて玉津島は津を濁りて玉出島也。古書に斯書たり。うつぼ物語の歌には玉いづる島とよめり。依て按に、此地は神功皇后の新羅を伐給ふ時に、如意珠を海中より得給ふと有。其如意珠の出たる地なるべし。神功皇后の紀國に來座せる事、日本紀に見えて由あり。斯てかの玉を得給へる地なる故に、此皇后を祭れるなるべし。或說に津國住吉に玉出島あり。神功皇后干珠滿珠を得給ふ。其珠の出たる所也といへるは、紀國玉出島の事を誤りて傳へたるなるべし。紀國玉津島の神を後に住吉にと祭れるによりて、そこをも玉出島とはいふなるべし。新拾遺住吉社歌合、社頭祝、津守國平歌に、

君が爲玉出の岸にやはらぐる光の末は千代もくもらじ

又或說に、干珠滿珠は紀國日前宮に納まるといへる事も有。是とよし有ておぼゆ。日前宮はもと名草の濱の宮にまし〳〵て、其かみ玉津島と日前宮の攝社なりしかば、かの珠の玉津島より出たる事をまがへて、日前宮に納まるとは云傳へたるなるべし。又玉津島明神は日前宮也といふ說も有。それと攝社なり

し事をさは誤りたるなるべし。右の事共を合せて考ふるに、玉津島の神は疑ひなく神功皇后なるべく思はるゝ也といへり。此考へなを事長きを。今ははぶきてつゞめて出せり。此秀榮といふ人は、若山の人にてちかきころみまかりぬとぞ。此ふみはそれが甥なる長平忠睦といふが見せたりし也。

○妹背山

背の山は、書紀の孝德天皇の御卷に、畿内の堺を定めらるゝ所に、南は自二紀伊兄山以來一とあつて、兄此云レ制と訓註もあり。さて萬葉には、一の卷持統天皇の御代の歌より始て見えて、多く此山を越ゆくよし端詞にも歌にも見えたり。妹山といへる事は、同集七の卷の歌に二首と、十三卷に一首と見え、合せてひとつに、妹背山とよめるは四卷七の卷に見えたり。斯て顯昭の袖中抄に、妹背山とは紀國に吉野川をへだてゝ妹の山せの山とて二ツの山ある也といひ、契沖勝地吐懷篇には、妹背山は紀の川をへだてゝ、兄山は北に、妹山は南にありといひ、紀の國の或書には、背山は伊都郡賀勢田庄背山村の西北にあり。妹山は背山村の二町あまり南きの川の南の邊にありといへり。宜長つら〳〵思ふに、兄山ははやく孝德紀に見え、萬葉の歌によめる趣とたしかなるを、妹山といふは兄山あるにつきてたゞまうけていへる名にて、實に然いふ山あるはあらじとぞ思ふ。そは萬葉三の卷に、

かけまくほしき妹の名を此せの山にかけばいかにあらむ

又、このせの山を妹とはいわじ、など兄の山といふ名につきて、妹といふ事をもよめれば、又妹山といふ事をもまうけて、歌のふしとせるなるべし。されば背の山の事はたしかに讀れど、妹山の事とてはさらでよめる歌見えず。たゞ妹と背の山、いもせの山、或は妹の山、せの山こへてなどのみよめる、皆兄の山につきての詞のあやに、妹山といへるべく聞へて、兄の山をいはずして、只妹の山をのみよめるはなし。七卷に「木道にこそ有といへど、只一ツよめるも、たゞ歌に此名あるによりての事なるべし。又七の卷に、

せの山にたゞむかへる妹の山事ゆるせやとうち橋わたす

といふ歌も、兄山をこゆる時に、谷川抔にかりそめなる橋を渡したる所を見て、其あたりならべる山を、かりに妹山として斯はよめるなるべし。かの紀路にこそといへる歌の末、「二上山に妹こそ有けれ、とよめるも、二上山にまことに妹といふがあるにはあらねど、峯二ツあるによりてまうけて、さはよみつるなれば、きの國なるも兄の山といふ名につきて、さもいふべき事也。なを妹山といふ山は、まことになき事と思わるゝは、今に至る迄兄山はたしかにて、背山村といふさへあるを、妹山は紛らはしくしてさだかならず。其故はまづ上に引る袖中抄などは、たゞ古今集の歌によりて、大よそにつくるなれば、證にたらず。契沖がいへるなるも、なをおゝよそなるを、かの或書にいへるはこまやかなれど、紀の川の南の邊にありといへるは、いづれの山をさしていへるにか。なを紛らわし。こは思ふに、紀の川の川中にあるをいへるなるべし。然るにおのれ船より下りける時見けるに、其山は川中ながらも、北の岸にちかき所に在て、水は山の南の腰を流るれば、川の南の邊といへる事たがへり。そは川瀬のうつりたるにやとも思へ共、倚これを古今集の歌にかなへむとて、南邊とはいひまぎらかしおきつるにや。又まぎらわしきは貝原篤信がいはく、名手の瀬の山に至りて云々。もし妹背山此所ならは、むかひは妹山なるべきに、妹山といふべき山なし。此山は川瀬の中にあれば瀬の山也。妹背山にあらずといへり。然ば其ころ里人なども、此川中なるをせの山といへるにや。されど川中なるはさらに畿内の堺などにせらるべき山にはあらず。又萬葉の歌どもによめるさまと、兄の山は背の山村の西北なる山なる事しるければ、猶貝原がいへるもひが言也。然はあれ共、そのかみもしかの川中なるを妹山といひたらむには、妹山といふべきに、さることといはざるを思へば、かれを妹山といふ事はなかりしことと思わるゝを、かの或書には、妹山とはこれをいへること聞ゆるは、かへす〴〵紛らわし。斯のみ妹山の紛らわしきは、もと實に然いへる山はなきがゆへなるべし。又ちかきころ或きの國の人のいはく、古今集の流れてはの歌、六帖

にはよしのゝ瀧の中におつると有。續古今集延喜の御歌に、

末たへぬよしのゝ川のみなかみやいもせの山の中を行らん

玉葉集に、「中にゆく吉のゝ川は云々、同樣かへし、「いもせ山云々、これらの歌によるに、此國紀の國にはあらず。吉野にあること決定すべし。萬葉に、紀の國とよみたれ共、それは名手の川中なる瀨の山をまがへて誤れるかといひ、かの貝原抔が吉野なるをそれ也といへるは、みな後の歌にのみなづみて、萬葉をよく見ざるひが言也。萬葉の趣き紀の國なる事は何の疑もなし。今に吉野にそれとて有は、古今集の歌につきて後に似つかはしき山を、それとなづけたる物也。そも〳〵古今集なる「流てはの歌は、かの萬葉七のせの山にたゞむかへる云々。「うち橋わたす云々。「きの川のべの妹と背の山抔とある歌によりて、妹背の山の中に落るといひしよしやと重ねん料に、紀の川を同じ川なれば、吉のゝ川とよみなせる物也。其歌によしのゝ川といひ、おつるともあるから、六帖なるはその川を瀧とも唱へ傳へたるなるべし。すべて歌に名所をよめる事、其所に至りてこそ、見たるさまをよめるなどこそ、後世のといへ共、より所とすべきはあれ。さらぬ戀の歌などによめるは、いにしへのこと只ふるき歌によめる事をとりて、あやにしたる事多ければ、多くは其考への證にはなり難きわざなるを、此いもせ山の事、なかしよりもたれも〳〵、只かの古今集の歌にのみなづみて思へるは、くはしからぬ事ぞかし。又かの續古今集に、延喜の御とてのせたる歌、玉葉に篁卿のとせる歌など、いたく後のさまにて、さらにその世の歌ざまにあらず。いひなしざま古今集なるによれることとしるし。たとひま事にその歌どもにもあれ。古今集なるはふるく聞ゆれば、かれによれるは論なければ、まして誤にはいかでなるべき。

○櫛をなぐる事

建久二年六月廿四日。今日居二住佐介一之者俄企二自害一。聞者競集(ヒテ)圍二繞此家一。觀二其死體一。有二此人之聟一。日來令二同宅一處。其聟白地下二向田舍一訖。竊二其隙一有下通二艶言於息女一事上。息女殊周章敢不レ能二許容一。而

令レ投レ櫛之時。骨肉皆變ニ他人ー之由稱レ之。彼父潛到ニ于女子居所ー。自ニ屏風之上ー投ニ入櫛ー。彼息女不意而取レ之。仍父已准ニ他人ー欲レ遂レ志。于レ時不レ圖而聟自ニ田舍ー販肴入來。其御之間忽以下不レ堪レ悲及ニ自害ー云々。是は東鑑に見えたり。世にあさましき事も有物也けり。是を爰に出せるは、伊邪那岐命黄泉國にて御櫛を投給ひし事有所の古事記傳に引べかりしをもらせし故に爰に出せる也。

○南殿の御階の櫻橘

歷代編年集成云南殿櫻樹本是梅樹也。桓武天皇遷都之時取被レ植也。而及ニ承和年中ー枯失。仍仁明天皇被ニ改植ー也。今度燒亡燒失畢。造內裏之時。取被レ移ニ李部王〔割註〕重明親王。〕家櫻樹ー也。件樹本吉野山櫻云々。但拾遺公忠朝臣歌詞。延喜御時見ニ南殿花ー云々。然者天德以前櫻樹歟。梅櫻事時可レ決レ之。橘樹者本自取ニ生託ー也。遷都以前此地橘太夫跡也云々。南殿樹事審紀ニ錄之ー。村上御宇天德三年十二月七日。南殿坤角新移ニ栽橘樹一本ー。〔割註〕高一丈二尺。〕件樹彈正尹親王第三條家樹也。依ニ勅定ー奉レ之。右近將監已下掘レ之。或記云。遷都之時。彼樹在所稱ニ橘大夫ー者家後園也、件後園有レ橘。即南殿前以賞翫。其後回祿之後。被レ栽ニ彼東三條樹ー云々。小一條左大臣記云。橘本秦保國也と見えたり。今度燒亡とある、天德三年の燒亡の事也。大槐祕抄云、南殿の橘の木は、此京未だ內裏たてられ給はざりけるさき、人の家の候けるが、木にて候ければ、きられずしてなん候ける。殿上人は南殿のおほゆかにて、枝ながらたちばなくひ折しけりと申し、それは實にや候けん。木は一定のふる木になんさふらひける。

○立田川

古今集秋下に、神なびの山を過て立田川を渡りける時に、紅葉の流れるを見、

神なびの山を過行秋なれば立田川にぞぬさは手向る

此神なび山は、山城國乙訓郡にて、同集別部に山崎より神なびの森迄おくりにと云々とあ

る同所也。拾源重行集に、山崎川を立田川といふを筑紫へいくとて、

白浪の立田の川を出しより後くやしきは舟路成けり

と有。然ば立田川といふも、山崎のあなた津國島上郡にて、彼神なび山近き所にて、筑紫へ下る道也。大和の立田とは別也。然を神なび山といふも、立田といふも、大和に名高くてある故に、昔より古今集なるをも、大和國のみと思へり。契沖も然心えて、神なび山は高市郡、立田は平群郡にて、はるかにへだゝれば、其山の紅葉の立田川に流るべきことわりなしといひて疑ひたり。されど詞書に、歌ぬしのみづから其山を越、其川を渡りてとあれば誤とは云がたし。然るを吾師は元より彼歌をひがごとゝして、詞書をさへ撰者の作れるが如くいはれたるはいひ過し也。たとひ歌はひが心にしてよむ共、さる詞書迄作るべきかは。そも〳〵大和の田人萬葉の歌に十四五首も見えたれ共、いづれも〳〵山をのみよみて、川をよめるは一ツも見えず。其外古書にも立田は山とのみこそあれ。川はある事なし。立田川とよめるは皆今の京に成ての歌にて、右にいふ山崎のあなたなる也。もみぢみだれて流るめりの歌は、もしまことにならの帝の御ならば、平城天皇なるべし。又もみぢ葉流る神なびのといふ歌は、飛鳥川とある方正しくて大和なるべし。かの山崎のあなたなるは、神なびとはいへど、みむろ山とはいふまじければ也。然るに拾遺集に物の名の歌に、

神なびの三むろのきしやくづるらん立田の川の水の濁れる

と有は、はやくかの古今集の歌共によりて、大和のと稱れて、かくはよみ合せたり。其後々の歌はさら也。

〇同

立田川といふは、前にいへるが如く、山崎川の事なるを、そはいづれの川ならむ。かのわたりの事しらで年頃いぶかしがりつるを、ことし寛政五年三月、京より大坂に下れるかへるさに、山崎のきしに船よ

せておりて、其あたり見めぐりて、此川をも尋ぬし間に、大かた山崎よりあなたには、水無瀬川をおきて、川はひとつもなし。扨つら〳〵考るに、水瀬川といふは後の名にて、此河ぞいにしへの立田川なるべき。此川山崎と水無瀬との堺に有。山城國と津國との堺は、川よりすこしこなたにて、川は島上郡になん有ける。今はせばき川なれど、かなたこなたの塔高くて、水はよろしき程の流れなるを思ふに、やゝひろく流れけむを、後に塔を高くつきて、今の如くせばくはなしつるなるべし。扨立田川によみ合せたる神なび山、神なびの社は、神名帳なる山城國乙訓郡自玉手祭來酒解神社、〔割註〕名神大月次新嘗。」是を續後紀、又臨時祭式抔に、山崎神共あれば、此神社によりたる名にて、則山崎山の事にぞ有べき。此社は則今の山崎天王也共いへり。然に今水無瀬の里を過て、はるかにあなたに神内（カウナイ）村といふ有て、其ほとりにちいさき森のかたも有て、是なむ神なびの森なるといふなれど、そこには古の歌共に叶わず、其ちかき程には川もなし。思ふに神内といふは、後に地をうつして古の名をのこしたる物にやあらん。彼森の方は扨後につくりたるにも有べし。古今集の詞書に、山崎より神なびの森迄云々とあるは、山崎をはなれてあなたなるやうに聞ゆるは、同じ山崎の内ながら、其里より彼森迄といふ成べし。

〇水無瀬川

いにしへに水無瀬川と云しは、一ツの川の名にはあらず。いづれにまれ水のなき川といふ事にて、あるは砂の下行水は通りて、うはべに水なき川といへり。萬葉四に、

戀にもぞ人はしにする水無瀬川下ゆわれ痩月に日に重に

十一に、

こととくは中によどませ水無瀬川たゆとふ事有こすなゆめ

うらぶれて物は思はじ水無瀬川有ても水は行とふ物を

古今集戀に、

ことに出ていはぬばかりぞみなせ川下に通て戀しき物を

逢見ねば戀こそまされ水無瀨川なにゝふかめて思ひ染けん

みな瀨川有て行水なくばこそつひに我身をたへぬと思はめ

是等は皆其心也。又萬葉十、

久かたのあまつしるしと水無瀨河へだてゝおきし神代恨めし

是は天の川をいへるにて、正しく水のなきよし也。然るに右の歌共を、彼山崎のあなたなる水無瀨川と心へたるはひが言也。山崎のあなたなるは、古は山崎川共、立田川共いへりし事、上作にいへるが如し。みなせ川といふは、古今集抔の頃よりは後の事也。そは類聚國史に延暦弘仁の頃、天王水成野に遊獵有し事たび〳〵見えて、水成村共有。則今の水無瀨也。然ば此地名によりて後にかの川の名にもなれる也けり。扨水成と書るはみなしとよむべき也。萬葉に水瀨川と書るも然よむべし。成、無抔は、なせとは讀がたければ也。されど彼地も又川にいへる、共に古よりみなし共、みなせ共通はしいへりと聞へたり。

尾崎雅嘉隨筆終

閑窓筆記

庭の落葉序

高砂住江相生の松かげに友しらがなる尉と姥のさらへ箒木に抓落葉は八千世を契る妹背の始芽出度ためしに引ことなり。それにはあらで山がつの年のみふりて花もなきあらぬことの葉かき集しは葎はふ庭を埋し木々の落葉塵芥と成のみにてみな人の有べきにもあらねどちり塚の塵も数積れば文車の文にならべられし事もありと覚ちがひかたことまじりにおもひよる事ども出るまゝにこまさらへしてひとつの草双紙となし庭の落葉と題し老人の秋の寝覚閑人の春の晝寝の伽にも成なむかしと大海しらぬ井蛙の情をも忘れ芦のつか取あへず瓦の池すに染て書流し侍りぬ。

安永八年己亥夏四月　華洛　西村遠里述

閑窓筆記目録

閑窻筆記 巻之一

華洛　西村遠里　著

○開帳参

過つるとし、きく月六日の夜より七日にむけて、春雨のごとくふりて、うちしめりさびしけれども、世上はもの前なればとて、書出しよ取引よと、足を空にかけありき、或は重陽のこしらへ、菊の盃に千世のことぶきをいはふ深草の元政ならねど、我身ほど隙なものはなしと、むかし今おもひつゞくるに、邯鄲の枕の夢は五十年なるに、我身の夢ははや六十ばかりいつかさめなんと、一日ぐらしに光陰を送る中にも、憂と思ふ事はおほく、可笑ことはすくなきものなり。まゝならぬ憂世なればなるべし。然るに此ごろすこしおかしと思ふ事の有ぞかし。此秋は嵯峨の釋尊千本通一條の邊にて御開帳、貴賤群集はいふもおろか、爺婆男女の日参おびたゞしく、其邊は仕出しの粟餅や、目川菜飯の出みせ、かるわざ見せもの取廻し、誠や三國傳來赤栴檀の尊像ほどありて、毎日百貫におよぶ賽物なりとて、町々の評判やかまし。人の耳にきゝおよぶ天台、眞言、禪、淨土、一向、日蓮等はもとより、一切の宗旨たるものは、皆此釋迦の說出されし經々より出たる事なれば、何宗は參まじといふ事のならぬ本尊故、げにもつともなる事なり。こゝろのひまに逐一おもひ見るに、世上州々の寺々にも、釋迦の木佛幾等も有べし。又新に佛工にいひ付なば、千萬體も心のまゝに出來すべし。それに此釋尊にかぎり、世人めつたにありがたがるを、赤栴檀の木にて作れるゆへかと思へば、下川原高臺寺の南の圓子靈山へぬける道の南側に、伽羅

たんしても、それに御かまひもなしにきよろりとして御ざる處が、まことの難レ有佛ならまし。いはんや悪心だらけの群集の參詣、地獄へゆこふと極樂へゆこふと御かまひなく、その人々の心にある事と思召て御ざることとならん。心を灑洒にするは不當世大切な尊像をありがたくして成とももふけるが勝、參りの人々も手前の心の吟味はすてゝ置、極樂の欲を木佛へ錢金あげてのあつらへ、おかしきだらけと思ひつゞけ、人のみるべきならねば、思ふ通を筆にまかせて徒然をなぐさみ侍りぬ。かやうな事をいはゞ、地獄の釜焦になるならんながら、此世でさへ一寸向は暗の夜、また往向はしらぬが佛と、無理にこつちから佛になつて安心して死なふとおもへば、おそろしくも思はずかし。

〇殺生放生

吾住ふせやの軒ちかく一木の山茶あり。枝葉こもり茂れり。いつのころよりか雀夜々栖とみえて、その下に糞などあるを心付て、ある夜召遣ふもの手燭を携へうかゞひ見るに、雙偶宿し居るをみて、しきりに感慨の情を起して、扨も〳〵その下を人の往來も有に、能々吾家の殺生を好ざるをしり、心をゆるしてとまりけるもの哉。その寢たるさまの可愛らしさをみれば、餌をもやりたき心になるに、いかなれば寢鳥をとるやうの心のもの〻世にありける事よ。むごらしやとひとり呟言をきゝ侍りて、論語にいふ孔子釣すれども網せず。弋すれども宿を射ずとのいましめを思ひ出て、まことに聖人の心みるべし。網とは大繩をもつて網に屬、流を絕て漁するものなり。弋とは生糸を矢に繫て射るものなり。釣と理をおなじふす。これにつれて世上殺生の沙汰をいふものをきくに、佛法歸依の衆中は彼殺生戒をいましめ給ふをしへによる故、蟣蝨にいたる迄殺さぬやうにして殺生を恐れ惑ふ。其上放生すれば莫大の功德なりとて、泥鰍鰻鱺魚鯉鮒等のるいを買求め、寺院の池へはなち或ははなし鳥、はなし龜のるいを買て、これ

をはなし、善根をなせしと人に吹聴す。また丈夫自慢のやからは獵漁を好み、無益の殺生を樂みとし、その家業にもあらぬ身の、囮よ、十大功勞よ、罾よ、羅よと、種々の道具をもち、山野に夜をあかし、淵川にのぞみては釣よ罟よと心をつくし、得ものあれば己が調味とす。假設佛家の說のごとく因緣の報いなしとも、いきとしいけるもの、いづれか命をおしまざるはなし。己が命のおしきにくらべて、これを思はゞ、慰の殺生は豈不仁といはざるべけんや。身分相應の鱐魚汲魚にても、なまざかなにても、商賣人の手よりもとめて喰ば事たりなん。此樂みの爲に隙を費し、家業の妨げとなり、その身も寒濕或は風邪の外感をうけ、おもはざる疾を引出す人間多し。妻子をやしなふにもあらず、無益の殺生、天のめぐみよかるべきにもあらず。そのはじめは小魚小鳥の殺生も、なれては次第に大鳥兎狸狐やうのものを殺生するやうに成ものなり。さやうの人に、蚤蝨又は蚊蜂のるい、人に害あるものはいふにたらずといへば、殺生に大小の差別はなしといふ。愚曰、それは大なる僻事なり。惣じて濕生する小虫は、何によらず陽氣の消息によつて自然に生じ、自然に死す。人これを殺さずとも、時節きたれば死す。況や人に害あるものをや。うくる處の氣も小し。故に喜怒哀樂の道も人目にわからずして、見る處なく死するに聲もなし。人情を害せず。形の大なるものは喜怒憂苦の道もよく人に通じ、これを見聞にしのびず。蜆を汁に煮と、泥鰍汁を煮とのさまをみて思ひ合すべし。陰陽の消息にもよらず。或は功を歷て變化するの趣は、埃により垢によつて濕生するに同じかるべからず。況や雌雄によつて生ずるものをや。古人の語にも其生を見て、其死を見るに忍びず。其聲を聞て其肉を食に忍びず。是以君子は庖厨を遠ざくといへり。家職にもあらずして殺生を樂むものは憎むべき事なり。また佛說に拘泥て、小虫壹つをさへに人に害ありても殺しすつる事のかなはぬ人は、世界の道理に通ぜぬ愚人といふべし。出家の身分は兎も角も、

俗人とは同じからぬ事なり。小乘にいふ殺生戒を世界中にたもたして、津々浦々の海人漁士をやめさせ、獵師を禁制し、野猪猿兎鹿等の獸もあれ次第になし、萬民にも殺生を禁斷せば、諸社の神供、宗廟の祭、朝庭の儀式、燕饗の用、賓客の招請にいたる迄さしつかへのみにして、一向家國をおさむるの禮式つとまるべからず。諸國に夥敷獵師海人漁士等みな、俄に妻子をはごくむに術なくして餓死に及ばん。殺生を禁制すれば蠶もかはれず。糸もできず。官服を制すべき絹もなし。國用つとまらず。老人は帛にあらざれば煖かならず。肉にあらざれば脾氣のやしなひたらず。孝養の備もなし。殺生もせねばならぬもの故、方便の殺生は菩薩の慈悲にもまたるといへり。蜆子が常に蝦を釣て食とし、一休の鯉を調味してくはれしやうなものにて、さやうな小きものにはあらず。諸寺諸社に放生の事あるは、神佛の慈悲をしめすのみ。黃檗山七月の施餓鬼に、金銀の山、衣服の山とかたどりたるものをこしらへ置、法事の中に此をやく。これその意をしめすのみ。同じ道理なり。今世上に自身は五塵六欲にまぶれながら、泥鰍の一升や、うなぎの五本や拾本放生したりとて、何の功德にかならんや。梁武帝大分の堂塔を建立ありて、其功德を達磨に問れしとき、達磨こたへて無功德といはれしをもつて思ひ見るべし。州々浦々の獵師海人等は皆、國用をつとむるなり。百姓の農作すると同じ理なり。國用の餘分を以て妻子をやしなふ。何の業報かあらん。人に害なきものすらかくのごとし。ましてや田畠をあらす獸をや。獵師なくんば大小五穀野菜の害をなすべし。武夫はまた田獵鷹狩皆、治にして亂をわすれず、安逸を事とせず、筋骨をかたむるの掟のみ。殺生を沙汰するかぎりにあらず。無益の殺生はいましむべし。のみしらみをもころさぬは、慈悲者といはれたがる否味か。愚癡か。二つのうちのみ。何となく人なみにめだゝぬこそよき處なるべし。

閑窓筆記 巻之二

○貨殖之善悪

四の海八島の外迄も波しづかに治りしは、いにしへより今の御代のごときはあらず。近松門左がいひしごとく、弓にては棉をうち、鐵炮にては湯をわかし、兜鉢にて鮨を漬るものと思ふ世の中なれば、亂世とちがひ、くらしかたに命のあぶなき事もなければ、分限相應に華美を好み、自然と奢つよく、諸事費おほく、貴人がたから下士民にいたる迄、こと／＼く賄かた不勝手になり、上も下も天然と利を好む事専らにて、亂世に國郡をあらそひしごとく、金銀の軍のみ國の大事となり、謀計をして成とも貨殖を能くするものを智者として、正直一偏なるものは拙き者とみゆるなり。古語にも、倉廩實て禮節を知、衣食足て榮辱を知。禮は有に生て無に廢すといふ事あり。萬事ゆたかに財寶澤山に有ながら、人々へ禮の闕と云事もなく、借用の金銀返濟の不埒できるといふ事もなき物ぞかし。非道の金銀を貪り、道ならぬ事をたくむも、分限より入用おほく、金銀のたらぬより惡心生じ、身をあやまるにいたる。惣じて富を求るは人の常にて、町人百姓はいふにおよばず、奉公人の立身を望も皆、富をもとむるなり。出離生死の出家でも、堂塔伽藍を建立したり、大寺にすはりたがるも同じ道理ならずや。人情生れながら倶に欲する處なり。大學に、意を誠にすれば身脩り、身脩れば家齊ひ、家とゝのへば國治る。國おさまれば天下平なりとて、道にかなふやうにすれば、身をもち家をも國をも全ふするとをしへてやかましきを、やはり富を求る道理にあらずや。正成の、時頼のといふ御衆の、賄かたの不勝手などいふ事はなし。上でも下でも富有に成たしと思へば、先儉約を第一にして、其身の行跡は勿論、家内のくらしかた、妻子に

いたる迄者がましき事をふつ〳〵せず。何事もその身の分限相應より少うちばにくらし、仕官人ならば勤を大事、百姓ならば農作、職人商人は各其家業を大事と、晝夜情を出して挊ば、自然とはいる金銀より、出す金銀がすくなく成て、漸々に物事ゆたかに、後には富有になるより外なし。百姓でいへは旱損水損の凶年に逢ひ、町人でいへば水難にあふか。不慮の損失出來て難儀にあふても、その身の奢よりせぬことなれば、また相應のたすけありて、終に富有の家となる。如レ此身を愼し本道にかせぎても、貧窮にならば、まことに富貴在レ天の處といふものなれども、それは希成ことにて、大體は右之通にしてかせげば、富有に成の道理うたがひなし。たれも貨殖をする氣でも、その身分よりくらしかたに奢がすぎる故、隨分精出してもとかくたらぬやうになる故、いろ〳〵すぐならず人を誑かして成ともふけたく、種々と姦曲なる事をたくむやうに成るものなり。奢といへば衣服家宅をかざり、美食を喰事のるいとおもへど、そふばかりにはあらず。心の驕が第一なり。こゝろおごれば、萬事それにつれて身分よりすぎるやうになる。誰か壹人、我はおごるとおもふておごるものはなし。殊更中から下はなをのことにて、地盤が貧きものゆへ、身分より過ぎた事も過ぎたやうにも見えず。如在なくつゝしむと思ふても、我しらずおごるものなり。ある歌に、

わすれては時々上の見られけり心に笠をきてはゐれども

とよみしるいなり。貨殖の道は、外から持來てくれるものにもあらず。無理に取ていぬるものでもなし。兎角正直を本體とし、智は變を權るにたり、勇は理を決斷するにたり、仁は人を惠み功をおよぼすにたり、家業にぬかりなくかせげば、をのづから富をなす。何ほど儉約してかせぎても、虚々人にぬかるゝやうな事にあふたり、道理にくらく迷はされ、心さだまらざる胡亂があつたり、身勝手のみに人を

もめぐまず、惱まるゝやうな事にては、まことの貨殖はできず。僥倖の金銀俄に手にまはりても、ほどなく散財して、またもとの貧窮となるものなり。町家にもその身一代に富家と成たる人は、どれも身をこらし、右いふ通にかせぎたるものなり。たれもそれは合點なれど、身を懲がいやさに、千里一はねの相場事にかゝり、身をあやまるにいたる。それも一涯にはいはれず。米小判等の相場事の勝負にて大に貨殖し、立身したる人京田舍にもたんとあり。さだめて運に乘じたる人か、または千人に壹人、その道の妙々を得たる人ならまし。それをうらやみ手本にして、鵜の眞似する鴉、水呑人世上に夥敷事なり。その道の妙々をもしらぬ心よりいふてみれば、銀貳百貫匁は損しても害にもならずといふ人ならば、米壹萬石銀貳拾貫匁損してもよしと思ふ人ならば、千石ばかりの勝負せば、高下を游あいだの息ぎれといふ事なき故、勝利も有べし。大でも小でも損してならぬといふ銀にて、此勝負はならぬ事と思ふべし。范蠡が貨殖せしも、彼苦にならぬ銀にて、人の棄るやうに思ふときは、幾等も買込、いつ迄も捨て置、時節來り高直に成、人々貴くおもふとき出して賣たるものなれども、これは金銀の力仕事にて、非力なものゝ眞似のならぬ事なり。今の相場事をするは、博奕同然勝負するより外なければ、立身すればよけれど、身をうたねばならぬかいやなによつて、彼本道の儉約第一正直を體とし、身を懲てかせぐより外なし。それもいや、相場事もいやといふて、濡手で粟抓やうな事がしたひとてするのが、皆世上にある山こかしなり。これは貨殖にはあらず、一向詐にかゝらぬ事なり。かやうにいふてみれば、貨殖したがるにもいかふ善惡のある事なり。何とぞ身をこらし、本道の富をなし、人かずに入度ものなり。

○瓦之紋

愚住わびたる茅屋の圮毀るを修覆するにも、衣服の破れ損ぜしをこしらゆるにも、兎角當分凌ぎにも

てばよし。又そこねた時は、いかやうともすべし。何分入用の心やすきやうにといふ故、したしき者どものいはく、兼てよろづの事をあきらめ、今暫の餘命なりとて、衆人の心とちがひし人の、いかなればさほどに儉約のみをいひたまふや。あきらめても吝嗇なりと人々の思はんも氣毒なりといふにより、いやとよ人々はいかやうにも思ひ次第、どれほどよき人にても、なんと成ともいふぞかし。ましてや我等ごときは、いはれがちの事なり。衆口金の鑠すとて古人もいひ置り。われさら〳〵金銀のをしきばかりにてかくいふにはあらず。老人の物をこしらゆるのに、いかに叮嚀なれば、末ながく思ふこゝろのやうにみゆるも愧しくて、かやうにいふぞかし。麁抹にさせ置、その物朽損じて、またしかへるに及び、不思議にも吾身生殘りたりとて、修覆せんは老人の情には見よき物と思ふ故のみ。愚が居行子後編にいふ通、世上の事都て一寸向は暗夜同然、如何なる變ありて、何と成行やらん知べからず。ましてや年老たる身はなをの事なり。しかるに世間の老人、多は口にてもつともらしくいふても、とかく覺悟あしく見ぐるしき心得多し。宋の王元之が竹樓記に、竹の瓦の朽やすきを何か懼れんやとて、其身四年の間に、四所住居の變りし事をいひしごとく、竹の朽るよりその身何となるやらんしれぬゆへなり。或は繁昌して富有なる家、普請するとて巴瓦の巴の代りに、その家の定紋などを燒付させ葺たる屋根あるものなり。公家武家などのめつたに滅亡せざる家がらは格別、平人の貨殖して富有に成たればとて、世の中の變ははかられず、榮枯地を易、時節到來氣運かたぶき、其家も他人のものと成かはるとき、前代の心根盛衰に心のつかざる趣見ぐるしきものなり。和漢ともに盛衰かはる〳〵興廢するは天地の常にて、世々をし移れば歷々の處を古跡となり、そのしるしさへそこよこゝよとしれぬやうに成行、いにしへ六勝寺とて法勝寺、尊勝寺、最勝寺、圓勝寺、成勝寺、延勝寺の六つ皆、代々の天子の勅願所にて、城州岡崎の邊に

ありしも、今は一寺も跡なく、舊跡をさへ知る人なし。貞信公の建立ありし法性寺の伽藍も舊跡さだかならず。今伏見街道に法性寺大路とて名のみ殘れり。かやうのるい寺にかぎらず、諸國におびたゞしき事なり。桓武天皇南都より都を此京へ遷されし時は、今の千本通を中央として、西京東京とて西東に、今のごとく大宮通より京極通迄の竪横の町々兩方にありしなり、代々うつりかはり、今は東京ばかり、殘り、西京は名のみにて纔に在家あり。官職に左京右京の名あるもそれゆへなり。天子の都さへ移り變り色々に成て、むかしのかたなく、千本通とのみおぼへ、朱雀通といへばしらぬ人おほし。朱雀門のありし邊を朱雀といふて名のみ殘れり。その東に東寺、西に西寺といふ寺ありしも、今は東寺のみ殘りて、伽藍は礎のみ。西寺は舊跡のしるしのみ田畠の中にあり。名にきこえし大地も、星移り物變れば跡もしれぬやうになる。況や平人の身分をや。居宅の瓦に定紋を燒つくる等の事は愚のいたりなり。その外にも北野天滿宮、伏見の稻荷、南良の春日等の大社、州々に大分あり。いづれをみても石燈籠おびたゞしく有事なり。氣を付見るに、各御神事緣日等に御燈のあがるとあがらぬとあり。其施主より油料の今に滯りなくあがる燈籠を燃さぬ事は有べからざれば、ともらぬ分は油料のあがらぬ故と見えたり。賑しき御神事などに、蕭然と火もあがらず、火袋の掃除さへできずすてられて、かまふ人なき燈籠に、見あげるほど大にして、年月州處姓名等こと〴〵しく彫付たる、いづかたの社共數十本あり。いづれも建られし時は、其家繁昌し、油料も子々孫々永代あげて獻燈するぬ入（牧カ）にてありつらめ。盛衰轉變子孫もなくなりしや。または相續しても、今日にせはしく獻燈の油迄には手がとゞかぬにや。かくなりてば州處姓名の彫付殘りしもはづかしからずや。佛神のやうすは、愚が居行子に書しごとく、さやうのものにはあらねど、世上にならふていふてみれば、御願中によつて寄進するとも、所願成就の御禮に寄進するとも、

神佛は見通しなれば、姓名をしるさずとても、あなたには能御存の事なれば、それぞとのしるしばかりにて建たきものなり。衰へたるとき名をさらさぬもみよきならまし。其願主州處姓名をしるすも、佛神への爲にはあらず。世上の人へなんとみたかの心ゆへ、かの油料のあがらで捨られたるとき見ぐるしきなり。また町小路を通るにみれば、たま〳〵古道具やみせに、十貫目入の銀箱に、墨くろ〴〵と何屋何兵衞など書たるをみる事あり。これも銀箱の出來たるときは、幾つもこしらへ目出度事のみにて、後には古道具店に家名を暴されんとは思ふまじきにとみるも無爲。これらの事類多きものなり。盛衰轉變をわすれず心してしるしせば、あじきなき名はさらすまじきなり。かやうの事を思ふこゝろゆへ、修覆等にも自然と朽やすきをもいとはぬ注文を出すなりといへば、したしき者ども、扨々おもひがけぬ事故の儉約かなとて、へだてぬ中の物わらひと成りぬ。

閑窻筆記　巻之三

○難産之不審

愚が友何某といふもの、ある醫者に問ていふ、唐土のやうすとはちがひ、今和邦にては、邊鄙の田舍のみ昔の趣にて、醫者に不自由なる故、何もかも壹人に頼めども、京大坂江戸などの繁昌の地には、本科、小兒科、外科、鍼醫、口中醫者、産前産後などいひて、一色づゝのうけ取にて、作事方に大工、左官、石工、屋根や、迭代などとわかりしやうすなり。とはいふものゝ、一色にさへしつかりとした醫者がなければ唐土のむかしのやうに、何もかものこらずひとつにしてはいかぬはづなり。先それは兎も角も、孫思邈が千金方にいひし人間の疾四百四病、いづれも七情外感をのがるゝ事なければ是非なし。爰に一つの不審あり。萬物生々する天地の生育、その氣をうけて形化氣化する中に、畜類鳥類みな陰陽交合して子を生ず。終に難産あるやうすを見ず。産をとすとそのまゝ餌ばみして飛ありく同じ趣なり。然るに人ばかりは難産ありて、半日一日乃至二日三日ゆすりて辛じて生るゝもあり、終に産をとさずして死するもあり。これいかなる道理ならんや。醫師のいはく、もつともなる不審なり。鳥獸はみな天地の自然をうけて生じ、食を求るの外、衣服家宅の欲なく、耳に淫聲の愛執なく、眼に美色の貪着なし。氣化のものはもとより情なし。陰陽の消息に應じ、その氣をうけて生じ、其氣つくれば死す。天地自然のまゝなり。天地の氣にそむき、此方より將迎して難を招くことなし。其代りに受得たる處より外、萬事に應ずる自由もなし。陰陽昇降の氣により、その時節に感じて交合し、その氣充ば産。これ難産なきの理なり。人は萬物の靈たるをもつて、萬事に應じ條理に通ず。故に喜怒哀樂愛惡欲の七情をそなへ、みる事きく

事につけて、六塵の境に迷ひ、六根の罪をつくり、天地の自然にそむく事多し。これ難産あるのところにして、貧き者は自然にちかく難産すくなし。今日の渡世にせわしく、懐妊するといへども、その事を思ふてゐる隙もなく、日々に飯を焚洗濯ものをし、商賣のてつだい、小買物の使あるき、何を思ふてゐる間もなく、食事も能こなし、三度の飯を待兼て肛饑なり、快く食事を喰、夜は草臥よくやすみ、いづかたさまから見舞音信も來ねば、三度の間のものを喰事もなく、養生藥ものまず、天地の自然にまかすに似たり。故に安産おほく難産すくなし。また貴人がたはもとより平人にても、富有の家には、それにひきかへ、扨御懐妊といふほどこそあれ。先御出入の婦人科の醫者に預け、毎日の御見舞、兼て安産の爲とて藥をのませ、平常の仕事もやめて、食養生起居に心をつけ、手をのばすな。蹶くな。足をかゞめて寢るがよしなど、その事のみに貪着してゐるゆへ、本人しばらくも忘るゝとなく、殊に初産などにてはわけて産ときは、とやあらんかくやあらんと物あんじして、氣もめぐらず働も常よりはすくなく、食のこなしもをのづから不食する事出きたり。そりや御食がすゝまぬとやらいひさはぎ、何やかやと口に好ものをすゝめ、外よりの訪尋に、寒具よ肴よともてはやすゆへ、一しほ胸膈ふさがり、間のものにおさへられ、朝夕の飯時分には空腹ならず、喰とむなきを疾のわざと心得、醫者殿も匙加減に首を捻り、養生大事と重き補藥をのます故、いよ／＼胸さきふさがり氣も滯り、自身にも今から此やうにあしくては、産ときいかゞあるべきと心の隙なまかせにおもひ過しして、とう／＼疾ものに仕立あげ、大に天地の自然にそむく故、安産すくなし。爰の處を能く合點して、大事にかけすごさず、自然にまかし、など身をこなし、物おもひせず、いやしき者のこゝろもちにせば、難産すくなかるべきの理なり。さりながら高貴の御かたにも安産あり、貧賤の者にも難産あり。猫のやうなものさへ流産する事あれば、涯論は

ならぬ事なれども、通例にていへば、右いふ通大事にかけすごし、難を招ことおほし。世上の有様よく〳〵思ひ合すべし。何某いはく、成程々々貧賤の者に長壽おほく、富有の人に短命なるもの多きもおなじ道理にて、長壽したがつて藥喰よ、常藥よ、何は藥、何は毒とてめつたに用心第一にしながら、名聞利欲の爲に心氣を勞倦し、欝を發せんと酒と色とをたのしみ、腸胃を腐爛かし、脾臂をやぶり、終に天命を縮るも同じ事なり。小兒をそだつるも大事にかけすごし、却而疾を招く。棄養育にしたる子は、皮膚堅く厚く身のこなしもよく、喰物もあたらず、丈夫に成人す。田舍そだち思ひ合すべし。大事にかけすごしそだつれば、肌肉も柔脆、かりそめにも物事にあてられ、食だゝりありやすし。貧賤なるものは、今日の糧にせはしく、素食を喰ひ、足手を勞して、毎日はたらき、心氣をいためるほどの大事もなく、美味をくはず、美色の奢をなすべき金銀もなければ、おのづから長壽なるものおほきるいなり。その次手に尋る事あり。陰陽和合し、陽施し陰承て體生ずる道理は、易經をはじめ、漢土の爺たちが色々と說をかれたれば、今更沙汰におよばず。その和合するうちに、或は女となり、或は男となり、その作者もしらず。自然に出來するは、これいかなる矩合にて、男女とわかりできるや不審なるものなり。醫師のいはく、此事造化自然の事なれば、何れの書にもいふ人まれなり。或ばいふ、父母交會の際に、陰陽和合の氣に感じ、男の精氣命門より出飛して玉房中に施す。これ陽は施すなり。女も亦和合の氣に感じ、子宮の命門開て、己が攝氣と出飛の精氣と俱に和合して子戸中に入。これ陰は承るなり。和合の氣に感ずる事、男先感じて女後に感じ和すれば、陽氣陰中の陽となり、坎の卦の一陽爻中位に居し、兩陰爻上下を包がごとく、外陰に內陽氣を藏すをもつて女子となる。女先感じて男後に感じ和すれば、陰氣陽中の陰となりて、離の卦の一陰爻中に居し、兩陽爻上下を包がごとく、外陽內に陰氣を藏すをもつて男子

となり、生を受るの初となる。胞胎の內に在て、母の呼吸に隨て天地の氣を受、呼息に天根に接り、吸息に地根に接る。胎元既に足に及で、又此命門より出づと、此說陽は陰に根ざし、陰は陽に根ざすにもかなへども、母の腹中へはいり、父母和合の氣に感じてなる趣を、玉泉中に在て見たるにもあらず。理を考へ想像の說をたてたるものなれば、決定していはれもせず。所詮造化の親父次第にて、作人の夫婦もしらぬ事なれば、不可思議の事として止をよしといふべきなり。何某いはく、げに〳〵もつともなり。いにしへいへる、誰が家にか碧潭の色を染出せる、いづれのたくみか青巖の形を削なせるといふ意味にて、萬木千草の花や青葉も、いかにしてかかくなるといはゞ、いかで道理を究めらるべきや。然るに佛家よりの說か、草双紙るいに、妊あいだ十ケ月を每月預りの佛菩薩をつけ、月々に獨鈷錫杖等のかたちを圖したるは、老婆婦女を誘引の事なり。物理小識等の書に、露のごとし膏のごとし等のことをいひて、十月の品をいへり。此亦想像の說なれば、妙々不可思議こそまことの處ならましと共に笑てやみぬ。

（　）志賀寺上人

惣じて歷々の書物でも、方便やら敎やらにて、噓だらけのものなれば、まして況や軍書などは、おもしろきやうに色々の噓をこしらへかき綴りしものなれば、その筈の事ながら、太平記に、京極の御息所、滋賀の花園見にわたらせ給ひし折ふし、春風に御車の御簾を吹あげたりしに、滋賀寺の上人その間より御息所を見あげたてまつり、七旬におよぶ上人も、色は心の外にて思ひわづらひ居られつゝ、命も今はかぎりにやとの事を御息所きこしめし、いとあはれにおぼしければ、上人を御所へ召れ心ゆかしに、御座の御簾の下より御手を出させたまひ、上人に握らさせ給ひしかば、上人夢のこゝちして

初春の初子のけふの玉箒手に取からにゆらぐ玉の緒

と詠じられければ、御息所取あへず、

極樂の玉の臺の蓮葉にわれをいざなへゆらぐ玉の緒

と返したまひ、上人は迷ひをはらされけるよしを、こま〴〵と述べ、戀路は心の外のたとへにひけり。愚按ずるに、上人折にふれて古歌を詠じられしかはしらねども、此事大なる僞作なるよし、八雲御抄に、能因法師の大納言經信にかたる僻言なりといへり。俊成卿も此よしをいへり。萬葉集に、天平寶字二年春正月三日召侍從竪子王臣等云々とありて、右中辨大伴家持

初春の初子のけふの玉箒手に取からにゆらぐ玉の緒

とあり。俊頼口傳に、玉箒は蓍と申木に春子日の松をひきて箒に作り、蠶養家を掃ふ事ありと、此等の事を思へば、上人の戀は僞作の事と見えたり。それにかぎらず、勢多の橋の下は龍宮城へ通じありとて、藤原の秀鄉の故事を、太平記にも出し、また謠にも作れり。鐘引といふ謠を何ぞと思へば、秀鄉の龍宮城よりもらふてみえた鐘を、龍宮より江州湖中を三井寺へ持て來る事を作るなり。そのるい見きゝして、世上皆江州勢田の橋の下は龍宮へとゞきあると思ふ人多し。然るに明和七年の夏城州大に旱魃して、六月中旬より閏六月七月八月九月に至て雨ふらず。西川東川皆水涸れ、洛中の人家井泉大かた竭、加茂川紙屋川等の中に井を掘、町中より汲運ぶ、東川などには何某殿御用など札を建たる處數あり。七八十年已來の旱魃のよし、めづらしき事なり。そのとき江州湖水のすへ瀬田石山のほとりより、城州宇治の平等院のあたりへ、河の中を歩行してゆかるゝなりとて諸人行、大河の水涸てその河中を行ことゆへ、終に見ぬ大岩巖穴などありて、めづらしき事ども、前代いまだきかざる事なりとて、夥敷見に行ぬ、

その時分は名にきこえし米かしのあたりも白水もなし。岩のみなり。そのころ彼龍宮へとゞきあるといふ瀬田の橋の下も瀬に成、水のある處も明白にて、龍宮の底みえぬ。乙姫秀郷の故事、三井寺の鐘の由來もざつと嘘となりぬ。また宇治平等院前の河中にある島は浮島にて、何ほどの洪水にも流るといふことなし。島のうちにある石の塔をもうき塔と名付、宇治の名所の一つのやうに、世上にても里人もいひはやしけるが、元文年中の洪水に、島も塔もくだけながれ、宇治橋もながれて今はなし。もはやその大水も四十年ばかり已前の事なり。古歌によみし長柄橋のやうに、後には名のみ殘て、宇治橋のありし事は知る人もなくなりつらめ。人々のうき塔といふは、その上網代を禁ぜられし時、思圓上人の供養してたてられし塔なり。むかしは大和州へかよふ渡りなれば、大事の橋なりしかども、今は豐後橋より小倉堤を經て、長池玉水とすぐに南良へ通ふ故、宇治橋はなくても事すみ、里人も旅人も舟渡しなり。古昔は伏見六地藏木幡を經て宇治にいたり、大和に通ひしなるを、文祿年中に、太閤秀吉公流を付かへ、小倉堤を築、豐後州の大名大友氏に命じて橋を造らせ、今のごとく南都へ行やうになれり。それ故その橋を今に豐後橋といふ。かやうの事どもをおもひみれば、軍書や末書にいふてある事は、少も證據にはしられず、よほどしつかりとした書物も、はじめに言通りめつたに油斷は成がたし。まことや書ごとに信ぜば書なきにしかずとは、古賢の格言のみ。

閑窻筆記 巻之四

〇飛鳥川

それ光陰は家賃のごとく、きのふよけふとながき日も、口すぎに隙なくくらし、飛鳥川のながれてはやき質うけの十二月間もなくめぐる事、車の輪のごとくせはしなく、月光でもない書出しのはらへど〳〵また生ず。年波のうちよする鳴戸をこえ、やう〳〵大晦日の曉にいたれば、一向むなしき錢筥も、青をきくたよりとなり、錢をはらはぬ鱈もがなと、心のどかに元日をむかへしも、三ケ日の雜煮喰ては寢〳〵して、七種の粥も、十五日の棚さがしも、一荷の種とすぎて仕廻、初午の稲荷参、涅槃の霰も、彌生の蓬蒿もちも、慰だり喰たりしては日がくれ、卯月八日も花より團子と口にいやしく、花奢風流の遊びもしらず、唯喰事と寢る事のみ人並にて、はやことしも入黴のころになれば、たがまことよりや黴はじめけん。頭巾の古き皮足袋のはき捨、いつのまにやらまつ白になり、五月雨ふりつゞき、をのが時しと昏ころより軒に蚊のこゑ鬧をつくりて、耳のあたりにをしよせ、蚤大にわき出、夜具のうちにてうじつけば、みじかき夜半さへぐつたりとも寢られず。

きのふけふ蚊燻しがいつのまに笄うりて五月雨ぞふる

と、出るまゝに狂歌の眞似して、つく〴〵世上の取やりをおもひみるに、川原の肉蓙までも、その頭〳〵ありて、隅々迄治りし時代なれば撃つ剣つの氣づかひはなし。太平記時分や、應仁時分のやうな、こはひ事はしらぬ萬民なれば、花奢風流の遊藝をもてあそび、衣服家宅も結構に綺羅をみがき、榮耀にはたへる一から、自然ともの入多く、をのれ〳〵が身上相應のもふけにてはたらぬやうになり、色々工夫をこ

らしてもふけたがれど、人もかしこくたがひに工夫くらべをして、何をいふのも金銀の合戰にて、下々等はいふにおよばず、結構に天神さまのやうな御かたでも、戯場の捌役みるやうに裏付肩衣袿衣、麻肩衣、袿衣、いためつけた御業でも、内證きけば同じ事にて、賄かたの勘辨のみ中より下はもとよりにて、世渡りに金銀の帆をあげて、公廨の海上をのれば、何事も波風しづかに阿房なわろでも、めつたに人が立てつまらぬ事でも、大抵は皆もつともにして通るぞかし。富有な人じやとて、めつたに物くれるものではなけれども、人氣は黒心ものにて、寶じやといふと先諂ふ心から、きまゝいふを堪忍して聞てゐるも、若やと思ふ穢き心より起るぞかし。七十ばかりの老人が、十七八な美しき妾をたのしむも、給銀と相談して、あとのへらぬもの故、目をふさぎて身をまかす。遊里の妓婦はいふも愚ちなり。隱者で候とて、身には鶴氅衣を着し、頭には四角な頭巾きて、黒繪の唐人みるやうな人でも、まことと金銀にていかぬ人はすくなし。出家はなをなり、紫衣よ、緋の衣よ、僧正よ、上人よと、生佛のやうにうやまへども、内證は水晶の珠數にかけて、俗家の金銀を新出し、過去現世未來三世のせりふに、大山をやらるゝ黄衣の長老、黒衣の坊さまたちも、相應の小山をこがさるゝ、欲と色とに目のなきは、人々の知る通、長老さま〳〵と殊勝に思ふ出家も、内々は三人子持といふやうな事にて、鼻の處で夫婦喧嘩やらるゝ、至て貧きものゝ取をきになつては、五百文の七百文のと直談して、鰤か鱈か賣買するやうに、まあ三百文おこされよなどゝこぎらるゝほどの事ゆへ、金の事はいかふ上手なり。神職はめつたに火をきらため、木綿手襁をかけ、中臣祓、七五三よ御幣よと、いさぎよき事のみなれど、欲心はおなじ趣にて、心の汚穢をはらひきよむる沙汰はすくなし。儒先生も見臺にかゝり講釋せらるゝやうすと、内證のうけ拂とは大にちがひ、きわ〳〵に斷いふて、三分拂五分拂、その殘りを此方から古ふして除てをかるゝやうな事

は俗人よりもすさまじき先生達も多し。世界一統に爪の長さを思へば、天狗もあやまる位なり。とはいふものゝ、金もたぬ身は、くはず貧楽とたのしんでみても、いろ／＼と氣にくはぬめに逢事おほく、これがよしともいはれず。また金もちの上をおもひやつてみても、金もつたとて、もてばもつたほどの世態の物入、金銀を積で置ては貨殖もできず。貸ば紙壹枚にする事故、種々手段しても戻さぬやつが出來て、大な身上は大な風があたり。それ／＼に損をすれば、人情ゆへ喰かねひでも氣しよくのあしきこゝろづかひして、誰も相應に愼んで、榮曜もえせずに居て、ぬつくりととられては口惜も腹がたてどもせんかたなく、大身體も騙とられに逼塞するたぐひ、大家にも小家にもたんとあり。商ひすれば掛にとられ、現銀賣は水ものまれず。家を買て借屋にすれば、町儀かゝりもの修覆等に物入多く、三四朱位にならではまからず。そのうへ宿賃くさぬか。きたは何事ぞ仕出すと大物入をかぶせられ、家うりてもたらぬやうなめにあふ事はかりがたし。燒失は天道次第とのけてをかねばならず。田地はそこへ行てくらされば、作徳をよこさず。山藪は手前から役人かけて守たす位の大ものならねば、荒されて勘定にかゝらず。古人のいへる貨多ければ身をまもる事がむづかしひとやらいふことの如し。旅するばかりでなく、常のくらしにも由斷はならず。横着な心ざしのならずものが、たんとあるゆへ甘味があると思へば、色々とだまして鳥の毛むしる樣にする故、大層の事では守ができず。さやうな苦もない日本にかくれのなき大金持には成たいといふて、俄にならるゝものでもなし。金もてば安樂なと一概にもいはれずとおもひつゞけて、

金ゆへに神も佛も御開帳地獄の店も一文の錢

などざれことを呟て窓をみれば、夏の夜のみじかさ、小便かへにおどろきて夢をさませど、五月雨はや

ます。山科にはあらねどしやうことなしのわびたくらしに、朝飯の茶漬心やすくうち喰けふのさびしさ、どふぞ趣興の有そふなものといふてみても、一物のいるにくたびれ、佐野源左衞門めきて、いかに世にある人はさぞ茶碗ふり廻し御手まへとやら、たてまへとやらいふてたのしむか。燒香するやうな陶器に、鱗みるやうなものののせて、むつかしひ相談きくやうな顏して樂むか、またはから歌、やまと歌、俳諧狂歌をたのしむか。美しひ膝まくらに色ある夢をたのしむか。或は碁將棊、うち囃子、箏よ三味線よと、いろ〳〵に徒然をなぐさむもありぬべし。われらごときは不器用故、てんしよさへもえしらねば、つれ〳〵のしのぎやうもなく、賣卜先生にいひしごとく、仕馴た粉糠あきなひと、自笑や、鬼笑が殘しをきし草双紙などみて、身最負な了簡つけてみれば、數萬貫目持でも喰事は腹一ぱい、居る處は半疊だけ、死ぬるときはたつたひとり、死出の旅路は供もつれられず、器量な事ながら、大な苦勞はその身の損、兎角喰だけほどの心あてだにあらば、その上は自得するが第一かと思ふなり。生てゐるうちは、神も佛も金ざた、見識のちんぷんかんぷんいふては、掛取がいなず。大悟しても代銀なしに物はくれず。さほど大事の金なれど、死ぬるときは彼妻子珍寶及王位臨命終時不隨者にて、何もかものこして偕老同穴と契りし妻でも、生ながら墓所の穴へもはいらず。一紙半錢の用意もいらず。まことに天下の至樂、寂々寥々これ寂滅爲樂なるべし。命のうち渡世大事、死んだ後ははて成次第と、一日の餘閑をたのしむが勝なりと、銚釐相手に鯖の鮨、木綿の二疊も、自得の處とけふのさびしさをしのぎ侍る。

〇上京七社

愚がちかきほとりに何某といふ若者あり。我老年を訪なぐさめて、家職の餘閑あれば、常に來りて物がたりす。ある夜四方山のはなしの次手に、ほどちかき所なるが、上京西陣七野社はいかなる神さまに

や。俗人は上邊の七野を勸請したるなりといふ人あれども、何ぞ春日樣に緣ある神さまか。時々鹿出て洛中に徘徊する事あれば、南都の春日山より此社への御使なりといふ。これも不審なり。また七野をいひならべてみれば、七野より多くなる。先七野とはどれ〳〵にやととふ。愚いふ、我神學にくらければ、神體いかにといふ事もいはれねども、七野を勸請したるにはあらず。いにしへ梶井宮舟岡に御座とき、御所邊ちかく日吉七社を勸請し給へり。今の七の社これなりと名勝志に書たれば、坂本の日吉と同體なるべし。砂を好給ふの、緣の事を守り給ふのといふことは、いかなる故にやしらず。俗の取ちがへが御社の仕合と成て、緣の御願で大分の御貨殖が出來るか。實にさやうかしらず。春日山より御使に鹿の來る事、神樣仲ケ間の御やうすしらぬ事故、推量の事には了簡なし。世上では佛神に成てもみずに、神佛の御間がらを何のかのと言たつる事多し。さやうの事は信仰せずに、人のいふのにならふてゐるがよし。知りとふてもしれぬ事なり。扨七野の事は、內野、北野、平野、紫野、蓮臺野、上野、萩野の七つなり。一說には、萩野、上野を除て、柏野、柊野を加ふと、雍州府志に出たり。何某いはく、御しめしのごとく、神佛の事にもあやしき多し。自分は若者の事故、ふるき事はしらねど、老年の衆に聞ば、已前は曾てなかりし事のよしなるに、此近來は六月土旺のうちの丑日に、糺の宮の前の水に浴すれば、諸病平愈するとて、毎年その頃下鴨へ老たるをたすけ、小兒を抱、男女夥敷參詣なり。これらむかしよりなかりし事の、近年俄に神德の出來るも不審なるものなり。愚いふ、神德神力の事は、足下やわれらが是非をいふべき事にあらず。攝州住吉濱の泥湯も同じ趣にて、むかしはなかりし事なり。惣じて病を療する治法さま〳〵ある中に、水治する事は狂人を瀧にうたすたぐひ、たま〳〵功を得る事あれ共、温めてめぐらす方の治法は多し。水は陰なるものなれば、冷して平愈をもとむるは、神力なくんば益なくして

害おほかるべし。それに付思ひ出せしはなしあり：もろこし唐の文宗皇帝のとき、亳州といふところに寺あり。その寺に一の泉あり。その住僧詭て衆人を惑していはく、此泉の名を聖水と號して、此水に浴すれば疾を愈こと奇妙なりといひふらす。諸人群集してこの水に浴す。富有の者は人を傭てこれを汲しむ。大に時行、水一斗の價錢三十貫文、なを汲轉て道にて鬻、互に相欺て奇功を云はやらす。此水に浴するものは葷血肉を禁ぜしむ。それ故老病又は危症の病人多死す。浙西の觀察使李德裕これを捕へて詭をたゞし、朝廷に言て、その水を塡塞、僧及其黨を罪におこなへり。此等の趣をもつて思ひみるべし。都て俗に云ことと出所のしれざる事多し。松尾の社は酒神さまなりとて、酒を釀の家各これを尊信す。然れども古記にいふ趣は酒による事なし。神體大山咋神と市杵島姫神の二座なり。平安城は百王不易の都なり。東に嚴神あり、西に猛靈を仰といへり。嚴神といふは加茂皇大神宮、猛靈といふは松尾靈社これなり。かやうのるい佛神に多し。神は宜禰がならはしとやらきゝぬ。居行子にいひしごとく、神佛のたつときは、さやうな事にはあらず。能々まことの處をきゝえて信心すべきなり。

閑窓筆記　卷之五

○上口下口（うはぐちしたぐち）

此ころある夕ぐれに、一兩輩軒の端居して納涼折から、あたりちかき婦人の夕げのこしらへするとて、扨も〳〵口につかはれてといふをきゝて、愚いふ、今めかしき事をいふ人哉。世の中は上口下口につかはるゝわざより外はなきにと笑へば、在會人々また、老人の例のわる口なりといふ。愚いはく、さら〳〵わる口にあらず。世はみな上下の口につかはるゝより外なし。千萬無量にやかましきもこれ故のみ。各滑稽と思ひたまはゞ、試に思ふ處をかたらん。それ人の生を保や、飲食の二つにあらざれば、壽命をかぞふる事あたはず。胃の腑は水穀の海にして、六腑の大源なり。五味口に入て胃に藏り五臟をやしなふ。水穀の氣五臟を和げ調へ、六腑に灑陳して、その精氣は血となり、悍氣は氣となる。血を榮血といひ、氣を衛氣といふ。衛氣榮血つれて一身をめぐり、間斷なければ惣身に透間なし。すきまなければ寒邪暑邪の入るべき處なし。氣の滯りて疾をなす事もなし。人の元氣とするものは水穀の氣なり。それ故元氣とも、穀氣とも、正氣ともいふ。故に氣血のめぐり順なれば、無病息才にて長壽なり。食事すゝまざれば必病ところあり。絕食に及ぶときは命なし。諸人の知る通なり。此趣は貴賤上下へだてなし。美味を喰か。澤山な麁食を喰かの差別のみ。いかなる人にても喰止ば萬事やみ、仁義禮智も本來空も、天人唯一もいらず。喰止でからは菘萊菔のになひうりした、何兵衛が輿に乘てもさしかまひなし。寺へ金さへ進ぜれば、何院と法名しても上つがたと同じかほしてさしかまひなし。貴賤のわかちのむつかしきも、喰てゐるうちの事なれば、身分相應に口につかはるゝといふものなり。貧きものゝその口すぎの所作はい

ふにおよばず。然れども上口ばかりにつかはるゝ事ならば、兼好がいひけんごとく、麻のころも一鉢のもふけ、幾何人の費をかなさんと隱遁の身にでも成なば、飢渇をふせぐばかりの事故、世話もすくなかるべけれども、後なきを不孝の第一とするなれば、大家も小家も相續が大事なれば、いやでも夫婦の二神、（中略）親よ子よ夫よ妻よ兄弟よと色々出來て、さまぐ\の心苦も出生するなれば、脩身齊家は皆下口につかはるゝなり。貴賤貧富皆同じ。傾城傾國色に迷ひ身をあやまり、家をほろぼし國をうしなふたぐひはいふに不レ及。下口につかはるゝにあらずして何ぞや。空を翔る翅、地を走る獸さへ、親は子をめぐみ、雌雄むつまじくしたがひに思ふものをや。みなこれ上口下口の外なし。よく思ひ合せみるべしといへば、人々いかさまいへばいはるゝものなりと、一笑してかへりぬ。

○餘所之夢

赤染衞門が、「夢や夢現や夢とわかぬ哉。とよみしごとく、夢のうき世といやしき賤山がつ迄も、恒に口なれてはいへども、まこと夢なるものをと思ふ人は稀なり。すぎし歌人の、我身は夢のおなじくはうからぬ事をみるよしもがな、とわびしもことわりにて、うき世の夢のよき夢をみる人はすくなく、うき事こそ多けれ。見はてぬ我身の夢も、粟飯かしぐよりながく成ぬれば、やがてさめなんと待うちにさへも、うさをみするは命なれば、よろづおもしろからぬ老らくの、近ごろうわさをきくにも無爲事こそあんなれ。去かたに仕官の人々數人、すぐならぬ事ありしとて、俄に召捕れ囚となり、門前に市をなせし家居も、門戸かたく鎖して、庭の立枝の青葉さへ哀にみゆるも、みる人の心からにや。昨日は青雲の客たりしも、今日は縲紲の奴となる。その身の罪とはいひながら、かはりはてたる有さまなり。その人々の中に、何某といふ人に、愚もしたしくまじはり、そこ こゝとうちつれ行しかば、一しほにその母なる人や、妻

子のさぞかなしくありつらめと、いと哀にも思ひやり侍る。ひとりの妾のありしが、もとは遊里の妓婦にして、媚ける女なりし。彼何某とかはす枕の契りふかく、うき名の立し中にて、千辛萬苦してやう〳〵と宿の妾となりし事を能々知侍れば、此女の心のうちも、いかばかりならましといぢらしかし。此等の人々は扨もよからぬ夢を見らるゝことよ。寤ての後は同じ事とはいひながら、餘所のみるめもあはれなり。愚、幼少より老年にいたるまで、數十年の間にしたしくもうとくもまじはり、または相知りし人數を思ふに、袂もせばき賤の身ながら、千をもつてかぞふべし。その幾千の人々の夢を餘所めにみるに、よき夢見しと思ふ人はすくなく、十に三なり。おほくはくるじき夢をのみ見るぞかし。誰それこそと立身出世したる人は、夢がさめてもその當分はより來る人々も、ありし世の事などいひ出て、何やらやかましけれど、日數がたてば去るものはうとく、次第にいひ出す事もなく、星移り人かはれば知る人もなくなり行く。ましてや數ならずいやしきものはいふにおよばず、和漢とも書籍に殘り、千載の後迄も朽ちぬ名のきこえ、我等ごとき迄も、その代の人、かの代の何某と知りて云出ししたふは何故ぞや。その人の德行ありし故ならずや。惡人にても大事をなしたる惡人は、臭名の今の世迄も殘る。その餘並々億兆の人は、何に名ののこる事も少く、夢のさめたる後は、さしもの心苦も皆小兒の嬉戯のやうに成行ぞかし。いかほどの金もちでも、死んで數十年の後には人もしらず、いひ出す人もなきやうに成行はおなじ事なり。誰が身の上にも相知れる人の在はなく、亡は數そふならひはおなじければ、銘々身を省て思ふべし。餘所の夢をわきめに能々みて、我身の夢の寤さる後を察觀ば、貪欲のわざもあるまじ。少しにても人の爲になるべき德行あらば、夢のさめたる後も古人のごとく、また夢の現をよび出す人もあるべし。みはてぬ夢によしなき惡心をもたざるやうにありたきものなり。

一、無言棲遑

古昔後漢の司馬徽、字は德操、道號を水鏡先生といふ人あり。世に隱れ住潁川の人なり。人々と語るに善惡の長短をいふことなく、人の云事を聞て、その好惡を問ずして、皆その答に好々といふ。鄕人司馬徽が安否を問に、その答にも好々といふ。あるとき人ありて我子の死せしことを陳るに、その答にも大に好といふ。徽が妻これを責て曰、人きみが德ありと思ふ故に相告るに、我子の死をもつてす。きみこれを聞て大に好といひ給ふ。人情の今日をいかん。徽が曰、鄕が云も亦大に好と、たゞ何事も好々とのみいひて、善惡をかたらざりし人なり。どふやら世間并に思ふてみれば狂人のやうにおもはるゝなり。然れども能々思ひみれば、ふかき心なり。故に故事にも成てのこれり。あきらかに道理を聞わけ、その人の短き處をいへば喜びて諫をもちゆる人はすくなきものなり。居行子後編にいひしごとく、その段は韓非子が說難の辯にて盡たり。然るときはしたしき者の長短さへいひがたし。いはんや他人の長短はいふべき筈にてもなし。その上長短をいはずとも、世俗の思ふ處と、世を遁るゝほどの人の思ふ處とは、逆もあはぬはづの事なれば、所詮萬事の善惡をわけず、只好々とのみいひしとおもはるゝなり。愚も中年李令伯が陳情表を感慨して、後は祖母の爲に致仕して、世の閑人となり、つら〳〵世上を觀るに、先儒佛神の學文を偶る人々は、北條時賴記に靑砥左衛門がいひしごとく、文華さかんにはやらかし、聖賢の經書を取扱、講談の席をひらく事多しといへども、その學者のふるまひさらに古聖のおきてをまもらず、佞奸重欲なる事、殆ど常人にまされり。毀譽偏執をむねとし、他の善をおほひ妬み、惡あらはしてすくふ事なし。況や佛法はなをなり。王法の外護としこ、國家平治のたすけとして、道の行ひ殊勝の上人ありて、四海安穩の祈をいたし、出離生死のをしへをひろむべきは、浮圖氏の正理なるに、今諸寺の

僧法師といはるゝもの寺格をあらそひ、俗人に高慢し、僧綱たかくすゝみ、貪欲ふかく佛祖のをしへにたがひ、或は不學無智にして梵妻にまよひ、妓婦に耽り、色情俗情専らにして、富家にこびへつらひ、茶の湯遊興に施物を費し、身には綾羅を餝、食には肉味をくらひ、濫行ほしいまゝなり。たま〳〵學智行德ある出家あれば、忌憎こと老鼠をみるが如し。說法には成佛のすゝめをしろものにして、人の歸依を求め利欲に走る。佛祖のをしへは錺のみ。神職祝部の衆中は、神道を取うしなひ、陰陽顯冥の相にまどひ、祈禱にことをよせて財寶を貪り、託宣にことばをかりて利欲をむねとし、奸曲邪欲をいましめず、格式をあらそひ人にたかぶり、たがひにうらみたがひにいかる。浮圖氏の趣におなじ。三教の學者さへ如レ此。ましてや俗人に於をや。韓非子がいひしごとく、主人はやるものを寡くやつて、たんと遣ひたがる。家隷は多く取て些と働きたがる。親は養育教訓に骨もをらずして孝行をもとめ、子は大恩をおもはず、己が勝手のみをいひて不孝をかへりみず。夫は惠すくなふして、妻を奴婢のやうにつかひ、妻は夫につかゆる事はせで、己が欲を先だて分上をしらず、衣服をかざりたがり、兄弟は骨肉の天合をわすれ、利欲の爲にあらそひをなし、朋友は飮食酒色の交にしたしく、眞義の信なし。五倫の道各そのかたばかりにして、心のまことあるはすくなし。惣じて先生家の教導いやらしく、儒者めかし、或は禪僧めき、數百の弟子をあつめる君子顏も、名聞のみにして實行あるは稀なるものなり。或は利の爲にし、或は名の爲にする者のみ。太史公がいひけんやうに、刑罰國に偃すべからず。教笞家に廢すべからず。孔子在世の時さへ教にかなふ人まれなり。列國に周流ありてももちひられず。上堯舜より下明淸の朝にいたるまで、仁政にかなひし政にて治りしといふは、三千餘年を經るうちに纔に四五百年にはすぐべからず。今千載の後仁義ばかりいふて居て刑罰なくんば、直なる人は稀なれば、治世今のごときはあるべか

らず。文武兩輪のごとくならざれば、四海波しづかなる事かたし。惡事がしたふても刑罰がこわさにいたかはなせにて、あしき心の者も法にしたがふて、世上が大抵にゆくといふべきものなり。本然の性を知ことばかりをいふてゐて、野父な事ではなみ〳〵の人間千や二千はまはしもなるなり。けれども迹も、治國平天下に通じる大教にはならぬ事なり。かやうな趣のもの故、皆われがよしとならではおもはぬものなれば、正道の理を說、治亂興廢、盛衰得失の論をいふても、常人は馬耳風にて、眞實心にうけいるゝ人まれなれば、司馬徽が好々も大に好、誰も眞似がしたけれど、此方に肝心の德がなきゆへ、狂人にして人がゆるさねば、無是非世にならふより外はなきのみ。

閑窓筆記終

昭和参年九月二十日印刷
昭和参年九月二十五日發行

日本隨筆大成第二期第五回

編纂者　日本隨筆大成編輯部
代表者　早川純三郎

東京市本郷區森川町一番地
發行兼印刷者　櫻井庄吉

東京市本郷區森川町一番地
發行所　日本隨筆大成刊行會
振替貯金東京二六七〇〇番
電話小石川三〇二二番

發賣所
東京市日本橋區數寄屋町　六合館
名古屋市西區下長者町四丁目　川瀨書店
大阪市東區北久太郎町四丁目　柳原書店
東京市京橋區鈴木町　日用書房
東京市牛込區早稲田鶴巻町　國際美術社

